

第341回高知県議会（9月）定例会日程

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 | 行 事 |
|-------|-----|-----|---|
| 9月21日 | 木 | 本会議 | 開会 新任代表監査委員並びに職員の紹介 会期の決定（22日間） 議案の上程40件（予算2、条例4、その他12、報告22） 提出者の説明 尾崎知事 議案の上程（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号） 採決 |
| 22日 | 金 | 休 会 | 議案精査 |
| 23日 | 土 | 休 会 | |
| 24日 | 日 | 休 会 | |
| 25日 | 月 | 休 会 | 議案精査 |
| 26日 | 火 | 休 会 | 議案精査 |
| 27日 | 水 | 本会議 | 質疑並びに一般質問 弘田議員 吉良議員 |
| 28日 | 木 | 本会議 | 質疑並びに一般質問 黒岩議員 久保議員 前田議員 |
| 29日 | 金 | 本会議 | 議案の追加上程（第19号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 質疑並びに一般質問 土居議員 横山議員 |
| 30日 | 土 | 休 会 | |
| 10月1日 | 日 | 休 会 | |
| 2日 | 月 | 本会議 | 質疑並びに一般質問（一問一答） 加藤議員 坂本(茂)議員 中根議員 西森議員 金岡議員 坂本(孝)議員 大野議員 |
| 3日 | 火 | 本会議 | 質疑並びに一般質問（一問一答） 米田議員 今城議員 石井議員 浜田(豪)議員 田中議員 武石議員 決算特別委員会の設置 |

| | | | |
|-----|---|-----|---|
| | | | 委員会付託 議員派遣に関する件（議発第3号） 採決 |
| 4日 | 水 | 休 会 | 委員会審査 |
| 5日 | 木 | 休 会 | 委員会審査 |
| 6日 | 金 | 休 会 | 委員会審査 |
| 7日 | 土 | 休 会 | |
| 8日 | 日 | 休 会 | |
| 9日 | 月 | 休 会 | （祝日） |
| 10日 | 火 | 休 会 | 委員会審査 |
| 11日 | 水 | 休 会 | |
| 12日 | 木 | 本会議 | 委員長報告 採決 議案の上程（議発第4号—議発第6号） 採決 議案の上程（議発第7号） 採決 継続審査の件 閉会 |

第341回高知県議会定例会会議録目次

| | |
|------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 議員席次 | 1 |

第1日（9月21日）

| | |
|-----------------------|----|
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 説明のため出席した者 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 4 |
| 議事日程 | 4 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 新任代表監査委員並びに職員の紹介 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 議案の上程、提出者の説明 | 6 |
| 尾崎知事 | 7 |
| 議案の上程、採決（議発第1号 意見書議案） | 21 |
| 議案の上程、採決（議発第2号 意見書議案） | 21 |

第2日（9月27日）

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 23 |
| 欠席議員 | 23 |
| 説明のため出席した者 | 23 |
| 事務局職員出席者 | 24 |
| 議事日程 | 24 |
| 諸般の報告 | 25 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 弘田議員 | 25 |
| 1 産業振興計画の推進について | 25 |
| 2 他国からの暴挙に対する危機対応（知事の決意、関係機関及び自衛隊との連携）について | 26 |
| 3 Jアラートに対するマスコミの報道姿勢について | 27 |

| | | |
|----|--|----|
| 4 | Jアラートへの対応について…………… | 27 |
| 5 | マスメディアの報道姿勢について…………… | 27 |
| 6 | 獣医師不足への対応（ペット病院の状況、公務員獣医師の確保）について…………… | 28 |
| 7 | 地域医療へのICT活用（現状と今後の見通し）について…………… | 28 |
| 8 | 東部地域の医療（現状と確保策）について…………… | 29 |
| 9 | 医療従事者の確保（奨学金制度を利用した学生の現状、県立あき総合病院を中心とした仕組み）について…………… | 29 |
| 10 | 地域包括ケアシステム（現状、ICT活用による介護職員の定着、建設会社等とのコラボレーションによる施設の充実）について…………… | 30 |
| 11 | 未来を担う若者の育成について…………… | 30 |
| 12 | 国旗・国歌（私立学校への要請、現状の受けとめと対応）について…………… | 31 |
| 13 | 路面電車（北部延伸）について…………… | 32 |
| 14 | 道路整備（道路関係予算の拡大、四国8の字ネットワークの早期完成に向けた市町村との連携）について…………… | 33 |
| 15 | 都市計画道路はりまや町一宮線（新たな道路計画の考え方、工事中断区間の判断）について…………… | 33 |
| | 尾崎知事…………… | 34 |
| | 酒井危機管理部長…………… | 39 |
| | 笹岡農業振興部長…………… | 40 |
| | 山本健康政策部長…………… | 41 |
| | 門田地域福祉部長…………… | 42 |
| | 門田文化生活スポーツ部長…………… | 44 |
| | 福田土木部長…………… | 44 |
| | 弘田議員…………… | 45 |
| | 吉良議員…………… | 47 |
| 1 | 政治姿勢（国会における説明責任、臨時国会冒頭での衆議院解散、対話による北朝鮮問題の解決、日本の積極的な働きかけ、核兵器の違法化、ミサイル発射に関する政府の情報提供と県の対応、正確な情報と冷静な対応の要請、政府の姿勢と整合性のない原発への対応）について…………… | 47 |
| 2 | 都市計画道路はりまや町一宮線（まちづくり協議会の委員、水辺を生かしたまちづくりに視点を置いた協議、4車線化以外の案、高速バスのルート変更、もう一つのまちづくりビジョン）について…………… | 50 |
| 3 | 教員の多忙化解消（勤務条件の整備、教員配置の抜本的な拡充、学級数と教員数に関する施策）について…………… | 51 |
| 4 | 戦争遺跡の保存と活用（重要性の認識と県内の現状、悉皆調査、旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫への認識、県の関与）について…………… | 53 |
| 5 | パチンコ店の新設（学校付近での営業、過去の営業許可状況と不許可事例、 | |

| | |
|---|----|
| ギャンブル依存症への認識とさらなる規制、学校教育上の取り組み、ギャンブル依存症への取り組み) について | 54 |
| 尾崎知事 | 56 |
| 福田土木部長 | 61 |
| 樋口中山間振興・交通部長 | 62 |
| 田村教育長 | 63 |
| 小柳警察本部長 | 65 |
| 織田公安委員長 | 66 |
| 門田地域福祉部長 | 66 |
| 吉良議員 | 67 |
| 田村教育長 | 68 |
| 織田公安委員長 | 68 |
| 福田土木部長 | 69 |

第3日（9月28日）

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 71 |
| 欠席議員 | 71 |
| 説明のため出席した者 | 71 |
| 事務局職員出席者 | 72 |
| 議事日程 | 72 |
| 諸般の報告 | 73 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 黒岩議員 | 73 |
| 1 ICTの活用（働き方改革、幡多医療圏EHR事業への関与及び幡多地域における医療・介護連携の推進）について | 74 |
| 2 産業振興の取り組み（県外大学生のUターン就職支援、高知県移住促進・人材確保センターにおける連携や取り組みの強化、各産業分野における事業戦略の取り組み、新たな事業を創出し続けることを可能とする取り組み、こうち産業振興基金の再造成）について | 75 |
| 3 障害児・者の支援（障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定状況、高次脳機能障害者の実態把握及び高次脳機能障害相談支援センターの支援、医療・福祉・教育機関などとの連携強化、専門職の育成、就労継続支援事業所、家族や本人への精神的フォロー、発達障害の早期発見・早期支援、ゲイズファイnderの活用、個々のケースに寄り添う対応、ヘルプマークの導入・推進、高等学校での通級指導）について | 77 |

| | | |
|---|--|-----|
| 4 | 久万川・紅水川・江ノ口川の浸水対策（高知市街地浸水対策調整会議での議論、久万川の容量不足への対策）について…………… | 80 |
| 5 | 高等学校における中途退学者防止の取り組み（現状と課題、中途退学者へのサポート、発達障害の可能性のある子供への対応）について…………… | 80 |
| 6 | 国民健康保険制度の改革（事業費納付金の激変緩和措置、壮年期死亡率の改善）について…………… | 81 |
| 7 | 定期監査報告（監査結果、指摘に対する認識と対応）について…………… | 81 |
| 8 | 地方議員の選挙用ビラ（法改正に伴うスケジュール）について…………… | 82 |
| | 尾崎知事…………… | 82 |
| | 山本健康政策部長…………… | 85 |
| | 中澤商工労働部長…………… | 86 |
| | 門田地域福祉部長…………… | 88 |
| | 田村教育長…………… | 92 |
| | 福田土木部長…………… | 94 |
| | 植田代表監査委員…………… | 95 |
| | 梶総務部長…………… | 96 |
| | 恒石選挙管理委員長…………… | 96 |
| | 黒岩議員…………… | 97 |
| | 中澤商工労働部長…………… | 98 |
| | 門田地域福祉部長…………… | 98 |
| | 山本健康政策部長…………… | 98 |
| | 黒岩議員…………… | 99 |
| | 久保議員…………… | 99 |
| 1 | 四国の新幹線の早期実現（新幹線の持つポテンシャルと四国導入の意義、整備によるマイナス面、費用対便益と経済波及効果、遠隔地とのイメージ、整備の財源、四国に合った規格、並行在来線の存続、整備のタイミング、戦略）について…………… | 99 |
| 2 | 食肉センター（設置主体と運営主体のあるべき姿）について…………… | 102 |
| 3 | 道路財源（一般財源化後の道路整備予算の推移、国庫補助負担率の時限措置、戦略的な取り組みの情報発信）について…………… | 103 |
| 4 | よさこい祭り（東京オリンピック・パラリンピックの開閉会式での演舞、よさこい踊り世界大会の実現、世界へ発信するためのJICA事業の活用、本部競演場の敷席のあり方）について…………… | 104 |
| 5 | 観光振興（高知城天守内の展示物、高知城歴史博物館での館内ガイドの状況及び土佐観光ガイドボランティアとの連携、外国人観光客の買い物の利便性、高知城のトイレの洋式化、観光ガイド団体との連携）について…………… | 105 |
| | 尾崎知事…………… | 107 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 樋口中山間振興・交通部長 | 110 |
| 福田土木部長 | 112 |
| 伊藤観光振興部長 | 113 |
| 田村教育長 | 116 |
| 門田文化生活スポーツ部長 | 117 |
| 岩城副知事 | 117 |
| 久保議員 | 118 |
| 前田議員 | 118 |
| 1 50年先の教育について | 118 |
| 2 国際バカロレア教育について | 119 |
| 3 県立中学校入試日程について | 120 |
| 4 中小・小規模事業者への支援策（働き方改革）について | 120 |
| 5 人口推計のあり方について | 121 |
| 6 高齢者の貧困問題について | 122 |
| 7 骨髄ドナー登録と移植に対する支援について | 122 |
| 8 復興のシンボル（高知城の南海トラフ地震被害想定）について | 123 |
| 9 車検切れ車両の取り締まりについて | 123 |
| 10 外国人観光客の満足度向上について | 124 |
| 11 保育料無償化について | 125 |
| 12 衆議院解散総選挙における県民への期待について | 125 |
| 尾崎知事 | 126 |
| 田村教育長 | 127 |
| 中澤商工労働部長 | 129 |
| 松尾産業振興推進部長 | 130 |
| 門田地域福祉部長 | 130 |
| 山本健康政策部長 | 131 |
| 小柳警察本部長 | 131 |
| 伊藤観光振興部長 | 132 |
| 前田議員 | 132 |
| 田村教育長 | 133 |
| 尾崎知事 | 133 |
| 前田議員 | 134 |

第4日（9月29日）

| | |
|------|-----|
| 出席議員 | 135 |
|------|-----|

| | |
|---|-----|
| 欠席議員 | 135 |
| 説明のため出席した者 | 135 |
| 事務局職員出席者 | 136 |
| 議事日程 | 136 |
| 議案の追加上程、提出者の説明、採決（第19号） | 137 |
| 尾崎知事 | 137 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 土居議員 | 138 |
| 1 魅力ある農村づくりと移住促進（半農半Xの推進、農地取得に係る下限面積の見直し、光ケーブル通信網の整備、W i - F i 環境整備、農家住宅の構想の実現、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用、捕獲有害鳥獣の有効活用）について | 138 |
| 2 農業振興策（高育76号に対する期待と展望、減反政策終了後の対応、鮮度保持技術の成果と普及）について | 141 |
| 3 産業振興と人材確保策（首都圏人材ネットワークの活用、県外大学生のUターン促進策）について | 143 |
| 4 保育士のキャリアパスの構築と処遇改善（処遇改善等加算の活用、技能や知識の取得状況の明確化）について | 144 |
| 5 医療的ケア児の保育体制の整備について | 145 |
| 尾崎知事 | 145 |
| 笹岡農業振興部長 | 148 |
| 梶総務部長 | 150 |
| 樋口中山間振興・交通部長 | 150 |
| 中澤商工労働部長 | 151 |
| 田村教育長 | 152 |
| 土居議員 | 153 |
| 諸般の報告 | 154 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 横山議員 | 154 |
| 1 地方創生（国の政策、包括協定、関連交付金に関する要望の反映状況、活用実績・成果・課題と今後の働きかけ、ハード整備への活用、地方創生拠点整備交付金の継続、林道整備に係る市町村への支援、地方創生道整備推進交付金の活用、林道整備促進協議会への地元の声の反映、開催の手応え、林道整備に係る予算の確保、超高速ブロードバンド）について | 154 |
| 2 四国八十八景プロジェクト（県の働きかけ、観光資源の磨き上げ、インフラ整備、外貨を稼ぐ仕組みづくり、ほかの観光資源との相乗効果）について | 156 |
| 3 県財政の中長期見通しと自治体財政（今後の見通し、県債残高の減少、市町 | |

| | |
|--|-----|
| 村の改善傾向) について…………… | 157 |
| 4 地方交付税 (削減による影響と国への働きかけ) について…………… | 158 |
| 5 児童の交通安全対策 (電停、通学路、危険箇所の調査及び地元意見の反映、ゾーン30の有効性、保護者などの評価、事前準備と整備後の対応、未整備地域への対応、ドライバーへの周知・啓発) について…………… | 158 |
| 6 水防災意識社会の再構築 (一体的なハード・ソフト対策、床上浸水対策特別緊急事業の進捗、的確な避難勧告・避難指示のための支援、住民への連絡体制の強化、土砂災害対策、地域に応じた防災教育、防災教育の磨き上げ) について…………… | 160 |
| 7 県内アユ資源の保護 (漁獲量の減少、カワウによる食害、外来魚による被害、総合的かつ広域的な対策と支援) について…………… | 162 |
| 8 障害者福祉 (障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定状況と相談窓口の設置状況、自治体への支援、ヘルプマークの導入・推進) について…………… | 162 |
| 尾崎知事…………… | 163 |
| 梶総務部長…………… | 165 |
| 田所林業振興・環境部長…………… | 167 |
| 伊藤観光振興部長…………… | 169 |
| 福田土木部長…………… | 171 |
| 小柳警察本部長…………… | 173 |
| 酒井危機管理部長…………… | 176 |
| 谷脇水産振興部長…………… | 176 |
| 門田地域福祉部長…………… | 177 |
| 横山議員…………… | 178 |

第5日 (10月2日)

| | |
|---|-----|
| 出席議員…………… | 179 |
| 欠席議員…………… | 179 |
| 説明のため出席した者…………… | 179 |
| 事務局職員出席者…………… | 180 |
| 議事日程…………… | 180 |
| 質疑並びに一般質問 (一問一答) | |
| 加藤議員一 (尾崎知事、笹岡農業振興部長、中澤商工労働部長、門田地域福祉部長、田村教育長、伊藤観光振興部長) …… | 181 |
| 1 衆議院解散総選挙について…………… | 181 |
| 2 四国への獣医学部新設 (所感、県との連携) について…………… | 183 |

| | | |
|---|---|-----|
| 3 | 人手不足（若者の就業機会の確保、生産性向上のための取り組みと金融機関との連携、女性や高齢者の活躍促進）について…………… | 185 |
| 4 | 少子化対策（希望出生率危機突破宣言の狙い、出産をためらう要因、多子世帯への子育て支援）について…………… | 188 |
| 5 | 学校施設の老朽化（県立学校の現状、県立学校施設長寿命化計画の策定、市町村立小中学校の現状、市町村による学校施設長寿命化計画の策定）について…………… | 191 |
| 6 | 観光振興（外国クルーズ船寄港の経済効果とその拡大、地域ごとの取り組み、地域経済に波及効果をもたらす取り組み）について…………… | 193 |
| 坂本(茂)議員一（酒井危機管理部長、尾崎知事、福田土木部長、田村教育長、門田文化生活スポーツ部長、山本健康政策部長）…………… | | |
| 1 | 南海トラフ地震対策における地区防災計画（策定のための啓発、南海トラフ地震対策行動計画への位置づけ）について…………… | 196 |
| 2 | 憲法改正における緊急事態条項について…………… | 197 |
| 3 | 原発問題（映画「日本と再生」の感想とエネルギー施策、伊方原発再稼働に対する説明の合理性、原発稼働による電力の安定供給との考え）について…………… | 199 |
| 4 | 都市計画道路はりまや町一宮線（事業費の見積もり、まちづくり協議会で結論を出す時期）について…………… | 203 |
| 5 | 部落差別解消推進法に基づく具体的施策（人権が尊重される社会の実現、学校教育における取り組み、ネット上の差別情報掲載の現状把握とモニタリング）について…………… | 206 |
| 6 | 化学物質過敏症への対応（一元的な相談窓口の設置、在籍児童生徒の把握、今後の取り組み、災害時における配慮）について…………… | 207 |
| 中根議員一（田村教育長、尾崎知事）…………… | | |
| 1 | 中学校給食の実施（基本方針、実施率の全国比較、実施率100%に向けた努力、未実施となる高知南中学校に生じる格差と不利益、配送実施の要求）について…………… | 209 |
| 2 | いじめ問題（南国市中学生自死問題に対する文部科学省の指導、県の指導状況、南国市教育委員会からの相談、文部科学省の指導に対する南国市教育委員会の対応、茨城県の事例、県の指導のあり方）について…………… | 212 |
| 西森議員一（尾崎知事、田村教育長）…………… | | |
| 1 | 高知国際中学校・高等学校（開校に当たっての思い、校歌等の検討状況、校歌の方針決定のプロセス、選考委員会の設置目的、所掌事務から校歌が除かれた理由、選考委員会を経ていない決定、校歌の意義、理念と建学精神、高知西高等学校校歌と新しい学校の建学精神との関係、議会への報告、高知西高等学校との関係、新設校における新しい校歌、高知西高等学校の運営への支障、同一敷地内に存在する2校の学校運営、主体性と独自性、平成35年度 | |

| | |
|---|-----|
| 入学式における校歌、今後のスケジュール、新校歌の作成) について…………… | 216 |
| 2 県道の安全性 (県道須崎仁ノ線の岩盤崩落事故後の安全対策) について…………… | 225 |
| 金岡議員一 (松尾産業振興推進部長、樋口中山間振興・交通部長、福田土木部長、笹岡農業振興部長、尾崎知事、酒井危機管理部長、田所林業振興・環境部長) …… | 226 |
| 1 嶺北版生涯活躍のまち構想 (移住者誘致、移動手段の確保、インフラ整備) について…………… | 226 |
| 2 新規就農者対策におけるのれん分け制度の充実について…………… | 228 |
| 3 大川村プロジェクトにおける人口増加のための提案 (取り組む決意と所見) について…………… | 229 |
| 4 災害情報伝達における聴覚障害者への対応について…………… | 230 |
| 5 谷筋での間伐と林地残材 (豪雨に備えた取り組み) について…………… | 230 |
| 坂本(孝)議員一 (尾崎知事、梶総務部長、中澤商工労働部長、松尾産業振興推進部長、笹岡農業振興部長、山本健康政策部長、谷脇水産振興部長、田村教育長、井奥公営企業局長、門田地域福祉部長) …… | 231 |
| 1 地方分権と地方創生 (受け皿となる地域の成長、地域自立への意識変化、目指す将来像の実現、市町村における基金の現状、国の基金議論への対応、消費税引き上げによる地方交付税への影響) について…………… | 231 |
| 2 人口減少と雇用の確保 (企業立地の展望、ものづくり分野及び食品分野での支援) について…………… | 235 |
| 3 農業政策 (取り組みの重点、新規雇用就農者等及び農地の確保、U・Iターン就農者の確保、クラスター形成における課題と取り組み、6次産業化の現状及び加速化、中山間地域の収入増加と産地化、農産物の流通と販売の仕組み、燃料タンク対策) について…………… | 236 |
| 4 高知新港の将来像について…………… | 240 |
| 5 広域火葬体制の整備 (取り組みの現状、市町村の遺体対応マニュアルの策定支援) について…………… | 240 |
| 6 大災害時の漁船の活用 (現状、操業中の漁船への連絡方法) について…………… | 241 |
| 7 子供の安全確保 (保育所等の高台移転の進捗状況と課題) について…………… | 242 |
| 8 大災害時の医療の安全確保 (停電による県立病院への影響、透析患者への対応と上水の確保、電力復旧までの対応) について…………… | 242 |
| 9 高知ギルバーク発達神経精神医学センターの検証 (運営の現状と課題) について…………… | 244 |
| 大野議員一 (尾崎知事、福田土木部長、門田地域福祉部長、樋口中山間振興・交通部長、田村教育長) …… | 244 |
| 1 仁淀川流域 (産業振興の取り組み、博覧会の開催、国道33号の通行規制の早期解消、県道伊野仁淀線の整備、柳瀬川の改修工事) について…………… | 245 |

| | |
|---|-----|
| 2 障害者福祉（重症心身障害児の実態把握、障害児福祉計画の策定、支援事業所、手話言語条例の制定、低床バスの導入、停留所のバリアフリー化）について…………… | 249 |
| 3 教育行政（青少年保護育成条例改正に伴う具体的な対応、インターネットの適切な利用）について…………… | 252 |

第6日（10月3日）

| | |
|---|-----|
| 出席議員…………… | 255 |
| 欠席議員…………… | 255 |
| 説明のため出席した者…………… | 255 |
| 事務局職員出席者…………… | 256 |
| 議事日程…………… | 256 |
| 諸般の報告…………… | 257 |
| 質疑並びに一般質問（一問一答） | |
| 米田議員―（山本健康政策部長、尾崎知事、門田文化生活スポーツ部長、福田土木部長）…………… | 257 |
| 1 民泊問題・住宅宿泊事業法（民泊施設の状況、トラブルなどの事例、実施を制限する条例の制定、観光立国推進基本法に基づく観光の持続的発展）について…………… | 257 |
| 2 高知龍馬マラソンへの車椅子ランナーの参加（認めない理由、解決に向けた検討、障害者スポーツの充実、ハーフ・10キロ・5キロマラソンの実施、障害者団体等の実行委員会への加入、実現に向けた決意）について…………… | 260 |
| 3 県営住宅の家賃減免制度の改善（制度の利用状況、未利用者への周知徹底、誤解を与える説明文の改善、市町村の取り組み状況、コンビニエンスストアでの支払い）について…………… | 263 |
| 今城議員―（尾崎知事、福田土木部長、田所林業振興・環境部長、酒井危機管理部長、谷脇水産振興部長、笹岡農業振興部長）…………… | 265 |
| 1 九州北部豪雨を踏まえた対策（防災・減災対策、避難を促す情報提供、河川水位観測所、水位周知河川の指定促進、早期指定が困難な河川での対策、流木災害危険地域の把握、防止対策、消防団員の安全確保）について…………… | 266 |
| 2 所有者不明土地対策（所見、相続登記の促進）について…………… | 270 |
| 3 養殖魚の輸出拡大（中小加工場のHACCP認証取得、ASC認証や養殖エコラベル認証の取得、ブリの人工種苗生産、養殖魚の生産拡大、漁港機能の集約化）について…………… | 271 |
| 4 農業振興（GAPの推進、国際衛生規格の取得）について…………… | 274 |

| | | |
|--|--|-----|
| 5 | 林業振興（林道整備、森の工場の拡大）について…………… | 275 |
| 6 | 応急期機能配置計画（計画策定後の市町村の現状、広域ブロックでの調整、 民有地の活用）について…………… | 276 |
| 石井議員一（笹岡農業振興部長、尾崎知事、山本健康政策部長、伊藤観光振興部長）…………… | | |
| 1 | 食肉センター（土佐あかうしの増頭計画、畜産物の輸出、新センターの運営、 四万十市営食肉センターの位置づけ、交付金事業の採択へ向けた協力、補助 金等の支援、食肉衛生検査所の継続と人員確保）について…………… | 277 |
| 2 | 観光振興（「志国高知 幕末維新博」第2幕、外国人観光客の位置づけ、高齢 者や障害者に向けた施策、バリアフリーツアーセンターの早期開設及び施策 としての取り組み）について…………… | 281 |
| 浜田(豪)議員一（尾崎知事、田村教育長、門田地域福祉部長、伊藤観光振興部長、樋 口中山間振興・交通部長）…………… | | |
| 1 | 教育政策（学校支援地域本部事業を通じた地域見守り体制の構築、家庭教育 支援の重要性、チームの現状と課題）について…………… | 286 |
| 2 | 福祉政策（介護事業所における運営基準違反等、養介護施設従事者等による 虐待問題、老人福祉・介護事業の維持と充実、地域包括ケア「見える化」シ ステム）について…………… | 290 |
| 3 | 宝石サンゴを取り巻く環境について…………… | 293 |
| 4 | 交通政策（外国人旅行者の誘客、高知龍馬空港の利用者数、LCCの誘致） について…………… | 296 |
| 田中議員一（門田文化生活スポーツ部長、尾崎知事、笹岡農業振興部長、福田土木部 長、田村教育長）…………… | | |
| 1 | スポーツの振興（生涯スポーツの現状、障害者スポーツの拠点づくり、総合 型地域スポーツクラブの実情、地域スポーツ推進のためのネットワークづく り）について…………… | 299 |
| 2 | 農業の振興（水田活用の実態把握及びフル活用ビジョンの策定、温暖化によ る影響及び果樹への適応策、担い手の育成、G I 保護制度の登録）について…………… | 301 |
| 3 | 土木行政（土砂災害特別警戒区域の指定及び助成制度の検討、トンネル照明 の改善）について…………… | 304 |
| 4 | 教育（全国学力・学習状況調査結果を受けての取り組み、小学校における暴 力行為の増加、道徳教育）について…………… | 307 |
| 5 | 人権施策の推進（部落差別解消推進法施行後の取り組み、県民の意識、差別 のない社会の実現に向けた市町村との連携、人種差別の現状及び解消に向け た取り組み）について…………… | 309 |
| 武石議員一（尾崎知事、笹岡農業振興部長、中澤商工労働部長、樋口中山間振興・交 通部長、福田土木部長）…………… | | |
| 1 | 持続可能な農業づくり（環境制御システムの導入、省力化、集出荷場の人員 | |

| | |
|---|-----|
| 不足、既存のハウスの有効活用、高知県農業労働力確保対策協議会、水田の活用、排水機能強化に対する支援策、工業会による機械化の推進、I o T技術導入における課題抽出及び現場の声、外国人技能実習生) について…………… | 312 |
| 2 畜産振興（安定的持続に向けた方策、課題である環境への対策、豚肉の消費拡大）について…………… | 317 |
| 3 中山間対策（高齢者の見守りや買い物弱者対策、移動販売の評価、I o T技術の活用状況）について…………… | 319 |
| 4 高知港整備（効果、西工区の整備、ターミナルの整備、浦戸湾三重防護事業、中長期的な港湾計画、観光スポットとしての活用）について…………… | 320 |
| 決算特別委員会の設置…………… | 324 |
| 議案の付託…………… | 324 |
| 議員派遣に関する件、採決（議発第3号）…………… | 324 |

第7日（10月12日）

| | |
|----------------------------------|-----|
| 出席議員…………… | 327 |
| 欠席議員…………… | 327 |
| 説明のため出席した者…………… | 327 |
| 事務局職員出席者…………… | 328 |
| 議事日程…………… | 328 |
| 諸般の報告…………… | 328 |
| 委員長報告 | |
| 弘田危機管理文化厚生委員長…………… | 329 |
| 梶原商工農林水産委員長…………… | 331 |
| 依光産業振興土木委員長…………… | 333 |
| 坂本(孝)総務委員長…………… | 336 |
| 採決…………… | 340 |
| 議案の上程、採決（議発第4号—議発第6号 意見書議案）…………… | 340 |
| 議案の上程、採決（議発第7号 意見書議案）…………… | 341 |
| 継続審査の件…………… | 341 |
| 閉会の挨拶 | |
| 浜田(英)議長…………… | 341 |
| 尾崎知事…………… | 342 |

巻末掲載文書

| | |
|--|-----|
| 委員会報告書 | 345 |
| 意見書に関する結果について | 350 |
| 議案の提出について | 352 |
| 意見書議案の提出について | |
| 議発第1号 北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置をとるとともに、 国民の生命を守り安全の確保を求める意見書議案 | 354 |
| 議発第2号 森林・林業・木材関連政策の推進に向けた森林環境税（仮称）の早期創 設を求める意見書議案 | 357 |
| 議案の追加提出について | 360 |
| 議案付託表 | 361 |
| 議案の提出について | |
| 議発第3号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案 | 365 |
| 意見書議案の提出について | |
| 議発第4号 軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案 | 367 |
| 議発第5号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定 する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書議案 | 369 |
| 議発第6号 住宅の耐震化推進施策の抜本的強化を求める意見書議案 | 372 |
| 議発第7号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書議 案 | 374 |
| 継続審査調査の申出書 | 377 |
| 委員会審査結果一覧表 | 379 |
| 議決一覧表 | 380 |

招 集 告 示

高知県告示第625号

高知県議会定例会を、平成29年9月21日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成29年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 下村勝幸君 | 2番 | 野町雅樹君 |
| 3番 | 上田貢太郎君 | 4番 | 今城誠司君 |
| 5番 | 久保博道君 | 6番 | 田中徹君 |
| 7番 | 土居央君 | 8番 | 浜田豪太君 |
| 9番 | 横山文人君 | 10番 | 加藤漠君 |
| 11番 | 坂本孝幸君 | 12番 | 西内健君 |
| 13番 | 弘田兼一君 | 14番 | 明神健夫君 |
| 15番 | 依光晃一郎君 | 16番 | 梶原大介君 |
| 17番 | 桑名龍吾君 | 18番 | 武石利彦君 |
| 19番 | 三石文隆君 | 20番 | 浜田英宏君 |
| 21番 | 土森正典君 | 22番 | 西森雅和君 |
| 23番 | 黒岩正好君 | 24番 | 池脇純一君 |
| 25番 | 石井孝君 | 26番 | 大野辰哉君 |
| 27番 | 橋本敏男君 | 28番 | 前田強君 |
| 29番 | 高橋徹君 | 30番 | 上田周五君 |
| 31番 | 坂本茂雄君 | 32番 | 中内桂郎君 |
| 33番 | 金岡佳時君 | 34番 | 中根佐知君 |
| 35番 | 吉良富彦君 | 36番 | 米田稔君 |
| 37番 | 塚地佐智君 | | |

第341回高知県議会定例会会議録

平成29年 9月21日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 下村 勝幸 君
 2番 野町 雅樹 君
 3番 上田 貢太郎 君
 4番 今城 誠司 君
 5番 久保 博道 君
 6番 田中 徹 君
 7番 土居 央 君
 8番 浜田 豪太 君
 9番 横山 文人 君
 10番 加藤 漠 君
 11番 坂本 孝幸 君
 12番 西内 健 君
 13番 弘田 兼一 君
 14番 明神 健夫 君
 15番 依光 晃一郎 君
 16番 梶原 大介 君
 17番 桑名 龍吾 君
 18番 武石 利彦 君
 19番 三石 文隆 君
 20番 浜田 英宏 君
 21番 土森 正典 君
 22番 西森 雅和 君
 23番 黒岩 正好 君
 24番 池脇 純一 君
 25番 石井 孝 君
 26番 大野 辰哉 君
 27番 橋本 敏男 君
 28番 前田 強 君
 29番 高橋 徹 君
 30番 上田 周五 君
 31番 坂本 茂雄 君
 32番 中内 桂郎 君
 33番 金岡 佳時 君

34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化・生活・スポーツ部長 門田 登志和 君
 産業振興・推進部長 松尾 晋次 君
 中山間振興・交通部長 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 笹岡 貴文 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 中村 智砂 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会事務局長 金谷 正文 君
 公安委員長 織田 英正 君
 警察本部長 小柳 誠二 君

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 川村 雅 計 君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局 長 弘田 均 君
事務局 次長 西森 達也 君
議事課 長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 査 宮脇 涼 君



議 事 日 程 (第 1号)

平成29年 9月21日 午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案
- 第 8 号 高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案

- 第 10 号 県有財産(無線機)の取得に関する議案
- 第 11 号 国道195号防災・安全交付金(大栃橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 12 号 国道493号道路災害関連(小島トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 県道の路線の認定に関する議案
- 第 16 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 17 号 平成28年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 18 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

報第9号 平成28年度高知県災害救助基金特別
会計歳入歳出決算

報第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉
資金特別会計歳入歳出決算

報第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資
金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業
団地造成事業特別会計歳入歳出決算

報第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成
事業特別会計歳入歳出決算

報第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会
計歳入歳出決算

報第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改
善資金助成事業特別会計歳入歳出決
算

報第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金
助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特
別会計歳入歳出決算

報第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別
会計歳入歳出決算

報第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金
特別会計歳入歳出決算

報第20号 平成28年度高知県電気事業会計決算

報第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会
計決算

報第22号 平成28年度高知県病院事業会計決算
追加

議発第1号 北朝鮮のミサイル発射及び核実験
に対し断固たる措置をとるととも
に、国民の生命を守り安全の確保
を求める意見書議案

議発第2号 森林・林業・木材関連政策の推進
に向けた森林環境税（仮称）の早
期創設を求める意見書議案

午前10時開会 開議

○議長（浜田英宏君） ただいまから平成29年 9
月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中
における委員会の審査並びに調査の経過報告が
あり、その写しをお手元にお配りいたしてあり
ますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につ
きましては、これを取りまとめ、お手元にお配り
いたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方公共団体の財政の健全化
に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全
化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基
づく資金不足比率の報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項
の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類
が提出されましたので、お手元にお配りいた
してあります。

次に、知事から地方独立行政法人法第28条第
5項の規定に基づく公立大学法人の平成28年度
における業務実績評価の結果、同法第29条第2
項の規定に基づく第1期中期目標期間業務実績
及び同法第30条第3項の規定に基づく第1期中
期目標期間業務実績評価の結果の報告書が提出
されましたので、お手元にお配りいたしてあり
ます。



次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき平成28年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、去る8月21日付で承諾されました四国4県議会正副議長会議及び8月22日広島県で開催されました中国四国九県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末345、350ページに掲載〕



新任代表監査委員並びに職員の紹介

○議長（浜田英宏君） この際、新たに就任された代表監査委員並びに新たに任命された職員を御紹介いたします。

代表監査委員植田茂君、警察本部長小柳誠二君。

（新任代表監査委員並びに職員演壇前に整列）

○議長（浜田英宏君） それでは、順次自己紹介願います。

○代表監査委員（植田茂君） 代表監査委員の植田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○警察本部長（小柳誠二君） 警察本部長の小柳と申します。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）



会議録署名議員の指名

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

12番 西内 健 君

24番 池脇 純一 君

35番 吉良 富彦 君



会期の決定

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から10月12日までの22日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月12日までの22日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末352ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第18号「平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成28年度高知県病院事業会計決算」まで、以上40件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様のお出向をいただき、平成29年9月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

今月17日に本県に上陸した台風第18号は、非常に強い風と局地的な豪雨により、近年にない人的被害と物的な被害を本県にもたらしました。このたびの台風によりお亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、いまだ行方がわからない方につきましては、御無事であることを心からお祈り申し上げます。さらに、ハウスの破損などの物的な被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、今後被害状況の調査を踏まえ、少しでも被害の影響が少なくなるよう、必要な対策を講じてまいります。

我が国の経済については、本年7月の有効求人倍率がバブル期を超える高水準となり、また8月には景気拡大期間が戦後2番目に長い57カ月に達するなど、経済の好循環の拡大が進みつつあります。今後も、こうした流れがとどまることなく、さらには全国の隅々まで力強く波及していくことを期待しております。

本県といたしましても、この全国の経済状況を追い風として、産業振興計画など県勢浮揚に向けた取り組みを一層加速してまいりますとともに、国に対し、引き続き時期を捉えた政策提言を行ってまいります。

他方、北朝鮮は、たび重なる国際社会の外交的解決に向けた努力を踏みにじり、核実験を実施するとともに、弾道ミサイル発射を繰り返し

強行しており、先月には、本県の上空を通過させ、グアム島沖に中距離弾道ミサイルを発射する計画を表明しました。このことは、我が国の安全保障にとって、また本県にとっても非常に深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認できるものではありません。

こうしたことから、先月14日に、同じ状況下にある島根県、広島県、愛媛県の知事とともに安倍総理と面談し、外交努力に全力を挙げていただくとともに、住民の生命、財産を守り、安全・安心を確保するための万全の措置を講じていただくよう緊急要請を行いました。

国においては、現在、アメリカ、韓国、中国及びロシアを初めとする関係各国との協力のもと、国連安保理決議の実効性の確保を図るとともに、24時間体制で警戒、防護に当たっております。県としましても、ミサイル発射時に身を守るためにとるべき行動を広く啓発するとともに、緊急情報を伝える全国瞬時警報システム、Jアラートの点検や、夜間、休日の情報連絡体制の確保、落下物への初動対応に関する市町村や消防など関係機関との確認など、万が一の事態から県民の皆様のお命、財産を守るための備えを行っているところです。引き続き、緊張感を緩めることなく、しっかりと不測の事態に備えてまいりたいと考えております。

今議会では、経済の活性化を初めとする基本政策の着実な推進などのため、総額60億1,000万円余りの歳入歳出予算の補正及び総額6億4,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、さらなる地産の強化とともに現下の人手不足対策にも資する取り組みの一環として、県内大学生や本県出身の県外大学生が県内企業への理解を深める機会を拡充いたします。また、観光振興の切れ目のない展開を図るため、来年4月の「志国高

知 幕末維新博」第2幕の開幕に向けた準備を加速するとともに、外国人観光客のさらなる誘致を促進するため、台湾を初めとする重点市場での戦略的なプロモーションを強化いたします。

第2に、日本一の健康長寿県づくりに関しては、介護人材の離職防止や確保対策を強化するため、新たに介護事業所の認証評価制度をスタートさせてまいります。

第3に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に関しては、住宅や大規模建築物などの耐震化を推進しますとともに、県立文化施設などにおける天井の脱落対策を進めてまいります。

このほか、国の規制緩和により可能となった貨客混載を、本県の中山間地域の維持・再生に生かし切るための検討を進めてまいります。

あわせて、今議会では、今後6年間の中期的な財政収支の見通しについて御説明させていただきますこととしております。

県の財政運営においては、常に中期的な展望のもとに財政規律を維持しながら、県民サービスの確保と県財政の健全化を同時に実現することが重要でありますことから、本年度も、昨年度の決算状況や今後の歳入の見込み、想定される大規模事業などを踏まえ、中期的な財政収支を試算いたしました。その結果、今後の南海トラフ地震対策に必要な経費や社会保障関係経費の増加を見込んでもおお、一定の財政調整的基金の残高を確保するとともに、中期的には県債残高の通減傾向を維持できる見込みとなっております。

しかしながら、本県の財政運営は、地方交付税制度などの国の動向に大きく左右されます。さらに、本年度の試算では、財政調整的基金の残高の水準が昨年度の試算よりもやや下がっており、今後の財政運営の弾力性の確保に留意する必要があります。このため、財政調整的基金の残高を確保しつつ施策の有効性や効率性を高

めるため、今後も必要に応じて国に対して政策提言を行うとともに、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドをより徹底するなど、気を緩めることなく安定的な財政運営に努めてまいります。

続きまして、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

第3期産業振興計画においては、地産外商をさらに拡大し、持続的な拡大再生産の好循環を実現していくための取り組みを全力で進めております。昨年度の地産外商公社の活動を契機とした成約件数は、第1期産業振興計画がスタートした平成21年度の約46倍の8,112件と大きく伸びてきておりますし、またユズや土佐酒を中心とした食品分野の昨年の輸出額は、同様に約14倍の7億2,000万円にまで伸びてまいりました。また、ものづくり地産地消・外商センターのサポートによる昨年度の受注金額も、取り組みを始めた平成24年度の約20倍の50億8,000万円と伸びてきております。さらに、観光分野では、昨年度県外観光客入り込み数が過去2番目に多い約424万人を記録するとともに、4年連続で400万人を超え、300万人台前半にとどまっていた平成21年度以前の約3割増しの水準が定着してまいりました。

このように本県経済の商圏が、従来に比べ、県外、さらには海外に向けて格段に拡大してまいりました結果、本県経済は、かつてのように人口減少に伴い縮小するのではなく、今や人口減少下においても拡大する方向へと転じつつあります。県内総生産のデータを見ましても、産業振興計画に取り組む以前の平成14年度と平成20年度を比較すると、名目値でマイナス11.3%、実質値でマイナス6.3%のマイナス成長となっておりますが、平成20年度と産業振興計画の取り組みが進んでまいりました平成26年度を比較すると、名目値で3.4%、実質値で4.0%とプラ

ス成長に転じております。

しかしながら、産業振興計画の目指すべき姿として掲げております、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現するためには、地産外商の取り組みをさらに強化し、本県経済のさらなる体質強化を図る必要があります。このため、海外への輸出をさらに展開するなど外商面での強化を図るとともに、地産の強化に向けた取り組みもさらに加速していくこととしており、人材の育成や確保などの人材面、設備投資や新技術の導入促進といった技術面、全ての取り組みの土台となる事業戦略の策定支援を通じた戦略面の3つの側面から、施策をさらに強化しているところです。

さらに、これらの地産の強化の取り組みは、完全雇用状態に達したことを背景とした人手不足の深刻化という現下の課題にも対応できる有効な対策でありますことから、この面からも、さらなる強化が求められるものと考えております。

この地産の強化に関しまして、特に人材面における対応について御説明申し上げます。

去る7月28日、県、全市町村、関係団体の参画のもと、移住促進や担い手確保の取り組みの今後の核となる一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターを設立いたしました。このセンターにおいては、以下の3点において、これまでの移住促進の取り組みを強化することとしております。

第1に、センターの構成員である県や市町村、民間団体が、官民を挙げて潜在的な人材ニーズを掘り起こし、顕在化してまいります。県内においては、後継者や中核人材などを確保する必要性がありながらも、諦めておられるケースもあります。この仕組みを通じて、具体的に、ニーズに応じた人材の確保につなげてまいりたいと考えております。現在、例えば商工分野におい

ては、商工会議所や商工会が経営計画の策定支援を通じて、また農業分野においては、市町村やJA、農業振興センターなどで構成する協議会が産地の維持・発展に向けた話し合いを通じて、地域におけるさまざまな人材ニーズの掘り起こしを進めているところです。既に、企業系で約300件、農林水産業系で約100件の人材ニーズが顕在化しており、引き続き官民挙げて掘り起こしを強化してまいります。

第2に、こうして掘り起こした人材ニーズを、ハローワークの持つ約5,200件の求人情報や高知県福祉人材センターの持つ約900件の福祉系人材ニーズとともに、データベースに一元的に集約し、これらを組み合わせ、さまざまな希望に応じた多様な働き方や移住プランを提案、発信してまいります。具体的には、いわゆる半農半Xといった複数の仕事を組み合わせた働き方や、生活環境や住まいの情報なども含めた、移住後の暮らしがイメージできる提案を積極的に行ってまいります。

第3に、移住相談や人材確保を担うスタッフの継続的なスキルアップを図るため、市町村のスタッフも含めた人材育成の取り組みを強化し、組織的にノウハウを蓄積してまいります。

今後、こうした一連の強化策を通じて、本県により多くの移住者を呼び込むことにより、地域や産業の担い手の一層の確保に努めてまいります。

あわせて、高校生や大学生などの新規卒業者の県内就職を促進し、若者の県内定着を促す取り組みをさらに強化してまいります。具体的には、高校1年生、2年生を対象とした企業との交流会を開催するなど、高校生の県内就職対策を強化するとともに、県内就職率が低い県内外の大学生に関しても、県内企業経営者などが参加してその取り組みを紹介するセミナーなどの機会をふやし、大学生の県内企業への理解をよ

り一層深めてまいりたいと考えており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。

こうした取り組みとあわせて、農業労働力確保のための全県的な仕組みの構築など、潜在的な労働力の掘り起こしに引き続き取り組みますとともに、従業員の定着対策や能力開発支援のほか、新卒者の離職防止といったことについても、事業者の皆様とともに取り組んでまいります。さらに、生産性の向上に向けた省力化投資や事業戦略の策定など、技術面や戦略面においても事業者の皆様をより一層強力にサポートし、さらなる地産の強化を図るとともに、現下の人手不足への対応を強化してまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

現在、開催しております「志国高知 幕末維新博」については、夏休み期間中も、県内各会場に多くの観光客の皆様にお越しいただきました。メイン会場の高知城歴史博物館には、一昨日までに約13万5,000人と、既に1年間の目標である12万人を超える方々に御入館いただいております。また、サブ会場と地域会場を合わせた全会場の来場者数は、一昨日までに約98万人に達しており、今月中には100万人を達成する見込みです。

引き続き、この状況を維持するとともに、さらなる誘客促進に向け、観光客の入り込み実績やニーズを踏まえ、スピード感を持ってPDC Aサイクルを回しながら、市町村や事業者の皆様と魅力的な企画造成やPRなどに取り組んでまいります。

幕末維新博の第2幕の開幕日については、先般の志国高知幕末維新博推進協議会において、坂本龍馬記念館のリニューアルオープンに合わせた来年4月21日に決定いたしました。第2幕におきましては、坂本龍馬の2つの新発見の手

紙などの貴重な歴史資料を活用しつつ、引き続き本県の偉人の活躍など幕末維新の魅力をアピールするとともに、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放送を追い風として、平成の薩長土肥連合のメンバーとも連携しつつ、明治維新时期以降にもスポットを当てながら、自由民権運動や殖産興業をテーマとするプロモーションも組み入れてまいります。

今議会には、この第2幕の開幕イベントなどに必要な補正予算案を提出させていただいております。第1幕と同様に、開幕イベントが効果的なスタートダッシュにつながりますよう、しっかりと準備してまいります。

こうした中、6月県議会において補正予算の議決を賜りました坂本龍馬直筆の書簡については、所有者の方から、公的機関で保管、研究し、多くの方に見てほしいので県に寄贈したいというありがたい申し出をいただきました。改めて心より感謝申し上げます。

県としましては、この御厚意にしっかりと応え、県内外の多くの皆様にごらんいただけますよう、先月から高知城歴史博物館におきまして書簡を公開しております。今後、同書簡の調査研究を進め、後世にしっかりと引き継いでまいりますとともに、より多くの皆様にごらんいただけるよう努めてまいります。

さらに、幕末維新博後の観光振興策についても、本年度下半期から具体的な検討を始めたいと考えております。本県の観光振興を進めるに当たっては、本県の強みである歴史、自然、食をおのおのしっかりと磨き上げながら、その時々の中での流行などに応じて、この3者のうちから最もふさわしいものを正面に打ち出すことのできる体制を整えることが大事だと考えております。

このような中、幕末維新博終了後の平成31年ごろにおいては、2020年オリンピック・パラリ

ンピック東京大会の開催が近づき、全国的にスポーツ振興や自然体験の機運が高まることが予想されます。また、平成31年度には、県内各地にキャンプ場やカヌー、スイミングなどのスポーツやアクティビティーの拠点施設も整備される予定です。さらに、本県の自然体験型の主要観光施設である牧野植物園についても、磨き上げが進んでおります。こうしたことに鑑みれば、ポスト維新博の取り組みとして、本県の強みである自然と各種のアクティビティーを生かした観光振興を進めていくことも一案ではないかと考えられるところです。

また、地域の特性を生かした博覧会を開催するアイデアも聞かれるところであり、県主体の取り組みと相乗効果をもたらすように取り組めないか、検討を深める必要があります。

今後、体験型観光やアウトドアスポーツなどの知見を有する有識者を含めた多くの皆様の御意見をお伺いしながら、幕末維新博後の観光振興策の検討を進めてまいります。

よさこいを活用したプロモーションについては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催も見据えて、よさこいの世界的なネットワークづくりとよさこいの魅力の情報発信に取り組んでおります。

本年のよさこい祭りには、スウェーデンやオランダのよさこいアンバサダーを中心とするヨーロッパ連合チームに参加いただき、よさこい祭り本番への海外チームの参加が初めて実現いたしました。また、新たにアジアとオセアニアの7カ国、23人を認定したことにより、よさこいアンバサダーは、昨年のヨーロッパとカナダと合わせて13カ国、42人となりました。来年度は、北米や南米を中心に認定を行い、世界的なネットワークをさらに拡大してまいりたいと考えております。

加えて、本年3月に設立しました、2020よさ

こいで応援プロジェクト実行委員会については、先月北海道のYOSAKOIソーラン祭りや名古屋のにつぽんど真ん中祭り、三重の安濃津よさこいの3団体に参画いただき、参画団体数は30都道府県、77団体となり、全国的な体制となつてまいりました。

今後、実行委員会の皆様と協力して、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開閉会式などでよさこい演舞の実現を目指しますとともに、世界中から集まる選手やメディア関係者、外国人観光客の皆様をよさこいでおもてなしすることなどを通じて、高知発祥のよさこいを世界に発信してまいりたいと考えております。

次に、拡大再生産の好循環を実現するための3つの柱である、担い手の確保、地域産業クラスターの形成、起業や新事業展開の促進のうち、先ほど申し上げました担い手確保を除いた2つの柱について御説明申し上げます。

まず、地域産業クラスターの形成については、現在19のプロジェクトについて取り組みが進められているところです。例えば、いの町のショウガプロジェクトにおいては、先月から新たに町内の6カ所の飲食店でショウガスイーツを提供する取り組みがスタートしました。さらに、四万十町における四万十のクリプロジェクトにおいては、今月末からクリの新工場の稼働を予定しているなど、それぞれのプロジェクトにおいて、第2次、第3次産業の分野でも取り組みが着実に進んでおります。

引き続き、核となる第1次産業の生産拡大を図る取り組みに加えて、加工や販売、観光といった第2次、第3次産業の集積を進めてまいりますとともに、新たなクラスタープロジェクトの掘り起こしに努めてまいります。

次に、起業や新事業展開の促進については、起業に関心のある方のほか、既に起業をされた

方や経営の専門家の方などに登録いただいております。こうち起業サロンの会員数が、現在220人と大きく伸びてまいりました。

こうした中、本年6月から、これまでのこうち起業サロンの取り組みを進化させて、起業に向けた体系的な支援プログラムである、KOCHI STARTUP PARKを開始いたしました。この取り組みにおいては、起業や新事業の立ち上げ経験のある専任の起業コンシェルジュによる常時の相談体制を整え、起業を目指す方の準備状況に応じたきめ細かなサポートを行っております。さらに、先月からは事業アイデアを具体化するプログラムを開始しており、20人の起業サロン会員がチャレンジしております。

引き続き、本年度後半に予定しておりますビジネスプランコンテストや土佐まるごとビジネスアカデミーなどの学びの支援策も活用しながら、県内においてより多くの起業や新事業創出が図られるよう取り組んでまいります。

加えて、産業振興計画においては、新事業創出などを継続的に促す仕組みとして、県内の第1次産業や防災、福祉などの現場におけるさまざまな課題を解決する製品、システムの開発を促し、県内の課題解決を図るとともに、これらの製品などを同じ課題を抱える県外の市場に売り込む、ものづくりの地産地消・外商の取り組みを強化してきたところです。昨年度までの取り組みによって、第1次産業の現場のニーズとものづくり企業とのマッチングにより、野菜のパック詰め機など16件のプロジェクトを、またIT事業者とのマッチングにより、養殖現場の作業効率化を図るシステムなど9件のプロジェクトを創出しました。

さらに、本年度からは、取り組みをさらに強化することとしており、具体的には、個々の現場ニーズに個別に対応する形で開発を進めるこれまでの取り組みをさらに進め、川上から川下

までの生産過程を広く見渡した上で、拡大再生産のボトルネックとなる課題などからニーズを抽出し、そのニーズに基づくIoTシステムや機械の開発、さらには外商までを体系的に推進する仕組みを構築することとしております。現在、第1次産業の分野ごとに庁内に設置したプロジェクトチームにおいて、現場ニーズの抽出を進めているところです。

今後、既に立ち上げているプロジェクトをフォローするとともに、今回抽出されるニーズについて、県内のIT事業者やものづくり企業とマッチングを図り、早期の事業化に結びつけてまいります。

このほか、本県の産業振興に係る、本年度以降の重要なポイントとなる事項について御説明申し上げます。

県勢浮揚を果たすためには、県内はもとより県外とのきずなのネットワークを広げ、県外から多くの人材や知恵、資本を呼び込むことが重要であるとの考えのもと、これまで県外企業や団体などとの間で、地方創生などに関する包括協定の締結を積極的に進めてまいりました。現在までのところ、25の企業や団体などとの間で協定が締結され、販路開拓や人材確保などについて本県への支援をいただいているところです。

本年6月に協定を締結いたしました、公益社団法人経済同友会及び土佐経済同友会の皆様との間では、CLTを核とした木材需要の拡大など、4つのテーマで取り組みを進めております。7月には林業・CLT専門部会が設置され、本年中に需要者側の視点に立った国産材の活用とCLTの普及についての提案が取りまとめられることになっております。また、中山間地域における企業と地域との交流ネットワークの強化や、IoT活用による産業活性化に向けた研究の推進、人財及びビジネスマッチングの促進といったテーマについても協力していただくこと

となっており、今後より具体的な取り組みを進めてまいります。

今後とも、本県の取り組みを積極的に発信し、県外企業や団体などとの新たなネットワークを築いてまいります。

本県は、オランダの先進的な施設園芸をもとに本県に適合した農業技術を開発し、平成26年度から次世代型こうち新施設園芸システムとして、県内の各産地に普及を図ってまいりました。これまでの取り組みにより、農業クラスターの形成が進むとともに園芸農業の生産性が向上し、20%以上増収したハウスがふえるなど、農家の所得の向上につながっております。他方、化石燃料による環境負荷軽減の必要性やさらなる生産性向上に向けた省力化の必要性など、新たな課題も見えてまいりました。

また、今後環境制御技術や次世代型ハウスの全国への普及も見込まれる中、本県の全国的な優位性を将来にわたって維持していくためには、10年先を見通し、より高みを目指してシステムの改善を図ることも大変重要となっております。

このため、次世代型こうち新施設園芸システムのさらなる進化に向け、県として、中長期的な展望に立って、さまざまな取り組みを行っていく必要があるものと考えております。

まず、環境の負荷の軽減や燃料代の安定、削減を目指して、加温性や制御性にすぐれる燃料用おが粉の低コスト製造に必要な実証に早急に取り組むたいと考えております。また、このことは、製材現場において生おが粉の生産が今後増加する見込みであることにも対応するものであります。これまでの半年間、四万十町森林組合が国の事業を活用して実証実験を行ってまいりましたが、一定の知見は得られたものの、十分なコスト削減効果を得るまでには至りませんでした。こうしたことから、県としましては、

この結果を礎として、燃料用おが粉のさらなるコスト削減に向け、原材料の確保から製造、供給に至る一連のシステムの検討を行いたいと考えており、今議会に関連する補正予算案を提出させていただいております。

また、生産性の向上などその他の課題については、昨年度施設園芸技術の向上や人材育成を目的に東京農業大学との包括協定を締結し、本年度から収穫物の新たな鮮度保持技術や防除の困難な病害への対策などの技術を共同で開発しているところです。今後も、同大学を初め県内の各大学とも連携し、次世代型こうち新施設園芸システムの次の世代を見据えた技術開発に取り組んでまいります。

食肉センターは、畜産振興、ひいては中山間の振興を進める上で、また県民に安全・安心な食肉を提供するためにも、公共財として県内に必要不可欠な施設であると考えております。

このため、新たな施設整備の方向性について、高知県新食肉センター整備検討会において議論を重ねてまいりました。これまでの5回の議論を通じて、新センターは、経営安定化と収益増加を図るため、現在の施設で行っている屠畜機能に加えて、競り、部分肉加工、集荷、販売といった新たな機能を持つ施設とすること、屠畜は牛を中心とすること、現在地での建てかえによる整備とすることなどの基本的な方向性についての合意が得られました。

今後は、設置主体や運営主体、施設整備費の負担割合などについて案をお示ししながら、全ての市町村やJA、生産者、加工業者など、さまざまな関係者の方々から幅広く意見をお聞きした上で、新センターが多くの県民にとって最もよい施設となりますよう、成案を取りまとめまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

昨年12月に策定しました地域医療構想は、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を念頭に置いて、地域の実情に応じた効率的かつ質の高い医療提供体制のあるべき姿を示すものであります。

本県においては、昭和40年代以降全国に先駆けて高齢化が進展する中、病院が、増加する介護ニーズの受け皿となってきました。そのため、人口当たりの療養病床数は全国で最も多くなっているものの、療養病床に介護施設などを含めた、高齢者の療養の場全体としての人口当たりベッド数は全国第16位と、全国平均を若干上回る程度であります。

県が病院の退院支援担当者の皆様に実施した療養病床の実態調査によりますと、現在療養病床に入院されている方のうち、約36%が療養病床以外の施設や御自宅などでの生活がふさわしいとの結果が出ています。これらの方々の生活の質、いわゆるQOLの向上を図るためには、最後まで自分らしく生きられるよう、患者さんの意向に沿った形で、医療から介護、そして介護でも施設から居宅へと、おのおの選択がスムーズにできる体制を整えていく必要があります。そして、このことは結果として医療費の抑制にもつながるものと考えております。このため、本県の地域医療構想は、基本的な方向性として、行き場のない入院患者を出さないことを大前提として、一人一人のQOLを向上させる観点から、よりふさわしい療養環境を確保するとともに、地域における病院、診療所、薬局などの医療資源の効率的な配置と、医療・介護の連携を通じた効果的な医療体制の構築を目指すものであります。

この構想を推進するために、県内4つの区域ごとに地域医療構想調整会議を設置し、医療や介護の関係者、市町村や住民の方々と、地域医療の現状や療養病床転換制度の情報共有などを

行っているところです。

今後、この調整会議における協議を前提として、療養病床の転換意向のある医療機関において、地域医療介護総合確保基金を活用した財政的な支援なども活用して、病床の機能分化を進めていただくなど、地域医療体制の再構築を図ってまいります。あわせて、療養病床転換に向けた国の動向について注視し、必要に応じて国への政策提言を行うなど、地域地域で安心して住み続けられる県づくりの実現に向けて取り組んでまいります。

国民健康保険制度については、都道府県が財政運営の責任主体となる新たな制度が来年4月から円滑にスタートできますよう、市町村や国保連合会との協議を重ねてまいりました。その結果、本県は医療費水準の市町村格差が大きいことから、当面は保険料水準を統一せず、市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金に医療費水準を全て反映させることや、被保険者の保険料負担を急激に増加させないよう激変緩和措置を講ずることなど、基本的な納付金の算定方法について関係者間で合意がなされました。さらには、県内市町村の統一的な事業運営のために県が定める高知県国民健康保険運営方針の案を取りまとめたところです。

今後、パブリックコメントの実施や国民健康保険運営協議会における審議を経て、本年12月県議会に関連する条例議案を提出させていただきたいと考えております。国民健康保険の将来にわたる安定的な運営に向けて、引き続き市町村などと一体となって取り組んでまいります。

介護サービスの提供を担う人材の確保については、本年度から新たに拡充された介護職員処遇改善加算の取得支援など、介護職員の雇用環境の向上に取り組んでおります。その結果、支援いたしました50法人のうち47法人において、新設された最上位の加算を取得するなどの成果

が見られました。

しかしながら、県内の介護職員の離職率が依然として高い状況にあることを踏まえ、介護職員の離職防止と定着に向けて、職員の人材育成や処遇改善、労働環境の向上などについて、もう一段取り組みの強化が必要であると考えております。このため、新規採用者の育成計画の策定や資格取得のための支援の実施といった、県が定める基準を達成した事業所を認証し、情報発信する新たな認証評価制度を導入することとしており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。この制度の普及を通じて、介護事業所全体の勤務環境のレベルアップを図り、介護の仕事の魅力を向上させ、さらには介護サービスの質を高め、利用者の皆様の生活の質が向上するといった好循環の実現を促すことにより、人材が確保、定着できる魅力ある職場づくりを目指してまいります。

今後、課題や規模などの特性に応じたセミナーを開催するとともに、個別の支援が必要な事業所には訪問によるコンサルティングを実施するなど、多くの事業所がこの認証を取得できますよう、しっかりと支援してまいります。

こども食堂については、夏休み期間限定で開設した8カ所を含め、10市7町において、36団体、43カ所の活動を把握しており、着実に取り組みが広がってきていると考えております。

また、こども食堂の取り組みを支援するために県が設置いたしました子ども食堂支援基金に対しては、昨日までに17件、約54万円の御寄附をいただいております。さらに、今月からは、県内スーパーマーケットチェーンと乳業メーカーの御協力により、牛乳の販売1本につき1円を基金に寄附していただくこととなりました。

こども食堂への支援が企業活動にまで広がってきたことを大変心強く、またありがたく思っております。今後も、こうした取り組みの輪を

広げ、子供たちが安心して過ごせる居場所の拡大を目指してまいります。

近年のインターネット環境の大幅な進歩やスマートフォンなどの急速な普及を背景として、青少年がかかわるネット上のトラブルやいじめなどの問題が深刻化しております。こうしたトラブルやいじめなどを防ぐためには、青少年がインターネットを適切に活用する力を身につけられるよう取り組むとともに、この力が不十分なうちは、親子の話し合いやルールづくり、フィルタリングや機能制限などによって危険回避を図ることが必要となります。このため県では、教育委員会が中心となって、児童生徒や保護者を対象としたフィルタリングの周知や啓発、情報モラル教育の推進などに取り組んでまいりました。

この取り組みをより実効性あるものとするために、保護者や学校などに求められる役割をより明確にすることが必要と考え、高知県青少年保護育成条例の改正議案を今議会に提出させていただいております。

また、条例改正とあわせて、保護者、学校関係者などと連携を密にして、「高知家」児童会・生徒会サミットの開催や情報モラル教育の取り組みなどの関連施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

先月末に公表された本年度の全国学力・学習状況調査の結果によりますと、小学校の算数やこれまで課題の大きかった中学校の数学において、順位が過去最高になるなど、学力の定着状況に着実な改善が見られました。チーム学校の意識が徐々に醸成され、教員が危機感を持って授業改善などに取り組んできた成果であると考えます。チーム学校の構築に関しては、教員同士の学び合いを通じて授業改善を促す縦持ちの

取り組みが19の中学校で着実に進むなどしており、引き続き教科会の一層の充実に向けて訪問指導を強化していくとともに、今後さらに実施校を拡大してまいります。

他方、これまで順調に上昇してきた国語の正答率が下がったことは残念であり、特に小学生においては、文章を読み取って理解する力を十分に伸ばし切れていないなど、新たな課題が明らかになりました。

このような結果も踏まえて、今年11日に開催した第2回総合教育会議において、教育大綱に基づく施策の進捗状況を検証し、今後の取り組みの方向性などについて協議を行いました。

今回の学力調査の結果を踏まえ、国語については、これまで進めてまいりました書く力を高める学習教材の活用や授業改善などの取り組みに加えて、短時間で文章を読み取って要旨を捉えるといった読解力の向上を図る取り組みが必要であります。このため、説明文や科学の読み物などさまざまな文章を要約する教材を早急に作成し、授業などにおける活用を促すとともに、小学校教員を対象とした、さらなる国語の授業改善を進める研修会や、課題のある学校に対する訪問指導を実施するなどの具体的な改善策を年内に講じてまいります。

次に、高等学校については、進学拠点校を除く30校における英、数、国の3教科の基礎学力調査において、進学や就職に支障を及ぼすレベルの学力とされるD3層の生徒が、3年生の段階で3割に達している状況が見られます。この現状の改善に向けて、習熟度別の授業や放課後の加力学習などに取り組んでおりますものの、いまだ十分な効果があらわれておりません。これらの生徒の多くは義務教育段階の学習内容の定着に課題があり、よりわかりやすい授業が必要であることや、専門高校においては、2年生以降は専門教科の授業がふえ、3教科の授業時

間が少なくなることなど、教育課程にかかわる課題も見えてまいりました。

このため、第1に、それぞれの生徒が高等学校卒業時に最低限身につけておくべき到達目標を3教科ごとに設定し、その達成に向けた授業の改善を徹底いたします。このことについては、今年開催した校長会において全校に周知を行ったところであり、今後校内研修などを通じて徹底を図ってまいります。

第2に、学び直しの時間を確保するためのカリキュラムの変更など、管理職を中心とした学校全体の組織的な運営を強化いたします。今後、授業改善の中心となる教科会の充実や、学校全体の組織的な運営体制の強化など、チーム学校としての組織的な取り組みを各校に徹底していくための支援体制について、具体化を図ってまいります。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援については、近年不登校の児童生徒が特に増加しており、中学校に進む段階で急増する傾向も見られることから、子供たちの心や行動のささいな変化を見逃すことなく、組織的かつ専門的な対応を迅速に図ることが重要であります。そのためには、本年度全校に設置が完了した校内支援会の取り組みの実効性を高めていく必要があります。

具体的には、子供の小さな変化に気づいた段階で、担任がその情報を学年部会につなげ、まずは学年部会が支援に入ることや、小学校と中学校の生徒指導担当や養護教諭が互いの支援会に参画し、小中学校間で情報共有を図ることなどに取り組んでまいります。

あわせて、不登校の長期化により学びの場に参加できない生徒や、学齢期に義務教育を受けることができなかった方などへの学習の機会を提供するため、夜間中学の設置に向けた検討を進めてまいります。

県と高知市が共同で整備を行っております新図書館等複合施設オーテピアに関しましては、来年7月24日の開館へ向けた準備を進めているところです。

施設内に整備されるオーテピア高知図書館は、全国初の県立と市立との合築図書館としてのメリットを最大限に生かし、2つの図書館に共通する業務を一体的に行うとともに、市町村支援など県独自の機能をこれまで以上に発揮することにより、県民の皆様の利便性を高め、充実した図書館サービスを提供していくことを目指しており、このために必要な条例改正などの議案を今議会に提出させていただいております。

現在、本年1月に策定したオーテピア高知図書館サービス計画の実現に向け、役割分担や連携について高知市と協議を重ねるとともに、司書のスキルアップを初めとしたサービス提供体制の充実強化などに取り組んでいるところです。県の中心的な情報拠点として、新しい世界や価値観との出会いを初め、より高度な知識の習得や、暮らしや仕事の中で生じるさまざまな課題の解決などに貢献する場となることにより、県民の皆様の生活を豊かなものとし、本県の教育や文化、経済の発展を支える施設となりますよう、開館に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

さまざまな地震対策の入り口となります住宅の耐震化については、命を守る対策として、津波避難対策と並んで最優先に取り組んでいるところです。

具体的には、耐震改修などに関する補助金の拡充や市町村による戸別訪問など需要の掘り起こしとともに、耐震改修に対応できる事業者の育成など供給能力の強化にも努めてまいりました。その結果、本年8月末現在の補助申請件数

は、耐震設計、耐震改修ともに前年同期の1.7倍と、大幅に増加しております。このため、さらなる耐震改修の促進に向けて、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。

他方、住宅の耐震化に現在活用しております国の交付金制度の見直しにより、今後交付額が大幅に縮減される見通しとなっており、大いに危惧しているところです。このため、全国知事会や10県知事会議などとも連携し、国に対して強力に住宅耐震化促進策の抜本強化を求めてまいりました。その結果、国土交通省の来年度予算の概算要求において、強化の方向性が示されたところです。今後も、国の動向を注視しつつ、予算化が確実に行われますよう、時期を捉えた政策提言を行ってまいります。

命をつなぐ対策については、各市町村において、新たな避難所の指定や学校の校舎利用などの取り組みを進めていただいた結果、県内の避難所数が一昨年度末の約900カ所から約1,100カ所に増加してまいりました。

しかしながら、まだまだ避難所が不足していることから、引き続き各市町村と連携し、これまでの取り組みに加えて、民間施設の御協力もいただきながら避難所の確保に努めてまいります。

さらに、こうした取り組みを進めても、なお全ての避難者を受け入れるための避難所の確保が困難な市町村については、県内を4つの圏域に分けて、広域での避難に向けた調整を行ってまいります。本年度は、高幡圏域をモデルとして、市町村とともに広域避難計画の策定を進めているところです。残る3圏域についても、来年度以降高幡圏域の取り組みを参考にして、広域での調整を進めてまいります。

昨年、日本を含む世界30カ国から約360人の高校生に参加いただいた、「世界津波の日」高校生サミットにおいては、高校生同士の熱心な議論

が行われ、次代を担う高校生の防災活動の指針となる黒潮宣言も採択されたところです。この成果を一過性のものとせず、黒潮宣言に基づく高校生の主体的な防災活動を支援し、未来の防災リーダーの育成と防災啓発の普及を図るため、本年度から新たに高知県高校生津波サミットを開催することとしております。

サミットに参加する高校生は、参加校同士による学習会や、本年7月、8月の岩手県への被災地訪問などにより、震災への知見や防災意識を高めるとともに、各学校において自然災害に関する学習や防災活動などに積極的に取り組んでおりますし、さらにこれらの高校生の代表者が、11月に沖縄県で開催される世界サミットに参加する予定となっております。こうした取り組みの成果を、12月に県内全ての高等学校の代表の生徒を対象に開催するサミットにおいて発表していただいた上で、今後の防災活動について議論していただきたいと考えております。さらには、この高知県版サミットの成果を、サミット後も各学校における授業などで活用することにより、県内の全ての高校生の防災意識の向上につなげるよう努めてまいります。

将来にわたりサミットOBによる主体的な防災活動が県内各地で展開され、全県的な防災意識や対応力の向上につながっていくよう、今後も継続して取り組みを進めてまいります。

大規模地震対策特別措置法に関して、地震観測や防災対応のあり方について検討するワーキンググループが中央防災会議のもとに設置され、私も委員として参加してまいりました。このワーキンググループにおいては、現行の法律に基づく各種の規制措置を含む地震防災応急対策が適切なのか、また異常な現象が南海トラフ沿いで観測された場合の防災対応はどうあるべきかなどについて議論が行われ、先月25日に、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応の

あり方についての報告書案が示されたところで

す。

この報告書案においては、地震予知情報をもとに警戒宣言が発せられることを前提とした現行の地震防災応急対策は改める必要があるとする一方、南海トラフの東側で大規模な地震が発生し、西側が連動しなかった場合や、想定される大規模地震と比べて一回り小さいマグニチュード7クラスの地震が南海トラフ沿いで発生した場合といった、大規模地震につながる可能性のある異常な前駆現象に即応して、その後の防災対応を図ることが重要であるとされております。

今後、国は、自治体などがこの報告書案に基づいた防災対応の計画策定を行うための指針となるガイドラインを示すこととしており、その策定のためモデル地区を選定し、その具体的な内容を検討することとしております。

国によるガイドライン策定には一定の時間を要しますことから、それまでの間、県としてとりあえず考えられる対策をさまざまな視点から検討し実行するとともに、国のガイドラインが示され次第、これに沿った、より本格的な対策を順次具体化してまいりたいと考えております。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

今般公表されました国土交通省の来年度予算の概算要求に、早明浦ダム再生事業が新たに盛り込まれました。この事業において新たな放流設備を整備することにより、ダム下流地域において課題となっております浸水被害や濁水被害の軽減が期待されます。嶺北地域と県が長年待ち望んできた事業であり、引き続き来年度の政府予算案に確実に盛り込まれますよう、関係町村と一体となって国への働きかけを継続してまいります。

また、今議会においては、国庫補助金の内示

額の増加に伴い、約47億円の公共事業に関する補正予算案を提出させていただいております。時期を逸することなく、地域の生活を支え、南海トラフ地震対策などにも資する道路整備や橋梁、トンネルなどの老朽化対策などに取り組んでまいります。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

中山間対策の柱として推進しております集落活動センターについては、本年4月以降4カ所が新設され、県内26市町村、41カ所に広がってまいりました。今後も、市町村と一体となって候補地の掘り起こしを進めるとともに、中山間地域の持続的発展を目指して、各センターのネットワークを活用した活動内容の拡充や、産業振興計画の成長戦略、地域アクションプランと連動させた経済的活動の充実を積極的に支援してまいります。

また、中山間地域の生活を守る取り組みについては、これまで買い物支援や移動手段の確保対策などの市町村の取り組みを積極的に支援してまいりました。

こうした中、今月から過疎地域において、タクシー事業者が有償で荷物を運送する、あるいは貨物事業者が旅客を運送するといった事業のかけ持ちができる、いわゆる貨客混載が可能となる規制緩和が行われております。県としましては、特に中山間地域の維持・再生という観点から、この貨客混載の規制緩和を生かし切る取り組みの可能性について、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

具体的には、幾つかの地域をモデルとして、地域ごとに関係事業者や行政などが参画した検討会を立ち上げ、その地域の実情に合った多様で効率的、具体的な事業スキームを検討し、提案、実証してまいります。住民の皆様の利便性の確保、地域の乗り合いバスやタクシー事業者

などの生産性の向上、さらには地域の集配拠点としての集落活動センターの活性化などにつなげていくことができないか、市町村や関係事業者と連携しながら、スピード感を持って検討してまいります。

次に、スポーツの振興について御説明申し上げます。

本県のスポーツ振興については、庁内で組織する高知県スポーツ振興推進本部会議などにおいて、PDCAサイクルを回しながら、現行の高知県スポーツ推進計画に基づく各種の施策をしっかりと進めているところです。

あわせて、本県のスポーツ振興策の抜本強化に向けて、県内の産学官民の有識者で構成する高知県スポーツ振興県民会議のもとに、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興の3つの専門部会を設置し、検討を進めております。

具体的には、競技力の向上に関しては、まず誰もが早い段階からみずからの強みを生かしたスポーツに出会い、途切れることなくよき指導者のもとで練習に打ち込むことのできる環境づくりについて検討しております。さらに、小学校高学年から一般までの優秀な選手によって構成する全高知チームを競技種目別に常設するといった育成強化体制の構築などについても検討しております。

生涯スポーツの推進に関しては、総合型地域スポーツクラブなどが、各地域のスポーツ活動の拠点機能を担い、スポーツ情報の一元化を初め、新たなイベントの実施、指導者や施設とのマッチングなどを行い、地域の実情やライフステージに応じたスポーツへの参加機会の拡充に取り組むといった、持続可能な地域スポーツを推進するためのネットワークづくりについて検討しております。

スポーツツーリズムの振興に関しては、スポー

ツ大会の開催やスポーツ合宿の誘致活動に引き続き取り組むことに加え、サイクリングや登山、カヌーなど、本県の自然環境を生かしたスポーツアクティビティの磨き上げについて、その分野で世界的に活躍されている方などに企画段階から参画していただくとともに、国内外にその情報を発信していただくことにより、さらなる交流人口の拡大につなげることなどの検討を行っております。

引き続き、関係者の御意見もいただきながら、スポーツ振興を強力に推進していくための新たな計画を本年度内に策定してまいります。

今月7日に開会した高知市議会において、岡崎高知市長は、県内全市町村を圏域とする連携中枢都市圏の形成を宣言されました。高知市が他の市町村を力強く牽引する取り組みは、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現のために大変有効であると考えております。

県としましては、これまで、県内全市町村を圏域とすることを高知市に提案し、高知市とも共有させていただくとともに、具体的な連携事業の検討に際しては、連携中枢都市圏の取り組みが県勢浮揚に向けて効果的なものとなるよう、市町村との調整や連携事業の磨き上げについて、高知市とともに取り組んでまいりました。

連携中枢都市圏の形成後においても、引き続き県市が連携してこの取り組みを進めてまいりたいと考えております。そのため、高知市との連携協約の締結に関連する議案を12月県議会に提出させていただきたいと考えております。

現在、大川村議会維持対策検討会議において、大川村議会の維持に向け、議会活動に対する村民の関心をどのように高めていくのかなどの課題について、村民の皆様へのアンケートや青年団の皆様から伺った意見などをもとに検討を進めているところであります。また、議員を志す

方をふやす根治対策、すなわち若者をふやす対策となる大川村プロジェクトのさらなる加速化についても、畜産振興や観光振興といったテーマを設定して、効果的な取り組みとなるよう議論を重ねているところです。

こうした中、今月11日に開会した大川村議会において、和田大川村長は、村議会存続を優先する意思を示すため、村民総会の検討を一旦中断することを表明されました。県としても、多様な民意を的確に行政に反映し、また執行機関を監視するため、村議会を維持することが大変重要であると考えており、村長と思いを同じくするところです。今後も大川村と議論を深め、年内をめどに一定の方向性を取りまとめたいと考えております。

産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備については、候補地の選定に向けて、有識者などにより構成される、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会において議論を重ねていただいております。

今月開催いたしました第3回委員会においては、これまでに設定した区域の中から、幹線道路からの距離や地形、土地利用状況といった条件を満たす104カ所の第1次調査対象地や、次の絞り込みを行うための評価項目などを決定いただきました。また、候補地の公募に対して4件の応募がありましたことから、今後委員会において、第1次調査対象地の抽出条件を満たすことを確認いただいた上で、第1次調査対象地と同様の評価が行われていくこととなります。

引き続き、委員会において、客観的かつ透明性のあるプロセスによる絞り込みを進めていただきます。その上で、委員会とともに、複数箇所候補地を選定し、最終的には、県議会の御意見もお伺いしながら、地元の合意を得た上で、県において建設予定地を決定したいと考えております。

去る4月12日にお亡くなりになりました名誉高知県人でありますペギー葉山先生の追悼式典を、11月20日高知市文化プラザかるぼーとにおいて開催するとともに、追悼式典開催前の11月13日から1週間、パネルと映像でペギー葉山先生をしのんでいただく特別展を開催することといたしました。映像や音楽、トークショーを通じて、先生の御功績をたたえ、多くの県民の皆様とともに追悼する機会にしたいと考えております。

改めて、ペギー葉山先生の御功績に対しまして深く敬意を表し、心より感謝申し上げます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成29年度高知県一般会計補正予算などの2件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、60億1,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案など4件であります。

その他の議案は、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案など12件であります。

報告議案は、平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算など22件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



議案の上程、採決（議発第1号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元

にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末354ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置をとるとともに、国民の生命を守り安全の確保を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置をとるとともに、国民の生命を守り安全の確保を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第2号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末357ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「森林・林業・木材関連政策の推進に向けた森林環境税(仮称)の早期創設を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「森林・林業・木材関連政策の推進に向けた森林環境税(仮称)の早期創設を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ❁❁❁ —————

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から26日までの5日間は議案精査等のため本会議を休会し、9月27日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

9月27日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時12分散会

平成29年 9月27日（水曜日） 開議第2日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

29番 高橋徹君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成29年 9月27日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案
- 第 8 号 高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案
- 第 9 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 10 号 県有財産（無線機）の取得に関する議案
- 第 11 号 国道195号防災・安全交付金（大桁橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号道路災害関連（小島トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 県道の路線の認定に関する議案
- 第 16 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 17 号 平成28年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 18 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算

- 報第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業
団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成
事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会
計歳入歳出決算
- 報第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改
善資金助成事業特別会計歳入歳出決
算
- 報第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金
助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特
別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別
会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金
特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成28年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会
計決算
- 報第22号 平成28年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開
きます。



諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
議員高橋徹君から、入院治療のため本日から
の会議を欠席したい旨届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会
計補正予算」から第18号「平成28年度高知県工
業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関
する議案」まで及び報第1号「平成28年度高知
県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成
28年度高知県病院事業会計決算」まで、以上40
件の議案を一括議題とし、これより議案に対す
る質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行
います。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番弘田兼一君。

（13番弘田兼一君登壇）

○13番（弘田兼一君） 議長のお許しをいただき
ましたので、自民党を代表して質問させていた
だきます。

9月17日、大型の台風18号が本県に上陸し、
近年にない災害をもたらしました。この台風で
お亡くなりになった方に謹んで哀悼の意を表し
ますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し
上げます。また、被害に遭われた皆様に心から
お見舞いを申し上げますとともに、早急な復旧
を願っております。

安倍首相が、あす召集の臨時国会冒頭で衆院
を解散する方針を固めました。いろいろな意見
はあると思いますが、北朝鮮情勢、外交、安全
保障の観点からすれば、タイミングとしては唯
一のタイミングというのが専門家の常識的な見
方ではないかと言われております。

野党は、例によって安倍首相が解散を決断し
たことを批判していますが、その批判は当たら
ないと思います。我々自由民主党は、アベノミ
クスの推進、教育の無償化など人づくり革命、
働き方改革、北朝鮮対応、憲法改正、5項目の

重点政策を明示し、国民の判断を求めています。それぞれの野党は、この国をどうしたいか、そのための政策はどうであるか、いかにして国民の生命と財産を守っていくのかなど、政策で競ってほしいと思います。

いずれにせよ、この総選挙で安倍政権は評価されることとなります。私は、安倍首相のアベノミクスなどの政策、十分に評価できと思っています。高知県においてもアベノミクスの効果は出ています。高知県では、尾崎知事が進める産業振興計画と相まって、平成27年11月戦後初めて有効求人倍率1.0を超え、今も1.0を超え続けています。

7月5日の高知新聞朝刊に、高校生の就職活動スタートの記事が出ていました。全国的に人手不足感が強まる中、来春の卒業を控える高校3年生の就職活動が幕をあげた。売り手市場に企業側は危機感を深め、県などは県内就職を促そうと対策の強化を進めているとの内容です。

今議会でも新卒者の県外流出防止対策の予算が計上されています。強化のポイントは、大学生の県内就職支援対策として県内企業が参加するセミナーの開催強化や、企業と高校生の交流会、若手社員による高校への出前講座などとなっています。

人口減少の負の流れをとめるためには、産業振興計画を進め、高知県内で働く場を創出し、若者の県外流出をとめなければなりません。そのためには、今議会で提案された施策など、さまざまな対策を積み上げていくしかないと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

今議会冒頭に、「北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置をとるとともに、国民の生命を守り安全の確保を求める意見書議案」を全会一致で議決したところです。

今、日本を取り巻く状況は非常に厳しくなっていると云わざるを得ません。北朝鮮は、国際

社会の反発や警告をも無視して、弾道ミサイル発射や核実験という暴挙を繰り返しています。

8月9日には、中国・四国地方、高知県上空を通過させ、米領グアム沖に中距離弾道ミサイルを発射する計画を発表し、8月29日早朝には、北海道上空を通過する弾道ミサイルを発射いたしました。9月3日には、爆発規模が過去最大と見られる6回目の核実験を強行し、国家核武力を完成させる目標の達成に向けた契機になるとして、核・ミサイル開発を放棄する意思がないことを国際社会に見せつけました。このことは、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威が現実となっていることを示しています。

国の最も大切な役割は、国民の生命と財産を守ることであり、県民の生命と財産を守ることは、県の最も大切な職務だと思います。

県は、危機管理部を中心として、台風や南海トラフ地震などの対策に取り組んでいます。北朝鮮の暴挙、他国による危機への対応は県としても取り組むべき事案と言えます。このような他国の暴挙に対して、いかに県民の命を守っていくのか、知事の決意をお伺いいたします。

国は、北朝鮮がミサイルの上空通過を予告した地域に地対空誘導弾パトリオット、PAC3を配備しました。米領グアムに向けて発射されれば、本県の上空を通過します。県内では、香南市の陸上自衛隊高知駐屯地にPAC3が配備され、警戒を続けており、心強く感じております。しかしながら、北朝鮮のミサイルの弾頭は、火薬だけでなく、サリンなどの猛毒が搭載されている可能性もあります。市街地に到達前に打ち落とすとしても、毒物の防除や火災への対応などが必要で自衛隊が必要となります。

県や関係機関と自衛隊の連携は欠かせないと思いますが、県は自衛隊とどのような協議を進めているのか、またどのような連携をされるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

この北朝鮮の動きに関するマスコミの報道、特にテレビでのコメンテーターなどの発言で気になることがあります。テレビ朝日報道ステーションで後藤謙治氏は、なぜJアラートを出したんですかねと、Jアラートを出したことを批判していました。TBS報道特集で金平茂紀氏は、北朝鮮ミサイルに備える訓練はB29を竹やりで落とす訓練と同じだと暴言を吐きました。なぜキャスターやコメンテーターの皆さんは、北朝鮮のミサイル発射などの動きを余り非難せず、我が国の対応を非難するような発言をされるのか、私には理解できません。

北朝鮮は、これまでも国連決議を無視してミサイル発射を繰り返し、日本を攻撃する旨の発言もしています。万が一に備える訓練は、国民の生命を守るために当たり前のことだと思います。北朝鮮から発射されたミサイルが日本に着弾するまでの時間は、Jアラートが出されてから5分程度です。しかし、5分もあればいろいろな避難行動をとることができます。国民の命を守るため、Jアラートを出し、国民に警戒を促すことは当然のことだと思います。

マスコミは、国に対してさらなる外交努力を求めることはもちろんですが、政権を批判するだけでなく、例えば国民が命を守るため、Jアラートが出されたら5分間で何ができるか、どんな行動が必要なのかを報道してもらいたいし、それがマスコミの役割だと私は思っております。

国民の命にかかわることまで政権批判に使うという、このようなマスコミの報道姿勢については、私は大変残念に感じていますが、このことについて知事の御所見をお伺いいたします。

また、県民に対して、Jアラートが出されたら、5分間でみずからの命を守るために何ができるかということを知ることや訓練することは、県にとって大切なことだと考えます。現在、県はどのような対策をとられているのか、

危機管理部長にお伺いをいたします。

このような偏った報道は、安倍首相をおとしめるためにやっているとの指摘があります。偏った報道といえば、森友学園、加計学園についての報道がありました。

森友学園では、マスコミが前理事長籠池氏とその妻の発言をしきりに報道し、安倍首相を批判していました。国会では、民進党を初めとする野党の議員の皆さんが籠池氏とその妻の発言を取り上げ、安倍首相をしきりに責め立てていました。国会で証人喚問も行われましたが、刑事訴追のおそれがあるので答弁を控えるの連発で、私は非常にうさん臭く感じました。

7月31日、大阪地検特捜部は、籠池前理事長と妻を国の補助金5,600万円をだまし取った詐欺容疑で逮捕し、9月11日、大阪府と市の補助金合わせて1億2,000万円余りをだまし取ったなどとして、詐欺罪などの罪で追起訴しました。籠池氏の言葉を垂れ流したマスコミの皆さんや、野党の国会議員の皆さんの責任はないのでしょうか。今も籠池氏の言葉を信じているのでしょうか。一連の問題に、さも安倍首相が関与しているようなフェイクニュースを流し続けたマスコミに問題はないのでしょうか。マスコミは、報道内容の正しさについてもっと責任を持つべきだと私は思います。

また、加計学園では、マスコミが、国家戦略特区での獣医学部新設をめぐり、安倍首相の関与があったのではないかと報道し、民進党を初めとする野党が追及しましたが、何も出ませんでした。この問題は、文部科学省が50年間も獣医学部の新設を認めなかった、門前払いをしていたことに起因をします。新設を認めずに既得権益を守りたい文科省や獣医師会と、獣医学部を新設し獣医師不足や鳥インフルエンザなどの脅威に対応しようとしている愛媛県、大学新設により地域振興を図ろうとしている今治市の争

いということになります。

文部科学省のOB加戸守行前愛媛県知事と前川喜平前事務次官の2人も、閉会中審査に参考人として招致されました。前川前事務次官は、文科行政がゆがめられたと言っています。加戸前愛媛県知事は、ゆがんだ文科行政が正されたと言っています。私は加戸前愛媛県知事に軍配を上げたいと思います。7月10日の閉会中審議における青山繁晴参議院議員の質疑、7月24日の小野寺五典衆議院議員の質疑、6月26日の加計学園の獣医学部新設をめぐり、国家戦略特区諮問会議の民間議員が行った記者会見などをきちんと見れば、前川前事務次官の言っていることはおかしいと思います。しかし、このことは新聞やテレビではほとんど無視されてしまいます。情報入手を新聞やテレビに頼っている人は、偏った見方しかできなくなってしまいます。加戸前愛媛県知事は、テレビや新聞などマスコミはほとんど私の発言を取り上げてくれない、真実はユーチューブにあると言っておられました。

放送法第4条では、国内放送などの放送番組の編集などについて、次のように定められています。1、公安及び善良な風俗を害しないこと。2、政治的に公平であること。3、報道は事実をまげないですること。4、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。加戸前愛媛県知事の発言を意図的に報道しないテレビは、明らかに放送法第4条に違反していると思います。

安倍首相、現政権をおとしめるためなら何でもありの状態です。私は、このような報道姿勢が続けば、結果としてマスメディアに対する信頼がなくなってしまう危機的状況だと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、この問題を通じて、私たち地方で暮らしている人と都市部で暮らす人の感覚の差を感じてしまいます。加計学園問題の中で議論され

た獣医師の過不足で言えば、都市部の人は足りていると感じているものの、私たちの暮らす地方では不足していると感じています。高知県庁においても獣医師の確保に苦労されている状況だし、高知競馬場でも同様のことであります。私は犬を飼っていますが、病気になれば安芸市のペット病院まで1時間車を走らせており、ペットの獣医師不足も痛感しております。

そこで、農業振興部長にお伺いをいたします。県下のペット病院の分布状況を把握されているのか、ペット病院のない地域への手だてをどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、公務員獣医師の確保について、どのような対応をされているのか、その成果はどうか、今後の対応をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

危機管理文化厚生委員会で新潟県に行ってきました。佐渡島では新潟県厚生連佐渡総合病院で、NPO法人佐渡地域医療連携推進協議会のさどひまわりネットの取り組みについて調査しました。

この取り組みは、総務省主催のICT地域活性化大賞2016の優秀賞を受賞しています。内容は、佐渡島内の医療・介護に関する情報をインターネット上で共有することができるシステムで、病院や診療所だけでなく、歯科、薬局、介護施設といった幅広い組織との連携が行われるところがポイントで、介護施設で医療情報を参照したり、医療機関で介護情報を参照したりすることがフレキシブルにできるようになったとのことでした。

現在、島内の約6割の医療・介護施設、25%の住民がこのネットワークに参加しているとのことでした。背景には、人口の高齢化が進み、医師や診療所不足が深刻であった佐渡島の医療事情があったとのことでした。

高知県の中山間地域でも同様のことが言える

と思います。高知県でも、地域の医療機関同士で電子カルテの共有など、情報通信技術を使った取り組みがスタートしていると思いますが、県の現状と今後の見通しについて健康政策部長にお伺いをいたします。

この、さどひまわりネットの取り組みについてお話をいただいた佐渡総合病院の佐藤院長は、佐渡島の医療は患者数の減少により病院経営が成り立たなくなる前に、医療従事者の高齢化で地域医療が崩壊するおそれがあり、適切な対策が必要と言っておられました。診療所の医師は平均年齢70歳弱だそうです。佐渡総合病院では、看護師の定年退職により10年後には深刻な看護師不足になり、何もしなければ医療の提供ができなくなるといったことでありました。

私の暮らす室戸市では、既に救急病院がなくなってしまいました。佐渡島と同様に、医師の高齢化は進んでいます。看護師も不足しており、医療の提供体制は崩壊寸前です。私は、室戸市の医療体制を確保するためには、民間の力も必要ですが、公立の病院、室戸市立の病院が必要と考えています。ベッド数50床程度の救急病院で、30床は回復期の患者に充てます。県立あき総合病院や地元の診療所と連携して地域医療の確保に努めます。今から取り組まないと手おくれになります。実現のためには越えなければならない高いハードルがたくさんあることは事実です。医師や看護師など、一度地域からいなくなった医療スタッフをどのように集めるのか、県や国の支援策があったとしても、財政力の乏しい室戸市が事業主体となり得るのかなど、非常に厳しいものがあります。しかし、室戸に病院が欲しい、これは室戸市民の切実な願いで、多くの方から要望を受けています。

知事は、このような東部地域の医療の現状についてどのように考えているのか、どのように医療の確保をしていくお考えか、御所見をお伺

いたします。

県は、医師の不足や偏在を解消するために、平成19年奨学金制度を創設しました。この奨学金制度を活用して、医学部を卒業して県内で働いている医師の数もふえてきたと思います。奨学金制度を利用した学生の現在の就業状況はどうか、今後どのような展開が予想されるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

東部地域での看護師不足にも深刻なものがあります。その状況を打開するため、東部地域では市町村と有志が、法人を設立し平成31年の東部での看護学校開校を目指し、県の指導も受けながら懸命に取り組んでいます。東部地域の病院の看護師採用担当者に聞いたことがあります。「せつかく採用できても、なれてきたら給料の高い都市部に行ってしまう。東部地域から高知市、高知市から東京のような流れがあり、東京で、家賃が高くても手取りが多くなる場合が多い。看護師の確保に大変苦勞する」とのことでした。

看護学校の設立は、看護師確保に向けた、長期的視点に立った取り組みです。しかし、看護学校ができたからといって安心というわけではありません。東部地域に看護師が残るための魅力、手だてが必要だと思います。関係する市町村は開学に合わせて奨学金制度をつくりたいと言っています。それも地域に看護師が残るためのよい手だての一つです。3年間地域の病院で勤務した後、別の地域の病院に転出しても、新たな卒業生が地域で勤務します。看護師の必要数は確保できるという算段です。まだ許認可も受けていないときから気が早いと言われるかもわかりませんが、今から検討すればちょうど間に合うと思います。

私は、看護師が地域に残るためには、これとは別に、何らかのスキルアップの仕組みが地域に必要で、例えば県立あき総合病院を中心とした、研修制度や人事交流の仕組みが必要だと思

います。県はどのように考えておられるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

長岡市では、高齢者総合ケアセンターこぶし園における、地域包括ケアシステムに向けた取り組みについてお話をお聞きいたしました。取り組み方針は、24時間365日連続するケアを提供する、サポートセンター構想を推進して普通の暮らしを支える、サテライト型居住施設を展開して施設から地域社会に生活を取り戻す、小規模多機能型居宅介護を開設して在宅の重度患者を定額で介護するとなっています。

サポートセンターは、旧長岡市内に18カ所展開しています。高齢者総合ケアセンターこぶし園は、当初郊外に大規模な施設を建ててそこに要介護者を受け入れる形の、普通の特別養護老人ホームと同じものでした。今のようなサポートセンター中心の形は、ある入居者の家族の、こんなところに入居させてごめんという一言からスタートしたそうです。入居される方が生活をされていた場所での介護が、本人にとって幸せではないのかとの考え方で試行錯誤を繰り返し、現在の形に至ったとのこと。

結果として、家族の面会時間が長くなった、事業所のイベントに地域住民が参加するなど、町内会との関係ができた、子供たちが自然と立ち寄れる身近な場所となった。今後の展開として、地元住民側から積極的に事業所を使用したいと言えるような関係づくりを行う、将来的には老人福祉センターの娯楽室のように、来館者が自由に使える場所を目指としています。

私たちはサポートセンター撰田屋を視察させていただきました。サービスメニューは、サテライト型特別養護老人ホーム、定員20名、小規模多機能型居宅介護、登録人数25名、通い15名、泊まり6名で、同じ建物に在宅支援型住宅が10室あり、認知症対応型共同生活介護、定員9名が配置されています。

地域や法人によってさまざまな取り組みがあると思いますが、高知県の現状と今後の取り組みをどのように考えておられるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

高齢者総合ケアセンターこぶし園は、従業員の業務量軽減や改革にも積極的に取り組んでいます。国の調査研究事業を活用して、ヘルパーさんなどにタブレットを配付し、紙ベースでの報告業務や引き継ぎ業務をなくしたとのこと。当初は嫌がっていたヘルパーさんも、今ではタブレットが手放せなくなったそうです。

このようにタブレットなどのICTを積極的に活用して業務の負担を軽減することは、現在課題となっている介護職場の職員の定着につながるかと考えるところですが、高知県の状況と今後の取り組みについて地域福祉部長にお伺いをいたします。

サポートセンター撰田屋の建物は、建設会社と高齢者総合ケアセンターこぶし園のコラボだそうです。国の規制緩和で可能になりました。こぶし園側は、スタート時点の経費を抑えられ、経営的に楽になるとのことです。建設会社には家賃が入る仕組みです。

高齢化が進めば、特養などの福祉施設の需要がますます高まります。このようなコラボにより福祉施設の充実を図っていくのも一つの方法だと思いますが、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

私たちの会派は、みずからテーマを決めて研修会や政務調査を企画しています。ことしは4月に鹿児島県で、8月に山口県で調査をしました。

鹿児島県では、鹿児島県庁と霧島市役所でそれぞれの観光行政について、知覧特攻平和会館、鹿児島市維新ふるさと館、西郷南州顕彰館などで調査をいたしました。山口県では、山口県庁で山口県の歴史教育の取り組みについて、萩市

では萩・明倫学舎の取り組みなどについて調査を行いました。

私にとってこれらの調査は非常に意義深いものでした。私たちの生きる平成の時代が、維新の志士たちが活躍した150年前からつながっていること、明治維新をなし遂げた志士たちの熱い思いが今の時代に息づいていること、私たちの今の平和な暮らしは、さきの大戦の中でふるさとの父母を思い、南の海へ散っていった若者のとうとい犠牲の上に成り立っていることなど、実感をいたしました。

西郷南州顕彰館では、薩摩藩独自の教育システム、郷中教育について学びました。郷中教育とは、薩摩藩の独特な青少年教育であり、地域ごとに自発的に実践された集団教育です。最大の特色が教師なき教育であり、先輩が後輩を指導し、同輩はお互いに助け合う、いわば学びつつ教え、教えつつ学ぶという教育だそうです。うそを言うな、友達を裏切るな、負けるな、弱い者をいじめるなの教えが繰り返したとき込まれたとのこと。対応してくれた館長が、今の子供たちに郷中教育が浸透すればいじめがなくなると話をされていたのが印象的でした。

山口県萩の明倫学舎では、長州藩の藩校である明倫館や、吉田松陰先生と松下村塾について学びました。明倫学舎の理事は、「萩市立明倫小学校では、今でも毎朝、朝の会で松陰先生の言葉を声高らかに朗読している。小学生に、こんな難しい言葉を言わせてという意見もありますが、毎日声に出して言うことにより、だんだんと意味がわかってくる。大人になってからも、ふと思い出す」と話をされていました。

今から約150年前、日本の中央から遠く離れた薩長土肥という地方において、こうした教育を受けた多くの若者が明治維新をなし遂げ、その後政治や経済、教育などの各分野において活躍されました。

来年は、明治維新から150年の節目の年となります。この機に改めて、未来を担う若者の育成を強化していくことが必要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、私立学校における国旗・国歌についてお伺いをいたします。

平成29年6月議会で、我が会派の三石文隆県議が質問をされました。内容は、現在は全ての公立小・中・高等学校で国旗掲揚、国歌斉唱が実施されるようになっているが、私立学校、とりわけ土佐中・高等学校においてはいまだに実施されていないという事実があり、大変深刻に受けとめている。諸外国においては、自国や他国の国旗に敬意を払って掲げ、また自国を象徴する国歌に誇りを持って歌うことは当然のこととして行われている。日本においても、学校教育の中で、我が国に誇りを持つとともに、他国の国旗を尊重する国際感覚を養うような学習は極めて大切なことである。現に学習指導要領には、小・中・高等学校の全ての学校を通じて、特別活動の入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものと書かれている。にもかかわらず、土佐中・高等学校では、遵守すべき学習指導要領を無視して、慣例に基づいて国旗は正門横にある掲揚台に掲揚するのみで式場には掲揚せず、国歌斉唱は行わないということである。私立学校の自律性や独自性が認められているものの、大人の身勝手な判断で、学習すべきことが学習されないまま卒業していくということは恐ろしいことであるとし、これまでの県の取り組みや今後の対応について質問をされています。

文化スポーツ部長は、本年度はこれまでに土佐中・高等学校に対して、6回の学校訪問などにより、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施を要請してきた、今後も機会を捉

えて、直接学校に出向くなどして対話を重ね、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が実現されるよう、引き続き取り組んでいくと答弁されています。

そこで、平成29年6月議会の後、土佐中・高等学校における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について、どのような要請を行ったのか、また今後どのように要請を行うのか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

また、平成28年3月に教育大綱が作成されました。これは知事が中心となって策定したものと認識しております。この中の基本方向6に私立学校の振興を掲げ、私立学校の学校経営の健全性を高めること、教員の指導力を向上させることといった取り組みが位置づけられており、まさに公立、私立を問わず、本県全ての子供たちの教育に県民を挙げてかかわろうという機運が高まっていると思います。

その中であって、いまだ大人の都合で国旗掲揚、国歌斉唱に取り組もうとしない土佐中・高等学校があることの実態について、どのように受けとめているのか、また今後どうすべきか、知事の御所見をお伺いいたします。

高知を考える会から、高知の顔とも言える路面電車をJR高知駅から北へ、新日赤病院付近まで延伸できないかという提案をいただきました。このことについて、我が会派の浜田英宏県議が平成25年9月議会で、武石利彦県議が平成26年6月議会で質問しています。

この高知を考える会からの提案を見ると、これまでの県議会での議論や、新日赤病院周辺の渋滞、パーク・アンド・ライドの充実、路面電車の延伸のコスト削減案、電停の案、延伸工事費の捻出策について、採算面について、ちょい乗りの推進について、海外と国内との違いについて、路面電車と路線バスについての考え方が記載されており、最後に、既に都市計画決定さ

れていると思いますが、少子高齢化が全国より先行している課題解決先進県として、車を運転できない子供や高齢者、運転を敬遠する妊婦など、若い世代から体に障害がある方など、誰もが好きなときに町に出かけられる公共交通が今、望まれていると思います、そのために都市計画決定の変更を含めた動きを強く求めますと結んでありました。単なる思いつきではなく、よく調査された提案だと感じました。

この路面電車の北部延伸は、平成の初めごろ、鉄道高架事業が具体化し始めたときにも議論されたと記憶しています。当時の私の認識は、路面電車が高架下を通過するためには高架の高さが50センチほど足りず、物理的に無理というものでした。

提案書によると、技術の進歩があり可能になっています。平成14年3月に路面電車活用調査委託業務成果報告書が出されています。その中の北部延伸計画の評価によると、運行収支、費用対効果を検討した結果、効果的でないとなっています。

私が県庁の職員として交通対策を担当していたことを知っている人も少なくなっていました。高知駅に立てば、当たり前前の景色として駅前広場に路面電車が乗り入れています。以前駅前の電停は歩道橋を渡った随分離れた位置にありました。この路面電車の乗り入れは、公共交通利用者減少対策として、交通機関の結節機能の向上を図るために取り組んだものです。当時、関係者はほぼ全員、絶対無理と言っていました。警察が許可しない、運輸局がだめという、土佐国道工事事務所がうんと言わない、JR四国が納得しないなどです。私は、だめな理由を並べないで、どうしたら可能か考えてもらいたいと思ったものです。

その春、人事異動があり、私は交通対策から離れました。高知駅前の歩道橋の上で、私と後

任者が当時の高知駅を見ながら、どのようにしたらいいのか話したことをきのうのように覚えています。

その後、高知駅乗り入れがどのように進んだのか詳細は知りませんが、多分大変な道のりだったと思います。県を退職後、高知市の高知駅区画整理事業の事務所を訪ねたとき、当時の産田所長が、おまんが言い出しっぺやから、頑張りよらあよと言ってくれたときは、本当にうれしかったです。

このように、絶対無理と言われていることでも、一つ一つ課題を解決すれば可能になるし、完成すれば当たり前のことになります。

この路面電車の北部延伸の話は、これまでは困難な事業と考えられてきましたが、今や北部地域はイオンだけでなく、消防署や日赤病院が移転し、高知市北部の拠点として発展していきます。利用者や事業者、県にとっても悪い話ではないと思います。平成14年当時と状況も変わっていますし、課題解決の道は必ずあると私は思っています。

関係機関に呼びかけ、どのようにすれば可能となるのか、検討を始めてもよい時期に来ていると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する、負担または補助の割合の特例が今年度末で期限を迎え、このままでは特例措置がなくなってしまう。

道路は、私たちの暮らしを支える最も大切な基本インフラです。食料も服も道路を通して入ってきます。農家が育てた野菜や米、漁師が釣った魚、職人がつくった製品、全て道路を利用して出荷されます。

私が住民から一番多く聞く要望は、国道や高規格道路、県道、市町村道にかかわらず、道路を早くつくってもらいたいということです。市

町村も懸命に取り組んでいますが、財政力が脆弱で思うように整備できないのが現状です。県も同様のことが言えると思います。

県内の多くの市町村議会では、この法律に規定されている負担割合のかさ上げ措置の継続が必要なことと、拡充が必要である旨の意見書を採択し、既に国に送付しています。我が会派においても、今議会での意見書採択に向けた準備を進めています。

県はこれまでも、四国8の字ルートの整備促進など、県下のインフラの充実に全力で取り組まれています。30年度以降も四国8の字ネットワークの整備を進めていくためにも、道路財特法のかさ上げ措置の継続はもとより、道路関係予算の拡大が必要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

9月15日、土佐国道事務所が、阿南安芸自動車道、奈半利—安芸間の道路計画についての第1回アンケート調査を開始しました。新規事業化に向け一歩前進です。この後、地方小委員会を2度ほど実施し、概略ルート・構造を決定、都市計画、環境アセスメント、新規事業採択時評価などの段階を踏まなければなりません。

四国8の字ルートをつなぐためには、それぞれの区間でこのプロセスを踏まなければなりません。時間がかかりますが、それぞれの段階を一つ一つ確実に乗り越えることが完成への近道だと思います。一日でも早く乗り越えるために、県はもちろん、地元市町村や住民の協力が必要です。

奈半利—安芸間の新規事業化を初め、四国8の字ネットワークの早期完成に向け、県は市町村とどのような体制で事業の推進を図っているのか、土木部長にお伺いをいたします。

昨年9月議会において、我が会派の桑名龍吾県議から、はりまや町—宮線はりまや工区の工事が一旦中断している283メートルの区間につい

て、今後どのようなスケジュールで、どのような方針を持って高知市や住民と調整を図っていくのか質問をしています。

知事からは、「工事を中断している区間について、工事再開または工事中止の判断をしなければならない時期が来ており、その判断に当たっては、交通の流れや新堀川の自然環境の変化の推移など県民の皆様にお示しをし、御意見を伺うとともに、高知市のまちづくりの方向性と整合性を図ることも必要であるため、地元住民などで構成するまちづくり協議会を立ち上げる」との答弁でした。

その、まちづくり協議会が本年6月に立ち上げられ、県は、広く県民の意見を聞くためパブリックコメントを実施した上で、9月に第2回はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会を開催しています。この協議会では、水面のオープンスペースを拡大し、道路と自然環境が共存する新たな道路計画が提案されました。

地域住民を代表する委員の皆様からは、新堀川の自然環境に配慮した道路計画であり、これで進めてほしいとの意見があったと聞いていますが、この新たな道路計画の考え方について土木部長にお伺いをいたします。

次に、県が設置したまちづくり協議会は、地域住民や環境保護といったさまざまな立場の委員で構成されるとともに、広く県民の意見を聞く場を設けるなど、丁重に議論を重ねており、第2回協議会で示された新たな道路計画についても、9月下旬から1カ月間、パブリックコメントを実施すると聞いています。

私は、南北交通の円滑化や歩行者の通行の安全確保のためにも、工事を中断している区間について4車線の整備を早期に進めるべきと考えますが、今後どのように協議会を運営し、工事再開か否かの最終的な判断をされるのか、土木部長にお伺いをいたします。

以上で、第1問を終わります。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人口減少の負の流れをとめるためには、産業振興計画を進め、働く場を創出し、若者の県外流出をとめていくことが重要と思うがどうかのお尋ねがありました。

産業振興計画の取り組みは、時々の景気に応じた一時的な対策を講じようとするものではなく、生産年齢人口の減少に従って縮む経済に対抗するため、地産外商を進め、本県経済の体質強化を図ることを目指す取り組みであります。まさに積年にわたる構造的な問題に正面から向き合い、県勢浮揚を目指すものであります。

これまでの間、多くの皆様に御参画をいただき、また国の経済政策、アベノミクスの力強い追い風も受けながら、官民協働により全力で取り組みを進めてまいりました。その結果、外商の面では、商圈が県外さらには海外へと大きく広がり、地産外商公社の活動を契機とした成約件数や、ものづくり地産地消・外商センターのサポートによる受注金額、海外への輸出額、さらには県外観光客の入り込み数などが大きく伸びてきたところであります。これに伴い、各分野の生産額も上昇に転じ、今や人口減少下にあっても拡大する経済へと転じつつあります。

例えば県内総生産は、産業振興計画に取り組む前の平成20年度と直近の平成26年度を比較すると、名目値で3.4%、実質値で4.0%増加しております。20年度以前はマイナス成長がベースであったものが、20年度以降はプラス成長が基調になり、トレンドの変化が見られるところであります。また、一昨日公表されました平成27年の製造品出荷額等は5,673億円余りと、前年比で7.9%、額にして413億円余り増加し、中でも地産外商を重点的に進めてまいりました食料品

製造業では13.1%、額にして100億円余り増加をいたしております。さらに、全体の従業者数も3.5%増加しているところであります。

しかしながら、地域地域に若者が残ることができる高知県にしていくためには、この地産外商の取り組みをさらに力強く進め、若者に魅力がある多様な仕事を地域地域につくり出していく必要があると考えております。このため、第3期の産業振興計画においては、海外への輸出など、外商のさらなる強化を図るとともに、外商の成果をさらなる地産の強化につなげる取り組みを全力で進めております。

特にこの地産の取り組みに関しては、人材の育成や確保などの人材面、設備投資や新技術の導入などの技術面、そして全ての取り組みの土台となる事業戦略の策定支援を通じた戦略面、この3つの側面から施策をさらに強化しているところであります。このうち、人材面につきましては、高度で専門的な知識や技術を有する中核人材なども含め、多様な人材の確保が一層重要となってきました。加えて、完全雇用状態に達したことを背景とする、人手不足の深刻化という現下の課題に早急に対応することが必要となっております。

このため、このたび移住促進や担い手確保の取り組みの今後の核となる一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターを設立し、本県により多くの移住者を呼び込む取り組みを強化するとともに、高校生や大学生などの新規卒業者の県内就職を促進し、若者の県内定着を促す取り組みなどを強化することとしたところであります。

全国的に景気が回復する中、本県産業に必要な人材を確保していくことは、これまで以上に難しい仕事になってくるものと思われませんが、本県の地産外商をさらに拡大し、人口の社会減による負の流れをとどめるためには、何として

もやり遂げなければいけないと思っております。今回、強化いたします取り組みをしっかりと検証しつつ、さらなる改善を図ってまいりますとともに、企業による働き方改革の推進などを通じた働きやすい環境づくりや人材育成の取り組みの充実、さらには潜在的な労働力の掘り起こしなど、もう一段の施策のバージョンアップを図ってまいります。

次に、他国の暴挙に対する危機対応について、いかに県民の命を守っていくのかとのお尋ねがありました。

北朝鮮は、弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返しており、先月には、中国・四国地方上空を通過させ、米領グアム島沖に弾道ミサイルを発射する計画を表明しました。さらに、北海道上空を通過させる弾道ミサイルを立て続けに発射するなど、軍事的挑発をエスカレートさせています。

いずれをとりましても、我が国の安全保障にとり、また高知県にとりましても非常に深刻かつ重大な脅威であります。これまで積み重ねてきた国際社会の外交的解決努力を踏みにじろうとする行為であり、断じて容認することはできないと考えております。

この問題については、まずはしっかりと外交的な対応によって解決をしていくということが大事であり、より平和的な解決手段を模索するほうが有益であるということをお北朝鮮に理解させることが重要だと考えております。他方、いざという万が一のときの対応についてもしっかりと講じておくということが大事であると考えております。

県といたしましては、これまでの間、大きく3つの対応をとってまいりました。

まず、1点目といたしましては、国に対して先月、ミサイルが上空を通過するとされた島根県、広島県、愛媛県の知事とともに、安倍内閣

総理大臣並びに外務・防衛両省の副大臣と面談し、外交努力に全力を挙げさせていただきたいこと、関連情報を速やかに提供していただきたいことなど、住民の安全・安心を確保するための措置について緊急要請を行いました。

2点目としましては、市町村や消防などの関係機関に対して、緊急情報を伝える全国瞬時警報システム、Jアラートを点検することや、夜間、休日の情報連絡体制を確保すること、さらには落下物があつた場合における国民保護法制に基づく避難や救援といった初期対応の手順を確認することなどについて、繰り返し要請を行っております。

そして3点目としましては、県民の皆様方に対して、ミサイルが本県に影響がある場合は、Jアラートを通じて緊急情報が防災行政無線や携帯電話で流れること、Jアラートが流れたら、建物に避難するとか物陰に隠れるといった形で爆風などから身を守る行動をとることについての周知徹底を、ホームページやテレビ、ラジオなどを通じて行っております。

今後とも、県民の生命、財産を守るため、北朝鮮からのミサイル発射や不測の事態の発生に備え、国や市町村、消防、警察、自衛隊など、関係機関と連携しながら、緊張感を緩めることなく、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、Jアラートについてのマスコミの報道姿勢についてお尋ねがありました。

今般の北朝鮮の核実験やミサイル発射は、我が国の安全保障にとって非常に深刻かつ重大な脅威であり、また国民の生命、財産にもかかわることでもありますことから、国民の皆様は政府の行動に対して高い関心を持っておられます。そのため報道機関が、批判的な意見も含め、政府の行動に対して多角的な観点からさまざまな報道を行うのは当然であり、こうしたことを通

じて、正しい国民の理解やより適切な政府の対応につながっていくのではないかと考えます。

ただ、北朝鮮問題などのように、国民の生命、財産に直接かかわる事柄については、報道機関は十分な事実確認に基づいた正確な報道を行うことが特に重要であることは言うまでもありません。

Jアラートに関する御指摘の報道の詳細は存じ上げませんが、いずれにしてもJアラートは、万が一の事態において国民の生命、財産を守る、極めて重要なシステムであることから、その重要性や活用方法などに関して正確に報道していただけるよう望むものであります。

次に、マスメディアに対する信頼がなくなるという危機的状況についてお尋ねがございました。

報道機関は、憲法上の表現の自由に基づく報道の自由に基づき、さまざまな事実や幅広い多角的な観点からの多様な意見を国民、有権者の皆様に報道してきております。そのような自由な報道を通じて、国民、有権者の皆様が多様な意見を論じ合い、判断し、投票行動に移すことにより、健全な民主主義が発展していくものと考えております。

このように、報道機関は民主主義における重要な役割を担っていることや、報道により不当な人権侵害を招いてはならないことに鑑みれば、十分な事実確認に基づいて正確な報道を行うことが重要であることは言うまでもありません。あわせて、テレビ、ラジオにつきましては、放送法第4条で定める、政治的に公平であること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなどの番組基準に基づく放送が求められるところであります。

県としましても、報道機関が民主主義における重要な役割を果たしていられることに鑑み、

引き続き適時適切な情報提供に努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、東部地域の医療の現状についてどのように考え、どのように医療を確保していくのかとのお尋ねがありました。

本県は、県として見ると、全国の中で人口当たりの病床数や医師・看護師数が大変多い地域ですが、それらは主に中央保健医療圏に集中しており、地域偏在が大きな課題となっております。

これまで県立安芸病院と民間の医療機関が中心となって、地域の急性期医療を支えてきた安芸保健医療圏においても、医師数が全国平均を下回るといった状況にはあるものの、平成26年4月にフルオープンした県立あき総合病院では、高知大学医学部からの支援もあり、常勤医師が10名増の34名となるなど、大幅に増員されております。その結果、脳神経外科や産婦人科の常勤2名体制が確保されますとともに、救急搬送患者の受け入れ体制も整備され、受け入れ件数が、新病院への統合前の平成23年度の867件から平成28年度には約2倍の1,708件となるなど、県東部地域の医療を支える中核病院としての機能の充実強化が着実に図られてきております。

こうした中、室戸市においては、民間医療機関の救急告示病院の取り下げや診療所の閉鎖などを契機として、昨年8月から県とあき総合病院、室戸市の3者で、室戸市における地域医療の確保についての協議を行っております。その協議を踏まえ、本年4月には県内の公的医療機関から民間医療機関への医師派遣の仕組みを構築し、現在それに基づき、あき総合病院から、室戸市を含む安芸保健医療圏内3カ所の医療機関への診療支援の取り組みが行われているところです。

他方、本年2月に、室戸市内で唯一の一般病床を持った民間病院が、本年4月から入院患者

の受け入れを休止したいとの意向を表明したことから、現在室戸市内の他の医療機関の御意見も伺いながら、3者で今後の対応について協議を行っております。

しかしながら、この問題は病院経営にも及ぶものであり、単に医師の派遣支援といった形で解決できない難しい要素を含んでおります。地域地域で安心して住み続けられるためには、地域医療の確保はなくてはならないものであることは言うまでもなく、できるだけ早期に一般病床における入院医療の体制が確保できますよう、県としては、今後も室戸市としっかり寄り添いながら、できる支援を積極的に行うとともに、関係機関に対しても協力をお願いしてまいります。

次に、明治維新から150年の節目となることを契機とする若者の人材育成についてお尋ねがございました。

今から約150年前、諸外国から開国の圧力が強まる中、江戸幕府という中央の力が弱まり、国内は混迷をきわめておりました。こうした状況であったにもかかわらず、他の国が次々と植民地化される中、日本が独立性を保ち、新しい国の形をつくることができましたのは、中央以外にもしっかりとした地方があり、そこで育った国内、海外に広い視野を持った若者が、高い志のもと日本の未来を憂い行動したからであると考えております。

現在の我が国は、安全保障や経済連携などについて不透明な世界情勢の中、急速な少子高齢化の進展や人口減少といった、かつて経験したことのない課題に直面しており、幕末から明治維新时期同様、新しい国の形をつくっていかねばならない時代となっております。そして、こうした時代であるからこそ、本県のような地方から、世界を相手に高い志を持って行動する若者を育てていかなければならないと考えてお

ります。

本県ではこれまでも、児童生徒に対しては、教育大綱に、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成を基本理念に掲げ、グローバルな人材を育成するバカロレア教育の充実に向けた高知国際中・高等学校の開校や、豊かな心や志を育む道徳教育、健やかな体を培う健康教育などを進めております。さらに、将来の社会的・職業的自立に結びつくキャリア教育の推進に取り組むとともに、社会人に対しては、土佐まるごとビジネスアカデミーなどによって若者のそれぞれの志が実現できますよう、産業人材の育成に取り組んできたところであります。

こうした中、お話にありましたように、来年は明治維新から150年の節目となり、幕末から明治時代への関心がより高まることが予想されます。

今回の節目を契機として、幕末維新时期で活躍した県内の偉人にゆかりの地を訪ね、先人の業績、生き方を学び、その志を五感で感じることができるような機会をできるだけ多くの子供たちに設けたいと考えております。また、同様に取り組んでいる他県との連携・交流などについても検討していきたいと考えており、今後これらについて具体化を進めてまいります。明治維新150年を節目に、若者が激動の時代に活躍した先人に学び、郷土愛や郷土への誇りを持つとともに、それぞれの志について考えていただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、国旗掲揚、国歌斉唱に取り組んでいない私立学校に対する受けとめと今後の対応についてお尋ねがございました。

教育基本法第6条に規定されているとおり、法律に定める学校には公の性質があり、私立学校も、学校教育において教育基本法に定める教

育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育を組織的に行う義務があります。

また、学校教育法第21条及び第30条では、この教育基本法を受けて、学校教育で行うべき教育目標を明示するとともに、その具体的な教育内容については、同法第48条及び第52条により、文部科学大臣が別に定める学習指導要領によるものと規定されております。この点は、公立、私立いかにによって変わるものではありません。

この学習指導要領は、教育課程の基準として文部科学大臣が告示として定めるものであり、法規としての性格を有している、各学校は学習指導要領に基づいて教育課程を編成し実施する責務を負うとされています。この学習指導要領の中で、国旗・国歌に関しては、特別活動として、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとされております。こうしたことから、法令に基づき、私立学校におきましても、入学式や卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱が指導されるべきものと考えています。

教育基本法や学校教育法等の法令を遵守していただくことは重要なことであり、未実施の私立学校に対しましては、入学式や卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されますよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

次に、路面電車の高知駅以北に向けての延伸について、関係機関と検討を始めてもよい時期に来ているのではないかとのお尋ねがありました。

現在、JR高知駅に乗り入れている路面電車につきましても、日中は7分間隔で運行しておりますので、これを延伸すれば移動の利便性は高まるものと考えますが、高知駅周辺都市整備事業にあわせて実施した調査では、仮に日赤通りからイオンモール高知までを単線で整備する

など、初期投資を一定抑制したとしても、用地取得や道路改良を除いた軌道事業に要する費用のみで、当時でも21億円余りが必要という試算結果が出ております。

また、運行主体であるときでん交通については、平成26年度の経営統合で借入金の圧縮が図られ、3期連続で黒字を達成するなど、おおむね順調に滑り出しているとはいえ、現在でも31億円余りの借入金を抱え、事業再生計画に基づき事業再生を進めている途上にあります。また、老朽化の進む車両の更新など、今後多額の資金が必要となる案件も多いという状況にあると認識しております。

県としましては、県民生活や産業振興に欠かせない公共交通の維持・拡充について、これまでも積極的に取り組んできたところであり、地域の公共交通についても、土佐くろしお鉄道などの鉄道を初め、路線バスや中山間地域におけるきめ細やかな移動手段の確保まで、地元市町村の意向を踏まえ、できる限りの対応を行ってきております。路面電車につきましても基本的な姿勢は同じですが、御指摘の高知駅以北へ向けての延伸は実現すれば有意義ではあるものの、当面の間はときでん交通が事業再生をなし遂げるということが最優先であると考えているところでございます。

最後に、平成30年度以降も四国8の字ネットワークの整備を進めていくためには、道路財特法のかさ上げ措置の継続や道路関係予算の拡大が必要ではないかとお尋ねがありました。

本県の道路については、四国8の字ネットワークのみならず、県道や市町村道など多くの未整備区間が残されており、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる道路財特法による国費率のかさ上げ措置が期限切れになると、これらの区間の整備促進に大きな影響を与えることが懸念をされます。

このことは本県だけでなく、道路整備がおこなわれている地方にとって共通課題であることから、この措置の継続について、地方から積極的に声を上げていくことが重要であります。このため、全国高速道路建設協議会の会長としましては、本年6月の総会で、ミッシングリンクの解消を初め、道路財特法のかさ上げ措置の継続や、道路関係予算の拡大などについて決議し、提言活動を行ってきたところです。また、道路整備促進期成同盟会全国協議会においても、同様の趣旨の決議が採択され、会員である市町村長の署名が集められたとお聞きしています。さらに、県内の市町村においても、9月議会までに多くの市町村議会で意見書が可決されており、大変心強く感じております。

今後も、ミッシングリンクを抱える本県の知事として、また全高速の会長としましては、平成30年度の予算編成に向け、道路財特法のかさ上げ措置の継続と道路関係予算の拡大を訴えてまいります。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) まず、他国からの暴挙について、ミサイルをPAC3で撃ち落とすとした場合、県や関係機関と自衛隊の連携は欠かせないが、どのような協議を進め、連携するのかとお尋ねがありました。

自衛隊とは、南海トラフ地震を初め大規模災害が発生した際には緊密な連携が必要となることから、これまでも防災訓練や、応急救助機関による応援部隊を受け入れる計画の策定や見直しの際に、双方の担当者が直接協議することなどを積み重ね、顔の見える連携体制を構築してまいりました。

ことしに入り、北朝鮮による弾道ミサイルの発射が頻発している状況のもと、万々が一本県にミサイルや破片などが落下した場合には、自

衛隊にさまざまな活動を行っていただく必要があると考えています。具体的には、住民の避難誘導や食料や水の提供といった住民の救援活動に加え、有毒物質への対処、火災への対応なども想定しています。

8月に、北朝鮮が本県上空を通過させるミサイルの発射計画を表明した際には、直ちに香南市に駐屯する陸上自衛隊の第50普通科連隊長と面談し、万々が一の場合の具体的な活動について協議を行いました。また、自衛隊高知地方協力本部長に対しましても、自衛隊と県の連携について依頼をいたしました。

さらに、本県を初めとする4県の知事が、防衛省に対して、ミサイル発射の情報を直ちに提供していただくことなどについての緊急要請を行ったことを踏まえ、中国四国防衛局とも協議を行い、ミサイル発射に関する情報を速やかに提供していただくことも申し合わせております。

今後とも、県民の安全・安心を確保するため、自衛隊を初め関係機関との連携も強化し、不測の事態に備えたいと考えています。

次に、Jアラートへの対応について、どのような対策をとっているのかとのお尋ねがありました。

北朝鮮からミサイルが日本に向けて発射された場合、極めて短時間で日本上空に飛来すると予想されます。北朝鮮によるミサイル発射が繰り返される中、限られた時間の中で、県民の皆様がミサイルや爆風から身を守るためにとっていただくべき行動について、あらかじめ周知しておくことは万々が一の場合に備え必要だと考えています。このため国においては、内閣官房のホームページで身を守る行動等について周知を図るとともに、政府公報をテレビCM、新聞広告、インターネット広告、SNSで実施していると承知しています。

県といたしましても、これまで県のホームペー

ジを通じ、こうした行動等について周知を図っていますが、加えて先月から今月にかけて、テレビやラジオの広報番組でのお知らせも行っています。さらに、市町村においても、ホームページへの掲載、防災行政無線等での放送、広報紙への掲載などさまざまな手法で行動等の周知に取り組んでいます。

周知に当たっては、ミサイルが本県に影響がある場合は、Jアラートを通じて緊急情報が防災行政無線や携帯電話で流れること、Jアラートが流れたら、爆風や破片等から身を守るために、近くの建物に避難する、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る行動をとることという2点をポイントとして取り組んでいます。

他方、訓練につきましても、県内市町村の状況を踏まえた上で年内をめどに実施するよう検討を進めており、その際には、Jアラートが流れた場合に、県民の皆様が身を守るためにとるべき行動について周知徹底することを第一の目的にしたいと考えています。

引き続き、県民の皆様が身を守る行動の周知徹底に、国や市町村と連携し取り組んでまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、県内のペット病院の分布状況とペット病院のない地域への手だてについてのお尋ねがございました。

小動物診療施設、いわゆる動物病院につきましては、県内に64の施設があり、その約半数に当たる34の施設が高知市に集中しております。これらの運営は全て民間が行っておりますため、人口が多いところに施設が集中している状況であると認識しております。

ペットの診療等に関しましては、県と高知県獣医師会とが連携して、県内全域を対象に、獣医師会各支部の開業獣医師による狂犬病の予防

注射を実施しております。また、動物病院の診療時間や往診対応などにつきましては、県獣医師会がみずからのホームページで県民の皆様への情報提供を行っております。

県としましても、動物病院のない地域の診療体制等につきまして、獣医療サービスを必要とされる皆様が適切なサービスを受けられる手だてについて、県獣医師会と協議してまいります。

次に、公務員獣医師の確保についてのお尋ねがございました。

獣医学生の就職先につきましては、小動物の診療行為への関心が高いことから、動物病院への就職が多い傾向が見られます。また、公務員獣医師への応募状況を見ますと、都市圏の自治体に応募が多い一方、地方の自治体は本県も含め応募が少なく、獣医師の確保に苦労している状況です。

そのため、本県では、平成21年度から全国の大学生を対象とした独自の修学資金制度を再開し、貸付金を増額するなどの強化を行うとともに、年に複数回の獣医師の採用募集や、大学就職説明会への参加、大学生対象のインターンシップ事業なども行い、獣医師を確保してまいりました。また、27年度からは、いち早く国の事業を活用し、県内の高校生を対象とした、私立獣医系大学の地域枠入試と修学資金の貸与を開始しました。この制度を活用したいという希望者は多く、これまで計4名の高校生が大学に進学しており、卒業後は高知県職員採用試験に応募していただけるものと考えております。さらに、本年度からは県内の高校生を対象としたインターンシップ事業も開始し、高校生段階からの人材確保の強化を図っているところです。

修学資金の貸与を受け卒業した獣医学生の、高知県庁への入庁率は非常に高くなっておりますことから、今後も修学資金制度を継続し、県庁の獣医師職員を安定的に確保してまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、本県の地域医療における、情報通信技術を活用した取り組みの現状と今後の見通しについてお尋ねがありました。

医療機関同士の診療連携や医療と介護の連携を推進するため、本県でもICTを活用した仕組みづくりに取り組んでいます。

まず、議員からお話のあった県内の地域医療機関同士の電子カルテの共有については、14の主要な病院や医師会等で構成し、県内全域にまたがる高知県医療情報通信技術連絡協議会、略して医療ICT協議会が、平成27年度からシステム構築に向けた協議を進めています。完成すると、会員病院が診療記録や画像情報などの電子カルテ情報を相互に閲覧できるほか、その他の医療機関も費用を負担すれば、会員病院の電子カルテ情報を閲覧できることになり、円滑な病院と病院、病院と診療所の連携の促進や、医薬品の重複処方予防などへの活用が大いに期待されます。

現在、医療ICT協議会では、システムの病院側のサーバー整備や開発後の運営費の負担等についての会員間の協議や、幡多医師会が本年度に総務省の補助を受けて幡多保健医療圏域において開発予定のクラウド型EHR事業との間で重複する機能、役割の共通化に向けた協議を行っているところですので、これについて県としても必要な助言を行ってまいります。

一方、医療・介護の関係者がタブレット端末を用いて、在宅患者の情報をリアルタイムに共有できるよう、県が高知大学に補助することにより、医療介護情報連携システムを開発し、昨年度から運用を開始しています。本年8月現在で、9地域の医療機関、訪問看護ステーション、介護系事業所などの計54事業所で運用されています。

本システムの導入を各地域で進めるためには、関係機関の合意形成や運用に当たってのルールづくりに時間を要すること、また毎月の利用料や端末の導入経費といった一定の負担が生じることもあり、参加事業所数が伸び悩んでいます。既に参加している事業所からは、患者の状態を画像等で速やかに多職種で共有することにより適切な対応につながった、患者情報を他職種に連絡する手間と時間が軽減され連絡漏れも防げるなど業務の効率化に役立っているとの御意見もいただいています。

県としても、医療・介護連携を進めていくための有効なツールと考えており、事業実施主体である高知大学とともに関係機関への説明を強化し、さらなる普及を促進してまいります。

次に、奨学金制度を利用した学生の現在の状況と、今後どのような展開が予想されるのかのお尋ねがありました。

平成19年度に医師養成奨学貸付金制度を開始して以来、302名の医学部生に奨学金の貸与を行ってきました。これまでに99名が卒業し、現在その8割が県内の指定医療機関等で勤務しています。今後は、毎年30名程度が卒業し、大多数の方は県内で勤務していただけると考えています。

奨学金制度や若手医師の研修環境の改善等に取り組んできた結果、高知大学の採用医師数や県立病院に勤務する医師が増加していますし、平成12年の762名から平成26年の517名まで減少を続けてきた40歳未満の若手医師の数が、平成28年の調査では550名と33名増加に転じています。このように明るい兆しは見えてきたものの、その効果が県全体に波及するにはもう少し時間がかかると考えています。

今後は、奨学金制度を継続するとともに、若手医師、特に奨学金受給者が償還義務と専門医の取得などキャリア形成を両立できる環境を整

えて、県内定着を図ることにより、まずは大学や県立病院に医師を確保し、大学などから医師不足地域にある医療機関を支援できる体制を構築したいと考えています。また、平成30年度開始を目指している新たな専門医の仕組みにおいて、中山間地域での役割が期待される総合診療専門医についても制度化されますので、県内での養成に大学などと連携して取り組んでまいります。

最後に、県立あき総合病院を中心とした研修制度や人事交流の仕組みが必要ではないかのお尋ねがありました。

議員から御指摘がありましたように、看護師養成所の卒業生に地域に残って定着していただくためには、安芸保健医療圏内の各医療機関が連携し、看護職員としてスキルアップしていくことができるような環境整備を図っていくことが重要だと考えています。

現在、安芸保健医療圏では、県立あき総合病院において認定看護師等による専門研修を、地域の医療関係者にも公開の上、開催するなど、地域における医療機能の連携強化に向けて、看護職員の育成には積極的に取り組んでいるところです。また、今後はこうした取り組みにあわせて、病院内の新人看護職員を対象とした研修についても、地域の医療機関のニーズに応じて公開の上、参加ができるような研修体制へと充実を図るといったことも検討しています。

一方、人事交流の仕組みづくりには、身分や待遇、経費負担のあり方など、クリアすべき課題もありますので、まずは地域における研修制度の充実に向けて、地元医療機関の要望もお聞きしながら、関係医療機関などとの間で短期の受け入れなども含む協働体制が構築されるよう検討を行ってまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、地域に密

着した多機能な高齢者施設について、地域や法人の取り組みなど、県の現状と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

議員のお話にありました長岡市のこぶし園のような先駆的な取り組みを参考に、平成18年の介護保険制度の改正において、住みなれた地域で地域の特性に応じて多様で柔軟なサービス提供を可能とする、地域密着型サービスが新たに制度化をされました。

本県においても、平成29年4月1日現在で、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームが6施設、認知症高齢者のためのグループホームが156施設、通いを中心に泊まりや訪問のサービス機能を持つ小規模多機能型居宅介護事業所が33事業所となるなど、制度改正以降地域密着型のサービスは広がってきております。

さらに、住まいを併設しました総合センター的な高齢者施設の整備につきましても県内で取り組みが始まっており、例えば栲原町では、生活支援ハウスとデイサービスや交流室などを併設いたしました複合福祉施設が平成30年春にオープン予定であるほか、土佐清水市では、県の補助制度も活用いただき、地域密着型特別養護老人ホームや低所得高齢者向け住宅を併設した総合福祉サービス拠点施設の整備に本年度中に着手する予定となっております。

県といたしましても、地域の実情に応じて、長岡市の取り組みのような地域に密着した総合センター的な高齢者施設の整備を支援いたしますとともに、訪問看護の充実や日常生活を支えるサービスを提供いたします、小規模で多機能なあったかふれあいセンターの機能強化に取り組むなど、既にある地域資源も活用しながら、第3期日本一の健康長寿県構想の大目標の一つに掲げています、介護などが必要になっても地域地域で安心して住み続けられる県づくりを進めてまいります。

次に、介護事業所などのICTの活用状況と、県の今後の取り組みについてお尋ねがございました。

昨年度、県が実施をいたしました介護事業所実態調査では、約25%の介護事業所がICTを活用した業務の効率化に取り組んでおり、そのうちの約80%が記録と伝達がスムーズになったと回答しています。約25%の事業所においては残業時間の縮減につながったとされています。また、国の昨年度のモデル事業に参加をいたしました全国の事業所のうち、記録作成などの業務では64%、報酬請求業務では87%の事業所で、これらの業務に要する時間の削減効果があったとされています。

こうしたことから、タブレットなどのICTを活用し、介護記録の作成や保管等の事務を効率化することは、介護職員の業務負担の軽減になり、職場環境の改善につながるものと考えており、本県で新たに導入しようとしております介護事業所認定評価制度において、ICTの活用などによる職員の業務負担軽減に関する取り組みも評価基準とすることを予定しているところです。また、国においても、現在平成30年度からの介護報酬の改定に向けまして、ICTを活用する事業所に対する報酬などのあり方について検討が行われていると承知しております。

今後、国の介護報酬の改定などを注視いたしますとともに、介護事業所認証評価制度の普及、認証取得のための事業所への支援を通じまして、ICTの活用などによる職員の業務負担の軽減を初めとする職場環境の改善を図り、介護人材が定着できる魅力ある職場づくりを目指してまいります。

次に、建設会社等とのコラボレーションによる福祉施設の充実に関する所見についてお尋ねがございました。

現在の国の制度では、特別養護老人ホームに

ついて、今後も人口増加が見込まれます人口集中地区などの都市部地域における例外はあるものの、賃貸による運営は、本体の施設からおおむね20分以内で移動できる範囲にあるサテライト型のものに限るとされています。

議員のお話にありましたこぶし園では、このサテライト型の特別養護老人ホームを整備するに当たり、建設会社が建物を建設し、こぶし園は賃貸料を払うといったコラボレーションを実現したことによりまして、高額の初期投資が不要となり、借金を負わず介護サービスに専念することが可能になったとお伺いしております。

現状では、本県においてサテライト型の特別養護老人ホームの開設の動きはございませんが、今後こうした動きが出てきた際は、こぶし園の例など、多様な選択肢があることの情報提供を行いますことで、事業者や利用者にとって最適な形で介護サービスが提供されるよう支援してまいりたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 国旗掲揚と国歌斉唱に関して、6月議会後、土佐中・高等学校に対してどのような要請を行ったのか、また今後どのように要請を行うのかのお尋ねがございました。

土佐中・高等学校に対しましては、6月議会で答弁を申し上げて以降、これまでに3回学校訪問を行い、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施を要請してまいりました。

具体的には、まず7月には私が学校に出向いて、6月議会での答弁内容を説明することとあわせて、実施に向けた要請を行いました。また、8月、そして今月には、所管課長が学校を訪問し、理事長や校長に対しまして、学習指導要領は法体系に位置づけられていることなどを話し、実施に向けた要請を行ってまいりましたが、現時点で学校側からは現行の取り扱いを変えると

いうお話はいただけておりません。

知事が先ほどお答えいたしましたとおり、入学式や卒業式などにおける国旗掲揚、国歌斉唱は、私立学校においても指導されるべきものと考えておりますので、実施されていない私立学校に対しては、今後も引き続き機会を捉えて学校に出向くなどして対話を重ね、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が学習指導要領にのっとり実施されるよう取り組んでまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、道路整備について、奈半利—安芸間の新規事業化や四国8の字ネットワークの早期完成に向けて、市町村とどのような体制で事業の推進を図っているのかのお尋ねがございました。

高速道路の新規事業化に向けては、議員御発言のとおり、計画段階評価や新規事業採択時評価など、必要な手続を着実に進めることが必要です。

そのためには、県や市町村を初め関係者がベクトルを合わせ、一体となって活動することが効果的であると考え、知事が提言活動を行う際には、沿線の市町村長の皆様にも同行していただき、地域の実情などを訴えてきたところです。また、市町村の要望活動には県職員も同行するなど、オール高知の体制で取り組んでおります。

さらに、道路整備に関する市町村との勉強会を開催し、高速道路整備によるストック効果の収集や高速道路の整備を見据えたまちづくり計画の作成を支援するなど、より効果的な要望活動ができるよう、ともに取り組んでいるところです。

このような取り組みの成果として、四国8の字ネットワークを構成する阿南安芸自動車道の奈半利から安芸間と、四国横断自動車道の宿毛から愛媛県内海間につきましては、今月15日か

ら意見聴取に着手していただくこととなり、新規事業化に向けて一步前進したところです。地域住民の皆様などの声を道路計画に反映するためにも、多くの意見をいただけるよう市町村と連携を図り、県としても早期整備の必要性を国に伝えてまいります。

今後も引き続き、市町村や関係者と一体となった活動を展開し、四国8の字ネットワークの早期完成に向け全力で取り組んでまいります。

次に、都市計画道路はりまや町一宮線について、第2回まちづくり協議会で提案された、新たな道路計画の考え方についてお尋ねがございました。

第1回まちづくり協議会において、平成20年から実施してきた新堀川の自然環境調査と交通量調査の結果について御説明し、委員の皆様から御意見をいただきました。さらに、パブリックコメントを公募し、通学児童の安全の確保や希少種が生息、生育する自然環境の保全などについて多くの御意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、工事を再開するのか、事業を中止するのかの2つの選択肢だけではなく、新たな第3の計画案を提案した次第でございます。

計画案の作成に当たっては、新堀川という水辺環境を残すことについて、道路の構造自体を見直すことはできないか、また道路づくりはまちづくりの一環でもあることから、道路の外側の空間にも目を向けて何か工夫ができないかについて、高知市の協力もいただきながら協議検討を重ねてまいりました。

新たな道路計画案は、次の3つの機能を調和させることを目指しております。1つ目は、児童も高齢者も安心して通行できること。2つ目は、希少動植物が生息、生育する自然環境を保全、創出すること。そして3つ目は、歴史的な風景を保存、活用することでございます。

具体的な工夫としては、1つ目は、安全に通

行できる歩道幅員や4車線の車道を確保した上で、道路全体を西側に寄せ、同時に植樹帯をなくすことで幅員を縮小させ、新堀川のオープンスペースの拡大を図っております。また、新堀川の東にある市道を歩道として活用することで、さらにオープンスペースを拡大する案もお示ししております。2つ目は、横堀公園の一部を切り込むことで、新たな干潟の創出を図っております。3つ目は、新堀川の石積み護岸を保存、復元することで、歴史的な風景の保全を図っております。

これらの工夫については、パブリックコメントの多くの御意見や協議会委員の皆様、高知市など、関係者の意見を取り入れたものであり、まさに県民の皆様からの知恵を結集した計画案と考えております。

最後に、今後どのように協議会を運営し、工事再開か事業中止かの最終的な判断をするのかのお尋ねがございました。

まちづくり協議会の今後の運営につきましては、第2回協議会でお示した新たな道路計画案も含め、本日から1カ月間、県民の皆様から広く御意見をいただくため、2回目のパブリックコメントを実施いたします。

これを受けまして、11月下旬ごろに第3回まちづくり協議会を開催し、委員の皆様へ、引き続き道路整備のあり方や希少動植物の保護、史跡等の保全、活用について議論を深めていただく予定です。

最終的な判断につきましては、工事を中断している区間の整備のあり方について、まちづくり協議会としての提言を取りまとめていただき、その提言を踏まえて高知市と協議の上、年度内を目標に判断を行いたいと考えております。

○13番（弘田兼一君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。

2問はいたしません。ただ、最近感じておる

ことなどを、少し時間を使わせてもらって言いたいと思います。

質問の中で、加戸前愛媛県知事の話を読ませていただきました。ユーチューブに真実が載っておるといふ言葉を引用させてもらったんですけど、私もユーチューブを見るようになりました。それは尖閣諸島の、中国船が海上保安庁の船に衝突した事件から見るようになりました。当初は国会議員だけが見るといふことで、我々には情報が何にもなくて、当時テレビでは、こつんと当たったとか、まるで海上保安庁の船が悪いような感じで流れておりました。ユーチューブを見て、本当にびっくりいたしました。中国船が海上保安庁の船の横っ腹に全力でどんと当たって、それを避けようとして全力で逃げてる。船のサイドというの一番弱いところですから、下手をしたら船が真っ二つになって、本当に大事故になりかねないといふふうなことを、当時私は思いました。これが私のユーチューブを見るようになったきっかけであります。

ユーチューブは、既存のマスコミではフェイクニュースの塊であるといふふうなことを言われております。しかし、私は実はそうは思っておりません。私が何を言いたいかといひますと、今のマスコミが偏った報道をしておると指摘しましたけれど、私が思っているような報道だけしたらいいといふふうなことを言っているのはありません。いろんな角度から報道していただいて、そして読者であるとか視聴者がそれを見て、みずから判断するというのが、報道といひますか、情報の正しい姿でないかといふふうには私は思っておりますので、意見として言わせてもらいます。

それから、路面電車の北進については厳しい答弁がありました。これは、実は私は想定しておった答弁なんですけど、ただ私は、まだ若いころ交通対策を担当させていただいて、当時は土

佐電鉄と県交通の合併作業というのがメインの事業でありました。それに向けていろんなことをやっていったんですけど、その中でこの北部への、駅への乗り入れをやっていったといふことであります。平成6年当時、今から20年前なんですけど、私たちがやっていた土電と県交の合併ができておれば、今のようなことではなくて、公共交通ももつともつと明るかったんじゃないかといふふうなことを感じます。

当時いろんなことがあって合併に至らなくて、最終的には県交通が全く身動きができなくなって再生に至ったといふふうなことなんですけど、その事前の対策というのが非常に大切じゃないかと思ひます。それぞれのところが体力があるうちにきちんとした取り組みをしていれば、今みたいなことにはなっていなかったんじゃないかといふことを思ったりいたします。

私は県庁で、21年間担当として仕事をさせていただいたんですけど、どれもこれも、楽しい思い出がたくさんあります。そういった中で、公共交通についても、私の心の中で非常に思い入れがある事業でありますので、高知を考える会の報告を見させていただいて、質問をさせていただきます。

これからもいろいろあると思うんですけど、県庁の、知事を初め執行部の皆さん、県のために頑張っていただきたいといふことで、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩



午後1時再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 日本共産党を代表いたしまして、以下質問を行わせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお聞きします。

安倍政権は、臨時国会の冒頭で衆議院解散を強行しようとしています。早期に国民の審判を仰ぐことは当然のことですが、臨時国会冒頭での解散は加計・森友疑惑隠しを狙ったものであり、絶対に容認することはできません。野党4党は、既に6月22日憲法第53条に基づく正当な手続を踏んで、森友・加計疑惑など国政私物化疑惑を徹底究明するための臨時国会召集を要求しています。冒頭解散となれば、この憲法に基づく要求を3カ月にわたってたなごらしにしたあげく、葬り去るということ、まさに憲法違反の疑惑隠しです。

通常国会閉会後の記者会見で安倍首相は、真摯に説明責任を果たしていくと述べていました。しかも、国会閉会後には、加計問題では、獣医学部開学時期などについて安倍首相の意向を側近の官房副長官が文部科学省に伝えたとする文書などの発覚、高過ぎる建設費の問題、森友学園と近畿財務局の値引き打ち合わせの音声テープの流出など、疑惑は一層深まっています。徹底した審議こそ求められています。

森友学園や加計学園の問題について、国会において真摯な説明責任が果たされたと思うか、知事にお聞きいたします。

自民党などは国会の解散権は首相にあると言いますが、憲法第45条は衆議院の任期は4年と定め、第69条でその例外としての内閣不信任案可決に対抗する衆議院解散を認めているもので、解散は第69条の場合に限定されています。憲法第7条での衆議院解散は、重大な政治的課題が

新たに生じ、民意を問う特別の必要がある場合があり得るということであり、首相による無制限の解散を認めたものではなく、臨時国会冒頭解散は憲法の解散権を大きく逸脱するものと言わざるを得ません。

衆議院の解散総選挙は考えていないと直近まで明言していたのに、突然解散総選挙を持ち出したのは、世論調査で内閣支持率が若干持ち直していることや、野党の選挙体制ができ上がっていないことを見越したからとされています。

臨時国会冒頭解散は、森友・加計問題での説明責任の約束を投げ捨てた究極の党利党略、権力の私物化であり、憲法違反の暴挙と言わなければならないと思いますが、御所見をお伺いいたします。

同時に、今回の安倍首相の解散への動きは、大局で見れば、安倍政権による国政私物化と憲法を壊す政治に対する国民の厳しい批判、東京都議選での歴史的惨敗など、国民の世論と運動によって追い込まれた結果にほかなりません。私たち日本共産党は、総選挙を安倍政権を倒す歴史的チャンスと位置づけ、野党と市民の共闘をさらに発展させ、冒頭解散したことを後悔するような結果を出すために全力を尽くすことを表明しておきます。

北朝鮮は、たび重なる弾道ミサイル発射、そして6回目の核実験と、国連安保理決議に違反し、世界と地域の平和と安定を脅かす危険な軍事的挑発を繰り返しています。決して許されない行為であり、私ども日本共産党は厳しくこれについて糾弾し、抗議をしています。

もし軍事衝突となれば、朝鮮半島でおびたらしい犠牲が発生し、米軍基地のある日本も巻き込まれることは必至です。米国のマティス国防長官は、軍事的解決となれば、信じられない規模の悲劇になると述べ、カーター前国防長官も、その戦争は朝鮮戦争以来、見たこともない激し

さになる、極めて破壊的な戦争だと指摘しています。1994年、クリントン米政権下で北朝鮮への先制攻撃が一步手前まで行ったことがありますが、当時のクリントン政権は、朝鮮半島で戦争が起これば、最初の90日間で米軍5万2,000人、韓国軍49万人の死傷者が発生、ベトナム戦争などの経験に基づけば、米国人8万人から10万人を含む100万人が死亡という予測をしました。

東京新聞論説委員の半田滋氏は、1993年防衛庁でひそかに検討されたK半島事態対処計画があり、そこでは戦火を逃れ避難する目的の一般難民について、紛争発生直後に韓国で約45万人、また北朝鮮で約24万人と試算、日本には、韓国から約22万人、北朝鮮から約5万人の合計約27万人が九州北部や山陰地方沿岸部から押し寄せ、最終的には200万人台となるとされていると明らかにしています。

そもそも北朝鮮の核・ミサイル開発は、自国の運命と米国の大都市の運命をてんびんにかけ、アメリカの攻撃を抑止しようとする、最小限抑止と呼ばれる弱者の命がけのおどしであると元防衛官僚の柳澤協二氏は指摘。それは、安全保障の専門家の中ではほぼ共通した認識となっています。

北朝鮮が1994年の枠組み合意や2005年の6者共同声明を裏切ったのは事実ですが、問題はその後アメリカの態度です。オバマ政権が、戦略的忍耐といって、北朝鮮が非核化の意思と行動を示さない限り対話に応じないという対話拒否論をずっとやってきた結果、この期間に野放し状態のもとで核・ミサイル開発がどんどん進んだのです。対話をやってこなかった結果がここまで事態を深刻にしたのです。ですから、経済制裁強化と一体に対話の努力をすることが必要になっているのです。

今、トランプ米大統領が、北朝鮮を完全に破壊する選択肢を口にし、北朝鮮は、史上最高の

超強硬な対応措置、太平洋上で水爆実験と必死の応戦をし、エスカレートしています。米朝の緊張が高まると、偶発や誤算での軍事衝突が懸念され、もしそんなことになれば、深刻な被害を受けるのは韓国と日本です。

危機打開と問題解決のためには、経済制裁強化と一体に、軍事的挑発言動をやめ、対話による解決、とりわけ米朝両国の無条件での直接対話を早急に行うようすべきと思いますが、お聞きをいたします。

現在、国連総会では外交的解決を強調する討論が各国から相次いでいます。多国間による交渉を通じて平和を構築できると信じている——マクロン・フランス大統領——との声も上がっています。直近の安保理決議第2375号も、対話を通じた平和的・包括的解決を求めています。我が党は、北朝鮮に対して、国連安保理決議を遵守し、これ以上のミサイル発射や核実験など軍事的な挑発を中止するよう厳重に求め、全ての関係国に対しては緊張を激化させる軍事的行動の自制を呼びかけ、米朝間の無条件の直接対話による解決を呼びかけています。

1994年の朝鮮半島危機を訪朝で解決に導いたカーター元米大統領は、米朝指導者間か、それに準じるレベルの対話を呼びかけています。ドイツのメルケル首相は、アメリカ大統領なしで解決することはできない、しかしはっきり言うておくと、平和的な外交による解決しかあり得ないと述べ、ドイツと国連安保理常任理事国5カ国が2015年イランの核開発問題をめぐり、対イラン制裁の大半を解除する見返りに同国の核開発を制限することでイランと合意した例を手本として示して、ドイツはその場合に積極的な役割を果たす用意があると述べています。スイスのロイトハルト大統領は、4日同国が中立外交の長い歴史があることを強調し、北朝鮮情勢は懸念すべき状況だ、関係国はスイスで交渉し、

軍事的ではなく政治的な解決策を見出すことが可能だと、仲介役を務める用意があることを明らかにしています。

一方、我が国の安倍首相は、トランプ米大統領に追随して異常なまでの対話否定論に固執しています。そして、全ての選択肢がテーブルの上にあるという米国政府の立場を支持すると言って、米国の軍事力行使を容認する、その状況下で米艦防護や給油など安保法制の発動は、緊張を激化し、加速するだけで非常に危険です。

憲法9条を持ち、世界で唯一の被爆国であり、また朝鮮戦争の当事者ではない日本の政府こそが、対話を通じた解決に向けて積極的な仲介、働きかけをすべきと思うが、お聞きいたします。

世界では核兵器禁止、非核化へ大きな流れが起こっています。7月の国連会議で採択された核兵器禁止条約への各国の署名がいよいよ9月20日から開始され、既に50カ国が署名しています。

人類は核兵器の違法化という新たな段階に足を踏み出したのです。核兵器の禁止は待ったなしの課題です。最近、高高度で核爆発を起こすことで地上に向かうときに大電流を発生させ、電子機器や送電線、変電機、発電機などを破壊する電磁パルス攻撃を行うと、復旧には数年かかり、食料や燃料、医薬品などあらゆる物資の欠乏と衛生確保が困難になり、飢餓と疫病は免れず、人口3億人余りの米国で1年後には90%が死亡していると予測されています。まさに人類にとって悪魔の兵器です。一刻も早く禁止しなくてはなりません。

核兵器を禁止し、廃絶に向かうためにも、唯一の被爆国である日本政府が核兵器禁止条約に署名し、非核三原則の厳守、法制化など、日本の真の非核化に踏み出すときです。そうしてこそ、北朝鮮への核・ミサイル開発放棄も一層強く、説得力を持って迫ることができます。

北朝鮮の核開発を放棄させるためには、核兵器違法化の世界の流れを強く推し進めるべきと思いますが、お聞きをいたします。

石破茂元防衛大臣は、北朝鮮の弾道ミサイルは人工衛星の軌道を上回る宇宙空間の飛行で、領域には当たらないことを指摘し、Jアラートを発信する時点では既に着弾地点は把握できているはずなのに、あえて広範囲に発信して不安をあおる政府の姿勢を批判。韓国軍は深夜2時には配備体制をとっており、日本政府も発射の兆候をつかんでいたにもかかわらず何も知らせず、発射後にアラートを発動し、いたずらに危機感だけあおっているという指摘もあります。

政府は8月12日、弾道ミサイルのデブリ、破片が落ちる可能性への対処にと、地上配備型迎撃ミサイル、PAC3を香南市の陸上自衛隊高知駐屯地に配備しました。このPAC3の射程距離は半径20キロメートルと言われており、安芸市大山岬から高知県庁まであたりしか届かず、グアムを狙うとき通過するであろう本県の圧倒的地域は全くの範囲外です。また、弾道ミサイルが日本上空を通過する高度は500キロメートル以上、人工衛星以上の高度宇宙空間で、射程高度が20キロメートル以下と言われるPAC3の出る幕は全くありません。破片などが落ちてくる場合でも、大気圏突入後燃焼してしまいます。万が一、万々が一誤って不規則に落ちてくる破片の軌道を瞬時に解析し、ミサイルで迎撃する、そういう技術は世界中どこにも存在しません。

つまり、デブリをPAC3ミサイルで迎撃というのは虚構であり、また弾道ミサイルの危険性は現在も上空を数多く飛ぶ人工衛星の落下と同じレベルであるということを知らせるべきです。飛行物体の危険度でいうと、人家の近くを含め過去3回も墜落し、住宅地上空を低空飛行で飛ぶ、米軍機の低空飛行訓練の戦闘機のほうが比較にならないほど危険度が高いと言えます。

2回にわたるミサイル発射、Jアラート発信に関して、政府から県に対してどのような情報提供があり、どう対応なさったのか、お聞きいたします。

また、政府に対して、いたずらに不安をあおるような情報提供のあり方は厳に慎み、正確な情報と冷静沈着な対応をとるよう要請すべきと考えますが、お聞きをいたします。

政府は、今回のミサイル発射に際し、日本海側に多数の原発があるにもかかわらず、停止を求めたとはお聞きしておりません。それどころか、再稼働まで進めようとしています。弾道ミサイルが上空を通過する伊方原発もしかりです。

このことは、政府が直接の危険はないと判断しているからではないでしょうか。今にも攻撃を受けるような危機感を強調する姿勢と全く整合性がない対応だと思いますが、お聞きをいたします。

次に、都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区についてお聞きいたします。

この工区は、1995年12月に4車線化を決定した後、水辺空間を生かした都市再生を求める住民の声が高まり、2006年9月議会で、我が党、谷本議員の質問に、実際の車の流れだけでなく、水辺や掘り割りという歴史的な資産を生かしたまちづくりの視点から今後の方向性を検討していくと答え、桜井橋から南280メートルの工事を一旦中止といたしました。それゆえに、この6月に設立された、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会では、従前の交通量を主にした視点ではなく、水辺や掘り割りという歴史的な資産を生かしたまちづくりの視点から、22年前の道路計画を評価し直すことが求められます。

しかし、この間の6月と9月の2回の協議では、その視点での議論はなされていません。その原因は、協議会委員が指摘したとおり、まち

づくり協議会という名称とは裏腹に、歴史の専門家、水辺や史跡を生かしたまちづくりの研究者、専門家が委員にはいないからだと考えます。

協議会設置要綱でも、新堀川の水辺を生かしたまちづくりについて検討を行うとしています。歴史家などの意見を適宜反映させるということではなく、委員として位置づけるべきだと考えますが、土木部長にお聞きいたします。

4車線化を決定した2年後、20年前に河川法が改正され、環境という目的が明示されました。2011年には河川占用を民間にも広げ自由な活動を許可、2016年には占有期間を3年から10年に延長と、国土交通省は、「古くから培われた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の資源が眠っています。また、水辺はその使い方によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。かわまちづくりは地域の「顔」、そして「誇り」となる水辺空間の形成を目指します。」と述べて、かわまちづくりを支援する方向へと動いております。

2回の協議会の傍聴で感じたことは、道路建設に賛成か反対かが前面に出て、肝心な、このようなまちづくりの動向を学び協議することができていないことです。高知市のにぎわいが西高東低だと言われる中、この機を捉え、まずはどういった水辺を生かした町にしたいのか、学び合う、考え合うべきです。道路建設のあり方は、その後おのずと見えてくるのではないのでしょうか。

次回以降は、さきに述べた国土交通省やまちづくりの研究者を招き、必要に応じて先進地の視察など、他都市での実例も学び、東エリアのにぎわいを取り戻す、水辺を生かしたまちづくりに視点を置いた協議がなされるようにすべきだと考えますが、土木部長にお聞きをいたします。

さて、第1回の協議後行われたパブリックコ

メントには、ここ5年間では最多の58件もの意見が寄せられ、県民の関心の高さをうかがうことができます。御意見の中で、工事再開に賛成が10名、反対が34名、環境と道路整備の共存が9名と、その6割が工事に反対というものでした。賛成の方の理由は、4車線になったことで通行量が急増し、未整備の2車線区間があるがゆえに渋滞する、また歩道も狭いままなので、児童、歩行者や自転車の安全確保のため広げるべしというものと察せます。この思いは、協議委員になられている地元町内会の方々も同じと伺いました。

パブコメは聞いて終わりではなく、施策に生かしていくためのものです。協議会事務局は、圧倒的世論である工事再開に反対する声を尊重し、2回目の協議会に提案された、従前の4車線化を前提にした新たな計画ではなく、4車線化せずとも渋滞と交通安全への懸念に応えられる案をまずは示すべきだと思うのですが、どうお考えか、土木部長にお聞きいたします。

パブコメでの意見で対応が急がれると思われる事案についてお聞きいたします。とさでん交通は、高速バスの運行ルートを、2011年から知寄町2丁目からはりまや工区に変更しています。そのため、バス通行が8台から113台と増加し、危険度が増していると指摘されています。児童の安全を確保するため、ルート変更を求めべきだと考えますが、どうお考えか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

これからますます人口が減り、車両数も減ってきます。工区における通行車両数も計画策定時よりは減少しています。さらに、野村総合研究所の車両減少率予測は、2030年高知県は全国で3番目に大きい17%もの減少だと予測されています。4車線化に必要な9,600台以上だからというだけで、25億円もかける時代ではありません。協議会を設置した目的からも、それは許さ

れません。

4車線化は流入する通行車両をふやします。24メートルから27メートルもの幅の道路を横断することは、高齢者や子供たちにとって優しい町どころか、危険な町です。町も分断されます。また、都市部における水辺は、消火用水やトイレ用水、避難路などに活用でき、減災・防災に果たす役割は大きく、防災上も水面があるほうが安全・安心の町となります。

昨年、浦戸湾で確認されたシオマネキ77個体のうち、20個体は新堀川にあります。浦戸湾の生物にとって新堀川は重要な場所なのです。駐車場のふたを撤去すれば、25億円もかけずとも水辺空間を取り戻すことができます。

4車線化から6年半がたちました。この間ずっと新堀川かいわいに暮らし、愛着と誇りを持つ皆さんは、自然、歴史とともに暮らそうと、史跡と町歩きや絵金祭り、新堀川での魚釣りや七夕キャンドルナイト、花火大会、アカメ観察会や魚類などの生息調べ、はりまや橋商店街でのにぎわいづくりなどなど、活発な活動を続けています。武市半平太が現代にスリップする「サムライせんせい」は、全国に先駆けて11月18日に公開されます。横堀公園の道場跡とあわせ、新堀川かいわいは全国から注目されることでしょう。「志国高知 幕末維新博」での町歩きモデルコースとして再構築もされるべきでしょう。

以上のように、児童や歩行者への安全対策は歩道のつけかえなど工夫を講じた上で、駐車場部分を撤去し、今ある新堀川かいわいの自然、文化、歴史、そしてそれらをつなぐ人々の活動にこそ予算をつけ、水辺を生かしたもう一つのまちづくりのビジョンを県として示すべきだと考えますが、知事の御所見をお聞きします。

次に、学校現場の多忙化解消についてお聞きいたします。

中央教育審議会初等中等教育分科会と学校に

おける働き方改革特別部会は、8月29日に、学校における働き方改革に係る緊急提言を発表し、文部科学省は9月4日に公開しました。3項目にまとめられたその内容は、昨年6月に文科省が通知したタスクフォース報告の延長上であり、前文に見られる、取り組みを直ちに実行しなければならない、必ず解決するという強い意識を持ってなどなどの文言からは、教員の時間外勤務の実態が一向に改善されないことへのいら立ちが感じられます。

ブラックな働き方で問題視されている医師の、月60時間を超える平均時間外勤務率は40%ですが、公立小中学校教員は73%、中でも中学校教員は87%、それは医師の倍で、学校全体がブラックで過労死寸前状態です。文科省の、教員の学内勤務時間の集計結果は、本来勤務時間内で行われなければならない業務について、小学校は11時間15分、1人でほぼ1.45人分の仕事時間、中学校は11時間32分、1人でほぼ1.5人分の仕事時間であり、中学校の土日での部活動の時間2時間10分を平日に加えた勤務時間は11時間58分、1人で1.54人分の仕事時間であることが示されています。単純計算でも、教員を1.5倍以上にふやさないと時間外勤務は解消できません。

次期学習指導要領改訂では、全ての校種において過密な時間割りが押しつけられます。特に、小学校の英語教育新設に伴い、3、4年生で35時間、5、6年生で70時間増となり、小学校4年生以降は年間1,015時間と、中学校の総授業数と同じになり、毎日毎日6時間授業という、教師も子供もまさに息つく間もない過密スケジュールを強いられることとなります。文科省は、1時間の授業を行うためには1時間の授業準備の時間が必要との見解を示し、授業準備にかかる時間を勤務時間内に保障することは不可欠と言っていますが、その不可欠なことがますます不可能となると言えるのではないでしょう

か。

準備時間が勤務内に確保できる条件整備にこそ心血を注ぐべきではないかと考えるものですが、この点に関して教育長の認識をお聞きします。

また、今回の緊急提言の3項目めは、国として持続可能な勤務環境整備のため予算措置をすべきであると文科省に対し報告し、具体例を挙げていますが、スクールカウンセラーや教員の事務作業へのサポートスタッフ、そして新学習指導要領による外国語教育などの専科スタッフについては触れても、教職員定数改善や少人数学級推進には一言も触れていません。

時間外勤務の解消は、先生をふやして学級規模を小さくすれば一発で解決します。しかし、緊急提言の1項と2項で指摘されている内容は、昨年のタスクフォース同様に、教壇教員をふやして時間外労働をなくすのではなく、現場のやり方がよくない、現場はもっと知恵を出せと言わんばかりの人も金もふやさない働き方改革であり、あくまで効率的、効果的な学校の組織運営のあり方や教員の業務改善にとどまっているものです。総人件費抑制と公務員定数の削減という政府方針の枠内の対応では、到底解消は不可能です。

教員配置の抜本的な拡充が待ったなしの課題となっているのではないかと、教育長の認識をお聞きいたします。

教職員定数や教職員給与費負担は、児童生徒数算定ではなく、学級編制数算定で決められることから、国は義務標準法の改正には慎重でした。しかし、2001年、2011年の義務標準法改正により柔軟な学級編制が可能となったことで、児童生徒数減で標準学級数が減少していく中、各県とも標準学級数を上回る学級数を編制し、本県独自の少人数学級編制もこれによってなされています。その増学級率は年々高まっており、

2006年、102.8%から、2016年は104.2%へと高まっています。昨年度の増学級率は、高いところで福島県が112.2%、鳥取県は111.5%、そして標準数に近いところは東京都の100.9%、佐賀県も同じくです。本県は105.7%で、全国で中位の増学級率となっています。

したがって、学級数増だからそれによって配置される教職員標準定数もふえているのに、2016年度の本県の教職員実数は標準定数を91人も下回っています。内訳で見ると、特別支援学校が定数480人のところ437人で、43人も少ない配置になっています。小中学校では23人の配置不足です。

学級数をふやしながらか教職員をふやさないという施策がどうして行われているのか、教育長にお伺いします。

次に、戦争遺跡の保存と活用について伺います。

20世紀は人類にとって戦争の世紀であったと言われています。日本で見ても、1894年の日清戦争から始まり、日露戦争、満州事変、日中戦争、そして1941年12月からアジア太平洋戦争と、51年にわたる戦争が続きました。沖縄県の具志頭の丘の土佐之塔には、高知県出身戦没者として、沖縄戦の832人と南方諸地域戦没者1万7,713人の計1万8,545人が祭られ、県内の空襲による死者も647人にも上っています。日本国民にも、世界にも耐えがたい苦痛と苦難をもたらしたこの歴史を決して繰り返してはならず、そのためにもその歴史を学び、後世に伝えていくことが今私たちに課せられています。

しかし、今や戦争体験者は1割を切り、戦争の記憶は人から物へと確実に移行しつつあり、歴史の証人である戦争遺跡と戦争資料を失えば、現在の平和の価値や未来への指針もわからなくなってしまいます。

こうした観点から、1995年に文化財指定基準

を改正し、日本の明治期から昭和期の、アジア太平洋戦争終結までの戦争関連構造物等を戦争遺跡と規定。文化財保護法や条例の保護対象に拡大し、現在、国、都道府県、市町村の文化財に指定、登録された戦争遺跡、建造物、土木構造物は計274件になっています。本県にも数多くの戦争遺跡があり、中でも南国市にある、高知海軍航空隊跡と呼ばれる7基の掩体壕は、南国市が市の史跡として指定し、調査、保存、平和学習などに積極的に活用しています。

そこでまず、教育長に、戦争遺跡の重要性についてどのような認識を持たれているのか、またこの南国市の掩体壕のほかに県内にどのような遺跡があり、文化財として指定、登録されているのか、お伺いいたします。

戦争遺跡の保存と活用は全国でも積極的に取り組まれ、福岡県や愛知県などでは、県内の戦争遺跡の情報収集を進め、市町村と協力して悉皆調査を計画的に実施しています。

本県の戦争遺跡の特徴は、第2次世界大戦の終戦間際に、本土決戦に備えて、南国市周辺に集中してつくられたトーチカ群を初め、海岸線には人間魚雷と言われた回天や、震洋という海上・海中特攻の基地が置かれていることです。しかし、これらの遺跡は開発や風化に伴い姿を消しつつあります。福岡県では、県の文化財保護課に戦争遺跡調査指導委員会を設置、戦争遺跡カルテの作成に取り組んでいます。

本県においても、ぜひとも市町村や関係団体と協力し、悉皆調査を実施してもらいたいと考えているのですが、教育長にお聞きをいたします。

さて、去る8月19日から21日まで、17年ぶりの高知開催となった第21回戦争遺跡保存全国シンポジウム高知大会が開催されました。今こそ戦争遺跡を平和のためにをテーマに、全国から、学者などの専門家や各地で保存、活用に取り組んでいる関係団体の方々が集い、熱心な交流が

行われました。この大会の閉会総会では、高知大学朝倉キャンパスに隣接している国有地、旧大蔵省印刷局跡にある朝倉・旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫や講堂、最近発見された弾薬庫を囲む土塁などの関連遺構を文化財として保存することを求める特別決議が、満場一致の拍手で採択されました。

これらの遺構は、高知市教育委員会がその価値を明らかにするため高知大学に委託して、調査が行われ、昨年3月に報告書としてまとめられています。その中では、大蔵省国立印刷局が紙幣に使用するコウゾなどを貯蔵していた旧弾薬庫などの建築物は、明治30年代の建築様式を今日に伝える貴重な建築物で、高知県に現存する数少ない近代和風建築であり、跡地についても、その変遷が歴史を物語るものであると評価されています。全国的に見ても、弾薬庫とそれを囲む土塁がともに残っているのはこの場所しかなく、極めて貴重な戦争遺跡であることが専門家からも指摘されています。

旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫などの貴重な遺跡について、教育長はどのように認識されているか、伺います。

現在、この国有地は四国財務局の管理のもと、売却手続が進行しており、競売に係る手続もとられようとしています。民間に売却されれば、これらの遺構は解体され、歴史的価値は後世に引き継がれることはなくなってしまいます。既に旧陸軍歩兵第44連隊があった土地と建物は高知師範学校に譲渡され、その後国立高知大学になり、かつての姿はすっかりと消えうせています。さきにかかれた高知市議会で、岡崎市長は戦争遺跡の価値を評価しつつも、本市の保護有形文化財の指定に関しましては、高知市文化財保護条例に基づき所有者の文化財指定への同意などが前提となっておりますので、今後の所有者の判断になると答弁しています。誰がこの遺

跡を含む国有地を取得するかが決定的な状況となっています。

そこで提案ですが、知事は、平和行政は県にとっても重要と述べられ、ビキニ被曝の実態も記録として保存していくことの重要性、また戦争の悲惨さを子供たちに伝えることの必要性もこの間語っておられます。毎年、戦没者の追悼式典も開催されていますが、戦争体験者もその当時の遺族の方の年齢も高齢化し、その体験を語り継げる時間も少なくなりつつあります。戦争遺跡、関連資料などの保存と活用は極めて重要で、喫緊の課題となっています。しかし、本県には戦争について学べる公的な施設がありません。このままでは貴重な戦争資料も喪失してしまいます。

全国では、沖縄を初め、滋賀、愛知、福岡、埼玉、大阪などの都府県立や、姫路や福山などの市立のいわゆる平和資料館がつくられ、平和教育に大きな役割を果たしています。

この旧大蔵省国立印刷局跡地は、陸軍歩兵第44連隊の跡地であり、高知県民として招集された陸軍兵士は必ずこの地で訓練を受け、戦地に赴いていった、高知県民にとっても貴重な歴史が刻まれた場所です。ぜひ旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫などの遺跡を保存及び活用することを検討してもらいたいと考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、愛宕中学校西隣に建設予定の大規模パチンコ店についてお聞きします。

愛宕中学校に隣接する高知市相模町のパチンコ21世紀相模店は、1988年11月18日に高知県公安委員会から風俗営業許可を受け、営業されてきたパチンコ店です。経営者である株式会社慶尚は、本年6月2日営業所を取り壊して新築するためとして県警高知署に風俗営業許可認定証を返納し、高知署に受理されています。その後、7月4日大旺新洋株式会社を代理者として建築

計画概要書を提出し、受理した高知市は、7月25日建築確認済証の交付を行っています。

そもそも当該地は、道路北はすぐに一ツ橋小学校、西8メートルには愛宕中学校と、小中学校2校が隣接する文教地区です。それゆえ、1988年の開業に当たっても、児童生徒への教育的悪影響や地域全体の風紀上の理由から、当該場所での開業を見合わすべしとの、地元相模町町内会を初めとする署名運動などの激しい反対運動がなされてきた経緯があります。

今回の建築計画概要書によると、敷地面積は4,838平米と従前の約1.6倍、道路沿い間口は140メートルほどにもなります。そして、敷地の西寄りいっぱい、一ツ橋小学校南には、従前は全くなかった5階建て高さ18メートルの駐車場、愛宕中学校寄りの東側には、高さ11メートルもの遊技場の建屋が建設されることとなっています。従前と比し格段に大規模化され、その集客力は相当なものになると考えられ、風紀上だけでなく、交通安全上の問題、そして何よりも児童生徒への教育上の悪影響を危惧する声が町内会や学校PTAから上がってきています。

パチンコ店は、そういった教育上、風紀上の問題を含んでいることから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律によって、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためとして、設置地域の制限がなされることとなっています。本県は、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項第2号において、学校の敷地の周囲25メートル内への設置が禁止されています。当該パチンコ店が提出した整備配置図面では、パチンコ店の敷地東端の境界は、愛宕中学校の敷地西端から約8メートルの距離となっています。

そこで、県警本部長にお聞きします。建築確認がなされた整備配置図での愛宕中学校との距

離8メートルは、県条例が禁止する25メートル以内の設置となり、風俗営業許可をおろすことはできないと考えるがどうか。

株式会社慶尚の経営していた21世紀相模店に対し、県公安委員会は、1996年9月24日営業停止処分を行っています。1988年に出された風俗営業許可証には、許可の条件として、営業所の東側及び南側に駐車場を拡張しないことと記されています。店舗東側は、愛宕中学校から25メートル以内となるので駐車場を拡張してはならないとの条件がつけられており、違反するとわかっていたにもかかわらず拡張したのです。さらに、店舗の南側でも、許可条件に違反すると知っておりながら、届け出をしないまま駐車場を設けたとして、同店は悪質性が高いとして行政処分を出し、20日間の営業停止をさせています。

警察庁生活安全局長の通達、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準についての営業所の意義の項では、「営業所とは、客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員の更衣室等を構成する建物その他の施設のことをいい、駐車場、庭等であっても、社会通念上当該建物と一体とみられ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、営業所に含まれるものと解する。」となっています。

営業許可条件違反の拡張で整備した駐車場は、愛宕中学校から25メートル離れたところにブロック塀を設け、見かけ上営業所と区別していましたが、局長通達にあるように、社会通念上パチンコ店と一体とみなすべきだと思います。

1996年の行政指導後、こういった事実をもって一体のものではないと判断し、営業許可を与え続けてきたのか、また過去同様の問題で新設が見送られた例はないのか、警察本部長にお伺いします。

日本は賭博を禁じている国なのに、特例法で

競馬、競輪など6種の公営賭博が行われ、社会問題を引き起こしてきました。とりわけ深刻なのはギャンブル依存症です。賭博ではなく遊技という、欺瞞的な扱いで行われているパチンコ、パチスロの存在によって、外国に比べてもギャンブルにアクセスする機会が多く、依存症増大の一因と言われています。厚生労働省調査では、成人男性の9.6%、成人女性の1.6%、560万人以上の患者がいると推計しています。諸外国の有病率がいずれも1%前後であるのに、日本はその五、六倍の高率で、世界最悪のギャンブル依存症大国になっています。個人の意志の強弱にかかわらずやめられないのは、脳の病気だからです。ギャンブル依存症は疾病であり、国内において確立した治療方法はないのが実情です。多重債務、破産調査の結果によると、破産した者のうち、ギャンブルが原因と見られるものが5%に上るとされています。

以下、依存症に悩む方々の手記です。これはことしの2月15日に書かれています。

自分と向き合うため、禁パチセラピーという本を読みました。あしき習慣を断ち切るために、人生を変える習慣の作り方という本も読みました。しかし、どうしても当たりが出たときの快感からパチンコを打つ衝動が顔をもたげ、行動、パチンコをしてしまいました。嫁の財布からお金をくすねました。子供の貯金箱をあけてしまいました。両親から何度となくお金を借りました。借金をし、任意整理もしました。それでもやめられません。

もう一人、これは7月10日の手記です。ジャグラー依存です。お金もないのにどうしても行きたくなります。光ると全て丸くおさまるような気持ちになります。家族にも飽きられています。でも、行きたいんです。そして、とても後悔します。何度も質屋に通い、子供のものまで勝てば返せると考えてしまうを繰り返して、反

省して、反省してもお金は返ってきません。変わりたいです。変わらなければ休みがつらい、給料日も。

多重債務、家庭崩壊、失職、犯罪、自殺とギャンブル依存症による勤労意欲減退や犯罪増長など、社会的退廃を招き、この社会に多くの不幸を日々引き起こしている現状への認識と、さらなる強い規制を行う考えはないか、公安委員長にお聞きします。

数年前に愛宕中学校の先生からお聞きしたのですが、真面目に勉強しないと論じたときに、大人は朝からパチンコで遊んで暮らしゆうやか、僕もそうするき構んと言ったそうです。ギャンブルが拡大し、大人がパチンコ店に出入りする光景を嫌でも日々目にするによって、青少年の健全育成への悪影響が広がることは座視できません。青少年らがギャンブルになれっこになり、次第に抵抗感を喪失しながら成長することがあってはなりません。

たばこには喫煙が健康を害するという警告表示の義務や広告規制があるように、児童生徒に対するギャンブル依存症の教育と啓発を行う必要があると思います。ギャンブル依存症に対する認識と、学校教育の中でどう取り組みが行われているのか、教育長にお聞きします。

また、本県のギャンブル依存症の患者数など、その実態把握、相談窓口や治療の体制整備、予防教育や広報の取り組みがどう行われているのか、地域福祉部長にお聞きしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、森友学園や加計学園の問題について、国会において真摯な説明責任が果たされたと思うのかとのお尋ねがございました。

森友学園や加計学園の問題につきましては、

総理が通常国会閉会後の記者会見で述べられたように、閉会中の審査に総理みずからも出席するなど、政府において説明を重ねられてきたものと理解しております。

しかしながら、先般行われた世論調査では、森友・加計学園問題をめぐる政府の説明に対し、納得できないとの回答も多く、依然政府により一層の説明を求める声大きい状況がうかがえます。

総理は、今月25日の記者会見においてこの問題に触れ、選挙において私自身の信を問うことともなる、この点について厳しい指摘を受けることを覚悟し、この点についても説明していきたいと発言されております。今後、国民の関心のある点について、選挙戦を通じてより丁寧な説明がなされるものと考えております。

次に、臨時国会冒頭解散への所見についてお尋ねがございました。

衆議院の解散については、憲法第69条に規定される内閣不信任決議の場合に限られるという考え方や、第7条を根拠とする場合でも、解散権の行使について一定の限界があるという考え方があることは承知しておりますが、一方で内閣の自由な解散決定権が認められるという考え方があることも承知しております。

また、第7条を根拠とする衆議院解散に関しては、昭和35年6月8日の最高裁判決において、衆議院の解散は極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であって、その法律上の有効、無効を審査することは司法裁判所の権限外にあるという、いわゆる統治行為論を採用し、それゆえ解散を憲法上無効なものとすることはできないと判示しているところであります。これまで、第7条を根拠とする衆議院解散は19回行われ、国会冒頭での解散も3回行われ、さらにそのうちの1回は今回と同様、臨時国会の召集要求が出ている中での解散であったと承知してお

ります。これらのことから、今回の解散が違憲であるとの指摘は当たらないものと考えております。

一方で、衆議院の解散は国民に信を問うことでもありますから、その争点などについてしっかりと説明し、国民が適切に判断できるようにすることは重要であります。

この点につきましては、今月25日に総理が国民に向けて記者会見を行い、解散の必要性や論点について、全世代型の社会保障への転換に向けた消費税の用途変更や北朝鮮対応に関して国民に信を問うとの説明をされたものと承知しております。この点に関し、まず全世代型の社会保障への転換に向けた消費税の用途変更については、これまで私自身、全国知事会少子化対策PT長として、ワーク・ライフ・バランスも含めて、働きながら子育てできることの重要性や、より裾野を広げて全世代型の社会保障をしていくことが大切であることを訴えてきたところであり、消費税の用途変更について国民に説明し、信を問うことは重要であると考えております。また、北朝鮮問題など、厳しい安全保障環境にいかに対応していくかという点においては、国際社会と連携して圧力を強化しようという外交の方向性について国民の信を問うことは意義深いものであると考えております。

今後、選挙の中でこれらのことについて、より一層丁寧な説明がなされると考えておりますし、そのことを通じて国民による判断が下されるものと考えております。

次に、北朝鮮の弾道ミサイル・核開発について、対話による解決、とりわけ米朝両国の直接対話を早急に行うようにすべきではないかとお尋ねがありました。

安倍総理が今月の国連総会で述べられたとおり、1994年に北朝鮮に対して核計画を断念させる米朝枠組み合意が成立し、2005年には、日米

韓3国に北朝鮮と中国、ロシアを加えた6者会合において、北朝鮮は全ての核兵器を放棄することについて合意しました。このように、国際社会は北朝鮮に対し、対話の努力を続けてきたものと承知しております。また、米朝両国の直接対話につきましては、昨年非公式ではありますが、協議を開いたと報じられております。

しかしながら、北朝鮮は今もなお核実験を繰り返し、さらに弾道ミサイルの発射も繰り返しており、水爆とそれを運搬する大陸間弾道ミサイルを持つようとしているのが現実であります。エスカレートする北朝鮮の軍事的挑発は、我が国の安全保障にとっても非常に深刻かつ重大な脅威であります。これまで積み重ねた国際社会の外交的解決努力をも踏みにじろうとする行為であり、断じて容認できることではありません。

このように、対話の努力を重ねてきたにもかかわらず、北朝鮮の軍事的挑発度が上がってきているという現状を踏まえると、現実的視点に立てば、これまで以上に強い対応が今求められているということであろうと考えております。

国連安保理は、今月全会一致で採択した決議において、平和的かつ外交的な解決に対する要望を表明した上で、北朝鮮に対する制裁を一層強化しております。現在、国連安保理決議の実効性の確保を図る取り組みが進められていますが、これは、制裁の強化を通じて、北朝鮮自身に平和的な解決こそ有益な道であると理解させようとする取り組みであると考えております。

国際社会による制裁を含む外交的な対応によって、事態が解決することを望むものであります。

次に、日本政府こそが、対話を通じた解決に向けて積極的な仲介、働きかけをすべきではないかとお尋ねがありました。

北朝鮮によるたび重なる核実験などの軍事的挑発は、我が国が唯一の被爆国であるという立

場からも断じて容認できることではないと考えております。

日本政府は、これまでも対話による解決を模索し続けてきたものの、残念ながら現段階において、北朝鮮の軍事的挑発度が極めて高いレベルに及ぶに至り、圧力による対応をせざるを得ない状況になっているということであるとと考えております。

日本政府は、制裁措置を含む外交的解決努力に、これまでも国際社会をリードして取り組んできたところであり、引き続き実効性のある取り組みが行われるよう望むものであります。

次に、北朝鮮の核開発を放棄させるためには、核兵器違法化の世界の流れを強く推し進めるべきではないかとお尋ねがありました。

これまで、北朝鮮は、弾道ミサイル発射や核実験を禁止する累次の国連安保理決議などを一切無視してまいりました。

こうした中で、単に核兵器を違法化するという努力のみをもって、北朝鮮の軍事的挑発や核開発を押しとどめることは困難ではないかと思えます。ただし、核のない世界を目指して、核兵器の違法化を目指す動きそのものは、中長期的にも意義深いものだと考えます。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた、国際社会の核軍縮・不拡散の取り組みを主導する必要があると考えております。政府におきましては、引き続き核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担っていただきたいと思えますし、核兵器のない世界の実現に向けて、実効性のある取り組みが積み重なるよう期待したいと考えているところであります。

次に、2回にわたるミサイル発射に関して、政府から県に対してどのような情報提供があり、どう対応したのかとお尋ねがありました。

8月29日及び9月15日に北朝鮮が強行した、

北海道の上空を通過させる弾道ミサイルの情報につきましては、政府が発射直後に本県は注意が必要な地域ではないと判断したことから、本県には全国瞬時警報システム、Jアラートでの緊急情報は流れませんでした。一方、首相官邸の危機管理センターからは本県及び県内市町村に対し、緊急情報ネットワークシステム、エムネットにより、発射情報、上空通過情報、着水情報が適宜伝達されてまいりました。また、消防庁からも県に対して、発射直後からファクシミリ及び電子メールにより、総理指示や消防庁の対応、防衛省の見解といった情報が提供されてまいりました。

本県におきましては、あらかじめ決めております初動対応に基づきまして、危機管理部の宿日直職員や近傍待機している幹部職員らが、政府からのこうした情報の提供を受けつつ、速やかに関係者と連携して本県関係の漁船の安全確認を行いました。また、市町村に対して、エムネットでの情報を確認することを連絡したり、消防庁からの情報を伝達するといった初期対応に当たりました。こうした情報や対応につきましては、私にも随時報告が入ってきておりました。

県といたしましては、今後も引き続き弾道ミサイルの発射に備え、国や市町村等との情報伝達体制を維持しながら、緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。

次に、政府に対して、正確な情報と冷静沈着な対応をとるよう要請すべきではないかとのお尋ねがありました。

政府に対しましては、既に私を含め4県知事が、総理大臣並びに外務・防衛両省の副大臣と面談し、関連情報を速やかに提供していただくことや、住民の安全・安心を確保するための措置につきまして緊急要請を行ったところでございます。

政府におきましては、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、24時間いつでもJアラートにより、注意が必要な地域に緊急情報を伝達することとしております。この伝達する地域の判断に当たりましては、発射されたミサイルの分析を短時間で行わなければならないため、ミサイルが飛来する地点の正確性よりも、飛来するエリアを迅速に伝えることに重きを置いて、広い範囲に緊急情報を伝達することとしているものと理解しております。

また、北朝鮮によるミサイル発射がされたときには、日本上空を通過することが予測される中であっても、ミサイルの軌道が外れて日本の領土に向かうことも危機管理上は想定しておく必要があります。そのため万々が一に備えまして、県民の皆様にも、極めて短時間でミサイルや爆風などから身を守るための行動をとっていただくための情報を迅速に伝えることは非常に重要であると考えております。

次に、今回のミサイル発射に際し、日本海側に多数の原発があるにもかかわらず、停止を求めたと聞かないが、今にも攻撃を受けるような危機感を強調する政府の姿勢と全く整合性がないのではないかとのお尋ねがありました。

国におきましては、弾道ミサイルなどに備え、24時間体制で全国各地のレーダーなどで警戒、監視を実施するとともに、弾道ミサイルが発射され我が国に落下する可能性がある場合の迎撃態勢も整えることにより、万全の防護態勢がとられているものと承知しております。

また、危機管理上の観点から、原子力発電所につきましても、万々が一の事態に備えていく必要があると考えております。伊方発電所を初め原子力発電所におきましては、政府が国民保護法制に基づき武力攻撃が差し迫っていると判断した場合は、原子力規制委員会からの命令に

基づき、施設の使用の停止など必要な措置を講ずることとされております。

いずれにいたしましても、北朝鮮からのミサイルの発射に対しては、危機管理的な発想でもって不測の事態に備え、しっかりと対処していくことは必要だと考えているところであります。

次に、都市計画道路はりまや町一宮線について、児童や歩行者の安全対策は歩道のつけかえなどの工夫を講じた上で、駐車場部分を撤去し、今ある新堀川付近の自然、文化、歴史、そしてそれらをつなぐ人々の活動にこそ予算をつけ、水辺を生かしたもう一つのまちづくりビジョンを県として示すべきではないかとお尋ねがありました。

高知市中央地域のまちづくりビジョンについては、平成26年に高知市が、地域に密着した見地から、都市計画マスタープランにおいて、城下町の風情を感じるにぎわいのまちを目指すこととしています。このまちづくりビジョンにおけるはりまや町一宮線の位置づけにつきましては、9月高知市議会で岡崎市長が、県が提案した新たな道路計画は、昔ながらの石積みなどを再利用した整備や希少動物の生息にも考慮した工法がとられるなど、環境面に配慮されており、高知市の都市計画マスタープランにおける将来ビジョンの実現につながるものであると答弁されており、県としても、はりまや町一宮線の事業者として高知市と連携して、高知市が行うまちづくりビジョンの取り組みを支援してまいります。

また、新堀川周辺のまちづくりを考える上では地域住民の皆様の思いを大切に、第2回協議会で、工事を再開するのか事業を中止するのかの2つの選択肢だけではなく、新たな第3の道路計画案をお示したところであります。この計画は、まず児童や高齢者が安全に通行できる道路の構造を確保した上で、新堀川のオー

ンスペースを拡大するとともに、横堀公園の一部を切り込み、希少動植物が生息、生育できる環境の創出を図った計画となっております。さらには、石積み護岸を保存、復元するなど、歴史的な掘り割りの風景の創出を目指しております。このように、今回お示した新たな道路計画案は、今後のまちづくりにも貢献できる案ではないかと考えています。

県としましては、この新たな道路計画案も含め、本日からパブリックコメントを開始し、広く県民の皆様からの御意見をお聞きした上で、まちづくり協議会よりはりまや工区の整備のあり方について提言をいただき、それを踏まえて最終的な判断を今年度中に行いたいと考えております。

最後に、旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫などの遺跡の保存及び活用の検討についてお尋ねがありました。

御質問の趣旨は、県が取得した上で保存、活用することが前提だと思いますが、遺跡の保存についての県の関与としては、一般的に所有者の同意を得て県などが指定を行い、指導や支援を行うという手法をとっております。県が直接購入して保存に動いたケースとしましては、高知城跡の内堀跡西側地区及び北曲輪地区がありますが、これらは、県が管理団体である高知城跡と一体的な遺跡であり、国史跡として追加指定が確実なものについて行った例外的なケースと考えております。

御質問の遺跡については、お話にもありましたように、これまで専ら高知市において遺跡として保存の検討がなされており、そのための詳細な調査も行われておりますが、最終的には保存のための購入は見送っておられます。そうした状況の中で、なお県が前に出て購入し保存すべきかどうかを判断するには、この遺跡の価値が特別に高いということの客観的な評価とと

もに、県が多額の経費を支出することの妥当性の検討が必要と考えます。すなわち、文化財の取得、保存については、極めて限られたケースであるということや、さらには広い土地全体の利用を考える必要があるといったことを鑑みれば、県が取得するには相当ハードルは高いと考えられますが、まず文化財としての価値について専門家の意見をお聞きし、慎重に判断してまいりたいと考えております。

一方で、当該土地については売却手続が進められようとしている段階にあり、検討可能な時間は限られているのではないかとのお尋ねがございましたので、その点については財務事務所に要請したいと思っております。

私からは以上でございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、都市計画道路はりまや町一宮線について、まちづくり協議会において、まちづくりの研究者、専門家から適宜意見を反映させるだけではなく、委員として位置づけるべきではないかとお尋ねがございました。

まちづくり協議会は、はりまや工区の果たすべき役割や新堀川の水辺を生かしたまちづくりについて検討を行い、工事を中断している区間の整備のあり方について県へ提言することを目的として、本年6月に設置しております。まちづくり協議会の委員につきましては、地域を代表する委員5名、地域の環境保護活動に取り組む委員2名、学識経験を有する委員4名、まちづくりの関係行政機関1名の計12名を選任しております。

御指摘のありました歴史やまちづくりの視点からの検討は必要であると考え、新堀川かいわい等の歴史に詳しい専門家から、江戸時代の石積み護岸の復元や歴史的いわれのある新市橋の保全、また史跡等の情報発信拠点を整備するこ

となどについて、事前にヒアリングを行い、意見をいただきました。第2回まちづくり協議会では、この専門家の意見を紹介し、委員の皆様にも議論していただいたところです。

本日から2回目のパブリックコメントを始めますが、今後も適宜歴史に詳しい専門家の意見も聞きながら、まちづくりの議論を深めていきたいと考えております。

次に、次回以降の協議会においては、国土交通省やまちづくりの研究者、専門家を招き、必要に応じて先進地の視察などで実例を学び、東エリアのにぎわいを取り戻す、水辺を生かしたまちづくりに視点を置いた協議がなされるようにすべきではないかとお尋ねがございました。

まちづくりにつきましては、高知市都市計画マスタープランにおいて、新堀川かいわいを含む中央地域を、城下町の風情を感じるにぎわいのまちとするまちづくりビジョンが示されております。このまちづくりビジョンの中で、はりまや町一宮線は、歩行者や自転車利用者に優しい交通環境の実現や都市部の渋滞原因である通過交通の分散化、災害時の避難機能の強化などの役割が期待されております。このため協議会には、まちづくりビジョンの担当課であります高知市都市計画課に委員をお願いし、高知市のまちづくりの観点から御意見をいただいているところです。

第2回まちづくり協議会においては、安全・安心な道路計画に新堀川の自然環境を保全するという考えを調和させた上で、高知市のまちづくりビジョンを踏まえ、新堀川の水辺や周辺の史跡等を生かした新たな道路計画案をお示ししております。具体的には、石積み護岸の保存、復元や歴史の道の整備、歴史的いわれのある新市橋の保全、情報発信拠点の整備などといったハード面の提案を行っております。加えて、高知市からは、歴史を体感する土佐っ歩という町

歩きコースの活用や、史跡を観光に生かすことについて提案をいただきました。

このように、まちづくり協議会では、はりまや町一宮線の計画がまちづくりの一部としてどのような位置づけとなるかを議論していただきたいと考えております。東エリアのにぎわいを取り戻すといった大きなまちづくりの課題については、当協議会ではなく、高知市が行うまちづくりビジョンの取り組みの中で議論されるのが適切と考えております。

最後に、4車線化せずとも渋滞と交通安全への懸念に応えられる案をまず示すべきではないかとのお尋ねがございました。

第1回まちづくり協議会の後に実施したパブリックコメントにおいては、工事が中断に至ったこれまでの経緯や平成20年から調査を実施してきました新堀川の自然環境の変化と交通量の推移、現在の道路計画などをお示しした上で、幅広い御意見をいただきました。パブリックコメントの内容につきましては、これまでの道路計画に対して17%が賛成、59%が反対、16%が新堀川と道路の共存を図るべきといった意見となっております。また、居住地別で見ますと、はりまや工区周辺にお住まいの方は69%が賛成で、8%が反対となっており、はりまや工区から遠くなるにつれて、はりまや工区周辺以外の高知市民は62%が反対、高知市以外の市町村や県外からの意見は大半が反対と、その割合が高くなっております。第2回まちづくり協議会では、これらのパブリックコメントや協議会委員の皆様の意見をもとに、新たな道路計画案をお示ししております。

はりまや町一宮線は、JR土讃線連続立体交差事業や高知駅周辺土地区画整理事業と一体となった街路事業であり、高知市の中央地域の骨格をなす道路として、かつ南北交通の円滑化に寄与する唯一の4車線の幹線道路として、平成

7年に都市計画決定をしております。この路線のはりまや工区の整備により、平成9年から始まった高知駅周辺都市整備が概成をいたします。

はりまや工区の交通量は現在でも日当たり1万600台であり、これは4車線が必要となる交通量を超えております。さらに、将来の人口減少を考慮した上で、最新の道路交通調査から推計した将来交通量においても、4車線相当の交通量が見込まれております。このため2車線のまま未整備の状況では、はりまや工区で受け持つ交通を周辺の道路が負担することとなり、渋滞と交通安全の問題を解決することは難しいと考えます。そのような状況では、21世紀のまちづくりを目指した高知駅周辺の都市整備の効果は十分に発揮されないことから、現段階においては今回提案した新たな道路計画案が最良の案と考えております。

(中山間振興・交通部長樋口毅彦君登壇)

○中山間振興・交通部長(樋口毅彦君) 都市計画道路はりまや町一宮線に関して、とさでん交通の高速バスのルート変更を求めるべきではないかとのお尋ねがありました。

高速バスを含む路線バスの運行ルートにつきましては、事業者において、利用者の利便性や運行の効率性などを考慮してルートを選定した後、道路運送法に基づき地方運輸局へ申請を行い、運輸局の認可により決定されることとなっております。地方運輸局では、受理した申請書類について、公安委員会及び道路管理者に意見照会の上、運行上特に問題がなければ認可されることとなります。

安全な運行の確保は、公共交通を担う事業者として最も基本的かつ重要なことですので、例えばとさでん交通では、平成26年10月の設立以降、安全・安心を経営戦略の柱の一つに位置づけ、乗務員への教育、研修や再教育の徹底に加え、全てのバス車両へのドライブレコーダーの

設置、接遇研修施設の整備、四国初となる安全運転訓練車の導入などを積極的に行うことで、安全運行の確保に努めているところであると聞きしております。

お話にありました高速バスの運行ルートにつきましては、道路運送法による適正な手続に基づき四国運輸局から認可されているものであり、県として、事業者に対して直接ルート変更を求めていく性質のものではないと認識しておりますが、住民の方のお気持ちもわかりますので、安全運行の励行については改めて事業者にお伝えしたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、教員の授業の準備時間を確保するための勤務条件の整備と、教員配置の抜本的な拡充についてのお尋ねがございました。関係いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

お話のありました緊急提言の背景には、現在の教育現場における教職員の長時間勤務には看過できない実態があり、授業改善を初めとする教育の質の確保にも影響を及ぼしかねない状況となっていることがありと聞いております。そして、この現実を重く受けとめ、改善するためには、今できることは直ちに行うことが必要であると提言されたものと受けとめております。

このため、本県におきましても、まずはできることから早急に行うとの考え方に立ち、必ずしも教員でなくてもよい業務や専門人材に任せたいところが効果的な業務に関しては、外部人材を積極的に活用するよう進めております。具体的には、中学校の部活動についての外部指導員や児童生徒の心理面のケアを行うスクールカウンセラー、学校と関係機関との情報共有や連携を推進するスクールソーシャルワーカーの配置について、拡充を進めているところでございます。

また、学校のマネジメント機能を強化し、効

率的かつ効果的に学校運営を行う観点から、主幹教諭の配置の拡充に努めております。

あわせて、多岐にわたる教員の事務負担を少しでも軽減するために、教員と学校事務職員の分掌業務についての役割分担の見直しや、効率的に事務処理を行うための校務支援システムの導入についても検討を進めているところでございます。

さらに、児童生徒の見守り活動などの支援について、地域の方々に協力をお願いしているところでございます。

加えて、教員の分担業務そのものをスリム化する観点から、運動部活動の日や時間の適正化、調査案件の精選などにも取り組んでおります。

今後は、次期学習指導要領に沿った授業を実施する場合、例えば小学校では外国語の授業などが新たに設けられ、また全ての教科で対話的でより深い学びが求められることから、お話にもありました授業準備のための時間確保などを初め、きめ細やかな指導ができる体制づくりが必要となってくるものと考えております。このような教育の質の充実とあわせて、教職員の勤務実態の改善の観点からも、少人数学級編制の拡充や教育課題に対応するための定数改善などは必要と考えており、本県としても、全国都道府県教育長協議会などとともに、国に対して継続して要望を行ってまいります。

次に、学級数と教員数に関する施策についてお尋ねがございました。

本県が実施をしております少人数学級編制は、小学校低学年で30人学級編制を行い、小学校中学年で35人学級を、さらに中学校1年で30人学級の編制を実現しているところであり、これにより平成29年度は、義務標準法による学級編制と比べて98の学級が増加をしております。そして、この学級増に伴い、108の加配定数が必要と

なりますが、年度当初にはこれに対する教員を確実に配置しているところでございます。

また、義務標準法の規定では、学級数などに応じて算定される基礎定数がありますが、本県を含めまして、各都道府県教育委員会では、小中学校それぞれについて独自に配置基準を設け、この基礎定数の総数から各学校に教職員定数を配分しております。年度当初には、この配置基準に基づき、小学校で主に学級担任の定数分を、中学校で主に教科指導に係る定数分を配分した上で、さらに各種教育課題に対応するための定数を追加配分して教員を配置しておりますが、年度当初の教員配置数は、お話にありましたように基礎定数よりも少なくなっております。

この年度当初の基礎定数の未充足分に相当する定数につきましては、5月1日の定数算定の基準日以降において、病気休暇や介護休暇を取得する職員の代替措置や、また学級崩壊や生徒指導上の諸問題などの緊急事態への対応など、年間を通じて想定されるさまざまな教育課題への対応のために活用することとしております。その結果、配分された定数については年度内にほぼ全て活用しております。

いずれにいたしましても、教職員定数を充実させることは、次期学習指導要領に沿って教育の質を向上することや、児童生徒一人一人へのきめ細やかな対応を可能とするとともに、教員の勤務実態の改善にもつながることから、さきにも申し上げましたとおり、他の都道府県教育委員会とも歩調を合わせながら、継続して国へ要望してまいりたいと考えております。あわせて、大量退職の時代に対応し、教員採用に工夫を凝らして必要な教員数を確保するとともに、採用した教員に対しては、さまざまな機会を通じて資質向上のための研修などの取り組みを充実してまいりたいと考えております。

次に、戦争遺跡の重要性についての認識と、

文化財としての指定、登録の状況についてお尋ねがございました。

いわゆる戦争遺跡は、戦争体験者の高齢化や減少に伴って記憶の風化が憂慮される現状において、戦争の悲惨さと平和のとうとさを後世に語り継ぐものと認識をしております。

県内におきましては、平成12年度から2カ年をかけて、建設後50年を経過したもので近代的な手法でつくられた構築物を調査対象として、高知県近代化遺産総合調査を実施いたしました。この際、戦争に関する主なものとして、歩兵第44連隊に関するもの2件、高知海軍航空隊と浦戸海軍航空隊に関するもの4件、四国防衛軍に関するもの8件が上がっており、そのうち南国市の掩体壕7カ所は、その後市の史跡に指定されております。現在のところ、これ以外に史跡として指定をされたものはございません。

なお、そのほかにも、開発行為を行う際に文化財保護法に基づき届け出が必要となる周知の埋蔵文化財包蔵地として、南国市物部の旧高知海軍航空隊通信所跡など4カ所が遺跡台帳に登録をされております。

次に、県内における戦争遺跡の悉皆調査の実施についてお尋ねがございました。

先ほどお答えいたしました高知県近代化遺産総合調査は、戦争遺跡を主眼としたものではありませんので、申し上げたもの以外にも戦争遺跡があるのではないかと思います。そのため、市町村や民間関係団体の協力を得て、まずはどこにどのようなものがあるかという遺跡の分布状況について情報収集を行いたいと思います。

その上で、さらに詳しい調査は専門家の御意見もお聞きしながら検討してまいりたいと思います。

次に、旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫などの遺跡に対する認識についてお尋ねがございました。

お話にございました弾薬庫などは、明治30年

代に建築された歩兵第44連隊の施設の一部で、高知市教育委員会の調査報告書によると、屋根の傷みが相当進んでおり、造幣局時代や昭和50年代に改修を行っているようですが、近代和風建築としての評価は高く、明治後期から戦争の時代、占領期、戦後を経て今に至る歴史を伝える建築物であると考えております。

最後に、ギャンブル依存症に対する認識と学校教育での取り組みについてお尋ねがございました。

ギャンブル依存症は、ギャンブルなどが常習的となり、自分でコントロールできないまま続けてしまうことにより、学習や仕事における弊害が生じ、ひいては経済的破綻や家庭生活の崩壊などにもつながりかねない、社会的な問題の一つと捉えております。

現行の学習指導要領においては、中学校、高等学校の保健体育の中で、健康的な生活と疾病の予防について理解を深める観点から、心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう喫煙や飲酒、薬物乱用に関する依存症については指導することとなっておりますが、ギャンブル依存症については特段の記載がなく、予防教育に対する取り組みは行われていないのが現状でございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、ギャンブル依存症は他の依存症と同様に深刻な問題につながりますので、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うことが重要であり、特にギャンブルなどに対して興味を持ちがちな年代である高校生に対する予防教育が大切であると考えます。

文部科学省におきましても、年度末に告示が予定されている高等学校学習指導要領保健体育の保健分野の中で、新たに精神疾患を加え、その一つとしてギャンブル依存症などを含めた依存症について取り上げることが検討されてお

ますので、こういった国の動向に沿って適切な予防教育に取り組んでまいりたいと考えております。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) 愛宕中学校西隣に建設予定のパチンコ店についてお尋ねがございました。

風俗営業に係る許可の基準は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例において規定されており、当該パチンコ店が所在する地域は、条例に規定する第2種地域に該当し、学校から25メートル以内でパチンコ店の営業を許可してはならない地域となっております。

当該パチンコ店については、本年6月に風俗営業の許可証を返納し、敷地内の建造物を解体、現在は更地となっていることは承知しております。また、高知市に対する建築基準法に基づく手続を行っている旨も報道等によりお聞きしているところです。

しかしながら、当該パチンコ店に対し風俗営業の許可を行うか否かについては、管轄する高知警察署にまだ許可申請が行われておらず、営業所の敷地や構造について承知していないため、お答えできる状況ではございません。

今後、店舗が建築され、許可申請がなされた場合には、法令に基づき調査、審査を行うこととなりますが、警察本部としても、厳正な書面確認と現地調査が確実に実施され、適正な風俗営業の許可業務が行われるよう徹底してまいります。

次に、パチンコ店に対する許可の状況と過去の不許可事例についてお尋ねがございました。

御指摘の21世紀相模店につきましては、営業許可の条件に反し、営業所と周囲の駐車場を分離していたブロック塀やフェンスを撤去し、駐

車場を拡張したことから、平成8年9月に営業停止の行政処分がなされております。処分後、ブロック塀やフェンスを再構築し、営業所と駐車場を分離して、許可時と同様の状態に回復を行い、本年許可証を返納するまで営業を行っていたものでありますが、警察としても担当者による立ち入り等の機会を通じ、確認を行ってきたところでございます。

また、本県において許可申請がなされたパチンコ店につき不許可にした事例につきましては、確認できる限りにおいてはございません。許可申請に至っていない段階において、業者側の判断によりみずからその新設を見送った事例につきましては、申請書類等の資料もないため確認することができず、お答えすることができません。

(公安委員長織田英正君登壇)

○公安委員長(織田英正君) ギャンブル依存症に対する現状の認識と、さらなる規制の強化についてお尋ねがありました。

パチンコ営業は、適正に営まれば県民に憩いと娯楽を与えるものであり、県内でも多くの人々が楽しんでいる現状にあります。しかし、その一方で、パチンコにのめり込んでしまい、依存に陥ってしまう方もおり、生活に支障が生じ、自己破産に至るケースがあるなど、深刻な問題となっていることを承知しております。

こうした問題は本県に限らず全国的な課題であり、現在国においてギャンブル等依存症対策が検討されており、本年8月ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議により、ギャンブル等依存症対策の具体的な実施方法等について取りまとめた、ギャンブル等依存症対策の強化についてが決定されたと承知しております。本決定には、パチンコへの依存問題の相談体制強化等のほか、パチンコの出玉規制を大幅に強化することを内容とする、風営適正化法施行規則等の

一部改正が挙げられております。

公安委員会といたしましても、出玉規制の強化等が適正に運用されることはもちろん、警察による事業者への指導等が厳格に行われるとともに、依存対策のための各種施策が十分に実施され、パチンコ営業がより一層健全なものとなるよう取り組んでまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 本県でのギャンブル依存症の患者数などの実態把握、相談窓口や治療の体制整備、予防教育や広報の取り組みについてお尋ねがございました。

本県のギャンブル依存症の患者数につきましては、現在県で把握できるものとしたしましては、病的賭博の診断による自立支援医療の通院者が平成29年8月時点で3名、精神保健福祉手帳の所持者が2名となっておりますが、国の調査などの推計から考えましても、もっと多くの依存症の方がいらっしゃるのではないかと考えております。また、依存症の相談窓口の中心的な役割を担う県立精神保健福祉センターにおきまして、年によってばらつきがありますものの、年間200件の相談をお受けしております。

精神保健福祉センターにおきましては、依存症の御本人に対しましては、苦しい思いをお聞きする傾聴や、定期的なカウンセリングなどによる支援を行いますとともに、必要に応じて、認知行動療法などを行っている医療機関や自助グループ、弁護士などの関係機関へつないでいるところでございます。御家族に対しましては、家族が本人への適切な対応力を身につけ、本人がギャンブル依存を自分の問題として気づけるように促していくという支援を中心に行っております。さらに、市町村が開催をいたします困難ケースの支援検討会議などに出席し、専門的な助言を行うなど、関係機関や専門職に対する技術支援を行っています。また、より多くの県

民の皆様には依存症を正しく理解していただくとともに、予防につながるフォーラムなども行ってきたところでございます。

国におきましても、依存症専門医療機関の指定や相談拠点の充実など、地域の支援体制づくりのための施策の展開が始まってきたところでございまして、県といたしましては、こうした国の動きも注視しながら、今後も精神保健福祉センターを中心に、関係機関との連携を強め、御本人や御家族への支援に取り組みますとともに、研修会の充実など依存症を正しく理解していただくための取り組みを強化してまいります。

○35番（吉良富彦君） 第2問を行わせていただきます。

まず、きょうも議場にパチンコ店に係る陳情書が配付されておりますので、それから取り上げたいと思うんですけれども、実は私の町内会のすぐ前が、この相模町の愛宕中学校の横のパチンコ店なんです。それで、きょうこの陳情なさっている方も、相模町の町内会長さん初め皆さんがやはり心配なさって陳情を出しているわけです。間口が産業道路140メートルなんです、中学校のほうは100メートル弱ぐらいなんです。だから、中学校のすぐ隣に、5階建てで——しかも建屋のほうも11メートルの、大きな遊技場ができるということなんです。ちょっと想像してみてください。風営法上の法の精神というのは、やっぱりそれはいかんじゃないですか。学校とか病院だとか福祉施設のすぐ隣に見えるような、巨大ですから、これは。今までのとまた全然違うんですね。そういう風営法の精神からいっても、私はこれはいかがなものかと思うんです。それは住民の皆様も同じなんです。

教育長にまずお聞きしますけれども、一生懸命毎日朝からやっている学校の隣で、大人たちが朝から出てきて遊技をしていると、しかも相当の出入りもあるということが、本当に教育環

境上いいのかどうなのかということをもっとお答えしていただきたい。

それから公安委員長ですけれども、出玉のことを聞いているんじゃないですよ。そんなことを聞いているんじゃないです。今、従前ずうっとそれを許可してきたことで、それがいいのかということをお聞きしているんです。実際その土地が、経営なさっている方の土地でもありますし、どのような形態で貸そうが、そこで運営した収入はやはりその会社に入ってくるわけですね。直接的にパチンコ店の売り上げには計上されないけれども、結局は同じところ。同じ財布に入ってくるわけですね。これはやっぱり風営法上の精神からいっても、よろしくないんじゃないかと、その精神を逸脱しているんじゃないかというのが皆さんのお考えなんですよ。

県の条例ですから、例えばちょっと調べてみると、徳島とかは100メートルですし、香川なんかもそうです。違うんですね、それぞれ、学校からの距離なんかも含めてですね。だから、出玉じゃなくって、風営法上の運用の精神からいってどうなのか、もっときちっとして規制を強める必要があるんじゃないか。それはそういう解釈のこともありますし、あるいは学校からの距離、そういうことも含めて検討し直す必要があるんじゃないかということで問うたわけですが、それについてのお答えを再度お願いしたいと思います。

それから、新堀川のことですけれども、ずうっとお答えしていただいて、私、やっぱり思うんです。お答えになっていないのは1つ、なぜ委員にまちづくりの専門家を入れることが適切じゃないのかと、そんな逐一意見を反映するんじゃないか、入れたらいかんという理由が一つも見えないので、それは入れるべきじゃないかと思えます。

それから、地域の方々が一番心配しているこ

とについては、やはり交通量のことですけれども、それもさっき言いましたように、土木部長は、交通量が1万600台で、今後21世紀のまちづくりからいったらそれはふさわしくないとおっしゃった。その判断そのものが今問われているんですよ、それでいいんですかということ。だから、先ほどの私の3問と4問に対する回答は、本来のまちづくりについての視点で論議をし直してしかるべき、21世紀に本当に4車線のほうがふさわしいのかどうなのかということの結論で言われるわけですから、やっぱり私はそれは古い判断によるまちづくり、未来に対する考え方だと思うんです。

国土交通省のいろんな取り組みを地域の方々にも学んでいただくという機会をぜひとっていただきたい。それについて再度お答えを願いたいと思います。

それから、学校の定数の問題ですけれども、一時期、5月1日統計では91人足りないんで、それは必ず配置しています。でも、その配置する中身が、先ほど言いましたように、1掛ける係数の問題ですね。学級数にかかわって係数をずっと掛けていくわけですけれども、その係数は例えば専科担任だとか、それから中学校の副担任だとかという、そこに張りついていくわけですから、するとそこがないということになるんですよ。四苦八苦していると思うんですけれども、いずれにいたしましても、しっかりと張っていくということがまず必要。そして、それが足りなければ県単を張っていく。

国の加配の少人数学級に対する率が40%ですけれども、それで足りないわけですから、やはりそれ以上のものについては、しっかりと副担任も含めて、専科教諭も含めて県単で張っていくという姿勢が必要だし、国に対して定数の増を求めていくことも必要だと私は思いますので、そのことについて再度お答えをお願いしたいと

思います。

○教育長（田村壮児君） まず、学校のすぐ近くに大型のパチンコ店が立地をするということについて、教育上どうかということに関しては、端的に言えば望ましくないと、そういうことかと思えます。

それから、学校の定数の問題でございますけれども、国からの配分定数を十分に満たしていないではないかと、もっと張るべきではないかということだと思いますけれども、御答弁申し上げましたとおり、最終的には全て定数を活用させていただいているということでございます。これを超えて配置をするということになりますと、結果、県単での配置ということになりますので、財源の問題ということも考えないといけないと思いますし、一方で今大量退職の時代で、教員の数の確保という問題、両面ございます。こういったことも考え合わせた上で必要な教員についてはしっかりと配置をしていくと、そういう考え方で取り組んでいきたいというふうに思います。

○公安委員長（織田英正君） このパチンコ店の問題でありますけれども、営業規制地域の規定に関しましては、現行の風営適正化法施行条例が、昭和59年の改正に伴って施行されたものであります。当時の県内における風俗営業の営業実態を踏まえて、学校や病院等の保全対象地域や国道とか県道からの距離を勘案して定められたものというふうに考えております。

公安委員会といたしましても、今後も県条例の規定が厳正に適用されるよう、警察を指導してまいる所存でございます。

また、当該パチンコ店に対して風俗営業の許可を行うか否かについては、管轄する高知警察署にまだ許可申請が行われておりません。営業の敷地や構造については、現在まだ正確には承知しておりませんので、お答えできる状況で

はないと思っております。

今後店舗が建築され、許可申請がなされた場合は、法令に基づいて調査、審査を行うということになりますけれども、警察本部としても厳正な書面確認と現地調査を確実に実施して、適正な風俗営業の許可業務が行われるように徹底してまいりたいと思っております。

以上です。

○**土木部長（福田敬大君）** はりまや町一宮線の工事が過去に中断した経緯というものを考えますと、安全で円滑な交通の確保と新堀川という貴重な水辺環境の保全、この2つをいかに調和させていくか、調和を図ることができるのかというのが最も重要なポイントであると考えております。その方向性を示さないと、歴史やまちづくりからの視点の具体的な議論というものがなかなか進まないのではないかというふうに考えておる次第でございます。

まちづくり協議会というものは、まちづくりの視点から道路整備のあり方を議論する場でございます。そういう形で立ち上げたものでございます。

一方で、この地域の歴史や文化、そして観光など、多様な視点からのまちづくりについては、高知市が行うまちづくりビジョンの取り組みの中で議論がなされるべきものというふうに考えております。

このため、当協議会においては、歴史やまちづくりの専門家の意見について事前にヒアリングを行い、それを御紹介して議論を深めていただくということで、委員として選任することまでは現在のところは考えてはおりません。

それから、交通量の件についてでございますけれども、はりまや町一宮線につきましても、いわゆる4車線化せずに他の方法で渋滞解消や交通安全を図ろうとすると、ほかの路線に相当の負荷がかかることが想定されるわけでござい

まして、そうなると、高知市の広域都市計画区域全体の交通ネットワークの中で議論する必要が生じるわけでございます。これについても、高知市が進めておりますまちづくりの取り組みの中で議論すべき話であり、県としてもそれを支援してまいりたいと考えております。

○**議長（浜田英宏君）** 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時43分散会

平成29年 9月28日（木曜日） 開議第3日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

29番 高橋徹君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 島田京子君
 職務代理者 小柳誠二君
 警察本部長 植田茂君
 代表監査委員 川村雅計君
 監査委員 恒石好信君
 選挙管理委員長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 西森 達也 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成29年 9月28日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案
- 第 8 号 高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 県有財産(無線機)の取得に関する議案
- 第 11 号 国道195号防災・安全交付金(大柘橋

上部工) 工事請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号道路災害関連(小島トンネル) 工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 県道の路線の認定に関する議案
- 第 16 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 17 号 平成28年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 18 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

- 報第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成28年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第22号 平成28年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問
(3人)

午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
公安委員長織田英正君から、所用のため本日

の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第18号「平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成28年度高知県病院事業会計決算」まで、以上40件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

23番黒岩正好君。

(23番黒岩正好君登壇)

○23番（黒岩正好君） 皆さんおはようございます。私は公明党を代表して、当面する県政課題につきまして知事並びに関係部長に質問をしたいと思います。

質問に入る前に、香川県の逸話を紹介したいと思います。1889年、明治22年に香川県議会議員である大久保謙之丞は、瀬戸内海に橋をかけることを演説で述べております。これは、大久保謙之丞が40歳のとき、道路や鉄道により四国が一つにまとまれば、次は本州と四国を結ぶことにより四国の後進性は払拭をされる。こう考えていた大久保謙之丞は、讃岐鉄道開業式の中で瀬戸大橋架橋を提唱しております。この祝辞の原稿が今も残っており、その提唱の中に次のように記されてあります。「塩飽諸島を橋台として山陽鉄道に架橋連絡せしめば、常に風波の憂いなく、午後に浦戸の釣りを垂れ、夕に敦賀の納涼を得る。実に南来北向、東奔西走、瞬時を

費やさず。其国利民福、是より大なるはなし」とあります。この演説は、まさに太平洋から日本海まで、今の山海ルートを予見し、架橋による時間短縮効果を実に詩的に表現しております。

そして、1988年、昭和63年に瀬戸大橋が開通をしております。大久保謙之丞が瀬戸大橋架橋を提唱してから、実に99年後に実現をしているわけであります。当時では、誰も想像のつかない大言壮語の話だと受けとめられていたことと思われまます。

実は、この話は、私が1期目の一般質問で紹介したのですが、日本の技術革新の進展は目をみはるスピードで進み、想像を絶するほどの豊かさを国民生活に与えてくれております。ICT社会の進展もまさにそのことが言えると思います。

それでは、初めにICT——情報通信技術の活用について質問をしたいと思います。

少子高齢化の進展と同時に都市部への人口集中が進む我が国において、物理的な距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたさまざまなサービス展開や新産業の創出を可能とするICT——情報通信技術に大きな期待が寄せられております。ICTの技術進歩は目覚ましく、今やスマートフォンなどで大量のデータがインターネット上に流通し、国内外を問わず情報共有できる時代となっています。データの利活用で、AI——人工知能やロボットなどの開発も活発化しています。

少子高齢化が進む日本では、こうした技術を生かし、経済成長につなげなければなりません。昨年12月には、行政と民間が互いにデータを利活用できる環境を整備する、官民データ活用推進基本法が議員立法で成立したことを受け、政府は、行政や民間の電子情報データを効果的に活用し、国民が豊かさを実感できるICT社会の実現を目指すため、本年5月新IT戦略、世

界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を策定しております。

また、公明党は、情報の価値は人間が責任を持って最終判断を下し、国民の幸福のために活用しなければならない、すなわち、人間中心のICT社会を基本理念とすべきという考えに基づき、人間によるサービス、付加価値に対価が支払われる社会を展望し、4つの柱立てに39項目にわたる2017提言として、政府に申し入れております。特に、行政手続のオンライン化を原則とし、国民負担の軽減や行政のコスト削減を進めることが期待をされております。また、健康・医療・介護分野では、データの連携、遠隔技術やAIの活用で、個々に応じた重症化予防や効率的、効果的な治療などが行われます。

先日、島根県がウェブ会議システム、sMeetingを導入したとの報道がされておりました。これは、島根県健康福祉部が民間企業の開発したサービスを導入し業務を効率化することで、職員の働き方改革を推進するものです。島根県は、本県と同じく東西に長く、離島を有していることから、会議の都度、移動に時間を要するという行政運営上の課題があり、参加者が一つの会場に集まる集合型から、それぞれの職場にしながら会議に参加できるウェブ型へ会議方法を変更し、職員の移動時間を削減することができるメリットを生かすとともに、さまざまな場面におけるタブレットの活用による業務の効率化など、ICT活用を通じて職員の働き方改革を推進しております。

そこで、本県においても業務の効率化や職員の働き方改革に向けて、積極的なICTの活用を進める必要があると考えますが、知事の所見を伺いたいと思います。

危機管理文化厚生委員会は、9月上旬新潟県佐渡市を訪れ、ICTによる情報共有システム、さどひまわりネットで島内75の医療・介護関係

機関を結び、島全体で住民の命と健康を支える、全国でも先駆的に行っている取り組みを視察してまいりました。昨日、弘田議員からさどひまわりネットの取り組みについて紹介がありましたので、若干、引用文で重なるところもありますが、御容赦を願いたいと思います。

佐渡市では高齢化率が40%を超え、医師の高齢化も進む島内の実情に触れ、医療と介護が必要な高齢者を支えていくには、少ない医療資源を最大限に活用し他職種の連携・協働を進めることが重要だとし、同システム構築の意義を強調されました。同システムは病院を初め歯科診療所や薬局、介護福祉施設などが参加し、全住民の25%に当たる約1万5,000人が診療情報などの提供に同意をしています。

NPO法人佐渡地域医療連携推進協議会で、さどひまわりネットの中心的存在である佐渡総合病院の佐藤院長は、患者の情報を蓄積、共有することで同じ薬の処方なくなるリスク回避につながるほか、職種間のコミュニケーションが進み、適切な医療・介護サービスの提供につながっていると語られ、佐渡の医療・介護連携のシステムは、医療・福祉の従事者だけではなく、安心の医療・介護の連携ができる住民にも大きなメリットがある大変先駆的な取り組みで、視察も全国各地から多く来ているとのことでありました。

また、国内に目を向けると、医療機関や介護事業者をネットワークでつなぎ、患者の医療情報等の共有を図るための医療情報連携基盤、EHRは全国各地に約240カ所が存在すると言われていています。しかし、施設の参加、患者の利用率が低いことや、異なるベンダー間での連携が図られていないこと等が課題となっております。

今般、政府は、ICTを活用したクラウド型EHR高度化事業の交付先として、一般社団法人幡多医師会が実施主体の高知県幡多医療圏E

HR事業を選定しています。これは、クラウドを活用し、効果的な地域包括ケアや広域のデータ連携が実現するものとして期待をするものです。

本事業への県の関与や、幡多地域における医療・介護連携の推進への期待について健康政策部長に伺います。

次に、産業振興の取り組みについて伺います。

本県は、県勢浮揚を目指した産業振興計画などの着実な取り組みにより、地産外商が大きく進み、各産業分野の産出額等が上昇傾向に転じ、有効求人倍率も1倍を上回る状況に転換をしております。そうした中、進められている新たな取り組みについて質問をしたいと思います。

まず、地産の強化について伺います。近年、本県の外商活動が成果を上げつつあり、大変喜ばしく、関係者の御努力に敬意を表するものであります。私は、そうした中だからこそ、改めてしっかりと地産を意識し、怠りなくその強化に取り組むことが重要だと思います。今議会に提案をされている、人手不足問題にも対応した地産の強化策として人材面、技術面、戦略面の対策を示しています。特に、本県の課題である人材の確保は、これまでも取り組んできた喫緊の課題であります。いかに青年層の人材の糾合を図るかが重要であります。

8月、立命館大学キャリアセンターを訪問しました。立命館大学は高知県と就職協定を結んだ第1号であり、協定の調印から5年を経過しています。立命館大学では、学生一人一人の希望する進路、就職の実現に向け、年間を通じてキャリアセンターが学生の進路希望や活動状況を把握し、個々の状況に応じたサポートを行っています。担当者からは、担当者自身が高知県の企業を掌握していないと自信を持って学生に企業の紹介やアドバイスができないと大変前向きな話をいただきました。2年前には、神

戸学院大学に伺いましたが、就職協定を結んでいる大学の担当者へは日ごろからの連携の大切さを改めて認識いたしました。

本県から毎年、県外4年制大学に約2,000人が進学しており、県内就職時には、約16%しかUターンしていない状況にあります。今議会の補正予算案には就職セミナーの開催強化が上げられていますが、県外大学生のUターン就職率のアップに向けては、就職支援協定大学と連携した情報発信など、さまざまな施策が考えられると思います。

今後、県外大学生のUターン就職支援にどのように取り組むつもりなのか、商工労働部長に伺います。

また、人材の確保に関しては、県外から人を呼び込む移住促進の取り組みも重要であります。今議会の知事提案説明で触れられている一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターについては、官民協働による一般社団法人として、この10月をめどとして業務を開始できるように準備が進められています。

この組織の運営には、市町村を初め多くの団体が参画しオール高知で進めるようですが、市町村等との連携や取り組みの強化について、改めて知事に伺います。

次に、事業戦略の取り組みについて伺います。人口減少下において、本県の地産をさらに強化するに当たっては、各産業分野において、新技術の導入や人材の育成・確保などに取り組み、生産性や付加価値の向上を図ることによって販路を拡大していくことが不可欠であります。

県内の企業、事業者の多くは中小零細で、人、物、金という経営資源は限られており、その中で効率的に実現するためには、経営ビジョンを明確にし、事業戦略を策定、実行することが有効であると思います。知事も、これらを効果的に実現するための礎となるものが事業戦略であ

り、各分野で徹底してその策定をサポートしていくことが極めて重要であるとされ、今期の産業振興計画の改定ポイントの一つにもしっかりと位置づけられております。

昨年度から始まった産業振興センターでのものづくり分野での事業戦略の策定支援に加え、今年度からは、新たに商工会や商工会議所との連携による経営計画の策定支援、中山間農業複合経営拠点や集落営農法人、製材事業体の事業戦略の策定支援などを例に、取り組みをさらに進めることになっています。事業戦略は、現状や課題をしっかりと分析する必要があり、しっかりしたものをつくるには時間も一定かかりますが、戦略であるだけにスピード感を持って取り組むことが大事であります。

そこで、産業振興センターの取り組みを初め、今年度からスタートした各産業分野における現在の状況と今後の見通し、展開について知事に御所見を伺いたいと思います。

また、6月議会において知事は、県内に新たな事業を意図的に創出し続けることができる仕組みをつくっていききたいと表明されております。第1期産業振興計画から推進してきた、ものづくりの地産地消や、昨年度に立ち上げた高知県IOT推進ラボ研究会の取り組みを強化していくとし、具体的には市内に第1次産業の各分野ごとに生産から流通までの全ての過程を俯瞰し、ボトルネックの解決策につなげる官民協働によるプロジェクトチームを設置する、さらにはこうした一連の取り組みを防災や福祉などの分野にも広げていきたいというものでした。

この取り組みについて知事は、今議会においても、ものづくりの地産地消・外商をさらに強化するものとして、その推進に向けた強い決意を改めて表明されました。これまで十分ではなかった現場のニーズというものをしっかりと押さえ、新たなIOTシステムや機械などの開発に

つなげることができる仕組みづくりを進める内容となっています。

官民協働での農業、林業、水産業にかかわる幅広いメンバーでの取り組みを期待しますが、プロジェクトチームの設置状況やメンバー、今年度の目標と現時点の進捗状況について知事に伺います。

次に、6月議会において、高知県産業振興センターに設置をされています、こうち産業振興基金、通称100億円基金が10月に10年間の運用期間が終了するとして、新たに基金を造成することになりました。こうち産業振興基金は、これまでの10年間で運用益は累計で約16億円あり、企業への助成金を中心に新商品、新製品の開発や経営革新の支援、販路開拓など、ものづくり企業の競争力強化に向けたさまざまな支援の取り組みがされてきました。今回、新たに設置される基金では、現在低金利の時代のため運用益もこれまでと違って余り見込めない状況と聞いています。

そこで、これまでの基金の役割、実績を踏まえ、新たな基金ではどう対応していくつもりなのか、新たな基金の概要と設置時期、その活用戦略を商工労働部長に伺います。

次に、障害児・者の支援について伺います。

平成25年度には、新たな高知県障害者計画が策定をされました。この計画では、共生社会の実現を目指して、希望する場所で生活するための支援を初め、障害特性に応じた支援、ライフステージに応じた支援、社会全体のバリアフリー化の推進と、南海地震対策における安全・安心な地域づくりの5つを計画に共通する視点として取り組みを進めております。

こうした中、本年3月厚生労働省から第5期障害福祉計画に係る国の基本指針が出されています。これによると、都道府県、市町村は、基本指針に則して3カ年の障害福祉計画及び障害

児福祉計画を策定と明示しています。そこで、県の策定の状況はどうか、地域福祉部長に伺います。

次に、高次脳機能障害の支援について伺います。高次脳機能障害とは、突然の交通事故、スポーツでの事故や病気などで脳に損傷を受けた後に、記憶力・注意力低下などの症状があらわれ、日常生活や社会生活に支障を来す障害です。また、遂行機能障害や社会的行動障害などもあり、症状が外見からわかりにくく、社会適応に大きな障害となっており、また本人に自覚がないことも多いため、見えない障害とも言われております。

一人の女性の事例を紹介します。この女性は、小学校6年生のときに交通事故に遭い、脳損傷を負う。後遺症のことは何もわからないまま退院。その後、体の不調や学校の勉強が覚えられない、忘れ物、道に迷うなど、自身の変化に戸惑い苦しみながら子供時代を過ごす。大学の授業で、高次脳機能障害当事者の番組を見て、初めて自分と同じ症状の人の存在を知る。家族が支援者を探し、支援者や高次脳機能障害者と出会ったことで、自身を知る大きな転機となり、ピアの持つ大きな力を知る。当事者会で出会った、当事者が当事者のケアをするカナダのピアサポーターに衝撃を受け、私も同じような仕事につきたいという思いを強くする。30歳になった今現在、当事者として何ができるのかを模索中と、声を寄せています。

また、先日滋賀県長浜市にある、高次脳機能障害者の自立を支える就労継続支援B型事業所を訪問し、設立に至った経緯をお聞きしました。家族交流会でストレスや悩みを語り合い、情報交換を行っている中で、当事者が就労継続のできないのは作業内容より人間関係にあること。人とのコミュニケーションが難しい。就労したいが自信がないし、何が自分にできるかわから

ない。緊張すると頭が疲れ、集中できないのでいらいらする。症状を強度、中度、軽度と分類すると、強度は外見でわかるため、さまざまな福祉サービスを受けることができるが、軽度は日常的に厳しい場面もあり対応に苦慮する等々の思いを語られました。

外見からはわかりにくく一人一人の対応が異なるため、制度ができて理解が進みにくい現状があり、当事者は実際に違和感を持ち理解されていないと感じている場合が多く、ひきこもりや鬱などの二次障害に至る者も多いと言われています。当事者の生きづらさをわかり合い、自分らしく生きていく力をつける場の必要性を強く感じております。

そこで、これら高次脳機能障害者支援のための施策の充実について伺います。1点目は、本県における高次脳機能障害者の実態をどのように把握しているのか、また高次脳機能障害相談支援センターの相談者数や対応、機能は十分に生かされているのか。

2点目は、高次脳機能障害者を支援していくためには医療・福祉・教育機関等との連携強化が重要と考えますが、取り組みの状況はどうか。

3点目は、高次脳機能障害の診断や治療等のため、郡部に住んでいる方は県中央部まで出かけなければならないのが実態であり、身近な地域で、専門的な知識を持ち診断ができる医師の育成や、高次脳機能障害の特性やかかわり方について正しい知識を持った専門職の育成が重要と考えますが、取り組みの状況はどうか。

4点目は、社会参加を見据えた包括・長期的な支援の上でも、就労継続支援事業所等々の充実強化を図ることが必要と考えますが、支援の状況や課題はどうか。

5点目は、家族や本人への精神的なフォローを進める環境整備を図る必要があると考えますが、本県の実態はどうか。以上につきまして、

地域福祉部長に伺います。

次に、発達障害児・者の支援について伺います。発達障害は、中枢神経の障害によって起きる障害であり、脳における情報の処理過程に違いがあるため、周りからわかりにくい障害で、心の病では決してありません。発達障害の特性は人によって違い、コミュニケーションが苦手であったり不得意なことがある半面、得意な分野が顕著であったり、こだわりを強く持ったりと多種多様であり、一人一人の特性に適した支援が欠かせません。そのため、二次障害を防ぐためには、周りの理解と早期からの適切な支援が求められています。

昨年、発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行されました。大阪府では、発達障害、高次脳機能障害等、施策の谷間にあった分野への支援の充実を、障害者計画に掲げるとともに、平成25年度からは、発達障害児・者支援を知事重点事業として位置づけ、福祉部、健康医療部、教育庁、商工労働部、政策企画部の関係部署が連携し、全庁一丸となって取り組んでいます。発達障がい児者支援プランとして、1、早期発見から早期発達支援へ、2、医療機関の確保等、3、発達支援体制の充実、4、学齢期の支援の充実、5、成人期の支援の充実、6、家族に対する支援、7、相談支援の充実、8、支援の引継のための取組、9、府民の発達障がいの理解のための取組が、取り組みの柱となっています。

特に、幼児期における気づきの大切さが言われており、早期発見から早期発達支援が重要と感じています。大阪府では、早期発見から早期支援について、府内市町村の1歳6カ月児健診、3歳児健診で使用されている問診票にばらつきがある、健診従事者である保健師に対して発達障害に関する理解等を進める必要がある、幼稚園教諭、保育士が発達障害の可能性のある子供への対応力を高める必要がある等の課題が明ら

かになり、これらを改善するために、問診票を発達障害の視点を取り入れた内容に改訂、関係者の研修の充実等を図ってきております。

そこで、早期発見・支援が重要と考えますが、本県の取り組みや課題について地域福祉部長に伺います。

また、大阪府は、ゲイズファインダーを発達障害の気づきを促すためのツールとして活用しています。ゲイズファインダーは、かおテレビとも言われ、子供の視線の動きを簡単に測定する装置で、子供がどんなふうに物を見ているか、何に関心があるかを見ることで、保護者が子供の発達を理解する手助けとなっています。大阪府の5市町でモデル的に普及促進を図っています。

モデル事業の実施報告書には、ゲイズファインダーの利点と乳幼児健診等での活用の可能性について、2つの利点を挙げています。1つ目は、保護者と情報共有の視点では、一般的な子供の発達に関する理解促進や、発達早期の親子のかかわりの大事さについて知った上で、家庭のかかわりにつなげてもらうといった取り組みにも効果があると考えられる。2つ目は、支援者の見立てに関してでは、新たに気がかりな子供を発見するというよりは、子供の発達の状態を多角的に評価し、より理解を深めるためのツールとしての活用が可能と考えられる。

また、市町村モデル事業の実施を踏まえた課題として、市町村で実施する際には、健診のシステムの中に有効に組み込んで、保健指導に反映させていくための仕組みについて検討が必要と考えられるとの成果と課題を示しています。

また、8月29日付の神戸新聞では、兵庫県西宮市での、かおテレビの取り組みが紹介をされています。記事の中で、西宮市の地域・学校支援課長の、「発達障害などで見られる社会性の成長の遅れは、学校などでの集団生活の不適応や

就職の困難さにつながる。一方で、早期に適切なケアや支援をすれば改善が見られる。子どもがどんな特性を持っているのか、早めに気付くきっかけにしてほしい」とのコメントを紹介しています。

そこで、先進的な大阪府などの事例を参考に、早期発見へのツールとして、本県も乳幼児健診の中でゲイズファインダー、かおテレビの活用を検討してはとありますが、地域福祉部長の所見を伺います。

先日、2年半前に大阪から高知に移住をしてきた御婦人と懇談をする機会がありました。なぜ、移住先に、身寄りのない高知を選んだんですかとお尋ねすると、子供さんが重度の知的障害と自閉症で、都会でのにおいや環境が苦痛になって、日常生活に支障を来すことが多くなったことや、高知へ家族旅行に来た際に、子供さんの高知への印象がよかったこと等を話してくれました。しかし、障害を持った子供さんを抱える親にとって、自分の亡き後に子供が自立した生活ができるのかと考えると、そのために今なすべきことに全力で取り組む毎日ですと、切実な思いを語られていました。

特に、障害者支援に対する、大阪と高知の対応の違いを言われました。例えば大阪では、発達障害当事者も保護者も選択肢があり、自分たちの生活スタイルに合った支援を探し受けることが可能である。療育センターで、事例発表や意見交換、勉強会が行われている。親子が孤立しないよう情報交換や家庭訪問がある。子供も毎日状態に変化があるため、一人一人の状態に合ったアドバイスやきめ細やかな対応が行われているので、家族も安心して対応できる等の話をお聞きしました。

一方、高知では専門医が少なく、相談するセンターの待ち日数が長く半年以上となり、療育も未就学児までの対応のみ。精神保健福祉士が

少ない。指導側にも幅広い知識や経験を積んだ人が少なく、思い込みが強い。また、ファミリーサポートの取り組みを進めているが、知識や経験がないと障害特性に合った支援を受けるのは難しいのではないかと等々の課題の多さを指摘されました。

移住をしてきた方々が、さまざまなつながりで知り合い、高知で居住する上での思いを語り合っているとのことで、移住は人生の大きな決断であり、県外の人に移住先で実際に生活するには、医療、福祉、就労、土佐弁の理解等々、さまざまな課題と直面しながら生活をされていることに認識を新たにいたしました。

そこで、発達障害児・者の個々のケースに寄り添う対応が求められますが、本県の取り組みの状況や課題について地域福祉部長に伺います。

次に、援助が必要な方に対するヘルプマークの必要性について伺います。義足や人工関節を使用したり、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としているが外見からはわからないものの、交通機関や公共施設などで援助や配慮が必要であることを、周囲に知らしめるものであります。

ヘルプマークを導入、推進する県もふえてきておりますが、本県が掲げる共生社会を実現する趣旨からも導入、推進は必要と考えますが、地域福祉部長の所見を伺います。

次に、通級指導について伺います。発達障害などのある児童生徒が学習・生活上の困難の改善や克服へ、通常学級に通いながら別室で授業を受ける通級指導について、文部科学省は2018年度から、小中学校のみだったのが、高校でも制度化されることになりました。

現在、通級指導を受けている児童生徒は年々増加し、2016年度には公立小中学校合わせて10年前の約2.4倍に当たる約10万人に上ると言われています。義務教育終了後のほぼ全ての子供が

高校へ進学している一方で、支援が必要な子供は、特別支援学校の高等部などに進学しない限り、困難の改善、克服に向けたサポートを受けながら高校で学ぶのは難しい状況になっています。

そこで、担当教員に対し、発達障害への理解や通常学級の担任との連携のあり方など、本県の取り組みについて教育長に伺います。

次に、久万川、紅水川、江ノ口川の浸水対策について伺います。

平成26年8月の台風による集中豪雨により、高知市北部を流れる3河川の水位が上昇し氾濫。さらには、内水が河川に放流できず、北部地域の住宅街が多大な浸水被害をこうむりました。外水対策は高知県、内水対策は高知市の観点から、高知市街地浸水対策調整会議が実施をされてきました。

そこで、調整会議での議論を通じて、どのような改善策を講じ、地域住民が期待する安全・安心を図るのか、土木部長に伺います。

また、特に久万川は、河川の容量不足により内水対策が十分にできないと言われております。そのため、西久万地区は内水氾濫が改善できない状況となっています。

そこで、一日も早い久万川の容量不足の対策が急がれますが、どのような対応を進めていくのか、土木部長に伺います。

次に、高等学校における中途退学者防止の取り組みについて伺います。

国立教育政策研究所が、本年大規模な追跡調査による高校中退調査報告書を明らかにしています。調査の結論として、高校中退の防止については、高校1年生の1学期間の働きかけがポイントであると明言をしています。それは、高校入学後の生活面や学習面のギャップが浮き彫りとなっています。ゆえに、その解消に向けた取り組みが求められています。

本県も、平成24年度に中途退学率が全国でワーストとなり、その結果を受け、平成25年度からは重点指定校を定め、基礎学力の向上や生徒の意欲を高める取り組みが進められてきました。本年、5年目を迎えますが、取り組みの現状と課題について教育長に伺います。

また、やむを得ず中途退学した生徒へのサポートはどうしているのか、教育長に伺います。

また、近年発達障害の可能性のある子供が多く見られてきていますが、どのような対応を行っているのか、教育長に伺います。

次に、国民健康保険制度の改革について伺います。

国の法改正に基づき、来年度から国民健康保険の財政運営の責任主体に県になることになっています。県内の市町村国保加入者は約11万6,000世帯、18万5,000人と言われています。市町村国保は、高齢者が多く医療水準が高い、所得水準が低く保険料負担が重いなど、財政運営に構造的な問題が指摘をされてまいりました。

今回の改正で、財布は大きくなったとはいえ、国保の構造的な問題である財政基盤の脆弱さは、広域化によって解消するものではありません。今後も医療費の増大が避けられない中、国保を将来にわたって持続可能な制度とするため、引き続き国の責任において、国保財政の健全化に必要な財政基盤の強化を図らなければなりません。

さきの6月議会において知事は、来年度以降の新たな制度による国保の運営状況を検証しながら、国保の構造問題が解決され、持続可能な制度となるよう、必要に応じ国に対して、全国知事会等を通じて提言を行っていくとの答弁がありました。

そのような状況の中、先日開催をされました県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会では、来年度から各市町村が負担をする国保事業

費納付金の算定方法を取りまとめたとの新聞報道がなされています。

これまでも県内34市町村の中には、赤字分を一般会計で補填する団体も多く存在しています。新しい制度に変わるにより、保険料負担が急激に増加しないよう、この国保事業費納付金について激変緩和措置を講ずるとしてありますが、具体的な対応について健康政策部長に伺います。

また、国保の安定的な財政運営を行っていく上では、医療費の適正化に向けた取り組みが一層重要となります。日本一の健康長寿県構想の取り組みは、県民の誰もが住みなれた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指すものであり、このことは結果として医療費の抑制につながるものと理解をしているところです。中でも特に、壮年期の死亡率の改善の取り組みについては、医療費に大きく影響するものと考えております。

そこで、壮年期の死亡率の改善の取り組みの、これまでの成果や課題について健康政策部長に伺います。

次に、定期監査報告について伺います。

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員から、平成29年度の監査対象機関236機関のうち本庁の110機関に対する監査結果が議会に対して報告されました。この監査の結果を見ると、改善、是正等を要する不適正な事務処理が102件認められ、その内訳は、より強く改善を求める指摘事項が15件、注意事項が87件となっています。これまでも、たびたび指摘を受け改善は見られるとはいえ、まだまだチェック体制が不十分であり、チェック体制の充実に重点を置いた再発防止策を講じる、適正な事務の執行が求められます。

そこで、定期監査報告についての所見を代表監査委員に伺います。

また、これらの指摘に対する認識と今後の対応について総務部長に伺います。

次に、地方議員の選挙用ビラについて伺います。

さきの通常国会において改正公職選挙法が成立し、国政選挙や首長選だけでなく地方議会議員選挙でも、平成31年統一地方選挙から選挙運動用ビラが配布できるようになりました。

そこで、法施行に伴う本県としての取り組みや有権者への周知などスケジュールについて伺います。また、課題等があれば、あわせて選挙管理委員長に伺いまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県での業務の効率化や職員の働き方改革に向けて、ICTの活用を進める必要についてお尋ねがございました。

ICT——情報通信技術の進歩は目覚ましく、スマートフォンの普及などにより、日常生活のさまざまな場面において必要不可欠となっているICTを一つの手段として活用し、県民の皆様が豊かさを実感できる社会の実現を目指すことは大変重要なことだと認識しております。

お話のありました行政手続のオンライン化や行政コストの削減、県庁自身の業務の効率化や職員の働き方改革については、これまでも、本年7月から他の行政機関との間での情報連携を開始したマイナンバー制度の実施による行政手続の簡素化、庁内クラウドへの業務システムの移行による年間約9,000万円のシステム関連経費の削減、財務会計システムや文書情報システムなど約150業務のシステム化による業務の効率化などに取り組んできております。

また、平成27年の日本年金機構での約125万件という大量な個人情報流出した事案を受けて、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的

強化への対応が急務となり、インターネットを通じた不正通信の監視機能の強化や高度な情報セキュリティ対策機器の導入、インターネットなど外部と接続を行うネットワークの分離といった対策を順次実施し、本年6月に対応を終えたところであります。この強化してきた情報セキュリティ対策を弱めることのないように配慮しながら、業務の効率化による職員の働き方改革の実現に向けた具体的な取り組みとして、2点の検討を進めているところでございます。

まず1点目は、会議のペーパーレス化であります。産業振興推進本部会議等の多くの会議資料を紙で用意している現状において、新たな会議システムを導入することで、タブレット端末等による資料の閲覧を可能としてペーパーレス化に取り組みたいと考えています。これにより、会議資料の作成や変更に関わる職員の事務軽減、用紙代やコピー代の経費削減などが期待できます。

次に2点目は、ICTを活用した、テレワークのためのサテライトオフィスの設置であります。業務の効率的な遂行と職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、まずは試験的に、本庁舎または本庁舎近辺に出先機関の職員が利用できるサテライトオフィスとしての作業スペースを設け、利用状況の把握や本格的な運用への課題解決に向けた検討を深めたいと考えています。これにより、出先機関の職員が出張の前夜などにサテライトオフィスを利用することで、業務時間を有効活用することなどが期待できます。

こうしたICTを活用した具体的な取り組みを進めるとともに、他県の事例も参考にしながら、さらなる取り組みについて検討を行い、業務の効率化や職員の働き方改革につなげてまいりたいと考えております。

次に、一般社団法人高知県移住促進・人材確

保センターにおける、市町村などとの連携や取り組みの強化についてお尋ねがありました。

地産の強化に向け、特に人材面における取り組みの中心的な役割を果たすのが、この一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターであります。このセンターには、県はもとより、全ての市町村、商工団体や1次産業の団体などに社員として参画いただいております。社員総会や理事会を通じて、それぞれが施策の立案や運営に主体的にかかわることで、これまで以上に連携が強化されるものと考えております。

このセンターでは、第1に潜在的な人材ニーズの掘り起こし、第2に掘り起こした人材ニーズの集約化とマッチング、第3にマッチング業務を担う職員の人材育成と組織としてのノウハウの蓄積という3つの視点で、取り組みをさらに強化してまいります。具体的に申しますと、まず第1の人材ニーズの掘り起こしについては、私自身、地域地域において、後継者がいなくて事業の継続を諦めた、あるいは事業を拡大したいが、地域にはスキルやノウハウを持った人材がいけないなどといった声をよく耳にしております。また、現在進めている企業や団体などの事業戦略づくりを通じて、新たに必要人材も浮かび上がってくるものと思っております。このような、まだ人材確保の具体的な取り組みには至っていない潜在的な人材ニーズを掘り起こし、顕在化させる取り組みを、県の機関はもとより市町村や関係団体の皆様とともに総力を挙げて進めてまいります。

また、第2の集約化とマッチングについては、市町村、民間団体の参画のもとオール高知の体制を構築したからこそ、さまざまな分野から人材ニーズを集約できるという利点を生かし、幾つかの仕事を組み合わせ、いわゆる半農半X型のライフスタイルの提案など、都市部人材の希望に応じた多様な働き方や暮らし方をきめ細

やかに発信し、相談対応をすることで、マッチングの拡大につなげてまいります。

さらに、第3の人材育成とセンターのノウハウの蓄積については、市町村がセンターに参画しているというメリットを生かし、センターの職員はもとより、市町村の移住専門相談員に対する体系的な研修を効率的、効果的に実施するとともに、相談業務を通じて蓄積されるノウハウを共有していくことで、県全体の移住者の受け入れ体制のレベルアップを図ってまいります。

これらの一連の強化策を、官民協働型のセンターを中心に、まさにオール高知の体制で進めていくことによりまして、地域や産業の担い手の一層の確保につなげてまいります。

次に、事業戦略の各産業分野における現在の状況と今後の見通し、展開についてお尋ねがございました。

これまで産業振興計画に取り組んできた結果、本県経済は、かつてのように人口減少に伴い縮小するのではなく、人口減少下においてもプラス成長へと拡大する方向に転じつつあります。今後もこの方向を持続して、本県経済の体質をさらに強化していくためには、事業者において、人材の育成や確保、設備投資や新技術の導入促進などの全ての取り組みの土台となる事業戦略をしっかりとつくり、実行していくことが大切だと考えております。そこで、昨年からのスタートしたものづくり分野に加え、本年度からは他の産業分野にも広げて事業戦略策定支援の取り組みを進めることといたしました。

現状としましては、まずものづくり分野では、産業振興センターを中心に策定からその実行までを一貫して支援しており、これまでに82社が策定に着手し、そのうち52社が策定を終えております。今後、新たに25社が着手する予定であり、着実な広がりを見せております。また、策定後の企業に対しては、民間シンクタンクや金

融機関も参画して毎月開催している事業戦略支援会議等において、その進捗状況や課題に応じてP D C Aサイクルをしっかりと回しながら実行を支援しております。こうした取り組みにより、平成31年度までに、ものづくり企業200社が事業戦略を持っているという状態を目指してまいりたいと考えております。

次に、商店街などの小規模事業者に対しましては、地域ごとに商工会、商工会議所が従前から取り組みを進めており、本年度の目標562件の達成に向けまして7月末時点で261件の策定が完了しております。県としましても、今年度設置した地域連絡会議等を通じて、経営指導員の指導力向上や支援策の情報共有など、商工会、商工会議所の取り組みを支援しているところであります。

また、農業分野においては、7月の複合経営拠点推進フォーラムを皮切りに、課題を掘り下げるワークショップなどを開催しました。現在、16の中山間農業複合経営拠点及び22の集落営農法人を対象に、人材の確保や育成といった組織体制の強化を含めた事業戦略づくりに着手しており、これらの早期の完成を目指して取り組んでいるところであります。

さらに、林業分野においては、普及啓発セミナーによる掘り起こしを行い、現在は2製材事業体に対して経営コンサルタントによる策定支援をスタートしており、年度内に策定の完了を予定しています。策定後には、成果報告会等を通じて事業戦略づくりの浸透を図ってまいります。

これらの戦略の実行に当たっては、戦略の各項目について、今後、移住施策とも連動した担い手の確保、I o Tの活用や機械化による生産性向上、見本市や商談会での販路開拓といった県の支援施策を重点的に振り向けることで、事業戦略実行の取り組みを一層加速していきたい

と、そのように考えておるところであります。

最後に、ものづくり地産地消・外商を強化し、県内に新たな事業を意図的に創出し続けることを可能とする取り組みについてお尋ねがございました。

新たなI o Tシステムや機械を県内で開発し、その技術や製品を、本県と同様の課題を抱える県外の大きな市場に向けて外商していくこの取り組みは、第1次産業における生産性の向上や担い手不足の課題を解消するとともに、県内に新たな事業を継続的に創出することを狙いとするものです。こうした取り組みにより、これまでに、ものづくり企業とのマッチングによる機械の開発で16件、I T事業者とのマッチングによるI o Tシステムの開発で9件のプロジェクトを創出してまいりました。本年度からは、さらに進め方に工夫を凝らして、新たな仕組みのもとで取り組みを強化しております。

本年度の進め方としては、まずは生産現場のニーズ抽出を行った上で、ニーズに対する解決策をI T企業やものづくり企業に提案していただくための仕様書を作成することとしております。次に、この仕様書に基づく具体的な解決策を企業から広く募り、マッチングを進めてまいります。そして、マッチングが成立したプロジェクトから順次I o Tシステムや機械の開発を進め、その製品をニーズ側に納入するとともに県内外に売り込んでいくという仕組みで進めてまいりたいと考えています。

これらの取り組みのうち、各分野のプロジェクトチームにおいては、ニーズ抽出から仕様書の作成までを行うこととしています。特にニーズ抽出については、個々の現場ニーズへの対応にとどまることなく、全体最適の観点から適切な手段を講じることが、生産性向上をより高いレベルで効果的に実現できるとの考えから、川上から川下までの生産過程を広く見渡した上で、

拡大再生産のボトルネックとなっている課題の抽出を進めることとしています。

1次産業分野のプロジェクトチームにつきましては、農林水産業の各分野ごとの3つのチームを本年7月末までに設置しました。そのメンバーは、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部の本庁及び出先機関の職員を中心とし、JA高知中央会や森林組合連合会、高知県漁業協同組合など民間の関係団体と連携して取り組みを進める体制としております。

取り組みの進捗状況につきましては、現在メンバー全員が川上から川下までの生産過程を広く見渡す意識を共有した上で、生産現場を訪問するなどして、官民協働によるニーズ抽出を進めております。内容を精査している段階ではありますが、これまでに各分野を合わせて暫定的に100件以上のニーズを抽出したところであり、この中から有用な案件の絞り込みを行うこととなります。

こうしたニーズ抽出の作業と並行して、現在ニーズに応えるプロジェクト創出の可能性、開発するIoTシステムや機械の概要などについて、新たに設置する生産性向上推進アドバイザーの指導をいただいて検討を進めることとしております。

本年度末までに、現場のニーズが強く優先度の高い案件の仕様書を作成することを目標として取り組みを進め、仕様書が完成した案件から、順次次のプロセスであるマッチングを開始してまいります。

来年度以降は、本年度の取り組みの進捗状況を踏まえ、プロジェクトの創出件数などの明確な目標を設定した上でPDCAサイクルを回しながら、数多くの高知発の新たなIoTシステムや機械の開発と外商につなげるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、幡多医師会のクラウド型EHR事業への県の関与や幡多地域における医療・介護連携の推進への期待についてお尋ねがありました。

幡多医師会が総務省からの補助を受け構築する幡多医療圏EHR事業は、圏域内の医療機関、薬局、介護事業所等が参加し、診療情報や処方内容、ケアプランといった患者情報を双方向で共有することで医療・介護の連携を促進するものであり、さどひまわりネットの取り組みと類似したものとなっています。

本事業は、本年5月に総務省から正式に採択された後、幡多医師会でシステムの仕様を確定してシステム開発を行っており、来年1月には試験運用が開始されるとお聞きしています。この事業は、高知県医療情報通信技術連絡協議会、略して医療ICT協議会が構築する地域医療情報ネットワークと機能が重複する部分もあることから、現在幡多医師会と医療ICT協議会とでそれぞれの機能や役割の共通化に向けた協議を行っており、県としても必要な助言を行っているところです。

この幡多医療圏EHR事業の取り組みにより、これまで複数の医療機関や介護施設などに分散されていた情報を集約することで、患者、利用者の入院から外来、在宅医療に至る幅広い情報の共有が可能となり、今後幡多保健医療圏における医療と介護の円滑な連携が促進され、療養者の生活の質が向上することを期待しています。

次に、国民健康保険制度改革における国保事業費納付金の激変緩和措置の具体的な対応についてお尋ねがありました。

現在、国保の保険料・税は、各市町村がそれぞれの医療費や交付される公費などをもとにして算定しています。それが今回の制度改革により来年度以降は、県が国の定めるガイドライン

に基づいて、市町村ごとに配分額を決定する事業費納付金をもとにして、各市町村が算定する方式に変わります。医療費等の増減がなければ、県全体としての必要な保険料・税の総額は変わりませんが、これまでは市町村ごとに、高齢者の加入割合などの状況に応じて交付されていた前期高齢者交付金などの公費が、県にまとめて交付され、一律に扱われる制度となることなどから、市町村によっては被保険者の負担が急激に増加することも想定されています。

しかしながら、制度が変わったからということで急激に負担が増加することには被保険者の理解が得られにくいことから、新制度を円滑にスタートするためには、負担を急激に増加させないよう保険料・税の算定に影響する事業費納付金の増加割合の上限を定める激変緩和措置を適切に講ずることが重要だと考えています。このため、上限をどの程度に設定するかについて、制度改革とかかわりのない医療費の自然増分等を除き、国から示された0.5%から2%という割合を参考としながら、事業費納付金の試算をもとに、市町村と協議検討を行ってきました。その結果、激変緩和用に使える財源の見通しや、現在県内の市町村で行われている、国保財政の安定化を図るための保険財政共同安定化事業における激変緩和対策の例も踏まえ、増加割合の上限は1%を基本とすることで合意したところです。

今後、この1%をもとに、11月に予定しています平成30年度の納付金の仮算定の結果により、激変緩和措置の最終決定を行うことにしています。

次に、壮年期死亡率の改善の取り組みの成果と課題についてお尋ねがありました。

本県では、壮年期の死亡率を改善するために、現在大きく2つの視点から取り組みを進めています。取り組みの土台ともなる1つ目は県民の

皆様の健康意識のさらなる醸成と健康行動の定着化を図る視点で、もう一つは疾病を早期発見し早期治療を図る視点です。

1つ目の県民の皆様の健康意識のさらなる醸成と健康行動の定着化を図る視点における具体的な取り組みとしては、子供のころからの健康的な生活習慣の定着を目指す健康教育に力を入れており、高知家健康パスポートをメインエンジンとするヘルシー・高知家・プロジェクトとあわせて展開しています。

また、2つ目の疾病の早期発見、早期治療を図る視点としては、がん検診の受診率向上の取り組みを初め、糖尿病などの血管病対策として、特定健診の受診率向上や特定保健指導の実施率向上、またハイリスク者に対する重症化予防の取り組みなどを進めています。

こうしたこれまでの取り組みによりまして、さまざまな評価指標について、日本一の健康長寿県構想の策定前の平成21年と比較し、改善の傾向があらわれてきています。例えばがん検診受診率は全5項目において大きく向上し、中でも肺がんと乳がん検診は、平成28年度の速報値ですが、目標の受診率50%を上回る水準となりました。また、市町村国保の特定健診の受診率も全国平均近くまで向上してきました。そして、これらの指標の改善に伴い、壮年期の死亡率自体についても、平成21年には全国平均の1.21倍であったものが、平成27年には差が半減し、1.1倍にまで縮小しています。

しかしながら、壮年期死亡率の改善目標とする全国平均には、まだ届いていない状況です。このため、引き続き関連する施策ごとにPDCAをしっかりと回し、バージョンアップを図りながら、目標達成に向けて官民協働で取り組んでまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、県外大学

生のUターン就職支援の取り組みについてお尋ねがありました。

全国的に人手不足感が高まる中、本県においても大学新卒者の採用意欲が高まっております。ことし7月時点での県内企業の求人件数は1,185件と3年前の1.7倍に増加をしており、求人倍率は3.8倍となるなど、県内企業が大学生を採用する環境は厳しさを増しております。こうしたことから、本年度は高知県から毎年約2,000人が進学をしている県外の大学生に対して、Uターン就職を支援する取り組みを、これまで以上に強化しているところです。

具体的には、まず官民で連携した広報活動を行い、県内就職を促進する機運を高めるとともに、昨年度から作成をしております高知県Uターン就職サポートガイドの定期送付の登録に誘導する取り組みを進めております。これによって、より多くの学生に高知県の就職情報を届け、まずは高知で働くことについて関心を持ってもらいたいと考えております。さらに次の段階として、県内の企業経営者などが参加して志ややりがい直接伝えるセミナーなどの機会を設けて、サポートガイド登録者等の参加を促してまいります。本年度は民間の取り組みとも連携をして、こうした機会を大幅にふやすこととしておりますので、多くの大学生に県内企業への理解をより一層深めていただき、県内就職の増加につなげていきたいと考えております。

また、お話にもありました県外大学との就職支援協定については、これまで10の大学と協定を締結していますが、平成28年3月卒業の県外大学生のUターン就職率が全体では約16%であるのに対して、協定校の平均は約40%と大きく上回っています。県外大学生のUターン就職に大きな成果を上げていることから、今後も関東地区の大学との協定を新たに結ぶなど、県外大学と連携した取り組みの強化に努めてまいりま

す。

一方、企業がその将来を担う学生を着実に採用していくためには、働きやすい環境づくりや、人材育成の仕組み、キャリアパスの明示といった企業側の努力も必要だと考えられますので、働き方改革セミナーなどを通じて、企業の人材確保の取り組みを促すよう努めているところでございます。

こうした取り組みを一層強化し、県内企業の担い手となる人材を確保していくことが、企業の事業戦略の効果的な実行にもつながり、ひいては県全体にとっても、産業の持続的な拡大再生産につながるものと考えております。そのため、今後は一人でも多くの県外大学生が高知県に就職できるよう、企業はもとより県民の皆様一人一人の御協力もいただきながら全力で取り組んでまいります。

次に、こうち産業振興基金、通称100億円基金についてお尋ねがありました。

現行の100億円基金につきましては、独立行政法人中小企業基盤整備機構から10年間無利子で80億円の貸し付けを受け、それに県、四国銀行、高知銀行、四国電力、高知県産業振興センターからの20億円の貸し付けを加えまして、平成19年10月に公益財団法人高知県産業振興センターにおいて基金を造成しております。この運用益を財源として、県内中小企業等の見本市や商談会出展に対する販路開拓支援などへ、これまで1,126件、約16億円を交付しています。この助成による成果として、地産外商公社の外商の成約件数や、ものづくり地産地消・外商センターの支援による受注金額の大幅な増加につながっているものと考えています。

こうしたことから、今後も産業振興計画を推進する重要なツールとして活用するため、10年間の貸付期間の終了後に改めて100億円基金を再造成することとし、関連予算を6月議会にお

いてお認めいただいております。

しかしながら、現在の際立った低金利情勢のもとで、新たな基金の運用益は現行基金に比べ大幅に減少する見込みであることから、県の単独予算とあわせて、経営革新計画や事業戦略に基づいた取り組みへの支援、国内外の見本市や商談会への出展支援など、中小企業への支援効果の高い事業を対象を絞り込んで助成を実施していきたいと考えております。

また、新たな基金の造成時期につきましては、現行の基金が終了する10月以降、国債や県債などの金利状況を見ながら、協力をいただけます金融機関等と協議をして見定めてまいりたいと考えています。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 障害児・者の支援に関します一連の御質問にお答えいたします。

まず、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定状況についてお尋ねがございました。

第5期の障害福祉計画につきましては、国の基本指針を踏まえて、平成30年度から32年度を計画期間とする計画を、本年度中に県及び市町村において策定するように作業を進めております。今期の計画から、新たに障害児に係る計画を策定することが義務づけられたところですが、本県では、現行の第4期障害福祉計画から障害児支援の提供体制の整備も項目に掲げ、障害のある人にとって障害特性やライフステージに応じた必要な障害福祉サービスなどの提供体制を計画的に整備することを目的に、一体的に策定をしてきたところです。

計画の策定に当たりましては、障害のある人のニーズを把握するため、特別支援学校の在校生や障害福祉サービスの利用者などを対象としたアンケート調査を実施いたしますとともに、施設から地域生活への移行、施設利用から一般就労への移行の実績や見通し、地域における課

題などについて市町村のヒアリングを実施しているところでございます。今後、アンケート調査の結果などを踏まえ、市町村と連携しながら障害福祉サービスの見込み量を算出し、障害のある方にも参画をいただいております高知県障害者施策推進協議会などの御意見もお伺いして、県全体での必要量を確保するための障害福祉及び障害児福祉計画を策定してまいります。

この計画を着実に実行することで、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進し、県内全域でのサービス提供水準の向上を図り、議員からお話のありました高知県障害者計画に掲げます共生社会の実現を目指してまいります。

次に、高次脳機能障害者の実態の把握について、また高次脳機能障害相談支援センターの機能、相談者数、対応についてお尋ねがございました。

高次脳機能障害の相談対応や普及啓発などを担う支援拠点でございます高次脳機能障害相談支援センターにおけます新規相談者は、平成20年11月から平成29年7月までの累計で440人、また29年9月1日時点で、通所や入所の障害福祉サービスを利用されている方は174人となっております。一方、少し古いデータになりますが、平成24年度に本県が実施をいたしました高次脳機能障害者支援体制資源調査では、平成24年6月の1カ月間に高次脳機能障害で通院した人は、疑いのある人も含めると499人、1年間の発生件数を158人と推計しております。こうしたことから、相談や福祉サービスにつながない人がまだ多くいらっしゃるものと推測され、高次脳機能障害相談支援センターのさらなる周知が必要だと考えています。

こうした中、支援センターでは、平成27年度から支援コーディネーターに加えまして臨床心理士を配置し、心理検査やカウンセリングの対応ができるようその機能を充実させたことなど

から、かかりつけ医からの紹介が増加するとともにハローワークなどの関係機関との連携も進み、平成29年4月から7月の一月当たりの新規相談者10.8人と、臨床心理士を配置する前の3.9人から約2.8倍の伸びとなっております。

今後とも、センターの機能充実に努め、相談者のニーズに的確に対応できるとともに、広く県民の皆様にセンターを知っていただき、利用していただける支援拠点となりますよう取り組んでまいります。

次に、高次脳機能障害者を支援していくため、医療・福祉・教育機関などの連携強化の取り組みの状況についてお尋ねがございました。

高次脳機能障害は、早期に診断し、適切なリハビリやその人の障害に合った支援をさまざまな場面で受けられれば、症状が改善したり症状を防ぐ方法を身につけることができますことから、医療、福祉、教育などさまざまな関係機関が連携することで早期発見や適切な支援につなげていくことが大切です。

こうしたことから、県では、平成25年度に医療、福祉、教育、就労など各分野で構成いたします高知県高次脳機能障害支援委員会を設置し、さまざまな御議論をいただいております。この支援委員会の御意見もお伺いしながら、県民の皆様が高次脳機能障害に気づき相談するための手助けとなるリーフレットや、相談を受けた相談支援事業所が相談者のお住まいの近くにある医療機関を紹介できる、高知県高次脳機能障害支援マップを作成するなど、支援体制の充実強化に向けた取り組みを関係機関が連携して進めているところです。

このような取り組みの結果、特に子供の時期における早期発見や適切なケアが重要な課題であるとの認識を関係機関が共有しましたことから、まずは子供の高次脳機能障害を個別課題として取り上げ、高知県高次脳機能障害支援委員

会を中心に協議をしていただく場や仕組みの検討を行っているところです。今後も引き続き、こうした検討を他の個別課題にも拡大することなどで、関係機関が連携した支援体制の強化に取り組んでまいります。

次に、高次脳機能障害の診断や治療について、身近な地域で治療などを受けることができるよう、専門的な知識を持つ医師や正しい知識を持った専門職の育成の取り組み状況についてお尋ねがございました。

高次脳機能障害の特性やその特性に応じた支援方法などについて専門職の方々の知識や理解を深めることを目的として、平成25年度から毎年各圏域ごとに医療機関、介護や障害福祉のサービス事業所などを対象として地域研修会を開催しており、看護師、作業療法士、ソーシャルワーカー、介護支援専門員、相談支援専門員など幅広い職種の方々に参加をいただいております。また、平成28年度からは、心理職を対象といたしました神経心理学勉強会も開催するなど、専門職の養成に取り組んでいるところです。

さらに、今年度からの取り組みとして、高知県医師会の御協力をいただき、高次脳機能障害の関連領域である精神科、脳神経外科、リハビリテーション科、小児科などの医師を対象としました高次脳機能障害支援研修会を11月に開催することとしております。研修会では、高次脳機能障害の診断の流れと体制、高次脳機能障害における精神科の役割などについて理解を深めていただくこととしています。

県といたしましては、医師を初め医療や福祉のさまざまな専門職の方々を対象とした高次脳機能障害に関する研修のさらなる充実を図り、早期に適切な医療につながる連携体制の構築を目指すとともに、身近な地域で受診し、治療や支援を受けられる体制づくりに取り組んで

まいります。

次に、就労継続支援事業所などの支援の状況や課題についてお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたように、県内の障害福祉サービスを利用されている高次脳機能障害のある方は、疑いのある方も含めると平成29年9月1日現在で174人おられ、このうち就労継続支援サービスなどの就労系サービスを利用されている方は110人となっています。

中でも、就労継続支援B型の利用者が最も多く、県内事業所の約4分の1に当たる27事業所で97の方が利用されている状況でございますが、職員の高次脳機能障害に対する理解や支援ノウハウが不足し、十分な支援体制が確保できていない事業所も少なくないことが課題となっております。このため、B型事業所の職員を中心に、就労系福祉サービスを利用されている高次脳機能障害がある方の支援をテーマにした個別事例研修を行い、支援にかかわる職員のスキルアップを図ってまいります。

また、障害の程度が比較的軽度で、短期間の福祉サービスの利用で一般就労したものの、対人関係のストレスなどが原因で体調が悪化し、離職するケースなどへの対応も必要になっていきます。このため、一般就労した方が引き続き安心して就労継続ができるよう、障害者就業・生活支援センターを中心とした伴走型の支援体制の充実を図ってまいります。

次に、高次脳機能障害のある本人や家族への精神的なフォローの実態についてお尋ねがございました。

高次脳機能障害相談支援センターでは、御本人には、その方の症状やニーズに沿った相談支援を行い、適切な医療や障害福祉サービス、就労に向けた支援が受けられるよう、関係機関につないでいく取り組みを行っております。

一方、御家族については、戸惑いや不安を少

しでも解消するため、センターにおいて高次脳機能障害の正しい知識や本人へのかかわり方、日常生活をスムーズに過ごすための工夫を知っていただくといった精神的なフォローを行うための家族教室を、平成27年度からはそれまで土曜日だけであったものを日曜日も開催し、平成28年度は延べ114人の方に参加をいただきました。ただ、この2コースとも高知市での開催となっており、郡部での開催を希望される方もいらっしゃいます。

また、平成28年度からは、新たに高次脳機能障害がある子供の家族を対象とした教室も開催し、家族同士が学び合う場としての提供も行っているところですが、参加される家族数が少なく、十分とは言えない状況です。このため、開催場所、開催方法を工夫することやさまざまな広報媒体を通じた周知を行うことで、より多くの方がこうした支援を受けられる機会をふやしていきたいと考えております。また、御本人や御家族が同じ場所でゆったりと過ごせる交流会など、精神的なフォローのできる支援の充実にも努めてまいります。

次に、発達障害の早期発見・支援の取り組みと課題についてお尋ねがございました。

本県では、発達障害のある人のライフステージに応じた支援体制づくりを、日本一の健康長寿県構想の重点的な施策として位置づけ進める中で、乳幼児期から就学期までは子供の発達に特に重要な時期であることから、できる限り早期の支援が可能となるよう乳幼児健診などを通じて早期発見、早期支援に取り組んできたところです。

早期発見の取り組みにおいては、発達障害の視点を取り入れた1歳6カ月児・3歳児健康診査手引書を平成27年度に策定しまして、現在は全ての市町村が、この共通の手引書に基づいて乳幼児健診を実施しております。

また、高知ギルバーク発達神経精神医学センターが中心となって、ギルバーク教授が提唱するE S S E N C Eと呼ばれる発達障害の早期兆候を捉える見方に関する研修を実施し、乳幼児健診に携わる医師や保健師を初めとする専門人材の育成にも取り組んでおります。

これらの取り組みを進めてきた結果、早期発見は一定進んでまいりましたが、医師を初めとする専門人材の不足や専門的な療育支援を行う児童発達支援事業所が少ないなど、早期支援の体制づくりで課題が見えてきております。このため、今後とも、専門的な支援の場をふやす取り組みとして、専門医師等の養成はもとより、未就学児支援の専門的な療育機関の量的な拡大に向けての人材育成や民間福祉サービス事業所の新規開設、機能強化への支援に取り組んでまいります。

また、本県では、障害のある子供を含めほとんどの子供たちが保育所等に通っております。身近な支援の場として、保育所等の障害のある子供への対応力の向上を図っていくことも重要でございますので、引き続き保育士等を対象とした研修を実施するとともに、子供の行動を理解し適切な対応方法を保護者が身につけていくペアレントトレーニングの要素を取り入れた親支援の普及拡大に取り組んでまいります。

次に、ゲイズファインダー、かおテレビの活用についてお尋ねがございました。

ゲイズファインダー、かおテレビにつきましては、大阪府のモデル事業の報告書によりますと、子供の視線の動きを測定することにより、子供の社会性の発達について評価する装置であり、その結果だけで発達障害の有無などを判断するものではなく、保護者と支援者が子供の社会性の発達の状態を共有し理解を助ける効果が期待され、その後のフォローや支援につなげていくためのツールとされています。

本県では、さきに申しあげました乳幼児健診の手引書を活用し、子供の社会性の発達についても、問診時に対象児とのやりとり全体を通じて、アイコンタクトや表情などの行動や反応を確認するよう取り組んでいるところです。先ほどの報告書の中で、モデル事業を実施した自治体からは、スクリーニングとしては時間がかかり、健診時間内で実施できる人数に限られることや、結果を保護者に説明するために新たな人員配置が必要であるといった課題も報告をされています。

こうしたことから、既に導入されている大阪府、兵庫県などの取り組みの動向や成果などを今後注視してまいりたいと考えております。

次に、発達障害児・者の個々のケースに寄り添う対応についてお尋ねがございました。

本県では、療育福祉センター内に発達障害者支援センターを配置し、発達障害児・者とその家族、関係機関、支援者からのさまざまな相談に応じるとともに指導と助言を行い、生涯にわたる継続した支援体制づくりに取り組んでいるところです。

平成28年度には、延べ1,189人から日常生活での困り事や発達支援、就労に関する相談をお受けしております。相談対応においては、必要に応じて、相談者が利用している障害福祉サービスの事業所への助言や保護者や関係機関を交えてのケース会議を開催するなど、個別の事情をお聞きしながら、相談者の悩みに寄り添うように努めております。このほか、発達障害のある子供の養育経験がある方をペアレントメンターとして養成し、保護者からの相談に対応することで、社会的な孤立を予防していく取り組みも行っているところです。

一人一人の状態に合ったアドバイスやきめ細かな対応など適切な支援を行うためには、専門人材の育成や確保が課題だと考えています。こ

のため、これまでも、障害福祉サービス事業所、学校、家庭などの発達障害児・者の支援に係る取り組み事例を実践報告会等で共有するとともに、発達障害児・者の支援にかかわる障害福祉サービス事業所の職員などを対象に、体系的かつ継続的な研修を実施することで、支援力の向上に取り組んでいるところですが、まだ十分とは言えず、人材の育成・確保策のより一層の強化を図ってまいります。

今後、発達障害者支援センターを中心に、医療、福祉、教育、就労などの関係機関と連携しながら、発達障害児・者とその御家族が身近な地域において、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切かつ切れ目のない支援を受けることのできる体制づくりを目指してまいります。

最後に、ヘルプマークの導入、推進についてお尋ねがございました。

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が必要な支援を得やすくするためのシンボルマークは、大変有意義なものだと考えています。本県におきましては、これまでも聴覚障害者の方への配慮をあらわす耳マークや、心臓疾患など内部障害の方であることをあらわすハート・プラスマークなどを施設などに掲示することで、当該施設が、障害のある方に配慮した対応ができるということを、周知することなどに使用してまいりました。

他方、議員からお話のございましたヘルプマークにつきましては、障害種別を問わず、援助や配慮を必要としている方が身につけることで必要な支援を得やすくするものとして、平成24年度に東京都が作成し、現在12都府県が導入しており、さらに本年度中に3県が導入を予定しています。また、ことし7月には、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、外国人観光客にもわかりやすい表示として日本工

業規格、J I Sに登録をされ、全国共通のマークとなったことで、今後さらに広く普及し、認知度も向上していくものと考えています。

こうしたことを踏まえ、本県におきましても、先行都府県の取り組み状況も参考にさせていただくとともに、高知県障害者施策推進協議会においてさまざまな障害のある方の御意見をお聞きするなど、ヘルプマークの導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、平成30年度から高等学校において通級による指導が制度化されることを踏まえ、本県の取り組みについてお尋ねがございました。

本県の通級指導教室は、7市町の小中学校11校に16教室が設置されており、自閉症や情緒障害を対象とする特別支援学級とあわせて、発達障害のある児童生徒の特性に応じた指導や支援を行う大切な場となっております。

来年度から制度化されます高等学校における通級による指導は、小中学校の通級指導教室や特別支援学級で支援を受けてきた発達障害のある生徒などが、高等学校に入学した後も必要な支援を切れ目なく受けることができる、大変有効な支援策であると考えております。

本県の高等学校におきましては、来年度からの制度のスタートに合わせて、通級指導教室が設置できるよう国の事業を活用し、中芸高等学校を指定校として実践研究に取り組んでおります。本事業におきましては、通級による指導の教育課程上の位置づけや単位認定の方法、対象となる生徒の決定の手順、中学校からの引き継ぎのあり方などについて研究を行い、この9月からは研究を生かした指導を試行的に始めたところでございます。この際、担当教員が、生徒の在籍するクラスの担任や教科担任と定期的に情報交換を行い、学校が組織として支援ができ

る体制の構築を図るとともに、併設する特別支援学校の分校とは、指導内容や方法等について日常的に助言を得るなどの連携を図っております。

また、通級による指導の導入に当たっては、専門的な指導ができる担当教員の配置が不可欠であることから、県教育センターにおいて通級指導担当者の研修を実施するとともに、今年度は高等学校2校の教員を国の研修に派遣し、発達障害についての理解を深めるなど養成に取り組んでおります。

今後は、引き続き通級指導担当教員の養成を行いますとともに、国の教員加配の動向も踏まえつつ、東部地域以外の高等学校においても通級による指導が実施できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、5年目を迎える中途退学者防止に向けた取り組みの現状と課題についてお尋ねがございました。

平成25年12月に公表されました、平成24年度本県の全日制・定時制高等学校の中途退学率は2.2%で、お話にありましたように全国ワーストという大変厳しい結果となりました。

中途退学に至る主な原因といたしましては、目的意識を持たずに高校に入学していること、高校入学後に新しい人間関係をなかなか築いていけないこと、また基礎学力が身につけていないため入学当初から学習についていけないことなどがあり、入学後の早い段階での支援がポイントであると考え、中途退学の防止に取り組んでまいりました。

具体的には、全ての高等学校で入学後早期に実施する仲間づくり合宿などで人間関係づくりを進めるとともに、オリエンテーションを行い、卒業後の自分の将来像を意識させる取り組みや、生徒個々の学力を把握した上で学習支援員を活用した補力補習などにより基礎学力の定着を

図ってまいりました。また、中途退学防止の重点指定校を中心に学習記録ノートを活用し、生徒が目標を書くことで見通しを持った行動につながったり、教員がノートを用いて生徒の状況を確認し支援するといった取り組みを行っております。あわせて、特に個別の支援を必要とする生徒には、各校で開催している校内支援会で情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、入学後の早い段階での支援にも努めてきたところです。

これらの取り組みの結果、昨年度公表されました中途退学率は、全日制、定時制、通信制も含め1.8%と、中途退学者は年々減少を続けており、一定の取り組み成果が出てきているものと認識しております。しかしながら、中途退学率は全国平均と比べるとまだまだ高い状況にありますことから、これまでの取り組みをさらに徹底するとともに、基礎学力の定着やコミュニケーション能力を高めるなどの社会性の育成に向けた取り組みを、高等学校全体でさらに推進してまいります。

次に、やむを得ず中途退学した生徒へのサポートについてのお尋ねがありました。

進路未定のまま高等学校を中途退学した生徒は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、こうした青少年一人一人の能力や可能性を引き出し、再び自立に向けチャレンジできるよう支援することは、本人のためだけでなく社会にとっても非常に重要でございます。

県では、このような中途退学となった生徒やニート、ひきこもり傾向にある若者を就労や就学に向けて支援するため、平成19年度から若者サポートステーションを設置し、その業務を委託した高知県社会福祉協議会とNPO法人において、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業での就労体験、キャリアコ

ンサルタントなどによる本人の適性を見きわめた就職支援、高卒の資格取得に向けた学習支援など、自立に向けた支援を行っており、これまでに支援対象として登録をされた2,163人の約6割に当たる1,221人が就職や進学ができました。

また、平成22年度からは、進路未定のまま中途退学となった県立学校の生徒の個人情報について、県教育委員会を通じて若者サポートステーションに提供できる本県独自の、若者はばたけネットというシステムを構築し、この情報をもとに若者サポートステーションの職員が、全ての中途退学者や保護者に連絡をとって訪問するなど、支援に向けたさまざまなアプローチをしております。

本年度からは、高知市、南国市に加え四万十市にも支援拠点を置き、安芸市と須崎市には常設のサテライトを置くなど、より身近な場所で支援を受けられるよう体制を強化いたしました。さらに、若者サポートステーションの職員の増員と機動力の強化により、家庭訪問や送迎などのアウトリーチ型の支援も充実をさせております。

今後も、これらの取り組みをさらに充実していくとともに、出身校やジョブカフェなど関係支援機関との連携を図りながら、将来ある若者の自立と学び直しの推進に取り組んでまいります。

最後に、発達障害の可能性のある子供が多く見られてきており、どのような対応を行っているのかとのお尋ねがございました。

高等学校において発達障害などで支援を必要とする生徒の割合は、平成28年度に県が実施した調査では2.7%程度と見込まれております。このような生徒の特徴として、他者とのコミュニケーションを円滑に図りにくいことがあり、また基礎学力の定着が十分でないことなどの課題もあります。

このため、各高等学校では、入学前に中学校からの聞き取りや引き継ぎシートを活用して、支援を必要とする生徒の情報をまとめ、校内支援会で共有するとともにスクールカウンセラーとも連携し、入学直後から必要な支援を行えるよう組織的な取り組みを進めております。その中で、特に配慮が必要な生徒に対しては、支援に当たる教員が、大学などの専門分野の相談員からアドバイスを受ける巡回相談を活用したり、心の教育センターや療育福祉センターなどと連携することにより、きめ細やかな支援を行っているところでございます。また昨年度からは、ホーム担任、副担任を対象として、カウンセリングマインド向上研修を開催し、個別に支援が必要な生徒への適切な声かけなど支援方法に関する研修を行い、発達障害などのある生徒の特性などについて理解を深めるよう努めております。

今後も、教職員の共通理解のもと、学校が組織的に支援を行うための校内支援会をさらに充実してまいります。また、高知県高等学校授業づくりガイドを活用した校内研修を充実させることにより、発達障害などの生徒の特性に配慮した授業づくりに努めるとともに、先ほどお答えしました通級による指導の有効な活用についても検討を進めてまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、久万川、紅水川、江ノ口川の浸水対策について、高知市街地浸水対策調整会議での議論を通して、どのような改善策を講じ、地域住民が期待する安全・安心を図るのかとのお尋ねがございました。

久万川、紅水川及び江ノ口川流域では、平成26年8月の台風により浸水被害を受け、県と高知市が連携して再度災害の防止に取り組むため、高知市街地浸水対策調整会議を平成26年10月に設置したところです。

調整会議においては、外水対策は県、内水対策は市という役割分担の中で、どのようにして地域住民の安全・安心を確保していくのかという議論を行っております。今月に開催いたしました第3回目の会議では、これまでの県及び市による対策の進捗状況と今後市が行う内水対策案について確認を行ったところです。

まず、久万川流域につきましては、県が実施する護岸のかさ上げや河床掘削が本年度で完了することから、平成26年規模の降雨に対しても、河川からの越水を防ぐことができるようになります。また、地域にお住まいの皆様の避難行動に役立つよう、新たに水位計と河川監視カメラを設置いたしました。

次に、紅水川流域につきましては、昨年度県が石神橋からの越水を防ぐためのコンクリート壁を設置いたしました。今回の調整会議では、市の対策として初月地区及び小高坂地区で、ポンプによる内水排除事業を実施する計画が示されました。

また、江ノ口川流域につきましては、県の対策として雨水を一時的に貯留して浸水被害を軽減する、流域貯留施設の整備を進めております。昨年度、高知商業高校での整備を完了し、本年度は高知学園高知小学校での整備を予定しております。市の対策としては、本宮町でポンプによる内水排除事業を実施する計画が、今回示されました。

次に、一日も早い久万川の容量不足の対策が望まれるが、どのように対応を進めていくのかのお尋ねがございました。

高知市との調整会議の中では、市が内水対策を行うためには、久万川の容量を拡大し水位を下げるのが効果的であると、共通の認識としております。抜本的な対策は、久万川の拡幅を含めた改修を行うことであり、平成2年に改修事業に着手いたしましたが、関係する地権者の

理解が得られず、平成19年から休止している状況でございます。

このことから、県は、拡幅を伴わない対策として、下流の国分川合流部から河床掘削を行うとすれば、どの程度の効果が見込めるかについて検討を行っているところです。

今後、この検討結果を踏まえながら、効果的な内水対策について、高知市と調整を図ってまいります。

(代表監査委員植田茂君登壇)

○代表監査委員(植田茂君) 定期監査報告についてお尋ねがありました。

本年7月から8月にかけて実施しました本庁監査の結果では、不適正な事務処理が102件ありました。その内訳は、支出負担行為や支払いのおくれなどの支出事務が41件、契約書への仕様書の添付漏れなどの契約事務が39件、収入調定のおくれなどの収入事務が7件などとなっております。また、発生要因別では、議員御指摘のとおり、チェック不足によるものが最も多く、全体の約62%となっております。支出負担行為のおくれや収入調定のおくれなどに対しましては、執行管理をより徹底する必要があると考えております。また、契約社会と言われる中で、契約事務の適正化に対しましては強く改善を求めているところでございます。

県では、県勢浮揚に向けさまざまな取り組みを行っておりますが、事務執行上の一つのミスによって県全体の信頼を損なうこともあります。以前と比べて件数は減少してきておりますが、本庁だけでもいまだ100件を超す不適正な事務処理があることを重く受けとめていただいて、事務処理の誤りを、その所属のみの問題とするのではなく、全庁全所属が当事者意識を持って、事務改善に向けて一層取り組む必要があると考えております。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長（梶元伸君） 定期監査の指摘に対する認識と今後の対応についてお尋ねがございました。

今回の本庁の定期監査におきまして、監査委員からは、支出事務、契約事務、収入事務、服務管理事務のそれぞれについて、これまで以上に詳細な御意見をいただいたものと重く受けとめております。

不適正な事務処理の多くは、チェック体制が十分機能していないことや担当職員の財務会計事務に関する基本的な認識不足に起因するものであると認識しており、指摘のあった所属に対しては、措置状況についての報告を求めているところであります。また、指摘のなかった他の所属においても、今後同じ指摘を受けることがないように、定期監査の報告の内容について全ての所属で共有し、適正な事務の執行に努めるよう徹底を図っているところでございます。

加えまして、会計事務の指導を行う会計管理局においては、このたびの監査結果を受け、今後チェック体制の強化にさらに取り組んでいくと聞いております。具体的には、所属内のチェックのかなめとなる課長補佐、次長に対し、会計書類や契約書等を確認する際のチェックポイントに特化した研修を新たに実施いたします。加えて、各所属で作成している契約書に不備等がないか、定期的に確認を行います。また、特に事務処理のおくれが見られる年度初めの会計処理につきましては、担当者間のみならず課長補佐やチーフとも情報共有することにより、所属内の執行管理を行っていくように指導してまいります。さらに、会計事務上の不明点等は、会計支援担当職員や会計専門員に速やかに確認するよう全庁に周知するなど、各所属への会計支援を強化してまいります。

総務部といたしましても、こうした取り組みとも連携しながら、庁内のチェック体制を充実

強化させ、県庁が県民の皆様の信頼を得て、さまざまな事業を進めていく上での基本となる、適正な事務の執行に努めてまいります。

（選挙管理委員長恒石好信君登壇）

○選挙管理委員長（恒石好信君） 地方議会議員選挙におけます選挙運動用ビラの配布についてお尋ねがございました。

選挙運動用ビラに関しましては、去る6月に公布されました公職選挙法の改正により、平成31年3月から都道府県議会議員選挙においても公費負担の対象となりました。このため、高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例を改正して、公費で負担することとすべく、同条例の改正案を平成30年2月県議会定例会に上程するよう、知事部局と協議を進めているところであります。

選挙運動用ビラの頒布につきましては、新聞折り込みのほか、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所での頒布に限定されており、さらに頒布するビラには当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を張り、表面には頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所の記載も義務づけられているなど、法令を遵守した対応が必要となっておりますので、これらの点については立候補予定者への説明会などの機会に周知してまいりたいと考えています。

また、有権者の方々などに対しましても、県条例が改正された後には、今回の制度改正の内容やそうした注意すべき点について、県選挙管理委員会のホームページなどを活用しながら、お知らせしていく予定であります。

さらに、市町村に対しましても、既に法改正について周知を行ってきておりますが、公費負担に係る条例の改正などについて相談などがありましたら、随時必要な助言を行ってまいりた

いというふうに考えております。

○23番（黒岩正好君） それぞれ御丁寧な答弁をありがとうございました。それでは、2問目を伺いたいと思います。

まず、商工労働部長ですが、就職協定の大学の県内へのUターン率、全体からすると16%の倍、約40%と、就職協定を結んでいる大学のUターン就職率が高いという答弁でありました。これは、今までのこの就職協定の取り組みが一定効果を出しているということだと思います。確かに私も、神戸学院大学、それから立命館大学等で、第1問でも言いましたけれども、高知県の担当者は非常によく来ていただいて、ほかの県と比べると一生懸命取り組んでいるという感想も言われておりました。やはりこちらの姿勢によって、大学側の担当者も変わってくるということの証左だと思います。

そういうことでありますので、今後関東にも協定を結ぶ大学をというふうな話もありましたが、具体的に、決まっている大学とか、何校ぐらいにしていくのかという、これからの取り組みの中身が決まっていれば、お示しをいただきたいなと思います。

それから、地域福祉部長です。まずは、高次脳機能障害の施策ですが、まだまだ十分でないという側面もあります。やっぱり、機能障害を持った本人が適切に診断をされて、障害特性に応じた必要なりハビリあるいは福祉サービスを利用しながら、望む地域で暮らすことができる、それが目指す地域像でなくてはならないんじゃないかと思うわけですね。そういう意味からすると、センターが高知市にあるということから、なかなか潜在的にいらっしゃる方が出てこない、そういう側面もあるんじゃないかなという感じがします。

そういう意味では、福祉保健所単位ぐらいまで相談窓口ができるような体制ができないもの

か、そういうことの認識はどうか、お聞きしたいと思います。

滋賀県では、そのセンターを担っている社会福祉法人がそれぞれ福祉保健所単位で1カ所ずつ手づくりでそういう機能を持った体制をつくっているという実態もあります。ニーズが高ければ、そういうことも大切じゃないかと思いますので、そのあたりの認識をお伺いしたいと思います。

あと、発達障害児・者の支援ですが、やっぱりこのポイントは、その個別の療育ができるかどうか、そして生涯にわたって切れ目のない支援ができるかどうか、そこにかかっているかだと思います。ですので、やはりさまざまな状況も日々変わっていくケースもありますので、担当される方も大変だと思いますけれども、やっぱりそういうさまざまな経験とかノウハウとかというのをしっかりと培っていただいて、どういうケースでも対応できるような、そういう人材の育成をしていただきたいと思います。

そのためのゲイズファインダー、大阪府とか兵庫県を参考にするというふうなお話もありました。参考にしていくということは、導入の方向で参考にしていくのか、検討していくのか、そのあたりはどういう認識を持っているのか。

それからもう一点、ヘルプマークですが、12都府県が進めているということで検討を進めるということですが、検討を進めるということは、導入を前提として検討を進めるということで認識していいかどうか、検討をして導入するとなれば、いつから導入する予定なのか等々、どういう認識を持たれているのか、お聞きしたいと思います。

それと、健康政策部長ですが、医療費が国保の場合、西低東高、こういう傾向性があります。この西低東高の医療費の状況について、今県と市町村が連携しながら健康対策を進めている中

で、2倍以上保険料が高くなっているこの差に対する具体的な健康対策の効果があらわれているか、リンクしているのかしていないのか、一概には言えないとは思いますが、そのあたりは分析をされているのか、お聞きをして、第2問にしたいと思います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 協定大学につきましては、今年度内に、答弁で申し上げましたように、関東地区を対象に新たな協定を結びたいというふうに思っております。今のところ、1つの学校については、ほぼ事務的には双方の合意ができ上がっている状況でございますけれども、お名前はちょっとまだ控えさせていただきたいと思います。

ただ、関東地区を含めまして、これまでもそうなんです、本県出身の学生が大体100名以上のところというのを一つの目安として、こちらからお声をかけさせていただいております。関東地区についても、一定そういった形で今二、三校に私どものほうからアプローチをさせていただいておりますので、年度内におおむねそれぐらいの数の協定はふやしていきたいと。

また、その協定に基づく取り組みの内容についても、これもやはり先方の学内のシステムでありますとか方針によってそれぞれ変えております。その辺のコミュニケーションをしっかりと先方ととりながら、これからも協定大学の数あるいはその取り組みの内容を強化してまいりたいと考えています。

○地域福祉部長（門田純一君） まず、高次脳機能障害の各地域でのというお話でございます。

まずは、答弁でも申し上げました地域研修会の充実を図ってまいりたいと考えておりますし、家族の交流会を郡部でもというお声がありますので、そういうものを広げていきたいと考えております。

滋賀県の例も参考にさせていただきたい、参

考にさせていただきながら研究もしていきたいというふうに考えております。

それと、ゲイズファインダーのことでございますけれども、やっぱり先ほども課題を申し上げましたし、全国的にもまだ本格的な普及という状況にはなっておりません。報道によりますと、1機350万円するという高額な機器でもございますので、先ほどの御答弁で申し上げたように、先行県の状況をもう少し確認させていただいて研究させていただきたい、そういうふうに考えております。

ヘルプマークにつきましては、おっしゃるようにJ I Sの認定も受けましたので導入に向けて検討していきたい、そういうふうに考えております。時期につきましては、できるだけ早くとは思っておりますけれども、予算が伴いますので、来年の当初予算に向けて検討していきたい、そのように考えております。

○健康政策部長（山本治君） 医療費につきましては、御指摘のように東高西低というところがありますけれども、医療費の高い原因そのものが、なかなか最期まで在宅での生活が難しいとか、家庭の介護力とかというところもございまして、現状で、分析でこうだということろまでは、正直できておりません。

ただ、今回の国保の改革に伴って、各市町村がそれぞれの医療費適正化をするための、保険者の努力支援制度ができております。これに応じて県では、例えば糖尿病の危険があるのに病院にかかっていないであるとか、かかったのに途中で診療を中断したということに、県全体で取り組もうという仕組みをつくって、全部の市町村で取り組むというようなこともやっています。それから、保険者努力支援制度で、国がそれぞれ評価して公費を出す項目というのは、当然のようにそれぞれの健康の増進にも役立ちますし、結果として医療費の低減にもつながる取

り組みですので、この点に関しては、県も前面に立つといたしますか、当然県が保険者となれば当たり前なんですけれども、市町村のことだということではなくて、市町村とともに県民の健康づくりを行って、また生活の質の向上を図ることによって、医療費の低減に努めていきたいというふうに考えております。

○23番（黒岩正好君） ありがとうございます。

さまざまな課題がございますが、ぜひとも安心して生活ができる環境づくりをしっかりとつづけていただけるようお願いを申し上げまして、一切の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩



午後1時再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

5番久保博道君。

（5番久保博道君登壇）

○5番（久保博道君） 自民党の久保博道です。

副議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

新幹線が高知にも欲しいと私が言ったとき、ある県民の方は、それは夢物語だろうとか、ゼいたく過ぎるとか、またある人は、高知には似つかわしくない、高知は今の土讃線が通るのんびりした田舎のままでいいとか、いろんなことを思われると思います。

そして、ことし7月6日に四国新幹線整備促進期成会の設立総会と東京決起大会が大盛会のうちに開催をされました。この期成会は官民46

団体で構成され、会長には四国経済連合会会長、副会長は4県知事らがついています。また、最近では四国の新幹線に関するシンポジウムや講演会があちこちで再々開催されるようになってきています。

そこでまず、新幹線の持つポテンシャルと四国の新幹線の意義を知事にお聞きします。

新幹線が最近注目を浴びた大きなトピックは、昨年3月に新幹線が北海道の函館に東京からわずか4時間でつながったことだと思います。また、平成23年には九州新幹線が全線開通して、大阪から鹿児島まで3時間45分で結ばれ、東京と大阪間の最も速い東海道新幹線の2時間20分とつなぐと、北海道から鹿児島まで日本を約10時間で縦断できるようになりました。このことは、大量に国内の交流人口をふやす手段として画期的なことだと思います。

しかし、残念ながら我々の住む四国には新幹線がまだ全く通っていません。一方、新幹線が通る各地域は大変ににぎわっています。例えば、さきに述べた九州新幹線の全線開通によって、鹿児島県内の観光施設は来訪者が3割近く増加し、宿泊客数も約2割ふえていますし、博多から熊本間の利用者は4割近く増加、また熊本と鹿児島間の利用者は6割以上ふえています。そんなことから、各駅前では商業施設やホテルの開発が進められており、各地域の地価も上昇に転じていると言われていています。また、一昨年の平成27年3月に金沢まで開通した北陸新幹線によって、兼六園の入場者が約4割ふえたことを初め、市内の観光スポットでは実に2倍近い来場者となっています。その上、再開発も起きております。

このように、新たに新幹線が通ることによって、各地からはにぎやかな景気のよいことばかりが聞こえてくるわけですが、新幹線整備の地方負担をした割にはそれほど効果が顕著でない

とか、逆にマイナスの面が出てきた等の事例はないのか、中山間振興・交通部長にお聞きをします。

そして、私は、新幹線の整備によって各地域が活性化していることをテレビや新聞等で見たり読んだりしてうらやましいと思いつつも、一方ではさめた気持ちが正直ありました。というのも、現在の整備新幹線の財源スキームでは、四国の新幹線の着工までにまだ数十年を要するからです。しかし、平成25年に四国経済連合会を中心に四国4県とJR四国で実施した、四国における鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査を、先日改めて読んでみると、例えば高知と大阪はわずか1時間半で結ばれ、高知と岡山は44分、岡山―東京の3時間10分と接続すれば4時間あれば高知と東京がつながることや、高知と近畿間の鉄道、高速バス、航空機を合わせた旅客流動が1.4倍になること、また四国の新幹線の沿線人口は決して他の既存の新幹線の沿線人口に劣らないことがわかりました。

そして、費用対便益をあらわすBバイCが最も高い1.03のケースの岡山―高知と徳島―高松―松山の十字の形に交わる新幹線の場合について、その前提条件の社会的割引率、いわゆる長期金利は、鉄道プロジェクトの評価マニュアルにのっとり4%を採用していることでした。しかし、御承知のとおり現在の長期金利はほぼゼロであり、BバイCはもっと高い数値になることが容易に推計されます。

そこで、現在の長期金利を採用した場合の費用対便益いわゆるBバイCの値はどのようになるのか、そしてこのBの便益の内容はどのようなものか、またこれとは別に経済波及効果は四国で年間169億円、高知県だけでも年間56億円とのことですが、その内容について中山間振興・交通部長にお聞きをします。

次に、四国や高知の日本国内における鳥瞰的

な位置について考えてみました。高知は大都会から遠隔地であるとよく言われますし、私自身もこの言葉を使います。しかし、改めて日本地図を見ると、四国や高知の位置は日本の中心からそんなに遠く離れていません。もっと遠隔地にある九州や東北は、新幹線が通っており心理的にも身近にあるように感じて、大阪や東京との観光客やビジネスの交流も盛んです。このことは、本四3架橋が実現したとはいえ本州と四国の間に瀬戸内海が存在し、何よりも短時間で大量輸送が可能な新幹線が通っていない、遠隔地にあるように錯覚をするからだと思います。地図上で単純に距離だけを鳥瞰的に見ると、高知市の位置は、大阪から見るとほぼ広島市と同じ距離にあります。そして、現実には新幹線の大阪―広島間に要する時間は1時間30分程度であり、さきに述べました高知―大阪間と同じ時間です。

四国の新幹線によって、四国4県都が1時間圏内の広域都市圏となり、その上で4県がそれぞれ近畿圏とも1時間半程度で結ばれることになれば、もはや高知県を含む四国は遠隔地とは言えないと思いますが、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いします。

次に、これから本題ですが、新幹線の整備の財源についてお聞きをします。新幹線整備の平成29年度の国費は約755億円であり、現在の財源スキームを前提とした場合、四国の新幹線が今後着工できるのは、早くても整備新幹線の九州新幹線長崎ルート、北海道新幹線、北陸新幹線が完了した後、今から約30年後となります。それから、普通なら15年から20年間の工事期間を要したとして完成するのは約45年から50年後となり、今の財源スキームの場合、私は生きていううちにこの四国の新幹線に乗ることはまず無理だと思います。また、新幹線の整備は貸付料という利用者負担のある公共事業ですので、利

用者が多く採算性の高い路線は地元の負担が少なくなる一方で、貸付料の充当が少ない地方部の路線は負担が多くなりますし、JR各社からの貸付金の30年間という徴収期間が短過ぎるのではないかという問題もあります。

それでは、どうすれば一日でも早く四国の新幹線が実現できるのかと考えたとき、それは現在のゼロ金利政策を上手に活用すべきではないかと思えます。昨年8月2日には、未来への投資を実現する経済対策が閣議決定され、ほぼゼロ金利に近い財政投融资1兆5,000億円がリニア中央新幹線、そして8,279億円が前述の3路線の整備新幹線の整備の加速化に補正予算として計上されました。今年度もリニア中央新幹線に1兆5,000億円の財政投融资が当初予算として計上されています。また、もう一つゼロ金利政策を考えたときに、地方の新幹線整備の場合、建設国債を大幅に増加して、それを一般会計に繰り入れることを考えても私はよいのではないかと思えます。プライマリーバランスの問題は残りますが、そうでなければ地方の場合はいつまでたっても財源が不足して新幹線の整備が進みません。

四国の場合も含めて、新幹線が実現すれば、観光やビジネスで景気を刺激して税収をふやしますことから、建設国債を大幅にふやしても私は理屈が通ると思えます。このことは、私自身が今から10年ほど前の道路課長の時代、県内の高速道路の整備を進めるときに、それまでの都市部の高速道路を中心に整備してきました利用者負担の考え方の日本道路公団方式に加えて、国土交通省がみずから整備する国費による新直轄方式で高速道路を整備したことに通じると思えます。新幹線の設備自体はもちろん国の資産ですので、ゼロ金利政策の建設国債で資金を調達して一般会計に繰り入れて整備することも理にかなっていると思えます。

そこで、新幹線整備の財源については、JR各社への貸付料の徴収期間の延長とあわせて、財政投融资による資金調達や、長期的には国費の投入額以上に税収が見込まれることから、建設国債を大幅にふやしても私は国民の理解を得ることができるのではないかと思います。知事の御所見をお伺いします。

一方、新幹線のような大規模な投資を必要とするインフラにおいて、四国の新幹線でもさきに述べたBバイCが1.03の場合、フル規格で約1兆6,000億円の事業費を要します。そんなことから、この事業費を可能な限り最小限に抑える必要があります。ひいては、そのことが四国の新幹線の早期の着工や完成にもつながると思います。全国の新幹線でも、さまざまなコスト削減の努力が行われており、ミニ新幹線の導入やフリーゲージトレインの構想もあります。四国の急峻な地形や地質、また新幹線の高度な交通管理を考慮したとき、私は、大量輸送よりも速達性を追求した単線で整備し、すれ違うところだけを複線にする構造も実現可能ではないかと考えます。こうすることにより四国の場合、トンネルや橋梁に要する建設コストが大幅に圧縮されると思います。

まだ調査もしていない段階ですが、現状において四国の新幹線の規格をどのように考えているのか、知事の御所見をお伺いします。

そして、どうしても避けて通れない問題は並行在来線の存続です。新幹線が通ることによって、それまで鉄道利用者が使っていた在来線の特急が走らなくなったり、沿線住民の利便性が低下してしまうことのないようにしなければなりません。これまで全国で整備された新幹線の沿線の在来線でも同様の問題が生じていると思えますが、このことについて中山間振興・交通部長の御所見をお伺いします。

次に、今後の新幹線整備の進め方について考

えたとき、新幹線整備の現状は、昭和40年代の基本の計画約9,000キロメートルのうち、実際にできているのはまだ3割程度であり、四国の新幹線を含む残りの約7割の区間についてはいろいろな角度で精査の上、その地域に即した最も効果的な方法で早期に完成することが求められます。

そのような中、現在の長期的な資金調達コストはこれまでで最も低い水準となっています。このタイミングを逃せば、新幹線の整備コストは増大することが予想されます。さまざまな困難な課題はあると思いますが、必要な財源を確保するという意味においては、ゼロ金利政策の今が新幹線を抜本的に整備していく最大のチャンスだと思います。このことについて知事の御所見をお伺いいたします。

この項目の最後です。四国の新幹線の一日も早い実現に向けて、知事はこれからさまざまな取り組みをされると思います。新幹線の整備には、私が申すまでもなく財源論や技術論、また政治的な協調や綱引きまでいろいろなことが絡み合ってきます。今後、四国の新幹線の早期実現に向けてどのような戦略で進めるおつもりなのか、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、高知県広域食肉センターについてお聞きします。

御承知のとおり、現在の食肉センターの設置者は、県内の幡多地域を除く28市町村で構成する高知県広域食肉センター事務組合であり、運営は、全農こうちなどから成る一般社団法人高知県中央食肉公社が行っています。しかし、ここ10年ほどは赤字が続いており、畜産農家を有する市町村からは存続の要望がある一方で、現在の枠組みでこのまま赤字補填を続けることは困難であるとの、事務組合を構成する他の市町村からの声もあります。こうしたことから、事務組合では高知県広域食肉センターあり方検討

委員会を発足させ議論を進め、昨年11月14日には現行の運営体制による屠畜事業を廃止する答申が、事務組合の管理者である高知市長に出されました。

一方、県の産業振興計画では、御承知のとおり土佐あかうしや四万十ポークなどの畜産物を地産外商の重要な品目として位置づけており、生産を拡大するとともに加工や流通・販売の取り組みを強化しているところです。また、畜産を核として、食品加工、流通・販売、レストランなどの関連産業を集積させ、より多くの雇用を生み出す畜産クラスターの取り組みについても、既に嶺北地域や四万十町においてプロジェクトがスタートしています。こうしたことから、昨年11月10日には、県が主体となって、高知県新食肉センター整備検討会を設立し、新たな枠組みの中で施設の建てかえや運営体制などについて検討を始め、今後意見の取りまとめが行われる予定となっております。

食肉センターについては、昨年の9月定例会の土居議員、ことしの2月定例会の桑名議員の質問を通じて、その必要性については知事や農業振興部長から御答弁をいただいているところであり、屠畜や競り、枝肉からブロック肉への加工や量販店などへの流通・販売等、川上、川中、川下の極めて重要な役割を担っています。このように、食肉センターは本県の畜産振興のために必要不可欠な施設でありますことから、新しい食肉センターについては、利益の出る事業に加えて、拡大再生産につなげていくものにしなければなりません。また、畜産物のブランド化や海外輸出などに対応するとともに、食の安全を求める県民ニーズにも対応したHACCP対応の施設を目指す必要もあります。

そこで、川上、川中、川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげるために必要な新食肉センターの新たな機能及びそのことと大い

に關係する設置主体と運営主体のあるべき姿をどのように考えているのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、道路整備の財源についてお聞きします。

このことにつきましては、昨日弘田議員も御質問をしたところです。私は、県庁在職中、退職前の5年7カ月を除いて、そのほとんどを本県の道路整備に携わっていました。本県のインフラ整備、とりわけ道路整備は、高速道路から国道、県道、そして市町村道に至るまで、産業の振興や災害時の命の道として、また生活道路として本県の重要な社会資本の一つであり、県民の皆様から多くの御要望をいただいていたところでもあります。

そんな中平成21年1月23日に、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる道路財特法の一部を改正する法律案が、第171回通常国会に提出され、成立をいたしました。この当時、私は道路課長として、本県のおくれている道路整備を何とか早く進めたいとの思いで仕事をしており、この法律の改正による道路特定財源の一般財源化につきまして、腹立たしいというよりも悲しい気持ちになったことを覚えています。

といいますのも、高速道路を初めとする道路整備が東京や大阪の都会周辺からだんだんと進んできて、やっと地方の高知県にも順番が回ってくるの思いを持ち始めたころでした。御承知のとおり、当時はガソリン税と言われていました揮発油税等を道路整備に充当する道路特定財源の仕組みが道路財特法の中で定められており、公共交通の発達した都会より車に頼らなければ移動がままならない高知を初めとする地方が、このガソリン税を多く払っていたからです。にもかかわらず、地方にやっと順番が回ってくると思いついたときに、はい、これからは一般財源化ですと言われたわけです。もちろん、

一般財源化しなければならない事情も一定は承知をしていましたが、県民の皆様から御要望の大変多い、おくれている本県の道路整備の状況を考えたとき、安定した道路特定財源が一般財源化することについて、どうしても釈然としなかったことを覚えています。

そこで、一般財源化になって以降、特定財源のときと比べて、全国と本県の道路整備に関連する予算の推移はどのようになっているのか、土木部長にお伺いをいたします。

また、このときの法律改正において忘れてはならないことがあります。それは、国庫補助率の負担率のかさ上げが10年間の時限措置であり、期限が平成29年度末の来年3月末までとなっています。我々自民党会派も、このことについて政府に継続の意見書を提出すべく準備をしていますが、10年間の時限措置が期限切れとなった場合の影響と、また継続に向けてどのように取り組んでいるのか、土木部長にお伺いをいたします。

これらのことを考えたとき、道路整備のおくれている本県にとって、10年間の時限立法の最終年度である今年度は、地方の声を上げなければならない重要な年だと思います。私も同僚議員と一緒に出席した全国の道路財源の確保を求める都道府県議会議員の会においても、高速道路から生活道路まで地域が真に必要なとする道路予算を長期・安定的に確保する新たな財源制度を構築することとの決議をしています。

この新たな財源制度の肝は、ガソリン税といった過去に戻るのではなくて、今の時代にマッチした発想や取り組みが求められています。このため、国の経済再生や財政再建に資する戦略的な取り組みについて、高速道路のミッシングリンクや中山間地域を多く抱える本県が地方創生の観点から一層の情報発信をしなければならないと思いますが、土木部長の御所見をお伺いし

ます。

次に、よさこい祭りについてお聞きをいたします。

毎年、高知の暑い夏を彩るよさこい祭り、全国から、また最近では外国からも多くの踊り子や観光客の皆さんがおいでしてくれています。ことしの参加チームは205チームで、踊り子さんの数は約1万8,000人でした。ただ、残念ながら最近、県内のチーム数が減少してきているともお聞きをしています。ことしで64回目を数えており、全国でも200カ所以上でよさこいが踊られており、それだけ土佐人の気風をあらわすこの自由なよさこい踊りが、全国で、また外国で受け入れられていると思います。

一方、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開会式や閉会式でよさこいの演舞を目指すと同時に、全国の各地で五輪の機運を盛り上げるため、ことしの3月には東京で、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会を立ち上げています。

そこで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまで既に3年を切りましたが、開会式や閉会式でのよさこい踊りの実現に向けての進捗状況について観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、平成28年6月定例会でのよさこい祭りの私の質問に対して、尾崎知事からは、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー、遺産として、よさこい踊り世界大会をその年に高知で開催したいとの御答弁をいただきました。その後、毎年のよさこい祭りに合わせて、世界各国からよさこいの関係者に高知に来ていただき、よさこいアンバサダーの委嘱を行っており、世界大会に向けて一步一步進んでいます。よさこい踊り世界大会が実現すると、本県の観光面のみならず産業全体にインパクトがあり、大変期待をしているところです。

その一方で、予算を含めてさまざまな課題もあると思いますが、3年後の世界大会の実現に向けての進捗状況について観光振興部長にお伺いをいたします。

その世界大会については、もちろん2020年だけではなく、ずっと継続をしていかなければなりません。そのためにも、世界の方々にまずはよさこいを知ってもらい、可能な範囲で世界によさこいのネットワークを広げていく必要があります。そのことに向けて、私は、JICAの事業を活用することも有効な手だての一つだと考えます。もちろん、JICAは発展途上の国々への支援や協力であり、その対象国はそれほど豊かな国々ではありませんが、長期的に見た場合は効果が出てくると思います。

そこで、よさこいを世界に向けて発信していく上で、JICA事業の活用状況について観光振興部長にお伺いをいたします。

この項目の最後に、これは県の直接の担当ではないことは承知していますが、多くの方々の御要望であり、質問をさせていただきます。それは、追手筋の本部競演場の栈敷席のことです。この栈敷席は昼の部と夜の部に分かれており、それぞれ指定席が1,800円、自由席が1,300円となっています。しかし、毎年、特に昼の部の北側の栈敷席は太陽をまともに受けることからガラガラの状態ですし、南側の栈敷席も多くの空席が目立ちます。この状況は、踊っている踊り子さんにとっても拍子抜けですし、全国から来ていただいた観光客の皆様にも失礼です。また、テレビ中継に映る空席だらけの栈敷席もいただけません。夜の部は一定はにぎわっていますが、夜の部として通しのチケット販売のため観客が席を立つとずっとその席は空席になります。

そんなことから、私の周りでもこの栈敷席についてさまざまな御意見があります。御意見の中で多いのは、お金を取る以上、昼間の暑さを

考えればひさしやミストシャワーを設置すればどうか、それができないのであれば昼間はいつでものこと無料にすべき、昼の部も夜の部も単位時間貸しにして安い料金にすべき、東西方向に移動したい通行人を考えたら栈敷席を撤去すべき、踊り子目線で見たとき、昼は空席だらけ、夜は栈敷席までが遠くて盛り上がりには欠けるので撤去すべき、昼間に県外の友人とお金を払って見たが暑くて1回こっきり、もう20年以上も昼間はガラガラ、いいかげんに何とかしないとイケない、栈敷席についてそろそろ判断の時期に来ているのではないか等のような御意見です。

私は観光振興部に在職中、この栈敷席のあり方について高知市に相談をしたことがあるのですが、そのときのお返事は、この栈敷席は高知市観光協会の大きな収入になっているので見直しは難しいとのことでした。しかし、御承知のとおり、ことしもそうでしたが夏の暑さは年々厳しくなっています。そして、よさこいを高知の夏の最大の呼び物として、また世界大会を初め一層拡大をして観光客を誘致するのであれば、昼間の空席が目立つこの栈敷席を何とかしなければいけないと思います。例えば、必要な箇所にひさしやミストシャワーを設置したり、昼の部だけでも入れかえ制や試しに無料にしてみるとか、考えられないでしょうか。

そこで、高知市観光協会や高知市を中心に、よさこい祭振興会とも連携をとりながら、よさこい祭りの将来に向けての課題の一つとして、追手筋の本部競演場の栈敷席のあり方について協議を始める時期に来ているのではないかと思います。観光振興部長の御所見をお聞きいたします。

最後に、観光振興についてお聞きをします。

ことしの3月4日にオープンした「志国高知幕末維新博」、そのメイン会場である高知城歴史博物館やサブ会場のこうち旅広場、また県内21

カ所ある地域会場には予想を大幅に上回る観光客が訪れています。そして、昨年1年間に本県を訪れた県外観光客は424万人と、大河ドラマ龍馬伝が放送された平成22年の435万人に次いで過去2番目となっています。また、平成25年以降は4年間連続で400万人を超しており、400万人観光も定着をしてきたように感じます。

そんなとき、私がいつも思うのは、高知県の観光を縁の下で支えてくださっている、土佐観光ガイドボランティア協会を初めとする県内各地のガイド団体の皆さんのことです。土佐観光ガイドボランティア協会は、平成元年に設立されており、来年で30年の歴史を持つボランティアの団体です。設立した年は47名のメンバーでしたが、現在は男性77名、女性72名の合計149名となっています。設立した平成元年度は、事務所もなく、ガイド動員人数も年間延べで277人でしたが、昨年のガイド動員人数は、設立した平成元年度の約16倍の4,410人となっています。そして、御承知のとおり、平成22年の大河ドラマ龍馬伝の放送とあわせて「土佐・龍馬であい博」、次の年に「志国高知 龍馬ふるさと博」と2年連続の博覧会を開催したのですが、その成功には、その時点で既に20年以上積み重ねてきたガイド技術を持つ土佐観光ガイドボランティア協会を初め、県内各地のガイド団体の皆様の下支えがあったからだと思います。

私自身、観光振興部に在職中のゴールデンウィーク時に、桂浜と臨時駐車場となった競馬場を結ぶシャトルバスを利用した県外観光客の方々から、シャトルバスに同乗したガイドボランティアの皆さんの説明がすばらしかった、乗っている約20分間がとても楽しかった、また高知に来たくなりましたとお褒めのお電話を何度かいただきました。そのようなことを踏まえた上で、幾つか御質問をさせていただきます。

まず、高知城の天守の中にある展示物がこと

しの春から何点か撤去されています。例えば、天守の3階にあった関ヶ原合戦の絵図や、6階にあった高知城城下の郭中郭外の詳細な説明板などです。土佐観光ガイドボランティアの方にお聞きすると、観光客に同行してガイドするときも、展示物が最低限あったほうが説明もしやすいし、何よりも説明を受ける観光客もそのほうが間違いなく満足するとのことでした。

そこで、天守内の展示物について、高知城歴史博物館とのすみ分けを考慮しながらも、観光客の満足度の観点から必要なものは設置したほうがよいと思いますが、教育長に御所見をお伺いします。

次に、高知城歴史博物館での館内ガイドについてお聞きします。私は博物館や美術館が好きでよく行きます。その際に、館の展示物の説明書を読みながら一人で気ままに回るのもよいですが、学芸員の方にポイントを説明していただきながら回ると、大変わかりやすく、短時間で腹に入って満足度も大きくなります。

そこで、高知城歴史博物館の学芸員による館内ガイドの現状はどのようになっているのか、また貸出用の音声ガイドも整備していますが、使用状況や満足度はどうなのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

あわせて、高知城と高知城歴史博物館は近接していることから、必要な研修を積んだ上で、土佐観光ガイドボランティアの方々が、例えば高知城歴史博物館内でも簡単なガイドができるようにするなど、連携強化を図ることも観光客の満足度を高めるのにつながるのではないかと思います。文化生活スポーツ部長に御所見をお伺いします。

次に、外国人観光客のおもてなしについてお聞きをします。政府のビジット・ジャパン・キャンペーンの取り組みによって、外国人観光客は大きく伸びていますし、近年は本県においても

特に外国クルーズ船の高知新港への寄港が急増しており、今年度も現段階で29隻の寄港が確定をしています。これまで、本県での外国人観光客のおもてなしとしては、高知城を初め県内観光地のガイドを高知SGG善意通訳クラブの皆さんが行ってくださっています。このクラブは、昭和63年にスタートしており、英語部と韓国語部、そして中国語部の総勢106人の会員から成り、私自身もほとんど戦力にはなっていませんが、英語部の会員としての籍があります。そして、最近では外国クルーズ船の高知新港への寄港に伴い、はりまや橋観光バスターミナルや中心商店街でも外国人の対応をしています。

そんなことから、近年急増している外国クルーズ船の経済的な効果について、中心商店街の方々はもちろんのこと、善意通訳クラブの方々にお聞きをすると、思ったように商店街にお金が落ちていないとのことでした。その要因としては、まずは言葉の壁などが考えられますが、その他にも外国人観光客が買い物するときのお金の決済に関係する3つのポイントである、事前の両替、クレジットカード使用の可否、免税店の充実と見せ方が重要だと思えます。このことについて観光振興部長の御所見をお伺いします。

また、このことは、クルーズ船が寄港したときのみオープンする、特定の外国資本の店舗対策にもなると思えます。この外国資本の店舗対策は相当に困難だと思えますので、先ほど述べたお金の決済に関する取り組みの徹底が大切だと思えます。

次に、高知城のトイレについてお聞きします。日本は清潔の国であるとのイメージを外国の方は持っています。特に日本のトイレ事情について、最近では商業施設等に洋式トイレが加速度的にふえてきており、外国人観光客も安心する一方、地方の観光地や公園、駅のトイレはまだまだ和式が多いのが実情です。

そんな中、高知城については、追手門のトイレは男性用2基のうち洋式は1基、女性用5基のうち洋式は1基しかありません。三ノ丸については、男性用2基のうち洋式は1基、女性用は3基のうち洋式は1基のみ、二ノ丸に至っては、危険でにおいがひどいくみ取り式のトイレが男女兼用の1基のみです。また、このほかに障害をお持ちの方たちが使用する洋式の多目的トイレが、追手門と三ノ丸にそれぞれ2基と1基あります。

善意通訳クラブの方々から、外国クルーズ船が多くなる中、高知城のトイレについて苦情も多く、洋式化は緊急の課題とお聞きをしています。また、土佐観光ガイドボランティア協会の方々にお聞きしても、ゴールドenウイークのみならずふだんの日でも観光客が多くなっている昨今、汚れる頻度を考えても早急にできる限り洋式化すべきとの意見が圧倒的です。

そこで、一定の費用は要しますが、国内外からの観光客がふえている昨今、費用対効果を考えても高知県観光の中核をなす高知城のトイレの洋式化は喫緊の課題ではないかと思いますが、観光コンベンション協会の会長でもある副知事の御所見をお伺いいたします。

この項の最後です。土佐観光ガイドボランティア協会を初めとするガイド団体や高知S G G善意通訳クラブの皆さんは、観光ガイドの最前線で国内外の観光客の皆様と日々接触をしています。そんなことから、これらの団体は、観光客の方々の本県に対するよかったところや悪かったところなどの生の声を数多くお持ちです。

そこで、高知県観光を磨き上げるためにも、これらの団体と定期的に協議の場を持ち、常に新しい情報を入手し、対応していくことは本県の観光振興に大きく寄与するのではないかと思います。観光振興部長の御所見をお伺いします。

以上を1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新幹線の持つポテンシャルと四国の新幹線の意義についてお尋ねがありました。

新幹線は、北海道から九州まで全国29都道府県に行き渡り、さらに10年後には品川一名古屋間でリニア中央新幹線の営業運行の開始が予定されるなど、もはや夢の超特急ではなく、日常生活における基礎的な交通インフラとして、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済発展に大きく貢献してきているところです。私自身も、一昨年は九州新幹線、昨年は北陸新幹線を視察し、関係者から直接お話を聞く機会を得まして、地域経済へのインパクトなど新幹線の持つポテンシャルの大きさを実感いたしました。そのような中であって、北海道から九州までの4島の中で四国は唯一、その恩恵を受けておらず、このままでは四国が将来の自立的な発展を目指す上で、ますます不利な状況になるのではないかと強い危機感を抱いているところであります。

将来、四国に新幹線が導入された場合には、四国の主要駅である高知、徳島、高松、松山のそれぞれの間がほぼ1時間以内で結ばれることとなりますので、四国内の人的交流の活性化が図られることはもちろんのこと、主要都市間の移動時間が短縮されることで、地域としての四国の魅力が高まっていくことが期待されます。

また、西は福岡、東は名古屋までもが3時間で到達可能となり、そのエリアの人口は現在の500万人から3,800万人へと7.6倍に飛躍的に増加し、この巨大なマーケットへのアクセスが容易になることでさまざまな業種、業界においてビジネスチャンスが拡大することとなり、本県の経済や観光振興の面でも大きなメリットがあるものと考えております。

加えて、新幹線の速達性や時間短縮効果は、現在我が国において大きな課題となっている生産性の向上、底上げに大きく貢献することから、特に四国などの人口減少が進む地方においては、その必要性がより一層増すものであると考えております。

このように、高いポテンシャルを有する新幹線を四国へ導入しようとするものの意義は大変大きなものがあると考えているところでございます。

次に、新幹線整備の財源について、貸付料の徴収期間の延長とあわせて、財政投融資債による資金調達や建設国債を大幅に増額することについてお尋ねがありました。

現在のところ、整備新幹線は公共事業として鉄道施設を整備し、JRはその施設を借り受けて運行するスキームとなっております。そのため、運行するJR各社は、受益の範囲において施設の利用料に相当する貸付料を運行開始から30年間支払うこととなっており、その貸付料は新たな新幹線整備の財源に用いられることとなっております。現時点において、30年が経過した後の貸付料の扱いについてのルールは決まっておきませんが、国会における質疑において国土交通大臣が、運行による受益が発生する限り、その範囲内で貸付料を徴収する考えであると答弁されており、貸付料の徴収期間は延長される可能性があるのではないかと受けとめております。

財政投融資債については、将来の貸付料を返済財源として新幹線整備を加速化するための借入れを行う際などに活用され始めております。また、建設国債についても、新幹線整備への充當が可能であり、現在も活用されておりますが、これをふやした場合、議員のお話にもありましたように、短期的には国の財政健全化に伴う問題も考えられます。

これに対して、明確な理論武装をし、関係機関の理解をいただくことは簡単なことではないと思いますが、財政投融資債、建設国債ともに新幹線の整備を促進する有力な財源の一つであり、今や基礎的なインフラであると言えることにも鑑みれば、高速道路における新直轄方式のような新しい整備スキームとセットで新たな制度設計ができれば、これまでの議論の停滞を打開する方策の一つとなるのではないかと考えますので、今後そうしたことも研究、検討していきたいと考えております。

次に、現時点において、四国の新幹線の規格をどのように考えているのかのお尋ねがありました。

新幹線の早期実現のためには、四国という地域の身の丈に合った規格での整備を求めていくという視点も有効だと考えますので、今後の議論の具体化にあわせて、例えば部分単線の採用など事業費や工期短縮のための検討も行ってみることが必要ではないかと考えています。一方で、利用者の利便性を確保する観点からは、山陽新幹線との相互乗り入れや速達性が確保できる規格等を採用することは最低限必要ではないかと認識しています。

こうした中、今年度国が幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査において、新幹線の整備に係る費用削減方策などの検討などについて調査することになっておりますことから、その動向にも注視の上、四国4県のそれぞれの考え方もすり合わせながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、ゼロ金利政策の今が新幹線を抜本的に整備する最大のチャンスではないかのお尋ねがありました。

お話のとおり、新幹線の整備に必要な財源を借入金で調達する場合には、現在の金利水準は最適なタイミングであることは間違いのないと思

います。仮に借入金の活用で予算規模が拡大し、現在整備が進められている区間の工事の進捗が早まることになれば、この点においても後に続く四国にも間接的なメリットがあると考えます。

次に、四国の新幹線の早期実現に向けた戦略についてお尋ねがありました。

四国など基本計画路線の事業化に対する現在の国のスタンスは、整備が進められている路線の完成にめどが立った時点で対応について検討するとのことであり、現時点ではまだ事業化自体について前向きとは言えない状況にあります。このような状況を打開するためには、基本計画路線の事業化の決定と、その上での四国の優先着工を実現するための2つの戦略が必要になってくるのではないかと考えております。

まず、事業化決定に向けましては、四国など人口減少が進む地方に新幹線を整備することに対する否定的な意見や根強い不要論に対しまして、多くの方々に整備の必要性や効果について理解や賛同をしていただくことが必要であります。そのため、わかりやすい、しっかりとした理論武装をした上で、お話にもありました四国新幹線整備促進期成会を中心に引き続き取り組みを進めていくことが重要だと考えております。また、大きなハードルと言われている国の財政状況を踏まえた財源確保の問題にどう道筋をつけるかという課題がございます。これは、本来国の側の問題ではありますが、整備予算の増額と国の関与の度合いを高めた新しい整備スキームの制度化につきまして、四国4県等で検討を行い、地方の側からも国などに対して政策提言を行っていく必要があると考えております。

次に、四国の優先着工の実現に向けましては、四国だけが空白エリアだからという情緒的な訴えだけでなく、北陸など先行地域と比較しても1キロメートル当たりの沿線人口やGDPの規模などで全く遜色がないこと、瀬戸大橋が既に

新幹線規格で整備済みであることなど、基本計画路線の中での優位性や必要性を粘り強く訴えていく必要があると考えております。また、山陽新幹線との接続を考えた場合、岡山県の理解と協力が必要となってまいりますので、四国の新幹線が岡山県にもたらすメリットを説明することで、実現に向けた活動に参画していただくことも重要だと考えております。

そして、何よりも四国の総意として、他の地域にも負けなだけの熱意や意志が重要となってまいりますので、これまで申し上げました考えのもと、国会議員の先生方のお力添えもいただきながら、官民挙げて四国全体で一致団結した取り組みを全力で進めてまいりたいと考えております。

最後に、新食肉センターの新たな機能と設置主体及び運営主体のあるべき姿についてお尋ねがございました。

第3期産業振興計画においては、県内外で高い評価を受けている土佐あかうしなど畜産物の生産基盤の強化と、外商を中心とした販路拡大に取り組んでおります。加えて、中山間の地域地域に多様な雇用の場を創出するために、基幹産業となる畜産業を中心に食肉の加工施設やレストランなどを整備した畜産クラスターの形成に向けた取り組みも進めているところであります。こうした取り組みの中で、食肉センターは、いわゆる川上、川中、川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげていくための公共財として、産地や消費地の近くにあることが求められる必要不可欠な施設であります。

現在の高知県広域食肉センターにつきましては、これまで関係者の皆様の御努力により運営されてきましたものの、施設の老朽化や屠畜頭数の減少などから厳しい経営状況が続き、設置主体である一部事務組合を構成する市町村が財政支援をされています。このため、新たに整備

される食肉センターは、しっかりと増収増益を図り、将来にわたって安定した経営がなされていくことがまずは求められています。その上で、新センターは、新たにHACCPを導入し、食の安全を求めるニーズに対応した高度な衛生管理ができるようにすることで、本県の畜産物のブランド化や外商面をも有利に進め、将来的には海外への輸出にも対応できる施設とすることが必要であると考えています。

これまで県が5回開催してきました新食肉センター整備検討会において、新センターでは屠畜は牛を中心とすることに加え、安定的に黒字運営するための新たな機能として、競り、部分肉加工、内臓販売、さらには現在県外に出荷されている乳用廃用牛の集荷や農協直販所への畜産物の卸売などの事業を取り込むこと、施設は現在地で建てかえにより整備することなどの方向性について合意が得られました。

食肉センターは、畜産振興や安全な食肉の供給という観点から、非常に公共性が高いため、設置や運営に関しては県がしっかりとかがわっていく必要があると考えております。加えて、運営につきましては、これまで民間団体が担っていた事業を取り込む計画となっていることも踏まえ、知見とノウハウを持っておられるJAグループに中心となっていきたいと考えているところです。一方、市町村のかかわり方につきましては、これまで食肉センターの経営について財政支援されてきた経緯から、市町村の皆様方にさまざまな御意見があることは承知しておりますので、全ての市町村に対し、設置、運営に関する県としての考え方を示し、御意見をお伺いした上で次回の整備検討会に臨みたいと考えております。

今後、JA、生産者、加工業者など多くの関係者からさまざまな御意見をお伺いした上で、皆様が納得していただけるようしっかり議論を

深め、生産者から消費者まで多くの県民の皆様にとって最もよいと思われる新食肉センターの整備の実現を目指して取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(中山間振興・交通部長樋口毅彦君登壇)

○中山間振興・交通部長(樋口毅彦君) 四国の新幹線の早期実現に向けての御質問にお答えいたします。

まず、新幹線整備のための地方負担をした割には、それほど効果が顕著でないとか、逆にマイナスの面が出てきたなどの事例はないのかのお尋ねがありました。

議員のお話にもありましたとおり、近年開業した九州新幹線や北陸新幹線では、観光客の大幅な増加や駅周辺を中心とした再開発等に伴う地域経済の活性化に加え、沿線地域への企業立地の促進が図られるなど大きなプラスの効果が発生しているとお聞きしております。一方で、新幹線の開業に伴うマイナス面といたしましては、一般論としていわゆるストロー効果による大都市への消費の流出や競合する航空路線の減便のほか、整備した新幹線の駅をもくろみどおりに地域活性化に結びつけることができている例があるということも、報道等を通じて承知しております。

北陸新幹線の開業で大きなにぎわいを見せている石川県では、新幹線の開業を見据え、地域の観光資源を磨き上げ、長期的かつ計画的なまちづくりやプロモーション戦略に開業の数年前から大々的に取り組まれたとお聞きしております。単に新幹線の開業を待つのではなく、事前にしっかりと準備を積み重ねることがいかに重要かを示した事例ではないかと認識しております。

今後、四国への新幹線の整備計画が具体化したときには、これまでの先進事例の取り組みを十分に研究、分析し、新幹線の導入のマイナス

面をできるだけ抑え、効果を最大限に発揮させるよう、本県においても官民を挙げて戦略的、計画的に準備を行うことが極めて大切だと考えております。

次に、費用対便益の算出における社会的割引率に現在の長期金利を採用した場合の費用対便益の値はどのようになるのか、また費用対便益の便益の内容はどのようなものか、さらには四国における鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査の経済波及効果の内容についてお尋ねがありました。

まず、平成25年度に行った基礎調査で示されている費用対便益、いわゆるBバイC1.03については、既存の整備新幹線と比較し、四国への新幹線の導入の妥当性を明確にすることを目的に、国土交通省の、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルに従って算出したもので、国債などの実質利回りを参考に、社会的割引率は4%と設定されております。この社会的割引率を、現在の金利水準を踏まえ、仮に0%として、基礎調査を行った当時のデータ等を用いて本県で独自に試算したところ、BバイCは2.53との結果を得ました。その点では、基礎調査で示された1.03というBバイCは、現在の金利水準から考えれば保守的な試算とも言えます。逆に、例えば近年の工事費の上昇を考えれば、四国のBバイCは1.03ではなく1を切るのではないかと、BバイCが下がる要因を持ち出された場合などの反論に有効な説明材料になるのではないかと考えています。

次に、BバイCのBに含まれる便益の内容につきましても、主なものとして、移動の際の所要時間の短縮や交通費用の減少といった利用者便益と、事業を実施した場合と実施しない場合の供給者の利益の差である供給者便益がございます。そのほかにも、二酸化炭素排出量削減などの環境等改善便益などが含まれておりますが、

経済波及効果は含まれておりません。

そのため、基礎調査においても経済波及効果は別途算定されており、例えば高知県の年間56億円の内訳は、新幹線の開業により本県へ来訪する方が年間およそ30万人増加するとの試算のもとに、来訪者の食事や宿泊といった消費による直接効果が35.5億円、直接的な消費に誘発され発生する間接効果が20.5億円と試算されております。

次に、新幹線によって四国4県都が1時間圏内の広域都市圏となり、その上で4県が近畿圏とも1時間半程度で結ばれることになれば、もはや高知県を含む四国は遠隔地とは言えないと思うがどうかとお尋ねがありました。

現在、新大阪から高知まで鉄道で移動する場合には、新幹線と在来線の乗り継ぎで最短でも3時間半程度の時間が必要となりますが、これは新大阪から新幹線で熊本の先の新八代まで移動する時間距離に相当することからも、四国に新幹線がないことが、四国は遠隔地というネガティブなイメージを形成する一因になっているのではないかと考えます。

一方、四国の新幹線が開業した場合には、新大阪と高知など四国4県都が1時間半程度で結ばれることとなりますが、これは単なる所要時間の短縮という効果だけではなく、例えば新大阪発高知行きというような直通列車が設定されることで心理的な距離感も格段に身近になるものと考えられますので、新幹線が開業した暁には、高知は遠隔地、四国は遠隔地というネガティブなイメージは徐々に薄れていくのではないかと考えております。

次に、新幹線の沿線の在来線の問題に対する所見についてお尋ねがありました。

新幹線に並行する在来線につきましては、平成21年12月に決定された国の整備新幹線の整備に関する基本方針の中で、いわゆる着工5条件

の一つとして、JRから経営分離することが定められておりますが、これは整備計画路線に格上げされた後、着工までの間に判断されることとなるものです。また、このルールは必ず分離しなければならないものではなく、実際既に開業している整備新幹線においても、在来線をJRが継続して運行している区間もございます。

四国の新幹線構想は、そもそも平成23年7月に四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会が取りまとめた、四国の鉄道活性化への提言の中で、新幹線を導入することで四国の鉄道の競争力を強化し在来線を支えていくという考え方のもと、取り組みが始まったものです。そのため、基礎調査では、並行在来線については、新幹線が開業するため特急列車は廃止するものの在来線の普通列車は全てJR四国が運行することを前提に評価や試算を行っております。新幹線の開業後に新たに発生する貸付料の負担との兼ね合いという問題はありますが、新幹線を整備した場合は、新幹線によって在来線を支えていける収益が生み出されるという調査結果となっております。

四国における現時点における認識としてはこのような状況でございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 道路財源についての御質問にお答えをいたします。

まず、道路特定財源が一般財源化して以降、特定財源のときと比べて、全国と本県の道路整備に関連する予算がどのように推移しているのかのお尋ねがございました。

道路特定財源は、受益者負担の考え方に基づき、道路利用による受益や道路に与える負荷の度合いに応じて、道路整備のための財源を自動車ユーザーに負担していただく制度です。この安定的な財源が得られたことで、我が国の立ちおくれた道路整備は緊急的かつ計画的に進めら

れてきたところです。

しかしながら、財政事情や三位一体の改革などを背景に、平成9年度をピークに国全体の公共事業関係予算が減少し続ける中、道路特定財源は平成21年度に一般財源化されました。この結果、国の直轄道路事業予算については、一般財源化前の平成20年度の約1兆8,600億円に比べ、平成22年度には約1兆3,600億円と約73%にまで減少し、近年では1兆4,000億円強と、平成20年度の75%程度で推移をしております。

一方、県の道路整備関連予算については、平成20年度の248億円に比べ、平成22年度には234億円と94%に減少いたしました。これは平成9年度のピーク時の40%に当たります。近年においては、270億円程度を確保しておりますが、予算の内訳を見ますと、施設の老朽化に対応した維持修繕費などが増加し、道路の新設や拡幅などの改良費は、一般財源化前の平成20年度と比較すると約83%にまで減少している状況です。

次に、10年間の時限措置となる国庫補助負担率のかさ上げが期限切れとなった場合の影響と、時限措置の継続に向けてどのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

県や市町村の行う補助事業や社会資本整備総合交付金などにおいては、国の負担割合を示す国費率が設定をされております。その国費率は本来2分の1ですが、県や市町村の財政力指数に応じて10分の7の範囲内でかさ上げがされております。このかさ上げ措置は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる道路財特法により定められており、平成29年度までの10年間の時限措置となっております。

この措置が期限切れになった影響について、本年度当初予算で試算をいたしますと、同等の事業費を確保するためには、県事業で約30億円、市町村事業では約10億円の負担がふえることが

想定されます。また、このかさ上げ措置については、国が整備する高知東部自動車道にも適用されており、同じく本年度当初予算で試算したところ、約6億円の負担増となり、四国8の字ネットワークの整備予算を最優先で確保した場合、結果として生活道となる県道などの事業進捗に大きな影響が生じます。

このため、道路整備促進期成同盟会高知県協議会や高知県道路利用者会議など県内の道路関係団体においても、道路財特法のかさ上げ措置の継続を求めることが決議されました。また、市町村においても、仁淀川町議会と四万十市議会が6月議会でのこのことに関する意見書を可決しております。さらに、9月議会では23の市町村議会において意見書が提出をされております。

おこなわれている本県の道路整備を着実に進めるためには、道路財特法のかさ上げ措置の継続が不可欠であることから、その継続に向け道路関係団体や市町村の皆様と一体となって取り組んでまいります。

最後に、国の経済再生や財政再建に資する戦略的な取り組みについて、高速道路のミッシングリンクや中山間地域を多く抱える本県が地方創生の観点から一層の情報発信をしなければならぬのではないかとのお尋ねがございました。

四国8の字ネットワークについては着実な整備が進んでいるものの、その整備率は53%と四国4県の平均である71%に比べるとまだまだ立ちおこなわれており、県の東部や西部に多くのミッシングリンクが残されている状況です。また、中山間地域を中心として国道や県道などに未整備箇所が多く残されており、改良率は62%と全国最低レベルの水準となっております。このため、これまでも知事を先頭に、県内地方都市からの商業圏域の拡大や空港や港湾へのアクセシビリティの向上など、具体的なストック効果の事例をお示ししながら、道路関係予算の拡大に向け、

効果的な提言活動に努めてまいりました。

一方で、本県は、道路整備がおこなわれているがゆえに地方における効率的な道路整備の工夫を重ね、1.5車線の道路整備や地域ITSなど地域の実情やコスト削減を意識した新たな道路の整備手法を導入してきました。それらの手法は全国的にも展開され、課題解決先進県としての役割を果たしてきたと言えます。このような取り組みの成果として、地域に必要な道路の整備が進むことで交流人口や商業圏域が拡大し、各地方の経済が活性化されれば、結果として我が国の経済が再生し、財政再建にもつながると考えます。

このため、引き続き道路整備の必要性や地域の実情に応じた道路整備の工夫を積極的に発信するとともに、道路整備の財源確保に向けた国の動きなどの情報収集に努め、機を逸することなく、本県から声を上げてまいりたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開会式や閉会式でのよさこい踊りの実現についてお尋ねがありました。

本年3月23日に、全国各地のよさこい主催団体69団体で設立しました、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会では、設立の当日東京都内でキックオフイベントを開催するとともに、開閉会式でのよさこい演舞の実現に向けて東京都知事や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長に対し、第一弾となる要望を行ったところです。また、8月には、北海道のYOSAKOIソーラン祭りや名古屋のにつぼんど真ん中祭り、三重の安濃津よさこいの3団体にも実行委員会に参画いただき、会員数は30都道府県77団体と全国的な組織体制となり、現在理事を中心に具体的な事業計画の策

定に取り組んでいます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開閉会式の内容は、組織委員会が設置した東京2020有識者懇談会において年内をめどに演出に関する基本コンセプトが策定される予定であり、また演舞などを決定する演出企画は、組織委員会が選定する監督が担うとお聞きしております。このため実行委員会では、組織委員会やこの監督によさこい演舞の意向が届くよう、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣や組織委員会に向けて継続した要望活動を行うことを考えております。

さらに、本年7月には実行委員会の各会員が主催する各地のよさこいを対象として、内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局の公式応援ツールである、beyond2020プログラムの認証を受けました。各会員は、こうしたプログラムを活用しながら東京オリンピック・パラリンピックの応援やおもてなしを実践するとともに、よさこいが日本の祭りとして認識されることを目指して、組織委員会が主催するイベントへの参加や今後実行委員会が企画を進める独自のPR事業を行うことなどにより、よさこいが開閉会式で演舞できるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、よさこい踊り世界大会の実現に向けてのお尋ねがありました。

海外において発祥の地高知のよさこいの発信や普及に努めていただくため、昨年度スタートしましたよさこいアンバサダーにつきましては、本年8月に新たにアジアとオセアニアの7カ国、23人を認定し、昨年認定したヨーロッパとカナダを合わせ、13カ国、42人となりました。来年度以降も、北米や南米などを中心に認定を継続して、世界各地によさこいのネットワークを拡大していきたいと考えております。

また、本年のよさこい祭りには、昨年認定し

ましたスウェーデンやオランダのよさこいアンバサダーを中心とするヨーロッパ連合チームが、単独の海外チームとしては初めてよさこい祭り本番へ参加いたしました。このヨーロッパ連合チームとの意見交換では、学生時代に初めてよさこいに出会い、夢見てきたよさこい発祥の地高知で踊りを披露できた喜びは一言では言いあらわせないといった参加の動機や熱い思いをお聞きした一方で、海外から参加するに当たり、よさこい祭りへの参加の手順、地方車の確保、高知市内の地理や交通に不案内であるなど、外国チームならではの課題もたくさん見えてまいりました。加えて、運営側の課題として、よさこい祭り本番での追手筋本部競演場での演舞チーム枠数や全国大会への参加チーム枠数なども解決していく必要があると考えております。

これらの課題の解決に向けて、まずはよさこい祭りに海外チームが参加しやすい環境づくりとして、よさこい祭り参加マニュアルや地方車の手配方法、日本人スタッフの確保などについて支援の検討を始めたところです。今後とも、関係機関とも連携・協力しながら、2020年には各国のよさこいアンバサダーを中心とした多くの海外チームに参加いただけるように環境を整えるとともに、海外からの踊り子にとって魅力のある大会とするには、世界大会がどうあるべきかも含めて協議するなどの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、よさこいを世界に向けて発信していく上での国際協力機構JICA事業の活用についてお尋ねがありました。

世界各地へよさこいを広め、よさこいを通じた高知県観光のプロモーションを展開していくためには、よさこいアンバサダーの認定とあわせてJICAとの協力関係が非常に重要であると考えております。

本年7月には、県からの要請に応じていただ

き、初めてのケースとして、海外でのよさこいの指導を主な活動とする日系社会青年短期ボランティア1名がパラグアイに派遣されました。派遣されたボランティアの方は、パラグアイにあるよさこいチームと一緒に活動されているとお聞きしていますし、10月にはアルゼンチンにも同様のボランティア1名が派遣されることが決定していることから、今後両国でのよさこいの普及が大いに期待されるところです。また、これらの派遣に先立ち5月には、青年海外協力隊の派遣前の研修における、日本文化を海外で伝達する技術を習得するための講座の一つに、よさこい鳴子踊りを加えていただいたことから、隊員を通じたよさこいの普及に資するために、県がインストラクターなどを派遣して、10名の隊員によさこい踊りの指導や歴史についての説明を行ったところです。

さらに、本年8月には、JICAの日系研修員受け入れ事業の一環として本県を訪れ、ことしのよさこい祭りにも参加したブラジル、チリ、パラグアイの7名の研修生にも、本県が進めているよさこいの取り組みについて説明を行い、それぞれの国でよさこいの魅力を紹介していただくこととしています。

このように、JICAでは今年度世界へのよさこいの普及に向けた大きな動きがありましたので、今後も引き続きJICAとの協力関係を維持し、よさこいアンバサダー制度とともに海外でのよさこいネットワークの拡大を進め、世界各地に向けてよさこいをさらに発信することで、高知の認知度向上につなげていきたいと考えております。

次に、追手筋の本部競演場の栈敷席のあり方について協議を始める時期に来ているのではないかとのお尋ねがありました。

よさこい祭り期間中に追手筋本部競演場に設置される栈敷席につきましては、昼の部4時間、

夜の部3時間45分の2部制となっており、議員からお話のありましたとおり、特に昼の部において、屋根のない中での長時間の観覧が難しいことや、団体客の場合長くても2時間程度の観覧となること、またお客様によって観覧の時間帯がまちまちであることなどの要因で、特に北側において栈敷席の空席が目立つ時間があると高知市からお聞きしております。

また、栈敷席の販売状況としましては、ことしのよさこい祭り期間の3日間の合計で、座席数の約76%を販売し、およそ1,800万円の収入があるなど、高知市観光協会の大切な運営財源となっております。

この栈敷席のあり方につきましては、高知市議会でも議論されており、設置者である高知市観光協会を中心に踊り子とお客様がともに楽しむことができる空間の形成に努めていくよう、改善策について関係機関と協議を開始しているとお聞きしています。よさこい祭りは県民はもちろん県外や海外のお客様を魅了する強力な観光コンテンツであることから、皆様に楽しんでいただけることを第一に、増収も図られるような効率的な座席の販売方法を含めて、高知市観光協会や高知市に対して改善を要請してまいりたいと考えております。

県といたしましても、早期に改善が望まれる課題であると認識しておりますので、積極的に提案を行うなど、よさこい祭振興会など関係者とも連携しながら、可能な限り一緒になって検討させていただきたいと考えております。

次に、外国人観光客の買い物の利便性の向上についてのお尋ねがございました。

今年度の高知新港への外国クルーズ客船の寄港数につきましては、8月末現在で昨年同期に比べて約4割増しの18回となっており、多くの外国人観光客の方が、高知城や中心商店街などを散策し、食事やショッピングを楽しまれている

ます。

お話のありました通貨の両替につきましては、高知新港の岸壁ブースに臨時設置されている両替所のほか、高知市内の銀行やチケットショップなどが利用されております。また、クレジットカードによる決済につきましては、中心商店街のほとんどの店舗で主要なカードの利用が可能となっておりますが、中国で多く利用されている銀聯カードやアリペイなどのスマートフォンによる即時決済サービスを導入する店舗はまだ多くない状況です。

消費税免税店の県内店舗数につきましては、本年4月1日現在で113となっております、年々増加しております。このうち高知大丸に設置している免税手続一括カウンターを共同利用している中心商店街の店舗は53カ所で、ことし4月から8月末までの免税取扱件数は、高知大丸分も含めて742件となっております、昨年同期比の約2.5倍と大きく伸びています。

しかしながら、今年度中心市街地で実施している外国クルーズ客船の乗客乗員向けのアンケート調査によりますと、8月末現在で両替、クレジットカードの利用や免税手続などについて、大変満足及び満足と回答した割合は合わせて約67%にとどまっております、さらなる改善が必要だと認識しております。このため、今後も引き続き免税店舗数の拡大やクレジットカードとスマートフォンによる決済サービスなどの決済環境の充実に加え、お客様が免税店であることや決済手段を容易に確認できるよう、各店舗に表示を行っていくことなどについても関係機関や商店街の方々と連携して取り組んでまいります。

最後に、本県の観光振興のため、観光ガイド団体と定期的な協議の場を持つことについてお尋ねがありました。

観光ガイド団体の皆様には、日々本県観光の

魅力を国内外の観光客の方々に直接伝える活動を行っていただくなど、本県の観光振興を進める上で大変重要な役割を担っていただいております。

観光振興部では、お話のありましたNPO法人土佐観光ガイドボランティア協会や高知SGG善意通訳クラブの総会を初め、現在県内28のガイド団体が加盟する高知県観光ガイド連絡協議会の総会や各地域で開催されている研修交流会、個別勉強会にも参加しまして、地域地域の観光ガイド団体の方々や観光協会、市町村とともに地域の現状や課題などについて意見交換を行っているところです。また、志国高知幕末維新博推進協議会や高知県おもてなし県民会議などにも観光ガイド団体の代表の方に委員として参画していただき、県の進める観光振興策についてガイド団体の視点から御意見をいただいております。

今後とも、このような意見交換や会議の場などさまざまな機会に加えまして、日常的な連携をさらに深め、現場の声をお聞かせいただくよう取り組んでまいりたいと考えていますし、議員のお話にありました定期的な協議の場についても、各団体の皆様方とどういった形で実現していくかなどについて早速御相談をさせていただきたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 高知城天守内の展示物に係る観光客の満足度の観点からの展示についてお尋ねがございました。

高知城内の展示物につきましては、高知城歴史博物館の開館、そして「志国高知 幕末維新博」の開催を迎えるに当たり、昨年度江戸時代から残る本物の文化財である高知城の建物をじっくりごらんになっていただくことに重点を置き、説明板の改修などを行ったところでございます。

改修前は、築城400年に合わせて製作したもの

を初め、製作時期が異なる説明板が混在するとともに、枚数が多いために動線を塞ぎ、石落としや鉄砲はざまなどの城の特徴的な構造をごらんいただきにくい状況でございました。そこで、改修に当たりまして、高知城歴史博物館において展示される土佐藩や山内家の歴史、江戸時代の暮らしに係る説明などにつきましては割愛し、高知城の成り立ちや城の構造などの説明に絞ることで建物をより理解していただけるように整理しますとともに、見学しやすい動線を考慮して展示物の配置も変更いたしました。

本物の文化財である高知城をごらんいただくという点では、改修の成果は上がっているものと考えていますが、議員御指摘の観光客の満足度という観点も大切だと思いますので、高知城を毎日御案内いただいております土佐観光ガイドボランティア協会の皆様のお話もお聞きしながら、高知城の魅力をよりお伝えできるような説明板の作成を検討したいと考えております。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 高知城歴史博物館における学芸員の館内ガイドの現状と貸出用の音声ガイドの使用状況や満足度、また土佐観光ガイドボランティアの方々との連携強化についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

まず、高知城歴史博物館における学芸員の館内ガイドにつきましては、企画展の見どころを紹介するスライドレクチャーや展示室の付き添い解説を行っております。スライドレクチャーは、3階企画展コーナーで企画展開催期間中に実施をしており、多くの観覧者に企画展の見どころや展示資料の魅力などをお伝えしております。また、展示室の付き添い解説では、原則事前予約での対応ですが、開館以来8月末までに70件、1,900人余りの観覧者に御利用いただき、わかりやすかったやおもしろかったなどの御感

想をいただいております、より多くのお客様の御要望にお応えするため、今月から体制の充実も図っているところでございます。

貸出用の音声ガイドにつきましては、1日平均約20件、多い日には100件程度のタブレットの貸し出しがあり、利用された方にはおおむね満足していただいていると考えておりますが、タブレットの操作方法がわかりにくいなどの御意見も寄せられておりますことから、新たに操作が簡単なボタン式の音声ガイドの導入を行い、来館者へのサービスを充実することとしております。

次に、土佐観光ガイドボランティアの皆様との連携につきましては、これまでも高知城を訪れた観光客への博物館のPRや御案内などさまざまな御協力をいただいております。今後、博物館の企画展資料の見どころやボランティアの皆様のお話などの情報を互いに共有するなどして、土佐観光ガイドボランティア協会との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みによって、より多くの観光客、また県民の皆様が高知の歴史の魅力を十分に感じていただくことで満足度の向上につなげてまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 高知城のトイレの洋式化についてお尋ねがございました。

公衆トイレにつきましては、バリアフリーの観点はもとより、日本人の近年の生活様式の変化や議員からお話のありました外国人観光客の増加等から、洋式化は大変重要であると認識をしております。

御質問のありました高知城は、昨年の懐徳館の入館者数が約27万2,000人となっており、県内の観光施設の中では最も入館者数が多く、周辺を含めた高知公園は本県を代表する観光地となっております。公園内には、追手門広場や三

ノ丸などに計6カ所のトイレを設置しておりますが、ことし4月には、まず高知公園駐車場のトイレを洋式化も含めた全面改修いたしましたので、洋式トイレの割合は、多目的トイレを含めると5割となっております。

高知公園内の施設の改修に当たりましては、文化財保護法に基づく国の許可が必要となり、一定の時間を要しますので、まずは洋式トイレのない二ノ丸のトイレにつきまして、国の許可が不要な範囲で、より衛生的な簡易水洗トイレへの改修を検討するとともに、他のトイレについても教育委員会とも話をしながら順次洋式化に取り組んでまいりたいと考えております。なお、県内の他の公衆トイレにつきましても、引き続きおもてなしトイレの取り組みなどを通じて、トイレの美化や洋式化などを促してまいります。

○5番（久保博道君） どうも、それぞれに本当に御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私のほうからは3点、御要望をさせていただきたいと思えます。

1点は、四国の新幹線でございます。知事のほうからもいろいろ御示唆いただきました。四国にないからといって決して情緒的にならずに、その必要性を説明していくことが大事だと、まさにおっしゃるとおりだと思います。高速道路の新直轄方式と同じようなというふうなことも出ておりましたので、ぜひ、お願いしたいと思います。

そして2点目は、追手筋の棧敷席。これについては本当に必要だと思いますので、ぜひ県も入ってよろしく願います。

そして最後は、3点目、二ノ丸のトイレ。ありがとうございます。これは本当に皆さん必要だと思っておりますので、早急によりしくお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。
午後2時31分休憩



午後2時50分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番前田強君。

（28番前田強君登壇）

○28番（前田強君） 皆さんこんにちは。ただいま浜田英宏議長から質問のお許しをいただきました県民の会、前田強でございます。よろしく願います。

まずは、冒頭いろいろとお騒がせをしておりますが、めげずに前向きな気持ちを持って質問に入らせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まずは、今月14日でございますが、50歳の誕生日を迎えられました尾崎正直知事が生後1カ月だった昭和42年10月14日高知新聞に、当時の日本では全国で初の先行事例となるべく、「土佐の山間に「教育の森」という見出しが躍りました。明治100周年記念事業の一環で、県立高校全てに、教育の森1,500ヘクタールを整備する計画を発表され、その記事の中で注目すべきは、この教育の森1,500ヘクタールの造林が完成すれば、時価推定100億円、伐採期の40年後には数百億円に達すると見られ、その収益は、学生寮の増設や海外留学生制度、そして育英資金の創設などを想定し、その収益で人材育成をするという内容でございました。

翌年の昭和43年の高知県議会2月定例会では、当時の溝淵増已知事と県議会ではさまざま

なやりとりがございました。当時の自由民主党、浜川金兵衛議員の質問に対する執行部の答弁では、要約いたしますと、収益金は44年後に大体40億円と予定されており、その使用の用途は将来時点における適切な事業選定が必要であるとのこととございます。

高知新聞の記事では数百億円の収益のほずが、わずか数カ月後には40億円になった経緯というものにはわかりませんが、いずれにせよ先人たちの、造林を通じて、50年後の教育に貢献するように、また貢献させるようにという強い思いがこもった事業であったことは推測できます。

あれから45年が経過した平成26年、約11ヘクタールの国有林において教育の森の伐採が行われました。経費を差し引いて約671万円の収益金が上がり、国に2割を納めた後、8割に当たる約537万円が高等学校課に歳入として計上され、その後高等学校の運営費としてほかの収入と一緒にになりました。たとえ537万円であったとしても、当時の、使用用途は将来時点における適切な事業選定が必要であるという発言や、当時の議会でのさまざまな議論、そして将来の高知県における教育への強い思いに込めるべく、このお金が教育の何のために使われたのか明確に説明ができなければなりませんし、それがわかりやすく、県民や生徒が身近に感じられるような使い方、使われ方が望ましいとも思います。

また、平成30年には同じく国有林18カ所、約201ヘクタールの伐採が予定されるなど、公有林、民有林合わせて約1,587ヘクタールを、2070年まで契約を継続させながら伐採することになっており、平成26年の販売実績ベースで試算いたしますと、県の歳入は市場価格の12%程度、残りの88%は伐採や運搬などの必要経費となり、概算ではございますけれども、残りの収益見込み額、これは約5億円となります。しかし、この約5億円のうち3億円ほどが森林整備公社に支

払われますので、残り2億円が収益の見込みとなります。当時40億円の収益見込みのほずが、気づけば20分の1にまで減ってしまいました。もちろん、当時の木材価格は上昇傾向にあったことや、その後木材価格は変動しながらも、現在はヒノキで当時の約54%になっております。

未来を予測することはとても難しいことではございますが、当時の知事は、明治100周年を単にお祝いするのではなく、200周年のかなたを展望してすばらしい人材を育てようと言われておりましたことも踏まえながら、現在から約50年先の教育につきまして、未来ある子供たちに対して我々大人は一体何をすべきなのか、尾崎正直知事の思いや具体的な事業、施策等がございましたら、ぜひとも伺いをさせていただきたいと存じます。

次に、9月8日総務委員会の県外調査で、北海道にございます札幌市立開成中・高等学校を訪問させていただきました。そこで、国際バカロレア教育を実践している授業を現場で体験させていただきました。

一言で感想を申し上げますと、感動したに尽きません。なぜかと申し上げますと、まず我々が授業を受けていた学生時代、思い返していただきたいんです。黒板の前で先生が、一方的に私たちにまさしくさまざまな講義を授けてくれました。しかし、このバカロレアの現場では、先生がほとんど一方的な話はしておりません。生徒同士が、相互にコミュニケーションをとり合いながら、それぞれの得意不得意も補い合い、課題解決をしていく。わからないことは、貸し出しされているiPadなどを駆使しながら自分たちで調べる。生徒の自発的で自由な発想、その手法を最大限発揮できるように、先生たちはサポートに徹しておりました。そんな学びやの光景の中で、私が特に感心をしましたのは、子供たちの笑顔と、そして課題に取り組む真剣な目つきでございま

す。私は、教育の新たな方向性や基準、そういうものがここに見てとれたように感じたわけでございます。

高知県では、御存じのように、新たに高知国際中学校・高等学校がこの国際バカロレア教育を目指していく方針でございます。事前説明会は12回開催され、参加された児童や保護者の皆様などの人数は3,010人です。たくさんの高知県民の注目を集めていることがわかります。私といたしましては、子供たちにはぜひとも第1期生を目指して頑張っていたきたいですし、その後の活躍を大いに大いに期待するものでもございます。

このような中、高知国際中学校・高等学校において、国際バカロレア教育の生徒には一体何を学び、何を身につけてほしいと期待をされるのか、またそれは、国際バカロレア教育ではない生徒とどのように異なるのか、教育長の田村壮児さんにお伺いをいたします。

さらに、どうしても気になることがございます。それは、この高知国際中学校の試験日程が2018年2月17日になっていることでございます。県立中学校における試験は、適性検査、面接、そして作文となっております。平成20年度以降で見ますと、全て私立中学校の入試日程と重なっております。つまり、私立中学校と県立中学校を両方とも受験することはできません。県立高校と私立高校の入試日程は重なっておりませんが、県立高校の入試日程が平成27年度より変更される際、県立中学校長から、2月20日以降に県立中学校入試を実施しないようにしてほしいとの要請があったということがございます。

いろんな理由や要因はあったとは思いますがけれども、私は、実際に受験をされる子供たちやその保護者の皆様の目線で物事を考えるべきという立場でございます。つまり、生徒におかれ

ましては、私立中学校も県立中学校も、さらに地元の公立中学校も進路としての選択肢である、そういうことが望ましいのではないのでしょうか。

そこで、この県立中学校と私立中学校の入試日程が重複している問題は早急に改善するべきと考えますが、いつ、どのように改善することができるのか、教育長の田村壮児さんにお伺いをいたします。

次に、働き方改革を進める上で、中小・小規模事業者への支援についてお伺いをさせていただきます。

なぜ、高知県の現場現場では、人手不足にこれほど悩んでいるのでしょうか。職を求める方々が最も重要だと思っている条件は、給与や待遇ではないのでしょうか。中小・小規模事業者の多い高知県では、この給与や待遇の改善と向上が大きなネックになっていることは言うまでもございません。

待遇面で一つ例を挙げさせていただきますと、少子高齢化の日本において、労働者の仕事と家庭の両立、この負担を軽減し、働きながら子供を産み育てやすい雇用環境を整備することが課題となっていることから、平成17年4月施行の改正育児・介護休業法により看護休暇制度が義務化されました。看護休暇とは、けがをしたり病気にかかったりした子供の世話をを行う、そういう労働者に対しまして与えられる休暇でございます。小学校就学前のお子さんがいらっしゃいましたら、年次有給休暇とは別に1年間で5日間休むことができます。そしてまた、本年1月には法の改正によって半日単位で取得可能となりました。

高知県庁における看護休暇制度を調べてみますと、平成3年4月に制度として新設をされまして、当時は3日間の取得が可能となっております。そして、この看護する対象は子供や両親、配偶者とされており、当時では非常に先進

的な取り組みであったと言えます。その後、期間が3日間から5日間となり、現在ではお二人以上の小学校就学前のお子さんがいらっしゃいましたら、10日間まで看護休暇が取得可能となりまして、さらにその取得単位は1時間単位または1日単位であること、さらに予防接種や健康診断、これを受けさせる場合も含むなど、その制度の使い勝手は非常によいものでございます。その結果、平成28年における県庁内の取得者数は481人、1人当たりの平均取得日数は2日間と7時間29分、その合計は1,426日間となっております。これは大変素晴らしいことだと思うわけでございます。

しかし、皆様も御存じのように、一方でこの看護休暇制度は民間に広がっていない現実がございます。そもそも産休、育休、介護休暇という言葉は聞いたことはあるけれども、看護休暇という言葉聞いたことがないと言われる高知県民は非常に多いのではないのでしょうか。

高知県としましては、働き方改革の一環で、県内企業向けのセミナーを開催したり、広報活動をしたり、また社労士さんの協力や、経営者の皆様にもお話をさせていただきながら意識改革等に取り組んでおるわけでございますが、やはり大きな課題は企業体力の低さでございまして、看護休暇取得時における代替人員や既存人員の残業代などの費用負担、これが大きなネックとなっており、民間で待遇改善や働き方改革の一環として、看護休暇制度が広がっていかない大きな要因でございます。

大企業では当然、福利厚生や待遇面、この看護休暇制度にしてもそうですが、手厚い状況がございまして、大企業の多い都市部への若者の流出にもつながっている、それが否定できない状況の中、企業の収益性を上げて体力を向上させ、働き方改革を進めてもらえるようにさまざまな施策を実行していることも重々承知をして

おります。

しかし、この中小・小規模事業者が多い高知県では、その企業体力が向上するまでの間、働き方改革を積極的に推進すべく、看護休暇制度などについて、就業規則の改定や実際に取得実績を上げられた小規模事業者の皆さんに対しまして、県から何らかの補助金等を出すことはできないのか、そのことを商工労働部長の中澤一真さんにお伺いをいたします。

次に、人口減少問題についての取り組みでございまして。

2060年、高知県人口を55万7,000人にすべく、さまざまな施策を進めている高知県でございますけれども、その未来は世代別や男女別で見るとどのような未来なんでしょうか、そこの中身の部分について幾つか気になることがございます。

まず、冒頭でも申し上げましたが、未来を予測することはとても難しい話でございまして。平成27年における15歳から25歳までの若者世代の転出超過が全体の87.6%を占めており、平成28年には92.2%となっております。その世代の転出超過を改善しながら、それ以外の世代の皆さんの転入超過を拡大させていき、2019年において人口の社会増減の収支、全世代のトータルでの収支をゼロにするという計画でございまして。

しかし、先ほどお話しいたしましたように、15歳から25歳までの若者世代の転出超過が続いている以上は、その未来は決して明るいとは言えない現実があるのではないのでしょうか。それだけでなく高齢者の割合がふえ続ける中、15年先には尾崎知事も高齢者でございまして。私も31年後には高齢者の仲間入りになります。高齢者の方が健康で長生きすることはとても素晴らしいことでございまして、そこに向けて取り組みは推進をしながらも、一方で若者世代に対する施策、具体的にその人口や所得が改善するよ

うな施策を、より効果的にしていく必要があるわけでございます。

さらに、自然減少の問題においては、合計特殊出生率の改善目標が明確に示されております。2019年には1.61、2040年には2.07、2050年には2.27となっております。しかし、生まれてくる赤ちゃんの数は、平成28年、年間5,000人を割り込んでおまして、4,779人となった中、2060年には55万7,000人という県民人口を目指す高知県、例えば県内において西部、中部、東部、それぞれのエリアごとに見ると、人口減少率は現時点でも大きな差がございます。

そこで、2060年の高知県の未来の姿、それをより具体的に描くためには、34市町村において、世代や性別ごとに人口推計を算出し、より効果的な取り組みをする必要があると思っておりますけれども、産業振興推進部長の松尾晋次さんにお伺いをいたします。

そして、元気で長生きという健康長寿県構想を推進する高知県では、少子化と若者の転出超過によって、高齢者割合が中山間地だけでなく各地でどんどん上昇している現実があります。

その中で、おひとり暮らしの高齢者、いわゆる独居老人の方が大変多くなっております。さらに、下流老人とも言われるように、高齢者の貧困問題が大きな課題でございます。県は生活困窮者対策を町村社会福祉協議会に委託しておまして、平成28年の相談件数は1,033件であり、そのうち65歳以上の高齢者の方の相談件数は612件、全体の59%であり、身体的な要因に伴う医療費などの増大による経済的な困窮が深刻な問題となっているわけでございます。

2060年の高知県が目指す社会像において、55万7,000人のうち約3割に当たる16万6,000人が高齢者と推計されておりますが、この高齢者の貧困問題に対して現在どのような取り組みを行っており、今後どのような対策が必要である

と考えておられるのか、地域福祉部長の門田純一さんにお伺いをいたします。

次に、骨髄ドナーに関してでございます。

白血病は血液のがんと言われる病気でございます。毎年約1万人の方が発病し、小児がんの多くは白血病でございます。白血病など、治療が困難な血液疾患の有効な治療方法として、骨髄移植などがあるわけでございます。骨髄移植は、患者と白血球の型が同じドナー、提供者から骨髄を腰の骨から抽出して、患者に移植する方法でございます。骨髄バンクに登録をする患者の約96%は、白血球の型が適合するドナーが見つかりますが、移植に至る患者は約55%にまで減ってしまいます。患者の理由でコーディネーターが中止になるケースもございますが、都合がつかないなどドナー側の理由で進まないことも少なくありません。ドナー登録を推進し、提供できる環境を整え、助かる命をつなげるためには、高知県として取り組むべき課題がございます。

そもそも、高知県における骨髄ドナー登録者は2017年8月末時点で3,347人、人口割で見ますと全国12番目でございます。とても頑張っているわけでございます。高知県民がこれだけ実績を出している要因の一つに、世界的な社会奉仕団体であるライオンズクラブの活動が挙げられます。ライオンズクラブ主催の登録会は年間10回程度、年間平均すると300人ほどが新規登録をされております。この人数は、高知県の新規登録者数330人のうち、約90.9%を占めているわけでございます。

ドナー登録をされた後に、実際に移植に至った件数は年間10件程度ではございますけれども、先行して助成制度を実施したのは先ほどのライオンズクラブでございました。2015年から骨髄提供者に一律7万円の助成をスタートさせたことが契機になりまして、高知県としましても、

本年新たな支援制度をスタートさせました。その支援制度とは、実際に移植をする場合において1週間程度の入院が必要となり、休業補償の意味合いもございまして、日額2万円掛ける1週間で14万円の助成金をお支払いする制度でございます。そのお支払いをした市町村へ、県は2分の1の7万円を補助するという仕組みでございます。47都道府県の中でこの助成制度を実施しているのは、高知県を含む11都府県であり、先行している事例とも言えるわけでございます。

現在、高知市から2件ほどの申請実績があるとのことですが、調べてみますと、34市町村でこの支援制度を制定しているのは高知市と土佐清水市だけでございます。土佐清水市では現市長が骨髄提供者でございまして、平成28年度に独自に制度を制定したという背景もございまして、この骨髄ドナー登録は18歳から54歳までという年齢制限もございまして、実際に提供することができるのは20歳以上55歳以内でございます。

若者への骨髄ドナー登録の呼びかけや入院期間に対する休業補償的な支援制度を残りの32市町村に拡大させていくこと、さらに支援先を提供者個人だけでなく提供者の勤務先へも拡大させなければ、提供者が仕事を休めない、企業側は提供者に休まれると仕事が回らない、代替要員やその費用も体力不足で厳しい状況などの問題は解決できないケースが想定されます。こういう課題の解決に向けましてどのようにお考えになられておられるのか、健康政策部長の山本治さんにお伺いをいたします。

次に、復興のシンボルについてお伺いをいたします。

昨年4月に震度7を記録した熊本地震では、甚大な被害が出てしまったことは、皆様の御記憶にも新しいことと存じます。昨年の現地視察でも驚いたこととございますけれども、熊本城

の被害額は634億円であり、とても大きな金額でございましたので、その後の計画は、20年間の復興計画を立てながら、今では熊本地震の復興のシンボルとなっているのが熊本城でございます。

あすは我が身と考えるに、必ず来る巨大地震に備えて、高知県にも高知城がございまして、耐震化はどうなっているのか、今からでも基金として積み立てていかなくて大丈夫なのかと危惧をしているわけでございます。

昭和21年12月21日に発生した南海地震の被害額は記録が残されていないとのことですが、参考となるものとして、昭和23年から34年にかけて行われた昭和の大修理——これは追手門と高知城の本丸の修理工事が実施されたわけでございます。資料が残っている高知城本丸の修理工事費用は、当時の金額で7,750万円でございます。もし、現在この本丸の工事と同じ工事を行った場合、その金額は約50億円にも上ります。そういう試算になっているわけでございます。

そこでお伺いをさせていただきます。昭和21年に起きた南海地震のときよりも修繕に必要な資材や技術者の確保が難しい状況も踏まえ、高知城の南海トラフ地震被害想定とその被害額はどのようになっているのか、また基金としての積み立てについてどのようにお考えになられているのか、教育長の田村壮児さんにお伺いをいたします。

次に、車検切れ車両の取り締まりについてでございます。

平成29年1月12日から1週間、愛媛県松山市東石井の国道33号沿いにて国土交通省が実施した調査によりますと、1週間で6万7,638台が通過し、119台が車検切れであったという結果がございまして、私はとても驚きました。1週間で119台の車検切れ車両ということは、1日平均17台

の車検切れの車が国道を走行していたこととなります。なお、平成28年の1年間で、愛媛県において車検切れの摘発の件数は37件、主に事故や違反に伴う摘発でございます。

御存じのように、排気量が250cc未満の二輪車を除けば、車検切れというのはイコール自賠責保険切れでございます。自賠責保険に加入をしていない無保険の車を運転することは6点の減点となってしまう、一発で免許停止となります。

車検切れ車両に関しましては、国土交通省が、今年度中に全国5カ所で可搬式車検切れ車両読み取り機の実証実験を実施すると発表されております。国交省によりますと、国内に車やバイクは約8,000万台ございまして、過去の統計から約20万台が公道を走っていると推定されることとでございます。

このような取り組みの背景には、この自賠責保険が切れている車で対人事故を起こした場合、運転者である加害者が十分なお金を用意できないことがほとんどございまして、被害者に対する補償は国が立てかえる形で支払いを行っております。なお、国が立てかえたお金については、加害者が自己破産などをしても免れることはできません。そして、その金額が年間で10億円にも上っております。そうした状況になることを未然に防ぐという理由から、車検切れや自賠責保険切れの取り締まりが強化されることになりました。

さて、これは愛媛県だけの話では当然ございません。高知県では、事故や違反などによる車検切れの摘発件数は平成28年1年間で35件ございました。先ほど申し上げましたように、愛媛県が1年間で37件の摘発、そして国交省の調査では1日17件の車検切れ車両が国道を走行していたという結果でございましたので、高知県内においてはどれぐらいの車検切れ車両が公道

を走行しているのか、一定の推測ができるのではないのでしょうか。

高知県警では、今後国土交通省と連携をし、可搬式車検切れ車両読み取り機を取り入れながら、車検切れ車両の撲滅に向けて邁進すべきと考えますが、今日4日に新しく着任をされました警察本部長の小柳誠二さんにお伺いをいたします。

次に、観光客の皆様の満足度を高めるための取り組みについてお伺いをいたします。

高知県のインバウンド観光客数は伸びてきております。その中でも3割を占めておりますのが台湾からの観光客の皆様でございます。平成28年観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、その数は1万7,350人泊となっており、この数字は従業員10人以上の宿泊所のみで集計されたものでございますので、比較的小規模な民宿などの宿泊所に滞在された方も含まれますと、その実数値は先ほどの数よりも多くなります。また、最近の傾向では香港からの観光客がふえておりまして、香港、台湾を合わせると外国人観光客全体の51.7%にもなります。

新規の外国人観光客数の増加にも取り組みながら、その満足度をしっかりと高めつつ、リピーターの増加に取り組む一環で、やはり重要になるのが、満足しました、よかったですといううれしい御意見だけでなく、クレームや苦情など、大変厳しい御意見にどう向き合い、どう対応するのかという点でございます。

この点に関しましては、先ほどの久保博道議員の御質問の趣旨にもとても近いものではございますけれども、私が今回お話をさせていただきたいのは、外国人観光客向けのお客様相談室のようなもの、これを構えるべきではないかという視点でございます。外国人の皆様を目線や感覚、文化的なことも含めまして、我々、受け入れ側である高知県が気づいていないこと、至

らない点や、そして改善点を御指摘いただくことで問題や課題を把握でき、その後速やかに調査し、改善することができます。そして、それだけでなく、御指摘をいただいた外国人観光客の方に、その調査結果や改善結果をしっかりと返信すると同時に、御意見をいただいたおかげで改善することができたという感謝をお伝えする、こういう双方向でのやりとりができるとなると、これは大変すばらしいシステムになるのではないか、そのように考えております。

現在、高知県では、観光案内所や観光協会、駅前とさてらすなどで国内観光客向けのはがきを設置するなどの取り組みをしておりますが、外国人観光客向けに、ホームページ上での受け付け、ラインやフェイスブックなどのSNS、あらゆる媒体を活用して、積極的に厳しい御指摘などの情報をいただくように努めるべくその体制を構築し、外国人観光客にお渡しするパンフレットなどの資料には、皆様からの御指摘を待っているという趣旨とその方法を記載すべきではないか、そのように考えておりますけれども、観光振興部長の伊藤博明さんにお伺いをいたします。

第1質問の最後に、どうしても触れておかなければならないことがございます。本日、衆議院が解散をされました。課題突破解散なのか大義なき解散なのか、名前はどうか、いずれにせよ解散となりましたので国民の信を問うことになりました。

民主主義の根幹である選挙が決定しましたので、その中でさまざまな議論があるわけですが、幼児教育の無償化につきましては、高知新聞の9月26日の朝刊にもございましたように、約7,300億円の追加費用が必要になるとのことです。昨年9月議会にて、私は、高知県内における第1子からの幼稚園、保育園の費用の無償化を全国に先駆けて行うべ

きであると質問をさせていただきました。高知県全体で御家庭が支払っております保育料合計額は約45億円でございます、そのときの尾崎正直知事は、第1子から保育料を無償化となると極めて大きな財源が必要となってくる、国レベルの話ではないか、そういう視点もありながら、全国知事会として国にそのことを、要請活動を行いながら強く働きかけてまいりたいと考えておりますと答弁をされました。

少子化対策、子育て支援は、与野党問わず日本という国家が真正面から向き合い取り組むべき課題でございます。

そこで、尾崎正直知事にお伺いいたしますけれども、この保育料の無償化が実現されることによって高知県にどのような影響があるのか、子育て世帯の皆様の生活はどのように変わるのかをお伺いいたします。

また、今回の解散総選挙に係る費用は約6億2,800万円でございます、全額国費負担となっております。しかし、国民の税金でございますので、無駄遣いにならないように、候補者はそれぞれ論戦を展開していかなければなりません。

しかし一方で、国民、県民、有権者としての意識、関心、投票行動など、選ぶ側としての責任も大変重要であると考えます。投票用紙一枚一枚には未来への責任が詰まっております。我々には、少しでもこの社会を今よりよくして、未来の世代、次の世代へ希望を引き継いでいく役割、使命、責任があるわけでございます。その責任をどこかの世代が怠ると、未来は明るいものとはなりません。

そこで、今回の解散総選挙につきまして、尾崎正直知事におかれましては、有権者である県民の皆様に対しまして何を期待し、どのような思いをお持ちなのか、お伺いをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事（尾崎正直君） 前田強議員の御質問にお答えいたします。

まず、次の50年先を見据えた教育への思いや具体的な取り組みなどについてお尋ねがありました。

今後50年先を見据えれば、物事の変化のスピードは加速化し、ますます予測のつかない時代が到来をしまっているだろうと考えます。少子高齢化の急速な進行が社会のさまざまな構造に影響をもたらすとともに、社会や経済のさまざまな分野でグローバル化が進展し技術革新が進む中、今の子供たちの多くが、現在は存在していない職業につくといった予測もあります。

そのような時代にあっては、大きく2点、これを教える教育が必要だと考えておまして、すなわち第1には、変化の激しい時代にあってみずからの羅針盤となり続ける志を抱くことの重要性を、そして第2に、みずからの人生をみずから切り開き主体的に生きる力を子供たちに身につけさせることの重要性を、ともに教えていく必要があるものと考えているところであります。

あわせて、そうした中においても、家庭の生活の困窮等で厳しい環境にあるがゆえに、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子供たちに対して、貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切るべく取り組むことは極めて大事だと考えております。

こうした思いから、昨年3月には、子供たちにバランスのとれた知・徳・体を育むことを目指し、チーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援、地域との連携・協働などを柱とする教育大綱を定めました。大綱に掲げた具体的な取り組みにつきましては、さまざまな課題をより深掘りし、真に実効性のある施策を実行していくために、総合教育会議においてしっ

かりとPDCAサイクルを回しながら進めているところであります。

こうした取り組みを進めるに当たって、大政奉還と明治維新から150年に当たる本年から来年にかけて、21世紀の高知の文化や教育を支える重要な3つの施設、高知城歴史博物館、坂本龍馬記念館、新図書館等複合施設オーテピアが順次オープンをしまっています。高知城歴史博物館と坂本龍馬記念館は、本県の貴重な歴史資料を後世に引き継ぐとともに、その研究や展示などを通じて多くの方々に、本県の偉大な歴史に学び、偉人の志に触れる機会を提供する施設になるものと考えております。また、オーテピアに整備される中四国最大級の新図書館や高知みらい科学館は、高度な知識の習得とともに科学的な見方や考え方を養う知的創造活動の場となり、本県の教育や文化を支える施設になるものと考えております。

まさに明治150年を記念するものであり、今後これらの施設を最大限に生かせるよう、サービスの充実に努めるとともに、こうした施設も利用して、先人の業績、生き方を学び、その志を感じることができる機会を多くの子供たちに設けたいと考えておまして、昨日も御答弁いたしましたとおり、今後その具体化を進めてまいります。

子供たちには、このような機会を大いに活用してもらい、夢に向かって羽ばたいてもらいたいと考えているところであります。

次に、保育料の無償化が実現することによって、本県にどのような影響があるのか、子育て世帯の生活はどのように変わるのかのお尋ねがございました。

平成27年度に行いました県民意識調査において、予定する子供の人数が理想の子供の人数を下回る理由として、子育てや教育にかかる経済的な負担が最も多く挙げられていることから、

保育料の無償化は少子化対策としても極めて有効な施策であると考えております。

先日の会見で総理が表明されたように、3歳児から5歳児の幼児教育、保育が無償化となれば、高知県内の3歳児以上で保育所等を利用している幼児1万5,386人——これは就学前児童数の約50%、3歳児以上の幼児では97.4%——この方々が対象となります。

高知県内の幼児1人に対しての平均利用負担額を試算しますと年間約20万円となり、これを対象幼児数に掛け合わせますと、県全体で約30億円の負担が軽減されることとなります。年間約20万円家計にゆとりができますと、子育て家庭にとって家族全体での余暇を楽しむ資金的な余裕も生じ、このことが良好な親子関係の構築や子育てを楽しむことにもつながり、経済的な負担軽減とあわせて子育ての負担感も和らぎ、理想の子供の数を持つことへの期待感が持てるということにつながるのではないかと考えられます。また、消費の拡大により、県全体の経済効果にも期待できるのではないかと考えます。

さらに、このような少子化対策の効果を高めるためには、7月の全国知事会提言にも盛り込みましたが、保育料等の無償化の恩恵を受けない認可外保育施設の利用や家庭保育など保育所等を利用しない家庭に対して、バウチャー券の配付を行うなど、子育て世帯全体の負担を軽減することが重要ではないかと、そのようにも考えているところであります。

いずれにしても、子育てにかかる経済的負担が軽減されることは少子化対策として大変効果が高いものであり、国として、しっかりと財源を確保した上でぜひ実現していただきたいと考えております。

最後に、今回の解散総選挙における県民の皆様への期待についてお尋ねがございました。

今回の総選挙では、全世代型の社会保障への

転換に向けた消費税の使途変更や社会保障全般の制度設計について、さらには北朝鮮問題を初めとする厳しい安全保障環境への対応などについて、大きな論点となるものと考えております。あわせて、地方において人口減少に伴う経済の縮みからいかに脱却していくのか、これは全国的な課題であり、さらには憲法問題もまた大きな争点になるものと考えているところでございます。いずれも、内政外交上の今後の日本の行くべき道、進むべき道を方向づける大変大きな課題であります。日本の行く末にかかわるこれらの課題について、活発な議論が大いに展開されることを期待しております。

本県においては投票率が低下しているところであり、昨年7月の参議院議員通常選挙におきましては、合区の影響もあり、本県の投票率は全国で最下位となりました。

改めて申し上げるまでもなく、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、より多くの民意を政治に反映していくことが、我が国が抱えるさまざまな課題の解消のために、さらには有権者御自身の暮らしの向上のためにも大変重要であります。

今回の選挙におきましても、県民の皆様には、貴重な一票を無駄にすることなく御自身の意思を国政に反映させるよう、ぜひ積極的に投票に参加していただきたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、高知国際中学校・高等学校において、国際バカロレア教育の生徒に何を学び、何を身につけてほしいと期待するのか、またそれは、国際バカロレア教育ではない生徒とどのように異なるのかのお尋ねがございました。

国際バカロレア教育では、みずから課題を見

出し、そのことについて主体的、協働的に課題解決を図るとともに、新しい価値を創造していく探究型学習を推進し、また外国の人々とコミュニケーションを図りながら協働できるだけの高い英語運用能力を育成する教育を行います。特徴的な科目としては、論理的な思考方法や論文の書き方などを学習するTOK——セオリー・オブ・ナレッジ、課題論文を作成するEE——エクステンデッド・エッセイ、そして放課後や休日を活用して行う、創作活動、スポーツ、ボランティア活動などのCASと呼ばれる活動がございます。

このような国際バカロレアの教育プログラムによって、高知国際中学校・高等学校では、多様な文化的、歴史的な背景を持つ外国の人々とも密接にコミュニケーションを図りながら、高い志を持って主体的、協働的に課題解決を図るとともに、新しい価値を創造していく姿勢や能力を持った人材、国際的な視野を持ち、かつ国際共通言語である英語を駆使して地域や国際社会の発展に貢献できる人材の育成を目指したいと考えております。

このような人材像は、次期学習指導要領が目指す方向性とも一致しておりますので、高知国際中学校・高等学校には、県全体の教育の質の向上をリードしてもらうことを期待しております。

このように、国際バカロレアの教育プログラムによって学ぶ生徒とそうでない生徒が目指すところは基本的には異なりません。高知国際中学校・高等学校では、探究的な学習を重視し、高い英語運用能力の育成など、学校全体で先導的なグローバル教育のプログラムによる人材づくりに取り組まします。そこで学んだ生徒には、地域や国際社会の発展に貢献するリーダーとして活躍してもらうことを期待しております。

次に、県立中学校と私立中学校の入試日が重

複していることについてのお尋ねがありました。

県立中学校は、中高一貫教育校として、6年間を見通した学校生活の中で計画的、継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸長することを目的として設置しております。

議員御指摘のように私立中学校との併願を可能とする日程とした場合、受験生には確かに選択肢が広がるというメリットがありますが、その一方で、それぞれの受験日ごとに志願者が集中して受験倍率が上がることにより過度な競争が起こり、受験競争の低年齢化や学校の序列化が進むことにつながることも懸念されます。

また、私立中学校の受験に失敗して、不本意ながら県立中学校に入学する生徒も一定数想定され、そういった生徒は、学ぶ意欲の低下や目的意識の希薄化など、中学校生活に対するモチベーションが低いまま入学してしまうという心配もございます。

県立中学校には、6年間の中高一貫教育の趣旨や、各県立中学校が示す入学してほしい生徒像を理解した上で、ここで学びたいという意欲と目的意識を持った児童に志願してもらいたいと考えております。特に、高知国際中学校では国際バカロレア教育という特徴ある教育を行いますので、その教育方針を十分に理解、納得した上で志願してもらうことが大切と考えております。

私立中学校と入試日程を合わせることで、志願者が分散し受験倍率が下がることが見込まれますので、学力が高いがゆえに入れる児童だけではなく、県立中学校の目指すところに共鳴し、意欲と目的意識を持って入りたい児童にも入学の可能性が広がります。

県教育委員会としては、そのように入れる学力の高さだけではなく、入りたいという思いを大切にできるような入試日程を設定したいと考

えておりますので、御理解をいただきたいと思
います。

最後に、高知城における南海トラフ地震の被
害想定及び基金の積み立てについてお尋ねがご
ざいました。

高知城は、建物や石垣、自然斜面などで構成
されており、建物の耐震診断や石垣の調査など
はこれからでありますこと、また地震の規模に
よっても被害が変わってくることから、現段階
では具体的な被害想定は難しいと考えておりま
す。

そうした中で、被害に遭った際の修理に必要な
費用を可能な範囲で見積もるとしますと、お
話にありました昭和の大修理の際に本丸建造物
の修理に要した費用を現在の貨幣価値に換算し
ました50億円に加えまして、石垣の修理に要す
る費用が72億円と想定しており、合計で少なく
とも122億円程度が必要になると試算をしており
ます。

南海トラフ地震では、高知城を含めまして多
くの県有施設が被災することが想定され、その
復旧には膨大な費用を要することが考えられま
す。そのための費用につきましては、県全体の
財政運営の中で、基金も含めて検討されるべき
ものと考えております。

なお、熊本城の復旧に当たっては、文化財の
復旧に要する費用について文化庁から90%の補
助を受けているほか、文化財以外についても国
土交通省から3分の2の補助を受けており、い
ずれの場合も一般財源部分については起債によ
る地方交付税措置が受けられますことから、自
治体の実質的な負担割合は相当軽減されている
とお聞きをしております。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 看護休暇などに
ついての就業規則の改定や実際に取得実績を上
げた企業に対する補助金の創設についてお尋ね

がありました。

お話にありましたように、給与や待遇面を見
直し、誰もが働きやすい職場環境づくりを進め
ていくことは、人手不足の解消だけでなく、企
業が将来にわたって発展していくためにも大切
であると考えております。

そのため、今年度から実施しております働き
方改革に関するセミナーにおきまして、県内企
業の具体的な取り組み事例などを交え、長時間
労働の是正やワーク・ライフ・バランス推進に
向けた事業主の機運の醸成を図っております。

さらに、セミナーに参加いただいた企業を中
心に、高知県社会保険労務士会に委託をして、
高知県ワークライフバランス推進企業認証制度
の周知と、従業員が働きやすい職場づくりに取
り組んでいただくための就業規則の見直しなど
に関する助言や支援を行い、認証企業の増加に
努めているところでございます。このワークラ
イフバランス推進企業として現在179社を認証し
ておりますけれども、この認証の要件には、従
業員の育児休業取得の実績があることのほか、
育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度
や看護休暇制度の設置が含まれておりますので、
認証企業をさらにふやしていくことで看護休暇
等の普及にもつなげてまいりたいと考えており
ます。

一方で、県内の事業者の皆様こうした職場
環境づくりを進めていただくためには、中長期
的な視点に立った事業戦略や経営計画の策定、
実行による、生産性や収益力の向上の組み
あわせて進めていただくことが不可欠と考
えておりますので、産業振興センター等において
その支援を行っているところでございます。

県といたしましては、お話のありました看護
休暇を含め、有給休暇の取得促進など、小規模
事業者においても従業員が仕事と家庭を両立で
きる職場環境づくりが進むよう、事業戦略等の

策定、実行への支援のほか、社会保険労務士会との連携などの取り組みをより一層強化してまいります。

お尋ねのありました企業への補助につきましては、国におきまして、就業規則の見直しや仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への助成措置など、働き方改革の推進に資する施策の大幅な強化が来年度に予定されておりますので、日ごろから県と緊密な関係にあります高知労働局の協力もいただきながら、国の施策の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) 本県の未来の姿をより具体的に描くためには、34市町村において、世代や性別ごとに人口を推計し、より効果的な取り組みをする必要があるのではないかというお尋ねがございました。

県では、平成27年度に、国立社会保障・人口問題研究所の推計ではこのまま何もしなければ39万人程度になるとされております2060年の本県人口を、県民の皆様の結婚や出産などの希望をかなえることを前提に約55万7,000人にするという目標を掲げ、将来にわたって活力ある持続可能な高知県の実現を目指して、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

同様に、県内の各市町村におきましても、地域地域の特性に応じた総合戦略の策定が進められてきましたが、県と市町村の総合戦略がベクトルを合わせて相乗効果を発揮していくことが重要となりますことから、その策定に当たっては、説明会の開催などを通じて県の考え方について市町村に丁寧に説明をしてまいりました。特に、人口の将来展望については、年齢構成など市町村の現状を踏まえつつ、住民の方々の結婚や出産についての希望をかなえるという視点を大切に策定をお願いしたところです。その結果、各市町村の人口の将来展望の合計と県

の人口の将来展望はほぼ一致し、現在共通する目標に向かって県と市町村が足並みをそろえて取り組みを進めていると認識をしております。

将来展望の達成に向けましては、定期的に世代別、性別の人口移動などの動きを確認しながらP D C Aサイクルを徹底し、施策を見直していくことが重要となりますので、今後とも各市町村の人口の将来展望の実現に向け、産業振興推進地域本部がワンストップの相談窓口としてその取り組みをサポートしてまいります。

あわせて、県におきましても、地産外商の取り組みを初め、若者の定着対策や移住促進の取り組みをさらに強化するとともに、少子化対策などを進めることで将来展望の達成を目指してまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 高齢者の貧困問題に対する現在の取り組みと今後の対策についてお尋ねがございました。

高齢者の貧困への対策といたしましては、まずは早い段階から相談に応じ、その上で関係機関が連携して自立に向けた支援を包括的に行うことが大切となります。そのため県では、生活困窮者自立支援制度に基づき、高知県社会福祉協議会や各町村の社会福祉協議会と連携をいたしまして、相談を受け付け支援機関につなぐとともに、相談者の状況に応じた支援プランを策定し、支援を行っております。

具体的には、就労希望がある方にはシルバー人材センターなどの仕事へつなぐといった就労支援を行うとともに、例えば年金のみで生活している方には生活費の使途の見直しをアドバイスするなど、家計相談支援を行っております。さらには、この制度での支援が難しい方については、最後のセーフティーネットとしての役割を持つ生活保護制度などにも確実につないでいるところです。

他方で、貧困になった高齢者が地域で孤立しないようにする取り組みも重要となりますことから、あつたかふれあいセンターの集いや訪問の機能を生かして、高齢者の健康や困り事の相談などにも柔軟に対応するとともに、買い物や通院のための移動支援、栄養改善を目的とした配食サービスなどの生活支援を行うなど、日々の暮らしを地域地域で支えるための取り組みも進めております。

今後、単身世帯の増加が見込まれている中、高齢者が貧困になる前に早期の相談につながるよう、地域地域での支え合いのネットワークをより強固なものにしていきたいと考えております。

あわせて、国において議論をされております生活困窮者自立支援制度の見直しの動向や社会保障改革の動きなどを注視するとともに、関係機関とも連携をいたしまして、生活困窮の相談に対応する相談員のスキルアップなどに努め、高齢者の貧困問題に取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 骨髄ドナー登録と、提供者などに対する支援制度についてお尋ねがありました。

県では、骨髄ドナー登録について、高知県骨髄バンク推進協議会、高知県赤十字血液センター、各ライオンズクラブと共催して年間6回ほど骨髄ドナー登録会を開催するとともに、県の福祉保健所、献血ルームハートピアやまももや献血会場においても骨髄ドナー登録を受け付けています。また、若者の骨髄ドナー登録を促進するため、看護学校などの特別授業や学園祭などで骨髄ドナー登録の説明会を開催するほか、毎年県内の高等学校の卒業生や看護師等養成施設の入学者に骨髄ドナー登録に関する説明資料を配布しています。

議員からお話のあった骨髄提供者に対する支

援制度は、今年度の予算編成の過程で、年を越してから各市町村に制定をお願いしたこと、また骨髄提供者が毎年8名程度である本県では、支援対象者が毎年見込まれるのは県内の提供者の過半を占める高知市のみであり、他の市町村では多いところでも年に1名いるかないかという状況もあって、現在のところ高知市と土佐清水市の2市にとどまっています。ただ、各市町村とも制度の趣旨には御理解をいただいていますし、幾つかの市町村では制度の制定に向けて前向きに検討していただいています。このため市町村に対して、モデル的な交付要綱案をお示しするとともに、引き続き支援制度の制定を呼びかけていきたいと考えています。

また、ドナー支援制度は、まだ骨髄提供に係る有給休暇制度を導入していない企業等の従業員や自営業者、無職の方々を補助対象としているものです。一方、骨髄提供者が安心して提供に臨めるようにするためには、企業に対しても、骨髄ドナー登録の普及啓発を行うとともに、骨髄提供に係る休暇制度を導入するなどの取り組みを呼びかけていく必要がありますので、その環境整備に向けてライオンズクラブなどの関係者の皆様の御意見もお聞きしたいと思います。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) 可搬式車検切れ車両読み取り機による車検切れ車両撲滅についてのお尋ねがございました。

車検切れ車両の取り締まりについてですが、車検切れ車両は、整備不良に起因する重大事故を招く危険性があり、またあわせて無保険車両である可能性が高いことから、交通事故発生時における被害者救済が困難になるおそれも高いと認められます。県警察といたしましては、こういった状況を踏まえ、交通事故捜査時はもちろん交通指導取り締まり時においても、自動車運転免許証の確認等とあわせて自動車検査証を

確認し、車検切れが判明すればその認識について聴取した上で検挙措置を講じるなど、車検切れ車両の取り締まりを推進しております。その結果、昨年中の車検切れ車両の検挙は前年比7件増の35件、本年にあっても8月末現在で前年同期比16件増の46件となっております。

次に、国土交通省との連携についてでございますが、県警察では、例年、国土交通省四国運輸局高知運輸支局と、車検切れ車両の検挙及び直接指導を目的に、交通指導取り締まりに合わせた合同での街頭検査を実施しており、昨年は8回にわたり586台に対し検査を行いました。車検切れ車両の検挙には至りませんでした。過去には、街頭検査において車検切れ車両を発見し、運転者に指導措置を講じるなど、合同での街頭検査は車検切れ車両の排除に一定の成果を上げております。

御指摘の可搬式車検切れ車両読み取り機につきましては、国土交通省による試験的な導入が検討されている段階と承知しておりますが、車検切れ車両の排除に効果を発揮することも考えられますことから、今後県警察といたしましては、高知運輸支局と連携しながら活用を検討していきたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 外国人観光客からの指摘などの情報収集の体制等についてお尋ねがありました。

現在、外国人観光客から御意見を伺う仕組みとしましては、外国人向けの観光情報ウェブサイトであるVISIT KOCHI JAPANに問い合わせ窓口を設けております。また、フェイスブックやツイッターなどのSNSを利用した情報発信もあわせて行っており、これらを通じて御意見をいただけるようにしていますことから、これまでに、数は少ないものの御意見や御指摘をいただいております。また、高知市や四万十市

などにあります外国人観光案内所を訪れた外国人観光客や、高知新港に寄港する外国クルーズ客船の乗船客に対しては、本県観光についての感想とあわせ、苦情や要望などを回答いただくアンケートを実施しております。

こうして寄せられた御意見につきましては県の観光施策に反映させるように取り組みますとともに、インターネットでいただいた御意見についてはその対応結果を提供者にお返しするようにしております。

議員から御指摘がありましたように、外国人観光客の満足度を高めるためには、さまざまな御意見を多方面からお聞きし、丁寧に対応することが大切ですので、今後外国語版観光パンフレット等を作成する際には、外国人観光案内所を紹介するほか、問い合わせ先のメールアドレスに御意見、御質問を受け付ける表記などを加えていくとともに、近年ふえてきております個人旅行者を対象としたアンケートも新たに実施したいと考えています。加えて、外国人の利用が多い口コミ観光情報サイトに掲載される情報なども活用しながら、外国人観光客の本県観光に対する御意見や御指摘を幅広く収集し、県の観光施策に反映させていきたいと考えています。

○28番(前田強君) 御答弁ありがとうございました。第2質問をさせていただきたいと思いません。

教育長にお伺いをいたしますけれども、先ほどの御答弁の中に、私立中学校入試に失敗をして、不本意ながら県立中学校を選ぶというようなお話もございました。そしてまた、倍率のお話もございました。両方とも合格をするようなケースというものも当然あるわけであって、その中で選ばれる県立中学校を目指すべきではないかというようにも私はとることができました。

と同時に、県立中学校は、学力査定というも

のではないんじゃないでしょうか。面接であったり適性検査であったりとか、そういうお話だと思いますけれども、先ほどおっしゃられたように、学力の高い生徒ばかりがそこに集中をするのではなく、なかなか厳しいけれども行きたいという思いを大切にしたいということであれば、ぜひとも子供たちや保護者の皆さんの目線というものも少しお考えをいただけないかなというふうに思うわけでございます。

その点、今後本当に一切合財、この日程が重複している問題は改善の余地が1ミリもないのか、そこを改めてもう一度お伺いをさせていただきたいと思います。

そして次に、2060年の55万7,000人の社会でございませぬけれども、計画的減少社会というような位置づけになるのかなと思っております。ぜひとも知事におかれましては、人口減少というのはどうしても暗いイメージがございませぬので、これが暗いイメージではなく、これから生まれてくる赤ちゃんとか今まだ若い世代に、そんな暗い未来ではないんだと、もっと希望あふれるものなんだよというようなところを、その社会像であったり暮らしの部分をもう少し詳しくお聞かせいただけないかなと思っておりますが、第2質問、よろしくお願いを申し上げます。

○教育長（田村壮児君） 県立中学校において、私立中学校の受験と適性検査は、学力という意味でいうと、必ずしも同じではございませぬ。ただし、適性検査の中にも当然学力の要素はございませぬので、そういう意味でいうと、やっぱり学力の高い生徒は入りやすいということにはなろうかと思っております。そういう適性、学力を持ってもらった上で強い希望を持って入ってもらえる、そういうような児童に入ってもらおうということはもちろん大事ですけれども、そういう際に、そういった学力のほうをより強く求めることになってしまうんじゃないかなと。もう少し

受験倍率を緩やかにして、入りたいという気持ちで受けていただけるような、そういった児童にも入ってもらえるような枠を広げたいというのが今の考えでございませぬ。

そういう意味で、私立中学校とは受験日は合わせさせていただきたいという考え方でございませぬ。

○知事（尾崎正直君） 2060年の55万7,000人の社会像についてということでありませぬ。この点について念のため申し上げておきますが、放っておいたら55万7,000人になるなどという簡単な問題ではありませぬ。放っておいたら39万人になります。多大なる努力でもってこれを55万7,000人にして、何とか早期に若返る高知県をつくろうとしようとしているということでありませぬ。しかも、これは若者が人口流出するからこういう社会になるんだなどという、そういうことでもありませぬ。要するに、人口の自然減が大幅に進んでいくのでこういう時代が来るのだということでありませぬ、すなわちもつとえば、これは高知県だけのことではありませぬ。日本全国でもそうなるのだということでありませぬ。

そういう中において、いかなる社会をつくっていくのか、繰り返しになりますけれども、若い人が夢と希望を持って働くことのできる高知をいかにつくるか、それを地域地域においていかにやっていくかということでありませぬ。

そのために、私どもの総合戦略において目指しているのは、4つの政策群を連携させて取り組んで進めていこうと。1つが、産業振興計画により地産外商を進めて雇用を創出しようではないか。2点目に、そこで生み出した雇用をベースにして若者の流出を防ぐとともに移住者を呼んでこようではないか。そして3点目として、そういう取り組みを高知市周辺だけではなくて中山間地域でもしっかりと取り組むことによって、それにより本来の私どもの本源的な強みを将来

にわたって生かし続けていこう、さらに言えば出生率の高い田舎で若者をふやしていこうではないか。そして4点目に、その上で狭義の少子化対策もしっかり進めていこうではないか。

この4群の取り組みを連携させて進めていって、さらに好循環をもたらしていって、結果として、うまくいけば2060年に55.7万人、これまでのパスでいけば2020年からは年少人口割合は上昇に転ずる、2040年からは高齢人口割合は低下をする、生産年齢人口は何とか50%以上というものをキープできて、2045年ぐらいからはそれが上昇に転じ、2075年からは人口は増加に転ずると、そういう時代、そういう展望を開けないかなということを考えているということです。

そういう時代、もしこのA、B、C、Dがうまくいけば、まさに産業振興計画の目指すところの、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県、これが実現するのだろうと、そう思っています。必ずそうなるということではありませんし、簡単にそうなるということではありませんが、みんなで頑張っただけでそれを目指そうとしていると、そういうことあります。

○28番（前田強君） 知事から力強い御答弁をいただきましてありがとうございます。今、まさしく知事を先頭に県庁の皆さんや、そして我々議会も含めまして、まさしくどこに、一体何を指すべき社会像があって全力を傾けるのか、そういうところについて知事から力強い御答弁をいただけたと思います。

最後になりましたけれども、私の今回の質問のテーマ、それは未来への希望でございました。未来への責任を果たしながら、そして未来への希望につなげていくという、そんな思いがございまして、知事初めまして執行部の皆様への御質問をさせていただいたわけでございます。皆様におかれましては、本当にお答えしにくいよ

うな質問もあったかと思いますが、前向きな答弁も含めまして本当にありがとうございました。

これで、私からの全ての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時7分散会

平成29年 9月29日（金曜日） 開議第4日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

29番 高橋徹君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査事務局長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
 事務局 次 長 西 森 達 也 君
 議 事 課 長 横 田 聡 君
 政策調査課長 織 田 勝 博 君
 議事課長補佐 飯 田 志 保 君
 主 幹 浜 田 百 賀 里 君
 主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成29年 9月29日 午前10時開議

第 1

第 19 号 平成29年度高知県一般会計補正予算

第 2

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案
- 第 8 号 高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 県有財産(無線機)の取得に関する議案
- 第 11 号 国道195号防災・安全交付金(大栃橋

上部工) 工事請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号道路災害関連(小島トンネル) 工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 県道の路線の認定に関する議案
- 第 16 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 17 号 平成28年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 18 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

- 報第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成28年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第22号 平成28年度高知県病院事業会計決算

第3 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第19号）

○議長（浜田英宏君） 直ちに日程に入ります。御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末360ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） 日程第1、第19号「平成29年度高知県一般会計補正予算」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第19号議案は、昨日衆議院が解散されたことに伴い、第48回衆議院議員総選挙の執行管理等に要する経費につきまして、総額6億2,000万円余りの一般会計補正予算を追加しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第19号「平成29年度高知県一般会計補正予算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第2、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第18号「平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成28年度高知県病院事業会計決算」まで、以上40件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第3、一般質問をあわせて行います。

7番土居央君。

（7番土居央君登壇）

○7番（土居央君） おはようございます。自由民主党の土居央でございます。質問の機会をいただきましてありがとうございます。

昨日、衆議院が解散され、総選挙へと向かうことになりました。国政は大きく動いておりますが、本県のやるべきこと、目指すべき方向に変わりはありません。地域に根っこを張って、地域に足のついた産業をどうやってつくっていくのか。経済の好循環を生み出すエンジンとなる、県民の安心につながる福祉をどうつくるのか。また、そうした環境を、中山間地域を含む県下全域にどう展開していくのか。

私は、安倍政権により生み出された、経済成長基調と政治の安定があってこそ、本県の産業振興計画などの施策も確かな成果を上げ、そしてこうした課題へ真正面から取り組むことができるものと思っております。

さて、本題に入りますが、今回は第3期産業振興計画ver. 2で新たな展開を見せております、人材確保とその環境整備に向けた取り組みを中心に、幾つかの視点から質問をさせていただきます。

まず、魅力ある農村づくりと移住促進につい

て質問します。

近年、半農半Xというライフスタイルが注目をされています。これは、京都府綾部市にUターン移住した塩見直紀さんという方が提唱してきたライフスタイルで、田舎で半自給的な小さな農業を行いつつ、自分の好きなことや才能を生かした活動を行いながら社会に貢献し、一定の生活費を得るという新しいライフスタイルです。こうしたスローライフが、収入が減少しても、心豊かな暮らしをしたいという都会の人たちから共感を集めています。特に20代から40代が関心を示していると言われております。

Xに当たる部分は人それぞれで、半農半ライター、半農半プログラマー、半農半職人、半農半保育士、半農半介護士など、さまざまなパターンがあるかと思っております。現に塩見氏の著書には、半自給的な小さい農を営みながら、自分が大好きで心からやりたいと思うことをやっている人たちがたくさん紹介されており、例えば、高齢化が進む町で農業をしながらヘルパーの仕事をされている方は、ヘルパーが不足している過疎の町村では特に必要とされ、自分の好きなことが社会の役に立つと、生きがいと喜びを感じながら暮らしているそうです。また、得意な英語を生かし、映画の字幕翻訳の仕事をしながら、近所の子供たちに英語を教えている40代の方もいます。こうした都会の若者のライフスタイルの変化に、我が県の中山間地域は、最も魅力的な場を提供できるのではないかと考えています。

全国を見ますと、本県と同じく人口減少と過疎化に悩む島根県では、自営就農、雇用就農という就農形態に加えて、新たに半農半Xの支援体制を強化し、きめ細かいさまざまな助成事業を用意し、県と市町村が一体となってU・Iターン推進策の充実を図っております。本県としましても、市町村と連携し、半農半Xの推進に向けた支援体制を充実させるべきではないかと思

います。

本県では、今後移住促進、人材確保の体制強化の一環として、各産業分野の人材ニーズをデータベースで一元化することにより、複数の仕事の組み合わせや半農半Xといった働き方についても提案をすとお聞きしておりますが、半農半Xの推進に向け、今後どのような施策の充実を図っていく考えか、尾崎知事にお聞きをいたします。

次に、半農半Xの条件整備として、農地取得条件の緩和について質問いたします。今、全国でさまざまな就農希望者の定住促進策が講じられておりますが、移住者の希望も多様化し、半農半Xや、さらにはそこにまで至らない程度の、家庭菜園程度の農地での農ある暮らしを求めて、田舎への移住を希望している人たちも増加しているようです。

こうした場合の課題となっているのが、農地の取得要件です。田舎にある空き家には付随農地がある場合が多く、土地、建物とあわせて農地を購入するためには、農地取得の要件を満たす必要があります。従来、農地法では、小規模農家がふえないよう、農地取得について下限面積を都府県で50アール以上と規定しておりますが、知事が認めた場合、10アールまでの範囲で引き下げが可能でした。しかし、2009年の法改正で、緩和権限が市町村農業委員会に移り、10アール以下での設定も可能となっております。

こうした背景を踏まえて、近年では各市町村が、就農を希望する移住者が家や農地を得やすくするために、農地取得の下限面積を大幅に緩和する動きが広がっております。例えば、兵庫県宍粟市1アール、大分県竹田市1アール、長野県飯山市2アールといったぐあいでありました。一方、本県における最低下限面積は、佐川町などの10アールとなっております。長野県飯山市の事例では、昨年長野県が移住定住促進の目的

で県内市町村の農業委員会に下限面積の見直しを要望し、県内の6市町村がこれに応じて下限面積の引き下げを実施しており、飯山市では県内最小の2アールまで引き下げております。

私は、農家の減少と耕作放棄地の増加、そして集落営農の組織化を推進する中で、新規の農地取得に係る下限面積の設定は、もはや現実的ではないのではないかと感じております。仮に、地域農業の維持に問題があるとの認識に立ったとしても、下限面積を緩和した多くの市町村がそうであるように、農用地区域以外の農地であるとか、空き家バンクに登録する空き家に付随する農地に限るとか、地域の現状に応じて一定の条件をつけることで、地域の利益が守られ、むしろ移住者の確保による利益のほうが大きいのではないかと考える次第です。

本県でも、半農半Xを提唱し、移住、定住を推進する上には、こうした農地取得に係る条件整備も必要になるかと思いますが、県として、市町村農業委員会とコンセンサスを図りながら、農地取得の下限面積の見直しを進める考えはないか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、移住促進のための条件整備として、インターネット環境についてお聞きいたします。移住を促進する上はもちろん、広く中山間地域活性化の課題でありますインターネット環境について、県は今年度、情報通信基盤整備事業費補助金を新設しました。その成果もあり、光ケーブル通信の全域未整備の大豊町、大川村、仁淀川町、三原村の4町村が整備計画を進めることで、ようやく2018年度に超高速で安定的にデータを送受信できる光ケーブル通信が、県内全市町村で整備が進められる見通しとなっております。

光通信網の整備は、民間事業者も行政もともに、世帯数の少ない中山間地域では採算面や費用対効果がネックとなっており、このたび市町

村ベースでは100%になる見通しが立ったものの、地区ベースでは高知市鏡地区など未整備の地区も残っております。特に本県の中山間地域では、今後集落活動センターの機能強化やこうち型集落営農組織の多角化、中山間地域複合経営拠点の活動拡大、そして移住促進策の強化などを急ぐ中で、安定的な超高速通信の環境整備は不可欠な課題ではないかと思えます。

そこで、県としては、市町村や地区住民、民間事業者との合意形成を図りつつ、さらなる整備に向けた取り組みを進めるべきと考えますが、総務部長の御所見をお聞きいたします。

また、W i - F i 環境につきましては、今年度から総務省は、地方自治体に対し防災拠点や避難所、また公共施設へのW i - F i の整備を促進するための補助制度を新設し、2020年度までに全国3万1,000カ所に設置する方針を掲げております。

このたびの光ケーブル基盤の整備見通しとあわせ、課題でありました高知県全域でのW i - F i 環境整備が大幅に加速できるものと期待いたしますが、県内での整備促進に向けた取り組みについて総務部長にお聞きをいたします。

次に、農家住宅政策の推進について質問いたします。人口減少、高齢化が急速に進展する全国の農山漁村において、若者や女性など多様な移住者を掘り起こし、次世代の農業後継者を含め、地域活性化を担う人材を確保することは非常に重要な課題となっております。このような中、農林水産省では、山本有二前農林水産大臣の強い意欲のもと、快適な住環境の整備が若者の定住化につながる事例に着目し、農村の魅力ある生活環境の整備に向けた農家住宅政策を打ち出しております。

本県でも、過疎化、高齢化による空き家、耕作放棄地の増加等の課題が顕在化する中、この政策の有効活用により、地域の持続的発展に不

可欠である農業後継者や新規就農者、U・I・Jターンなどの移住希望者のニーズに合致した居住や生活環境の整備に対する支援を進めることができるものと期待をしております。

第3期産業振興計画では、新規就農者320人の確保を目標に、地域と一体となってさまざまな取り組みを強化しているところであり、平成28年度の新規就農者は過去最高の276人と、年々増加してきております。しかし、新規就農者の数をふやすこと自体が目的ではなく、地域の担い手としての定着と定住により、さらなる地域活性化につなげるこそが大事であり、そういった点からも新規就農者の住宅の確保対策は非常に重要であると考えます。

農家住宅政策では、今年度、全国6カ所のモデル地区のうち、高知県では四万十町がモデル地区に指定され、空き家の再生とレンタル農地をセットしたまるごと再生農家住宅、若者のシェア文化を生かした農家住宅・農業機械・農地等のシェア農家住宅、多世代住宅と生活関連施設が密接に関連したコンパクト・ビレッジという3つのモデル構想を打ち出しました。

これから四万十町の仁井田地区、松葉川地区、立西地区の3地区で具体的な計画づくりをするという聞いておりますが、四万十町における農家住宅の構想実現に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、鳥獣被害対策について質問いたします。高知県は、全国でも有害鳥獣専門の対策課を持つ数少ない県であり、国の助成事業である鳥獣被害防止総合対策交付金と県の野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金を2本柱に、きめ細やかに対策の充実と加速化を図っておられるところであります。

農水省の資料によりますと、我が国の有害鳥獣の個体数の推定は、さまざまな取り組みにも

かかわらず、この四半世紀で急増しております。高知県における個体数はわかりませんが、農作物被害額は2億円前後で推移しており、県内でも市町村別に被害の傾向が大きく異なっていることから、県内での被害対策の進捗度には差ができつつあるのではないかと懸念をしております。

有害鳥獣は一定広域で活動しており、対策エリアから非対策エリアへと移動していくことから、鳥獣被害対策の実効性を上げるためには、一定広域での取り組みが必要であり、そして被害状況の的確な把握と現行対策の妥当性の検討を通じた捕獲戦略、そしてそれを実行できる捕獲人材や技術などの質の面が非常に重要だと言われております。

財源の柱である鳥獣被害防止総合対策交付金は、基本は市町村事業ですが、都道府県への支援も行っており、毎年都道府県事業として2,300万円を上限に、都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取り組み予算として活用することができます。例えば長野県では、この2,300万円の都道府県事業を活用し、平成26年度からハンター養成学校を開校し、組織的に狩猟人材の育成に活用しているとお聞きいたしました。

この都道府県事業を高知県では余り活用されていないようにお聞きをいたしますが、高知県でも、広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成のさらなる推進に向けて、都道府県事業をもっと有効活用するべきではないかと考えます。中山間振興・交通部長の見解をお聞きいたします。

次に、有害鳥獣の捕獲における課題の一つに、毎年大量に捕獲される個体の処理の問題があります。現在、捕獲した個体の多くが埋設処理されていることから、捕獲した個体のジビエ等への有効活用を図る取り組みが進められております。

また、ジビエとして活用できる部位以外にも、ペットフードや肉骨粉などへの利活用が期待されております。この部分は、天然で低価格で栄養もあり、かつ高い品質管理も求められないということで、他県ではペットフード業者からのアプローチもあるようにお聞きしております。また、肉骨粉についても、イノシシがBSEにかからないことが証明されたことで、昨年規制緩和をされましたので、餌としてのイノシシ肉の利用が可能となっております。ペット市場の拡大に伴い、今後の利活用の促進が期待できるのではないかと考えております。

そこで、本県として、有害鳥獣をペットフードや肉骨粉などとして利活用を図る仕組みづくりを進めるべきと思いますが、中山間振興・交通部長の見解をお聞きいたします。

次に、農業振興策をお聞きいたします。

まず、米政策です。近年、味や名称にこだわった米の新銘柄、いわゆる御当地米が全国各地で続々と誕生しています。来年の国の生産調整廃止を見据え、消費量と米価が低迷する中でも高価格帯で販売し、農家収入を確保する狙いがあるようです。全国ブランドのコシヒカリや秋田県のあきたこまちなどは有名ですが、近年は北海道のゆめぴりか、山形県のつや姫など、明確な生産・販売戦略を持った銘柄が続々市場に投入され、既存の有名ブランドをも脅かすようになってきております。

高知県では、一年を通して高温多雨、そして全国一の日照時間を誇り、その特徴を生かした有利販売を図るため、日本一の早期栽培を推進してまいりました。近年、高知県のお米は、お米日本一コンテストや米・食味分析鑑定コンクールといった全国・世界規模での大会で優勝するなど、徐々に評価を上げてきています。

そのような中、この6月、県が開発した極わせ米、高育76号が、県の奨励品種に採用されま

した。この高育76号は、高温に強いふさおとめと食味のよいコシヒカリをかけ合わせ、平成15年から14年間をかけて高知県が独自に開発した期待の新品種です。これまでの栽培実証試験によりほぼデータも集まり、7月中に収穫可能な極わせ品種であることや、外観品質、収量性、コシヒカリ並みの食味など、全てにすぐれた特徴を持つことが示され、来年度から本格的な普及を図ることとされています。

現在、高知県産米は、基本的には7月下旬の南国そだちから、ナツヒカリ、コシヒカリ、そして普通期米のヒノヒカリへのリレー出荷をしておりますが、この期待の新品種高育76号を、それら既存の品種との差別化を図りつつ、いかに高品質化し、いかに早期化し、そして販売促進につなげていくかが重要になってくると思います。

例えばことし、他県では、独自銘柄いちほまれを投入した福井県は、最高級の魚沼産コシヒカリより上を目指す自信を見せ、県と地元JAグループが2億8,000万円もの破格のPR費を投じる計画だとお聞きをしています。高知県でも、高育76号について、農業団体とも連携しつつ、しっかりと目標を定めた中での生産振興戦略と販売戦略を描いていかなければならないと考えます。

そこで、高育76号に対する期待と今後の展望について尾崎知事にお聞きをいたします。

次に、減反政策終了後の対応についてお聞きします。来年から国の生産数量目標がなくなるに当たり、1970年に始まり、約半世紀にわたり続いてきた米の減反政策が終了を迎えます。国の米政策は大きな転換点を迎えることとなりますが、その後、国は、生産数量目標ではなく、全国や産地ごとの需給動向などの情報を提供するととどめることになり、産地の生産者や農業団体はそうした情報をもとに、適切な生産量や

転作などの計画を自主的に決める方式に移行することになります。

これにより、農業者の経営の自由度が拡大する一方で、農業者みずからが需要に応じた生産ができなかった場合、過剰生産により米価が下落し、農業経営の悪化につながる可能性があることを県も指摘しております。

こうした懸念を踏まえ、県としても、現状では破格の補助金に守られた飼料用米やその他高収益作物への転作を進めることはもちろんとして、主食用米については、県独自に生産数量目標を示すのか、農業者の自由に委ねるのか、そして県として米政策をどのように進めていくのか、来年以降に向けた県の米戦略を農業振興部長にお聞きいたします。

次に、県産農産物の需要拡大のための高鮮度輸送技術の課題についてお聞きいたします。私は、2年前の9月議会で、高知県農産物の需要拡大のための高鮮度輸送の課題について、本県青果物の競争力向上に大きく貢献してきたパーシャルシール包装の特許期限の終了に向けた、新たな鮮度保持技術の開発と活用について質問をさせていただきました。

御答弁をいただきましたように、パーシャルシール包装の商標を取得していることと、他県にない高知県園芸連の一元集出荷によるコールドチェーン体制のもとで、より高い鮮度保持効果を発揮していること、また農業技術センターが中心となり、民間企業とも連携を図りながら、さまざまな鮮度保持にかかわる技術開発に取り組んでいることで、本県の優位性が直ちに失われることはないと思いますが、年々他県との産地間競争が激しさを増す中、特許期限も約1年に迫り、現場からは不安の声も聞こえてまいります。また、本県は、第3期産業振興計画で農業分野の成長戦略として、卸売市場との連携による農産物や食料品輸出の販路拡大を掲げてお

ります。したがって、国の内外を問わず、農産物需要のフロンティアを拡大し、かつ本県の農業振興と競争力を維持していくためには、鮮度保持技術の有効活用、特にパーソナルシール包装のような独自の特許技術の取得が望ましいと考えます。

そこで、これまでの技術研究により、どのような成果があったのか、またその研究成果の現場における実装と普及にどう取り組まれているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、産業振興と人材確保策といたしまして、首都圏人材ネットワークと首都圏の優秀なIT人材の誘致について質問いたします。

高知県は、インターネット環境があれば、地理的条件に左右されることがなく、また若者に人気の高いコンテンツ産業の振興と集積を産業振興計画の成長戦略に位置づけ、コンテンツ系企業の誘致や新たな起業への支援、またIT人材の確保・育成などに力を入れています。特に企業立地に関しましては、手厚いコンテンツ関連企業立地助成制度を活用した誘致活動が成果を上げ、順調に産業振興計画の目標をクリアしています。しかしながら、企業がその地域でよい人材を確保できなければ、事業継続と拡大は難しく、コンテンツ産業の振興と集積は人材の確保いかに大きく左右されるとお聞きしております。

そこで、今後本県での新たなコンテンツ企業の立地促進や拡大再生産の実現には、IT人材の確保と育成が大きな課題となるかと思いますが、本県は、今年度から首都圏人材ネットワークの構築に新たに取り組むとともに、土佐MBAでのアプリ開発人材育成講座を充実することにより、県内外のIT人材の確保と育成を強化しているものと認識しております。特に、首都圏人材ネットワークの構築により目指すべき最大の成果として、高知県出身IT人材のUター

ンはもちろん、広く首都圏の優秀なIT技術者やクリエイターなどの移住や、あるいは本県での起業につなげていけるのではないかと期待を感じています。

ただ、全国レベルでのIT人材の人材獲得競争が激しくなる中で、優秀な人材を確保することにより、高知県内でコンテンツ産業クラスターの形成を実現するためには、IT人材にとって本県がキャリアアップやスキルアップを実現しながら豊かな生活を楽しむことができる魅力的な地域であることをPRするとともに、実際にそれができる環境や組織体制を整備していくことが必要と考えます。

こうした点を踏まえ、県は、首都圏人材ネットワークを活用し、どのような目標と取り組みで首都圏IT人材を獲得し、高知への移住を促進していくのか、また今後のネットワークの充実に向けた取り組みについて尾崎知事にお聞きをいたします。

次に、県外大学生のUターン促進策について質問いたします。高知県は、現在統計史上初めて年間を通じて有効求人倍率が1倍を超え、完全雇用の状態にあるものの、各方面で人手不足が進行しています。そこで、第3期産業振興計画ver. 2では、持続的な拡大再生産の好循環に向けたさらなる地産強化のため、人材の確保策の強化をポイントに掲げて、高校生、大学生の県内就職の促進策も、その柱の一つとして取り組んでおります。

高知県における新規大卒者の求人倍率は、平成26年度の8.43倍から平成28年度は17.09倍に倍増しておりますが、県外企業からの求人活動も活発であり、平成28年度の求人件数は、県内企業が1,521件に対し、県外企業は2万1,396件もあります。その結果、県内大学生の県内就職率は35.8%、県出身県外大学生に至っては16.4%しかありません。県は、この県外大学生の県

内就職率を平成31年度に30%まで引き上げることを目標に、県外大学の3年生をターゲットに定め、就活準備セミナーの強化などに取り組んでおります。

私は長期的視点から、こうした学生のUターン施策の実効性を上げていくためにも、県が主催して、県出身学生の学生版高知県人会を組織してはどうかと考えています。

セミナーは一過性で終わりますが、県人会は、学生から見れば4年間の継続性もあり、県出身学生同士の年代を超えた交流はもちろん、県東京事務所などに事務局を置くことで、ふるさととのつながりの維持や地元情報を得る場としても機能させることができると思いますし、そうした活動が、早い段階からのUターン人材の掘り起こしにつながるのではないかと期待しています。さらに、就活セミナーとの相乗効果も期待でき、県外学生の県内就職促進に有効な仕組みとなるのではないかと考えますが、商工労働部長に見解をお聞きいたします。

次に、保育士のキャリアパスの構築と処遇改善についてお聞きします。

本県では、福祉人材の確保と質の向上が大きな課題であり、その対策が急務となっています。保育士につきまして、日本保育協会による調査報告では、90%の新任保育士が、子供が大好きで、保育士になることが夢で、希望を持って保育所に就職する一方で、20%が2年以内で離職し、半分の50%が6年以内に離職している実態が示され、今後保育士の確保が困難になっていく中で、早期離職を防ぎ、長期間勤務ができる環境を整備するためには、その業務に見合った報酬や地位が保障されることと、保育士自身の保育の質の向上のためのキャリア形成など、保育士にとって保育所が魅力的で働きやすい職場環境の整備が必要であり、そのためにキャリアパスを考慮した処遇システムが有効だとの分析

をされております。

現在、保育士の処遇は、原則として各施設に委ねられており、また保育所には、一般企業のような営業職や部長、課長、係長といった細かな役職がなく、キャリアアップに統一的基準がありません。したがって、昇進を目指すとしても、狭き門の上、長期間勤務し、研修を受けスキルアップに努めても、なかなかキャリアモデルが見えてこないことから、将来の目標を定めがたく、それによるモチベーションの低下が早期離職につながっているとの指摘がされております。

そこで、国は、保育士の平均経験年数や賃金改善、キャリアアップの取り組みに応じた、これまでの人件費加算に加え、新たに今年度から、技能、経験を積んだ職員に係る新たな処遇改善加算を追加し、キャリアパスと研修体系を有効に活用した保育人材の確保及び資質の向上を図りつつ、保育士が長く働くことができる環境づくりに向けた処遇改善策を制度化しています。これにより、キャリアアップにつながるスキルを磨くという、やりがいや将来の夢の実現など、保育士がモチベーションを維持し、希望を持って働ける環境づくりが進むものと期待をしています。

ただし、処遇改善等加算は申請主義でありますし、また条件として県が実施するキャリアアップ研修の受講が必要であります。また、事業所としても、業務多忙の中、職位体系、給与体系、勤務体制、研修体制などについて確立する必要もあり、新たな負担も生じてまいります。

こうした課題を踏まえて、県としては、処遇改善等加算を多くの事業者が取得し、保育士の処遇改善が図られますよう、しっかりと支援していく必要があると思いますが、県はどのように取り組まれるのか、教育長にお聞きいたします。

また、この制度の中では、例えば出産や育児で保育現場を一旦離れた保育士が現場復帰に当たり、離職前の職位や給与水準が下がらないように、身につけた技能、研修を修了証書等で明確化することとなっており、人材確保においても有効であると考えますが、教育長の見解をお聞きいたします。

最後に、医療的ケア児の保育体制の整備について質問いたします。

高知県では、日本一の健康長寿県構想を策定し、県民の皆様が住みなれた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる高知型福祉の実現を目指しております。障害のある子供たちにつきましては、障害福祉計画により、できるだけ早い時期から専門的な療育支援を受けられる体制整備などの課題に重点的に取り組み、あわせて可能な限り障害のない子供と同じような一般施策としての子育て支援の中で、支援が受けられるような体制づくりも目指しておられることと認識しております。

医療的ケア児とは、胃に穴をあけてチューブで栄養を摂取する胃ろうやたんの吸引、人工呼吸器の装着などが必要な子供たちのことで、医療技術の進歩で新生児が救命される確率が高まったことで増加しています。しかしながら、受け入れ体制が十分でない実態も指摘されるところでありまして、2015年度の厚労省の調査では、ゼロ歳から5歳の医療的ケア児がいる家庭で、保育所や幼稚園を利用できた割合は20.6%にすぎません。また、障害児の通所事業所のうち、医療的ケアを提供しているのは1割ないし2割程度にとどまり、また保育所での受け入れ状況につきましては、全国でも260カ所、303人にすぎず、8県ではゼロ対応となっております。こうした実態を踏まえ、厚労省は今年度からモデル事業で、看護師の派遣や保育士の研修受講でかかる費用補助など体制づくりを進めるとし

ています。

自治体レベルでも、保育所での受け入れが最多の大阪府は、43保育所で49人を受け入れており、大阪市など少なくとも8市町が、看護師の配置費用を補助するなどしています。その他、全国の自治体でも、医療的ケア児を長時間預かる施設を開設したり、既存の保育所などに看護師を配置したりして、特別な支援が必要な子供が同年代の子供とともに成長できる環境の整備に取り組んでいるようです。

そこで、高知県における医療的ケア児の保育所での受け入れ状況とニーズについて県はどう把握しているのか、また今後の支援の充実に向けた取り組みについて教育長にお聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、移住促進に関し、半農半Xの推進に向けて、今後どのような施策の充実を図っていくのかとのお尋ねがありました。

県の窓口を通じて移住していただいた方々の年代を見ますと、20代から40代のいわゆる子育て世代の方が8割以上を占めており、特に人口減少がより深刻な中山間地域において、地域を支える人材として、こうした若者の移住に期待が高まっているところでもあります。私も、中山間地域こそ本県の強みの源泉と思っておりまして、地域地域に人材を呼び込める仕組みをしっかりと構築することが、ますます重要になってくるものと考えております。

中山間地域には、1次産業はもとより、建設業や福祉分野などの仕事はありますが、特に先ほど述べた若い方々の場合、収入面の不安などから、移住を決断するまでには至らないといった場合も見受けられます。そうした不安を払拭するためには、半農半Xという形も含め、年間

を通じて一定の収入が得られるような複数の仕事の組み合わせや、自然環境に恵まれた中山間地域での豊かなライフスタイルなどを具体的に提案することも必要だと考えております。

今回、全ての市町村や各産業団体などに社員として参画していただき、まさにオール高知の体制として立ち上げた一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターでは、現在事業承継・人材確保センターやハローワーク、福祉人材センターなどが持っている6,000件を超える求人情報のほか、地域地域で掘り起こす1次産業系の人材ニーズなどを一元的に集約し、全国に発信していくこととしております。

さらには、半農半Xにはさまざまなパターンが考えられますので、こうして集約した数多くの人材ニーズをもとに多様な仕事の組み合わせをつくり、住まいや生活環境などに関する情報なども含めて、オール高知の体制のもと、移住希望者のニーズに寄り添った移住プランを、これまで以上にアクティブに提案していくことで、移住に向けた後押しをしてまいりたいと、そのように考えているところです。

また、1次産業分野では、半農半Xを希望する方も活用できる、研修期間中や就業開始時の支援制度もあります。例えば、農業分野では、農業担い手育成センターでの技術習得、高知県新規就農推進事業費補助金、林業分野では高知県立林業学校での技術習得、漁業分野では高知県新規漁業就業者支援事業、このような支援策が就業前には講じられることとなっております。また、就業後につきましても、例えば、農業では園芸用ハウス整備事業でありますとか、漁業では漁船導入支援事業ですとか、こういう支援策があるところであります。これらの支援制度を生かし、しっかりとサポートしてまいりますとともに、既に移住いただいた方々のお声も伺いながら、さらなる施策の充実について検討を

進め、地域や産業の担い手の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、県が開発した高育76号に対する期待と今後の展望についてお尋ねがございました。

本県の米につきましては、昨年お米日本一コンテストで、土佐天空の郷にこまるが特別最高金賞を、また米・食味分析鑑定コンクールでは、仁井田米にこまると土佐岩戸米コシヒカリが金賞を受賞しております。これに加えて、米の食味ランキングにおいて、県西部のにこまるが本県で初めて特Aを獲得するなど、全国的にも高い評価を受けているところです。

こうした中、農業技術センターでは、早場米の品質向上とブランド化を目的に、全農こうちなどの意見を伺いながら、食味がよく、品質がすぐれる品種の開発に取り組み、このたび高育76号が、本年6月の審査会で、本県で栽培を推進する新たな奨励品種に採用されました。この高育76号は、極わせ品種としては収量が多く、また県外の卸業者への食味試験でも、食味や香り、光沢がコシヒカリと同等もしくはそれ以上との評価をいただいていることから、本県産早場米の評価が高まり、ブランド化につながるものと大いに期待をしているところであります。

来年度から本格的な栽培が始まりますが、他県産より有利に販売していくためには、高品質化や早期収穫による差別化が大変重要となっております。県といたしましては、県内各地での実証圃の設置や栽培講習会の開催により、この品種に適した栽培技術の向上と普及に取り組みながら、まずは収穫時期が重なるナツヒカリからの転換を進め、次にコシヒカリの品質向上が求められる地域への導入を図ることにより、平成35年度には現在のナツヒカリの栽培面積の約6倍に相当する1,000ヘクタールを目標に、生産拡大を進めてまいります。

販売面におきましては、8月に品種名を公募

したところ、約2,000点の応募をいただくなど、高育76号に対する県民の皆様からの期待の大きさを感じております。この関心の高さを生かし、年度内に開催予定の命名式では、消費者や県内ホテル・旅館などの実需者を招いての試食会を実施し、県内需要の喚起に努めてまいります。また、県内外の本県の米の取扱店に対して、これまで3回の試食宣伝を実施してきたところですが、来年の新米の収穫時から、全農こうちなどと連携しながら、都市圏の大手量販店でのキャンペーン店舗数の拡大による新たな販路の開拓や、県内スーパーでの試食販売による消費拡大を図ってまいります。

こうした取り組みによりまして、早場米の底上げを図りつつ、平たん部の高育76号、コシヒカリから、中山間部のヒノヒカリ、にこまるにつながるリレー出荷とあわせて、これまで高い評価をいただいているブランド米との相乗効果によって、県産米全体の評価をさらに高め、地産外商の強化、稲作農家の所得向上と水田農業の活性化につなげてまいりたいと考えているところであります。

最後に、首都圏人材ネットワークを活用し、どのような目標や取り組みで人材の獲得や移住を促進していくのか、また今後のネットワークの充実に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

県ではこれまで、企業誘致や企業間の連携による取引拡大の促進などにより、コンテンツ産業の振興に取り組んでまいりました。その結果、本県に立地したコンテンツ関連企業は累計で10件に及び、これによる新規雇用は本年7月末までの累計で約150名となっております。既に立地した企業の人材採用は今後も拡大が見込まれるとともに、今後新たに立地を予定している企業も出てきている状況にあり、複数の人材の確保がより重要な鍵となっております。

このため、今年度より、首都圏のIT・コンテンツ関連の人材や企業とのネットワークを構築する取り組みを、平成31年度末の登録者数300人を目標に進めております。このネットワークにおいては、登録いただいた会員を対象に、県内企業の求人や県主催の移住・就職イベントの情報の発信などに取り組みとともに、より多くのU・Iターン就職の実現に向けて、県内企業と人材との直接的なマッチングの場として定期的な交流会を開催することとしています。去る9月9日に東京で開催いたしました第1回交流会では、県内企業4社に事業内容などのPRや参加者との交流を行っていただきました。その結果、U・Iターンを希望する方と就職に向けた話し合いが行われたという事例も出てきております。

一方、交流会の参加者からは、地方で首都圏と遜色のない仕事をするためには、IT・コンテンツ関連の交流の場や学びの場の充実が必要との御意見をいただいたことから、今後こうした視点で、ネットワークのさらなる充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、フェイスブックなどの情報ツールを活用して、会員同士が情報共有や意見交換ができる仕組みを構築しますとともに、定期的な交流会に加えて、小規模な交流会や勉強会も開催していきたいと考えています。こうした取り組みを通じて、本県のIT・コンテンツ企業やそこでの就労環境のPRに努めるとともに、県内の企業等で組織するコンテンツビジネス起業研究会や民間のさまざまな勉強会の存在なども周知することによって、首都圏の人材に本県を選択していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

今後は、他県との人材獲得競争に打ち勝ち、県内にコンテンツ産業クラスターが形成できるよう、このネットワークの拡大を図りますとと

もに、土佐MBAを核に、企業や大学、専門学校などと連携した人材確保・育成の取り組みの大幅な充実強化についても検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、農地取得の下限面積の見直しについてお尋ねがございました。

平場と比べ営農条件が劣ります中山間地域では、農業だけで十分な所得を確保することが難しいことから、いわゆる半農半Xを推進することは、地域の農業生産の維持及び移住の促進に有効な手法の一つとなると考えております。

一方で、農地は農業における重要な生産基盤であり、食料の安定的供給を図る上からも、優良な農地の保全と効率的な活用が求められておりますことから、その取得に際しては下限面積が設定されているところです。

この下限面積につきましては、農地法の規定により、原則として50アールとされているところですが、農業委員会が別に定めるところにより、これを10アールまで引き下げることができることとなっております。さらに、遊休農地があり、かつ周辺の農地利用に支障を生じるおそれがない場合に限り、10アール未満に引き下げることも可能となっております。この判断は、各市町村の農業委員会が行うこととされておりますことから、県としましては、これまでも説明会の場などにおきまして、市町村や農業委員会に対し、本制度の周知を図ってまいりました。

他方で、下限面積の引き下げによりまして、担い手への農地集積への支障が生じる可能性があることや、権利移転を前提とした投機目的の農地取得が行われることが懸念されることから、他県で引き下げを行った市町村におきましても、対象農地を地番単位で設定したり、空

き家バンクに登録された空き家に隣接した農地を対象を限定するなどの対策を講じておるところでございます。

県としましては、今後とも制度の周知に取り組んでまいりますとともに、農地の保全や効率的な利用を十分考慮しつつ、移住の促進にもつながりますよう、他県の事例などもお示ししながら、市町村や農業委員会とともに勉強してまいりたいと考えております。

次に、四万十町における農家住宅の構想の実現に向けて、県としてどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

地域外からの新規就農者の受け入れといった担い手の確保や移住をさらに推進していくためには、地域地域で定住可能な住居を確保していくことが非常に重要であります。こうした中、国では、本年1月に農家住宅を含む魅力ある生活環境の整備に向けた取り組み方針を定め、そのモデル地区として、全国で四万十町を含む6地区が選定されました。モデル地区に選ばれました四万十町では、地域の住民代表の方や県の関係部署も参画した四万十町就農・定住促進協議会を立ち上げ、多世代の交流が盛んとなる四万十モデルの農家住宅の整備をコンセプトに、町内3地域で農家住宅も含めた地域づくり計画を策定することになっております。

現在、お話にございました3つのモデル構想をもとに、9月から地域の住民の方も参加したワークショップを開催し、地域地域に即した計画づくりを進めているところです。その際には、住宅建設業者などの専門家のアドバイスも受けながら、空き家の農家住宅としての活用も検討し、計画に盛り込むこととしております。また、町のPR動画の制作や移住相談会への参加、農業体験ツアーの開催など、就農・定住促進に向けた活動にも取り組んでいるところです。

この四万十町の取り組みはまだ始まったとこ

ろであり、県といたしまして、まずは実効性のある計画の策定に向けて、話し合いの場でのコーディネートやアドバイス、国、県の支援策の情報提供などを行ってまいります。さらには、産地提案型の担い手確保対策や高知県移住促進・人材確保センターなど、県が進めております人材確保の施策群も積極的に活用して、将来にわたり若者が定着し、地域の活性化につながるよう、しっかりと支援してまいります。

次に、主食用米の生産数量目標と県の米政策についてお尋ねがございました。

国内の米需給の均衡を目的としまして、これまで国から示されてきました主食用米の生産数量目標は、農業者の経営の自由度を拡大させるという観点から、平成30年産からは国による提示が廃止されることとなっております。しかしながら、米の需給に関しましては、生産が過剰になった場合には、米価の下落による農業者の経営悪化を招くおそれがあるため、需給バランスのとれた生産を引き続き行っていくことが重要であると考えております。

こうしたことから、県では、平成30年産においては、国から示される全国ベースの主食用米の需要量を基礎として県全体の生産数量目標を算出し、これをもとに市町村ごとの生産数量目標の目安をお示しすることにより、県内の需要に応じた生産を進めてまいります。各市町村や地域においては、生産数量の目安に基づきまして、国の水田活用の直接支払交付金を最大限活用するなど、主食用米から飼料用米などの非主食用米や、生産性の高い園芸品目への転換を積極的に推進していただきたいと考えております。

また、こうした転作の取り組みに加えまして、主食用米につきましては、先ほどの知事の答弁にもございましたように、高育76号などのブランド化を進めますとともに、供給が不足しております外食産業向けの業務用米として、J Aな

どとも連携しながら、現在のナツヒカリから、さらに収量の多い品種への転換を進めてまいりたいと考えております。

最後に、鮮度保持技術に関しまして、これまでの技術研究の成果と現場における実装と普及についてお尋ねがございました。

本県が開発しました、代表的な鮮度保持技術であるパーシャルシール包装につきましては、低コストな鮮度保持技術として平成13年12月に特許登録しております。この技術は、鮮度保持効果が高いことから、市場や量販店から高く評価されており、例えば東京市場では、全国平均より、ニラで25%、小ネギで11%、高値で取引されている一因となっているものと考えております。

農業技術センターでは、新たな鮮度保持技術として、出荷用ポリ袋の表面に小さい穴をあけるパーシャル大袋包装法の開発に取り組み、これまでにニラ、ナバナ、アスパラガス、ブロッコリーで実用化されています。また現在、葉ニンニク、カイランサイ、ハウレンソウなど新たな品目への応用に取り組んでいるところです。さらに、昨年度からは、パーシャルシール包装に加え、ナス、ミョウガ、ユズなどを対象に、民間企業と共同で近赤外線の照射による鮮度保持と腐敗防止技術の実用化に取り組んでおります。この秋からは、主産地のJ A出荷場において、実際の出荷工程に合わせた照射方法の検討を行いながら、早期の技術導入につなげてまいります。

議員のお話にもございましたように、パーシャルシール包装の特許は平成30年をもって終了いたします。しかしながら、この技術にとって最も重要なポイントであります、袋の接着部分の加工には、相当高度なノウハウが必要であるため、この技術が直ちに他県農産物に使用される可能性は低いと考えております。

県といたしましては、平成23年に取得したパーソナルシール包装の商標による知名度を生かした販売を継続しつつ、他県産に比べて本県の園芸青果物が市場で高く評価されますよう、さらなる鮮度保持技術の開発に取り組み、産地の強化、農家所得の向上につなげてまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、光ケーブル通信網の整備に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、移住の促進や中山間地域の活性化のため、超高速ブロードバンド環境を整備する必要があると考えており、県単独の補助制度を設けるなどにより、その整備に取り組んできたところであります。

現在のところ、県内12市町村で未整備地域があります。このうち、4町村では全域が未整備地域となっておりますが、各町村で今年度または来年度から整備を進めていく予定であり、無線による整備とあわせまして、これらの町村では、おおむね全域で光回線またはLTE通信による高速でのインターネット利用が可能になります。

高知市を含む残る8市町村は、市町村の一部が未整備地域となっておりますが、このような市町村については、現在の整備状況や地域のニーズなどが市町村によって異なることから、市町村の実情に応じた個々の取り組みが必要になると考えておまして、県としましては、各市町村に未整備地域における整備の必要性をお伝えした上で、十分に協議するとともに民間事業者とも調整し、未整備の世帯数の多い市町村を中心として、市町村ごとの具体的な整備方法や期間などに関する工程表を順次作成し、市町村と共有したいと考えております。

こうした工程表の作成と、その実行を通じ、超高速ブロードバンド環境の整備を着実に推進

してまいります。

次に、Wi-Fiの整備促進に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

移住者のためのWi-Fi環境を整備するためにも、先ほどの御質問にお答えしました、通信基盤となる超高速ブロードバンド環境の整備を着実に推進することが重要と考えております。その上で、お尋ねの無料Wi-Fiの環境につきましては、現在、外国人観光客の利便性の向上及び災害時における情報伝達手段の確保に向けた整備を推進しております。

このうち、まず外国人観光客の利便性向上につきましては、「志国高知 幕末維新博」の地域会場を有する市町村へのWi-Fi整備に対する県補助金による支援を行うほか、本県を訪れる外国人観光客が、無料Wi-Fiをストレスなく利用できるための仕組みづくりを官民連携で推進しているところでございます。

また、災害時における情報伝達手段の確保につきましては、災害時の拠点施設となる庁舎や、学校などの避難所での無料Wi-Fi環境の整備に取り組んでおまして、議員のお話にもありました総務省の補助事業のほか、今年度から避難所におけるWi-Fi整備を対象にすることとされました緊急防災・減災事業債の活用などを、積極的に市町村に情報提供することにより推進しているところであります。これらを通じて、無料Wi-Fi環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長樋口毅彦君登壇)

○中山間振興・交通部長(樋口毅彦君) まず、広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成のさらなる推進に向けて、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の県事業を有効活用することについてお尋ねがありました。

鳥獣被害対策について、県ではこれまで、広域捕獲活動として、県内はもとより隣県とも協

力して鹿の連携捕獲に取り組み、新技術実証活動として、森林地域での鹿捕獲研究や猿の捕獲技術研究を、また人材育成として、鳥獣被害対策地域リーダーの育成やわな猟捕獲技術講習会などを、国の交付金も一部活用しながら実施してきました。また、捕獲報償金制度の普及や報償金額の水準引き上げを働きかけるなどして、各市町村において必要な対策が行えるように支援してまいりました。これらの取り組みにより、被害額は平成24年度をピークに県内各地域で減少傾向になり、重点的に取り組んできた鹿対策では推定生息数が初めて減少傾向に転ずるなど、一定の成果が見られるようになったと考えております。

今年度におきましても、国の交付金を活用した県事業としまして、わな猟免許の新規取得につなげるための鹿捕獲体験ツアーや、未登録狩猟者の捕獲への参画を促進するためのわな製作講習会などの人材育成活動を実施することにしていきます。

交付金での県事業は、事業費の50%以上を委託ではなく県が直接実施することが要件となっており、多くの経費を要する事業への活用が難しいといった面もありますが、交付対象となる事業は引き続きしっかりと行っていく考えでありますので、次年度以降も可能な限り、この交付金を活用してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣をペットフードや肉骨粉などとして利活用を図る仕組みづくりについてお尋ねがありました。

捕獲した鹿やイノシシなどをジビエやペットフードなどに有効活用することは、地域資源を生かした産業振興にとどまらず、結果としてさらなる捕獲のインセンティブにもつながるといふ好循環を生み出すものと考えております。このため県では、捕獲から解体加工、流通、消費といった川上から川下までの関係者で構成する、

よさこいジビエ研究会を昨年度立ち上げ、食肉としてのジビエの普及はもとより、食肉以外への利用についても情報交換等を行ってまいりました。

このうち、ペットフードにつきましては、この研究会などを通じ関係者間で肉の供給についてのマッチングが図られ、犬猫用のペットフードを製造・販売する事業者が、鹿肉などを年間約1.2トン活用するなど先駆的な事例も出てきておりますので、今後もこうした取り組みを県内に広げていきたいと考えております。一方、肉骨粉など飼料としての活用につきましては、家畜飼料を所管する部署から、県内の家畜飼料製造業者に対して、イノシシ肉が利用可能となった今回の規制緩和についての周知を行っていません。現在のところ、全国でも事例は少ないですが、解体処理施設で廃棄される部分を家禽の餌に活用し、廃棄物の処分コストを一部削減したという例があります。

飼料としての活用は、食用などに利用できない部分も資源として活用できるという点で望ましいことと考えますので、県としましては、事業化に向けて、どのような仕組みや方法が可能か、よさこいジビエ研究会のメンバーなど関係者から情報を収集し、研究してみたいと考えております。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 県出身学生の学生版高知県人会を組織してはどうかのお尋ねがありました。

県外大学生のUターン就職の促進は、本県の各産業を支える人材を確保するために重要なテーマでありますので、県内企業への理解を深めてもらうためのセミナーの開催などを、これまで実施してまいりました。しかしながら、県内企業が新規大卒者を確保する環境は急激に厳しさを増してきているため、今年度はこれまで

の取り組みをさらに強化して進めることとしております。

具体的には、まず多様な広報活動などを通じ、官民連携して県内就職を促進する機運を高めますとともに、より多くの学生やその保護者に県内就職及び県内企業の情報を届けるために、高知県Uターン就職サポートガイドの定期送付の登録者をふやす取り組みを進めております。そして、より多くの学生に県内企業への理解を深めてもらうため、本年度の後半に向けまして、企業経営者などから志ややりがい伝えるセミナー等の機会を大幅にふやしたいと考えております。一方で、セミナーの開催案内など就職に関する情報を、県から直接届けることができる県外の大学生は、保護者がサポートガイドの定期送付を登録している学生でありますとか、就職支援協定を締結した大学の学生などにとどまっている現状がございます。

お話にありました学生版県人会は、大学の卒や学年を超えたネットワークの構築につながることで、セミナー開催などの県からの情報がより多くの学生に届きやすくなることが期待できますので、県外の学生に情報を伝える有効な手段の一つになる可能性があると考えます。大変参考になるよい御提案をいただきましたので、今後Uターン就職支援の取り組みをバージョンアップする中で検討してみたいと思っておりますが、やる気のある学生の集め方や事務局をどこが担うかなど進め方について課題もございますので、他県の取り組みも参考にしながら研究をしてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、処遇改善等加算を多くの事業者が取得し、保育士の処遇改善が図られるよう支援していくための取り組みについてお尋ねがございました。

議員のお話にありました処遇改善等加算は、

従来から実施されておりました加算に加えて、今年度新たに創設されたものですが、その認定を受けることができる要件としましては、技能、経験を積んだ一定割合の職員が指定された研修を受講していること、また給与等の処遇面では、職員の職位の発令や給与体系が確立されるとともに、加算分の金額が適正に対象者に配分されていることなどがあります。

今年度は、職員が研修の受講をしなくても処遇改善等加算が受けられることとなっており、そうした条件のもとで、約半数の事業者が申請を行っております。残りの事業者については、研修の受講が要件となっていないにもかかわらず、来年度以降の研修の受講要件が未定であることや、仮に短期間での研修の受講が要件として求められた場合に必要な数の職員を送り出すことが困難であること、昇給などの支給対象者の選定が難しいことなどを理由に、申請を見送っております。

このため、研修の受講要件につきましては、来年度以降も受講しやすい要件に配慮していただくことで、処遇改善等加算の活用が可能となるように、他県と共同して国に意見を申し上げます。また、受講要件を満たすために、県が実施する研修につきましては、できるだけ参加しやすい研修となるよう、来年度からの実施に向けて取り組みを進めているところです。

事業者に対しましては、こうした状況について説明し、研修への参加について前向きに取り組み、処遇改善等加算の制度を積極的に活用していただくよう助言してまいりたいと考えております。

次に、保育士が身につけた技能や研修を修了証書などで明確化することは人材確保においても有効であると考えているが、所見を聞くところのお尋ねがございました。

今回の処遇改善等加算制度に伴い設けられた

研修体系につきましては、保育士が昇進をしていくための資格要件が客観的に示され、かつ全国的に通用する仕組みとなっております。このことは、保育士のモチベーションを高めることにつながりますし、さまざまな理由により離職した保育士にとりましても、現場に復帰する際のインセンティブになるものと考えます。また、事業者としましては、保育士の技能や知識の取得状況が明確化されますので、必要な資質を備えた人材の確保がやりやすくなるといったメリットもあると考えております。

最後に、本県における医療的ケア児の保育所での受け入れ状況とニーズの把握、また今後の支援の充実に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

この8月に地域福祉部が行いました調査によりますと、県内の就学前児童のうち、自宅において医療的ケアを受けている乳幼児、いわゆる医療的ケア児は40名であり、そのうちの3名が保育所を利用しております。現在、この3名以外の医療的ケア児につきましては、保育所への利用申請はなされておりませんが、保護者が就労するなどの生活環境の変化によっては保育所の利用が必要になる可能性もありますので、潜在的なニーズはあるものと考えております。

医療的ケア児を保育所で受け入れるためには、子供の状態に合わせた、たんの吸引などの医療的ケアを行う看護師等の配置や、集団保育の中で安心して過ごせる環境整備などの課題がございます。そのため県においては、特別な支援を必要とする乳幼児への加配保育士等の配置に対する支援制度を設けており、国においては本年度から、看護師等の配置に対する補助制度がモデル的に設けられております。また、地域福祉部では、医療的ケアを行う加配看護師等に対して、医療技術支援等を行う訪問看護師等を派遣する支援制度を創設しております。

今後も、このような医療的ケア児を受け入れる保育所などへの支援制度につきまして、市町村に対して周知を図り、医療的ケア児の受け入れ先となる保育所が広がるよう支援してまいります。

○7番（土居央君） 御答弁ありがとうございます。

まず、農地取得要件の緩和の問題でございますけれども、あくまで各地区の農業委員会が決めるということだと思いますが、県としても、情報の周知ということの御答弁がありました。伝わるように伝えるということが大変大事だと思ひまして、そういった全国のいろんな事例、その地区の農地の不利益にならないような、そういう工夫の上、下限面積をほとんど全ての市町村は実施しているわけでありまして、どのような工夫をしたら、その地区の農地の利益が守られるかと、そういったことも含めた周知といったことに、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

また、学生版県人会のことにつきましては、石川県のほうで大変先進的な取り組みがあるということをお聞きしておりまして、こういった全国の例も参考にしながら、制度を考えられたらどうかというふうに思っております。

あと、本当に十分な御答弁をいただけたと思ひますので、2問は行いませんけれども、半農半Xといったときに、私は全く勝手に、一つ連想することがあります。それは一領具足ということでもあります。知っておられる方も多いと思ひますけれども、この土佐を治めた戦国大名長宗我部家独特の半農半兵の住民組織の呼称でありまして、平時には農業をして、農閑期や有事には軍事的な作業によりまして領国運営を支えた、そういう組織であります。現在の半農半Xとは大分性質が異なりますけれども、半農半兵なわけでありまして、今の半農半Xは非常に多

様性がありますので、極端な話、一領具足も半農半Xの一つの形と言えるのかもしれないと思います。

現代の半農半Xの人々は、スローライフで、非常に自分のペースで農ある暮らしを楽しんでおられるわけで、昔とは全く性質が違いますけれども、農プラスXということで、地域に土着して、地域に貢献をしてくれているという点では共通項もあるのではないかと思います。かつて、四国随一の勢力にまでなった長宗我部家を支えたこの制度、400年の時を超えまして、半農半Xといった人々が、人口減少に苦しむ高知の農村を支えてくれるときが再び来るのではないかと考えております。今後の施策展開に期待をいたしまして、私からの全質問といたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午後1時再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

第19号議案の可決に伴い、知事から第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」及び同補正予算とあわせて提出されました高知県議会定例会議案説明書について、訂正の申し出があり、その写しをお手元にお配りいたしてあります。この議案の整理については、議長において行いたいと存じますので、御了承願います。

質疑並びに一般質問

○議長(浜田英宏君) 議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番横山文人君。

(9番横山文人君登壇)

○9番(横山文人君) 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

初めに、地方創生についてお聞きします。

地方創生は、人口減少、少子高齢化が加速する中において第2次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策であり、本県は、課題解決先進県として全国に先駆け、平成27年に高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、高知県産業振興計画とリンクさせながら着実に成果を見せているところであります。

ことし5月に開かれた国と地方の協議の場において、地方創生のセカンドステージへ向けてと題し、東京一極集中の是正を初め地方創生に必要な財源の確保が地方6団体より要望されております。国では6月9日、まち・ひと・しごと創生基本方針2017を閣議決定し、ローカル・アベノミクスの一層の推進や地方創生版・三本の矢などが示されております。ことしの1月に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局がまとめた地方創生事例集には、本県中山間対策の柱である集落活動センターの取り組みが挙げられております。

他方、政府の看板政策として打ち出された地方創生ですが、内外ともに目まぐるしく変容する政治情勢の中、相対的位置づけは低下しているようにも感じられ、石破茂元地方創生担当大臣は、国民運動としての盛り上がり少し失速

しているとも述べており、依然として厳しい現状にある地方にとっては、今後の実効性や本気度が危惧されるところであります。地方の再生なくして日本の未来はなく、知事御自身も、中山間地域の活性化なくして本県の活性はないとの強い信念を、常に発信されております。

そこで、これまでの国の地方創生政策についてどう評価し、またこれからどのような思いで取り組んでもらいたいか、知事にお聞きいたします。

また、知事は、御自身を初め県全体のネットワークを生かし、県外企業や団体などとの間で地方創生などに関する包括協定を積極的に進められ、これまで25の企業や団体との間で貴重な包括協定がなされております。

そこで、包括協定により、現在どのような取り組みが進んでいるのか、また今後どのような展開を図っていききたいのか、知事にお聞きいたします。

地方創生とは、その名が示すように、新しい人の流れと仕事を起こすことにより、地方を創生、すなわちつくり生み出すことを目指すわけですが、各自治体の取り組みは多岐にわたり、観光やスポーツ、文化教育、農林水産業などの第1次産業、またコンパクトシティや小さな拠点づくりなど、地域地域の特性に沿った形で展開されています。

そこで、当然ながら、施策を企画立案し遂行するには財源が不可欠であり、新型交付金としての地方創生推進交付金が活用されています。これらの地方創生関連の交付金について、地方からは予算の拡充と弾力的な運用が求められており、全国知事会、地方6団体とも、その要望を連年行っております。さまざまな地域のアイデアや活動を結実させるには、自主財源の乏しい地方自治体では限りがあり、その観点から、交付金に関するさまざまな要望がなされてお

ます。

そこで、交付金の自由度を一層高め、地方においてより使い勝手のよい交付金となるよう、これらの地方創生交付金等に関する要望は反映されているのか、総務部長にお聞きします。

また、本県並びに県内市町村の交付金活用実績並びにどのような成果が上がっているのか、また交付金活用に課題があるとすればどのようなものか、関連して、今後の国への働きかけとはどのようなものか、総務部長にお聞きします。

地方創生関連の交付金には、ハードに用いることのできる地方創生拠点整備交付金が、平成28年度の補正予算にて900億円、事業費ベースで1,800億円計上されました。これは、従来のソフト面だけでなくハード面も支援するため創設されたものですが、この地方創生関連交付金におけるハード整備を、本県並びに県内市町村はいかに活用したのか、また今後の展開はどのようなものが考えられるのか、総務部長にお聞きします。

あわせて、拠点整備交付金の継続も重要と考えますが、御所見を総務部長にお聞きします。

また、地方創生関連交付金の中には、地域の道路ネットワークを支援する道整備事業があります。これは、地域における交通の円滑化及び産業の振興を図ることを目的とし、市町村版の総合戦略に基づいた地域の道路ネットワーク構築が対象となります。

このことから、中山間地域に要望の多い林道路路網の整備にもこの事業を活用しているところであります。市町村施行の林道整備については、限られた予算の中、要望に十分応えられていないのが現状ですが、林道は、木材搬出のみならず地域の生活道としても利用されるなど、利用形態が多様であり、このことも相まって地元より要望の多い事業の一つでもあります。このような中、林道整備に当たっては、これまでの農

山漁村地域整備交付金事業だけでなく、さまざまな財政支援制度を用いて整備している中で、地方創生道整備推進交付金の活用が行われております。

そこで、地元要望の強い林道整備を推進するため、地方創生道整備推進交付金を初めさまざまな財政支援制度を活用できるよう、県としてもさらに市町村をサポートすべきではないかと考えますが、御所見を林業振興・環境部長にお聞きします。

また、林道路網に関する道整備推進交付金の活用状況はどのようなものか、今後の展開はどうか、林業振興・環境部長にお聞きします。

先日、林道路網に関する協議会が開催されたとのことですが、林業活性化による地方創生と同時に、中山間の生活にとり重要な林道路網整備であることを鑑み、地元の声を積極的に反映していくべきと考えますが、御所見を林業振興・環境部長にお聞きします。

あわせて、協議会を実施しての手応えはどうだったか、林業振興・環境部長にお聞きします。

また、地方創生道整備推進交付金の林道に対する内示率が、平成25年の106.9%から徐々に下がり、平成29年は約4割減の65.8%に低下しております。これにいかに対応していくか、また事業の継続と予算の確保にどう取り組むのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

また、地方創生の主眼である新しい人の流れをつくるためには、今や情報通信網の整備は必須であります。本縣市町村においても、空白地の解消に向け取り組んでいるところでありますが、課題として残るのは、旧町村単位の整備、すなわち中山間地域への整備であります。いの町においても、市街地である旧伊野町は光ファイバー通信網が整備されていますが、旧吾北村、旧本川村は、全域が未整備となっております。情報格差は生活格差との住民の声もあり、先日

さきの地域では、地区長初め有志が超高速ブロードバンド整備を求める運動を始めたと聞いております。一方、住民の少ない中山間地域において、整備には多額の予算を必要とすることから、さまざまな検討を要することも事実であります。

そこで、午前中の土居議員への御答弁で、超高速ブロードバンド整備に向けた取り組みをお聞きしましたが、中山間地域における超高速ブロードバンド未整備に対する御所見と市町村への支援の状況について総務部長にお聞きします。

次に、四国八十八景プロジェクトについてお聞きします。

現在、さらなる観光振興を期し、幕末維新博の開催や大型クルーズ船の寄港、国際観光や地域観光の振興に取り組んでおられます。ことしの3月4日にオープンした「志国高知 幕末維新博」のメイン会場である高知城歴史博物館には、夏休みが終わる8月末までに入場者が早くも12万6,000人となり、県内21カ所ある地域会場にも49万3,000人の観光客が訪れています。歴史を中心に、本県の食と自然、人の魅力を打ち出した博覧会の成果が出ているところであります。高知の経済にとって観光関連産業の比重は小さくなく、観光による景気拡大は高知県にとり、夢物語でなくなりつつあると、高知新聞コラムにて日銀高知支店長の言葉もあります。平成30年度までは現計画をしっかりと実施していくことで、より多くの観光客を本県に呼び込むことができると期待します。

そのように好調な観光振興の一方で、知事の提案説明にあったように、幕末維新博の後、すなわちポスト維新博の戦略を今から準備していくことが重要であると考えます。全国的には2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた準備が進められており、オリンピック・パラリンピックで訪日した観光客をいかに地方に呼んでくるか、それぞれの地域が知恵を絞ってお

ります。

そのような中、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、四国を訪れる観光客の増加を図るため、国土交通省四国地方整備局と四国運輸局が中心となって四国八十八景プロジェクトを進めており、これは、四国らしさを感じられるすばらしい景観を四国八十八景として選定し、その魅力を広くプロモートするというものであります。四国八十八景プロジェクトの狙いは、四国を訪れる観光客の増加を図るため、四国八十八景という四国ブランドの観光商品をつくることであり、四国各地の連携によりブランド価値を高めようというものであります。特に、新しい素材、景観の発掘と、プロジェクトで眺める場所、魅力のレベルアップがうたわれております。

現在、第2期応募箇所の調査が行われており、年度内に選定を行う予定と聞いております。高知県内からも多数応募がされており、例えば8月24日には、選定部会長の東京大学堀教授らによる仁淀川町中津溪谷の現地調査が行われたところであります。その模様はテレビのニュースでも取り上げられ、堀教授は、溪谷としての自然のすばらしさは日本でも一級、解説が弱いので、解説板の整備やベンチ等を置いて、眺める風景が誰にでもわかるようにすると、もっとよくなると、中津溪谷のポテンシャルの高さを評価したところであります。

一方で、中津溪谷は、地元の有志でつくる中津観光協会の皆さんが、手弁当で溪谷の清掃や整備、行楽シーズンのイベント管理を行っている状況で、町が支援する予算もわずかであります。他方、堀教授の言によれば、磨けば一級品になる観光資源が高知県内にはまだまだ埋もれているとのことであり、地元で細々とやっているからこそ発信力や解説力が弱いながらも、こうした四国各地の連携により四国ブランドの魅

力アップを図り、四国を訪れる観光客の増加を図ることで、さらに本県を売り出す機会が創出されるのではないかと考えます。

そこで、中津溪谷を初めとする県内の隠れた名所が四国八十八景に選定されるよう、本県としても積極的に働きかけを行うべきではないかと考えますが、観光振興部長にお聞きします。

また、選定されるように、観光資源としての磨き上げに県がどのように取り組むのか、観光振興部長にお聞きします。

また、中津溪谷がなぜ隠れた名所だったのかを考えますと、そこまでのアクセス道路や駐車場が十分でないという、周辺整備の必要性も見えてきます。これは、同じく選定に応募しているいの町の吾北のこ淵、本川の瓶ヶ森UFOラインも同様であります。中津溪谷の奥には吾川スカイパークもありますし、こ淵の先にはグリーンパークほどのもあります。そのような周辺施設への波及効果も期待できることから、そこまでのアクセスを改善すれば、観光客誘致の相乗効果、波及効果も一層期待できると考えます。

そこで、四国八十八景プロジェクトを支援するため、周辺のインフラ整備を進めるべきではないかと考えますが、御所見を土木部長にお聞きします。

同時に、売り出し方、さきに述べたように、地元で小さく活動しているところが応募している事例が多いとも考えられますので、外貨を稼ぐ仕組みづくりも支援すべきではないかと考えますが、観光振興部長にお聞きします。

また、四国八十八景プロジェクトが本格的に始動した場合、本県としてどのように取り組んでいくのか、これまでの博覧会などの実績ともあわせて相乗効果が期待されますが、観光振興部長にお聞きします。

次に、県財政の中長期見通しと自治体財政に

ついてお聞きします。

地方創生の推進とともに、持続可能な行政経営を続けるためには財政の健全化が不可欠であります。本県の経済状況は緩やかに回復しておりますが、そこで、県の財政運営における中長期推計について今後の見通しを総務部長にお聞きします。

また、平成35年までの県債残高もお示しいただきましたが、これまでの行財政改革の御努力により、平成12年の7,243億円をピークに着実に県債は減少し、将来負担比率は全国でも低位となっております。他方、ここ数年は県債残高の下げ幅が逡減してきていますが、今後、新図書館の建設や高知警察署の新增設、県立高校の再編に伴う新校舎の建設など、大型のハード整備も続く見込みであり、そのような中でも県債残高の減少は見込めるのか、御所見を総務部長にお聞きします。

また、先日発表された県内市町村の財政状況について、自治体の収入に対する借金返済額の割合を示す実質公債費比率が県平均で0.5ポイント低下するなど、県内市町村の財政状況は改善傾向にあります。この要因と今後の見通しについて総務部長にお聞きします。

次に、地方交付税についてお聞きします。

本県の財政状況は順調に推移しておりますが、その財政運営は地方交付税など国の動向に大きく左右されることから、引き続き国へ積極的に働きかけていくことの必要性も述べられております。

経済財政運営と改革の基本方針2015では、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すると閣議決定されており、これによれば2018年度までは問題はないということになります。ただ、裏を返せ

ば2019年度以降はどうなるかわからないということでもあり、先日の地方のため込み論もその伏線ではと危惧するところであります。正確には、2019年度以降の地方交付税の水準いかんは、来年度の骨太方針にて決まると思われますが、経済財政諮問会議のメンバーからは、さまざまな歳出・歳入改革努力を2017年度以降も続けることで、2020年度の基礎的財政収支の赤字額を4兆円以上削減することが可能だとする見方が示されています。このさまざまな歳出・歳入改革努力の意味するところに地方交付税の削減が含まれるのであれば、大変な憂慮を覚えるものであります。

そこで、こうした議論が現実のものとなり、地方交付税が削減されれば、健全財政を続ける本県財政にどのような影響があるのか、また全国知事会や地方6団体による国への働きかけを一層強めていく必要があると思われませんが、知事にお聞きいたします。

次に、児童の交通安全対策についてお聞きします。

先日、とさでん交通伊野商業前電停が新たに整備され、ニュースでも取り上げられました。これは、いの町是友・北内地区の児童が、毎朝電車に乗車する際、とさでん車両の構造上車道側からの乗り込みとなるため、大変危険な状態にあったことに加え、高知西バイパスが開通したことにより従来の交通渋滞が緩和される一方で、朝の通勤車両の速度が上がり、児童の危険性がますます大きくなっていったことへの対処であります。私も、地元の区長と一緒に要望に上がり、この危険な状況と抜本的な対策を訴えておりましたが、このたび新たに車道側からの乗り場が新設されました。これにより、長らく地区の懸案事項であった児童の交通安全対策が図られると同時に、毎朝手旗を持って児童を守っていた、子ども会や保護者の方々の悩みや負担

も解消されることとなりました。大変ありがたく、土佐国道事務所初め、とさでん交通、関係各位に改めて感謝申し上げます。

他方、さきに述べた電車の構造上のことを考えれば、他の電停において児童の安全対策は確保されているのかと危惧するところでもあります。

そこで、通学時に電停を利用する児童の安全対策はどうなっているのか、土木部長にお聞きします。

ことし5月、大阪府門真市の通学路を乗用車が猛スピードで走る動画がインターネットのユーチューブに投稿されたことをめぐり、この車を運転していた19歳の少年ら2人が殺人未遂の疑いで逮捕されました。少年は、小中学生が邪魔なので思い知らせようと思ったと供述し、殺意については否認しているということですが、この事件は全国でも大々的に取り扱われ、大きな衝撃と多くの怒りの声が上がったことは記憶に新しいと思います。幸いにも被害者はおりませんでした。まさに大惨事の一步手前であり、私も児童の親として強い憤りを感じた次第であります。

このような悪質な暴挙とはいかずとも、朝の通勤時間帯において、交通量の多い幹線道路を避け、住宅街を抜け道として走る車が登校児童に危険を及ぼしているとの声をお聞きしたことがあります。物理的な対策によって危険性を除去できたさきの電停新設とは異なり、人間であるドライバーが起こすヒューマンエラーから交通弱者である児童を守るためには、潜在的な危険性の除去が求められると考えます。

そこで、登下校における児童の交通事故の状況と通学路の交通安全対策とはどのようなものか、警察本部長にお聞きします。

事前に危険箇所の調査や点検をしているのであれば、どのような対応をとっているのか、警察本部長にお聞きします。

また、地元の学校関係者や保護者からの意見を取り入れたものになっているのか、警察本部長にお聞きします。

リスクアセスメントとは、建設現場や製造業における危険性、有害性を抽出し、その重大性を評価した上で、物理的、観念的に軽減を図るものでありますが、交通事故に対するリスク管理を考えたとき、ゾーン30の整備がそれに近いと感じます。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策とされており、高知県警においては、平成24年から平成28年までの5カ年で県内7地区、16地域を整備する計画であります。

自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロメートルを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロメートル以下に抑制することとしたものがゾーン30であります。

生活道路が集まった区域に通学路があることは自明の理であることから、ゾーン30の整備は児童の交通安全対策にも有効と考えますが、警察本部長の御所見をお聞きします。

現在、ゾーン30の整備箇所としては、吾川郡いの町枝川を皮切りに、宿毛市桜町、高知市横浜新町、安芸市内学校周辺部、香南市みどり野団地、四万十市内の学校や病院周辺部となっております。

そこで、このゾーン30の整備に対する地元の方々の評価や保護者の声など、手応えはどうか、警察本部長にお聞きします。

また、整備に当たって事前の調査や地区住民との合意形成、その後の対応とはどのようなものか、警察本部長にお聞きします。

また、今後の整備はどのように考えているのか、また整備されていないが、危険性をはらんでいる住宅街や学校周辺、通学路に対してはどうか対策を図るのか、警察本部長にお聞きします。

ゾーン30による交通安全対策は、事前に危険箇所を抽出し、重大性に鑑みて対策を行うリスクアセスメントの交通安全版として評価する次第であります。最も重要なことは、ドライバーに対してゾーン30の区域を認識させて、初めて危険性、重大性が軽減されるわけですが、どのようにドライバーに周知し、啓発を図っているのか、警察本部長にお聞きします。

次に、水防災意識社会の再構築についてお聞きします。

先月、国土交通省から、平成30年度水管理・国土保全局関係予算概算要求概要が示されました。これを見ると、再度災害防止対策の集中的な実施と水防災意識社会の再構築が、一丁目一番地とも言える冒頭に掲げられております。近年、時間雨量50ミリメートルを超える短時間強雨や、総雨量が数百ミリメートルから1,000ミリメートルを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように災害が発生しており、今後も大雨の頻発化、局地化、激甚化に伴う災害の発生が懸念されるところであります。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、鬼怒川の下流部で堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊、流失や、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、避難のおくれも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生しました。これを受けて、平成27年12月10日に社会資本整備審議会の会長から国土交通大臣に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革

による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

その後、平成28年8月に相次いで発生した台風7号、11号、9号が北海道に上陸、また台風10号が暴風域を伴ったまま岩手県に上陸、27名のとうとい命が失われることとなりました。特に岩手県の高齢者利用施設では、利用者9名が避難行動をとれないまま犠牲となったのであります。この被害を踏まえ、平成29年1月11日に、社会資本整備審議会の会長から国土交通大臣に対して、中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方についてが答申されております。

そこで、このような、気候変動の影響とも言われる水害の頻発や激甚化を踏まえ、施設では防ぎ切れない大洪水が発生することを前提として、社会全体でこれに備える水防災意識社会を再構築するため、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に進めるべきと考えますが、知事の御所見をお聞きします。

高知県においても、平成26年の台風12号、11号により、各地で浸水被害が発生しましたが、特に12号による仁淀川流域での浸水被害は甚大なものであります。この台風では、県中部を中心に記録的な大雨となり、仁淀川支川の宇治川流域において床上浸水142戸、日下川流域において床上浸水109戸の浸水被害が発生しました。

これらの激甚な水害が発生した地域において、再度災害防止対策を集中的に実施するため、平成27年度に床上浸水対策特別緊急事業の採択を受け、ことしで3年目となりますが、その進捗状況について土木部長にお聞きします。

他方、このようなハード対策を進めるためには費用も時間もかかるため、対策完了前に集中豪雨に見舞われる可能性もあることから、まずは命を守ることを第一に考える必要があります。

災害対策基本法では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命

または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告や避難指示を出すことができるとなっております。

そこで、住民の命を守るためには、市町村長が避難勧告や避難指示を的確に出すことができるかどうか重要となりますが、県としてどのような取り組みや支援を行っていくのか、危機管理部長にお聞きします。

また、全国的に見ると、市町村長が避難勧告や避難指示を出しても、実際の避難行動にはつながっていないという報道も見聞きます。ことし7月の中国地方での大雨においても、ある市では、避難指示対象者1万3,000人に対し、実際に避難したのは1,700人程度であったとのことでもあります。

そこで、これらの対策として、防災行政無線やエリアメールなどによる住民への連絡体制の強化も重要だと考えますが、県としてどのような取り組みや支援を行っていくのか、危機管理部長にお聞きします。

ことし7月の九州北部豪雨では、集中豪雨などに起因して、浸水被害に加えて土砂災害が発生するなどして甚大な被害となりました。このような土砂災害へ備えるため、砂防堰堤などを重点的に整備するとともに、警戒避難体制の充実強化に向け、基礎調査や土砂災害警戒区域などの指定を推進するなど、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策も重要と考えますが、県内では住民の避難を促すため、どのような取り組みを進めているのか、土木部長にお聞きします。

そのような議論の中でぜひとも取り上げておきたいものが、各学校単位で行われている防災講習であります。ことし6月に仁淀川町立池川小学校において、仁淀川町こども防災キャンプ

in池川が開かれ、私も見学に行っておりました。南海トラフ地震はもとより、近年多発する大雨豪雨に対する知識や備えは、中山間地域において特に重要であります。このこども防災キャンプは、子供たちが家族とともに、いざという場合の対応方法を学習、体験することで、楽しみながら防災意識が身につく、授業形式の体験型防災教育であります。

当日は、県土木部防災砂防課の職員を初め、国土交通省や仁淀川町役場、PTAや地元消防団、婦人会の皆様も総出で、こども防災キャンプを企画、運営し、児童たちは、保護者と一緒になりながら、大雨豪雨が体感できる降雨体験装置や土石流3Dシアター、起震車などの体験物に加え、炊き出し訓練、消火訓練、南海トラフ地震学習、津波や土石流の映像学習など、さまざまな防災知識を学んでおりました。特に、県防災砂防課の土砂災害学習では、迫力ある土石流の映像を見たり、パワーポイントにて池川地区の土砂災害警戒区域を示したりする中、自身の家もその中に入っていることを知った子供たちは大変驚き、これから大雨が降ったら注意しようねと、親子で話していたことが印象的でありました。

また、池川小の学校通信によれば、起震車に乗ってみると、机にしがみついただけで何もできなかった、私の家の後ろは崖になっているので、前ぶれをしっかりと気をつけたい、非常用の持ち出し袋の準備や家具の固定などを家に帰って家族で話し合ったなどの感想が書かれていました。

このような、子供と保護者、また地域が一体となった防災意識向上への取り組みは、さきに述べた、水防災意識社会の再構築に合致するとともに、子供も親も一緒になって楽しく真剣に学びつつ、各家庭へ学習内容を持ち帰り、家族で共有することが期待できます。災害時には弱者となる子供たち自身への啓発と意識向上にも

つながると考えます。

他方、一回きりの学習や訓練に終わるのではなく、地域に、家庭に根づく防災講習となつてこそ、有事の際に対応が図れるものと考えます。

そこで、このような土砂災害に関する学校単位での防災教育について、地域地域の特性や災害履歴に応じた防災教育のあり方も求められると思うのですが、どう対処すべきか、御所見と今後の取り組みについて土木部長にお聞きします。

加えて、国土交通省が、水防災意識社会の考え方を他の災害にも拡大し、防災意識社会への転換を表明していることを受け、土砂災害に関するこのような防災教育をどう磨き上げ、また展開していくのか、土木部長にお聞きします。

次に、激減が伝えられる県内アユ資源の保護についてお聞きします。

清流四万十川や仁淀川のシンボルと言えば、美しく香り高いアユを想起する方も多いと思われれます。他方、ことし5月の新聞報道によれば、県内のアユの漁獲量が激減しており、近年は140トン前後に低迷しているとのことであります。同時に、清流で釣りを楽しむ人も少なくなり、遊漁者数の減少により漁協の運営にも暗い影を落としかねません。

そこで、県内におけるアユ漁獲量の減少についてどのように認識しているのか、水産振興部長にお聞きします。

私も、地元の遊漁者の方に現状をお聞きしますと、確実にアユの数は減っており、背景には、近年の自然環境の変化も大きいとのことであります。また、直接的に被害を引き起こすものとしては、放流された稚魚を捕食するカワウの存在があります。漁協やリバーキーパーの方々が追い払いなどの対策を実施していますが、近年の温暖化により幼鳥の越冬が容易となったため、天然アユ資源減少の大きな要因となつてお

ります。

そこで、カワウによるアユの食害を県としてどのように把握しているのか、また対策とはどのようなものか、水産振興部長にお聞きします。

また、外来魚による被害はどのようなもので、どれぐらいと認識しているのか、またその対策を水産振興部長にお聞きします。

特に、カワウ被害においては、関係行政、関係事業者を挙げた、総合的かつ広域的な対策と支援が必要と考えますが、御所見を水産振興部長にお聞きします。

最後に、障害者福祉についてお聞きします。

平成25年6月に成立し、平成28年4月より施行されている障害者差別解消法についてお聞きします。この法律は、国の行政機関及び地方自治体、また民間事業者に対し、不当な差別的対応を禁止した上で、国の行政機関及び地方自治体には合理的な配慮を義務づけたものであり、行政職員がどのように障害者と接すればいいかをまとめた対応要領の策定と、その窓口の設置が求められています。

そこで、県内自治体の策定状況と相談窓口の設置の状況について地域福祉部長にお聞きします。

また、策定、設置されていない自治体に対してどのように支援していくのか、地域福祉部長にお聞きします。

昨日、黒岩議員から質問がありました、共生社会の推進における一つのツールであるヘルプマークを、議場にて紹介させていただきます。(現物を示す) このヘルプマークとは、知的障害や聴覚障害など、外見ではわかりにくい障害のある人たちへの周囲の配慮や助けを促すことに加え、困り事や支援してもらいたいことを記載して持ち歩くことにより、見えない障害に見える化することが可能となります。2012年に東京都が作成したことが始まりで、公共交通の乗車

支援やさまざまな公共施設での支援が期待されており、現在、全国の自治体で導入が加速化しているところであります。

このヘルプマークの導入、推進につきましては、今後全国的にも導入が進んでいくものと思われ、本県においてもぜひとも前向きに御検討いただきたいと、私からも強く要請させていただきますが、まだまだその認知度は低いと思います。

そこで、このヘルプマークを導入、推進するに当たっての課題があるとすれば、どういったことがあるのか、その対応も含めて地域福祉部長にお聞きしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の地方創生政策に対する評価と、今後どのような思いで地方創生に取り組んでほしいかとのお尋ねがありました。

国の地方創生の推進につきましては、少子化、人口減少、地域の活性化という3つの問題を、初めて三位一体の問題として捉え、正面から取り組まれてきたものであり、民間企業も含めた地方創生の動きを生み出してきた大変重要な取り組みであります。

本県におきましては、全国に先駆けて直面した人口減少の負のスパイラルという困難な課題の克服に向け、産業振興計画や日本一の健康長寿県づくりなどの5つの基本政策と、中山間対策や少子化、女性の活躍の場の拡大といった横断的な2つの政策を全力で進めてまいりました。こうした政策をもとに、都道府県では最も早くまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生の取り組みを進めているところであります。その推進に当たっては、地方創生推進交付金等の国の支援策が取り組みの追い風となり、さらなる加速化も図られましたことから、大い

に評価しているところであります。

しかしながら、国のまち・ひと・しごと創生基本方針2017で示されたように、現状では、我が国の人口減少に歯どめがかかるような状況にはなっておらず、人口移動の面では東京一極集中の傾向も続いております。このため、引き続き国と地方が創意工夫を凝らしながら、危機感を持って地方への新たな人の流れをつくり出していく必要があります。

私は、中山間地域の活性化なくして本県の活性化なしとの強い思いのもと、人口減少の負のスパイラルの克服に向けた挑戦を全力で続けております。国には、地方の創生なくして日本の創生なしとの強い思いのもと、こうした地方の挑戦を力強く、かつ息長く後押しをしていただくとともに、地方への新しい人の流れを生み出すよう、さらに取り組みを加速し続けていただきたいと考えており、全国知事会とも連携しながら、国に対して、引き続き積極的な政策提言を行ってまいります。

次に、包括協定により、現在どのような取り組みが進んでおり、今後どのような展開を図っていききたいのかとのお尋ねがありました。

県勢浮揚をなし遂げるためには、官民協働による取り組みが不可欠であり、県内はもとより、全国的なネットワークを構築することで、県外から多くの人材や知恵、資本を呼び込むことが重要であります。このため、本県の地方創生の取り組みに御賛同いただいた企業や団体の皆様方との協定締結を積極的に進めており、現在25の企業や団体と包括協定を結んでおります。これらの企業や団体の皆様方との取り組みにつきましては、東京の本社ビルでの高知県物産展の開催や、企業の広報ツールを活用した本県観光情報のPR、さらに県産品を活用した商品の開発、販売など、産業振興や観光振興の取り組みが進んでおります。ほかにも、南海トラフ地震に備

えた県内事業者のBCP策定に対する支援や、企業が保有するドローンを活用した罹災状況調査等の検討など、さまざまな取り組みが進んでいるところであります。

また、去る6月には、公益社団法人経済同友会及び土佐経済同友会の皆様との間で協定を締結し、CLTを核とした木材需要の拡大、中山間地域における企業と地域との交流ネットワークの強化、IoT活用による産業活性化に向けた研究の推進、人財及びビジネスマッチングの促進といった4つのテーマで取り組みを進めております。中でも、CLTを核とした木材需要の拡大につきましては、ハウスメーカーや大手総合建設業、設計会社、家具メーカーなど、さまざまな会員企業の皆様に参画をいただき、需要者側の視点に立った国産材の活用とCLTの普及に向けた検討を行っております。年度内には提言を取りまとめることとしており、今後CLTなど木材の活用が民間事業者にも拡大し、木材需要が大きく伸びていくことが期待をされます。

このように、さまざまな取り組みが具体的に動き始めているところであり、今後協定締結先とさらに連携を密にしながら、本県の抱えるさまざまな課題の解決に向けた官民協働の取り組みを、質・量ともに充実させるとともに、全国的なネットワークの拡大に向け、締結先も広げてまいりたいと考えております。

次に、地方交付税が削減されれば本県財政にどのような影響があるのか、また全国知事会や地方6団体による国への働きかけを一層強めていく必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

本県の財政は、県税などの自主財源に乏しく、国庫補助金や地方交付税などの割合が大きい構造にあります。平成29年度について申しますと、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて1,910

億円余りの予算を計上しており、歳入全体に占める割合は4割を超えております。

仮に十分な税財源措置がとられることなく、地方交付税が一律に削減された場合、産業振興計画を初めとする地方創生の取り組みや、南海トラフ地震対策など災害への備え、さらには教育振興の取り組みといった、本県の重要施策の推進に多大な支障が生じるだけでなく、県民生活を支える基礎的な行政サービスを確保することさえも困難となりかねません。

地方交付税を含む地方の一般財源総額については、議員御指摘のとおり、平成30年度までは平成27年度と実質的に同水準を確保することとされておりますが、平成31年度以降にどの程度の規模になるのかは不透明であります。このため、これまでも県として国への政策提言を行い、十分な規模の地方一般財源を確保するよう求めてまいりました。また、全国知事会においては、本年7月に、地方税財源の確保・充実等に関する提言を取りまとめ、地方創生・人口減少対策のための財源確保、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保などについて、国への働きかけを行っているところです。さらには、全国都道府県議会議長会や全国市長会、全国町村会などとも連携し、地方6団体として、地方の安定的な財政運営の確保や地方交付税の財源保障機能の確保などを、国に対して求めているところであります。

今回の衆議院議員総選挙では、社会保障制度を全世代型へと大きく転換し、現役世代の子育て支援などを強化することが争点の一つになると思われれます。こうした取り組みを進めるに当たっては、地方が担う役割はますます大きくなり、そのための財源として、地方の一般財源総額はむしろ増額する必要があるものと考えております。衆院選後は、この点についても国に訴えていく必要があると考えているところです。

今後も国の動向に注視しつつ、本県独自の政策提言を行うほか、他の地方公共団体とも連携し、全国知事会や、国と地方の協議の場などあらゆる機会を通じて、地方交付税を初めとする地方税財源を確保するよう、国に対して強く働きかけを行ってまいります。

最後に、社会全体で大洪水に備える水防災意識社会を再構築するため、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に進めるべきではないかとのお尋ねがありました。

近年、全国各地で豪雨が頻発、激甚化し、多くの方々が犠牲となっていることから、大洪水が発生することを想定した対策を社会全体で進めていくことは、大変重要であると考えます。

昨年、国土交通省が管理する一級河川について、想定される最大規模の降雨における浸水想定区域図が公表され、県内においても、地域によっては10メートルを超える浸水深が予測されるなど、非常に厳しい内容が示されました。このような最悪の事態を想定したとき、まずは命を守ることを最優先にした避難計画を考えなければなりません。

このため、昨年5月、国が管理する四万十川、仁淀川、物部川の流域ごとに、国、県、市町村から成る協議会が設置されました。協議会では、命を守ることを目標とし、逃げおくれのない、安全な場所に逃げるための取り組みとして、最悪を想定したハザードマップの作成と県民の皆様への周知、最悪を想定した避難行動計画の策定、市町村をまたぐ避難やその経路の設定などについて、関係機関が役割を分担して検討していくことを確認しました。さらに、本年2月、県が管理する全ての河川を対象に、県内6つの土木事務所ごとに協議会を設置し、同様の取り組みを始めたところです。

今後も、情報共有の強化や訓練の実施など、最悪の事態を想定した備えについて協議会で

しっかりと議論を行い、国、市町村と連携し、県民の皆様の命を守る対策を進めてまいります。私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、地方創生関連交付金に関する国への要望の反映状況についてお尋ねがございました。

平成26年度補正予算で、国が、地方創生先行型交付金を創設し、平成26年末にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して以降、全国知事会を初めとする地方6団体は、地方創生関連交付金に関し、当初予算に位置づけ、継続的な施策展開を図ることができるようにすること、ハード整備についても対象とすること、地方団体ごとの交付金額の上限などの要件を緩和することなどを求めてまいりました。

その結果、平成28年度当初予算で、地方創生推進交付金が創設されるとともに、ソフトと一体で整備する設備や備品などのハード整備も、事業費全体の2分の1までは対象とされました。さらに、平成29年度からは、1団体当たりの交付上限額が引き上げられるとともに、一定の要件を満たす場合には事業費全体の2分の1を超えたハードの整備が認められました。あわせて、地方の施設整備に対するニーズにも応えるものとして、平成28年度補正予算では地方創生拠点整備交付金が措置されたところであります。

このように、地方創生関連交付金については、地方の意見などを踏まえ、順次見直しが行われてきているものと考えております。

次に、県及び県内市町村の交付金活用実績と成果、交付金活用に関する課題、今後の国への働きかけについてお尋ねがございました。

まず、交付金の活用実績については、後ほどお答えする地方創生拠点整備交付金についてのものを除きまして、県の事業では、平成28年度

までに計50事業で28億1,000万円余り活用し、本年度は、新規の5事業について、全国で最も高額な4億2,000万円余りの交付決定を受け、継続分と合わせて、10事業で8億5,000万円余りの推進交付金を活用することとしております。

市町村の事業では、平成28年度までに全市町村で計343事業、32億1,000万円余り活用し、本年度は、新規の18事業について、こちらも全国トップクラスとなる2億5,000万円余りの交付決定を受け、継続分と合わせて32市町村、35事業で5億7,000万円余りの推進交付金を活用することとしております。

次に、成果につきましては、これまで実施した事業のうち、事業実施について目標値を設定し、成果の評価が終了している平成27年度の地方創生加速化交付金事業について申し上げますと、県事業、市町村事業ともに目標値を達成した項目は全体の約6割、目標値の7割以上を達成した項目も含めれば、全体の約8割となっております。

次に、課題については、県事業、市町村事業とも、設定した目標値の5割に満たなかった項目が1割程度見られたことが挙げられます。このため目標値の達成に向けて、PDCAサイクルによる検証や改善を行いながら、引き続き取り組みを進めているところであります。

あわせて、交付金の使い勝手として、年度途中に申請する新規事業については、交付決定までの数カ月間、事業に着手できずに十分な成果が出しにくいといった声があります。このため、交付決定手続の前倒しにつきまして、全国知事会を通じて国に要望したところであります。

次に、地方創生拠点整備交付金に関して、県及び県内市町村の活用状況や今後の展開、交付金の継続についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

まず、活用状況につきましては、県では、観

光振興の拠点となる施設の整備など4件の事業が交付決定を受け、合計2億1,000万円余りの交付金を活用して事業を実施しております。

市町村では、観光やスポーツ振興の拠点となる施設の整備など12市町村で17件の事業が交付決定を受け、合計6億4,000万円余りの交付金を活用して事業を実施しております。

今後の地方創生に向けたハード整備としては、県、市町村ともに、地域の産業振興のための拠点施設や観光関連施設、さらには本県の強みである豊かな自然を生かしたスポーツやアクティビティの拠点施設などが予定をされております。

引き続き、県や市町村が積極的かつ継続的にこのような施設整備に取り組むことができるよう、地方創生拠点整備交付金を継続していただくことが必要であると考えておりました。全国知事会を通じて国に要望したところでございます。

次に、超高速ブロードバンド未整備に対する所見と市町村への支援の状況についてのお尋ねがございました。

本県での光ファイバー等による超高速ブロードバンドの環境整備は、これまで市街地での民間事業者による自主的整備と、市町村による整備が行われてきましたが、県内の中山間地域においてはまだ未整備となっている地域が残っており、中山間地域の活性化や移住促進、産業振興のため、未整備地域の解消に向けて取り組む必要があると考えております。

このため、県といたしましては、市町村による整備に対する、県単独事業での補助の実施や過疎対策事業債の枠の確保などの財政的支援のほか、未整備地域が残る市町村を訪問し、国や県の支援策の説明や具体的な整備計画、工程表の策定に取り組むとともに、民間事業者と連絡調整をしたり、市町村と一緒に補助事業の採択を国に働きかけるなど、市町村への支援を強化

しているところでございます。このような支援を通じ、今後の超高速ブロードバンド環境の整備を着実に推進してまいります。

次に、今後の財政状況の見通し、また大型のハード整備が続く中でも県債残高の減少は見込めるのかどうかのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

県の財政運営においては、財政規律を維持しながら、県民サービスの確保と県財政の健全化を同時に実現することが重要でありますことから、本年度も、昨年度の決算状況や中期財政計画などの国の動向も踏まえ、平成35年度までの財政収支を試算いたしました。この試算に当たっては、今後の南海トラフ地震対策に必要な経費、増大する社会保障関係経費、建設中の新図書館等複合施設や県立高等学校再編に係る学校施設の整備費、今後事業を進めることとしている高知警察署や足摺海洋館などの整備費も見込んだところであります。その結果、これらの経費を見込んでなお、財政調整的基金の残高を一定確保する見通しを立てることができました。

また、県債発行は、年度間の負担の平準化や世代間の公平性といった観点から、積極的に活用すべきものであることから、県債残高については、必ずしも下げればよいというものではなく、一定の健全な水準の範囲内で推移しているかどうか重要であると考えております。今回の試算では、実質的な交付税である臨時財政対策債を除きますと、一時的にはふえますものの、平成33年度以降は減少していき、中期的には遞減傾向を維持できる見通しとなっているとともに、県債残高が全国的にも低い水準にあることから、健全性を維持できると考えております。

しかしながら、本県の財政運営は、地方交付税などに大きく依存しているほか、今回の試算では財政調整的基金の残高の水準が前回よりもやや下がっているということから、財政調整的

基金の残高を確保しつつ、施策の有効性や効率性を高めるため、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドをより徹底するなど、安定的な財政運営に努めていく必要があると考えております。

最後に、県内市町村の財政状況は改善傾向にあるが、この要因と今後の見通しについてお尋ねがありました。

平成28年度の実質公債費比率は、県内平均で、前年度と比較して0.5ポイント改善し10.9%となっております。この要因として、財政健全化のために、地方債の繰上償還や交付税措置率の低い地方債の発行を抑制したこと、また借入金利が低下したことなどによりまして、実質的な公債費が減少してきたことによるものと考えられます。

しかしながら近年、南海トラフ地震対策や地方創生の取り組みなど、各市町村が地域の課題に対応するため積極的に事業を行っていることもあり、県全体で地方債発行額が増加傾向にあります。今後、これらの地方債の償還が本格的に始まりますので、公債費が増加し、実質公債費比率が上昇する団体が出てくることも予想されます。

県としましては、各市町村において、引き続きさまざまな課題に対応するための事業を積極的に実施していただきたいと考えております。その際に、財政の健全性を損なうことなく、少ない負担で必要な事業を確実に実施できるよう、交付税措置率の高い有利な起債や国費の活用などを促してまいります。また、今後実質公債費比率の上昇が見込まれる団体には、堅実かつ緻密な収支見通しのもと、財政健全化に向けた具体的な対応策について助言を行ってまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 林道整備に係る一連の御質問にお答えいたします。

まず、地元要望の強い林道整備を推進するため、地方創生道整備推進交付金を初め、さまざまな財政支援制度を活用できるよう、県としてもさらに市町村をサポートするべきではないかとのお尋ねがありました。

林道の整備を推進するために、議員のお話にありましたように、地方創生道整備推進交付金を初め、農山漁村地域整備交付金、森林環境保全整備事業補助金などの国の制度を活用しているところでございます。これらの制度を活用するには、市町村において、国の制度の目的、要件に応じた適切な計画の作成が必要となります。その計画の作成には専門的知識や分析が必要であることから、県として、林道の開設が可能な地形・地質条件や森林資源の分布状況の把握、効率的な林道の起点、終点及び線形の検討など、現地調査への同行も含め、初期の段階から事業採択に向けた市町村への支援を行っているところでございます。

また、毎年度の林道開設事業の実行段階において、市町村担当者が設計書を作成する際の工法などの設計内容に関する審査を行うほか、現地研修会への講師派遣などの支援も行っています。

林道の整備は、原木生産の拡大に向けた生産性の向上のために必要不可欠なものであることから、今後の新規路線の採択に向けた支援に加えて、早期に、かつ低コストで基幹的な林道整備が可能となる既設作業道の林道への格上げなど、これまで以上にしっかりと市町村を支援してまいります。

次に、林道路網に関する地方創生道整備推進交付金の活用状況と今後の展開についてお尋ねがありました。

地方創生道整備推進交付金を活用した林道整備につきましては、現在7市町村において実施されており、それぞれの5カ年間の計画事業量

の合計は、開設事業が18キロメートル、改良・舗装事業が37キロメートルで、本年度末時点での実績はそれぞれ4キロメートルと20キロメートルになる見込みでございます。

今後につきましては、現在実施中の7市町村が事業を着実に推進できるよう、引き続き毎年度の工事段階における設計、工法などについて技術的支援をしていくとともに、地域の要望を踏まえながら、新規の事業採択に向けましても、現地調査への同行など初期段階からしっかりと支援し、林道の整備促進を図っていきたいと考えています。

次に、林道路網に関する協議会に地元の声を積極的に反映していくべきではないか、また林道路網に関する協議会を実施した手応えはどうだったかとのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えします。

原木生産のさらなる拡大に向けて、高性能林業機械の導入や大型トラックの通行が可能となり、より生産性、効率性を高めることのできる林道、林業専用道等の路網整備を進めるため、市町村及び林業事業者、地元関係者などの声を積極的に取り入れることは重要であると考えています。このため、本年度の新たな取り組みとして、県下の5つの林業事務所ごとに、県、市町村及び林業事業者等を構成メンバーとする林道整備促進協議会を設置して、林道等路網の効果的な整備の促進に向けて協議することとし、本年6月から7月にかけて1回目の協議会を開催したところでございます。

これらの協議会では、事業者の方々から、大型トラックが走行できる基幹的な林道の整備や、林道と下方道の連携した整備の必要性などについて御意見をいただき、それぞれの地域が抱える課題の共有ができたところでございます。また、協議会の中で具体的な路線について提案があった場合は、その路線ごとにワーキンググルー

プを設置して検討を進めていくこととしており、既に9路線のワーキンググループが立ち上がっております。

協議会の参加者からは、こういった場を望んでいた、これを機会に新たな林道整備を考えていきたいなどの声をいただいております。関係者の間で共通認識を持って林道整備を進めていこうとする意識の高まりを感じているところでございます。今後も、地域の声を積極的に取り入れながら、協議会の成果として新たな林道の整備につなげていけるよう取り組んでまいります。

最後に、地方創生道整備推進交付金の林道に対する内示率が低下していることへの対応、及び事業の継続と予算の確保に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

地方創生道整備推進交付金は、本県の林道事業に係る国費の約半分を占めており、県内の林道整備を推進していく上で重要な財源となっておりますが、議員のお話にありましたように、その内示率は年々低下してきております。このため、林道整備は原木の増産、安定供給に不可欠であり、林業の成長産業化、ひいては中山間地域の活性化、地方創生に欠かせないものであることを、国にしっかりと政策提言を行ってまいります。

加えて、林道整備促進協議会の取り組みを通じ、事業効果の高い計画を作成することにより、新規路線の採択を受けられるようにするなど、継続事業とあわせて必要な予算総額を確保できるように取り組んでまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、四国八十八景プロジェクトにおいて、県内の隠れた名所が四国八十八景に選定されるよう、積極的に働きかけを行うべきではないかとお尋ねがありました。

第3期産業振興計画の観光分野では、世界に

通用する本物と出会える高知観光の実現を目指し、国際観光推進の施策を組み入れながら、観光資源の磨き上げによる観光地づくりや、効果的なセールスとプロモーション、そして受け入れ環境の整備などを柱にした取り組みを進めているところです。

お話のありました四国八十八景プロジェクトは、四国ブランドの観光商品をつくり、国内外へ売り込みを行うという考えのもと取り組まれていることから、本県の観光分野の取り組みの方向性とまさに合致するものと認識しております。特に、景観をゆったりと眺められる場所を新たな視点で発掘して磨き上げ、四国各地をめぐる観光商品をつくり出すことは、本県の強みである自然を生かした観光の魅力をさらに広げることになり、本県の周遊コース、いわゆる観光クラスターの形成に資するものと考えております。

こうしたことから、県内の各地域からできるだけ多くの申請が提出されるよう、本年4月には、県内全市町村、観光協会、広域観光組織を対象に開催した会議において、四国八十八景プロジェクトの事務局を務める四国地方整備局から事業概要の説明をしていただきましたし、県の地域支援企画員を通じて、広域観光組織や各施設管理者などに広く応募を呼びかけてまいりました。このような国とも連携した取り組みによりまして、県内からの申請も増加し、本年の4月から7月末までの第2期の審査対象数は61件と、昨年度第1期の30件から大幅な増加につながっているところです。

こうした中で、選定を行う国の実行委員会の現地視察において、選定委員から出された意見を施設の管理者と共有することで、施設においては選定を意識した対応事例もあらわれているところです。今後とも、国と密に連携する中で、有用な情報を施設管理者などと共有し改善につ

なげていただくなど、少しでも多くのスポットが選定されますよう積極的に取り組んでまいります。

次に、四国八十八景に選定されるように、県がどのように取り組むのかとお尋ねがありました。

四国八十八景の要件としては、四国らしい風景と、それを眺める場所があることを満たすものとされており、眺める場所の管理者等からの応募に基づき、国の実行委員会が選定する仕組みとなっています。

まず、要件の1つ、四国らしい風景に関しては、変化に富んだ美しく個性ある自然や農山村の営みが織りなす原風景、厳しい自然と調和した町並み、お接待の文化といった、具体的内容が実行委員会から示されており、県内には、四国八十八景に第1期の募集で選定された宿毛湾のだるま夕日と咸陽島などのように、こうした要件にかなう風景が多数存在していると考えております。

また、要件の2つ目、その風景を眺める場所に関しては、誰でも利用できることが示されており、第1期の選定結果を見ると、自然公園内の展望台や民間の宿泊施設、河川敷など、多種多様な場所が四国らしい風景とあわせて選定されております。

今後、先ほど申し上げました第2期審査に臨む61件について、管理者である市町村等が、選定に向けて、これらの要件に合致するよう眺める場所の整備や磨き上げなどを行う場合には、国や県の支援策を活用して実施することが考えられます。県といたしましては、こうした支援策に対する助言や実行も含め、市町村や国などの関係機関ともしっかり連携し、選定を目指す取り組みをさまざまな面でサポートしてまいります。

次に、地元で小さく活動している事例が多く、

地元で外貨を稼ぐ仕組みづくりを支援すべきではないかとお尋ねがありました。

お話にありました地域の地道な取り組みが将来にわたり持続されるためには、訪れた観光客の皆様の滞在時間を延長し、消費を促すことで外貨を稼ぎ、地元を経済的な効果をもたらす仕組みづくりが必要であると考えております。このため県では、自然景勝地と宿泊、飲食、物販といった周辺の観光資源を組み合わせた地域観光クラスターの形成を進めてきたところです。

例えば、中津溪谷を核とした地域の観光クラスターを形成することで、観光客の皆様が、溪谷を散策した後、地元の温泉で体を癒やし、食事どころで四季折々の地元食材を使った料理を召し上がり、道の駅で沢渡茶や高糖度トマト等の土産物を購入していただくといった、より大きな経済効果をもたらすことができると考えられます。

こうしたクラスターを形成するには、個々の観光事業者の磨き上げとともに事業者間の連携が重要になりますので、県では、観光素材を磨き上げ、クラスターを学び、実践を企画する場として、土佐の観光創生塾を実施しております。創生塾では、座学やワークショップに加えて、専門スタッフであるコーディネーターを派遣して受講者の取り組みをきめ細かにサポートするとともに、受講生が中心となって、創生塾の成果をもとに、クラスターを実際に形成する際の財政的な支援事業も実施しております。

今後とも、地域地域での観光クラスターの形成に向けて、県の関係部局を初め、市町村や広域観光組織とも連携し、より多くの事業者の皆様が創生塾に参加することを促すとともに、観光クラスターの実績やイメージも積極的に情報発信しながら、地域が外貨を稼ぐ仕組みづくりを支援してまいります。

次に、四国八十八景プロジェクトが本格的に

始動した場合に、博覧会などの実績ともあわせて相乗効果が期待できるが、県としてどのように取り組んでいくのかとお尋ねがありました。

四国八十八景プロジェクトの取り組みにより、四国八十八景というブランドが確立されれば、選定された景勝地や歴史資源などを含めた四国八十八景そのものが、観光目的になり得ると考えられます。このため県では、四国八十八景のブランドが確立された際に、新しい観光商品を求める旅行会社や観光客のニーズに応えられるよう、早い段階から、選定された景勝地などを、歴史を中心としたクラスターや地域の観光クラスターの形成要素に組み込み、磨き上げが進められるよう、先ほど御説明しました助言や財政支援、土佐の観光創生塾などの事業を活用し、関係市町村や事業者のサポートに取り組んでまいりたいと考えております。また、「志国高知 幕末維新博」のホームページや観光パンフレットなどにより、選定された県内の景勝地などとともに、四国八十八景という名称の情報発信にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後こうした考え方のもと、国内外からの観光客のさらなる誘客に向けて、四国八十八景プロジェクトと、幕末維新博など本県の観光地づくりの取り組みが相乗効果を発揮していけるよう積極的に取り組んでまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、四国八十八景プロジェクトを支援するため、周辺のインフラ整備を進めるべきではないかとお尋ねがございました。

お話にありました、四国八十八景プロジェクトなどの取り組みを支援し、観光客の誘致につなげるといった視点は、インフラ整備を進める上で重要な視点の一つであると認識をしております。

県では、インフラ整備に関する情報などを関

係部局で共有し、インフラ整備の効率的、効果的な推進につなげることを目的として、本年度、高知県社会資本整備推進本部を立ち上げたところです。今月13日に開催いたしました第2回目の本部会議では、インフラを利用する側の部局からインフラ整備に対するニーズをお聞きしており、お話にありました中津渓谷周辺の道路や駐車場整備についても、ニーズが報告されております。

四国八十八景プロジェクトを支援するインフラの整備につきましては、本部会議で共有したニーズを参考にしますとともに、地域の観光振興を推進されている市町村や地元の皆様の声もお聞きしながら、今後もしっかりと取り組んでまいります。

次に、通学時に電停を利用する児童の安全対策についてお尋ねがございました。

県内の路面電車の電停の数は、上下線を合わせ全部で156カ所あり、車道から分離されて乗客が安全に乗りおりできる島状の電停と、乗客が車道から直接乗りおりする、いわゆるノーガード電停と呼ばれる電停が混在しております。

平成8年以降、ノーガード電停を解消するため、国では5カ所、県では9カ所の電停において、とさでん交通と連携し、電停における車道との分離を図ってまいりました。しかしながら、依然として25カ所のノーガード電停が存在しており、特に児童の安全性確保が課題となっております。これらの電停の多くは、周辺に人家が連檐するなどスペースがなく、車道との分離が困難な状況でございます。このため、電停の着色や電停を照らす照明の設置、また乗客が乗降中であることを知らせる表示板の設置など、各種の安全対策を実施しているところです。

今後も、引き続きとさでん交通や国と連携し、児童を初めとする電停利用者の安全性向上に努めてまいりたいと考えています。

次に、平成27年度に採択を受けた床上浸水対策特別緊急事業の進捗状況についてお尋ねがございました。

平成26年の台風による浸水被害を契機とし、いの町の宇治川と日高村の日下川における再度災害を防止するため、国、県、町村が一体となり、それぞれが取り組むべき浸水対策メニューを決定した上で、床上浸水対策特別緊急事業の新規採択を受けました。

まず、宇治川では、県が実施する対策として、平成27年度からの5年間で延長600メートルの河川改修工事を実施することとしております。これまでに、高知西バイパス周辺の護岸工事や、その上流の用地買収を進めており、平成29年度末の事業費ベースでの進捗率は約64%を見込んでおります。本年度は、引き続き用地買収を進めるとともに、上流の河道拡幅や護岸工事を進め、年度内には国道33号と交差する暗渠区間の改築工事にも着手する予定です。

国が実施する対策は、既存の宇治川排水機場において毎秒12トンのポンプを増設することとしており、平成30年度には完成見込みと聞いております。

いの町においては、昨年度より、床上事業の最終年となる平成31年度を目標として、2カ所の雨水ポンプ場整備や周辺水路の整備が下水道事業により実施されております。

次に、日下川では、県が実施する対策として、平成27年度からの6年間で、支川戸梶川を含む総延長6,450メートル区間の河川改修工事を実施することとしております。これまでに残土処理場の整備や日下川の護岸工事を進めており、平成29年度末の事業費ベースでの進捗率は約52%を見込んでおります。本年度は、引き続き残土処理場の整備や、日下川において河道拡幅や護岸工事を進める予定です。

国が実施する延長約5キロメートルの放水路

については、これまでにルートや地質などの各種調査を終え、本年度は一部工事にも着手すると聞いております。

日高村では、本年度から平成31年度までの3カ年で、家屋のかさ上げや周囲の堤防整備などを行う予定であり、現在住民説明会などを実施していると聞いております。

今後も、国、いの町、日高村と連携の上、着実な予算化がなされるよう、国への政策提言も継続してまいります。

次に、土砂災害に備え、住民の避難を促すため、どのような取り組みを進めているのかとお尋ねがございました。

県では、土砂災害から県民の命を守るため、従来からハード対策とソフト対策を一体的に推進してきております。その上で、ハード対策には多くの時間を要することから、まず第1に、県民の皆様に避難を促すソフト対策が重要と考えております。このため、県民の皆様に土砂災害の危険性に関する防災意識をより高めていただけるよう、土砂災害への備えに関する冊子や、土砂災害危険箇所などを示したマップを全戸配布しております。

また、雨量や土砂災害の危険度などの情報を、インターネットを通じて広く一般に提供する土砂災害監視システムを構築し、台風などの大雨の際、多くの県民の皆様に御利用いただいております。この土砂災害監視システムについては、近年の土砂災害の発生状況を踏まえ、平成28年3月に危険度判定基準を改定し、より実態に即した精度向上を図っております。

さらに、県では、警戒避難体制のさらなる充実強化に向け、土砂災害防止法に基づく基礎調査の取り組みを現在加速化しております。今後とも、よりきめ細かく、よりわかりやすい情報提供に努め、県民の皆様の避難を促す取り組みを推進してまいります。

次に、土砂災害に関して、地域地域の特性や災害履歴に応じた防災教育のあり方が求められると思うが、どのように対応すべきかとお尋ねがございました。

土砂災害から県民の命を守るためには、幼少期からの土砂災害に関する防災教育はとても大切であり、県といたしましても、この取り組みを推進していくことが必要と考えております。また、御指摘のとおり、自然災害は地域によってさまざまな形態があることから、地域の特性に応じた防災教育の充実が重要と考えております。

県では、地域の特性に応じた防災教育の取り組みとして、子供たちが、いざという場合の対応方法を体験しながら学習できるよう、平成18年度から小学校に出向いて、こども防災キャンプを開催しております。このこども防災キャンプは、子供たちだけではなく、児童の御家族や地域住民の皆様にも御参加いただいております。地域に根づいた防災教育の場にもなっております。

このほか、小学校を対象に、県職員や砂防ボランティアなどの専門家を講師として派遣し、小学生が、自分の住んでいる場所をみずから歩き、危険な箇所を学びながら防災マップを作成する取り組みも行っております。平成27年度には、全国の防災マップコンクールにおいて、本山町の吉野小学校の児童が作成した防災マップが表彰されたところであり、高い評価を受けております。

引き続き、関係機関と連携・協力して、地域の特性に応じた学校での防災教育の充実に努めてまいります。

最後に、土砂災害に関する防災教育をどう磨き上げ、展開していくのかとお尋ねがございました。

近年、我が国では、これまで経験したことのないような集中豪雨や巨大台風の襲来に伴って、

自然災害が激甚化しております。さらに、台風などによる大雨だけでなく、近い将来発生が予測されます南海トラフ地震においても、強い揺れによる土砂災害が懸念されております。こうした状況の中で、住民の避難を促すための行政の取り組みに加え、県民一人一人が日ごろから防災意識を高め、自分の命は自分で守るという県民の主体性が一層重要と考えられます。

このため、防災教育の場においても、大雨や地震を初めとする各種災害や避難行動を想定した内容にするなど、県民の皆様が主体的に判断し、的確な避難行動をとることができるよう、さまざまな工夫を行ってきており、今後もこの磨き上げの努力を継続してまいります。

さらに、これらの防災教育で培ったノウハウを他の学校や関係機関へ提供することにより、学校などでの主体的な防災教育の取り組みを促進するとともに、地域においても防災教育が広く展開されるよう支援してまいります。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) まず、登下校における児童の交通事故の状況と通学路の交通安全対策についてのお尋ねがございました。

平成19年から28年までの過去10年間で、県内で207人の小学生児童が登下校時の事故によりけがをしております。けがをした児童の事故時の状態は、歩行中が175人と最も多く、自転車乗中が25人、四輪車同乗中が6人、二輪車同乗中が1人となっております。幸い、児童の交通死亡事故は発生しておりませんが、いまだ多くの児童が事故に遭い、重傷事故も発生しており、通学路の交通安全対策は、子供を交通事故から守る観点から非常に重要なものであると認識しております。

このような状況から、県警察では、通学路における児童の交通事故を防止するため、学校関係者、保護者、交通安全指導員等の交通ボラン

ティア等とともに、登下校の時間帯に合わせて通学路における保護活動等を実施するとともに、小学校での交通安全教育を実施しております。また、毎月1回、通学路交通指導取り締まり強化日を指定し、通学路での交通指導取り締まりを強化しております。さらに、教育委員会、学校、道路管理者等とともに通学路の安全点検を実施し、危険箇所の把握や危険防止の対策を講じております。

県警察といたしましては、引き続き学校関係者、教育委員会、道路管理者等と連携しながら、ハード・ソフトの両面から通学路の交通安全の確保に努めてまいります。

次に、通学路の危険箇所の調査や点検と、その後の対応についてお尋ねがございました。

通学路の安全点検につきましては、平成24年に、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、多数の死傷者が出るなど、通学路における重大な交通事故が全国的に連続して発生したことを受け、同年文部科学省、国土交通省、警察庁が協議し、全国において、教育委員会が主体となり、警察、道路管理者が連携して通学路の交通安全確保に向けた緊急合同点検が実施されました。本県においても、平成24年に緊急合同点検が実施され、同年8月までに点検を完了させております。

その緊急合同点検では、横断歩道の設置、一時停止といった交通規制の実施や道路標示の補修など、県警察において対策が必要とされた154カ所において、374の対策メニューを抽出し、その後順次対策を講じてきた結果、本年6月末をもって全ての対策を完了させたところでございます。

県警察では、こうした緊急合同点検のほか、各警察署単位で、学校関係者や道路管理者等と合同の通学路点検を実施しており、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考え

ております。

次に、通学路の調査や点検が地元の学校関係者等からの意見を取り入れたものになっているのかについてお尋ねがございました。

平成24年の緊急合同点検につきましては、教育委員会、警察、道路管理者、学校関係者が合同で実施したところでございます。また現在、各警察署単位で実施する通学路点検につきましても、緊急合同点検と同様、警察、道路管理者、学校関係者が合同で実施しており、それぞれの視点で、通学路における危険箇所や必要な安全対策等について課題を抽出し、対策を検討しているものであることから、地元の学校関係者や保護者からの意見を取り入れた対策が講じられているものと考えております。

次に、ゾーン30の児童の交通安全対策への有効性についてお尋ねがございました。

ゾーン30は、区域を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、ハンブ等物理的デバイスの設置を組み合わせることにより、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とした事業で、全国で、平成24年度から28年度までの5カ年間で約3,000カ所を整備することを目標に、事業が進められてまいりました。県内では、平成24年度にいの町枝川小学校周辺を指定したのを皮切りに、高知市横浜新町小学校周辺、安芸市安芸第一小学校周辺等の7地区、16区域を平成28年度までに整備したところでございます。また、本年度は、地域住民等からの要望を受け、高知市一ツ橋小学校東側のエリアを整備し、今年27日から運用を開始したところであります。

県内のゾーン30の多くが小学校周辺の区域に設定されているところでありますが、ゾーン30を整備することにより、区域内の交通量の抑制及び速度の抑制が期待できるほか、ドライバーの歩行者保護の意識向上も期待できることから、

御指摘のとおり、ゾーン30は通学路の交通安全対策上有効であると考えております。

次に、保護者や地元の方々の評価についてお尋ねがございました。

ゾーン30の整備後、保護者や地元の方々からは、通り抜け車両が減少した、全体的に速度が下がっている、運転中に速度を意識するようになったという、好意的な意見をいただいているところでございます。

次に、ゾーン30の整備における事前の調査、地区住民との合意形成及び整備後の対応についてお尋ねがございました。

ゾーン30につきましては、生活道路を抜け道として通行する車両を抑制し、歩行者等の安全な通行を確保することを目的としております。したがって、整備に当たっては、区域内を抜け道として通過する車両の交通量や経路、通り抜けの要因等について調査を実施しております。また、周辺道路からの通行禁止規制や周辺道路の信号制御の見直しの検討も必要となることから、区域周辺の道路の交通量等についても調査を実施しているところでございます。

また、住民との合意形成であります。ゾーン30においては、通行禁止規制や路面に段差を設けるなど、物理的な対策も伴いますので、道路管理者と連携し、区域内の町内会等の会合において説明を行い、住民の合意形成を図っているほか、学校に対する説明を行い、学校を通じて保護者の合意形成をお願いするなどしているところでございます。

ゾーン30整備後につきましては、朝の通勤時間帯を中心に、交通ボランティア等と連携した街頭指導や、パトカー等による警ら活動を推進し、事業効果の維持・向上に努めているところであります。また、ハード面では、ゾーン30の路面標示の視認性を高めるための標示の拡幅や路側帯のカラー舗装など、道路管理者と連携し

て事業効果を高めるための追加の対策を講じているところでございます。

次に、ゾーン30の今後の整備や整備されていない住宅街等への対策についてお尋ねがございました。

さきに御説明しましたように、ゾーン30については、24年度から5カ年計画で進めてまいりました事業であり、昨年度で一応計画は終了いたしました。しかし、生活道路、通学路の交通安全対策上有効な事業でありますので、今後はゾーン30に対する地域住民の同意や財政的制約も十分に踏まえつつ、道路管理者等関係機関の御理解と御協力を得ながら整備を検討してまいりたいと考えております。

一方、整備が困難な地域につきましては、地域の皆様や道路管理者等と緊密な連携をとりながら、地域の実情にマッチした施策の検討や、学校関係者、交通安全指導員等の交通ボランティア等と連携した保護活動等により、安全・安心な交通環境の構築を目指してまいりたいと考えております。

最後に、ゾーン30をどのようにドライバーに周知し、啓発を図っているかについてお尋ねがございました。

ゾーン30の周知、啓発につきましては、ゾーン30の区域であることが容易に認知できるよう、ゾーンの出入り口の路面に標示を設置するなどしており、ドライバーや地域の方から非常にわかりやすいとの御意見をいただいているところでございます。

また、ゾーン30の周知を図るため、テレビや新聞報道等による広報に努めるとともに、自治体等の広報紙や県警察ホームページ等を活用した周知、啓発にも努めており、引き続き関係機関・団体等と連携し、ゾーン30の周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長（酒井浩一君） 水防災意識社会の再構築について、まず市町村長が避難勧告や避難指示を的確に出すため、県としてどのような取り組みや支援を行っていくのかとお尋ねがありました。

住民の皆様を守るためには、市町村が避難勧告などの情報をタイミングよく発令することが、大変重要と考えています。

県は、これまで市町村が適時適切な避難勧告などの発令を行うための取り組みや支援を行ってきております。具体的には、県が管理する河川の58カ所で氾濫危険水位などを設定し、発令の判断基準を明確にいたしております。

また、内閣府が示した、避難勧告等に関するガイドラインをもとに、市町村に避難勧告などを発令するためのマニュアルを作成していただくよう、担当者会や個別の協議により繰り返し働きかけを行い、おおむねの市町村でマニュアルを策定していただいておりますし、残りの市町村も策定を検討していただいております。

さらに、河川が増水により氾濫のおそれがある水位に近づいた場合や、土砂災害発生の危険度が高い土砂災害警戒情報が発表されそうなどときには、市町村へ直接連絡し、避難勧告などの発令のアドバイスをしております。

近年、全国で、突発的かつ局地的な豪雨災害がたびたび発生しており、早期避難の重要性が改めて認識されているところです。他の都道府県での災害対応の教訓も参考にしながら、今後も引き続き、市町村が的確に避難勧告などを発令できるよう、取り組みや支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線やエリアメールなどによる住民への連絡体制の強化についてお尋ねがございました。

大雨や台風などの災害時において、住民の皆様の命を守るために、避難を促すための情報を

住民の皆様に迅速かつ確実に伝えることは、非常に重要なことだと考えています。

市町村においては、避難勧告などの避難を促す情報を、住民の皆様へ防災行政無線などにより一斉に伝えるとともに、携帯電話の緊急速報メールも活用するなど、さまざまな方法で情報を迅速かつ確実に伝達することに取り組んでおります。県としましては、防災行政無線が聞こえにくい地域に戸別受信機等を整備する場合の助成などにより、こうした市町村の取り組みを支援しております。

さらに、避難勧告などの災害に関する情報を、県、市町村と報道機関とで共有するシステム、Lアラートにより、マスメディアからも県民の皆様へ避難勧告などの情報を伝えていただくことにしております。

一方、県民の皆様には、集中豪雨や土砂災害に対して日ごろから警戒感を持っていただき、早目早目の避難行動をとっていただくために、テレビやラジオ、インターネット等で気象情報などを確認していただく必要があります。県のホームページ、こうち防災情報において、気象情報を初め、河川の水位や土砂災害に関する情報など、災害に関するさまざまな情報を提供しております。

また、避難所までの移動が危険と感ずる場合は、避難所には行かず自宅にとどまり、2階に上がることなどにより安全を確保することも、避難行動の一つであることの周知も行ってまいりたいと考えています。

今後とも、住民の皆様の避難行動を促すための取り組みを、市町村や報道機関と連携して進めてまいります。

（水産振興部長谷脇明君登壇）

○水産振興部長（谷脇明君） 県内アユ資源の保護についてのお尋ねにお答えをいたします。

まず、県内におけるアユの漁獲量の減少につ

いてお尋ねがございました。

高知市公設水産地方卸売市場、いわゆる弘化台の市場や西土佐鮎市場などでの県内産アユの取扱量は、市場での評価も高いことから近年は増加しており、平成27年度は前年度を25%上回る16トンとなっております。これに自家消費や直接地域の飲食店に販売されるものなどを加えた、県内全体のアユの漁獲量は、年変動はありますものの、近年は140トン前後でほぼ横ばいに推移をしております。このように漁獲量が伸び悩んでいる要因につきましては、生息環境の変化に伴う自然遡上量の変動や、お話にありましたブラックバスなどの外来魚やカワウによる食害に加えて、河川漁協組合員の減少、高齢化やレジャーの多様化に伴うアユ釣り人口の減少によるものと考えております。

議員のお話にありましたように、仁淀川や四万十川、まさしく各河川のシンボルと言えるアユでございます。また、本県の観光や食文化を支えてきたアユ、この減少傾向には何らかの歯どめをかけたいなという思いでございます。

次に、カワウと外来魚による被害やその対策、またカワウの被害に対する、行政機関や事業者を挙げた総合的かつ広域的な対策と支援についてのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

ブラックバスなどの外来魚やカワウは、平成の初めころから、生息域の拡大と生息数の増大が確認されるとともに、アユなどの魚類への食害が全国的にも問題となっております。本県におきましても、こうした被害は増加傾向にありまして、アユ漁獲量が伸び悩んでいる要因の一つとして考えております。ちなみに、平成28年度のカワウによる県のアユなどの水産被害額が、推計で約600万円とされております。

このような食害に対処するため、県では、平成18年度から高知県内水面漁業協同組合連合会

が行う報償金制度を核としたカワウや外来魚の駆除を支援しております。カワウにつきましては、県内10の河川で毎年600羽前後を駆除し、外来魚につきましては、7つの河川で毎年2万7,000尾前後を駆除しております。これらの取り組みにより、県内のカワウ生息数は近年減少傾向に転じておりますが、外来魚につきましては、依然として県内河川に多数が生息しているものと考えられますので、県としましては、引き続き高知県内水面漁業協同組合連合会のこうした駆除対策を支援してまいります。

特にカワウ対策につきましては、カワウも含めた鳥獣被害対策を、県の中山間対策の重要な課題として位置づけており、カワウが広域的に分布、移動することから、積極的に関係市町村などとも取り組みを進めるとともに、関係9県と国で組織する中国四国カワウ広域協議会を中心に、全国的な対策についての情報収集及び各県との連携も図ってまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 障害者差別解消法に基づき、県内自治体が策定する職員対応要領の策定状況と相談窓口の設置状況について、また策定、設置がされていない自治体に対する支援についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

職員対応要領につきましては、県は、法の施行に合わせ、平成28年4月に県職員の対応要領を策定し、全職員が適切な対応ができるよう、新規採用職員研修などでの説明や全職員を対象とした研修会を開催しています。

また、市町村につきましては、全ての団体で策定していただくため、法施行前から、各市町村の障害福祉担当課だけでなく、総務・財政担当課長会など機会を捉えて説明、要請を行うとともに、国や県の対応要領を例としてお示しす

るなどの助言を行ってまいりましたが、現在策定済み団体は7市町村、本年度中の策定予定は5町にとどまっております。

県といたしましては、県内の全ての団体において対応要領を速やかに策定していただくため、引き続き資料や情報の提供、助言などの支援を行いますとともに、さまざまな機会を捉えて、市町村の幹部にも早期の策定を要請してまいります。

また、障害者差別解消に関する相談窓口は、県につきましては、障害保健福祉課と高知県社会福祉協議会に委託しております高知県高齢者・障害者権利擁護センターとしています。市町村におきましては、全市町村で設置をされており、その窓口は、人権に関することや学校現場での差別など、相談分野により複数の部署としている市町村もございますが、多くは障害者福祉を所管している部署になっています。

障害のある方がどこに相談すればよいかを明らかにするために、市町村に相談窓口のさらなる周知を要請いたしますとともに、県におきましてもホームページなどで、県の窓口にあわせて市町村の窓口も広報してまいります。

次に、ヘルプマークの導入、推進に当たっての課題とその対応についてお尋ねがございました。

既にヘルプマークを導入しています12都府県では、議員のお話にもございましたように、県民の皆様への周知が導入後の課題であるとお聞きしています。また、近隣県が導入していない場合に、県境を越えて運行している公共交通機関での取り扱いに課題があり、広域的な連携が必要であるとの意見もございました。

県といたしましては、ヘルプマークを導入し推進していくためには、福祉関係の方だけでなく、広く一般の県民の皆様にはマークの目的を理解していただくことが重要であると考えていま

す。このため導入を検討する際には、県や市町村の広報紙への掲載やテレビ・ラジオ番組での広報、また車両へのステッカー表示などを公共交通機関の事業者に依頼することなど、効果的な周知方法についてもあわせて検討してまいります。

また、県を越えた広域的な連携を可能とするためには、近隣のヘルプマークが導入されていない県と一緒に検討を進めていく必要もあると考えております。

ヘルプマークは、障害のある人にとりまして、必要な支援が受けやすくなるための重要なツールであると考えておりますので、来年度中に導入できるよう、しっかりと検討してまいります。

○9番（横山文人君） それぞれに丁寧な御説明と御答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

これで私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明9月30日及び明後10月1日は休日でありま

すので、10月2日に会議を開くことといたします。

10月2日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時49分散会

平成29年10月2日（月曜日） 開議第5日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

29番 高橋徹君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成29年10月2日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案
- 第 8 号 高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案
- 第 9 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 10 号 県有財産（無線機）の取得に関する議案
- 第 11 号 国道195号防災・安全交付金（大桁橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号道路災害関連（小島トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 県道の路線の認定に関する議案
- 第 16 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 17 号 平成28年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 18 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算

- 報第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 報第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
 報第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
 報第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
 報第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
 報第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
 報第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
 報第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
 報第20号 平成28年度高知県電気事業会計決算
 報第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会計決算
 報第22号 平成28年度高知県病院事業会計決算
 第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） 直ちに日程に入ります。
 日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第18号「平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成28年度高知

県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成28年度高知県病院事業会計決算」まで、以上40件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることといたします。

加藤漠君の持ち時間は60分であります。

10番加藤漠君。

○10番（加藤漠君） 皆さんおはようございます。自民党の加藤漠でございます。

きょうから一問一答での一般質問がスタートいたします。トップバッターに立たせていただきましたことにお礼を申し上げながら、質問に入らせていただきたいと思います。

先週の28日にいよいよ衆議院が解散されて、本日で5日目となりました。来週の10月10日が公示日、そして22日が投開票となります。今回の解散は国難突破解散である、安倍総理は、そうおっしゃって解散を表明されました。先月、北朝鮮は6回目となる核実験を断行いたしました。弾道ミサイルの発射も次から次へと頻発しています。今現在も、陸上自衛隊高知駐屯地には、ミサイル発射に備えてPAC3が配備されています。北朝鮮情勢が緊迫する中、国の行く末をどの政党が担うことができるのか、そのことが問われる選挙であります。政党がどうなるのか、候補者が誰になるのか、テレビをつけるたび、政局は目まぐるしく変化しています。私は、自民党として、今回の選挙戦は、国民の皆様にも私たちの政策をお訴えする、選挙の相手は有権者の皆さん、国民の皆さんなんだ、そのことに徹する選挙だと思っています。

政局が変わっても、高知県の課題が変わるわけではありません。私は、安倍総理が急速に進む少子高齢化を最大の課題だと位置づけられたことを、大変心強く感じております。また、こ

のことは、尾崎知事がこれまで、少子化の問題は非常事態なんだ、国家的な危機なんだと、全国知事会などを通じて繰り返し国に訴えてこられた、その思いとも方向性は同じではないかというふうに感じております。

再来年10月に予定される消費税率10%への引き上げ、この財源の使い方を見直し、高齢者中心となっていた社会保障給付を全世代型へと転換していくことで、子育てや介護の不安解消につながっていくことは間違いないと確信をしています。しかし一方で、消費税の引き上げは家計にとって厳しいということも忘れてはなりません。私は、3年前に行った消費税率8%への引き上げの際に、5兆円を超える経済対策を行ったにもかかわらず景気に悪影響が出てしまった、この経験からも謙虚に学ばなくてはならないというふうに思っています。

日本経済は、間違いなくマイナスからプラス成長へと大きく変わることができました。しかし一方、物価目標2%の達成は道半ばであり、賃金の上昇も限定的です。個人消費もさらに伸ばしていく余地があります。消費税率引き上げに耐え得るだけの経済状況をつくっていくためには、デフレから完全に脱却することが不可欠であります。そのためにも、選挙後には、早急に補正予算の編成を行うことはもとより、積極的な経済対策を継続的に行っていただく、このことを願ってやまないわけであります。

衆議院を解散するに当たって行われた総理の記者会見を含めて、尾崎知事はどのようにこの解散総選挙をごらんになっておられますでしょうか、御感想をお聞かせください。

○知事（尾崎正直君） 今回の解散総選挙については、本当に、日本が抱える内外の大変大きな諸課題、こちらについての議論が徹底して行われていくということを望んでいるものであります。

安倍総理も会見で言われました。まず第一に、消費税の使途を問うという形でお話になりました。ただ、このことは、わかりやすい言葉で言えば消費税の使途を問うという表現になるんでしょうけれども、もっと裏返して言えば、人口減少下にあって日本の国づくりをどうしていくかという根本にかかわる諸課題について、これを争点にしていきたいと、そういう指摘であられたんだろうというふうに思っています。

人口減少下にあって、さまざまな課題があります。地方創生を通じて、しっかりと、高知で言えば地産外商ということでもありますけれども、地方の経済を立て直していく、そういう仕事が必要でありますでしょうし、あわせて、そういうエンジンに相当する取り組みとともに、社会保障をどうするかということが大きな課題になる。私は、全世代型の社会保障という考え方には大いに賛成です。その制度設計をしっかりとやっていただかなければならない。高齢者の皆さんをしっかりとケアしていくとともに、この少子高齢化時代、働く世代1人で1人の高齢者を支えないといけないという時代がやってくる。その支える側の若い人もしっかりとサポートしないと、高齢者の方ともども大変だということになりかねないのであって、やはりそういう若い人向けの社会保障、これもまた大事だろうと、そういうふうに思います。

片や、外を見れば北朝鮮情勢、日本を取り巻く安全保障環境というのは大きく変わってきているんでありまして、これに対してどう対処していくのか、これは大変大きな課題だと思います。そして、こういう諸課題に対応するための統治機構のあり方はどうかということも、あわせて議論になるんだろうと思います。憲法をどうしていくのか。憲法9条が議論に取り沙汰されますけれども、やはり地方自治の規定をどうするか、これなんかも大変大きな課題なんだろう

うというふうに考えているところでありまして、こういう形で地方分権をしっかりと進めていく方向での議論が進んでいくことを大変期待しているところでもあります。

いわゆる内政において、人口減少下において日本はどうしていくべきなのか、そして外政において、北朝鮮を含むこの厳しい安全保障環境、これをどうしていくべきなのか、そしてそのための統治機構をどうしていくべきなのか、大いに議論が展開されていくことを大変心から望んでいるものであります。

○10番（加藤漢君） 私も、今回の選挙戦、大変大きな意義があるものだと、そのように思っております。

しかし一方で、今回の選挙に関しては、森友学園、それから加計学園、この一連の説明について厳しい御意見もございます。安倍総理も、記者会見の中で、今後も丁寧に説明の努力をしていくということを述べておられました。特にこの加計学園の獣医学部新設についてですが、私はこの問題、大きく2点あると思います。1点目は、安倍総理と加計学園の理事長が友人関係にあって、何らかの便宜供与があったのではないかという点。そして2点目は、この獣医学部の新設がそもそも政策として正しいのかどうかという点であります。総理の意向があったのかどうかという点については、国会で何度も質疑がありましたので、この場で取り上げることはいたしません。ここで申し上げたいのは、政策的に正しいのかどうかということであります。

獣医学部は、全国で16の大学に設置されていますが、50年以上にわたって一校も新設してきませんでした。では、全く新設の必要がなかったのかというと、そうではありません。獣医学部を卒業されても、動物病院などペットのお医者さんになる確率が高く、それ以外の畜産にかかわる分野や公衆衛生の分野は希望者が少なく、

獣医師の確保は大きな課題となっています。

先日、弘田議員も質問されたように、高知県も、公務員の獣医師が不足しており、将来的にも安定して採用していくため、奨学金を出して人材確保に取り組んでいると、こういう状況であります。これは、公務員として勤務する獣医師の待遇の問題もありますが、獣医学部が四国に一つもないという立地の偏在も大きな要因となっています。また、獣医師の確保のみならず、BSE、いわゆる狂牛病や鳥インフルエンザなど動物感染症が発生した場合の水際対策には、獣医学部が危機管理の支援拠点となることが期待されます。しかし、全国では四国が唯一の空白区となっています。

今回の加計学園にかかわる一連の議論の中で、何か悪いことが起こっているんじゃないか、こういうような印象をお持ちの方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、四国への獣医学部の新設は、愛媛県だけではなく、高知県にとっても大変心強いものではないかと感じております。また、地元である今治市や愛媛県にとっては悲願の大学誘致でもあり、これまで四国知事会としても国に対して提言を行ってきた項目でもあります。

現在、学部設置の審査が続けられています。来年春からの開校に向けて準備を進めておられますが、四国に獣医学部が新設されること、このことはいいことじゃないかというふうに思うわけでございますが、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 私は、本年5月の定例記者会見の場でも申し上げたんですけれども、この四国に獣医学部ができるということは大いに歓迎したいことだと、そのように思っています。

これは、四国知事会において、たしか平成21年度から平成27年度まで四国4県知事の共通事項として政策提言してきたことでもあります。四

国で何を苦勞しているかという、この獣医師の皆さん、先ほども言われましたように、民間の病院を開設されたり、お勤めになられたり、さらには都市部に行かれたりということもあって、特に公務員獣医師の確保を、この四国4県、大変苦勞してきているということでもあります。そういう中で四国に獣医学部ができることは心強いことですし、またいろいろ研修とかインターンシップとかについて、やっぱりわざわざ島外まで行かないといけないのか、それともこのエリア内にあるのか、えらい違いが出てくるということなのであります。ですから、そういう意味で、四国にこの獣医学部ができることそのものについて、4県として、これはぜひ進めてもらいたい、そういうふうに考えています。

問題は、そのプロセスがどうかということについて、確かに議論になっていると思いますが、この点については引き続き説明責任を果たすというお話でありますから、その点は重要だと思います。ただ、おっしゃるように、そのプロセス論がどうかということと政策として意義があるのかどうかということについて、これは政策的には必要なことであるということは、もう間違いのないことだろうと思いますね。

○10番（加藤漢君） ありがとうございます。

私もそのとおりだと思います。

7月24日に、国会で閉会中審査が行われまして、加戸前愛媛県知事が参考人として答弁に立たれました。その冒頭でこうおっしゃっておられます。私が10年前のこの問題に取り組んだ当事者でありまして、また、その結果、10年後、安倍総理にあらぬぬれぎぬがかけられておるのを眺めながら、何とか晴らすことのできるお役に立てればと思った。これまでずっとこの大学誘致にかかわってきた加戸前知事が、ここまで言い切っておられるわけでございます。

加戸前知事は、7年前の平成22年11月まで愛

媛県知事をお務めになっておられますので、尾崎知事とも約3年間、四国の知事として御一緒されておられますので、お人柄等も御存じのことかと思えます。愛媛県知事を御退任されてもう7年たっているにもかかわらず、私も国会の答弁を拝見させていただいておりましたけれども、原稿も見ずに、これまでの取り組み、それから獣医師をめぐる課題について、理路整然と、しかも情熱的に語っておられたお姿を見て、私は感動すら覚えたところでありました。また、知事を御勇退された後も今治市の商工会議所の特別顧問としてこの誘致活動にかかわっておられる、その取り組みにも頭が下がる思いだなというふうに拝見をさせていただいたところです。

現在、獣医学部は全国で930名の定員ですが、そのうち西日本が165名、東日本が765名です。つまり、定員の8割以上が東日本ということになっています。さらに、私立の大学は2割程度定員を超えて入学が行われていますので、獣医学部の学生は、約9割が東日本の大学、特に関東圏に集中しているというのが現状です。

高知県としても、関東と北海道と2つの私立大学に御協力いただいて、修学資金を貸与するなど獣医師の職員確保を行っているところです。もちろん、獣医学部ができれば、直ちに獣医師確保が図られるわけではありませんが、関東圏に集中している学部が四国に新設されることは、地方創生にも資する取り組みであり、高知県の畜産振興や食の安全確保にとって追い風になることは間違いのないと思っております。

現場としても、ぜひ積極的に連携をしていただきたいと思いますと思うわけですが、農業振興部長のお考えをお聞かせください。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 四国内に獣医学部ができた場合でございますが、学生が本県で研修するだけでなく、本県の獣医師職員が、大学で最新知識の習得や技術の研修、また先端技

術を応用した研究を行いますなど、畜産や公衆衛生などさまざまな分野で大きな成果が期待できるところでございます。そういった点からも十分連携を図っていきたい、そのように考えております。

○10番（加藤漠君） よろしくお願いいたします。

それでは次に、人手不足の解消についてお伺いをしてまいります。

冒頭、知事の提案説明でもおっしゃったとおり、日本全体が経済もだんだんとよくなってきている、高知県においても、産業振興計画の成果は確実に上がってきています。人口が減少している中であっても、経済は成長する方向へと向かおうとしています。

高知県の有効求人倍率は、産業振興計画がスタートした平成21年から上昇傾向が続いてまいりました。その要因は、少子高齢化によって働く人の数自体が減ってきた、これも一つであります。それ以上に、景気回復や取り組みの成果によって仕事の数がふえてきたということにあります。

採用の募集をしても、なかなか人が来てくれない。多くの業界の方々が人手不足に頭を悩ませています。私も仕事柄、当選1期のころは、どこか就職先を紹介してほしいというお声をいただくこともありましたけれども、最近は、誰かいい人がいたら紹介してほしいとお声かけをいただく機会のほうが多くなってまいりました。特に、若い世代に限れば、高知市内よりも郡部のほうが、人手不足が深刻化してきているようにも感じているところです。

今後も、人口減少が続いていく中で持続的に経済が成長していくためには、担い手を確保し、働き手をふやしていくなど人材面での取り組み、それと同時に、人が担ってきた仕事を機械化することや、新しい技術を生かしてできるだけ人手をかけずに仕事ができるように投資をしてい

くこと、言いかえれば、1人当たりの生産性を上げる取り組みが急務となります。

知事の提案説明で、この人材面については、移住の取り組みを推進し、また高校生や大学生などの新卒者の就職促進を強化していく方針について御説明をいただきました。このたびの補正予算には、関連する取り組みとして、県内大学生や高知県出身の県外大学生が、県内企業への理解を深める機会をふやしていくための予算が計上されています。これまでも、高校生や大学生などに県内企業の魅力が十分伝わっていないのではないか、若者の求職と県内企業の求人とのミスマッチが生じているのではないかという認識で、取り組みを行ってきているものと承知しております。

これまでの取り組みでどういった点に課題があったのか、新たに取り組みを強化する狙いについて商工労働部長から御説明をいただけますでしょうか。

○商工労働部長（中澤一眞君） 高校生や大学生の県内就職の取り組みにつきましては、お話にありましたとおり、これまでも、県内での仕事の種類、あるいは県内で働くといったことのイメージを持ってもらうということ、そしてまたその次に、県内企業個々の就職先に関する関心を高めていただく、そして最終的に、高知で働くということを決断していただくと、こういう3つのステップといいますか、段階を踏んで施策を講じてまいりました。

今後は、この3つのステップごとに、今年度は取り組みを強化することとしておまして、まず最初に、情報を届けるという取り組みに関しましては、特に県外の大学に進学をされた方に対して県内企業の情報を直接届ける手段として、昨年从高知県Uターン就職サポートガイドを作成しておりますけれども、まだそれを提供する先が一部にとどまっているという状況が

ございますので、県内大学生の保護者を対象にしたサポートガイドの送付先の登録を促します広報活動を官民協働でこの秋からスタートさせることとしております。そのほか、高校に協力もいただきまして、保護者面談の際に直接登録を働きかけるといったようなことによって、そのガイドの送付件数をふやしていきたいというふうに考えている。これが1点目でございます。

2点目としては、就職先の関心を高めていくための機会をつくるということなんですけれども、大学の新卒者に対する県内企業の求人件数というのは、5年ぐらい前ですけれども、平成24年8月時点で234件ございました。それがことしの8月では1,277件、5倍以上に増加しております。このため経営者などから、直接、志、やりがい、そういったものを県内外の大学生に伝えていただくためのセミナーなどの機会を、これも民間と協力いたしまして、求人ニーズのボリュームに対応できるように、2,500人規模までふやして実行したいと思っております。

それから3点目でございますけれども、県内への就職を決断してもらうと、最後の段階ですが、これは人材確保の競争が、先ほど申し上げたように非常に激化しております。こういった中で、企業側にも、労働条件など、これまで以上に働きやすい環境、魅力ある環境、これをつくる努力をしていただく必要があるというふうに考えますので、今年度から新たに企業を対象に、「働き方改革」セミナーを実施しているところでございます。

○10番（加藤漠君） 今おっしゃっていただいた点は、どれも本当に重要な点だなというふうに感じました。特に保護者の方々ですね、できれば地元に戻ってきてほしいと、そう思っておられる方もたくさんおいでます。

また、企業の方からお話を伺いますと、特に高校生の場合なんですけれども、最近御両親

と相談をして就職先を決めるというケースが増えてきているというふうに感じていらっしゃるそうです。説明会や企業訪問の際にも、親御さんにも御理解をいただける工夫ということにも、ぜひ取り組んでいっていただきたいなというふうに思っております。

もう一点、生産性の向上について、省力化投資や事業戦略の策定など、技術面、それから戦略面で人手不足の対応を強化していくと御紹介されました。どのような施策で取り組みを進めていかれるのか、知事から御説明をいただけますでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 人手不足に対応していくためにも、いかに生産性を上げていくか、さらには、労働環境の改善を図って多くの就業者の方を確保しやすい環境をつくるか、ここらが大きなテーマになってくるところです。

この労働生産性という観点からいくと、本県の労働生産性は平成20年度以降増加傾向にあつて、この間の伸び率は13.2%増、この間全国では1.7%減でありますから、そういう意味においては高知は大きく伸びてきています。しかしながら、絶対水準で見ると、まだ全国の9割ぐらいという水準でありまして、依然全国を下回っている。さらに労働生産性の向上が求められるところです。でありますので、例えばものづくり分野でいけば、さまざまな設備投資への支援を行うこととか、さらに農業分野でいけば、環境制御技術の普及であるとか次世代型ハウスの普及であるとか、さらには林業分野では、高性能林業機械の普及とか林道の敷設でありますとか、さらには漁業の分野においても、養殖もしっかり展開していこうであるとか、さまざまな形で労働生産性を上げるための施策というのを、地産の強化策として、全体として展開しているのと、これが第1です。これが技術面ということになります。

今度、戦略面ということになりますと、これは、生産性向上と人手不足対策にダイレクトに、トータルに、両方ともにきいていくような、そういう施策というのも考えていく、非常に重要なポイントになるんだろうと思っています。ある意味、人手不足に対応するためにも、付加価値を向上させるためにも、さらには新たな技術投資をするにも、人をどういう形で雇っていくかということを考えるためにも、しっかりと作戦を練っておくということが非常に大事ということであろうと思います。

そういう意味において、事業戦略づくりをしっかり進めてもらうということが全ての土台だと思います。その際にあわせて、特に人手不足なのだから労働生産性の向上ということを意識した技術投資なども考えていっていただく、さらに言えば、人手不足だからこそ労働環境の改善ということに重点を置いて考えていっていただく、こういうことを促していくと。そういうところに、特に近日は重きを置いて取り組ませていただいておりますと、そういうことかと思っています。

そのために、企業の策定支援とか、農業、さまざまな分野において、この事業戦略づくりを応援する施策というのを展開させていただいて、そういうことかと思っています。

○10番（加藤 漢君） 今おっしゃっていただいたような取り組みを、高知県全体で進めていくというのが非常に重要な点だと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

今、高知県の企業収益というのは、全体としては非常に高い水準にあります。これがしっかりと、設備や人材への投資につながっていく循環を生み出していくことが重要なんだというふうに考えております。そのためには、金融機関との連携が必要不可欠です。また、現在は借入金利が歴史的な低水準にありますので、金融機関を利用する絶好の機会とも言えます。

県としても、企業立地やものづくり企業への設備投資助成など、積極的な支援策を行っておりますが、さらに中小事業者やより小規模な事業者の方々も含めて、企業の投資を応援していく視点も重要ではないかと考えております。そのためにも、借入金に対して利子補給を行うなど、金融機関も巻き込んだ取り組みが効果的ではないでしょうか。県内企業が適度な借り入れを行うことで、前向きな経営を行うという意識の醸成にもつながり、企業の収益が投資に回ることで、景気回復の後押しにつながることも期待をいたします。

今後、生産性向上に向けて、どのように金融機関との連携を図っていくのか、商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（中澤一真君） これまでも県内の金融機関とは、産業振興計画の包括協定に基づきまして、事業戦略の策定あるいは経営計画、それから事業承継でありますとかビジネスマッチング、さまざまな面で連携をして、企業等のサポートを行ってきております。

持続的な拡大再生産の好循環に向けて、先ほど知事も申し上げましたけれども、さらなる地産の強化を進めていくためには、お話にありましたように、小規模事業者も含めまして、企業が投資を行うことによって、生産性の向上、あるいは新たな事業へのチャレンジをしていただくということが大変重要であるというふうに思っております。県が直接関与できない企業も含めまして、多くの企業が成長戦略を定めて、前向きに、人あるいは設備に投資をしていただくというためには、お話にありましたとおり、融資あるいは県の助成などを活用しながら、企業のサポートをしていただいております金融機関の役割というのは、欠かせないというふうに考えております。

そのために、県内の金融機関とは、企業に新

たな取り組みを促すためのサポートについて意見交換、これを既に始めております。金融機関のほうからは、先ほど申し上げた県の考え方におおむね賛同をいただきました上で、さらなる県の支援策についても御意見をいただいておりますので、来年度に向けまして引き続き協議を進めていきたいと思っております。

○10番（加藤漢君） もう一点、人手不足への対応としては、女性や高齢者の活躍促進という視点も重要だというふうに言えます。

出産や子育てのために一度仕事を離れている女性、あるいは豊富な知識や経験を持つ高齢者の方々がもっと活躍できる環境をつくり上げることで、新たな就労者の増加にもつながっていく余地は大いにあるのではないかと考えますが、この点は、商工労働部長、どのように捉えておられますでしょうか。

○商工労働部長（中澤一眞君） 今後も、生産年齢人口の減少が見込まれる本県におきまして、お話にありました女性や高齢者の方々の活躍というのが欠かせませんので、こうした方々が安心して働き続けられる環境を整備するということは大変大事だというふうに思っております。

総務省が行いました、平成24年ですけれども、就業構造基本調査によりますと、出産・育児のために離職して、就業を希望している方で求職活動を行っていない女性が3,300人というふうに推計をされています。同じく、60歳以上の方は1万4,800人というふうに推計をされているところでございます。いずれも推計値ではございますけれども、働くことに意欲を持った方が潜在的にかなり多くいらっしゃるんだというふうに考えられます。

そのため、現在も高知労働局など関係機関と連携をして、その経営計画の策定支援などとお合わせました、子育て中の女性の再就職支援でありますとか、企業における定年制の廃止などの

労働環境の整備による働きやすい職場づくりに向けた取り組みを進めておりますけれども、来年度に向けまして、さらに効果の上がる施策の研究を今後一層深めていく必要があると、そのように考えております。

○10番（加藤漢君） この人手不足の課題は、個別の企業にとってみれば、課題として非常に大きなものがあるわけですが、経済全体という視点で捉えてみると、現状の人手不足が続く状況というのは、今後賃金が上がって経済が循環をしていく、その入り口にあるというふうにも言えるんだと確信をしています。今後とも人手不足の解消に全力で取り組んでいただきたいと、このように思っているところでございます。

少し通告と順番が変わりますが、次に少子化対策についてお伺いをいたします。

昨年生まれた子供の数、これは日本全体で97万6,978人でした。統計をとり始めた1899年、明治32年以来、初めて100万人を割り込みました。少子化の進行が改めて浮き彫りになったと感じています。これに対し、高知県の出生数は4,779人、前年から273人減少し、初めて5,000人を割り込み、合計特殊出生率は1.47でした。ちなみに、四国4県で見ると、合計特殊出生率が最も高いのは香川県で1.64、次いで愛媛県が1.54、徳島県が1.51、高知県のこの1.47は、四国の中でも厳しい数字ということになります。

7月に岩手県で開催された全国知事会議で、尾崎知事が、国民が希望する出生率の実現に向けて希望出生率危機突破宣言を提案し、全国知事会で採択されました。早速、その翌日には上京し、国に対して要請活動を行われております。全国知事会を代表して、並々ならぬ危機感で少子化対策を推進されていることは大変心強い限りだと感じております。

この宣言では、国民が希望する出生率の実現に向け、国と地方が総力を挙げて取り組むとの

強い決意表明もされておりますが、少子化対策の抜本強化に向けた提言の狙いを知事から御説明いただけますでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 昨年、全国の出生者数が、先ほどお話にもありましたように、統計史上初めて100万人を下回る事となった。これは一つの大きなポイントなんだろうと思います。その背景となるところの未婚化、晩婚化、この傾向が全国的にとまらないと。もっと言いますと、完結出生児数といいますけれども、いわゆる御夫婦の間で生まれるお子さんの数、今まで未婚、晩婚は進んでいるけれども、御夫婦の間で生まれるお子さんの数というのは余り減っていないんだよと言われていたのですが、これがついに2を割り込む傾向がほぼ定着してきていると、そういう状況になってきています。やはり未婚、晩婚、特にこの晩婚の影響も大変大きくきいてくるようになってきているのかなと、もう一段、この少子化というのが日本全国の中で新しい危機のステージに入ってきていると、そういう思いであります。

ですから、やはり危機感を全国的に共有して、この少子化対策についてしっかり取り組まなければならないということで、危機突破宣言というような、やや大仰な言葉を使わせていただいて、みんなで危機感を共有させていただきたいということを宣言させていただいたということです。

そして、その施策の中としては大きく3本ありまして、1点目に、これまでも訴えてまいりましたが、未婚化・晩婚化対策にダイレクトにきくような施策をしっかりと展開してもらいたいということを掲げさせていただいているのはあります。2点目として、やっぱり完結出生児数そのものが減少してきていることを踏まえたときに、働きながら子育てすること、これは大変苦勞しておられる若い御夫

婦がたくさんいらっしゃるということなのだろうと考えましたときに、いかに働きながら子育てできる環境をつくっていきけるかが非常に大事なことだろうと考えたということでございます。

そういう意味においては、さっきも解散総選挙の争点というところでお話がありましたけれども、今回提唱されております全世代型の社会保障という考え方、これは働きながら子育てする世代をしっかりと支えていこうという考え方であって、少子化対策という観点からも、人口減少問題という観点からも、極めて大事な施策だと、方向性だと思います。制度設計には時間がかかりますから、今から大いに議論してもらいたいと思います。そして最後に、やはり少子化対策、そのためにも地方に若い人たちがたくさん住み続けられる国づくりであることが大事と、そういう観点からは、地方創生の取り組みを引き続きしっかり進めていただくことが大事だろうと、これが3点目ということになります。

こういう危機を共有させていただきたいという考えとともに、この3点の柱について明確に訴えさせていただこうとしたということであります。

○10番（加藤漠君） 私も冒頭に申し上げましたけれども、この危機突破とか非常事態というのは決して大げさな表現じゃないかと、それぐらい私も危機感を持っています。確かに、ミサイルが飛んでくるわけではありませんので、目に見えた危機感というのは、そういう意味では薄いかもしれませんが、静かなる大有事だと、このように思っておりますので、本当に思いを同じくするものであります。

知事の提案にもありましたけれども、幼稚園、保育園から大学まで、全て公立の学校に通ったとしても1,000万円以上の教育費がかかる。これが全て私立なら2,500万円を超える計算になります。もちろん、学費だけではなくて、食費を初

め養育費も考えて、子供を産み育てる決断をしていくと、こういうことになるわけです。経済的な負担が大きいということは、少子化の最も大きな要因の一つとなっているとも言えます。それゆえ、全世代型の社会保障制度というのは大変重要なことなんだというふうに思っております。

民間団体が全国の既婚者約2,000人を対象に行った意識調査によると、約8割の夫婦が、2人目以降をためらう第2子の壁の存在を感じているそうであります。また、国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、3人目以降の出産を見合わせた夫婦の約7割が、お金がかかり過ぎるを理由に挙げたことが報告されています。

また、全国の出生数の内訳を見ると、第1子は45万9,751人、第2子が35万5,784人、第3子以降は16万1,443人となっています。また、直近3年間の出生数の増減を見ると、第2子の減少がひときわ目立ちます。先ほど知事がおっしゃった、生涯に夫婦が産む数というの、大いにこれに影響してきているというふうに感じました。3年間で、この第2子の減少は2万3,682人、これが減少幅です。第1子と第2子を比較すると、生まれた数自体は第1子が多いにもかかわらず、この減少幅は第2子のほうが大きい、そういう状況になってきています。

本県の少子化対策を推進していく上においても、出生数の内訳や、第1子、第2子、第3子以降と、それぞれの段階に応じて出産をためらう要因を分析し、対応していくことが重要だと思いますが、どのようにこの点を把握されておられますでしょうか、地域福祉部長。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 本県の平成28年の出生数の内訳ですが、第1子が2,039人、第2子が1,743人、第3子以降が997人となっておりまして、平成25年と比較をいたしますと、第1子が12.6%の減となっております、第2子の

7.7%、第3子以降の4.6%と比べて、減少幅は大きくなっているところでございます。

また、平成27年度に県民意識調査を行いまして、予定する子供の人数が理想の子供の人数を下回る理由として、第1子、第2子、第3子以降、そのいずれにおいても、やはり子育てや教育に係る経済的な負担が多くなっております。一方で、自分の生活に余裕がなく、仕事と家庭の両立が難しいということを理由に挙げた方は、第1子に比べて、第2子、第3子以降の割合が多くなっている、そういう状況でございます。

○**10番（加藤漢君）** 今御説明いただきましたように、全国のトレンドと高知県のトレンドというのは、一致するところもあればしないところもあると、そういう状況だと思います。

今、この少子化対策で一番、待機児童の解消ということに国は取り組んでいるわけですが、高知県においては、待機児童というのはいくつ限られた課題でもありますし、保育所ができて待機児童が減少するというのは非常に重要なことなんですけれども、必ずしも、それが少子化対策に全て直結するかということもあると思います。しっかり、地域の実情ということも捉えて、訴えていっていただきたい、対策も講じていただきたいなというふうに感じているところでございます。

少子化の原因というのは、今申し上げたように経済的な要因ももちろんですが、若い世代の雇用が不安定化していることを初め、晩婚化が進んでいることなど、いろんな問題が複雑に絡み合っています。一人でも多くの希望を実現していくためには、結婚から妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援が必要ですが、私は、まだまだ子育てや暮らし、家族に対する支援を行っていく余地は大きいのだと感じています。

高知県の意識調査の結果でも、約9割の御家

庭が2人、3人の子供を持ちたいと希望されています。家族の多い御家庭の方々からは、子供が多いのは経済的にも精神的にも大変だけれどやっぱり楽しい、そんなお声を私もよくお聞きいたしますが、残念ながら、希望する子供の数と現実に持ちたい数が最も乖離しているのは、3人の子供を希望している方々であります。3人以上の子供がいる世帯については既に保育料の負担軽減などの取り組みを行っていますが、多くの子供を産みたいという希望を実現するためには、子育てしやすい住宅の環境整備やさらなる経済負担の軽減策など、あらゆる可能性を検討していくべきではないでしょうか。

高知県は3人以上のお子さんがある御家庭を応援していきます。そんな強いメッセージも伝えていってほしいと思っております。多子世帯への子育て支援に厚みを出して、ぜひ多くの希望を実現していただきたいと思います。地域福祉部長、いかがでしょうか。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 多子世帯への支援につきましては、これまでも県独自の制度としまして、一定の条件のもと市町村に対しまして、第3子以降の子供の保育料、医療費を補助してまいりましたけれども、多子世帯に対する支援を含めて少子化対策全般について、各部局に幅広く検討していただき、全庁的な議論ができるような体制を整えていきたいと考えております。また、その結果を県の予算や国の提言につなげていきたいと考えております。

また、先ほどの意識調査に加え、国の調査では、休日における夫の家事・育児時間が長くなるほど第2子以降の出生割合が高くなるとの結果もございまして、育児のための休暇や休業を取得しやすい社会づくりに向けまして、高知県少子化対策推進県民会議とも連携しながら、庁内の関係部局とともに、例えば男性の育児休暇の取得促進など、具体的な方策も検討していき

たいと考えております。

これらのことを情報発信することで、高知県は多子世帯を応援しているというPRもしていきたいというふうに考えております。

○**10番（加藤漠君）** 婚活を初め、子育て、住宅、それから夫の家事の時間等、いろんな課題がある中で、部長がおっしゃったように、全てが部局をまたぐ課題になりますので、体制構築にしっかりと取り組んでいただきたいな、このように思っているところでございます。

続きまして、教育についてお伺いをさせていただきます。

5月から6月にかけて、総務委員会では出先の調査を行いまして、学校施設、それから県税事務所、警察署などにお伺いをさせていただきました。その中で、ことしは高等学校だけで18校にお伺いをいたしました。幾つも連続してお伺いをしておりますと、学校の雰囲気やその学校が担っている役割など、それぞれの違いがよく見えてまいります。どの学校も、それぞれの環境で授業を受けて、将来の希望に向かって頑張っておられました。

一方、多くの学校で気になったことは、学校施設や設置されている機械設備などの老朽化でありました。機械設備については、工業高校にお伺いした際、実習で使用する機械が何十年も経過したものが多かったために、教育環境として問題がないのでしょうかと質問をさせていただきました。校長先生からは、企業が求めている人材は、最新の機械を扱える生徒ではなくて、学校で培われた規律や人間性であり、今ある機械でも教育施設としては問題ありませんという趣旨の非常に力強い御説明もいただきましたので、安堵した面もありました。

しかし一方で、校舎の老朽化については、外観が古く見えるだけではなくて、鉄筋の腐食やコンクリートの経年劣化により建物の強度が低

下するなど、安全性にとって大きな課題となります。長い時間を学校で過ごす生徒の皆さんには、安心・安全を第一に、できればきれいな校舎で、いい環境のもとで学ばせてあげたいと感じながら、視察をさせていただきました。

中学校や高等学校、特別支援学校など、県立の学校施設の老朽化について、教育委員会としてどのように把握をされておられますでしょうか、教育長。

○教育長（田村壮児君） 県立学校施設の多くは、児童生徒の急増期に当たる昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建築されておりまして、延べ床面積が200平米以上の主要な施設393棟のうち、老朽化による改修の必要性が高まる、建築年数が30年を超える施設は252棟で、そのうちおよそ半数の125棟は、建築年数が40年を超えておりまして、早期に対策の実施が望ましいという、そういう状況でございます。

○10番（加藤漠君） これまで学校施設の大きな課題というのは、地震に対する耐震化ということでありました。県内の公立学校の耐震化は、まだ一部残っていると伺っておりますが、おおむね完了したと言える状況まで進んでまいりました。次は、この学校施設の老朽化に対してしっかりと対応していくことが必要ではないかと考えております。

学校教育については、直接生徒を指導する先生方の存在が最も大切なことは言うまでもありませんが、この学校施設の環境整備も同じくらい重要だとも言えます。また、これから進学を希望する生徒や御家族にとっても、リニューアルされた学校であれば、入学に向けたモチベーションの向上にもつながります。また、生徒の教育環境の観点以外にも、学校施設は、保護者や地域の方々にとって、スポーツなどの活動の場でもあり、災害時には避難所として指定されるといった重要な役割もあります。

県では、従来のように学校の建てかえを中心とするのではなく、施設の長寿命化を図っていくとの基本認識で、高知県立学校施設長寿命化計画を策定することを予定しておりますが、どのように取り組みを進めていくのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） お話にありました長寿命化計画は、従来の改築中心の設備整備方針から長寿命化への転換を図るものでございまして、効率的なメンテナンスサイクルの構築や、予防保全的な改修工事の実施によりまして、教育施設の機能改善と質的整備を行い、長い期間使い続けることによって、施設の整備、保守に関する費用の年度間の平準化とトータルコストの縮減を図ろうとするものでございます。

現在策定中の長寿命化計画案では、対象となる県立学校施設393棟のうち、まず建築後40年を経過している施設125棟について、今後10年間で、優先順位をつけて長寿命化改修を実施していきたいと考えているところでございまして、年内の計画策定を目指しております。

○10番（加藤漠君） スピード感を持って取り組みを続けていただきたいと思います。

私は、特に市町村の小中学校の老朽化がより一層深刻なのではないかというふうに思っています。子供が生まれて学校が足りなくなれば、まず小学校ができる。それから中学校ができる。こういうことになりますので、この小中学校についてはさらにスピード感を持って取り組む必要があるのではないかと考えています。

先日、地元の小中学校を幾つか訪問させていただきました。学校施設について、よく言えば、私が通った20年から30年前、当時の懐かしい雰囲気のある学校がほとんどでありました。率直に言えば、昭和の時代にタイムスリップしたような気持ちもいたしました。特にトイレの環境については、ほとんどが和式トイレであり、障害の

ある生徒さんへの対応や骨折などけがをした場合には、利用できるトイレが限られているといった状況もありました。また、クーラーの整備も進んできてはおりますものの、まだまだ設置されている教室が限られるなど、多くの生徒さんにとって、御家庭の環境とは随分異なってきたというふうに感じました。

訪問先で、施設についてお話をお伺いいたしますと、やはり老朽化に伴って雨漏りや壁が剥がれたりすることはあるということでした。しかし、修繕については地教委が迅速に対応してくださっていると、非常に感謝もされておられました。ふぐあいを早期に発見して処置するということが大変重要ですが、時代とともに求められる教育環境も変わってきています。耐用年数や劣化の状況などを勘案して、建物の機能を現在の学校が求められている水準まで引き上げることも重要だと考えております。

市町村の小中学校の老朽化については、現状をどのように把握されておられますでしょうか、教育長から御説明をお願いいたします。

○教育長（田村壮児君） 県内の公立小中学校の施設につきましては、延べ床面積が200平米以上の主要な施設1,120棟のうち、老朽化による改修の必要性が高まる、建築年数が30年を超える施設が797棟で全体の71%を占めており、そのうちおよそ半数に当たる409棟は、建築年数が40年を超え、使い続けるためには早期の改修が必要な状況でございます。

○10番（加藤漠君） この、学校施設を改修する、あるいは長寿命化を行っていくということは、少子化に伴って生徒数が減少している地域も多いですから、学校の統廃合も含めて、適正な配置を検討していくという必要も出てまいります。県で言えば、再編振興計画と並行して進めていくということになるんだと思います。したがって、長寿命化の課題というのは、建物の老朽化

対策にとどまらずに、学校を中心に地域の将来が問われている課題であるとも言えます。

計画を検討する際には、児童生徒を初め保護者や地域の方々など、関係者が多岐にわたっていることを踏まえて、幅広く御理解を得ることも重要となります。このことから、計画の策定には一定の時間を要することも想定されますので、早急に取り組みを進めていかななくてはならないものと強い危機感を持っております。

市町村の小中学校についても、長寿命化計画を立てて老朽化対策にしっかりと取り組んでいくべきだと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（田村壮児君） 長寿命化計画につきましては、市町村においても平成32年度までに計画を策定するよう、国からも求められておまして、先ほどお答えしましたように、市町村の小中学校では老朽化の進んだ施設も多く、またお話にありましたような事前の検討も必要でございますので、できるだけ早く計画を策定し、老朽化対策を進めていくことが必要だと考えております。その際には、お話にありましたトイレの環境整備なども含めまして、安全・安心な教育環境の確保と質的向上を図り、時代のニーズに対応した施設へと転換していくことも大切だと思います。

市町村による計画の策定に当たりましては、現在県が先行して計画の策定を進めておりますので、その経験をもとに市町村にアドバイスを行いますとともに、改修工事を行う際には、施設整備のための国の交付金の活用などについて適切に助言を行ってまいりたいと考えております。

○10番（加藤漠君） ありがとうございます。

それでは、最後に観光振興についてお伺いをさせていただきます。

現在、開催中の「志国高知 幕末維新博」が着

実な成果を上げています。今議会にも、来年度の明治維新150周年に向けた準備と外国人観光客の誘致促進の補正予算が計上されております。

また、近年高知新港への外国からのクルーズ客船の入港が急増しています。一昨年度には3隻だった寄港数は、昨年度は24隻に増加いたしました。今年度は、さらに29隻が予定されており、仮予約も含めれば40隻近くに達するとも伺っております。外国からのクルーズ客船は、一度に大量の観光客の増加が見込めます。町に活気が出ることはもちろんですが、実際に観光に来てくださった外国人の方々が、買い物をしたり食事をしたりと、景気面でも大きな起爆剤になることは間違いありません。

外国クルーズ客船の寄港による効果をどのように捉えているのか、観光振興部長、いかがでしょうか。

○観光振興部長（伊藤博明君） 昨年度、外国クルーズ客船の寄港数は24回、乗客は合わせて約7万4,000人で、宿泊は伴いませんが、交通や飲食、土産物などで、観光消費額は約10億3,000万円になったと推計しております。特にバスは延べ約1,500台が調達されていますので、全てが県内のバス事業者からの調達ではないにしても、県内のバス業界には相当な経済効果があったものと考えております。

○10番（加藤漠君） 私も、高知市内に出てきたときにこの寄港と出くわすときがありますけれども、もう高知城や帯屋町周辺というのは、雰囲気が一変しているなというふうに感じています。しかし一方、このクルーズ客船は、午前中に新港に来て夕方には出港してしまうというケースがほとんどであります。出入国の手続や港からの移動時間を含めると、滞在時間は限られておりますので、短い時間をいかに活用して消費の拡大につなげていくのか、その戦略も重要になってまいります。

クルーズ客船の寄港が地域経済に与える効果を拡大していくことが必要だと思いますが、どのように取り組んでいくのか、観光振興部長に考えをお聞きいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） まず、オプションツアーの立ち寄り先としまして、特に新港への寄港の多い上海発着のクルーズ客船については、桂浜、高知城や五台山など、高知市内が中心となっておりますので、今後特にこの上海発着のクルーズ船については、県内観光事業者との商談会やランドオペレーターなどを対象にしたモニターツアーを通じまして、県内各地域への周遊につながるツアーコースを提案してまいりたいというふうに考えております。

また、さらに消費を拡大するため、商店街等におけるインフォメーション機能の充実、それから両替、決済サービスや免税店の充実などの利便性の向上にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

加えまして、各地域でおもてなしを充実させることなどによりまして、リピーターとして再び来高いただくことで、さらなる観光消費額の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○10番（加藤漠君） この、幕末維新博が開催されることと来年の2年間、高知県は435万人を上回る入り込み客数を目標に取り組んでいるところでございます。歴史資源を中心とした観光基盤づくりはもちろんですが、新たな観光拠点の整備や外国人観光客の増加ということも、大いに目標達成に貢献するものと期待をしております。これまで、県内各地域で複数の市町村をまたいだ広域観光の体制も強化されてまいりました。私の地元でも、幡多広域観光協議会が、法人登録を行って、商品づくりをしたり修学旅行の誘致に取り組んだり、地域が主体となって誘客を進める取り組みができてきているというふうに感じています。

広域観光の体制を生かしていくということも重要な視点だと思いますが、県の中部、東部、西部と、それぞれの地域が目標を持って、観光客の増加に取り組んでいくことが重要だと考えますが、各地域の現状を観光振興部長にお聞きいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 県内では、産業振興計画地域アクションプランの7つのエリアのうち、高知市を除く6つのエリアで広域観光組織の体制づくりが進んでおります。

この6地域の広域観光組織では、それぞれに宿泊者数や観光施設の入り込み客数といった目標設定を行いまして、旅行会社へのセールスや一般旅行者へのPR事業などに取り組んでいるところでございます。

○10番（加藤渚君） 例えば、この広域観光協議会それぞれで目標を示して取り組んでおられるわけですが、幡多地域でありますと、平成31年に129万6,000人の入り込み客数が目標となっています。これは、6カ市町村、幡多地域の中で最も入り込み客数が多い四万十市の入り込み客数を指標として捉えています。また、嶺北地域であれば、公共関連宿泊施設の宿泊者数が目標の指標となっています。それぞれの地域で指標に違いがあって、それぞれの目標を目指して頑張っておられるという状況であります。

例えば、日銀の高知支店のデータによると、昨年6月からことしの6月まで、地域別の宿泊者の割合は、県の中部が77%、西部が13%、東部が10%となっています。また、同様に主要観光施設の利用実績については、中部が62%、西部が10%、東部が28%と報告されています。もちろん、宿泊場所や観光施設は地域によって偏在がありますので、これらの割合だけで観光客の動向がはかれるものとは限りませんが、共通の指標を持つことも地域への波及効果の目安となるものだとも思います。

それぞれの地域において、観光客が伸び、地域経済に波及効果をもたらせるよう、県としても取り組んでいくことが必要だと思いますが、観光振興部長に御所見をお願いいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 観光振興の取り組みによってもたらされる経済的な効果が、地域地域に広く及ぶことは重要でありますので、県といたしましては、「志国高知 幕末維新博」における地域会場の各地域への設置やその磨き上げ、地域会場を核とし食や自然などを組み合わせた周遊コースづくり、それから室戸世界ジオパークや海洋堂ホビー館、越知町や土佐清水市のキャンプ場など、それぞれのエリアで誘客の拠点となります観光施設の整備への支援、また広域観光圏での二次交通の整備への支援や、広域観光組織の地力をつける地域博なんかへの開催支援、またその組織への機能強化や体制整備への支援、それから土佐の観光創生塾を通じた人材育成など、こういった取り組みを行ってまいりました。

今後とも、県や高知県観光コンベンション協会が行いますセールスプロモーション事業も含めて、観光客のさらなる周遊促進を図りまして、地域地域に波及効果が及ぶよう必要な手だてを講じてまいりたいと考えております。

○10番（加藤渚君） ありがとうございます。

終わります。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、加藤渚君の質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時2分休憩



午前11時10分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄君の持ち時間は50分であります。

31番坂本茂雄君。

○31番（坂本茂雄君） 議長の御指名をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、南海トラフ地震対策における地区防災計画について危機管理部長にお尋ねします。

2013年度の災害対策基本法改正において制度化された、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画について、昨年2月定例会においても質問をさせていただきました。当時の危機管理部長は、計画策定をきっかけとして、地域の防災をテーマに皆様が話し合い、防災活動を実践していくということは、防災力の向上はもちろんのこと、コミュニティの活性化にもつながるものとの認識を示された後、地区防災計画の取り組みは地域で機運が醸成され、自発的に取り組むことに意義があるとの考えを示されました。

しかし、自主防災会やその連携組織が地区防災計画の仕組みや取り組み方、その取り組みにどのような行政支援があるのか周知されないまま、機運の醸成、県民の意識の高まりを待つだけの行政であってはならないと思います。行政は、自助・共助の大切さを説くだけでなく、自助・共助が進むように、よい制度やツールを考え、全力で試行錯誤を繰り返し、奮闘する姿を市民、県民に見せなければならないと思います。

第3期南海トラフ地震対策行動計画にも、共助を強化する取り組みを目的とした取り組み内容が多々あり、自主防災組織の設立、活性化など、地域で互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めることを真っ先に掲げています。しかし、組織をつくってどう機能させ、どのような活動に取り組むのかなどを具体的に議論していくことこそ、組織の主体性の強化と地域防災力の向

上につながるものと考えます。

そこで、県として、共助の取り組みとして津波避難計画の策定や避難所運営マニュアル作成の支援をしてきましたが、地域の防災力や共助力を高めるための地区防災計画策定のための啓発を行うべきではないかと考えます。どのような取り組みを図るのか、お聞きします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 地区防災計画でございますが、地区住民による自発的な防災活動に関する計画ですので、地域の防災力の向上や地域コミュニティの活性化、それにつながるものだと考えています。この計画が広がりますように、全戸配布いたしました「南海トラフ地震に備えちょき」や自主防災組織に配布しております活動事例集に、地区防災計画に関する情報を掲載し、幅広く啓発をしておりますし、今後も引き続きさまざまな機会を捉えて啓発していきたい、そのように考えております。

○31番（坂本茂雄君） それらのパンフレットに掲載されたことは存じ上げておりますけれども、あれだけでは、とても各防災会や地域が取り組もうというような、まあ言えば機運の醸成にはなかなかつながらないと思うんですね。

ですから、それをいかにして具体的に取るようにしていくのか、そのための啓発をやっていただきたいというふうに思うわけです。その辺についてはどうですか。

○危機管理部長（酒井浩一君） さまざまな機会、先ほど申し上げましたが、実践的な訓練、HUGとか県政出前講座、防災イベントでの冊子配布、そういう具体的ところで、直接、こういう制度があります、そういう啓発を今後していきたいと思っております。

○31番（坂本茂雄君） 例えば、去年の質問のときにも紹介しましたが、兵庫県などでは防災リーダー養成講座をカリキュラムの中に入れている。愛媛県でも、先日そういったことがされていま

す。そういう具体的な取り組みを、ぜひ今後強化していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そのためにも、本来ならば、もっともっと県として位置づけていくために、南海トラフ地震対策行動計画に位置づける必要があるのではないかというふうに思うのですが、その点はどうでしょうか。

○危機管理部長（酒井浩一君） 地区防災計画ですが、地域の住民の皆さんが自発的に行う防災活動を取りまとめるという趣旨からいいますと、県が具体的な策定目標を定めまして進行管理を行う行動計画に、この計画の策定を位置づけることというのは、私はなじまないと考えておりますが、計画づくりは、地域で命を守り、つなぐためなどに重要な、自助・共助の取り組みを進めていく上で非常に有効な手段の一つであると考えておりますので、既に行動計画に位置づけてある啓発活動の中で、引き続き計画づくりの周知に取り組んでいきたいと思っております。

○31番（坂本茂雄君） ぜひ県下の自治体間、また現在取り組まれている自治体の中での地域間の横展開をしていけるような、そんな支援につながる取り組みを今後お願いしておきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、憲法改正における緊急事態条項について知事にお伺いします。

10日公示の総選挙では、自民党の第9条第3項改憲を初め緊急事態条項改憲など、改憲が争点の一つとなることもありますので、今回も憲法に緊急事態条項は必要ないとの立場で知事にお尋ねします。

本来、憲法とは、権力の濫用や暴走を防ぐため、国民が権力を縛っておくためのもので、それが立憲主義の考え方であろうかと思えます。

ところが、安倍政権のもとでは、そのことに逆行する解釈改憲や憲法第53条に基づく臨時国会

召集要求たなざらしなど、憲法がないがしろにされ、麻生副総理は撤回したとはいえ、改憲論議に絡めた、ナチスの手口に学ぶ発言などを行ってきました。

そのナチスの手口こそが、ヒトラーがワイマール憲法を無効化し、独裁体制に道を開くために濫用した大統領緊急措置権が、自民党憲法改正草案の緊急事態条項に相当するものだと、東京大学の石田勇治教授は著書の、ナチスの「手口」と緊急事態条項の中で指摘しています。

そのような政権がいつ生まれるかわからない中、危機に当たって一時的にせよ首相が全権を握ることになると、憲法の基本原理は崩されてしまいます。緊急事態条項を設けるということは、憲法によって縛るはずの権力を、逆に縛りから解く方向に書き改めることになるのです。その意味でも、災害と緊急事態条項との関係でいえば、災害対応で大切なのは、憲法に緊急事態条項を位置づけるのではなく、入念な被害想定や訓練を含めた事前の準備であり、被害を最小限に抑えるために、今の法律を熟知して十分に使いこなすことであろうかと思えます。

昨年9月、本会議でも取り上げさせていただきましたが、広田一元参議院議員が昨年の3月30日の参議院災害対策特別委員会で、防災対策推進検討会議最終報告に言及して、東日本大震災の教訓に基づく、今しなければならぬ法改正は全て終わっている、言いかえれば積み残しの課題はないということかとの質問に対して、当時の河野内閣府特命防災担当大臣は、検討した結果やらないというものもあるが、それらも含め、必要な措置を講じたと答弁されてきました。さらに、最終報告の提言の中には、緊急措置の範囲を拡大する必要があるのではないかと、それを検討すべきだという提言もあったが、これらも含めて、いわゆる緊急事態条項を法改正して追加する必要はないということかとの質問

に対して、これらについては、検討の結果、やる必要はないということですと大臣は答弁されています。

このことから、発災直後に緊急事態宣言を発して政府に権限を集中したときに、現地、現場のことがわからないまま発する指示、指令によることの弊害、リスクが懸念されます。

その意味でも、県は東日本大震災に学んで、南海トラフ地震対策行動計画の取り組み項目を226項目にふやし、さらに熊本地震に学んで256項目にふやしていますが、そのように想定されることを全て行動計画の中で備え、知事がかつて言われた想定外を想定内にすることに注力し、法的に整備しなければならない問題は法制度化していくことが重要であって、憲法における緊急事態条項は必要でないと考えますが、知事に御所見をお伺いします。

○知事（尾崎正直君） まず第1に、今想定していかなければならないのは、東日本大震災の約16倍の想定死者数、これが考えられるかもしれないというような南海トラフ巨大地震、大変な大規模災害、こういうものにどう備えていくかということの議論をしているわけでありまして、でありますので、東日本大震災でどうだったから、それをもってして今後必要ないということにはならない。

そして第2点目、法律上の備えをしっかりしておくべきだというのは、そのとおりだと思います。でありますので、政府においても災害対策基本法、さまざまな見直しを積み重ねてきました。南海トラフ地震対策特別措置法、この制定もされました。現在は大震法の見直しも行われておりまして、私もワーキンググループの委員として参画もさせていただいてきているところでありますけれども、こういう対応はしっかり講じていかないといけない、これは言うまでもありません。ただ、その上においても、なお

憲法上、この超大規模災害に対応すべきことを考える事項があるのではないかとすることを提起させていただいているということです。

衆議院の任期が4年とはっきりされていることなどについて、やはりしっかりとした対応を講じておくべきではないのかと。参議院の緊急集会さえも開けないというそのときにおける備えというのをしておかなくていいのだろうか。

そして、超々大規模災害において、現在の災害対策基本法ではさまざまな人権制限について、人命の危険があるときということだけに一定限定をされているわけでありましてけれども、やはり超大規模災害であるがゆえに、効果的な救助活動を行うためにも、例えば居住移転の自由について制限をさせていただくとか、そういうことも必要なシーンというのも出てくるのではないかと。そして、そのような人権制限ということも考えていかなければならないのであれば、それを法律がやってしまうというのは危険ではないのかと、憲法上明確な歯どめを講じておくべきではないかと、時の政府における濫用を防ぐためにも、憲法上明確に位置づけておくべきではないのかと、そういう問題提起をさせていただいているということでございます。

私は、やはり緊急事態条項は必要ではないかという立場でありまして、このことはしっかりと国民的議論をしていくべきだと、そのように考えます。

○31番（坂本茂雄君） 議論すべき課題は多々あるかと思えます。ただ、私、先ほど言いましたように、やはりこの災害事態に、政府が権限を集中してしまっただけの弊害というのはあるんだと。

例えば、今回の熊本地震でも昨年の4月14日、ああいった被害があり、政府は、屋外避難をしている方たちに対して屋内避難を指示したわけですね。しかし、そのことに対して、ある自治

体の職員は、その避難所の天井が危ないかもしれないと、だから屋内避難させることをやめようというふうにしていた。そのやさき、本震でその天井板が落下するという事態もあったわけです。それは、まさに現場の職員がわかっていたから、そういう危険性があることを察知したから、そういう国の指示に対して従わなかったというふうなこともあったりします。

そういうことも含めて、やはり災害における場合には、現場できちんと対応できることを保障していく意味でも、この緊急事態宣言によって全て、例えばこの自民党の改正草案の第99条第3項にあるような、発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならないというようなことになってしまうと、いろんな意味での弊害が起きてしまうのではないかとというふうに考えたりもしています。どうぞ、さまざまな課題はあろうかと思えますけれども、十分慎重に議論していただきたいということを引き続き申し上げ、また今後、機会があれば取り上げさせていただきますというふうに思います。

続きまして、原発の問題について質問をさせていただきます。

私、7月に福島県飯舘村などの避難指示解除の区域を視察させていただきました。除染作業による除染土を詰めたあの真っ黒なフレコンバッグが、福島県内11市町村、267カ所、755万個が保管され、そのうち最も多い飯舘村は233万個、そのうち搬出されたのは5%にすぎず、運び出すのに10年はかかるだろうと言われていました。また、老人ホームでも介護職員が確保できず、帰還した人たちが入所したくてもできない状況で、生活環境が整ったから帰還してくれと言っているのではないことも明らかになっています。余りに、人の暮らしをないがしろにはしていないかということを感じました。6年たっても、将来が見えてこない状況をつくり出しているの

が、原発事故です。

そんな中で、県内で上映会が開催されていた映画「日本と再生」を見て、世界の趨勢は明確に脱原発に向かっていることを確認できました。ぜひ知事にも、この映画「日本と再生」を見ていただきたいとの思いでサンプルDVDもお渡しさせていただきました。

映画を見てみますと、世界的には、風力と太陽光を加えた再生可能エネルギー導入量が、原発の発電可能量の2倍を超えてさらに急拡大中で、日本よりも、福島原発事故に学んでいることが伺えます。日本でも、太陽光、風力、地熱、それぞれ各地の特色を生かした発電施設が多数建設されており、エネルギーの地方分散が進み、自然災害などに対するリスク分散が図られており、国内において実際の発電量がまだ追いついていない原因は、送電網を電力会社が握っている点にあり、ここを変える必要があることも明らかにされています。

この映画によって、私などは、高知県がとるべきエネルギー政策は、おのずと方向性が決まるのではないかと思います。映画「日本と再生」の感想も踏まえて、高知県は、あくまでも伊方原発の稼働を前提としたエネルギー政策をとり続けるのかどうか、知事にお伺いします。

○知事(尾崎正直君) 「日本と再生」DVD、1時間半きのう見させていただきました。正直、大変興味深く見させていただいたところでございます。

やはり、特に北欧などにおいて、自然エネルギーの普及促進ということに真剣に取り組まれているということについて、この方向性自体は世界の大きな趨勢だろうと、そのように思います。

日本においても、原発の依存度を徐々に徐々に低減させていくべきだという方向性というのは、全体として一致しているのではないかと

だそのためのスピード、工程などについて考え方のさまざまな差があるという状況ではないかと思っています。

本県も、原発への依存度というのは低減させていかなければならない、そういうふうになっています。ですから、これは決して私、口先だけで言っているわけじゃなくて、例えば四国電力の株主総会において、高知県の代表は、原発事故の甚大な被害を考えれば、原発に依存しない社会を目指して、原発への依存度を徐々に減らしていくべきであると、そういうことを明確に発言もしているところです。

他方で、この自然エネルギーの普及促進ということにも真剣に取り組んでいかなければなりません。平成23年度末から平成28年度末まで6年間、この高知県における新エネルギーの発電設備の出力容量というのは約4.8倍まで拡大をしてきているということでありまして、この新エネルギー普及は進んできているだろうと思います。

ただ、確かに、この映画にもありましたような3つの壁といいますか、この3つ全てかどうかということは議論あるかと思いますが、少なくとも送電網に接続できないという問題は、本県においても生じているところがございます。でありますので、私どもも資源エネルギー庁に対して、送電網の拡大について、より真剣に取り組んでもらいたいということを政策提言してまいりましたけれども、この点は今後の日本の行く末にとって非常に大事なことではないのかなと、そのように考えているところです。

また、地域地域にとっても、さまざまな未利用地を新エネルギーの発電の場所に変えていくという形でもって、地域に一定の経済的利益をもたらすという観点からも、このいただいた「日本と再生」という映画の中にも、たくさん日本

の先進事例が紹介されておりました。ああいう形で地域を潤すということにも、またつながっていくという観点もあろうかと思しますので、ぜひ送電網の脆弱性の打開という点については、これは国を挙げて取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。引き続き政策提言していきたいと、そう考えています。

○31番（坂本茂雄君） 非常に熱心にごらんいただいたということがよくわかる御答弁だったと思います。あの映画の中で知事もごらんになったと思いますが、長野県知事が、発電設備容量で見るエネルギー自給率、これを2017年度中、100%にするというふうなお話がありました。ちょっと調べてみますと、実は2016年度は93%が目標だったそうです。ただ、それが2ポイントほど下回って91%だったということ。結果としては残念ですが、また2017年度に向けて頑張られているということだろうと思います。

これも、去年質問させていただいたんですが、やっぱり高知県としても、もっともっとそういう自然エネルギー、あるいは再生可能エネルギーの自給率を高めていくという方向性、今のビジョンだけでなく、さらにそれを高めていくというようなことなども、この映画を見る中で感じられたというようなことはないでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 阿部知事とも私よくお話ししますが、一言で言えば、長野はまだ、いろいろ送電網にしても余裕があるということなんだろうね。残念ながら、高知の場合というのは、やはりその余裕というのが少なく、やや頭打ちになりつつあると、そういうところが非常に大きな課題です。

ですから、私どもが明確な数値目標を設けて、これ以上の拡大を図っていくとときに、やっぱりこの送電網問題というのを何としても解決してもらいたいものだ、この点は引き続き強く訴えなければならんと、それが前提だろ

うと、そう思っています。

○31番（坂本茂雄君） 続きますして、この間、原発をなくし、自然エネルギーを推進する高知県民連絡会から県に対して公開質問状などが出されています。その回答への再質問に対する9月22日付の県の回答を踏まえてお伺いします。

電力不足論の質問に対する回答にある四国電力の2015年夏と2016年夏の供給力の違いについて、四電は最大電力を生じる夏場には、原発の定期点検はしないと説明しているのに、なぜこの時期に、火力は定期点検をして、阿南発電所4号機の定期点検分を減少させる必要があったのか。

また、設備容量69万キロワットの揚水発電について、そのうち48万キロワットは供給力574万キロワットに含まれているとしていますが、日常どれだけ使っていて、非常時にどれだけ使えるのか。

なくす会からの、病院、学校などには非常用電源が義務づけられており、社会生活に支障は起こらないとの指摘に対し、消防設備や非常用避難設備以外の電力供給まで義務づけられているわけではなく、大規模停電の際に、病院では医療機器が使えない可能性があるという回答されています。

では、例えば福島事故以降にも本県において相当回数の停電はありましたけれども、それで人命にかかわるような事態はあったのかなど、これらのことも検証した上で、四国電力の電力不足に対応するための原発再稼働の説明が合理的であると考えられているのかどうか、知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 一言で言いますと、回答書で詳しく御説明したとおりということでもありますけれども、やはり私は、この伊方発電所3号機については、現状においてやむを得ないということかと、そういうふうに考えています。

電力の安定供給をしていくために、さまざまな努力が行われているところでもありますけれども、あの発電所がなければ、残念ながら、火力発電所の大規模被災とかそういう事態に対して対応できないと、そういう危険性というのは残り続けるということなのだろうと思っています。

まず、今御指摘の個々の点についてお話しさせていただければ、阿南4号機の定期点検ということについて、これをしたじゃないかと、大丈夫だったじゃないかというお話でありますけれども、伊方3号機が動いているので、定期点検を繰り返すことなく、ことは実施することができたということです。

そして、この揚水発電について、これはもう何度もお話をしていますけれども、いざというときに十分な水量があるとは限りません。さらに、継続的に発電できる時間というのは、高知の場合は約9時間と限られていると、そういう問題もあるわけでごさいますして、この揚水発電所によって全てが解決できるということでは、決してないということでもあります。

また、病院においては非常用電源が設置されているというお話ですが、これ実際統計がありまして、県内病院の自家発電設置率というのは85.4%であります。設置している111の施設のうち、平常時の電気量の6割あるかないか、災害拠点病院などは6割以上確保するようというふうに義務づけられているそうでもありますけれども、6割ないと答えたところが81あるということでもあります。短時間の停電ならまだしも、長時間にわたって停電がずっと続くということとは、極めて危険なことであります。そしてまた、御存じかと思えますけれども、県内の1,000人を超える人工呼吸器や酸素濃縮器が必要な在宅患者の皆様は、停電に対する不安を抱えていらっしゃるということでもあります。万々が一の事態に対処していくためにもやむを得な

い、そういうところではないかと、そのように考えています。

だからといって、従前より申し上げておりますように、原発への依存度は低減させていかなければならない、その方向性はしっかり堅持していくと、これもまたあわせて大事だろうと、そう考えています。

○31番（坂本茂雄君）　そういう危険な状況があるとしたときに、やはり逆に言うと今の原子力発電所だと、あの映画の中にもありましたように、そこがもし電力発電ダウンしてしまうと、それが全体に影響を及ぼすわけですね。

その意味でも、災害時などのリスク分散を図るためにも、いわゆる地産地消的なそういう発電形態をとっておくことのほうが望ましいというようなことが、あの映画の中にもあったと思うんですけども、そういうことを、本来高知県は目指しておく。目指していく中で、どうしてもここまでの期間は対応できないから、その分、原発の稼働を認めざるを得ないというのであれば、まだ私は納得できる部分があるんですけども、そこのところなしに、今の状況の中で再稼働はやむを得ないということでは、ちょっと理解ができないわけです。

ぜひ、そういう方向性を目指すような考え方が示されないかどうか、お伺いします。

○知事（尾崎正直君）　主要電源を集中させておいて、一つの施設に頼って対応していくということは危険であるという考え方、それはよくわかります。できる限り分散配置しておくことで、いざというときにディリジェントといえますか、強靱なそういう対応ができるんじゃないかと、それはおっしゃるとおり、あの映画に出ているとおりでらうと、そのように思います。

ただ、問題は、そういう電源を分散配置させることで、いざというときの日々の需要と供給

をしっかりコントロールできるような技術もしくは体制というのが整っているかどうかということだろうと思いますね。それは言うまでもないことだと思いますが、あの映画の中でも出てきておりますけれども、IoTなどを使って、うまくトータルを制御できるような技術というのも開発していかなければならないでしょうし、何よりも、先ほど来、申し上げておりますが、現在電源を分散配置したものを集約するようなシステムというのはできていないと、まだ送電網の脆弱性とか、そういう大きな課題があるわけでありませう。

大きく目指していく方向としては、大変よく理解できる場所でありませうけれども、当面の間において、あの姿そのものをすぐ実現できるという状況にはないんだらうと思います。現状においてやむを得ないということ、私は、伊方3号機については申し上げさせていただいているということでありませう。方向性ということについて、ほかの代替選択肢もあるかもしれませうから、よく議論もしないといけないうもしれませうが、ああいう分散配置型の電力構成ということについて、これは大いに研究をしていく価値のある方向性だらうと、そういうふうな、あの映画を見て思わせていただいたと、そういうことでは。

○31番（坂本茂雄君）　次の質問も、今の議論とほぼ重なってくる部分だらうかとは思いうんですけども、先ほど来、言われているように、知事は、電力の安定供給のために伊方原発3号機の再稼働はやむを得ないというふうな、この間されてきたというふうな思ひませう。

しかし、裏を返せば、伊方3号機を稼働させれば電力は安定供給できるかという、それはそうでもないというふうな私は思ひませう。例えば、原発は一般的に約13カ月稼働したら、あと二、三カ月は定期検査のために停止してお

るという状況があるわけで、実はあすから、この伊方3号機は定期検査に入っていきます。来年の1月22日まで約111日間停止するという状況があるわけですね。

ですから、その間にもし、先ほど来お話ししております老朽火力が故障したら、どうなのかとかというような問題も出てくる。ということになれば、伊方2号機も動かしておけば、それはその定期検査をずらすことによって対応できるということになるのかもしれませんが、伊方3号機の運転だけで安定した電力供給ということが保証されるかという、そういう事故の場合を考えたら、そうではないというふうなことになるはしないかと思うんです。

そういった意味では、伊方3号機の再稼働だけでは、原発を稼働すれば電力不足は生じないという理屈がちょっと破綻するのではないかというふうに、私は感じたりするんですけども、知事はどうお考えでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 一言で言えば、伊方3号機が稼働しておれば、電力不足が生じる可能性リスクというのは大いに減ずるとのことなのだろうと、そういうふうに思います。

もちろん、定期点検に入らないといけません。入らないほうが危険なのでありまして、入ってもらって、しっかり点検してもらいたいわけです。その定期点検に入った期間というのは、確かに稼働していませんから、電力不足が生じる可能性というリスクは高まる。これは現実の問題だろうと、そういうふうに思います。

ただ、そういうことであるからこそ、そうならないようにするための対策というの、また打たれているということであって、第1に、稼働している間に、主要な火力発電所の点検をしっかり行って、他がダウンしないように準備をします。そしてもう一つは、この定期点検を行う時期というのを電力のピークが来るような時期

には行わないように、今回は時期が設定できているわけでありましてけれども、そういうふうな努力をします。この2点によって、そのリスクを減ずるように努力していると、そういう対応じゃないかと思います。

○31番（坂本茂雄君） いずれにしましても、原発が稼働していることによって、いろんな意味での危機感を近隣の県民は日々感じながら生活をしている。そして、そこで起きてはならない事故が起きたら、一体何年間そのことによる被害をこうむらなければならないのか。そのことが、3・11東日本大震災以降の福島原発事故などによって私たちが学んできたことだろうと思います。

そのことに学び続けるとしたら、あらゆるエネルギー政策で、どうやって県民が安全・安心な暮らしを維持していけるのか、そのためのエネルギー政策に転換していく、そういうことは必要であるだろうというふうに思います。本来ならば、次に質問を考えておりましたけれども、避難の行動計画についても、これは本当に今の計画で県民に対して安心を与えることができるのかどうかというようなことも、常に精査をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

時間の関係で次に移らせていただきますが、都市計画道路はりまや町一宮線についてお伺いをします。

都市計画道路はりまや町一宮線については、初日の弘田議員や吉良議員の質問でも県の考え方が示されております。この間、県がとりましたパブリックコメントの中にも、人口減少、高齢化、車保有台数の停滞、減少は必至であり、車優先のまちづくりは転換点に立っているとの共通の認識が必要だ、しかし、それが欠落した計画になっているのではないかというふうに指摘されたりもしています。

2015年の野村総合研究所が、国内の乗用車保有台数について、マーケットトランスレーターを用いて2030年までの将来推計を行った結果、乗用車保有台数は高知県は17%の減少率で3番目に多くなっています。

そのような中で、平成20年2月定例会でも指摘した韓国ソウルの市内を流れる清溪川の流れを復元したこと。我が国でも2020年以降、数千億円をかけて首都高速道路が、日本橋周辺では川の上空を通過しており、周辺景観に与える影響を改善するため地下化されようとしているなど、交通の便利さだけを求められてきたことが見直されようとしている今、多額の経費をかけて、希少動植物の生息・生育環境の後退や歴史文化資源を損なうことになりかねない、町なかの水辺空間を失うようなことになってはならないというふうに思っています。

そこで、工事再開に伴う費用についてお聞きします。はりまや町一宮線の総事業費は、平成17年当時109億500万円ということでしたが、これまで76.3%を執行しており、はりまや工区に充てられる予定の残事業費は25億8,300万円、これでおさまるのか、あるいはそれだけ事業費を充てるのが費用対効果の面からもどうなのか、不安視する県民は多くおられます。

東日本大震災以降の資材費・人件費高騰、さらには今回石積みを復元することに伴う人材確保と費用見積もりなど、第2回はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会で新たに示された県案でどのくらいを見積もっているのか、土木部長にお尋ねします。

○土木部長（福田敬大君） はりまや町一宮線はりまや工区につきましては、平成12年度に都市計画事業として国の認可を受け、事業に着手しております。その後、平成17年度に無電柱化の工事ですとか用地買収のおくれを理由に、資金計画や事業期間について変更認可を受けてお

ります。

全体事業費として109億500万円を計上しておりますけれども、これは変更認可の際に算出したものでございまして、その後、工事の中断がありましたため、事業費の見直しには至っておりません。御指摘のありました25億8,300万円につきましては、この平成17年度に算出した事業費から平成28年度までに執行した費用を単純に差し引いたものでございます。残りの工区を完成させるための残事業費を見積もったものではございません。また、御指摘のありましたとおり、人件費、資材費につきましても、平成17年度当時の費用と比較すると上昇しております。例えば、人件費につきましては約33%、それから資材費につきましては鉄筋を例にとりまして約12%の上昇となっております。

第2回のまちづくり協議会で示いたしました新たな道路計画案は、あくまで計画段階のものであり、現在工事費の算出は行っておりませんが、今後希少動植物や歴史に詳しい専門家の意見などを踏まえて工法を検討し、概算の工事費を算出していく予定としております。なお、新たな道路計画案につきましては、道路幅員を縮小することによりまして、栈橋部分の面積が少なくなりますので、この工事費が減額になるものと考えております。一方で、水辺の拡大のために横堀公園を切り込むなどの工事費の増額も考えられます。概算工事費の算出に当たりましては、人件費や資材費等の物価変動に加え、これら構造の見直しについても反映を行ってまいりたいと考えております。このほかにも、御指摘のございました石積みの復元に当たりましては、江戸時代の堀り割りの風景を取り入れてはどうかとの御意見も頂戴しておることから、歴史に詳しい専門家の指導を受けながら、工期や費用等について検討してまいります。

○O31番（坂本茂雄君） 今後、工事を再開する際

にどれだけの費用が必要になるか、このことは、当然県民の方は関心を持たれることだろうというふうに思います。そういった意味では、できるだけ早急にまちづくり協議会の中でも、この試算を示されて、議論に付す。あるいはパブリックコメントを求める際にも、こういったものを資料提供して、パブリックコメントをもらう。そういうふうなことを早急に行っていただきたいということを要請しておきたいと思います。

つきまして、弘田議員の質問に対する答弁でも、今年度内の判断というふうに言われておりました。パブリックコメントでもさまざまな意見が出されており、なおかつ傾聴に値する意見も多くあるように私は思いました。

それに丁寧に応えていく姿勢で臨むとすれば、まちづくり協議会の検討について、今年度内と区切るのではなく、環境保護だけでなく、これまでも出されてきた歴史的視点も踏まえたまちづくりの観点などから、継続的検討を行うことが必要だと考えますが、今年度中にどうしても結論を出さなければならないのか、知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 判断するための材料がまずそろったかという観点と、判断するに当たって、いつまでも引き延ばしていいのかという観点と、両方考えていかないといけないだろうと、そういうふうに思っています。

判断するための材料はどうかという観点からいけば、まずこれまでの間、自然環境の変化などのデータがどうだったか、これは一定蓄積をされてきたのではないかと考えています。また、まちづくりの方向性はどうかということについて、高知市からも具体的な提案も出るようになってまいりました。一定、判断するための材料がそろってきているということではないかと思えます。ただ、もちろん、これからも多くの皆様方のさまざまな御意見をしっかりと傾聴させてい

ただきたいと、そのように思っているところで

す。
いつまでも引き延ばしていいのかという観点からいけば、工事を中断して6年が経過しています。この間、渋滞や通学児童、高齢者の安全が損なわれている状況が継続をしているわけです。既に台数が4車線化の要件を超える、それだけの台数が日々あそこを通行しているという状況でありまして、正直、いつまでも引き延ばすことは安全確保という観点からも、日々の利便性確保という観点からも好ましくないと、そういうことを考えているところです。

そういう観点からいけば、一定材料もそろってきている、そしていつまでも引き延ばせるような状況ではない。安全確保のためには決断をしなければならない、いつまでもその決断を引き延ばせるという状況にはないということとの両方を鑑みれば、私は今年度内には決断を出させていただきたいと、そのように考えているところです。

○31番（坂本茂雄君） もし議論がいろいろ錯綜して、なかなか結論が出にくいというような場合、もし今年度中に結論が出せなかった場合、何らかのペナルティーというようなものがあるのでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 法的にペナルティーということがあるわけではありません。そうではありませんけれども、ただ先ほど来、申し上げた既にかかなり危険な状況であるということを経験すれば、やはりいつまでも結論を先延ばしすることはできないのではないかと考えています。

○31番（坂本茂雄君） 私もパブリックコメントをずっと読ませていただきましたが、非常に傾聴に値する意見が多くありました。ぜひ、そういったことに応えていけるような議論を丁寧に行っていただきたいということをお願いしておき

たいと思います。

続きまして、部落差別解消推進法に基づく具体的施策についてお伺いします。

部落差別の解消の推進に関する法律が昨年12月に成立しましたが、これは部落差別の存在を国が認め、差別の解消を推進しなければならないと明記した画期的な法律と言えます。

この法律制定の背景には、インターネット上における差別扇動や部落所在地の暴露、鳥取ループによる全国部落調査復刻版出版事件、差別投書事件など、確信犯的で悪質な差別事件に対する政治的不作為への世論の突き上げ、人種差別撤廃委員会を初めとした国際人権機関からのたび重なる指摘などがありました。

そのような背景を受けて制定されたこの法律は、部落差別解消に向け、差別する加害者側も含めた国民一人一人の理解を深めるように努めることを法の第2条に規定するとともに、国及び地方公共団体に対して、部落差別の解消に関する施策の実施を第3条に規定しています。

これらの条項を踏まえてお聞きしますが、部落差別解消推進法の趣旨も踏まえた周知徹底のあり方と、部落差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて、どのように取り組んでいかれるつもりか、知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 昨年12月に施行されました部落差別の解消の推進に関する法律では、部落差別は現在もなお存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要であることなどが規定されており、県が取り組みを行ってきている同和問題の解決に大きく寄与するものと考えております。

このため、この法律を県民に広く周知することは、同和問題の解決に向けて大変重要であると考え、これまで県のホームページへの掲載や「部落差別をなくする運動」強調旬間における啓

発事業、人権啓発広報紙、さらには人権に関する研修会などにおいても周知を行ってきているところではありますが、今後もさまざまな機会を捉えて周知を行っていきたいと考えております。

同和問題の解決に向けまして、現在、平成26年3月に人権施策の進捗管理にPDCAサイクルを取り入れ、抜本強化いたしました高知県人権施策基本方針に基づいて、同和問題の正しい理解と認識を深める教育や正しい知識の普及啓発、相談などについて、関係機関や市町村なども連携してしっかりと取り組みを進めてきているところでもあります。さらに今後、この法律に基づく国の具体的な施策の内容や、国と地方公共団体との役割分担などが明らかになりました段階で、県の施策等に必要な見直しを行い、差別のない、差別が受け入れられない、人権尊重の社会の実現に向けて一層の取り組みを行ってまいりたいと考えているところでもあります。

○31番（坂本茂雄君） ぜひ、基本方針に沿った丁寧な取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、法第5条には、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものと規定されています。

昨年、学校に対して行われた人権教育に関するアンケートでは、学校側は7割程度が同和問題についての学習をやっているということに対して、受けた側の生徒で学習したと答えているのが2から3割にとどまっているというのが、結果として出されています。

学校教育における部落問題学習、同和教育の現状把握とともに、今後どのように取り組むのか、教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 学校教育におけます同和問題学習の取り組みの把握につきましては、各学校では人権教育に関する指導計画書と実践

報告書を作成してもらっておりまして、その提出を求め、他の人権課題とあわせ同和問題についての学習状況を把握しておりまして、取り組みが十分でない場合は、教育事務所とも連携しながら指導しております。

お話にありましたように、昨年度実施しました人権に関するアンケートの結果からは、多くの学校で同和問題の学習に取り組んでいるものの、子供たちに知識として十分には定着できていない状況が見られております。この点については、課題として受けとめております。

今後の取り組みにつきましては、部落差別解消推進法の制定・施行を受けまして、まずは研修や連絡会などのさまざまな機会を捉え、法について積極的に周知をしていきたいと思っております。その上で、教員や市町村担当者の同和問題についての知識、理解や教育実践力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○31番（坂本茂雄君） ぜひ、教える側の先生方自体がもう一度意識を持っていく、そんな丁寧な取り組みをしていただきたいというふうに思います。

続きまして、この項の最後に、この法律制定の最も大きな背景となったと言われております、ネット上の部落差別情報の掲載に対しまして、その現状把握と対応策について、県が市町村と連携してモニタリングを行うべきと考えますが、文化生活スポーツ部長にお伺いします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） インターネット上の差別情報については、職員によるネット検索のほか、県の人権相談窓口に寄せられました情報や市町村からの情報によって、その収集把握に努めております。把握した情報は、法務省の人権擁護機関であります高知地方方法務局と協議を行い、インターネット上から削除する必要がある場合は、プロバイダーに削除要請を行ってきております。

県内におけるインターネットを利用した同和問題に対する差別事象は、県で把握している件数として過去5年間では合計で9件と、多く発生しているという状況にはございませんが、先ほど議員からお話がありましたように、全国で悪質な事例も見受けられます。このため、今後県での取り組みは、当然ではございますが、同和問題の解決に向けて差別情報の把握、県への情報提供について、市町村に一層の連携・協力を要請してまいります。

○31番（坂本茂雄君） ありがとうございます。よろしく願いしておきたいと思っております。

続きまして、化学物質過敏症への対応についてお伺いします。

化学物質過敏症は、ごく微量の化学物質に接しただけで体調不良を来す病気です。一度発症すると、他種類の化学物質に繰り返し反応するようになり、日常生活に著しい困難が生じるようになります。中には、全く外出ができなかったり、逆に自宅にいることさえできない患者さんもいます。2009年には病名登録がされ、健康保険が適用されるようになりました。しかし、どうして発症するのか、どうしたら治るのかについては、まだ解明されていません。患者は全国に推定100万人以上とされており、現代社会では誰でも発症し得る病気であると言われております。化学物質過敏症の症状は、動悸、不整脈、頭痛、目まい、鼻血、手足の震えやけいれん、吐き気、呼吸困難、関節の痛みや腫れ、何日も寝込む場合もあります。

問題は、一たび、ある化学物質で過敏症を発症してしまいますと、その後ほかのさまざまな化学物質によっても症状が出てしまうケースが多いので深刻であり、県内でも少なからず診断された方もいらっしゃいますし、潜在的に苦しんでいる方も多くいらっしゃいます。そういった方たちにとってのセーフティーネットが必要

だと考えます。

化学物質過敏症で相談したい方の相談対応が、実質的には患者会対応となっている現状がある中で、県はホームページを立ち上げるだけでなく、相談者に丁寧に寄り添う一元的なワンストップの窓口を設けるべきではないかと考えますが、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（山本治君） 患者の皆さんは、日常生活を送る上でも大変な御苦労があることとお察しをしています。

寄せられる相談内容は、病気の治療や原因物質、生活環境など多岐にわたりますが、まずは健康対策課が窓口となり、十分に内容をお聞きし、相談内容に応じて専門医療機関や関係機関等へつなげていくなど、患者の皆さんに寄り添った丁寧な対応を心がけてまいります。

○31番（坂本茂雄君） ぜひ各福祉保健所などでも、それぞれの郡部の方が相談にも来られるような形も、今後は検討していただけたらというふうに思います。

続きまして、この疾病に苦しむ児童生徒のことについてお伺いします。児童生徒の場合は、最悪学校に通うことすら困難で、就学の機会を奪われることもあります。

化学物質過敏症の子供について、先進的な取り組みをしている新潟県のある自治体では、2006年度に、患者児童生徒のための学級を小中学校にそれぞれ1学級配置しています。2005年のその自治体の全児童生徒を対象にした調査で、化学物質過敏症に近い症状の生徒が、小学校で9.5%在籍していたということから、このような取り組みが始まっています。

本県では、患者会のほうで把握している児童に配慮された教育環境が確保されているのは、一部の学校にすぎないとお伺いしております。

文部科学省も、これらの生徒に対する個別対応の基本的な考え方を示し、学校及び教育委

員会、保護者がよく協議して、配慮すべき事項を明確にすることが大切であるというふうに指摘されております。

本県において、在籍児童生徒の状況把握がどのようにされているか、教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 県教育委員会で把握しております、いわゆる化学物質過敏症と診断を受けている児童生徒は、特別支援学級の中の病弱学級に在籍している小学生で5名、中学生2名でございます。

いわゆる化学物質過敏症につきましては、その原因となる物質や量、症状などが多種多様で、中にはほかのアレルギーなども重複しているケースもございますので、基本的には医師の診断のもと、保護者、学校、教育委員会が連携をとりながら、一人一人の症状に応じて個別に対応しております。具体的な対応例としては、冷暖房を完備した上で、空気清浄器を設置するというような対応などをしております。

○31番（坂本茂雄君） 今後はどのような取り組みをされていくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 化学物質過敏症の児童生徒の支援は、学校全体が組織的に、また環境整備が必要なときは教育委員会とも連携して取り組むことが求められます。

ただ、この化学物質過敏症については、関係者の十分な理解、認識が進んでいないことから、まずは教職員が疾患について知識を深めることが重要であり、健康管理の中核を担う養護教諭に対して研修などを行い、それを学校全体で共有を図ってまいりたいと思います。また、学校の組織的な対応として、保護者からの健康相談や、担任による日々の健康観察などを通じ、この化学物質過敏症等が疑われる児童生徒を早期に発見し、適切に医療機関へとつなぐことを周知徹底してまいります。

そういったことで診断を受けた児童生徒に対

しては、学校と教育委員会が連携しながら環境を整え、適切に個別対応を行っていただけるよう取り組んでまいります。

○31番（坂本茂雄君） 最後になりましたが、危機管理部長に、災害時にこういった方たちが避難の場所へ来る、守った命をどうやってつないでいくかという配慮がされるか、お聞きします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 個別具体的に検討しなければならないと考えております。幅広い理解も欠かせませんので、避難所運営マニュアルづくり、そういう中で理解を広げていきたいと思っております。

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、坂本茂雄君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時休憩



午後1時再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

中根佐知さんの持ち時間は30分です。

34番中根佐知さん。

○34番（中根佐知君） それでは、質問に入らせていただきます。

県立高知南中学校への学校給食実施について教育長並びに知事にお聞きをいたします。

まず最初に、県の教育委員会の中学校給食についての基本方針を教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 県では、国が策定しております第3次食育推進基本計画に基づきまして、学校給食の充実に取り組んでおります。この計画の中では、公立中学校における学校給食の実施率について、平成32年度までに90%以上

とすることを目標としております。県といたしましても、学校給食を生かした食育の推進の観点からも、学校の給食実施率の向上を目指しております。

○34番（中根佐知君） それでは、高知県の給食の実施率は今どうなっているのか、小学校、中学校、また全国との比較でもお答えください。

○教育長（田村壮児君） 県内の学校給食実施率につきましては、29年3月末現在で、小学校で96.4%、義務教育学校で100%、公立中学校で75.2%でございます。

文部科学省が実施しております調査によりますと、全国では平成27年5月1日現在、公立小学校で99.1%、公立中学校で88.8%となっております。県の実施率と比較しますと、小学校で2.7ポイント、中学校で13.6ポイント全国平均を下回っております。

○34番（中根佐知君） もう一踏ん張り、高知県の子供たちのために努力をしなければならないというデータが出ていると思います。

では、高知県の実施率を100%に持っていくための県の教育委員会の努力をどんなふうにされているのか、お聞かせください。

○教育長（田村壮児君） 県ではこれまで、学校給食未実施の市町村に対しまして、実施に向けた継続的な働きかけを行ってまいりました。その結果、南国市の中学校4校がこの12月に、高知市の中学校13校、土佐清水市の小中学校8校、室戸市の中学校1校が平成30年度中に実施する計画であると聞いております。この予定されている学校で実施されますと、平成30年度末の実施率は、小学校で100%、中学校で92.5%となります。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

努力をどんなふう具体的にされているのかということも含めて、これから質問に入りたいと思います。高知市では、長年の市民の要望で

あった中学校給食が来年秋から実施をされることになりまして、大変心待ちにされています。ここに、高知市内にある2つの県立中学校のうちで、高知南中学校だけが実施対象になっていないということが6月県議会で問題になりまして、県が高知市に文書で対象に入れるように要請をしたところです。

食育は、学校教育で支え、そして学ぶ中で子供の成長を支える意義を持っています。先ほども県の教育委員会が努力されてきたという中身をおっしゃいましたけれども、経済状況の格差や、給食が唯一しっかりとした食事になっている子供たち、またこの間はこども食堂の広がりも含めまして、今を育つ子供たちの状況を食の教育からも改めてしっかりと位置づける必要があります。

また、小中学校の給食費は、所得制限がありますけれども就学援助の対象にもなっています。経済的な側面から子供の食を支えるということにも直結をしているんです。高知市にある全ての中学校の中で県立高知南中学校にだけ給食が保障されないとすれば、南中学校の子供たちにだけ格差や不利益が生じます。

高知市の2カ所の給食センターの配食できる数は6,000食と聞いています。平成30年から34年までの南中学校の生徒数を加えても何の問題もありません。また、安全な中学校給食を実現するために細心の注意を払うということも、当たり前のことですが、実施できない理由の中に、高知市からの文面でする書かれておりました。高知市の、南中学校への給食を提供できないとの県への回答内容は、教育行政の食育という柱を軽視しています。

県立高知南中学校の子供たちに格差と不利益を生じることになるとすれば、教育長はどういうふうに対処されるお考えか、お聞きします。

○教育長（田村壮児君） 高知南中学校における

給食の実施につきましても、お話しありましたように、高知市が建設中の給食センターからの配送を受けられないかということで検討してまいりましたけれども、結果としては難しい状況であり、そのことについては残念に思っております。

高知南中学校では、持参の弁当や食堂で購入した弁当で、学級担任指導のもと、クラス全員でそろって食事をとっておりまして、そういった時間を活用して、食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解させたり、食事のマナーや食事を通じた人間形成能力を身につけさせたりすることをさらに充実させるなど、学校教育全体を通じて総合的に食育を推進してまいります。

経済的な側面につきましては、給食を導入した場合とそうでない場合の格差を解消する方向で、高知南中学校のPTAの皆様のお意見も十分お聞きしながら検討していきたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） 何が難しいのか全くわかりません。私は、給食センターを初めて建設して子供たちに食事を提供しようとしているときに、子供たちが主人公の計画をつくろうとしていない、ここに一番の問題があるというふうに思います。

4年後になくなってしまいう南中学校の生徒たちだけ除外をする、御都合主義の計画になってはいませんか。県が高知市への給食配送の再検討を申し入れた文書にまとめられた、南中学校への配食サービスが困難だと検討した理由の一つ一つを見ても、県の要請文書に答えた困難だとする高知市からの回答を見ても、先ほどの教育長のお話を聞いても、なぜ困難なのかが全くわからない。既存の給食センターから配食する、そしていろんな条件を整えることがままなりませんというのならまだ話はわかります。しかし、新たに子供たちに提供する中学校給食の配送セ

ンターをつくるというときに、最初から除外されるなどということは考えられないことだと思います。学校給食のあり方の基本に立ち返る、こういう努力をすべきではありませんか。

子供の成長は、4年間は待ってられません。南中学校に配送口をつくるだとか、部分的な改修工事も必要になることと思います。しかし、新たな予算が生じることになっても、教育環境を整えて今いる子供たちに対応をしっかりと進めていくこと、これは教育行政として当然のことではないでしょうか。高知県はこの労力を惜しんでいるように思います。食育の柱を曲げるのか。新たにできる高知国際中学校との対応の違いも異常に映ります。市内の県立中学校には公平な対応をすべきだと考えます。

県として、南中学校への給食配送を実施する覚悟が本当にあるのか、教育長並びに知事にもこの点をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 高知南中学校の給食について、高知市の給食センターから配送を受けることについて、議会の総務委員会の要請を受けて県が行いました文書での申し入れに対する高知市の回答では、生徒の喫食開始時間の30分前までに検食を終えた上で、調理後2時間以内に生徒が喫食できるように配送しなければならないことになっており、限られた時間内に安全かつ確実に給食の配送を実施することは難しいということでございました。施設規模の問題というよりは、安全な配送が可能かどうかの問題ということでございます。こういったことについて、アレルギー対応も含めて、食の安全に関することでもございますので、配送校が予定の7校より多くなることに対する高知市の懸念も理解できるところでございます。

加えまして、統合完了までの限られた期間で、生徒数も大幅に減少するにもかかわらず、多額の経費がかかるといった課題もございます。こ

うしたことから、高知南中学校への給食配送は難しいと考えているところでございます。

○知事（尾崎正直君） でき得れば高知南中学校へも給食を配送していただければということで、県教委のほうから高知市のほうに申し入れもさせていただいたということだと承知をしております。

しかしながら、高知市からの回答によれば、要するに、安全管理上2時間以内に県内の学校に全部配っていかないといけないといったときに、南中学校まで配るということはやはり物理的に事実上難しいと、そういう御回答であったというふうに理解をしております。また、県側としても、やはりこれから限られた時間内で、急激に生徒数が減少していく中において、多額の経費を使って施設の改修をするということがどうかという我々側の課題もあるということなのであります。

そういうことを考えましたときに、やはり高知南中学校に給食の配送をするということ自体、残念ながらこれはなかなか難しいということになってくるのかなと考えております。しかしながら、それであればこそ給食の配送を行う、例えば高知国際中学校と高知南中学校との間でいろいろと格差が生じないように、できるだけこれをなくすようにということを教育委員会で検討されているということでもありますから、その検討を待ちたいと、そういうふうに思います。

○34番（中根佐知君） それぞれの御答弁ですけれども、大規模な給食の調理施設を初めて整備して取り組んでいきますと、高知市のお答えの中にあるんですけれども、そのときに、調理後2時間以内にだとか、安全に、確実にしなければならぬだとか、アレルギー対応だとか、これは当然の話ではないでしょうか。南中学校と潮江中学校の距離は10分と離れていません。安全に給食を配送する用意があるというところに

南中学校を入れることは、やろうとする意思があれば当然可能になると私は思っています。

また、知事が最後おっしゃいましたけれども、多額の費用がかかることになる。たとかかることになったとしても、4年間の子供たちの食育をしっかりと、また成長をしっかりと応援するという事を考えれば、教育条件を整備することは当然ではないですか。

誰のために南中学校がなくなることになったのか、いろんな議論がありましたけれども、南中学校の保護者の皆さんは、当初大変期待したのに外されていて残念だった、県の6月議会でもう一度申し入れをするということになったので期待をしている、ところがその後、また県から、とても無理でしたという説明を受けて、がっかりされています。私たちはこうやって外されていくんだ、こんな感情を保護者にも、また当の子供たちにも持たせることは、私は高知県の教育のあり方として大変残念だし、これを是正できるとすれば、今だったらまだ是正できますから、何とか努力をすべきではないか、こんなことを思っています。

食育の柱をしっかりと立てて、県民、市民が納得できるような教育行政のあり方、食育の実施の仕方を強く求めて、この質問を終わりたいと思いますが、最後に教育長、いかがでしょうか。

○教育長（田村壮児君） 実施に向けて検討はさせていただいたということでございます。先ほども申しましたけれども、安全な配送ということになりますと、今予定されているのは高知市内の7校に配送すると。南中学校に配送することになると8校に配送することになりますけれども、喫食30分前には検食を行うということですから、それまでの間に、1時間半以内に順次8校に向けて配送することが必要になってくる。それは、クラスごとに分けなが

ら、学校ごとに分けて順次配送していく、そういった作業が必要になってまいります。

それが7校であれば何とか時間が間に合うというような状況であるというふうに聞いていまして、それが8校にふえるということになると実質上難しいということでございますので、アレルギー食というふうなことの対応も考えると、そういった安全面に関することについて余り無理は言えないのじゃないかというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） 最後に、給食を配送するセンターをつくるのであれば、先ほど教育長がおっしゃった中身をクリアするのは当然の話だと申し上げています。私は、高知市内の中学校の間にいろんな格差を持ち込む前の努力を、最後の最後まで県の教育委員会がしないということは大変残念に思いますし、いま一度再考していただきたい、このことを要望しておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。南国市の中学生の自死問題について、2月議会にも質問をさせていただきましたが、引き続き質問をいたします。

中学3年生が亡くなって、9月1日で2年が経過しました。ことし8月4日、御遺族は、いじめが自殺の直接の原因ではないという調査結果は納得できないとして、文部科学省を訪れまして、調査結果をまとめた第三者委員会を解散して再調査を行うように要請をいたしました。要請を受けた文部科学省児童生徒課の坪田知広課長は、これまでの経緯を伺って、市の教育委員会の対応は余りにも遺族に寄り添っていないと感じたとした上で、報告書の内容を丁寧に説明する場を設けるよう、高知県を通じて教育委員会に指導したいと述べられて、その日のうちに指導連絡が県を通じて南国市教育委員会になされました。その指導は本当に素早いものでし

た。南国市の大野教育長は、文部科学省から、もう一度遺族と顔を突き合わせて話をする必要があると言われた、対応していきたいと、文科省に遺族が要請したその日の夕方、見解を述べました。

文部科学省の指導を受けた県の教育委員会の受けとめはどうだったのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 文部科学省におけます、遺族との話し合いの場を設けて丁寧に説明することが必要という考えにつきましては、我々県教育委員会としても全く同じ考え方ということでございます。

○34番（中根佐知君） また、どのように南国市の教育委員会に指導されたのか、その点も教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） 8月4日に文部科学省から、調査報告の内容を丁寧に説明する場を設けるよという電話での連絡を受けまして、県教委事務局内で協議を行いまして、同日中に人権教育課の課長補佐から南国市教育委員会の対策課にその旨連絡をさせていただいております。

さらに、3日後の8月7日には、人権教育課長が、南国市教育委員会を直接訪問し、もう一度同じテーブルに着いて丁寧な説明を行うことを確認するとともに、南国市の教育長からは、まずは遺族との話し合いの場を設け、真摯に対応したいとの回答を得ております。

また、私自身も、8月22日に南国市教育長と直接お会いし、できるだけ遺族に寄り添って対応していただけるようお願いを申し上げました。

○34番（中根佐知君） そんなふうに努力をいただいているのですけれども、遺族に寄り添う姿勢を指導された南国市教育委員会に対して、これまで寄り添う姿勢を感じてこなかった御遺

族は、懇談をするときには遺族だけではなくて、一緒に息子の自死問題を考えて遺族を支えてくれている人たちも参加する中で行いたい、そして県の教育委員会にも同席してほしい、こういう旨を直ちに申し入れました。しかし、市の教育委員会からは、御両親と御両親の意を酌む弁護士と市の教育委員会のみで行いますという回答がありまして、懇談はいまだに実現をしております。

県の教育委員会に懇談の場に同席してほしいという遺族の要請について、南国市の教育委員会から相談はあったのでしょうか、あったとしたら、どのような指導や援助を県の教育委員会はしたのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 南国市の教育委員会からは、遺族からの要望や、その要望に対する回答についての報告はございましたけれども、県教育委員会に同席してもらいたいという要請はございませんでした。この点については、南国市教育委員会において判断されたものでございます。

県といたしましては、先ほどもお話しさせていただいたように、8月22日に南国市の教育長に直接お会いした際に、できるだけ遺族に寄り添った対応をするよという事でお話をさせていただきました。

○34番（中根佐知君） 必要なことと必要でないことを、南国市の教育委員会がそんたくして、県の教育委員会にお話をするということでは、大変困ったことが起こってくるというふうに思います。

いまだにこうした中身が、市の教育委員会から遺族のもとには全く届いておりません。私は、この姿勢が遺族に寄り添う姿勢だと言えるのかということを知りたいと思います。南国市が指導を受けとめているというふうに教育長はお思いでしょうか、お伺いします。

○教育長（田村壮児君） 南国市教育委員会におきましては、遺族との話し合いに当たっての遺族からの要望については、弁護士に相談するなどして判断したというふうに聞いております。ただ、その結果、南国市教育委員会と遺族との話し合いは実現していないということでございますので、まずは話し合いの実現に向けて、これまで以上に遺族に寄り添った対応をしてもらいたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） その場合に、遺族のほうは、もう南国市の教育委員会だけではなくて、県の教育委員会にも同席をしてほしいんだというところをおっしゃっていますが、この点は教育長、いかがですか。

○教育長（田村壮児君） 遺族から県教育委員会に要請があり、南国市教育委員会が同意をしていただけるのであれば、同席することにはやぶさかではございません。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

平成27年4月1日付で改正地方教育行政法が施行をされまして、第50条では国の地方公共団体への関与の見直しがなされました。文科省の資料では、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化したというふうに書かれています。

8月4日の文科省の要請に関しまして、その当時の林文科大臣は、定例記者会見で、「全国的にも学校を指導監督する立場の教育委員会がいじめ調査の主体となることでは、徹底した調査が行われないのではないかという意見が多数あります。どこが主体であるべきか、大臣のお考えをお聞きします」という記者の質問に答えまして、「南国市もそういうことだと承知しておりますし、また取手市、このケースはレアなケースかもしれませんが、やはり御遺族と市の教育委員会の間で信頼関係が失われてしまったと、

こういうこともあって県のほうで引き取った、こういうこともありましたので、なるべく御遺族の皆様の気持ちに寄り添ってやれることというのは我々としても考えていきたい、こういうふうに思っておりますが、一義的には現場のそれぞれの御判断ということになろうかと思いません。なお、先ほどの茨城県の例でも、今度は県が調査することになりましたので、その県の教育委員会を通じて文科省としても必要な指導・助言というものは行っていかなければならないと、そういうふうに思っております」と答えています。

茨城県は、つい先日特例による条例をつくりまして、この9月議会でしたけれども、取手市で自死した生徒の調査を県が行うことになりました。この茨城県の事例、対応を教育長はどうお考えになりますか。

○教育長（田村壮児君） この茨城県の事例では、取手市の教育委員会がこの案件について、いじめによる重大事態には該当しないと判断をし、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく、いじめによる重大事態の調査を実施しておりませんでした。遺族の訴えを受けて、県と取手市が協議の上、取手市教育委員会が法第28条第1項に基づく調査を開始するとともに、これと並行して行います取手市長の調査について、県が受託をして行うものでございます。

一方、南国市の事例では、南国市教育委員会が当初からいじめによる重大事態と認定をして、法第28条第1項に基づく調査が行われておりまして、茨城県の場合とは状況異なります。南国市の場合には、いじめ防止対策推進法の規定によりまして、法第28条第1項に基づくいじめ重大事態の調査報告に対して、まず市長が法第30条による再調査を行うかどうかを判断することになります。この件につきまして、南国市議会9月定例会において、市長から、再調査の実

施については、南国市教育委員会と遺族との話し合いがなされた後、要望があれば、調査専門委員長からの説明の場を設けて判断したいと答弁されたと聞いております。

県といたしましては、まずは再調査の実施について南国市長の判断を待ちたいと思います。また、南国市には引き続きできるだけ遺族に寄り添った対応をお願いしていきたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

この間、もう辞職をされた市長ですけれども、南国市の市長に要望を出した際に、それは苦渋の決断で再調査しないという答弁をされた。その後かわられた市長の答弁が先ほどのお話です。

私たちは、やっぱりこの件でしっかりと遺族に寄り添うこと——そして取手市との違いはありますけれども、同じ部分はお互いの信頼関係がこの間にやっぱり崩れてしまっている。教育委員会のほうはよくわかりませんが、御遺族のほうは教育委員会との信頼関係を失っている、その点と同じだというふうに思うんです。ですから、今度の改定も含めまして、遺族に寄り添うということの大切さを本当に痛感しています。ぜひ、そうした対応をお願いしたいと思います。

知事は、ことし2月議会の私の質問に、高知県いじめ防止基本方針の見直しに触れて、より一層遺族の皆様様に丁寧な対応をしましょうという趣旨の見直しを図るといことがどうかということについて検討していきたいというふうにお答えになりました。具体的にそれはどういうことなのか、文部科学省の指導を重く受けとめて、遺族の信頼を回復するためには、主体的な遺族への対応が何もない南国市任せではなくて、県として相当踏み込んでいくということが大切だというふうに思います。

そのためにも、まずは県の教育委員会が遺族

に会って、先ほど教育長おっしゃいましたけれども、状況を把握することがやっぱり欠くことのできない条件になる。そうでないと、文科省からの指導と南国市への指導の単なる通過点に県がなってしまう、そんなふうに思いますから、ぜひ県の教育委員会がしっかりと話し合いに応じていくということを再度確認していきたいというふうに思います。

魂の入った指導を強く望むものですがけれども、今後の対応、そしてこの件への思いを教育長と、いじめ問題対策連絡協議会会長である知事にもお伺いをしたいと思います。

○教育長（田村壮児君） 先ほど申し上げましたとおり、調査自体は南国市教育委員会及び南国市長が主体的に実施するものであるというふうに考えております。

まずは南国市教育委員会が主体となって、遺族と十分な話し合いをすることが大切だと考えております。県教育委員会としましては、遺族に寄り添うという視点から、南国市教育委員会に対してそういったことの助言を行っていききたいというふうに思っております。

また、県教育委員会といたしましても、子供の命が失われたことを重く受けとめ、二度と同様のことが起こらないように努めていかなければならないと考えております。そのためにも、各学校において子供たちの心の状態を的確に把握するとともに、子供たち一人一人の心にしっかりと寄り添った支援が行われるよう、市町村教育委員会と連携して、さらに指導を徹底していきたいというふうに考えております。

○知事（尾崎正直君） 本件について、本当に遺族の皆様様に寄り添った対応をしっかりとしていくことは大事だと、そういうふうに思います。

また、事実関係を明確にしていく中において、再発防止策をしっかりと講じていくということも

また極めて大事なことだと、そのように考えているところです。

茨城県のケースとこの南国市のケースとの違いというのは、南国市の場合には、既にいじめ重大事態として認定をして、第28条第1項に基づく調査が行われているということ、茨城の場合は、これはまだ行われていないわけでありまして、ここに違いがあります。いじめ重大事態、これに対処するプロセスの中に入った限りにおいて、次に法的に予定されているのは、第30条第1項において市長が再調査をすると判断するかどうか。この点について南国市長が、先ほども御紹介ありましたけれども、再調査の実施については、南国市教育委員会と遺族との話し合いがなされた後、要望があれば調査専門委員長からの説明の場を設けて判断したいと答弁されているわけでありまして、まずは市長の判断を待つということが大事だろうと、そのように考えています。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

前市長のときに、調査専門委員長に市長は問い合わせをいたしました。そうすると、もう全て調査は終わっているので再調査する必要はないというお話で、けんもほろろに遺族の思いは打ち消されています。しかし、報告書の中に、いじめはあったけれども、これが自殺の原因ではないという項目と、またワイシャツが破られたりいろんなことがあったことに遺族は大変憤ってしまっていて、もっと丁寧な調査をしてほしい、これが趣旨です。

どうか初めてのケースですから、丁寧に、後にもしっかりとつながるような、そんな県の役割を期待して終わります。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、中根佐知さんの質問は終わりました。

ここで午後1時35分まで休憩といたします。

午後1時30分休憩



午後1時35分再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森雅和君の持ち時間は50分です。

22番西森雅和君。

○22番（西森雅和君） 公明党の西森雅和でございます。順次通告に従いまして、質問させていただきたいと思っております。

初めに、高知国際中学校・高等学校についてであります。

高知国際中学においては、来年の4月創立の入学式を行い、はえある1期生を迎えるわけがあります。そして、いよいよ新しい学校の伝統と歴史が新たに築かれていくこととなります。

ことしの2月に開催された初めての学校説明会では、予想をはるかに上回る約730人の保護者などが参加しています。そして、今までに学校説明会は12回開催され、延べ3,000人を超える保護者や児童生徒の皆さんなどが参加しています。これは、新しく開校する高知国際中学・高等学校が国際バカロレア機構が実施する独自の教育プログラムを導入して、みずから考える力を身につけ国際的な視野を持つ人材の育成を目指すという、まさに新しい教育プログラムに対する県民の期待と関心の大きさのあらわれであると思っております。

いよいよ、来年4月に新しい高知国際中学が開校することになるわけでありましてけれども、この高知国際中学・高等学校に対する、設置者である知事の思いをお伺いしておきたいと思っております。

○知事（尾崎正直君） この高知国際中学校・高

等学校では、探究的な学習を重視し、高い英語運用能力の育成などを目指しました、国際バカロレアの教育プログラムを導入していこうとしているわけであり。このプログラムを牽引役として、県下でも非常に高いレベルのグローバル教育をぜひ推進していただいたいと、そのように考えております。また、この中学、高校ができることによって、県下の教育全体によき刺激を与えて、県全体の教育レベルの向上ということにつながっていくことができればなと、そういうふうに期待をいたしております。

○22番(西森雅和君) 県立学校統合校章等選考委員会が設置され、高知国際中学・高等学校の校歌、校章、制服が検討されているというふうに思うわけであり。検討状況がどうなっているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(田村壮児君) 平成29年3月に、新しい学校の校歌、校章、制服の決め方について学校関係者に説明をして、了承を得まして、3月の教育委員会検討会で報告を行っております。

高知国際中・高等学校の校歌は、改めて平成35年度に校歌が決まるまでの間、高知西高等学校の校歌と同じものとするを、県教育委員会の方針として決定済みでございます。なお、高知西高等学校の校歌の歌詞には西高校という校名は入っておらず、内容的にも、国際中・高の校歌として違和感はないというふうに考えております。校章と制服は現在選考委員会で検討中でございます。

○22番(西森雅和君) 先ほど、教育長のほうから、高知国際中・高の校歌は西高の校歌を使うという話がありましたけれども、高知国際中・高の校歌の候補を先ほど教育長は、3月に決定したと言われたというふうに思います。質問で聞こうとは思っていませんけれども先ほど言われましたので。

そこでお伺いをしたいんですけれども高知国際中・高の校歌、校章、制服を事務局内でどんなプロセスで決めたのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(田村壮児君) この件につきましては、学校関係者の皆さんにも、先ほど申しましたようにお話をさせていただいた上で、県教育委員会として、両校の関係者の皆様のお話も聞いた上で決定をさせていただいたということでございます。

○22番(西森雅和君) ちょっとプロセスをきちっと説明していただきたいというふうに思ったわけであり。

教育委員会の高等学校課の資料によりますと、高知国際中学・高等学校のスケジュールというのがありまして、この中に、高知西高等学校と高知国際中学・高等学校が同居する平成30年度から平成34年度までは、式典及び体育祭等の合同行事で中高同じ校歌を歌うことで一体感を育むため、高知西高等学校の校歌を高知国際中学校・高等学校の校歌とするということが書かれております。

この校歌でありますけれども、暫定的な校歌として34年度まで使うのか、それとも本格的に校歌として、もうこれが国際中・高の校歌ですよというふうに考えられているのか。そうすると、例えば生徒手帳なんかに校歌というのは当然書くことになろうかと思っておりますけれども、どういう形になるのかというのを教育長にお聞かせいただければと思います。

○教育長(田村壮児君) その校歌につきましては、高知国際中・高等学校の生徒のみとなります平成35年度までの間は、ある意味、暫定的に国際中・高等学校の校歌とするということでございまして、在校生がそろった段階で在校生の意見を聞いて、県教育委員会として改めて決定をしたいというふうに考えております。

○22番（西森雅和君） 高知西高校と高知国際中学校・高等学校という全く違う学校が同じ校歌を持つという、これはどう考えても、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うところであります。

ことしの5月に県立学校統合校校章等選考委員会がつくられておりますけれども、この県立学校統合校校章等選考委員会の設置目的というのは何でしょうか、教育長。

○教育長（田村壮児君） 設置目的といたしましては、校歌、校章、制服の候補を決定し、県教育委員会に報告するというふうになっておりますけれども、これは汎用的な規定として設けたものでございまして、具体的な県立学校統合校校章等選考委員会設置要綱第2条におきましては、所掌事務を、高知国際中・高等学校の校章候補及び制服候補並びに須崎総合高等学校の校章候補としておりまして、高知国際中・高等学校と須崎総合高等学校の校歌の候補の決定は、この選考委員会の所掌事務とはなってございません。

○22番（西森雅和君） ちょっとそこがおかしいというふうに思うんですね。目的として、この選考委員会では校歌等の候補を決定して、教育委員会に報告するとなっているわけでありましてけれども、その第2条の検討・決定事項から、実は校歌というのは削除しているんですね。目的では、明確に校歌、校章、制服の候補を決定する、そして教育委員会に報告するというふうに書いているにもかかわらず、第2条では、校章と制服に関してのみ検討、決定するというふうになっているんですね。

その削除した理由を教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（田村壮児君） そもそも、校歌につきましての決定権限は私、教育長にございます。この選考委員会につきましては、教育長から候

補決定の選考を委任したという関係になるかと思えます。

先ほど申しましたように、選考委員会の要綱第1条につきましては、この選考委員会というものの汎用的なものとして考えておりましたので、校歌もあり得るという前提でそういうふうに書かせていただいておりますけれども、今回の国際中・高等学校のケースについては、それは既に教育委員会として決定させていただいておりますので、除かせていただいたと、そういうこととさせていただきます。

○22番（西森雅和君） 3月に教育委員会が決定したということを冒頭教育長は言われましたけれども、この選考委員会が設置されているのが5月なんですね。それであるならば、最初から目的に書かなければよかったんじゃないかというふうに思うんですね。それが、目的にはきちりと書かれておりながらその検討事項から外されているというのは、どうも納得ができないし、本当におかしなことが行われているなというふうに感じるところであります。

国際中学・高等学校の校歌が、選考委員会から報告を受けないで、教育委員会だけで決定されたということになっておりますけれども、これはどうなのでしょうね。

その候補を決定して、教育委員会に報告するという選考委員会の目的があって、それに沿ったならば、当然報告して、それで教育委員会が決定していくというわけですがけれども、その以前に教育委員会が決定している。これは正式な決定というふうに言えるのかどうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 校歌の決定権限は、先ほど申しましたように教育長にございます。ということで、教育長の責任において決定させていただいたということとさせていただきます。

選考委員会の規定が校歌まで含めているとい

うことについては、先ほど申しましたけれども、一般的にこういった選考委員会での決定事項として、校歌もあり得るということで設けさせていただいているということですが、決定済みのことについては具体的な検討事項からは除かせていただいていると、そういうことでございます。

○22番（西森雅和君） 校歌についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、校歌とは何か、校歌とはどういうものかという、校歌に対する教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○教育長（田村壮児君） 校歌は、その学校の教育理念を歌詞の形で表現しているものだというふうに思いますし、生徒がそれを斉唱することで学校へのアイデンティティーを育むと、そういったことにも役に立つものだと思います。

○22番（西森雅和君） 校歌とはその学校を象徴する歌であり、建学の精神や理想とする校風などをあらわし、その学校の一員であるという自覚を高める目的で歌われるのが校歌であるというふうに思いますけれども、国際中学・高等学校の理念と建学精神はどんなものか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 建学精神ということに結果的につながると思いますけれども、国際中・高等学校の教育目標ということで申しますと、グローバル社会で求める高い志と資質、能力を育むということでございまして、具体的には、みずから学び考える力を身につけ、生涯にわたって学び続ける態度、多様な価値観をとうとぶ精神を持ち、他者とともに生きる態度、豊かな創造性を持ち、未来を切り開く自主、自律の精神を養う、そういったことでございます。

○22番（西森雅和君） 教育委員会は、高知西高校の校歌を高知国際中学・高等学校の校歌とする方針ということですが、西高校

の校歌の中に、21世紀を生き抜く新しい国際中学・高等学校の理念や建学の精神、校風が入っていると考えるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 21世紀かどうかということは別に置きまして、その校歌の中に、「真理をたづね」「われら学ばん」というような歌詞ですとか、あるいは「世にたたん その日のために」「われら鍛へん」と、あるいは「平和の世にと」「われら睦まん」といったような歌詞がございます。これは、先ほど申しました、生涯学び続けるような態度とか自主、自律の精神を養う、あるいは他者と共生するような態度を養うといったような、国際中・高等学校の教育理念と相通じる面はあるんじゃないかというふうに考えております。

○22番（西森雅和君） 相通じるから同じ校歌を歌うようにしたらどうですかという、そういうものとはちょっと違うんじゃないかというふうに思いますけれども、新しい学校の新しい建学精神、理想とする校風が明確に反映されて、そして初めて学校の校歌と言えるんじゃないかというふうに思います。私は、西高校の校歌をどうこうと言っているわけではないんです。先ほども言いましたけれども、21世紀を生き抜く新しい国際中学・高等学校にふさわしい校歌がその学校に必要であるというふうに思いまして、そういうことを言わせていただいているわけがあります。

今回、この新しい学校の校歌の取り扱いというのは重要な問題であるというふうに思うわけでありまして、なぜ今まで議会に報告がなされなかったのか。

きょう、恐らくこれを議場で聞かれている議員の皆さんも、えっ、そうなのと、国際中・高の校歌が西高の校歌をそのまま使うということ、ほとんどの方が知らなかったんじゃないかなというふうに思います。知っている方もいた

かもしれませんが、そういう中で、議会への報告というのはあってよかったのではないかと、思うふうに思いますけれども、なぜなされていなかったのか、教育長。

○教育長（田村壮児君） 校歌あるいは校章、制服につきましては、学校内部の運営に関することとございますので、学校現場の意見を聞きながら教育委員会で決定してきておりまして、従来から県議会への御報告はしてきておりませんでした。ただいま御意見もいただきましたので、現在進めております校章、制服の決定につきましては御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○22番（西森雅和君） 今回の国際中・高、知事の思いも先ほど聞かせていただきましたけれども、鳴り物入りでつくる学校であります。その学校の校歌に別の学校の校歌を当てようとする、これはやっぱり重要な問題なんですよ。今まで報告していなかったと言われますけれども、そういう問題とはちょっと違うんじゃないかというふうに思います。やっぱり、議会に報告があって当然だというふうに思いますし、議会に報告すると何か指摘されて、問題が大きくなるから報告を避けたんじゃないかと、そういうふうにも思えてならないところであります。

この教育委員会が方針として出しております国際中学・高等学校の校歌について、先ほども申し上げましたけれども、高知西高等学校と高知国際中学・高等学校が同居する平成30年度から平成34年度までは、式典及び体育祭等の合同行事で中高同じ校歌を歌うことで一体感を育むため、高知西高等学校の校歌を高知国際中学・高等学校の校歌とするとなっていることとありますけれども、式典とか合同行事で中高が同じ校歌を歌うことで一体感を育むということと、高知西高等学校の校歌を高知国際中・高等学校の校歌とするということは全く別次元

の話であるというふうに思うんですよ。

合同行事の是非についてはまた後で触れたいというふうに思いますけれども、合同行事のときに一体感を育むため、例えばですよ、西高校の校歌を愛唱歌として歌うということはよいとしましょう。しかし、高知西高等学校の校歌を高知国際中学・高等学校の校歌とするということは、先ほども言いましたけれども、そもそも別の次元の話だというふうに思うんですよ。一体感を育むため、高知西高等学校の校歌を高知国際中学・高等学校の校歌とするという考え方が、ちょっと私にはなかなか理解できないですよ。

何度も言いますけれども、私は高知西高校の校歌がどうこうということを言っているんじゃないんです。新しい理念のもとで創立される学校に、その理念に基づいた新しい校歌がつけられ、新しく出発するということは、当たり前のことというふうに思うんですよ。新しい国際中学・高等学校は、新しい理念に基づいて出発する学校ではないんですかね。

ここで、高知国際中学校と西高の関係についてちょっと伺いたいと思いますけれども、高知国際中学校は高知西高校の附属中学校という位置づけなんですか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 高知国際中学校と高知西高校は、そういった関係ではなくて別の学校でございます。ただし、そもそも国際中学校というのは高知西高校と高知南中・高等学校が統合してできるということとございまして、西高校は国際中・高等学校のベースになる、そういう学校という関係だと思っております。そういう意味でいえば、いろんな形での連携ということとはあってしかるべきというふうに思います。

○22番（西森雅和君） そしたら、南高校はどうなるんですか。教育委員会で決まっている話だと、平成30年度から34年度までは西高の校歌を

使う。これ、高知南中学校の生徒も国際高校に入ってくるんですよ。3年後ですか、南中学校を卒業した生徒が国際高校に入ってくるそのときに、西高校の校歌を自分の校歌として歌うというのは、これはどう考えても、その生徒にとってはつらいものがあるのではないかというふうに思うところがあります。

一般的に、新しく創設される学校に、新しい学校の理念や建学精神に基づいた新しい校歌を新しくつくって、新しく出発するということは、先ほども言いましたけれども、当たり前のことというふうに思うわけでありませけれども、もう一回、一般的な話として教育長はどういうふうにお考えになるか、お伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 一般論で申しますと、新しい学校ができれば新しい校歌ができるというのは、それが普通のことだとは思いますが。

ただ、今回の国際中・高等学校の校歌に関しては、校歌決定について、統合ということもあってさまざまな御意見がございました。そういう中で、1つは校歌決定に対しての混乱を避けるということと、先ほど来お話がありましたように、西高校の生徒と国際中・高等学校の生徒が同居する間、いろんな合同行事などで歌う歌は同じものにするということが学校運営上望ましいという考え方のもとに、西高校の校歌を国際中・高等学校の校歌とさせていただいたと、そういう考え方でございます。

○22番（西森雅和君） 何度も言うようでありませけれども、いろんな合同行事で同じ歌を歌うか歌わないかというのは学校運営上の問題なんです。新設の学校に校歌をつくるかつくらないかというのは、全く次元の違う問題なんですよ。これは、やっぱり混同してはならんというふうに思います。

国際中・高等学校の校歌をつくり、持つことが、同居する西高校との一体感を損なう原因

になるとは考えられないんですね。もし損なうということであれば、学校の運営のあり方が問われることで、校長、教頭等の学校経営・運営能力の問題であるというふうに思いますね。

国際中・高等学校は、国際感覚を養い育てるという学校であるはずであります。例えば、西高校と国際中・高等学校、それぞれの学校にそれぞれの校歌があつて、先ほども言いましたけれども合同行事の是非は後でまた言うとして、合同行事のときにお互いが2つの校歌を歌ってもいいんじゃないかというふうに、私は思うんですよ。それを、高知西高等学校の校歌を、一体感を持たせるために、教育理念の違う新しい国際中・高等学校の校歌として歌わすということは、お互いの学校のあり方としてもよくないし、間違っているというふうに思うんですよ。もし、そんなことで生徒同士が対立するようなことがあれば、国際社会における本当の国際人には、私は、なれないというふうに思いますね。それをやっぱり教師が教えてあげないといけないし、それが本当の教育ではないかというふうに思います。

国際社会は、それぞれの国の文化を認め、あらゆる国籍の人を尊重し、多様性を認めないといけません。西高校の生徒が、僕たちには、私たちには、私たちの歴史と伝統のあるすばらしい校歌があると、君たちには君たちの教育理念に基づいた校歌があると、お互いにそれぞれの校歌を歌おうではないかといって歌う。また、国際中・高等学校の生徒たちが、僕たちには新しい教育理念に基づいた校歌があると、先輩たちには先輩たちの歴史と伝統のあるすばらしい校歌があります、それぞれの校歌を歌いましょうといって歌う。それが、多様性を認めるということであるというふうに思いますし、お互いを認めるということになるのではないのでしょうか。

国際中学・高等学校の単独行事もたくさんあると思います。中学は義務教育ですので、高校とは行事日程も違いがあります。単独行事のときには自校の校歌を歌うことは当然の行為であります。そのためにも、国際中・高の校歌はつくっておく必要があるというふうに思います。

国際中学・高等学校が自校の新しい校歌を持つことで、西高校の学校運営にどのような支障を来すと考えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長(田村壮児君) 御指摘についてはごもつともな部分もあろうかと思えます。ただ、先行して統合した他県の高等学校の例でお聞きすると、統合する学校が同居したときにそれぞれの校歌を歌うというような形をとった場合に、やはりその行事の中で相当な違和感があつたと、何となく生徒同士も余りいい雰囲気ではなかつたというふうに聞いておりますので、校歌については、同じ行事で、同じキャンパスの中で学ぶ生徒同士であれば同じ校歌を歌うということのほうが、生徒同士が融和をするというような意味合いでは望ましいんじゃないかというふうに考えております。

○22番(西森雅和君) だから、もうさっきから言わせていただいていますけれども、それは学校運営上の問題なんです。それと、新しい学校で校歌を持っているということは、もう別の次元の話なんです。何で持たないかというのは本当に不思議でならないわけでありまして。

県内で、同じ敷地内に別の学校が存在する事例というのがあります。田野町にあります県立中芸高校と県立山田養護学校田野分校でありますけれども、この同じ敷地内にある中芸高校と山田養護学校田野分校がどのような学校運営をしているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(田村壮児君) お話のありました中芸高校と山田養護学校田野分校では、一部文化祭

などで合同の行事を行うことがありますけれども、基本的には行事は別々ということになっております。その上で、学校運営上問題があるということではないというふうに聞いています。

○22番(西森雅和君) そうなんですよね、私も田野分校と、あと中芸高校のほうにも確認をしましたら、図書室なんかも一緒、食堂も一緒、入学式、卒業式は別、始業式も終業式も別でやっている、体育祭も別、文化祭だけは一緒にやっているというんです。そこで、何も支障を来しているという状況ではないんですね。そういうことを考えても、別々にさまざまな行事を行っても全然問題ないんじゃないかというふうに思うところであります。別々に学校運営を行っている、当たり前のことです。これが各学校の主体性であり、独自性であるというふうに思います。

高知国際中学・高等学校の学校としての主体性と独自性について教育長はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○教育長(田村壮児君) 先ほども申しましたように、国際中・高等学校は高知南中・高等学校と高知西高等学校が統合してできた学校でございます。そちらのよい伝統を引き継いでいく、そういった学校になるというふうに思っております。この国際中・高等学校は、今から新しい学校としての歴史が始まるわけでございますけれども、その統合両校の歴史の上に立って始まる学校であつて、ある意味、一緒に積み上げていく学校だろうというふうに考えております。その上で、国際中・高等学校としての教育目標、特に国際バカロレアによる教育プログラムを導入するなど、主体的かつ独立的な運営がなされるというふうに考えております。

ただ、統合前の学校と統合した学校が同居することですので、そこはできるだけ、連携できるところは連携していくという

ことのほうが望ましいのではないかというふうに考えております。

○22番（西森雅和君） ここからは、ちょっと合同行事の是非について言わせていただきたいと思っておりますけれども、そもそも高知国際中・高と西高校とは、全く別の独立した学校であります。先にスタートする先発の国際中学は義務教育であり、さまざまな式典は高知国際中学の生徒としての自覚と誇りを育む重要な場であります。もともと、義務教育と高校では行事日程は違わずでありますし、それを西高校の行事日程に合わせて、合同で開催する必然性が見つからないわけであります。その上で、一体感を育むということはどういうことなのか、理解がなかなかできないということをご指摘させていただきたいと思っております。

あと、教育委員会としてスケジュールを出していて、方針として述べられている中で、平成35年度中に、高知国際中学・高等学校の生徒のみになった時点で改めて在校生の意見を聞き、県教育委員会が決定するとなっているということは、平成35年度の入学式は校歌がない状態で行うのか。

先ほどの、高知西高校と高知国際中・高が同居する平成30年度から34年度までは、一体感を育むため、西高の校歌を国際中・高の校歌とするとなっているんですね。34年度が終わって35年度中に、言ってみれば校歌を教育委員会が決定するとなっているんですね。だけど、35年度中ということになると、35年度の入学式というのは4月が始まってすぐですよ。そのときは、そしたら校歌がない状態で入学式を迎えるのかどうか、教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 平成35年度の入学式につきましては、従前の校歌で入学式を迎えるということになります。そして35年度の卒業式の時点で、最終的に改めて決定した校歌で卒業し

ていくと、そういうような形をとらせていただきたいということでございます。

○22番（西森雅和君） 教育長、このスケジュールと違うことを言っていますよ。このスケジュールでは平成34年度までしか使えませんよ。35年度になったときに年度の中で検討するってなっているんですよ。35年度に入っても使うということは一切言っていないですよ、このスケジュールでは。先ほどの教育長の発言というのは、教育委員会が出している、先ほど言ったスケジュール方針の前提を崩す発言ですよ。教育委員会の方針が根底から覆された発言です。1週間ぐらいで入学式がある。それを、先ほど西高の校歌を使うという、どこにそんなことを書いているんです。そんな方針があるんですか、教育長。

私は、教育委員会が示している国際中学・高等学校の校歌の方針、決定したとしている方針、またそのスケジュール自体に問題があって、欠陥があるというふうに言わざるを得ません。さっきの教育長の考え方というのは、このスケジュールの方針と全く違うことを言われましたから。初めにも言いましたけれども、選考委員会で検討もせず決めた、決め方自体にも問題があるし、そのスケジュール自体にも問題がある。これは、決定しているとは認められないというふうに思いますよ。即刻、校歌に関しては白紙に戻して、新しい学校の子供たちのための議論をし直すべきであるというふうに思います。

大切な国際人材を育む国際中学・高等学校の校歌の決定の今後のスケジュール、改めて教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） その資料につきまして、誤解を与える表現になっているということについてはおわびを申し上げたいと思っておりますけれども、ただ、先ほど私が申し上げたことについては、当初からお話をさせていただいているというふうに考えています。そもそも、全学年がそ

ろった段階で在校生の意見を聞いて、改めて新しい校歌を決定するというございますので、入学した時点では従前の校歌が使われるということは、ある意味、前提になっているのかなというふうに考えております。

今後のスケジュールでございませけれども、当面の校歌については先ほど来申し上げているように、決定させていただいているということでございませけれども、平成35年度の、全ての学年がそろった段階での検討につきましては、在校生に、委員会なりを設けた上で改めて検討してもらって、主体的に判断してもらおうというふうに考えております。

○22番（西森雅和君） いや、だめですよ、教育長。だって、これに平成34年度までしか校歌にしないって書いていますから、35年度の入学式で歌ってはいけません、それは。

国際中学・高等学校においては、全てが新しい生徒たちのための学校でなければならないというふうに思います。このような校歌の取り扱いが、新設される国際中・高の設立、開校にふさわしい対処とは到底考えられません。国際中学・高等学校の開校に当たり、なぜ正常な対処が行われないのか、常識的な新しい学校の開設準備と学校運営を求めるものであります。新入生や保護者及び県民の皆様が納得のいく明確な理由、根拠を挙げ、説明責任を果たすべきであるというふうに考えます。校歌の決定に当たって、学校関係者とのあつれきを避けるためとの思いが少しでも入って考えられたスケジュールであれば、それは本末転倒で、入学する生徒の心情を無視した、教育的配慮の欠けた行為と言わざるを得ません。校歌を決めたというふうにしておりますけれども、即刻見直すべきであるということをおっしゃりたいと思います。

この項最後に、知事にお伺いをしたいと思います。国際中・高等学校の新しい校歌を作成す

るべきであると考えますが、設置者としての知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） こちらの資料に、平成35年度中に決定すると書いてある。ですから、さっき教育長が言ったことと、ここに書いてあることは矛盾していないと思います。

ただ、この校歌を決める権限というのは、これは教育委員会の専権事項でありますから、私の本来権限に属するところではありません。その上で、思いをということをお聞きしましたからお話をさせていただきたいというふうに思います。この国際中学校・高等学校と西高との統合に当たって、これは一つの校舎の中に、国際中学校の皆さん、高等学校の皆さんと西高の皆さんが同居していくことになるわけですね。その際に、さっき入学式とか卒業式とか全部別々にやってもいいんじゃないかというお話もされましたけれども、南中学校のときから培ってきた中高一貫の教育の理念をしっかりと引き継いでいこうという観点からいっても、できる限り早く中学生と高校生が一体となって一緒にいろいろ取り組んでいく、そういう中高一貫としての教育効果を発揮するようにするという、それも一つの考えではないかと思えます。

そういう観点からいえば、入学式も卒業式もできるだけ早く一体にやると、そういうことも考えられるんじゃないでしょうか。入学式、卒業式、一体としてやっているときに、それぞれ別々の校歌を歌うのがいいのか、一つの校歌を歌うのがいいのか、いろいろ考えはありますでしょうけれども、たまたまこの西高校の歌詞、議員もよく御存じの歌詞だと思いますけれども、こちら、「あけぼのの ひかりあらたに 道きはむ灯たれと」、例えばこういう形で、時代の先駆けたらんとするような精神も刻まれていることであって、これを国際中学校・高等学校の生徒が歌ったとしても、これは決してそういう建学の

精神に矛盾することではない、むしろそれに添う側面も大きいと。そういうことであれば、西高校の生徒がいる間については、この校歌をまずは歌っていこう。そうすることで、入学式、卒業式、一体でやって、かつその場で一体感を育んでいこうとする、そのことは一つ、考え方としてはあり得ることではないかと思えます。

これによって中高一貫教育校、中学校、高校としての教育効果をもたらそうとする、そういう方向には大いに資するという方向になるのではないのかなと、そのように考えているところでもあります。

○22番（西森雅和君）　さまざまな行事を合同で行っていく、そこで歌を歌っていく、これは先ほども言いましたけれども、学校運営上の話なんです。それとつくる、持っているという——その歌を歌う歌わないと、その学校の歌を持っている持っていないというのは、全く別次元だということなんです。

あと、先ほど平成35年度につくると、それはつくるんですよ、決定していくんです。これに書いているんです、そうなんです。ただ、35年度の入学式というのは間に合わないんじゃないですかということを行っているんです。35年度中につくるとなっていますからね。だから、35年4月に入って1週間もしないうちに迎える入学式——もっと極端なことを言えば、例えば甲子園に国際高校が出て、春の甲子園で3月勝ち進んで4月まで残ったと、4月2日に試合をやって勝ったと、だけど、これでいくと34年度までしかその校歌じゃないということなんです。だから、どうするんですかというところを教育長には聞かせていただいたところでもあります。

私は、高知国際中・高は高知一、また四国一の高校になってもらいたい、こういう思いを持っております。将来に後悔を残すようなことはし

ないでいただきたい、このことを再度お訴えさせていただきます。

次に、県道の安全性について、もう時間が少しなくなってまいりましたが、質問させていただきます。

県道の安全性について、ことしの7月14日午前5時55分ごろ、県道須崎仁ノ線において岩盤の崩落事故が発生しております。この県道須崎仁ノ線は、横浪方面及び土佐市の宇佐地域と、土佐市新居地域や高知市方面を結ぶ幹線道路であります。今回、崩落事故が発生した具体的な場所は、宇佐地域と新居地域のちょうど間で、土佐湾に面した宇佐しおかぜ公園の東、萩岬を通る地点であります。今回の岩盤の崩落事故は午前6時前という時間帯であり、幸い人身事故にはならなかった。しかし、もしこの岩盤の崩落があと1時間ずれていたら、通勤する車の交通量もふえる時間帯となり、また新居方面から土佐南中学や海洋高校へ通学する生徒たちの通学路となっていることから、車や人が巻き込まれる大惨事になっていた可能性があるわけがあります。

今回の崩落事故、当日の天候としては、雨も降っていない、強い風も吹いていないという、そういう状況の中で発生しております。もう質問の時間がなくなったので、恐らくいろいろ調査を土木部のほうもしてくださっているというふうに思いますけれども、この周辺というのは、実は平成15年4月にも落石事故が発生しております。それは今回の崩落現場の西、宇佐しおかぜ公園のちょうど山側で、崩落した岩石は堤防道路まで達していた。岩石の大きさは大きいもので1.2メートルあった。このときに、地元の方が周辺を歩いて調査する中で、岩にクラックが入っていると、このままじゃ危ない、また同じような事故が起きますよということを、県にも要望を出して、調査してくれということで対応

を要請していた。その中で今回の事故が起こっております。

やはり、そこを毎日通る子供たちや、また通行する方のことを考えると、早急にしっかりとした体制で対策をしてもらいたいというお声を聞いております。知事に最後お伺いをしたいと思えます。今後こういった対策がとられるのか。この地域というのは、来年「第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」も開催される現場に近いわけであります。地元の方は、このままだったらまた起きますよと言っていますので、どういう形で対応されるのか、知事に最後、お伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） まず、本当に地元の皆様、そしてこの道路を使っておられる皆様に御心配をおかけして、御迷惑をおかけして申しわけなく思っております。

まず、平成15年の落石箇所と今回の崩落箇所を含む、この付近の道路のり面全てにおいて、地質の専門技術者による現地踏査を行い、転石の安定度や岩盤の亀裂の状況などを詳細に確認するよう指示したところであります。

その調査結果を踏まえ、7月に発生した岩盤崩壊などが再度発生することがないように、しっかりと安全対策に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○22番（西森雅和君） あと危機管理の質問も準備しておったんですけれども、危機管理部長、大変に申しわけありません。また次の機会にさせていただきますたいというふうに思います。

以上で、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、西森雅和君の質問は終わりました。

ここで午後2時30分まで休憩いたします。

午後2時25分休憩



午後2時30分再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は20分です。

33番金岡佳時君。

○33番（金岡佳時君） 議長の指名をいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

私の持ち時間は20分しかありませんので、そのことも御考慮いただいて、中身の濃い、そして簡潔な答弁をお願いいたします。

中山間地域は、今想像以上の人口減のため、極めて深刻な状況にあります。それぞれの集落では、集落維持のための作業ができないなど、集落消滅が現実のものとなりつつあります。そうした中で、県は平成31年度の移住者1,000組の計画を立てられました。極めて困難な目標でありますけれども、中山間地域の現状を考えれば、どうしても達成しなければならない目標であります。

ことし3月、嶺北版生涯活躍のまち構想が立てられました。CCRC構想とは、事業体が、多様なサービスを行うことのできるコミュニティを形成し、退職者に住んでいただくアメリカ発祥の構想でありますけれども、日本の中山間地域ではその事業体が見当たりません。また、移住とCCRC構想を結びつけて考えるのは、なかなか理解が得られないのではないかと考えます。そこで、嶺北版生涯活躍のまち構想となるわけですが、私は、CCRC構想とは全く別物だと考えております。いわば、都会のアクティブアダルトと混住するAARC生涯活躍のまち構想であります。そして、これは今後極めて重要な移住政策になると、大きな期待を持つ

ております。

現在、若い方々が多く移住をしてきておりますが、多くの移住者は、地域おこし協力隊や集落支援員など、公的な補助によって生活しております。したがって、その補助期間が切れたとき、生活が成り立たなくなり、その地域を離れざるを得なくなっています。生活をしていくため十分な収入が得られる、常勤の職場が少ないことが原因であることは申すまでもございません。

一方、アクティブアダルトの退職者の場合は、フルタイムの就労を考えている方は少なく、パートタイムで働き、余った時間で、趣味等自分のやりたいことで余暇を過ごすというセカンドライフを考えている人が数多くおります。中山間地域の農家の方々も人手不足で困っておりますが、植えつけや収穫の一時期に人手が欲しいわけで、フルタイムではありません。ちょうど補完をし合えると考えられます。ほかにも、パートタイムであれば雇用の場は数多くありますので、仕事の確保の問題はなくなります。

また、都市部に暮らすシニア世代は、やはり利便性を求めています。現在、Uターンしてきた移住者の方々の話を聞いても同様で、コンパクトシティーの嶺北地域に魅力を感じると言っております。嶺北地域の町は、半径1,000メートル以内に役所やスーパーやコンビニエンスストア、医療機関や居酒屋、喫茶店など、移住者にとって必要な施設がまとまっている、いわばコンパクトシティーであります。このコンパクトシティーの磨き上げをすることが、アクティブアダルトの移住につながると考えます。磨き上げは、言いかえれば課題の解消であります。課題としては、まず交通に不安を持たれていることがあります。次に、中山間地域は平たん地が少ないので、住宅用地が多くありません。したがって、住宅用地の造成が必要であります。

これら課題の克服と、都市部のリタイア世代への積極的なPR活動が重要となってまいります。

そこで、まず嶺北地域でのAARC生涯活躍のまち構想の移住者誘致について、県としてどのように進められていくのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） この3月に策定されました嶺北版生涯活躍のまち構想は、嶺北の魅力と強みを生かすこと、あらゆる世代が交流できること、多様な活動・役割を提案することの3つを柱としておりまして、移住者の方々と地域で暮らす方々が、自己実現を図りながら互いに交流し、健康的で活躍できる魅力的なまちづくりを目指すものとなっております。狭義のCCRCの枠、概念を超えたものとなっております。

その実現に向けましては、今後土佐町を中心に検討会を立ち上げ、ハード・ソフトの両面から検討を行うと伺っておりまして、まずは、県もこの検討会に参加し、計画づくりをしっかりとサポートしてまいります。また、計画が形になってきた段階では、間もなく始動します移住促進・人材確保センターを中心に、さまざまな広報ツールを使って、活躍の舞台としての嶺北地域の可能性を積極的にPRし、移住者誘致につなげてまいります。

○33番（金岡佳時君） ありがとうございます。

また、交通の不安解消についてですが、デマンドバスの導入や、国の規制緩和により可能になった貨客混載等の住民の足の確保についてどのようなお考えをお持ちなのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） 住民の足となる移動手段の確保は、県としても重要な課題と認識しております。

現在、嶺北地域においては、例えば大豊町では町営バスや乗り合いタクシーが導入されてお

り、また本山町では新たな公共交通ネットワークの形成を目指して検討が進められているなど、それぞれの町村で、地域の実情に応じた移動手段の確保対策が進められております。

こうした取り組みに対し、これまでも支援を行ってきたところですが、国においても、地域の実情に応じたきめ細かな助成制度の拡充や規制緩和などがなされてきておりますので、それらも積極的に活用しながら、今後とも地域の移動手段の確保、充実に向けて、市町村と一緒に努力を重ねてまいります。

○33番（金岡佳時君） 積極的な支援、そして国の活用等の情報もお知らせいただきたいと思っております。

次に、交通不安の解消については、自転車道の整備、YouBikeやDATE BIKEのようなレンタル自転車の設置も有効であると考えます。

この構想を進めるとして、自転車道の整備などインフラ整備の支援がどのようにできるのか、土木部長にお伺いします。

○土木部長（福田敬大君） 嶺北版生涯活躍のまち構想につきましても、今後土佐町を中心に検討が進められるというふうに聞いております。その検討の中で、住居や交流施設などのハード面の計画が具体化していく中で、自転車道などのインフラ整備に対するニーズも出てくるというふうに考えております。それらのニーズにつきましては、高知県社会資本整備推進本部会議において、各関係部局間で情報共有しながら、構想の実現に向けて支援してまいりたいと考えております。

○33番（金岡佳時君） また、2段階移住というの也被言われています。2段階移住も結構でございますけれども、嶺北地域では、現在シニアで移住されている方のほとんどが2地域居住でございます。そのため、2地域居住から始めてもらうこと、そして町村への宅地造成に対する支

援を要望いたしておきたいと思っております。

次に、産地の維持・発展及び移住者の定着についてお伺いいたします。

現在、多くの若者が就農したいということで移住してきておりますが、うまくいっている移住者は数えるほどしかおりません。その原因は、地域おこし協力隊や集落支援員の就労期間中に十分な農業体験ができなかった、また新規就農の場合、全く準備ができていない、土地の確保ができない、収益のめどが立たない、果ては農業がわからないなどさまざまですが、いずれにしても、その地域の農家が受け入れをしなければ、就農し定着することはできません。また一方で、それぞれの地域の有力な農家の方々も、人手不足により規模の拡大もできない、後継者もないという状況になっております。このような状況の中で、今のところ相互の問題を解決するための施策が見当たりません。

そこで、のれん分け制度の充実を提案いたしたいと思います。具体的には、就農したい者が、規模拡大のできる農家、もしくは規模拡大をしようとしている農家や、逆に規模縮小をしようとしている農家に就農する。規模拡大を考えている農家では、新規就農者のこなすことのできる面積を勘案しながら、農地を借り受け拡大し、3年から5年をかけて、栽培から販売、事務作業などのノウハウを学び、その拡大分をそのまま譲り受ける。規模縮小を考えている農家では、同じくその規模を縮小しようとしている農地をそのまま維持してもらい、同様に3年から5年ほど就農し、その後同じくその農地を借り受けるというような制度であります。

そのために、当然、施設整備補助の充実や農家が受け入れやすくなる手厚い助成が必要となります。既存の助成制度は承知をしておりますけれども、一つ一つが単独では就農、定住に結びつきにくく、受け入れ農家にとっても負担が

大きく、受け入れにくいのではないのでしょうか。

確実に産地の維持をしていくために、ぜひとも考えていただきたいと思いますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 新規就農者の確保に向けた取り組みにおきましては、産地提案型の担い手確保対策では、地域の指導農業士が栽培技術などのノウハウを伝える研修受け入れ農家として活動しており、その研修にかかる月々の費用につきましては県が支援を行っているところでございます。

また、就農時には地域で利用可能な農地を確保できるよう、産地や地域が一体となって取り組んでおりまして、施設整備につきましても、昨年度から園芸用ハウス整備事業に研修のれん分け区分を設けまして、新規就農者が研修で利用したハウスで就農できるよう支援しております。

新規就農者の確保のためには、御提案のように、地域で研修受け入れ農家を確保し、支援していくことが重要であると考えております。このため、受け入れ体制の整備に必要な支援についての地域の声をしっかりと聞きながら、産地提案型の取り組みが、各地域の営農実態に応じまして、より効果的に機能するように取り組んでまいります。

○**33番（金岡佳時君）** ありがとうございます。

どんな制度も、使っていただかなければ何にもなりません。農家が使いやすい制度にすることが重要でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大川村の問題ですが、議会の維持ということで一定の結論が出され、今後は議員の兼業、兼職の禁止等について議論や検討がされていくものと思ひますが、いわゆる根本的な対策は、人口をふやしていくということにほかなりません。この人口増加のための具体的な提案を

県から示していかなければならないのではないのでしょうか。

大川村プロジェクトの内容は多岐にわたりますので、それぞれの部長にお尋ねする時間がございませぬ。総括していただき、知事に取り組み決意とあわせて御所見をお伺いいたします。

○**知事（尾崎正直君）** 大川村プロジェクトは極めて大事な対策だと思ひています。ぜひ、若者が大川村に定着し続けられるように、根治対策として、この大川村プロジェクトをしっかりと進めていきたいと思ひております。

これまででも、大川村の皆さんの大変な御尽力によって、20代などの若い世代の流入が見られるようになって、平成22年からの5年間とその前の5年間を比べますと、人口の減少率の改善幅というのは県内1位になっているところでございませぬ。必ず、大川村に若い人々が定着し続ける状況というのは、より拡大していくことだろう、そういうふうと思ひています。

ただ、そのためにも私どもとして、やはりこの大川村プロジェクトの取り組みを、3つの柱に沿ってしっかりと進めていくことが大事だろうと思ひています。

1つは、地産外商、産業振興の取り組みを進めようということで、大川村の皆さんの大変な御尽力によって、土佐はちきん地鶏をしっかりと育て、加工して、県外に売っていきこうという取り組みが進んできています。今、こちらについては鶏舎ができて、新しい食鳥処理施設もできたという状況であり、これから販路拡大に向けて、課題をクリアし、さらに伸ばしていこうという段階に入ってこようとしていると、そういうことかと考えています。

観光・交流の分野においては、白滝の里観光交流基本構想というのが本年3月に策定されたところでありますけれども、今後より具体的な取り組みにつながっていきますように、まさに

踏み出していこうとしているところかと思えます。そういう中、議員も御案内のように、嶺北地域一帯としての取り組みを進めようという構想も出ていますから、それとしっかりリンクしていくことが非常に大事だろうと、そのように考えるところであります。

そして、そうしていきながら、あわせて生活支援をしっかりとしていくということも大事と。そういう観点からは、昨年3月に集落活動センターが開所して、学校や保育園等への給配食サービスの機能を持って、また村民の皆様の暮らしを支える機能も持ってきているところであります。こういう取り組みをしっかりと進めていくということが大事かと、そのように思っています。

大川村プロジェクトは極めて大事だと思っておりますので、しっかり頑張りたいと思っております。

○33番（金岡佳時君） 知事の積極的な御答弁をいただきまして、大川村議会の皆様方も大変勇気づけられたことと思っております。ありがとうございました。

次に、今北朝鮮からのミサイルが発射されるたびに、Jアラートによる警報が鳴り、また台風の接近や集中豪雨のときも、防災行政無線や緊急速報メールなどにより災害情報伝達が行われております。しかしながら、伝達手段の中心は音による情報伝達で、聴覚障害者には気づきにくいものとなっております。

今後、南海トラフ地震が起こったときの津波の警報等、聴覚障害者への対応はどのようになっているのか、どのような対策を考えているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） まず、携帯電話の緊急速報メールですが、文字で津波警報等の情報をお知らせすることができることから、聴覚障害者の方に対しまして有効だと考えております。さらに、メールの着信を振動でお知らせすることもできるので気づきやすいと考えてお

りますし、また一部の市町村では、希望する聴覚障害者の方々の御自宅に、ライトを点滅させ、文字情報を送ることができる端末を整備し、避難勧告などの情報を伝達する、そうした取り組みが始まっておりますので、今後こうした取り組みが広がっていくよう、県としても支援してまいりたいと考えております。

○33番（金岡佳時君） ありがとうございます。

ぜひとも聴覚障害者の方への配慮もお願いしたいんですが、そうした中で、済みません、もう一点。超高速ブロードバンドが未整備の地域はこれから整備するというふうなことをお聞きしておりますが、それにあわせて、聴覚障害者の方々への対策もやっていくべきではないかと思っておりますが、危機管理部長、いかがでしょうか。

○危機管理部長（酒井浩一君） そういったいろいろな手段を使いまして、やっぱり目で見える情報、そういうのを整備していくことは必要だと思っております。

○33番（金岡佳時君） 配慮のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

去る7月5日から6日にかけて、九州北部豪雨が朝倉市や日田市を襲い、甚大な被害を及ぼしました。映像ではおびただしい数の流木が見受けられました。その流木の影響で被害が拡大したとも言われております。切り捨て間伐の林地残材ではという懸念をしておりましたけれども、そのほとんどが山腹崩壊による流木であるとのことでした。しかし、一部、谷筋の林地残材が流出したとも言われております。

谷筋での間伐と谷筋に残された残材について今後どのように考えていくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 本県におきましては、間伐を実施する森林組合等に対しまして、過去の豪雨の教訓などから、間伐木を谷筋に放置しないよう補助事業の実施基準や請負

工事の仕様書に明記しますとともに、事業担当者への説明会などにおきまして、注意喚起に努めておるところでございます。また、事業の進捗管理や完了検査におきまして、適切に実行されているかの現地確認を行い、不適切な事例を確認した場合には是正をさせております。今後につきましても、こういった指導を徹底していきたいと考えております。

○33番（金岡佳時君） ありがとうございます。なかなか難しいところであろうかと思えます。要するに、谷筋に残してどうやって上げていくのかというようなこともありますし、細かいところを言えば、かなり考えていかなければならない分野であろうかと思えます。今、かなり厳しい集中豪雨になっております。けさも、根曳の坂あたりはかなり降っておりました。そういうふうな状況が見受けられますので、そういうことにも配慮していただきたいと思えます。

一生懸命しゃべりました。20分で終わりましたが、1分ほど残しましたので、私の思いももう少し申し上げたいと思えます。

とにかく今、中山間地域では、人を残さなければならぬ、人をふやさなければならぬというのが急務でございます。どんな形をとりましても、ぜひとも人をふやしていくということを進めていただきたいというふうに思えます。CCRC、私はAARCと言いました。こういうリタイアされた方々もぜひとも入ってきていただく。実際にリタイアされてきて生活されておる方が、農業分野でも、それぞれの分野でリーダーになっているわけですね。60歳を超してから農業を始められた方がリーダーです。そういう意味では、いわゆるリタイアされた方というのは貴重な戦力でありますから、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩といたします。

午後2時50分休憩



午後3時10分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本孝幸君の持ち時間は55分です。

11番坂本孝幸君。

○11番（坂本孝幸君） 自民党の坂本孝幸でございます。一問一答の質問をさせていただきます。

午後の時間、大変皆さん疲れておりますけれども、私も元気を出して質問をさせていただきますので、知事以下執行部の皆さんも元気に御答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、第1問でございます。地方分権と地方創生の関係でお聞きしたいと思います。

ことし5月3日、地方自治法は施行70年の節目を迎えております。地方分権改革などで自治体の独立性といったものもある程度は高まってきましたけれども、政策の立案から官民協働で事業を進めるといった、地域の課題に対して地域が主体的に取り組んでいくという地方分権の理想の姿には、まだまだ行き届いていないんじゃないかというふうに、私自身考えるところでございます。

真の地方分権をなし遂げるためには、国から地方へ権限と財源のさらなる移譲が当然必要でございますけれども、地方分権の受け皿としての地域が育っているのかどうか、この点について知事はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 私も、議員御指摘のとおり、地域がそれぞれ主体的に取り組むということとなっていくことが極めて大事だと、そういうふうに思います。

産業振興計画のたてりでも、例えばどこかに大きい工業団地をつくって、そこに大きい工場1つ呼んできて、その力で全体を引っ張り上げてもらうとか、そういう構成はとっていません。地域地域で若者が誇りと志を持って働くことのできる高知県、地域地域で地産外商が進むようにと、そういうことを願って取り組みを進めてきているところでもあります。その地域地域というのが大事だと思っていまして、これまでの間、地域アクションプランが241件、さらに集落活動センターが41カ所、それぞれ地域地域で地産外商を目指した取り組み、生活を支える取り組みが進んでいます。福祉の面においても、29市町村のあったかふれあいセンター、サテライトも含めれば257カ所のネットワークができてつあるということでありまして、地域地域に一定の拠点というもの、一つ一つ独立の動きというのが出てこようとしているというところかと思いません。

しかしながら、まだまだ道半ばなのでありまして、5つの基本政策と3つの横断的な政策、この展開をさらにしっかりと進めていかなければならんと、そう思っています。

○11番（坂本孝幸君） 今、本県でも出生率の低下と働く人が県外へ流出していく、そういった問題に悩まされているわけでございますけれども、そこで地域を再生させて雇用の場をふやすことにより、県民が本県に定住しやすくする仕組みなど、Iターン、Uターン、いろんな政策を積極化させているところでございます。あわせて、子供を産み育てる仕組みもしっかりと整備することで、出生率向上にも寄与していきたいというふうに、現在高知県全体で頑張ってい

るところでございます。

そうした地方の取り組みを国が支援しようとするのが地方創生でありますけれども、この地方創生は3年になります。国からすれば、地方は地方創生への努力とか地域力の掘り下げ、こういったものがまだ不十分ではなかろうかと思わせるような発言も、ことし5月に来高した内閣官房参事官の言葉からも出てきているところでございます。

こうした中で、高知県では3期目に入った産業振興計画で相当の実績を生み出しております。今回は、産業振興計画の経済的な成果にとどまらず、この産業振興計画を通じて、県民の地域自立への思想と申しますか、そういったものが芽生えてきたんではなかろうかと私も感じているところですが、このような県民の意識の変化について知事はどのように捉えられているのか、お伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 私は、1期目のときから、例えば対話と実行座談会だとか、もしくは対話と実行行脚だとか、そういうことで地域をめぐらせていただいて、いろいろお話も伺ってきました。懇親会の場も通じて、いろいろと本音のお話も伺ったつもりであります。そういう中で昨年度1年間、非常にうれしいなと思いましたが、それまでの間いろんなところで聞いておった「うちの地域では何ちゃあない」とか、「うちの地域はどうせやったち無駄や」とか、そういうお話を、昨年度1年間回った限りにおいては、ついに1回も聞かなかった。そういう意味において、随分マインドは前向きになってきておられるのではないかと思います。

実際、いろいろデータを見ても、例えば地産外商公社の外商活動に参加をされる事業者の皆さん、平成22年度は34社でしたが、昨年度は198社です。例えば、食料品の輸出に取り組まれる企業も、平成22年度は15社でしたが、昨年度は

82社まで増加をしているところであります。そういう意味において、多くの皆さんが、外に商圏を求めて新たなチャレンジをされている。例えば地産外商の分野では、そういうことが見受けられるということではなかろうかと、そのように思うところでございます。

ぜひ、地域地域で地産外商が進む、そういう県となり得ますように、これからもさらに取り組みを進めたいと、そのように思っています。

○11番（坂本孝幸君） 産業振興計画で目指す将来像として掲げております、地産外商が進み、地域地域、この知事がいつも言う地域で終わらない地域の2乗ですね、これがポイントになると思うんですね。地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県、これを実現することが地方創生につながると思うんですが、これを実現するために、どのような点を一層強化すべきと考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この地産外商といったところ、当初はやはり外商の面というのが非常に大きな課題であったと思っております。外にいかん販路を求めていくのか、もっといいますと、外にこれから持っていけば売れていくであろうという確証が持てるようになるかどうか、そのところについて、一定進んできた側面があるだろうと思っています。

だからこそ、今後さらに地産の強化の部分というのを、これをしっかりやっていくことで、外商の成果を地産の強化につなげ、それがさらなる外商の拡大につながっていくという展開をもたらすように努力することが大事なだろうと、そのように思っています。この地産の強化という点では、人材面、技術面、戦略面、それぞれの対応をより強化しなければならないと思っています。

人材面という観点からは、高知県移住促進・人材確保センターが今度でき上がりますけれど

も、新しい体制のもとにおいて、オール高知の体制で、より移住者を確保し、担い手を確保し、さらには人手不足対策を強化する。そういう取り組みが必要でしょうし、やはり生産性も上げていかないといけないという中において、田舎だからこそ最先端の技術をどんどん導入していくような仕事というのをしていかなければならないでしょうし、そして人材面、技術面、そういう新たな対応をするからこそ、しっかり作戦を練っておく必要がある。

そういう意味において、事業戦略をしっかり策定していくということを県下に広めていくような、そういう仕事というのも大事だろうと、そのように考えておるところであります。この地産の強化を徹底する。これが、まさに今求められているところだろうと、そう考えています。

○11番（坂本孝幸君） 高知県の地方創生を進めるために、現在地方創生推進交付金というものを使っているわけですがけれども、ことし採用された事業を見ますと、32市町村、35事業、交付額は計5億7,000万円ということで、前年に比べるとほぼ倍増しております。しかしながら、地方交付税の全体額は7年前から減少しております。本年度は多くの県内市町村での当初予算額が、減少しているという傾向が見られます。

県内の市町村では、基金などを活用しながら財政を運営しているわけですがけれども、国のほうでは、この地方自治体の基金、財政に使っていく補助的な基金、これを蓄えているという議論もあるように聞くわけでございます。

県内市町村での基金の現状はどのようなものであるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 県内市町村の基金残高は、ここ10年間増加傾向にございまして、平成28年度末の残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金を合わせて1,748億円余りと、10年前に比べて2倍程度となっております。

この要因は2つあると思っております。1つ目は、かつて10年前は各市町村ごとに基金の額も少なく、また財政指標、健全化判断比率も非常に悪いという団体が多く見られたところ、各市町村が徹底した行財政改革を行って、安定した財政運営のために必要な基金の確保に向けて努力をされたこと。また2つ目としては、将来的に社会保障経費の増大、また公共施設の老朽化対策、南海トラフ地震対策などに大きな財政需要が見込まれているという、この2点によるものではないかと考えておりました、現在の基金の水準が過剰なものとは考えていないところでございます。

○11番（坂本孝幸君） やっぱり地方自治体の基金というのは、県にしる、県内の市町村にしる、その財政運営をしていく上で非常に大事なものでございますけれども、こうした地方自治体が基金、いわゆる貯金をためているという議論について高知県としてはどのような対応を今後していくのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 地方自治体は、国と異なりまして、赤字地方債を自由に発行できないという財政的な制約がございます。このため大規模災害などの不測の事態が生じた場合は、歳出の削減や基金の取り崩しなどで対応せざるを得ないということがございます。

そのような中で各地方自治体は、今後の人口減少に伴う税収減、社会保障費の増大、公共施設の老朽化対策、大規模災害への対応などの、先々の不確実な財政需要に備えるために、歳入・歳出改革をしながら基金の積み立てを行っているというふうに認識しております。

このような状況でございますので、地方の基金の残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではないと考えております。

本年7月の全国知事会議でも、国のこうした

議論に反対する意見が相次ぎまして、提言書の中に国への反対意見が盛り込まれたところでもあります。引き続き、全国知事会など地方6団体と連携をし、地方の総意として、国に対して反論を行っていきたいと考えております。

○11番（坂本孝幸君） そうした財政の中で、地方交付税というの減少傾向にあると、7年前から減少を続けているわけですが、今度消費税の引き上げが平成31年10月に、そういう議論もされているわけでございます。

もし、この消費税の引き上げということになった場合に、この引き上げによって本県の地方交付税にどのような影響が予想されるのか、総務部長にお聞きします。

○総務部長（梶元伸君） 消費税率の引き上げに伴います地方交付税への影響といたしましては、医療・介護、子ども・子育て支援など、その消費税率の引き上げに伴って、制度改正を伴う社会保障の充実が行われます。これによります歳出の増加と、消費税率の引き上げによります地方消費税の増収、歳入の増収との差額によって決まってくるということでございます。

本県における社会保障の充実に伴う歳出側の増加につきましては、現在の実績を踏まえて機械的に算出しますと、現在よりも27億円程度ふえるという試算になります。一方で、歳入のほうでございます。消費税率が8%から10%へ引き上げられることによりまして、機械的に算出しますと、本県の地方消費税収入は39億円程度ふえるという試算になります。差し引きしますと、本県では、地方交付税が約12億円減少するという試算になるのでございます。

一方で、現在国において、社会保障制度を全世代型に大きく切りかえようという議論があります。この中で、消費税増税による増収の一部を原資として、子育て支援や人づくり等の施策を拡充するということが議論されておまして、

この議論の結果によりましては、消費税の引き上げに伴います歳出の増、社会保障の充実分の額が大きく変わってくるということになります。試算の前提が大きく変わりますので、先ほどお答えした試算とは変わってくるかと思えます。

いずれにしても、地方の役割に見合った地方交付税に、地方税を加えました一般財源の総額が、地方団体ごとにしっかり確保されることが重要でございますので、今後も全国知事会を初めとする地方6団体と連携し、社会保障の充実に伴う増加分を含めました地方一般財源総額が確保されるように働きかけてまいりたいと考えております。

○11番（坂本孝幸君） どうもありがとうございます。

次に、人口減少と雇用の確保に関する質問をさせていただきます。

人口の自然減、社会減、これに悩む本県にとって、県内での雇用を確保することの重要性については、これまでの議論の中でも繰り返し行われてまいりました。安定した雇用の創出のため、高知県では、移住促進と人財誘致、あるいは地域商業の活性化、企業立地の促進、そういった多種多様な政策を推進しているところでございます。

雇用づくりのための企業立地推進上の展望について商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 現在本県では、ほぼ完全雇用の状態になっておりますので、立地企業に対するアフターケアにおきましても、必要とされる人材の確保というのが非常に大きな課題になっているという、そういう状況でございます。こういった事例からも、また統計上も、県内での雇用の総量というのは満たされているものというふうに考えておりますが、一方で県内を見渡してみますと、若者にとって魅力のある仕事はまだ十分ではないということ、

あるいは地域間で雇用に格差があるということも、また事実でありますので、企業立地の推進に当たりましては、この点を踏まえた対応が必要だというふうに考えているところでございます。

こうしたことから、現在企業立地の取り組みに当たりましては、まず1つに、地域地域に第1次産業から第3次産業まで多様な雇用をつくり出す地域産業クラスターを構成するさまざまな企業立地。それから2つ目に、本県経済を牽引する生産性の高いものづくりの集積につながるような企業立地。そして3つ目として、若者の希望が多いIT・コンテンツといったような分野の企業立地という、3つの柱から成ります新たな企業立地戦略というのを定めて、本県の強みを生かした企業立地に、県庁全体で取り組んでいるところでございます。

こうした戦略によりまして、県民のさまざまな希望に応じた多様な働き方を、地域地域で実現する雇用の場を創出して、若者の県外流出の抑制はもとより、県外からのUターン、あるいは移住、人財の誘致につなげてまいりたいと考えております。

○11番（坂本孝幸君） 雇用確保の上からは、やはり県内企業の収益をどのようにしてふやしていくのか、そういうことも大事で、企業の海外展開ということを支援することも強く求められているところでございます。このため高知県では、海外での見本市出展やセミナー、経済ミッションの開催、そういったものも行っておりますけれども、県内企業の海外展開を促進するために、貿易協会や産業振興センターにコーディネーターの配置もしているところでございます。

そこで、商工労働部長にお聞きしたいのですが、ものづくり分野での支援はどのように行われているのでしょうか。

○商工労働部長（中澤一眞君） ものづくり分野

での輸出支援につきましては、防災関連産業を中心に、先ほどお話のありましたような、主に台湾や東南アジアを対象として見本市への出展やセミナーなどを行っております。これらの取り組みを効果的に進めるために、平成27年度から2名の専門のコーディネーターを産業振興センターに配置してございまして、海外ビジネスの経験や知識を生かして、相手国の商習慣を踏まえた契約方法の助言でありますとか、商談への同行といったような支援を行っております。

こうした活動もありまして、機械分野での輸出額、これは平成28年、38億円ということで、前年比8.5%増というふうな結果も出ておりますが、こういったことにつながっているのではないかなと考えております。

○11番（坂本孝幸君） 食品分野での支援状況はいかがなものであるのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 食品分野の海外展開につきましては、国別、品目別に戦略を立てまして、国内外での商談会の開催や見本市への出展など、さまざまな取り組みを行っております。その中で、食品分野のコーディネーターは、輸出に取り組む企業の掘り起こしや個別相談への対応、コーディネーターの人脈を生かした商流のあっせんなど、きめ細かく対応をしております。

そうした取り組みの結果、平成28年の本県の食料品の輸出額は、平成21年の約14倍の7億2,000万円にまで伸びてきたところでございます。

○11番（坂本孝幸君） ありがとうございます。

次に、大きな質問の3番目でございますが、農業政策についてお聞きしたいと思っております。

本県では、生産力向上と高付加価値化による産地の強化というものを進めているところでございます。そのために、次世代型こうち新施設園芸システムの普及や水田農業の振興など、多

くの強化策を進めているところでありますが、それらの取り組みにおいて何が一番大事だと考えておられるのか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 本県農業では、家族経営体が主力でございまして、その体質強化を図ることが最も大事であるというふうと考えております。

そのため、施設園芸では、環境制御技術の普及や次世代型ハウスの整備を進めてまいりますこと所得の増加を図り、若者に魅力のある園芸農業へのステージアップを図ってまいりたいというふうと考えております。一方水稲では、品質向上を実現するため、山間部では、にこまる、平たん部では、県で開発をいたしました高育76号など、高温に強い優良品種への転換と、その特性に応じた栽培管理技術の向上を図ることが大事であるというふうと考えております。

○11番（坂本孝幸君） 生産力向上と高付加価値化による産地の強化のために、次世代型こうち新施設園芸システムの普及を目指している高知県でありますけれども、そのために必要な新規雇用就農者やパート従事者、そういった人の確保・育成はどのように進めておられるのか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 比較的規模の大きい次世代型ハウスの整備が進んでおることなどによりまして、そこで雇用された新規就農者は、平成28年度105名と年々増加傾向となっております。

雇用就農者の確保・育成につきましては、農業担い手育成センターにおきまして、増加傾向にある雇用就農者向けの研修内容を拡充いたしますとともに、農業大学の学生や農業担い手育成センターの研修生と先進農業法人などとのマッチングを進めておるところでございます。

他方、パート従業員などの確保につきまして

は、JA等と組織している労働力確保対策プロジェクトにおきまして、子育て世代やシルバー世代など、新たな労働力の掘り起こしに取り組んでおります。

次世代型こうち新施設園芸システムの普及には、そこで働く従事者の確保が重要でありますことから、引き続きこうした取り組みを進めてまいります。

○11番（坂本孝幸君） このシステムを県下的に普及させていくためには、農地をしっかりと確保することが大事になってくるわけでございますけれども、これを普及させるためのまとまった農地の確保というものは、どのように行われているのでしょうか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 次世代型ハウスの整備をいたします際、30アール程度以上の規模になりますと、地権者が多く合意が得られにくいことや、基盤整備の費用負担がかかる等、優良農地の確保が難しくなっております。

そのため、昨年度から農地中間管理機構を介しました賃借によりまして、簡易な基盤整備について、地権者の負担なしで実施できる仕組みをつくり、地権者の合意を得やすくしたところでございます。その結果、日高村では大規模な次世代型ハウス整備につながっております。今年度は、農業クラスター育成セミナー等におきまして、この仕組みの周知を徹底しているところでございます。現在南国市で、10ヘクタール程度の園芸団地用地の確保に取り組んでおります。

○11番（坂本孝幸君） この高知県の農業というのは、先ほど部長も言われましたけれども、家族農業が本当に多いわけでございます。担い手不足というのも、その家族経営体でも同様でございます。

このIターン、Uターンの確保といった産地

や地域での新規就農者の確保は家族経営体でどのように進められていくのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 新規就農者の確保対策の中心となるIターン就農者の確保につきましては、平成27年から、産地が受け入れ体制を整備した上で、必要とする人材を確保する産地提案型の担い手確保対策に取り組んでおります。現在、31の市町村で53の提案により、産地みずからが大都市圏の就農相談会などに出向き募集活動を行うなど、積極的な取り組みが実施されているところでございます。

また、Uターン就農者の確保につきましては、かねてから要望のあった親元での就農を喚起する研修事業を創設しまして、子弟を持つ農業者に対し、事業の活用を働きかけているところでございます。初年度は4人、今年度は現在のところ6人の事業活用があり、今後も増加することが見込まれております。

今後とも、U・Iターン者のさらなる確保に向けまして、こうした取り組みを進めますとともに、産地提案書の内容の充実とその魅力の向上、県内外での相談会活動の強化を図ってまいります。

○11番（坂本孝幸君） 地域に根差した農業クラスターの創出というのは本当に大事なことでございまして、これまでもたびたび議論もされてきたわけですが、まだ不十分な状態にあると思います。

地域に根差した関連産業の集積という点で、何が問題になっているのか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 現在、農業クラスターを含め19のクラスタープロジェクトが進行しております。その中で、核となる1次産業の生産拡大は順調に進んでおります。2次、3次産業につきましても、例えば仁淀川町での

カット野菜の加工場の整備や、四万十町における新たなトマトの加工品開発、また、いの町内の飲食店でのショウガスイーツの提供や、浦ノ内湾での釣りがかたと地元飲食店との連携など、具体的な動きが出てきております。

しかしながら、2次、3次産業の大きな動きにはつながっていないプロジェクトもございます。それらのプロジェクトでは、商品の開発、加工を担う事業者の確保や、地元の商工会や商店街との連携が課題であると考えております。

○11番（坂本孝幸君） こうした課題の解決に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） それぞれのプロジェクトにおきましては、2次、3次への展開を図るために、県の産業振興推進地域本部や出先機関、市町村、生産者、また民間事業者や商工会等の関係者で構成します、2次・3次産業ワーキンググループを順次設置しております。その中で、具体的な展開について検討を深めているところです。

あわせて、商品開発や観光などのアドバイザーの派遣や生産者、加工事業者、飲食店、観光事業者等との相互のマッチングをさらに進めることにより、関連産業の集積を図ってまいります。

○11番（坂本孝幸君） 農業者の所得を上げるためには、6次産業化というのは本当に不可欠なものでございまして、産業振興部長にお聞きしますが、県内の6次産業化の現状についてどのように認識されておられるのでしょうか。

○産業振興部長（笹岡貴文君） 本県の農林水産加工品の販売額は、県の独自調査によりますと、産業振興計画が始まった平成21年の約38億円から平成27年には約44億円と、6億円増加しております。一方事業者数では、新たに23事業者がふえたものの、主に高齢で零細な事業者がやめるなど、全体で127事業者から114事業者へと減

少傾向にございます。

課題としては、裾野の拡大であるというふうに認識しておるところでございます。

○11番（坂本孝幸君） この6次産業化をより加速するために何が必要と考えられるのか、産業振興部長。

○産業振興部長（笹岡貴文君） 6次産業化を加速するためのポイントは、先ほどお答えしたとおり、裾野の拡大だというふうに考えております。例えば、6次産業化に興味を持った農業者の方でも、どのような手順で取り組んでいくのかなどの不安を抱え、取り組みに至らないケースも多いことから、きっかけづくりを充実強化することが必要だというふうに考えております。

そのため昨年度から、6次産業化に取り組むまでの手順などを学ぶセミナーを充実させました。さらに今後は、地域産業クラスターや集落活動センターなどへも対象を広げますとともに、農工商連携なども推進することで、6次産業化をさらに加速化させたいというふうに考えております。

○11番（坂本孝幸君） 中山間地域での個々の農家の現状を見たときに、収入の増加ということと一定のまとまりを持った産地化が不足しているように思うんですが、これらを一層進めるためにどのようなことが大事だとお考えなのか、産業振興部長にお聞きします。

○産業振興部長（笹岡貴文君） 中山間地域では、急峻な農地が多く、厳しい条件の中、農家個々にばらばらの品目を少しずつつくっても、所得の増加や産地化にはつながりにくいという状況にございます。まずは、地域の特性に合ったシントウやユズなど柱となる基幹品目を振興し、産地化していくことが重要だというふうに考えております。

それと同時に、特色ある棚田米などのブランド化を進めます一方、それに加えて加工用ワサ

び、シキミ、サカキの栽培など、所得を補完できる品目を組み合わせていくことが大事だというふうに考えております。

○11番（坂本孝幸君） 生産をすれば流通というものが求められます。農産物の流通・販売を支援強化するためには、やはりブランド化であったり、規模に応じた販路開拓、販売体制の強化といったものが求められるところでございますが、特に規模に応じた販路開拓、販売体制をどのようにつくり上げようとするのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 農産物の流通・販売につきましては、産業振興計画で大中小の流通規模に応じた支援を位置づけております。

大規模・中規模流通では、市場を通じた販売を基幹流通としてブランド化を図りながら、ニーズが高まっている中食、外食等の業務需要に向けまして、卸売会社と連携した販路開拓と販売の拡大に取り組んでおるところでございます。小規模流通では、こだわりを持った小規模な生産者と県内外の飲食店等の実需者を直接つなげるための取り組みを強化しておりまして、11月に県内で展示商談会も予定しているところでございます。

さらに、実需者の多様なニーズやこだわりを持った農業者の思いに応えますため、園芸連の特販機能を強化しまして、宅配業者との連携やネットでの販売など、新たな取引にも取り組んでおるところでございます。

○11番（坂本孝幸君） 次世代型ハウスを利用して、多くの品目で増収を達成しているわけですが、増収を達成しても売る仕組みが変わらなければ、やがて限界に達するんじゃないかなというふうに思います。

販売にも限界があると思うんですが、この点どのように考えるのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 本県の園芸品は、環境保全型農業の取り組みや高い生産技術によりまして、安全・安心でおいしい高知野菜として評価されているところでございます。

今後、生産拡大が進んだ場合にも、本県の強みである園芸連を中心とした一元集出荷体制によりまして、本県産のシェアを高めることで、価格競争力がさらに高まるものというふうに考えております。あわせて、流通規模に応じた販路を開拓することや、多様なニーズに対応した販売を強化することが必要であるというふうに考えております。

○11番（坂本孝幸君） ありがとうございます。

農業関係の最後の質問になりますけれども、農業用燃料タンク対策ということについてお聞きしたいと思います。農業用燃料タンクは、平成24年時点で県内に9,313基、うち47%に当たる4,425基が津波被害地域にございます。これへの対策が平成25年度から平成27年度の間、削減135基、タンク整備225基行われましたが、まだ8,618基が残されております。

このタンク整備は、高知地域とか安芸地域では結構進んでいるようでございますけれども、県西部でのおくれが目立っております。今後のタンク対策をどのように行っていくのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 県内では、平成28年度までに436基の流出防止弁つきタンクが整備されました。幡多地区では、タンクの整備が四万十市、黒潮町の12基にとどまっておりますため、平成27年10月にはJ A、市町村、農業振興センター等で組織します幡多地区燃料タンク対策協議会が設立され、燃料タンク対策を推進しておるところでございます。

その結果、28年度には新たに宿毛市、土佐清水市、三原村でも取り組まれ、幡多地区で合わせて27基が導入され、今後も目標を持って進め

ていくというふうにお聞きしておるところでございます。

引き続き、市町村やJA等と連携しながら、県内各地で対策が進むよう取り組んでまいります。

○11番（坂本孝幸君） ありがとうございます。

それでは、大きな質問の4点目、高知新港の将来像ということで知事にお聞きしたいと思います。

高知新港というところは、やっぱり農産物だけじゃなくて、工業製品を含めて全体的な流通体制を整備する必要があります。この県産品の輸出体制を高知新港で整えるということが不可欠であるわけでございますけれども、高知新港のガントリークレーンにつきましては、知事に整備してもらおうようになりました。高知新港で、これまで以上の集荷と貨物の取り扱い、これを充実させるために、一層の港湾整備が必要だというふうに考えているところでございます。

高知新港の次の時代への思いということでお聞きしたいんですが、私は高知新港というのは、やはり中四国地方の中核として、あるいは外国からの貨物の積みおろしも十分にできる、国際的な港として十分に機能を果たせる港として整備する必要があるというふうに思っております。

高知県では、第2期高知新港振興プランを策定しているようでございますが、知事の考える高知新港の将来像についてお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 現在、この高知新港の第2期高知新港振興プランを策定しようとしているところであります。

この中で、やはり柱は3つだと思っております。1つはコンテナ航路、こちらをしっかりと誘致していく、さらには後背地もしっかりと整備していくことを通じて、ここを東南アジア方面の四国における輸出拠点にできないものかと、

これが一つの戦略の方向性だと、そのように考えているところです。今後、高速道路も高知インターから高知南までつながってくるなど利便性が高まっていく環境にあります。そういう状況を生かしたいと思っております。

2点目が、バルクでありますけれども、御案内のようにこの高知新港は、石灰石の取扱事業者の皆様方、いろいろと増産計画も持っていていただいているところであります。このバルクを取り扱う港としての機能というのをもう一段強化することができれば、地場産業全体の振興につながるのではないかと。

そして3点目が、やはり国際クルーズ船、この対応を引き続きしっかり行っていくということだと思っております。太平洋側における国際クルーズ拠点になれないものかということでありまして、今後ターミナルの整備なども進んでまいりますけれども、あわせてソフト面での、例えば誘致戦略などもしっかり他県に負けないように頑張ることで、引き続きクルーズ客船の誘致、こういうものに努めることができればなど。この3点が、大きな戦略方向だと思っております。

○11番（坂本孝幸君） ありがとうございます。

高知新港、ただいま知事が言われましたように中四国の輸出拠点、その他の機能を果たす港として、ぜひしっかりと整備していただきたいと思っております。

次に、大きな5点目、広域火葬体制ということについてお聞きしたいと思います。

L2地震で死者4万2,000人、第2期南海トラフ地震対策行動計画の取り組みを行っても、1万3,000人の被害の出ることが試算されております。県内の火葬場は、現在14カ所、機械は44基あるわけでございますけれども、1日の火葬能力は、173人というのが限度であります。単純計算すると75日かかってしまうわけでございます。

県内火葬場の機能の確保と広域火葬体制の整備が早急に必要と考えますが、それに向けた取り組みの現状について健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（山本治君） 広域での火葬を実施するためには、火葬場への依頼を初めとして、遺体の搬送等に関して適切な調整が必要となってくることから、県内市町村、火葬場、葬祭業者及び県警等による火葬場関係者等連絡協議会を設置し、連携に向けて取り組んでいます。また、広域火葬対応研修会を開催しているほか、県域を越えた連携も想定し、県内関係団体と四国4県をあわせた情報伝達訓練も実施しています。

一方、県内火葬場の機能確保については、平成27年度に設備整備の補助事業を創設し、今年度までに非常用自家発電設備5カ所、燃料予備タンク4カ所が整備されています。このほか補助対象事業ではありませんが、高知市斎場が平成30年度までに炉の更新を、高吾北広域町村事務組合も施設の耐震化を検討されています。

しかしながら、このような対策をとったとしても火葬の能力には限界があるため、最悪の場合には絶対的に不足し、対応できません。このため、あわせて仮埋葬についても検討しているところです。

○11番（坂本孝幸君） 今、市町村のほうでも、火葬能力が本当に低いわけでございます。この市町村の遺体対応マニュアル策定への支援の必要があると思うんですが、これはどのように行われているのでしょうか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（山本治君） 死者への尊厳と遺族への配慮を失することがないように対応することが求められています。

県では、平成27年度に地域モデル事業として、中土佐町での遺体対応マニュアルを策定し、こ

れを県下に広げるため、昨年度は各福祉保健所ごとに遺体対応検討会や市町村への説明会を実施しました。この結果、昨年度末までに9市町がマニュアルを策定し、一部の市町では実地訓練も実施したところです。

本年度は、1市を除く全ての未策定の市町村が策定に取り組まれていますので、未着手の1市も含め、早期の策定に向け、引き続き支援をしてまいります。

○11番（坂本孝幸君） ありがとうございます。

続きまして、大災害時の漁船の活用ということでお聞きしたいと思います。

大地震などの災害が発生したときに、被害者の支援や救助活動に当たる漁船の活用というのも非常に大事になると思うんです。水産振興部長にお聞きしたいんですが、大災害時に活用すべき漁船の管理、活用についてどのようにお考えでしょうか。

○水産振興部長（谷協明君） 沿岸で操業する漁船については、県内全ての漁協で策定いたしました地震・津波防災マニュアルに基づきまして、港へ戻るより水深50メートル以上の沖合への海域に逃げるほうが早いときは、直ちにその海域へ避難することを指導しております。このように、漁業者には、まずみずからの安全の確保に全力を尽くしていただくことが大切であり、その上で物資輸送や緊急事態での救助活動のサポートなどの人道的な支援に対し、漁船が活用できる場合は、協力していただく場面もあると考えております。

今、県では、大規模地震等が発生した場合において、海上における緊急輸送等を確保するため、関係団体との間に協定を締結しております。これらの協定は、県の災害対策本部の要請により、発災から一定期間の後、港湾の啓開作業が完了した段階で、物資輸送を行うことを想定しており、今後は関係機関と連携しながら、物資

拠点から各地域への輸送など、漁船活用の具体的な役割を明確にしていきたいと考えております。

○11番（坂本孝幸君） 大災害時に沖合で操業中の漁船への連絡方法はどのように行うのか、水産振興部長をお願いします。

○水産振興部長（谷脇明君） 地震・津波等の大災害時に、沖合で操業する漁業者に必要な情報を伝え、刻々と変化する状況について双方向で通信できる手段の確保は、漁業者の命を守るため大変重要だと考えております。このため昨年度、有識者、漁業関係者などで構成する検討会を開催いたしまして、漁業無線を活用した大災害時の通信システムの構築に向けた基本的な考え方について、御提言をいただいたところでございます。

今後は、この提言に基づきまして、平成32年度の運用開始を目標に、24時間双方向で対応できる漁協の広域的な通信システム整備への支援を検討してまいります。

○11番（坂本孝幸君） ありがとうございます。

次に、子供の安全確保ということでお聞きしたいと思います。

沿岸部、浸水域に位置する保育所や幼稚園といった海岸部の子供の安全確保のために、建物の耐震化とか高台移転、こういったものが安全確保のための第一歩となると思います。保育所の耐震化というのは89.1%と進んでおりますが、高台移転がおくれております。

保育所などが浸水域にあるところが、県内329園中119園あります。このうち、移転済みが11園、建築中が3園、候補地決定したところが5園、進捗ありというところが4園、高台移転を要請しているところが1園、そういうふうになっておりますが、現在の高台移転の進捗状況はどのようなものであるのか、教育長にお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 保育所などの高台移転

に関する補助金を創設いたしました平成25年度当初、津波浸水域にありました施設は122園で、そのうち安全に避難することが難しく、高台移転が必要と考えられたのは20園でございました。その後市町村からの申し出などにより7園を追加し、一方で安全な避難が確認できた3園を除きましたので、現在は24園を高台移転の対象と捉えております。

それらの進捗状況につきましては、議員からお話のありましたとおり、移転完了が11園、建設中が3園、移転候補地が決定し移転準備に取り組んでいる園が5園、関係者の間で移転に向けての協議が進んでいる園が4園となっており、1園を除いては移転完了または移転に向けての準備が進んでいる状況でございます。残る1園につきましては、移転に向けての取り組みを要請しているところでございます。

○11番（坂本孝幸君） 今後、高台移転を進めていくための課題としてどのようなものがあるのか、教育長にお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 保育所等の高台移転を進めていくための課題といたしましては、保育所がこれまでよりも地域から離れた場所に移転することに対する保護者や地元の方々の理解、それから移転する場所の選定と用地の確保、用地の取得及び造成、施設整備に要する財源の確保といったことがございます。こうした課題はあるものの、子供たちの安全を第一に考えていただき、必要な保育所等については、できるだけ早く高台への移転が進むよう、関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。

○11番（坂本孝幸君） ありがとうございます。

次に、大災害時の医療の安全確保ということについてお聞きします。

9月7日に、あき総合病院付近に落雷がありました。病院が停電となりましたが、このとき、病院運営に関する問題はありませんでした。

しょうか、公営企業局長にお聞きします。

○公営企業局長（井奥和男君） 9月7日の落雷による停電の際には、非常用発電機の稼働により大きなトラブルの発生には至りませんでした。検体検査室の血液検査機器2台が動作不良を起こしております。これは非常用発電機の発電容量に制限があるため、空調設備などについては、停電時の稼働範囲をオペ室や新生児部門などに限定していたことから、検査室の室温が上昇し、熱を持った機器にふぐあいが生じたものと思われま。

このため、両県立病院におきましては、非常用電源による空調対応が必要なセクションの再精査を行い、コスト面を含めた改善策を検討いたしますとともに、検査機器等の発電時における対策については、最新の知見を含め、医療機器メーカーに照会を行っているところでございます。

○11番（坂本孝幸君） 病院で患者さんの生命、身体を守るために、大地震などの災害時の対応を考えておく必要があると思います。大地震などで停電が発生した場合の透析患者への対応は十分なのか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（山本治君） 県内40の透析医療機関で治療中の透析患者は約2,400人います。県内を5つの地域に分けて、各ブロックで災害透析コーディネーターを委嘱し、個別の患者さんに対応できるよう高知県透析医会とともに取り組みを進めています。

停電対応としては、主要な透析医療機関には自家発電装置が設置されており、透析台数と連続運転時間からの計算では、患者数をカバーできるようになっていますが、48時間以上稼働が可能な設備を有する医療機関は14と、連続運転時間が十分でない医療機関も見られるため、県の補助金を活用し機能を強化していただくよう、本制度の周知等を図り、お願いをしています。

また、発電装置の稼働に必要な燃料の補給については、今年度策定している県全体での燃料対策計画の中で検討をしています。

○11番（坂本孝幸君） 人工透析治療には大量の上水が必要となるわけですが、県立病院ではどのように対応するのでしょうか、公営企業局長、お願いします。

○公営企業局長（井奥和男君） 現在、両県立病院では、大規模災害時をも想定し、地域の医療機関とも調整の上、緊急対応なども含めた透析患者の受け入れ計画を立て、発災後の7日間、透析治療を含めた災害時の医療活動に必要な上水が十分に確保されるだけの容量のタンクを整備いたしております。

なお、不足が見込まれる際には、井水と必要な浄化設備を別途整備しており、停電時には非常用発電機を稼働させることで、必要となる上水を補填することといたしております。

○11番（坂本孝幸君） 厚生労働省が定める災害拠点病院の指定要件、これでは通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機などを保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと、こういうことになっております。

災害時、電力復帰までにさらに時間を要した際には、患者の命が危険にさらされるということになるわけですが、県立病院ではどのように対応するのか、公営企業局長、お願いします。

○公営企業局長（井奥和男君） 県立病院では、国の災害拠点病院の指定要件に基づき、自家発電設備を整備の上、3日分程度の必要な燃料を確保しておりましたが、南海トラフ地震への備えといたしまして、発災後の7日間、災害拠点病院としての自律的な医療活動が可能となる、自家発電設備及び燃料タンクへの機能の拡充に必要な改修整備を昨年度完了いたしました。またあわせて、国が定める南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画によ

りますと、発災後4日目から、県からの要請に基づき、災害拠点病院などの優先供給施設への県外からの燃料供給も開始されることとされております。

県立病院といたしましては、電力復旧までの間、燃料確保の問題で災害拠点病院としての役割、機能の発揮に支障が生じることのないよう、業務継続計画の見直しなどを通じまして、災害時における運営体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

○11番（坂本孝幸君） ありがとうございます。

最後になりますが、高知ギルバーク発達神経精神医学センターの検証ということでお聞きしたいと思います。

高知ギルバーク発達神経精神医学センターでは、児童精神医学の世界的な権威でありますスウェーデン・ヨーテボリ大学のクリストファー・ギルバーク教授の指導で、県内の医師や専門職を対象とした研修会、学習会を定期的に行うなど、医師及び専門職の人材育成を行っております。また、教育との連携を図ることや研究成果を施策に生かすことで、高知県の発達障害児・者への支援体制構築に寄与することとしております。

平成24年に設置された同センターでは、昨年11月に2期目となる新協定を結んだところでありますが、この高知ギルバーク発達神経精神医学センターの運営の現状と課題について地域福祉部長にお聞きします。

○地域福祉部長（門田純一君） ギルバークセンターでは、県外を含め医師や専門職29名に研究員として参画いただき、研究活動や専門人材の育成に取り組んでいます。今月には、ギルバーク教授に来高いただき、直接御指導いただくこととしております。研究活動の一つでございます疫学調査では、地域における発達障害を有する子供の有病率や、ギルバーク教授が提唱いた

しますESSENCEと呼ばれる発達障害の早期兆候を捉えるための質問票の効果検証などを進めており、早期発見の取り組みでは一定の成果が得られてきているものと考えております。

課題といたしましては、発達障害児・者の支援に不可欠な医師を初めとする専門人材の確保、発達障害児・者とその家族が、身近な地域において早期に支援を受けることのできる体制づくりのための人材育成が挙げられます。

○11番（坂本孝幸君） 発達障害の問題は、県下の小学校でも顕著にあらわれるようになっておりますし、社会問題化もしているところでございます。ここのセンターでの研究成果が一日も早く県下の、また全国的にも活用できることを期待しております。

また、患者さんも、ヤングチルドレン、幼児のときだけでなく生涯にわたって支援できるような仕組み、これもぜひ検討していただくことをお願いいたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、坂本孝幸君の質問は終わりました。

ここで午後4時10分まで休憩といたします。

午後4時5分休憩



午後4時10分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

大野辰哉君の持ち時間は40分です。

26番大野辰哉君。

○26番（大野辰哉君） 本日のラストバッターを務めさせていただきます県民の会の代表の大野辰哉です。議長にお許しをいただきましたので、質問

をさせていただきたいと思います。

衆議院が解散となり選挙モードに突入する中、地域課題が中心の質問で申しわけありませんが、県民生活のあすへの希望につながる質問になればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

会派県民の会では、この7月に、仁淀川流域の吾川郡仁淀川町、高岡郡越知町、佐川町、日高村の高吾北地域4町村にお伺いさせていただき、少子高齢化が進む中山間地域において頑張られている地域住民や行政、団体などの取り組みや活動を視察、調査させていただきました。

仁淀川町では、官民挙げて林地の集約化に取り組み、若手林業者や研修生の受け入れなどにより、結果を出し始めている同町の林業振興の取り組みなどについて、大石仁淀川町長みずから御説明を賜り、勉強させていただきました。

佐川町においては、NPO法人佐川くろがねの会のボランティアガイドにより、さかわ観光協会、青山文庫など、歴史や町並みを生かした観光振興の取り組みを視察させていただき、開設されたばかりの集落活動センターくろいわにおいては、地域住民との懇談、意見交換もさせていただきました。

越知町では、横倉山自然の森博物館において、移住して農業や民泊を営む若者や、狩猟など鳥獣対策にも積極的な活動をされている女性の地域おこし協力隊員など、越知町を中心に頑張られている若者の皆さんと懇談、意見交換をさせていただき、若者目線でさまざまな御意見をお伺いさせていただくことができました。また、役場企画課の御協力もいただき、整備が進む観光拠点キャンプ場の現場視察や、農産品の加工・販売で成果を上げている会社の社長さんからの話を聞かせていただくこともできました。

日高村では、役場産業環境課に御協力をいただき、オムライス街道などで成果を上げている

トマト産地化の取り組みを中心に、トマト団地や村の駅ひだかななどの現場も視察させていただきました。

高吾北仁淀川流域では、どの町村においても、官民を挙げて地域特性を生かしたさまざまな地域振興策の取り組みが進められており、地域住民や自治体の頑張りはもちろんですが、地域地域においてさまざまな県のサポートが見受けられ、産業振興計画による地産外商や「志国高知幕末維新博」など観光振興策の効果による地域経済の活性化が進んでいることを実感できました。

そうした仁淀川流域における産業振興計画地域アクションプランなどの取り組みについて、尾崎知事の目にはどのように映っておられるか、御所見をお伺いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） この仁淀川地域においては、例えば、次世代型ハウスの普及、CLTパネル用のラミナ工場の整備といった農林水産業の取り組みが行われたり、また観光面では、仁淀ブルー観光協議会が設立されて仁淀川を観光に生かしていこうという取り組みが進んだり、さらには地域の加工品づくりなどの地域アクションプランの取り組みも30を超えるアクションプランの展開が図られ、そして5つの地域産業クラスターの取り組みも行われているというところであります。

この仁淀川の恵みを生かしてさまざまに活発な取り組みが展開されておると、そのように考えておるところでありまして、本当に地元の皆様方に、大変県も御指導いただいております。

そういう中で、この仁淀川流域の地域アクションプランだけで見ても、8年間で253人の雇用が生まれているという状況であり、素晴らしい成果を上げておられるものと、そのように考えております。

ただ、県としましては、これだけのとてつもないポテンシャルを持っておられる地域でありますから、より一層の地産外商が進んで、観光振興が進み、そして先ほど来の御議論にもありますように、若者がより地域地域で住み続けられる状況になりますように、より一層の努力をしなければならんと考えています。

そういう点におきまして、今後大変楽しみなプロジェクトが、この仁淀川流域では展開されていくこととなります。いわゆる新たなアウトドア拠点でありますとか、さらには農産物の大規模な加工施設の整備とか、こういうことも進められているところでありまして、もう一段の飛躍に向けた展望が開けると、そのように考えております。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。

その高吾北地域において、この夏すばらしいニュースがありました。鹿児島県で開催された全国中学校男子ソフトボール大会において、佐川町の尾川中学校、黒岩中学校の合同チームが、同じ高吾北地域の仁淀川町の池川中学校、仁淀中学校の合同チームと、県勢同士による決勝戦を行い、両チーム互角の大接戦の末、尾川中・黒岩中合同チームが勝利をおさめ、見事全国の頂点に輝きました。

決勝を戦った4中学は、ともに切磋琢磨してきた同じ仁淀川流域の山間にある小規模校で、一緒に練習することさえもが困難な中、さまざまなハンディキャップを乗り越え、全国の1位、2位という、すばらしい成績を残されました。このことは過疎・高齢化が進む地域の方々に夢と希望を与えるもので、監督さんを初め学校関係者、送迎や食事など献身的なサポートをされた親御さん、地域の皆様、そして何よりも、さまざまなハンディがある中で厳しい練習に耐え、最高の結果を出された生徒・選手の皆さんに、心からお喜びと感謝を申し上げたいと思います。

中学校のソフトボールの結果もそうですが、仁淀川流域には真面目にこつこつ地道に努力をされて、全国に負けないすばらしい物をつくり上げる潜在的な力があるように思います。手すき和紙や神楽などの伝統文化、お茶、梨、ショウガ、トマトなどおいしくてこだわりのある食材、そして何より仁淀ブルーという言葉、カラーがブームにもなった清流仁淀川は、美しい景観と水質から日本一の川となっています。ちなみに、私の出身地名野川の中津溪谷は、その美しさから四国のみずべ八十八カ所にも選定されています。

人物の面でも、財界のナポレオンとも呼ばれた金子直吉や、日本植物界の父、牧野富太郎先生といった歴史的な偉人を多く輩出されているだけでなく、先般のゴルフ日本ツアーで優勝された片岡大育選手や、声優界のカリスマと言われる小野大輔さんら、今現在においてもさまざまな舞台で活躍されている流域出身者やルーツを持つ方々も多くおられます。

知事からの提案説明の中で、ポスト幕末維新博の取り組みとして、本県の強みである自然と各種のアクティビティを生かした観光振興を進めていくことも一案ではないかとの提案もありました。また、地域の特性を生かした博覧会の開催にも言及されておられました。

水質日本一の奇跡の清流仁淀川を有し、地域の連携やきずなも強く、観光拠点キャンプ場、釣りやカヌー、ラフティングなど自然体験型のスポーツも豊富であり、こだわりの食材、さらに伝統や歴史資源もあると、まさに仁淀川流域は、人と自然、食、歴史、スポーツが一体となった本県最強のフィールドだと言えます。

ポスト幕末維新博の観光振興の取り組みの一つとして、仁淀川流域、仁淀川をテーマとした博覧会の開催の検討について知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 仁淀川流域については、先ほどとも重複いたしますけれども、大変美しい自然と、さらにはさまざまな形での食の資源、そして自然の資源、歴史の資源、それぞれがあるわけであります。そういう中において、例えばアウトドア拠点がこれから整備されようとするなど、自然面、スポーツ面、アクティビティの面において、さらに伸びていこうとされている、そういう状況だろうと考えているところで

す。
ポスト維新博、この検討をさらに深めていかなければなりませんけれども、仮にこの自然とかスポーツとかアクティビティとか、こういうものを伸ばしていく方向で展開していくということになりますれば、この仁淀川地域というのは大変魅力的な、中心的なエリアの一つとなるということは間違いのないことだろうと、そのように思います。

地域博覧会を展開していこうとされる中において、ぜひ、その県全体の取り組みと整合性がとれる、そういう形になっていくことができればよいのだろうなと思っているところであります。

いずれにしても、ポスト維新博の議論はこれから深めていかなければならないところでありますので、地元の皆様方とも、またさまざまに意見交換もさせていただければと、そのように考えております。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。仁淀川流域は、昔からアピールが下手で、遠慮がちなところもございます。仁淀川を生かした博覧会の開催を夢見、期待もしたいと思いますけれども、そうしたイベントも含め、産業や観光など仁淀川流域の振興に、今後とも県の強力な御支援をいただきますように、よろしく願いしたいと思います。

高吾北地域住民の皆様とお話をさせていただ

く中では、地域内のさまざまなインフラ整備のおくれを指摘される声も聞かれました。

県都高知市と高吾北地域を結ぶ国道33号は、通勤、通学、通院、流通など、高吾北地域住民の重要な基幹道路として、まさに命の道とも言える大動脈となっていますが、慢性的な交通渋滞や雨量による通行規制などの課題があることは御承知のとおりでございます。特に近年、集中豪雨が多く発生するようになり、あわせて雨量による通行規制の回数も多くなり、日常生活への影響が深刻となっています。

国道33号の雨量による通行規制の早期解消への取り組みについて土木部長にお伺いしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 国道33号の越知町横倉から県境までの区間につきましては、大雨などの異常気象時に全面通行止めとなります事前通行規制区間に指定をされております。国土交通省では、この規制区間の短縮に向け、越知道路の橋梁工事や、平成30年度に供用が予定されております橋防災のトンネル工事など、着実に整備を進めていただいているところでございます。

国道33号については、沿線住民の皆様にとって、日常生活や産業振興を支える唯一の幹線道路であることから、引き続き整備促進を国に働きかけてまいります。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。

国道33号と194号を結ぶ仁淀川沿いを走る県道伊野仁淀線は、現在整備が進む観光キャンプ場拠点へのアクセス道ともなる重要路線ですが、ところどころで道幅が狭く、観光バスの乗り入れや車両のすれ違いが困難な箇所も多あることから、今後多くの観光客の訪れが予想される中、地域住民から不安の声が聞かれています。

観光拠点キャンプ場整備にあわせ、早期に改良が望まれる県道伊野仁淀線の整備について土

木部長にお伺いしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 県道伊野仁淀線の国道33号から国道194号に至る区間は、幹線道路としての役割に加えまして、仁淀川流域の観光振興を支える役割も担う重要な路線と認識をしており、これまでも道路改良を進めてきました。

また、先月開催いたしました高知県社会資本整備推進本部会議におきまして、越知町が整備を進めておられますキャンプ場へのアクセス向上に対するニーズが報告され、関係部局間で共有をしたところでございます。

ここの未整備区間については、急峻な地形もあり、拡幅が難しい区間もあるため、道路構造につきまして慎重な検討を行い、ニーズも踏まえ、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。国道33号については、さきの台風18号時にも通行が規制され、多くの住民生活や流通に影響があったことも申し添えさせていただきたいと思っております。県道伊野仁淀線の早期改良ともあわせて、今後の整備のスピードアップをお願いしたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

佐川町黒岩地域の住民の皆さんとの懇談では、佐川町から越知町の仁淀川本流へ流れ込む柳瀬川が大雨によりたびたび氾濫し、地域の一部が水没したり道路が寸断されるなど、地域住民の生活への影響や農作物の甚大な被害の発生など、深刻な状況があることをお伺いしました。

同地域は、梨やショウガなど本県を代表する優良農作物の生産地でもあり、近年農業を営む若者もふえてきています。柳瀬川の改修による安心な生活の実現は、長く住民の悲願ともなっており、越知、佐川両町の地域住民で組織する仁淀川中流域水害対策推進住民会議において、県や地元自治体らに対する要望などの活動を行ってきております。

そうした活動を受け、地元自治体の佐川町や越知町も県への要望などを重ねてこられ、佐川町議会では、さきの9月議会において、柳瀬川に関する早期改修の要望意見書も可決されています。

そうした取り組みが行われているにもかかわらず、柳瀬川の河川改修は、残念ながら、大きく前に進んでいる状況にはないように思われます。

柳瀬川の河川改修工事の現状と今後の進捗について土木部長にお伺いしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 柳瀬川は昭和53年度に、越知町柴尾地区の仁淀川合流地点から佐川町庄田地区までの約6キロメートルの整備に着手しております。上流の庄田地区において、約1.4キロメートルの護岸整備などを完了いたしました。それより下流の区間においては、地元において事業への理解が得られず、平成17年度に事業を休止した経緯がございます。

しかしながら、浸水被害の発生や地域住民会議、佐川町、越知町からの熱心な御要望をいただきまして、平成26年度から事業に再度着手したところでございます。これまでに、当初予算に加え補正予算も活用しながら、測量設計を初め地質や用地などの各種調査を進めており、平成31年度に下流の柴尾地区から用地買収に着手したいと考えております。

事業を円滑に進めるためには、これまでの経緯を考慮いたしますと、地元の皆様方の事業への理解をいただくということが重要であり、佐川町、越知町の協力も必要不可欠でございます。さらに、河川の拡幅工事により大量の残土の発生が見込まれることから、その処分場の確保も必要となります。引き続き両町と協力・連携し、事業を推進してまいります。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。黒岩地域では、さきの台風18号においても、学

校など地域の一部や道路、農地が冠水するなどして、住民は不安な一夜を過ごしたとのことであります。完成時期を明記していただくなど、できる限り地域住民の皆さんに安心していただけるような対応をお願いしておきたいと思いません。

インフラ整備に関しては、ほかにも越知町の若者との懇談において、山間地域で生活していくために、インターネット環境の整備を早期にお願いしたいと切実な訴えもお伺いしました。山間地域では、インターネットがつながっても、速度の遅さなど現在の情報量に追いついていない状況もあり、超高速ブロードバンドなど情報基盤の早期整備は、移住促進、定住対策としても大変重要なインフラ整備だと思います。先日の土居議員、横山議員、そして本日の金岡議員の質問と重複する部分もありますので回答は求めませんが、特に中山間地域の光ファイバーの未整備市町村などに対する早期の支援をお願いしておきたいと思いません。

高吾北地域では、どの町村においても大変御多用の中、視察、調査に丁寧な対応、御協力をいただきました。この場をおかりしまして、皆様に心からお礼を申し上げさせていただきたいと思いません。

次に、障害児・者福祉について質問させていただきます。

2014年に国連の障害者権利条約を批准し、障害者差別解消法ができ、さらに児童福祉法の改正などにより、いわゆる医療的ケアが必要な子供に対する支援が明文化されています。

また、昨年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、これまでの障害者福祉計画の策定に加えて、新たに自治体において、障害児福祉計画の策定が義務化されています。障害児福祉計画の策定に当たっては、地域にどれだけの障害児が暮らして、その家庭、

家族にどんなニーズがあるのか、自治体、行政がそれらをしっかり把握して必要な施策を行う必要があると思いません。

本県における重症心身障害児の人数、御家族に対するニーズ調査などによる実態把握の状況について地域福祉部長にお伺いしたいと思いません。

○地域福祉部長（門田純一君） 障害者手帳を所持しています、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している、いわゆる重症心身障害児は9月末時点で110人となっています。

昨年度、重度の障害がある方の状態や御本人を取り巻く状況を記載いたしましたアセスメントシートを、保護者の同意のもとに市町村を通じて提出いただき、医療的ケアや介護の状況、利用している福祉サービス、将来のニーズなどを把握したところでございます。この調査からも、子供が小さい時期には、医療的ケアを受けながら在宅での生活を維持していきたいというニーズが高く、子供が成長するに従って、このことは保護者の高齢化でもございますけれども、先々の不安などから、施設入所へのニーズが高まってくるということなどがわかっています。

今年度は、重症心身障害児には該当しないものの、医療的ケアが必要な子供に調査の範囲を広げ、実態の把握に努めていくこととしております。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。

子供は日々成長していきます。赤ちゃんのときにはできていた身体介護が、体が大きくなるにつれて、お母さんなど介護者一人ではできなくなってくることもあります。また、障害の特性だけでなく、就学や施設入所時など成長に応じた、時々のライフステージに応じた個別的支援も求められます。

行政にとっては大変難しい判断を必要とする場合も多々あるかと思いませんけれども、障害児

福祉計画の策定に当たっては、机上でなく、ニーズがどういったところにあるのか、家族や親御さんなどからしっかりと聞き取っていただくなど、現場に寄り添った障害児福祉計画の策定が大切と考えます。地域福祉部長に御所見をお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（門田純一君） 県では、本年6月から8月にかけて、全ての特別支援学校の在校生及び通所を含めました障害福祉サービスの利用者とその御家族へのアンケート調査を実施いたしまして、生活の状況やサービスの利用状況、必要とする支援などをお聞きしました。このアンケート結果は市町村に提供しており、障害児福祉計画の策定の検討に活用いただいております。

加えて、団体により方法は違いますが、戸別訪問での聞き取りや、地域の実情に詳しい保健師からの情報収集などでより詳細な状況の把握に努めながら、各市町村において計画の策定が進んでいるところでございます。

県といたしましても、障害のある方のライフステージに沿った切れ目のない支援ができるよう、市町村と連携して、現場の実態を踏まえた計画を策定していきたいと考えております。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

先月、高知市内に新たに重症児デイサービスが開設されました。施設を開設されたのは3人の子供を育てるお母さんで、末娘さんに重複障害があり、日々の子育てや介護などさまざまな経験、困難な生活を通じて、障害を持つ子供たちの居場所、24時間育児や介護をされている親御さんの休息や憩いの場、集う場の必要性を強く感じ、そうした思いから、みずからNPO法人を立ち上げ、多くの方からの温かい支援も受けながら重度障害児を受け入れるデイサービス施設を開所され、現在子育てと施設の運営に奮

闘されています。

厚生労働省は、2020年度末までに重症心身障害児を支援する事業所を、各市町村に少なくとも1カ所以上設置、確保することを基本目標としているとのことでもあります。

本県における重症児デイサービスは、現在8施設ということですが、本県の重症心身障害児支援事業所の現状と課題、今後の整備について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（門田純一君） 県内の在宅の重症心身障害児を主たる対象といたします通所支援につきましては、就学後の子供を対象とした放課後等デイサービスが、先ほど議員おっしゃったように8カ所、そのうち6カ所は、就学前の子供を対象とする児童発達支援事業も実施をしているところでは

事業所が県中央部に集まり、地域によってはサービスを利用できないという実態もあり、サービス量の全体をふやすことを含め、例えば一般の児童発達支援事業所などに看護師などを配置して医療的ケアを可能とするなど、重症心身障害児の支援ができる事業所の拡大が必要だと考えております。

事業所の拡大には、専門人材の確保が必要でございますので、既に実施いたしております訪問看護職員の養成のほか、児童発達支援事業所などの職員を対象にいたしました医療的ケアが必要な子供の支援に関する研修などに取り組んでまいります。

また、基本的には報酬を含めた国の制度によるところが大きゅうございますので、国に対して、来年度からの報酬改定に向けて、医療的ケア児なども含め重症心身障害児が必要とするサービスの量を確保するための適正な報酬改定を行い、サービス参入を促進するよう、中四国9県で提案をしているところでございます。

加えて、事業所への技術支援を行う訪問看護

職員の派遣への支援など、県として何ができるかも検討いたしまして、少しでも保護者の皆さんが安心できる支援体制づくりに努めてまいります。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。全国的にも、障害児を育て介護する親御さんが、みずから施設を立ち上げるケースがふえています。裏を返せば、それだけ施設が足りていない、行政の支援が行き届いていない、親御さんが追い詰められている証拠だと言えるかもしれません。そうした親御さんの取り組みを単に美談で終わらせることなく、行政もしっかりとした対応、セーフティーネットをつくっていくことが求められていると思います。特に、施設のない中山間地域における施設の整備並びに運営支援の取り組みをお願いしておきたいと思います。

次に、手話言語条例についてお伺いします。手話言語条例は、聴覚に障害を持たれている方が暮らしやすい社会となる環境を目指す取り組みとして、2013年に、都道府県では初めて鳥取県が手話言語条例を制定され、本県においても2016年に、初めて高知市が手話言語条例を制定しております。

佐川町においても、さきの9月議会において、県内で2番目に手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例が全会一致で制定されました。佐川町においては、聴覚に障害のある方を初め多くの方々の長きにわたる努力により、条例が制定されたもので、関係各位の御尽力に、改めて敬意を表するものであります。

高知県議会においても、平成26年2月定例会の予算委員会において、当時の田村輝雄県議が手話言語条例について質問され、当時の地域福祉部長より、聴覚障害者にとって手話が必要不可欠なものであるとの認識を、県民の誰もがひとしく、しっかりと共有することが重要である

との答弁がなされ、その後、平成28年には、手話言語法の制定を求める意見書が県議会において全会一致で可決されるなど、手話に対する理解や関心は高まってきていると理解しています。

本県における手話言語条例の制定の取り組みについて地域福祉部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（門田純一君） 障害者基本法では、意思の疎通や情報の取得、利用の手段について、選択の機会の確保、拡大を図ることが求められていることなどからも、手話だけでなく要約筆記や点字などの意思疎通手段にも、配慮する必要があると考えております。

県といたしましては、障害者差別解消法の運用状況や国の動向を注視しながら、手話を含めた障害のある方の意思疎通支援の充実について、条例の制定の必要性も含めて検討してまいります。この検討とは別に、現在策定をしております第5期障害福祉計画へ、聴覚に障害のある方への情報支援充実のための事業を盛り込んだ上で、その取り組みをしっかりと進めてまいります。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。条例の制定について、今後、研究、検討をお願いしておきたいと思います。

次に、車椅子利用者でも乗降を容易とする低床バスについてお伺いしたいと思います。低床バスは、バリアフリーを目的として、1997年に東京や大阪などの都市部で運行が始まり、2000年施行の交通バリアフリー法を経て、2006年施行の、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法により整備目標が示され、高知県においても、高知県ひとにやさしいまちづくり条例などにより、低床バスの導入が進んでいると理解しております。

本県における低床バスの導入状況と導入支援

について中山間振興・交通部長にお伺いしたい
と思います。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） 本県に
おける低床バスの導入状況は、国土交通省の調
査によりますと、平成27年度末で85台、率にし
て23.5%となっており、前年度と比較して、台
数で3台、率にして0.8ポイント増加してありま
す。

低床バスの導入に対する支援策としましては、
国庫補助路線を走行する車両の場合は、国と県
が2分の1ずつを補助する制度があり、その他
の路線のみを走行する車両の場合は、市町村と
県が2分の1ずつを補助する制度がございます。

これらの補助制度を活用した平成28年度の導
入実績は、国庫補助路線で2社、6台、その他
の路線で1社、1台の実績となっております。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。

低床バスの導入は、一定進んでいるとのこと
でありますけれども、利用者やバス事業者など
からバスの停留所に段差や植え込みなどの障害
物があって、車椅子などでの乗降がしづらい状
況があるとの声が聞かれます。

利用者や事業者に対する調査をしていただい
た上で、道路管理者に情報提供していただくな
ど、できる範囲で利用者目線に立った対応も必
要と考えますが、車椅子でも利用しやすいバス
停留所のバリアフリー化について中山間振興・
交通部長にお伺いしたいと思います。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） バスの
停留所は、バス事業者が道路管理者の許可を得
て、車道上または歩道上に設置しておりますこ
とから、バス停留所周辺の段差や障害物などを
取り除く場合には、バス事業者ではなく、道路
管理者による対応が必要となっております。

お話のありましたように、利用者目線に立っ
た対応は重要ですので、バス事業者を通じて、
バス停周辺のバリアフリーに関する改善の要望

をお聞きし、要望があれば、速やかに道路管理
者に情報を提供してまいりたいと考えておりま
す。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。
停留所のバリアフリー化は、決して立派な停留
所をつくっていただきたいというような話では
なくて、車椅子でのバス乗車の邪魔になるよう
な段差など、障害物を取り除くだけでも十分利
用しやすくなると思います。現場に寄り添った
調査、支援をどうかよろしくお伺いしたいと思
います。

最後に、教育に関する質問をさせていただき
たいと思います。

本定例会においては、子供たちのインターネッ
トの適切な利用について、利用状況の把握、時
間や場所の制限、フィルタリング機能の利活用
など、保護者や学校など関係機関の役割などの
努力規定を設けた県青少年保護育成条例の一部
改正議案が提案されています。

昨年2月議会においても、ネットいじめの課
題について取り上げさせていただきましたが、
インターネットやスマートフォンの急速な普及
により、青少年、子供たちを取り巻く環境は劇
的な変化を見せています。

親の知らない間、目に見えない部分で、個別
のやりとりや、一度に多くの人たちとコミュニ
ケーションがとれる状況、子供たちのそうした
情報環境が当たり前となっております。また、イ
ンターネットの普及や利用率にあわせ、いわゆ
るネットいじめも増加している状況となってい
ます。

インターネットやスマートフォンの利用は、
子供たちの年齢や生活環境の違いなどの状況に
応じて柔軟に対応しなければならない難しさも、
私自身、子育てやP T A活動の中でも感じてい
るところです。

県青少年保護育成条例の一部改正に伴って、

学校、保護者などの行う具体的な対応について、どのようなものを考えておられるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（田村壮児君） 今回の青少年保護育成条例改正案では、お話にありましたように、保護者の責務として、子供のインターネットの利用制限や、利用時間や場所の制限、利用状況の把握などが明記をされております。また、学校や子供たちの育成に携わる関係者は、子供たちがインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めることも、新たに盛り込まれておきまして、県教育委員会といたしましても、関係機関や民間団体等としっかり連携して、条例の周知や保護者への啓発、学校の取り組み強化を図っていきたくと考えております。

具体的には、ネットいじめなど、児童生徒がインターネットの利用の危険性を理解し、改善に向けて主体的に考える「高知家」児童会・生徒会サミットを10月に開催するとともに、このサミットをきっかけにネット問題への取り組みを県民運動に広げていくこと。そのほかにも、高知工科大学と県警との共同で教材の開発を行っていただき、学校での情報モラル教育に活用すること。また、PTA研修や啓発パンフレットを通してインターネットの利用について、保護者が子供に適切にアドバイスできたり、家庭でのルールづくりが進むように働きかけていくこと。こういったことに取り組もうとしております。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。

スマートフォンやインターネットを余りにも規制し過ぎて、子供たちのみずから考える力が弱くなったり、対処や危機管理ができなくなっても困りますが、そうした意味からも、バランス感覚を持った対応が求められていると思います。

現在、小学校や地域単位のPTAなどにおいて、利用時間の制限など独自の取り決めをされているところもあると聞いておりますが、対応や取り組みには温度差が見られる状況もあるかと思っております。

子供たちのインターネットの適切な利用について、県教委として、対応指針のようなものをお示しするおつもりはないか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（田村壮児君） ことしの全国学力・学習状況調査におきまして、携帯、スマートフォンの利用時間が、一定以上長い児童生徒ほど正答率が低いという結果となっているなど、ネットの適切な利用は学力に関しても重要だと考えておりますし、ネットの過度な利用による健康面への悪影響なども心配をされます。

こういったことから、お話にありましたような県全体として、対応指針を示すことも考えられますけれども、先行して利用時間の制限などを示した他県の例では、個々の利用実態に違いがある中で、一律に制限することに反発があったと聞いております。また、外からの押しつけでは実効性が高まらないのではといった面もあるのではないかと考えております。

このため、ネットの適正利用については、利用する子供や保護者の自立的な取り組みを促すことを中心に進めていきたくと考えておきまして、先ほどもお話をしました児童会・生徒会サミットやPTAの研修が、そのきっかけとなるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○26番（大野辰哉君） ありがとうございます。

子供たちのインターネットやスマートフォンの利用については、現場としては、ぜひ指針のようなものを提言していただけると大変ありがたいと感じる部分もありますので、御検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

かなり時間も早いですけれども、知事初め執

平成29年10月2日

行部の皆様の丁寧かつ前向きな答弁、本当にありがとうございました。

以上で、私からの質問の一切を終わります。
きょうは時間も遅くなりましたので、早目に終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、大野辰哉君の質問は終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時46分散会

平成29年10月3日（火曜日） 開議第6日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

29番 高橋徹君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 職務代理者 小柳誠二君
 警察本部長 小植田茂君
 代表監査委員 川村雅計君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 6 号)

平成29年10月3日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案
- 第 8 号 高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 県有財産(無線機)の取得に関する議案
- 第 11 号 国道195号防災・安全交付金(大桁橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号道路災害関連(小島トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 県道の路線の認定に関する議案
- 第 16 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 17 号 平成28年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 18 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算

- 報第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成28年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第22号 平成28年度高知県病院事業会計決算
- 第2 一般質問（一問一答形式による）
- 第3 決算特別委員会設置の件
- 第4 議発第3号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第18号「平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成28年度高知県病院事業会計決算」まで、以上40件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

米田稔君の持ち時間は35分です。

36番米田稔君。

○36番（米田稔君） おはようございます。日本共産党の米田稔でございます。通告に従い順次質問に入らせていただきます。

まず、民泊問題、民泊新法の住宅宿泊事業法について健康政策部長にお伺いいたします。

厚生労働省が昨年10月から12月に、民泊に関する全国調査を行いました。調査件数約1万5,000件、うち所在を特定できずが7,998件で52.9%。特定できたもののうち、営業許可を受けているのは2,505件、16.5%、残り4,624件、30.6%が無許可営業でした。8割を超えて、無許可または所在さえわからない。大都市圏では、営業許可はわずか1.8%という驚くべき実態です。

高知県内の調査結果について健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（山本治君） 厚生労働省が行った同調査によりますと、民泊を実施している可能性がある施設は、高知市を含む県内で48施設あり、うち13施設は場所が特定できませんでした。残りの35施設のうち27施設は旅館業法の許可を取得済み、その他8施設は現在県と高知市において許可を取得するよう指導中です。

○36番（米田稔君） この違法民泊で、深夜の騒音、ごみ出しルール・マナー違反、マンションのオートロック機能が意味をなさないなど、各地でトラブルが発生をしています。知らない間に隣近所が民泊になり、町内会が成り立たなくなる、住民がそこに住めなくなる事態も起こっています。また、東京での民泊を悪用した覚醒剤密輸事件など、違法物件が犯罪の温床となる事件が続いています。

県内でのトラブルや苦情、相談などの事例はありませんか、伺います。

○健康政策部長（山本治君） 平成27年度以降、県内5福祉保健所、高知市保健所に寄せられた、民泊に関する住民とのトラブルによる苦情相談としては2件ありました。1件は幡多地域でマンションの所有者が宿泊者を受け入れていた事例で、もう一件は高知市内で見知らぬ外国人がマンション内をうろついていたという事例です。前者は幡多福祉保健所が、現在旅館業法を初めとする関係法令の許可を取得するよう指導中です。後者は高知市保健所が現地確認を行いましたが、実態把握はできなかつたと聞いています。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

今回の民泊新法、住宅宿泊事業法は、これら違法民泊を法律上認め、追認するものと言わざるを得ません。旅館業法の許可は必要なく、事業者は届け出、家主不在型民泊の管理業者も宿泊契約等の仲介業者も登録のみで、宿泊業等を営むことができます。その上、管理者の常駐体制や対面による確認も必要でないなど、徹底し

た規制緩和になっています。監視と取り締まりの強化とともに、法の趣旨を踏まえた厳しい自治体条例制定が重要だと考えています。

国は、この間の審議を踏まえて、政省令で一定規制が必要だという認識を強めています。世界の流れも、都心部への民泊の進出は抑制的です。木造密集地域や住居専用地域への民泊は認めない、マンションについても管理組合のオーケーがない限り認めない、年間180日の営業日数制限など、県民、関係者の意見を反映した条例を制定すべきと思いますが、御見解を伺います。

○健康政策部長（山本治君） 住宅宿泊事業法では、条例による住宅宿泊事業の実施の制限として、騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、区域を定めて期間を制限することができると規定されており、制限できる場合は一定限定的になると考えられますが、現時点では、このうち合理的に必要と認められる限度の具体的な解釈がはっきりしていません。

条例制定をどうするかについては、今後順次規定される政省令や11月中に示される予定のガイドラインの内容を確認した上で、市町村などの意見も十分聞きながら、その可否も含め検討していきたいと考えています。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。慎重に検討していただきたいんです。

ことしの6月8日、参議院国土交通委員会が9項目の附帯決議を採択したのは御存じだと思います。この中には、家主不在型の民泊への指導の問題、また違法民泊への取り締まり指導などを行う自治体の人員体制の整備への財源措置等がうたわれています。そして、自治体の条例にかかわっては、第5項で、生活環境の維持・保全や地域の観光産業の育成、促進の必要性など、これもうたって、それぞれの地域の実情な

どに応じた制度運用が可能となるよう、政府は十分な配慮を行うことというふうにしています。

これを見たときに、やっぱり附帯決議の遵守と条例を制定する権限の尊重を国に求めるべきだというふうに私は思うんですが、その点はどうですか。

○健康政策部長（山本治君） 規制の部分については当然法に明記されています。法の中の解釈について、例えば地域の用途とかもありますんで、例えば1種住専について、全て規制区域にできないかというような議論も行われているということも承知をしております。ただ、それについては、国の説明会でまだ文書とかが全然出ていけませんので明確にはなっていないんですが、あくまでもこの法律自体が生活環境の悪化を防止するため、そのおそれがあるときにという大前提というのが法令の中に入っています。ですんで、法令に基づく中でどこまでできるかという議論とどうしてもなります。法そのものが違うんじゃないかということになれば法改正の話ですんで、例えば県の立場としては、法律の中でどこまでできるかについて明らかになったときに、必要であれば提言なりいろんなことを国に対してお話をするという、そういうことになるかと思えます。

○36番（米田稔君） 基本的にはそうだと思うんですが、新法第18条の条例制定のことだというふうに思うんですが、同時にわざわざ国会が全会一致で附帯決議を上げているわけですから、そういうことも勘案した上での条例制定にすべきだというふうに私は思うんです。

それと、条例制定権の地方自治の自主権の問題もあわせてありますから、そこら辺は、地域あるいは観光産業の育成、そういう立場も十分踏まえた上で、国に対して言うべきことは言っ

てもらいたいというふうに思うんですが、再度。

○健康政策部長（山本治君） 当然、観光の振興面というのも重要な視点であるというふうに思っております。ですんで、その辺も、法の中でどういうことがあるのかということも確認した上で、必要なお話はしていきたいというふうに思っております。

○36番（米田稔君） 新法で、まだ政省令もできていない、国はばたばたして、来年6月からの施行に向けてやっているわけですけど、そういう地域の実情について、十分意見も反映しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

現に去年の宿泊施設の稼働率なんですが、観光庁によると、全国で59%なんですよ。高いところでも、大阪が83%、東京が78%です。高知県は47%、こういう実情も踏まえた、それにふさわしい条例をぜひ制定していただきたいというふうに思います。

それで、もう一つ条例のことなんですけれど、今、つくるかどうかも含めてみたいな話だったと思うんですが、条例制定をすべきだというふうに思いますし、旅館業法の施行条例というのは高知県も高知市もつくっているわけですから、それにかかわって必要だと思うんです。

その条例制定に当たって、県民関係者の意見聴取も附帯決議で出されていますので、意見聴取することを含めて、条例制定に向けての今後のスケジュールをお聞かせ願いたいです。

○健康政策部長（山本治君） 済いません。具体的な何月というところまでのスケジュールは、まだ正直できておりません。国のガイドラインが出る、それから内容がわからなければ関係者の皆さんの御意見を聞くにしても、それが前提じゃないとできませんので。ただ、施行までに余り時間もありませんし、ガイドラインが明らかになりましたら、関係者の皆さんの御意見も

十分聞いてやっていきたいというふうに考えております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

国会で日本共産党の穀田議員が、全国旅館ホテル生活衛生同業組合の関係者が、たとえ1日であっても、お客の命と財産を預かるのが宿泊サービス、コストがかかっても消防法や建築基準法、衛生の規制や環境整備等の旅館業法を守って営業していると語っていることを紹介しました。そして、宿泊サービスは、観光客、旅館・ホテル、近隣住民の3者の安心・安全が守られて初めて成り立つ、安心・安全を保障する旅館業法の厳しい基準が守られなければならないというふうに国会で指摘しました。それに答えて当時の塩崎厚生労働大臣は、民泊新法に旅館業法の基本哲学を実現していくというふうに答えておられます。

住んでよし、訪れてよしを理念とする観光立国推進基本法には、将来にわたる豊かな国民生活の実現という目的を定めています。インバウンド、2020年4,000万人、2030年6,000万人という目標の数字の偏重、そのための民泊容認・拡大によって、理念や目的を損ねてはならないと思います。

民泊への規制を強化し、推進基本法に基づく観光の持続的発展こそ求められていると思います。国への提言を含めて、知事の見解を伺います。

○知事（尾崎正直君） いわゆる民泊新法は、多様な宿泊ニーズに対応できるという意味において、一定観光振興にも資するものであり、またインバウンドの振興にも資するものである。そしてまた、特に高知なんかでは、中山間地域の観光振興などにおける活用ということが期待されるものだと考えているところでありますけれども、やはり留意しなければならないところはさまざまにあるんだろうと、そのように思いま

す。

言われました観光産業全体の振興という視点も大事だろうと思いますし、また宿泊においていただいた皆様方について、衛生面、安全面、さらには周辺住民の方々の暮らしをいかに守るかとかいうことも含めて対応していくことが大事だろうと、そのように考えております。

今後、どう対応していくかということについては、先ほど来お答えしておりますように、政省令だとか、ガイドラインだとか、そういうものができ上がっていく中で、この法の運用がどうなっていくかということが明確化されてきますので、それに応じて、例えば必要な対応、政策提言なり考えていきたいと、そういうふうに考えているところです。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。観光とは、中国の古典から引いたもので、他国を訪れて、その国力や国民の資質のすぐれたところ、国の光と言うんだそうですが、これを見れば、むやみに戦争しないで平和と安定に寄与することと、ある本に書かれています。そして、結局市民、住民の生活を守り、よりよい観光地をつくるということが観光の原点だというふうに思いますので、そのことも指摘して、新法に基づく行政、また条例制定に取り組んでいただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、高知龍馬マラソンに車椅子参加が認められるよう願って、文化生活スポーツ部長に伺います。

Aさんは、交通事故に遭って障害者となり、車椅子生活を送っています。そして、障害者であっても、また障害があるなしに関係なく、誰もがスポーツに親しみ、スポーツをする権利があるとの思いを強くし、この間大阪や沖縄のマラソン、またハワイのホノルルマラソンなどに生活用車椅子で参加をしてきました。また、地

元の室戸貫歩も完走しています。

お会いしたときAさんは、車椅子で走って目立ったり有名になりたいからなどではありません、障害者も車椅子でみんなと一緒に走れる、頑張ったらやれることを見てほしい、家で引きこもっている人に見てほしい、そして自分一人でなく、他の障害者の人にも続いてもらいたい、一緒にやりたいからですと話をしていました。また、ほかにも国内外の車椅子マラソンに参加する障害者がいますと言っていました。

Aさんは、高知龍馬マラソンが始まったときからエントリーを続けていますが、参加できていません。昨年、障害者やボランティア、県民が集めた「車いすランナーA君も一緒に走ろう！高知龍馬マラソン」との嘆願書が、約500人の署名を添えて提出されました。その嘆願書では、希望と力を与えてくれるA君のチャレンジに私たちは応援、参加を望みます、車椅子ランナーA君とともに走る自由と平等の高知龍馬マラソン2017が実現することを私たちは願っています、再考していただきますようお願い申し上げますと訴えています。

しかし、この嘆願は現在届いていません。なぜ、これまで車椅子参加が認められてこなかったのか、その理由とこれまでの対応について文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） これまで、高知龍馬マラソンで車椅子の参加を認めてきていない理由として、一般ランナーとの接触の危険性を初め、コース上にある電車の軌道や急勾配の浦戸大橋の走行について安全面に大きな課題があること、また車椅子の参加者と一般ランナーとの接触を避けるためには時間差によるスタートが多くので大会で採用されておりますが、その場合交通規制の延長につながり、県民生活に与える影響がより大きくなること、そのほかにも障害者用トイレの設置やリタイア時

の収容搬送への対応、参加者の介助のための新たなボランティアの確保など、運営面での課題もあります。

今回、嘆願をいただきました事案は生活用の車椅子を使つてのフルマラソンへの参加についてでありましたが、車椅子の参加については、以上のような課題がありますので、これまでのマラソンの実行委員会においても対応策について検討を行ってきているところでございます。

○36番（米田稔君） 非常に申しわけないけれど、聞きよったら何かできん理由を挙げてくれているような気がするんですね。ほんで、障害者のスポーツ参加の機会を拡充するという前向きな姿勢で問題を解決しようという意欲も、残念ながら見受けることができません。残念です。

他県やホノルルでも、条件をつけながら工夫をして健常者と一緒に走るようにしています。高知県では実際に、車椅子の方や障害者スポーツに携わる方、ボランティアの方などと現地を体験した上で、参加できない理由や解決策について検討されたんですか。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 車椅子の方や障害者スポーツ関係者の方々と一緒に現地の視察を行ってはいませんが、このたびの相談を受けて、御本人から直接お話をお聞きしておりますし、県立障害者スポーツセンターとも協議を行ってきております。また、車椅子での参加を認めている県外のマラソン大会事務局や全国各地のマラソン大会を運営している専門業者などにも聞き取りを行ってきております。その結果、車椅子で参加できるマラソンには、レース仕様の車椅子による競技大会と、生活用車椅子を使つてタイムを競わず楽しみながら走るファンランなどの大会が開催をされておりました。いずれの大会も安全面から、スタート時間をずらしたり、車椅子専用レーンを設けるなど、一般ランナーとの接触の危険がないような

配慮がなされておりました。

先ほどお答えしました課題やこうした事例を踏まえて、どういう形が考えられるか、さらに検討を深めてまいります。

○36番（米田稔君） 引き続き検討をしてきているわけですが、何らかの工夫なり、解決すべきことははっきりしているわけですから、いわゆる高知県政のスピード感を持って解決して応えていくということが非常に大事ですが、その姿勢を残念ながら見受けることができないんです。

今、高知県スポーツ振興県民会議を立ち上げて、県民参加で新たなスポーツ推進計画を検討されています。さんSUN高知9月号にも紹介されていますが、障害者スポーツの充実では、競技力の向上とスポーツ参加機会の拡充とあって、障害のある方が身近な地域でスポーツに気軽に参加できる機会の提供に取り組むというふうに、県みずからがそのことをうたっています。

先頭に立って責任を果たすことが県の大事な役割であるし、何年も検討、検討と言いながら嘆願が実っていない、こういうふう思うんですが、その点どうですか。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 障害者スポーツの充実につきましては、高知県の新たなスポーツ振興に係る振興計画の策定に向けた検討とともに、現在の取り組みの進捗管理もお願いをしております。高知県スポーツ振興県民会議において、全国的に活躍されている障害者スポーツ分野の専門家の方々にもアドバイザーとして加わっていただき、幅広い視点から、また専門的な見地からしっかりと検討協議を進めております。こうしたことを踏まえて、高知龍馬マラソンへの車椅子の参加についても、今後さらに検討を重ねて、高知龍馬マラソン実行委員会での協議を行ってまいります。

○36番（米田稔君） いろいろ努力、検討もされ

ているということもわかるんです。

それで確かに部長が言われたように、最初フルマラソンということで提案があつて、要望もあつたと思うんですけど、ハーフマラソン、あるいは10キロ、5キロについても実施を検討したらどうかというふうに思うんですが、その点はどうですか。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 先ほどもお答えを申し上げましたが、そうしたことも含めて検討をしてまいります。

○36番（米田稔君） それでは、そのAさんは、例えば浦戸大橋が一つの大きな障害と考へておられると思うんですけど、そこもみずから車椅子で、手助けすることなくできますというふうに言っているんです。

当面、来年の高知龍馬マラソンで、5キロあるいは10キロコースによる車椅子参加を試験的に実施してはどうかと、そこで問題点を明らかにしていくということを含めて、やっぱり一歩踏み出すべきではないかと思うんですが、お伺いします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） これまで申し上げてきました課題の早急な解決は困難だと考へておりますし、来年2月に開催します2018大会につきましては運営体制が固まって、準備が進んでおります。また、既に募集要領も定めて募集も開始しておりますので、車椅子の参加については試走も含めて困難だと考へております。

○36番（米田稔君） 早急な解決は困難という、どうもやっぱり私たちは納得できないわけですが、何らかの工夫なり対策を、今の技術力やボランティアの方もみんな含めて総力挙げてやれば、十分打開できるという問題だというふうに思うんです。

それで、そういう率直に言って前向きでない姿勢の一つのあらわれが、高知龍馬マラソン実

行委員会には障害者団体や障害者スポーツ関係者が参加していませんよね。私は改善、充実すべきでないかというふうに思うんですが、これは実行委員会の会長でもある知事にお伺いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 高知県スポーツ振興県民会議とかにも、障害者スポーツ関係の団体の皆様にも入っていただいているところです。また、龍馬マラソンについても、これまでも例えば障害者スポーツ関係団体の皆様と随時御相談をさせていただいてきておって、そういう中で、知的障害のある方とか視覚障害のある方が伴走者と一緒に参加をしていただいた実績もあるわけです。

今後も、障害者の皆様方の参加拡大を図っていく、当然そういう方向にあるんだろうと考えておりますから、振興県民会議にも入っていただいたように、こちらの実行委員会にも入っていただくということを検討したいと思います。

○36番（米田稔君） 県民、関係者、それから県の努力、またマラソンコースの周辺の方々の協力によって、全国から注目される、また愛されるスポーツ大会に、高知龍馬マラソンが育ってきているというふうに思うんです。それで、障害者のスポーツ権を具体的に保障して、車椅子ランナーもエントリーできるという大会になれば、ますます県民、全国からも親しまれる大会になると思います。

そういう点で、部長から、いろいろ困難と、しかし努力されているというお話を聞きましたが、車椅子参加実現を目指す尾崎知事の決意を最後にぜひ伺いたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 私も各スタッフが検討している過程というのを知っておりますから、彼らも決して口先だけで検討、検討と言っているわけではなくて、一生懸命何とか実現できないかと思って検討してきていると、そういう姿勢

だと考えているところであります。ただ、安全性の問題とか、時間をどうするかとか、さまざまな課題があるのは確かなのでありまして、そういうことを確かに一つ一つクリアしていかなければなりません。事は本当に安全性に係ること、そういうことも非常に大きいわけでありますから、一定やはり慎重な対応もまた求められることも確かだろうと考えています。

障害者スポーツ関係団体の御協力、御支援もいただきながら、車椅子での参加については検討していきたいと、そういうふうに考えています。

○36番（米田稔君） 頑張っってやっていますということなんですけれど、今言うたように、沖縄とか大阪とか、いろんな経過はあっても車椅子参加を現にしているわけで、安全にやられているんですよ。そこら辺、よく調査も検討もしていただいて、一日も早く普通の、当たり前マラソンになるようにぜひ頑張っっていただきたいと強く要請しておきたいと思います。

次に、住宅行政についてお伺いいたします。

県営住宅の家賃減免問題などについて土木部長にお伺いします。今、アベノミクスのもと、どの世代でも格差と貧困が拡大をしています。特に賃貸住宅の居住者にとって、高い住居費の問題は切実です。都市再生機構、UR賃貸住宅でのアンケートでは、70歳以上の高齢の世帯主が50.2%と過半数です。その中で収入が年金だけという人が42.9%、家賃負担を重いと答える人は72.6%に及んでいます。2013年度なんですが、全国の公営住宅入居者の収入は、世帯月収10万4,000円以下が78%、約8割を占めています。住生活基本計画の審議資料でも明らかになっています。また、30歳未満の勤労単身世帯の1カ月当たりの平均消費支出に占める住居費の割合は、年々その割合が高くなって、男女とも約4分の1を占めています。今、あらゆる世代にわ

たってますます暮らしが厳しくなる中で、低廉な家賃の住宅の保障、入居者に直接給付する家賃補助制度創設など、「住まいは人権」、これを保障することが強く求められていると考えます。

こうした立場から、2015年2月議会にも、千葉県の痛ましい母子世帯無理心中事件を紹介し、県営住宅家賃減免制度の充実、徹底、福祉行政との連携強化を提起してきました。当議会で土木部長は、入居世帯総数3,964世帯で、その約20%、803世帯が家賃減免を受けていること、同時に減免要件の一つである市町村民税非課税世帯に約1,700世帯が該当すると答弁をされました。

そこで、土木部長にお伺いします。県は制度の周知など努力されていますが、現在の入居世帯数と減免制度の利用状況、該当する非課税世帯数についてお伺いをします。

○土木部長（福田敬大君） 9月末時点の入居世帯数は3,889世帯でございます。その約3割の1,153世帯は家賃の減免を受けている状況でございます。

収入認定結果から推計いたしますと、減免要件の一つであります非課税世帯に該当する世帯は、平成28年度申告分で約2,000世帯と推計しております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。2年前から比べれば、制度を活用されている方がおいでる。土木行政も努力されたというふうに思うんです。今聞いたら、さらに非課税世帯がふえまして2,000世帯になっているんですよ。受けられるのに受けていない人が約半分までおいでるという厳然とした結果だというふうに思うんです。

そういう人たちにさらに周知徹底を進めることが必要だと考えますが、今後の対応について土木部長の見解を伺います。

○土木部長（福田敬大君） 生活保護受給世帯の

家賃は福祉事務所等から住宅扶助費として支給されるため、実質的に減免制度を利用可能な世帯数は約1,700世帯というふうに推定しております。このうち約7割の世帯は既に減免を受けていると考えております。

制度の周知につきましては、現状においても、この残り3割の世帯の方々に対してもできる限りの周知を行っていると考えておりますが、なお県のホームページから申請様式をダウンロードできるよう改善するなど、家賃の減免制度の利用しやすい環境をつくってまいりたいと考えております。

○36番（米田稔君） それと、少し細かいというか事務的にもなりますが、6月に収入申告書の提出を求められていますが、そのときに県は家賃減免制度のお知らせというのをしてくれています。しかし、その説明の中で、世帯全員の収入がないときは減額を受けられるという文言があるわけで、世間一般では収入ゼロじゃないですよと、こういう理解をするわけですよ。

税法上の説明というふうに思うわけで、誤解を受けるおそれがありますので、これは改善をする必要があるんじゃないかと思うんですが、土木部長、どうでしょうか。

○土木部長（福田敬大君） 御指摘のございました、お知らせ文書に記載をされております世帯全員の収入がないという表現でございます。これは、制度上、所得証明書に記載されている市町村民税の課税計算の基礎となる前年の各種所得の収入金額がないという意味でございます。このため、たとえ収入があったとしても減免を受けられる可能性がございます。例えば雇用保険の給付や親族からの生活費の仕送りなど、こういったものについては、家賃減免の算定上収入には当たらないため、減免を受けられるケースがございます。

このようなことが入居者の皆様に確実に伝わ

るように、お知らせ文書の表現をよりわかりやすいものに工夫してまいりたいと考えます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。よろしく願いたいと思います。

次に、2年前の部長答弁で、市町村に対しても国の通知及び事件に関する情報を送付されて、その際、通知の趣旨を踏まえた市町村営住宅の適切な対応を要請しましたということで、協力を求めています。

その後の市町村の取り組み状況と今後の対応について土木部長に伺います。

○土木部長（福田敬大君） 9月末時点で、3市町村で県と同様の取り組みを行っており、また20の市町村で減免制度に係る何らかの周知を実施しております。

県では、この周知の取り組みを強化した結果、減免世帯数が2年半で約1.4倍に増加するなど、一定の成果が見られておりますので、市町村にこの県の取り組みの内容をお伝えし、引き続き減免制度の適切な運用を行うよう促してまいりたいと考えます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

次に、県営住宅家賃のコンビニエンスストアでの支払いについてであります。非正規労働や不安定雇用の広がりの中で、金融機関開設時間内での支払いが困難であったり、高齢者等にとって身近にあるコンビニがより便利であるなど、コンビニでの支払いを求める声が切実になっていきます。

自動車税や他の公租公課のように、コンビニ支払いができるような改善を求めるものですが、土木部長の御所見を伺います。

○土木部長（福田敬大君） 県では、家賃を確実に支払っていただくという観点から、一度手続をすれば自動的に納付されます口座引き落としを推奨しております。現在、約8割の入居者の方々に口座引き落としを御利用いただいております。

ところでございます。引き続き、この口座引き落としの利用拡大に向けて啓発を強化してまいりたいと思います。

一方で、口座引き落としを利用されていない入居者の方々に対しましては、その理由やコンビニでの支払いに対するニーズ等も把握しながら、家賃を納付しやすい環境づくりについて検討してまいりたいと考えます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。非常に入居者の皆さんの利益、便宜を図るために努力されていると思うんです。執行部からお聞きしたんですが、全国で6県がコンビニ支払いをされているということで、そういうところもぜひ調査検討もされて、よりよい利用者の皆さんの便利、便宜を図っていただいて、家賃の徴収率も高まるということで、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

以上で、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、米田稔君の質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

午前10時36分休憩



午前10時40分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

今城誠司君の持ち時間は55分です。

4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一問一答形式の質問をさせていただきます。

1年前の今回は、早く終わると思っておりましたが、残念ながら全ての質問をすることができず、答弁を用意していただいた執行部の皆さんに御迷惑をおかけしました。ことしはゆっくりと時間内で終わることを目指して頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、九州北部豪雨の教訓を踏まえた対策についてから入らせていただきます。

豪雨に対する防災・減災対策についてお伺いをいたします。ことしも、全国で豪雨災害が数多く発生しております。先日の台風18号は、観測史上初めて九州、四国、本州、北海道に続けて上陸をし、日本列島を縦貫した台風となりました。残念ながら県内において、死者3名の人的被害が発生をいたしました。犠牲になられた方々の御冥福を祈るとともに、被災をされた皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

7月に発生をした秋田県豪雨においては、1,442棟が半壊や浸水の被害に遭う豪雨災害となりました。同じく7月に発生をした九州北部豪雨においては、死者37人、いまだ4人が行方不明のまま、全半壊した住宅が約1,360棟に上る大災害となりました。線状降水帯と呼ばれる積乱雲の帯に伴う大雨は、近年全国各地で発生をしておりますが、高知県においても、時間雨量100ミリを超える、局地化、集中化、激甚化した豪雨を何度も経験しております。今年最も大きな災害となった九州北部豪雨災害は、このような記録的な豪雨により発生をした表層崩壊により、大量の土砂と倒木が流下し、その流木が川をせきとめ、河川が氾濫をし、大量の流木が下流域の家屋を次々となぎ倒し、田畑をのみ込む大災害となりました。このように甚大な災害となった要因として、線状降水帯、表層崩壊、大量の流木の3つが挙げられております。

被災地同様に中山間地と森林面積の多い本県においても同様の災害の発生が予想されてお

ますが、今回の九州北部豪雨を踏まえた対策をどのように進めていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 御指摘の線状降水帯、表層崩壊、そして大量の流木という、この3つの要素は、森林面積割合84%の本県においても、また大変豪雨の多い本県においても、十分警戒をしていかなければならない、起こり得る事態として想定して対策を進めていかなければならない要素だと、そのように考えています。

そういうことで、県におきましても、被災直後に、技術的知見を持ちました職員を現地に派遣したところでごさいます、砂防堰堤などのハード整備が進んでいた箇所では家屋被害を未然に防いだ地区があったこととか、さまざまなデータを今収集し、吟味、分析しているところでごさいます。

また、林野庁においても、流木災害等に対する治山対策チームを設置して調査検討がなされていると伺っておりまして、今後この結果を本県における対策にもしっかりと生かしてまいりたいと、そのように考えております。

あわせて、最悪の事態を想定して、まずは命を守ることを最優先にした避難計画をしっかりと練り上げていくということも大事だろうと、そのように考えております。現在、県が管理する全ての河川を対象にしまして、県内6つの土木事務所ごとに協議会を設置しております。ここで、ハザードマップの作成、周知とか、避難行動計画の策定とか、市町村をまたぐ避難やその経路の設定なんかにつきまして、関係機関が役割を分担して検討していくことを確認しているところでごさいます。

今後、国、市町村とも連携をしまして、協議会でしっかりと議論を行っていきまして、最悪の事態を想定したこういう対策についても進めてまいりたいと、そのように考えております。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

効果的な減災・防災対策となりますよう、取り組みをよろしく願い申し上げます。

次に、住民の迅速な避難対策についてお伺いをいたします。平成26年8月の広島市を襲った豪雨では、夜半の豪雨を予想できず、避難勧告の前に土砂災害が発生し、多くの住民が避難行動をとることができなかつたために大惨事となりました。昨年8月には、岩手県の要配慮者利用施設において、防災情報の伝達が不十分であったことに加え、中山間地域における河川特有の急激な水位上昇もあり、入所者が逃げおくれ犠牲になるなど、甚大な人的被害が発生をいたしました。

住民の生命を守るために何より忘れてならないのは、早目の避難の重要性であります。今回の九州北部豪雨において、福岡県うきは市では、避難指示が出された3地区には約5,700人が住んでおりましたが、実際に避難所に避難したのは63世帯、92人ととどまっていたと報告されております。住民の避難を促進するためには、危険の切迫度を伝えることが重要になります。

洪水の危険性をリアルタイムで住民に提供し、主体的な避難を促進するための情報提供として、洪水情報を配信する、プッシュ型登録型防災情報メール等について、県管理の河川においてどのように取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 国土交通省では、洪水予報河川に指定しております物部川、仁淀川、四万十川で、緊急速報メールによる洪水情報の配信を本年5月から開始しておるところでございます。本県におきましては、同様の取り組みをまだ実施しておりませんが、先ほど知事のお話にありました減災のための協議会の中で、住民の皆様方に避難を促すための洪水情報の伝達方法につきまして、御提案のありました

プッシュ型の配信も含め、検討してまいりたいと考えます。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。県民に効果的に、必要な情報をわかりやすく伝えることができるシステムをよろしく願い申し上げます。

次に、河川水位観測所の充実についてお伺いをいたします。今回の九州北部豪雨では、浸水災害などが確認された福岡県朝倉市と東峰村、大分県日田市を流れる県管理の河川のうち、約9割の29河川で水位計が設置をされていなかったと報告されております。今回の豪雨で朝倉市と東峰村では、これまでに18の河川で堤防決壊や浸水被害などが確認されており、うち16の河川で水位計が未設置であったとされております。日田市においては、14河川のうち13河川が未設置であったとされております。市は、住民からの通報があるまで氾濫を覚知できなかったとされております。

水位計や定点カメラがない河川においては、氾濫が迫るような危険な状況の中、より詳細な状況を把握するには、職員が現場に出向いて確認しなければならないのが現状であります。刻々と状況が変化する豪雨災害から住民の生命を守るためには、地域の河川ごとの細やかな水位情報の把握と迅速な情報発信が何より重要であり、その整備が防災力強化につながります。

市町村からの要望も多く寄せられている水位計設置であります。県内の県管理河川における河川水位観測所の現在の設置状況と今後の整備促進への取り組みについて土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 県では、管理いたします主要な河川のうち、58河川、75カ所に水位観測所を設置しておりますけれども、これ以外にも市町村から、ここにもぜひ設置してほしいという御要望を多数いただいております。

設置に当たりましては、水位観測所の設置費用や管理費用が大きいという課題もございまして、一般的な水防用の無線網に加えて、インターネット回線を活用した安価なシステムを導入するなど、コスト削減の工夫も行っておるところでございます。

今後も、過去の浸水実績など水防上の重要性を考慮し、効果的な設置箇所について市町村と協議しながら、順次整備を進めてまいりたいと考えます。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。計画的な整備促進をよろしくお願いします。

次に、水位周知河川指定の促進についてお伺いをいたします。整備水準の低い中山間地域の一級河川の支川や二級河川において甚大な被害が発生しており、水位周知河川指定の促進が望まれております。水位周知河川に指定されますと、水位到達情報の一般への周知がされ、ハザードマップの基礎となる洪水浸水想定区域図など、地域の水害リスクの情報が提供されます。

昨年8月の水害を踏まえ、県内においても仁淀川水系宇治川が今年の5月に新たに指定され、整備が図られております。まだまだ県内には指定が必要とされる河川があると思われませんが、さらなる水位周知河川指定の促進について、今後どのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 水位周知河川は、想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を策定することとなっており、その作成には多大なマンパワーを要します。県では、現在鏡川、国分川、松田川、宇治川の4河川を水位周知河川に指定しており、これらの河川の洪水浸水想定区域図を順次作成しながら、ほかの河川に展開していくためのノウハウを蓄積しておるところでございます。

新たな水位周知河川の指定につきましては、

これらのノウハウを生かし、河川の流域面積や想定される被害の大きさを踏まえ、優先順位をつけて指定してまいりたいと考えます。

○4番（今城誠司君） 次に、早期指定の困難な河川については水害リスク情報をどのように提供されていくのか、その現状と課題について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 県では、水位周知河川に指定していない河川におきましても、54カ所において避難勧告などの発令判断の目安となります。氾濫危険水位などを設定し、水位情報を市町村にお伝えしておるところでございます。

早期指定が困難な河川については、この水位情報の提供に加えて、当面洪水浸水想定区域図にかわるものとして、実際に起こった過去の浸水実績を図化するなどして住民の方々に周知することが、洪水への備えとして有効であると考えております。

今後、地域に応じた水害リスク情報の内容や周知方法について、減災のための協議会の中でも検討してまいりたいと考えます。

○4番（今城誠司君） 次に、総合的な流木災害防止対策についてお伺いをいたします。大規模な山地災害の発生を受けて、森林が崩壊した要因や大量の流木が発生した要因の現地調査が行われております。記録的な豪雨により特定の箇所に集中した雨水が要因となり、森林の有する土砂崩壊防止機能や土砂流出防止機能の限界を超え、多数の表層崩壊が発生し、大量の土砂と流木が溪流に流出し、下流の集落に被害を与えております。

本県においても、今回の災害を踏まえて、流木災害が発生する可能性のある災害危険箇所や危険地域の把握が必要と思われませんが、今後どのように調査に取り組んでいかれるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 九州北部豪

雨の災害を踏まえまして、流木災害のおそれのある危険箇所を把握することは重要であると考えております。

今般、林野庁では、流木等を伴った氾濫発生の危険性の高い流域の森林におきまして、治山施設の整備状況等の調査を実施すると聞いておりまして、本県としましても、国の調査と連携して調査に取り組むことを考えておるところでございます。具体的には、崩壊土砂流出危険地区や山腹崩壊危険地区など、災害が発生するおそれのある地区におきまして、山腹崩壊等の発生履歴、治山施設の整備状況、そして森林の状況といった調査を考えているところでございます。

○4番（今城誠司君） 次に、流木災害の危険度の高い地域について、災害防止機能の高い森林整備や流木捕捉型ダムの効果的配置等による、治山事業と砂防事業の連携による、一体的かつ集中的な流木災害防止対策が必要と思われま

す。
今後の流木災害についての減災・防災対策に、治山事業、砂防事業と相互に連携をして、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、まず林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 流木災害の防止には、治山事業と砂防事業とが連携して事業を推進することが重要であると認識しております。例えば、山腹崩壊等に伴う土砂流出等により災害が発生するおそれのある地区におきまして、治山事業で山腹工や谷どめ工を施行することにより、崩壊を防止するとともに森林の機能の維持・増進を図りまして、その下流には砂防施設を整備するといったことによって、流木や土砂の流出を防止する効果を一層高めることができると考えているところでございます。

治山・砂防事業では、従前より、国、県のそれぞれの治山、砂防の関係機関が参加する会議

の場を設け、情報交換や事業調整を行うなど、連携を図っているところございまして、流木災害防止対策についても、この場を活用するなどしましてそれぞれの連携を密にし、効果的な減災・防災対策を実施してまいりたいと考えているところでございます。

○4番（今城誠司君） 次に、土木部長もよろしくをお願いします。

○土木部長（福田敬大君） 九州北部豪雨では、流木捕捉効果の高い砂防施設が整備されていた箇所におきましては、土砂とともに流木を捕捉し、家屋被害などを防いだ地区もあると報告をされております。

本県におきましても、現在砂防施設の新規整備に当たっては、溪流内で発生が見込まれる流木量を確実に捕捉し、流木による被害を防止できるように計画をしておるところでございます。

御指摘のとおり、今後の流木対策に当たっては、両事業の一層の連携が必要であり、引き続き治山事業によります森林整備の取り組みと連携した砂防事業に努めるとともに、流木捕捉効果の高い砂防施設の整備を積極的に推進してまいります。

○4番（今城誠司君） この項の最後に、消防団員の安全確保についてお伺いをいたします。今回の豪雨災害において、最大規模の土砂崩れが発生した大分県日田市の小野地区では、被害状況を確認しようとして警戒中の若い働き盛りの43歳の地元消防団員が、土砂崩れに巻き込まれ殉職いたしました。県が公表している土砂災害危険箇所の区域外の空白区域の土砂崩れであったと報道されております。

高知県においても、昭和47年の繁藤災害によって救助作業中の消防団員ら約60名が殉職した悲惨な災害も、まだ記憶にあるところでございます。

多くの消防団員の犠牲者を出した東日本大震

災後には、団員の命を最優先に考え、団員自身に速やかな避難行動を促す活動マニュアルの策定が、県内沿岸部の全ての自治体で完了しております。

しかしながら、震災対応に特化したマニュアルになっており、災害現場に即した消防団員の安全確保のために、火災時、風水害時等における消防団員の安全管理が必要と思われませんが、どのように取り組んでおられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 県におきましては、消防学校において、新任の消防団員に対し、安全を確保するために火の性質や土砂災害の兆候を学ぶ基礎教育を、また現場指揮を行う幹部団員に対しては、団員の安全確保に対する責務や災害現場の危険拡大につながる情報の収集や伝達方法などの幹部教育を実施しています。さらに、特別教育として、多くの団員が参加できるよう各地域に出向き、地元消防団の要望に応じて基礎教育や安全管理などの教育を行っております。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。次の項目に入らさせていただきます。所有者不明土地対策についてお伺いをいたします。

昨年の9月議会でも、所有者不明土地による公共事業実施の支障について質問をさせていただきました。今年6月末に所有者不明土地問題研究会によって、九州よりも広い面積が所有者不明と発表がされました。相続をしても固定資産税の納税義務や管理のコストだけが残り、登記の書きかえを見送る人がふえた結果、所有者の居どころが直ちに判明をしない所有者不明土地が、全国の私有地の約20%に広がっていると推計がされております。

不動産登記は、現行制度では義務ではなく、あくまで任意であり、不動産価値が下落し取引の予定がなければ、登記見送りによる所有者不

明の土地や建物、山林、農地は間違いなくふえます。特に本県のような不動産需要が落ち込む中山間地では、相続登記を急ぐ必要がなく、未登記が2代、3代と重なった結果、相続対象者が膨大な数に膨れ上がり、所有者の特定作業が極めて困難になっております。東日本大震災の被災地でも、復興事業の用地が登記上明治時代の所有者となっていた事例もあり、7月の九州北部豪雨災害においても、所有者不明の空き家が多く、取り壊しや片づけ作業が難航した事例も発生しております。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、相続件数はふえ、未登記による所有者不明土地の増加は避けられないと言われております。このような状況の中、国においては、経済財政運営と改革の基本方針2017において、こうした土地の有効活用に向けて、次期通常国会に必要な法案の提出を目指すとされております。

県内でも大きな課題となっております所有者不明土地対策について知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 所有者不明土地が今後一層増加することが見込まれているということにつきましては、公共事業の推進、農地や林地の集約化などにおきましても、大変大きな課題だと、そのように考えております。

憲法第29条で個人の財産権が保障されていることから、たとえ公共事業の目的であっても、土地所有者の同意を得ることなく勝手に利用できるものではありません。そのため所有者不明土地の場合には、不在者財産管理制度を活用するなどという道はあるわけではありますが、解決までに多くの手間や時間を要するといった課題もあるわけでございます。

そうした状況の中で、国では、基本方針2017において、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、必要となる法案の

次期通常国会への提出を目指すとともに、中長期的課題については審議会において検討されているということでもあります。

県としましても、これらの動きを期待しますとともに、情報収集に努め、所有者不明土地対策に対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

次に、相続登記の促進についてお伺いをいたします。現在、公的機関の関与で幅広い公共利用ができるように、所有権をそのままにして、地方自治体が土地の利用権を設定できる制度について検討されているとお聞きをしております。懸案の公共事業の推進には効果があり、課題解決について大きく前進し、評価できるものがありますが、所有者不明土地の発生の増加を抑止するにはつながりません。不動産登記制度の義務化及び義務化に伴う罰則規定が最も効果的ですが、義務化等の見直しは難しいと言われております。

現行の不動産登記制度の中で、所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取り組みを、市町村と連携してどのように取り組んでいくのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 公共事業の推進に当たりまして、用地買収を進めるためには、土地の所有者の確認が当然必要となります。議員からお話のありましたとおり、相続登記がなされていない所有者不明土地が買収予定地となりますと、公共事業の実施に影響を及ぼすこととなります。現行制度では、相続登記は義務ではなく、あくまで任意であるため、住民の皆様に土地の保有や管理についての意識を高めていただき、相続登記を行っていただくことが重要と考えます。

このため、市町村が実施いたします地籍調査事業においては、土地の所有者等についての調

査も行っておるため、こういった機会を捉えて相続登記について住民の皆様に周知を行うことで、登記を行うきっかけになればと考えております。

県としては、今後も各市町村に対し、地籍調査事業の積極的な実施に加え、相続登記の促進についても働きかけを行ってまいりたいと考えます。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

次に、大きな項目の養殖魚の輸出拡大についてに入らせていただきます。

初めに、輸出に有利な国際認証への取り組みについての、HACCP認証についてお伺いをいたします。国内市場の水産物の需要は減少しており、今後も市場の縮小は続くと言われております。一方で海外では、人口の増加、経済成長、健康志向の高まり、日本食の浸透など、水産物の需要は今後も伸びていくことが予想されております。2015年のブリの輸出総額は138億円と、過去最高を記録しております。対米向けの冷凍フィレが伸びており、輸出量の6,569トンのうち、北米向けが5,741トンと、全体の87.4%を占めております。

一方で、高知県内の水産加工会社は輸出実績がほとんどなく、輸出時に必要とされる、日本国政府または第三者認証機関による対米・対EU水産食品認定制度の食品衛生管理の国際基準、HACCP認証を取得している加工場は、県内には存在しない状況となっております。

高知県養殖魚輸出促進協議会においては、当面は衛生管理のハードルが比較的低い東南アジアへの輸出を目指すとして、今年度はベトナム・ホーチミン市などで開かれた水産見本市に出展し、輸出促進に取り組んでおりますが、欧米の大きなマーケットを有する地域への輸出の取り組みが、次年度以降の大きな課題であります。主要国におけるHACCP認証の義務化は広が

りを見せており、輸出促進のためには必須となっております。現在、新たに建設計画の大型水産加工場については、国際基準のHACCPの認証取得を目指した施設整備に着手をしておりますが、中小の加工場については、高知県版HACCPとして、自治体独自の制度に取り組んでいる事業所もあります。

中小加工場の国際基準のHACCP認証取得に対して、現状とその課題について水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 県内の中小加工場は、国内取引に軸足を置く事業者が多いことに加え、米国やEUへ水産物を輸出する際に必要となる国際基準の認証取得に要する手続や費用面での負担感、また輸出ビジネスが軌道に乗るまでの初期投資などがネックとなり、議員のお話にありましたように、現状では対米・対EU向けHACCPの認証取得は進んでいない状況でございます。

県としましては、中小加工場であっても、こうした国々への輸出に取り組む意欲を持つ事業者に対しましては、認証取得に必要な施設改修や審査等に要する経費等への支援を引き続き行いまして、HACCP認証の取得を推進してまいります。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

次に、ASC認証や養殖エコラベル認証への取り組みについてお伺いをいたします。2020年東京オリンピックでは、世界中から訪れる人々に和食を十分味わっていただき、高知県産水産物をアピールする絶好のチャンスとなります。しかしながら、国際オリンピック委員会によってロンドンオリンピック以降に導入された運営指針、持続可能性はオリンピックにとって重要なテーマであり、大会において優先的に提供される水産物についても、持続可能性に配慮した水産物の調達基準が示されております。養殖水

産物については、国際的に信用度の高いASC認証、日本の養殖エコラベル認証も要件を満たすものとして規定がされております。

本県産養殖魚の競争力の強化や輸出拡大、東京オリンピックでの採用につなげていくため、その調達基準であるASC認証や養殖エコラベル認証取得の事業者への積極的な推進が必要と思われませんが、県内の現状と課題について水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） これまで本県では、カツオやキンメダイなどで天然魚のエコラベルの認証を取得しておりますけれども、養殖魚では認証取得に至っていない状況でございます。この理由といたしましては、まず消費者の認知度が低いこと、次に価格向上の効果が見えづらいこと、また認証の取得や維持に相当の費用が必要なこと、あわせて認証された商品を流通させるためには、生産段階だけではなく流通・加工段階でも認証が必要なことなどの課題があるからでございます。

県は養殖業者に対して、こうした制度の普及啓発を図るとともに、関係者の認証取得に対する意向を把握しながら、認証取得の支援を今後検討してまいりたいと考えております。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

次に、人工種苗由来の養殖ブリの取り組みについてお伺いをいたします。世界的に環境に対する意識が高まっており、養殖魚についても持続可能性が厳しく問われる時代に入っております。さまざまな魚種について、全国で人工種苗の生産技術研究が取り組まれております。県内においても、クロマグロの人工種苗について、これまでの取り組みにより、間もなく量産体制が整い、完全養殖実現に向けてさらに前進しております。

一方で、ブリ養殖については、天然種苗のモジャコを育てる養殖がそのほとんどであり、北

米市場を中心とした海外から需要の高い、人工種苗由来の養殖ブリの生産拡大が輸出の拡大につながり、さらに天然種苗のものと出荷時期が異なるために、これまでの端境期に出荷が可能となる優位性があると言われております。

ブリの人工種苗生産の必要性と現在の課題、今後の対応について水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 国内需要が低迷する中でブリ養殖業の振興を図るためには、養殖ブリの輸出拡大が必要不可欠であり、諸外国が求める資源管理やトレーサビリティの観点から、人工種苗の導入が必要と考えております。

ブリの人工種苗生産については、県内の民間企業で一定の生産技術が確立されておりますが、生産コストや歩どまり、品質などに課題がまだ残されておまして、現時点では事業化には至っておりません。

県としては、こうした課題を解決し、ブリ人工種苗の供給体制の構築につなげていくため、県内の民間企業による人工種苗生産技術の高度化を支援してまいります。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

次に、養殖魚の生産拡大についてお伺いをいたします。宿毛湾産ブリの加工数は、水産加工施設の新設、整備が進み、大幅に増加している状況であります。現在でも養殖ブリの品薄により、入手に苦勞する事態も発生しております。本年度はさらに1社、来年度にはさらに大きな水産加工場の稼働が予定されており、その需要に対応するために、養殖魚の生産拡大が喫緊の課題となっております。

宿毛・大月養殖ビジネス高度化プロジェクトにおいて、ブリについては平成31年の養殖生産目標値を8,500トンに設定し取り組んでいる状況ですが、養殖魚の増産には、養殖漁場の確保、養殖事業者の確保、さらには多額の設備

投資が必要であります。

養殖ブリの増産に向けての現状と課題について水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 県内のブリ養殖は、昭和50年代前半をピークに経営体数が減少する一方で、1経営体当たりの生産規模は拡大をしております。今後、養殖ブリの安定的な生産の増大を図るためには、漁場利用に係る地元合意を前提に、資本力を有する民間事業者の新規の参入や既存事業者の規模拡大が必要と考えております。このため県では、本年度から民間事業者が新規参入、あるいは規模拡大する際の初期投資への助成制度を創設しておりますので、今後養殖魚の生産拡大を促進していきたいと考えております。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

この項の最後に、流通・輸出拠点港への漁港機能の集約化についてお伺いをいたします。宿毛湾は、県下でも水産物取扱量が最大を誇る地域であります。養殖魚の出荷については、沖合の養殖施設で飼育されたブリやマダイは、活魚のままで沖合で運搬船に積み込み運搬、または小割ごと曳航し、片島港の一番奥に位置しております、港湾区域に隣接する漁港区域の荷揚げ場で荷揚げをされております。この港湾区域と隣接する漁港施設で出荷作業が行われてきましたが、大型フェリーや定期船の大型船の出入りも多いため、出荷場所としては適地とは言いがたく、さらに宿毛湾港の間口の第2防波堤も完成間近となり、港内の静穏度は著しく向上し、海水の酸素不足や病気の発生により、出荷場所として影響が出始めており、今後は養殖業者の出荷場所の確保が喫緊の課題となっております。

そこで、現在高度衛生管理型漁港として整備が進んでおります田ノ浦漁港に隣接して、漁港機能を集約化し、養殖魚の活魚の出荷、海外輸出にも対応できる、新たな養殖魚出荷岸壁の集

約化整備について、どのように取り組んでいかれるのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 宿毛市の田ノ浦漁港は、本年3月に国が策定しました漁港漁場整備長期計画で、流通・輸出拠点漁港として位置づけられております。今後は、海外輸出も目指した養殖魚出荷岸壁の集約化を図っていくこととしております。ただ、お話にもありました、現状では田ノ浦漁港は養殖魚の本格的な陸揚げには手狭であることから、港外への展開、新たな岸壁の整備等も考慮しながら、既存施設の再整備を含めた段階的な整備に向けて、国の指導もいただきながら、機能の拡充を図っていきたいと考えております。

○4番（今城誠司君） しっかりと、よろしくお願ひ申し上げます。

次の項目、農業振興についてに入らせていただきます。

初めに、農業生産工程管理、GAPの推進についてお伺いをいたします。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、今年の3月24日に理事会において、農産物の調達基準について、国内産を優先的に選択し、生産工程管理、GAPの認証取得を条件とすることが決定されました。大会期間中に選手村などで提供する農産物の調達基準を定めたもので、持続可能性の観点から決定をしたものであります。生鮮食品については調達基準を満たすものが条件で、加工食品については可能な限り基準を満たすものを調達することとしております。その調達基準を満たすものとして認められるのは、グローバルGAP、アジアGAP、または農林水産省作成のGAPの共通基盤に関するガイドラインに準拠したGAPに基づき生産をされ、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けているものとされております。

県内においても、このオリンピックに向けて

のGAPへの取り組みによって、農産物や農作業の安全性が高まり、環境にも配慮した農業が実践され、結果として安全で品質のよい農産物を生産することにつながります。グローバルGAPは、農業者にとって大変ハードルが高いと思われておりますが、今回の調達基準に入っております高知県版GAPから取り組んで、必要に応じて、輸出に対応できる認証へのステップアップが必要と考えます。

高知県版GAPの現状と今後の取り組みについて農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 県では、県内全ての産地での高知県版GAPの実践を目指しまして、基準書や点検シートを作成し、各JAの生産部会で説明会や勉強会などを開催しております。また、園芸連が中心となりまして、県内71のJA集出荷場でGAP点検活動を実施中です。

今後は、さらなるステップアップに向けまして、グローバルGAPについての研修会や勉強会を開催いたしますとともに、輸出を目指す事業者等に対しまして、国や県の制度を活用しながら、認証取得に向けた支援を行ってまいります。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

次に、国際衛生規格の取り組みについてお伺いをいたします。私が所属をしております商工農林水産委員会では、国際衛生規格による食品加工の取り組みをテーマに、北海道で平成27年に操業開始をし、北海道内各地で生産された豚の集荷、屠畜解体処理を行っている日高食肉流通センターを視察することができました。オランダ製の最新オートメーションシステムを導入して、肉質劣化の少ないスチーム脱毛処理や解体5工程を自動化し、品質・衛生管理を実現し、1日平均750頭、安全かつスピーディーに時間当たり250頭の処理能力を有する、最新鋭の工場で

ありました。この工場は、建設基本構想時から、HACCPシステムだけではなく、品質管理システムISO9001と、食品安全リスク前提条件PAS220の、3つの規格を統合した国際衛生規格FSSC2200を取得し、海外輸出を視野に入れた製品製造を行っております。

県内でも稼働中の2つの食肉センターにおいても、現在の施設では老朽化が激しく、改修による高度な衛生管理の実現は、現実的には両施設とも困難であり、早期の新施設の整備が必要とされております。基本的な方向性について合意が得られた後に、基本計画が策定されると思っておりますが、計画時から、目指す国際衛生規格を考慮した構造とレイアウトの施設計画が必要です。

安全・安心な食肉の提供、輸出などの新たなニーズに対応するためにも、レベルの高い国際規格の認証が必要と思われませんが、今後どのように取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 新たな整備が検討されております食肉センターにつきましては、HACCPを導入し、食の安全を求めるニーズに対応した高度な衛生管理ができるようにいたしますことで、将来的には海外への輸出にも対応した施設とすることが必要であるというふうと考えております。ただ、諸外国への輸出要件は、相手国によって異なってまいります。そのため、施設の構造や国際衛生規格の取得につきましては、専門家の意見を聞きながら検討してまいります。

○**4番（今城誠司君）** ありがとうございます。最も有利となる衛生規格を十分調査して、基本計画の策定をよろしくお願い申し上げます。

次に、林業振興についてに入らせていただきます。

初めに、林道整備についてお伺いをいたしま

す。昨年の原木生産量について、産業振興計画の目標値73万5,000立米に対して、実績値が62万8,000立米と、約10万立米下回ったと報告がされております。

生産性の向上にはボトルネックとなっている路網整備が重要とされ、本年度県の林業事務所ごとに林道整備促進協議会が設置され、協議が開始をされております。林道等の整備のおくれの要因として、市町村の厳しい財政事情もあります。また、市町村には林業の専門性を持った職員を配置することができず、林業振興の政策展開に対する市町村の取り組みに大きな温度差がある状況でもあります。

市町村と連携して、原木増産につながる林道整備についてどのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○**林業振興・環境部長（田所実君）** 原木の生産拡大には、より生産性、効率性の高い林道を中心とした路網整備を推進することが必要でございます。また、新たな路線が採択されれば、地元では、原木増産のみならず、林業、建設業などの雇用の創出による地域経済の活性化など、さまざまな効果が期待される所です。このため、各林業事務所に設置しました林道整備促進協議会では、市町村、林業事業者などの参加者に、地域の路網配置や集約化情報などをもとに、今後必要となる新規路線や既設作業道の林道への格上げなど、地域の路網整備のあり方について共通の認識を持っていただくとともに、協議会の中で、具体的な路線について提案があった場合には、ワーキンググループを設置し、新規路線の採択に向けた具体的な検討をすることとしております。

県としましては、林道整備促進協議会の場を通じ、市町村を初め地元関係者の林道整備促進に向けた意識を高めていくとともに、新たな林道の整備につなげていけるよう、市町村に対し

まして、効果的な林道の起点、終点、そして線形の検討など、専門的技術の支援や、事業効果の高い計画作成の支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

次に、森の工場の拡大推進についてお伺いをいたします。第3期産業振興計画において、原木生産のさらなる拡大に向けて、森の工場の承認面積については、平成31年に8万1,600ヘクタールの目標を掲げて取り組んでおります。

林業事業体においては、その事業地の確保に取り組んでいただいておりますが、県外に在住する森林所有者は間伐の必要性の理解が乏しく、事業が導入できていない事例もあるとお聞きをしております。

特に県外の森林所有者への間伐の必要性の周知と、その森の工場への合意の推進について、今後どのように取り組んでいかれるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 県外の森林

所有者に対しましては、間伐の必要性や補助事業の支援策などを記したパンフレットを、森林組合等を通じて配布しますとともに、県や市町村のホームページに掲載して、その周知を図っているところでございます。

また、森林組合等における森の工場の合意形成につきましては、森林所有者に間伐の必要性や集約化のメリットが理解されるよう、個別にその周知を行っているところでございますが、その前段となる森林所有者や境界を特定するために多大な時間と労力を要しており、森の工場の合意形成の推進にとって大きな課題となっております。このことは全国的にも課題となっております。まして、森林法が改正され、平成31年度から、市町村が所有者や境界等の情報を林地台帳として整備し、公表することが義務づけられたところでございます。

本県としましては、法の期限よりも前倒しで、平成30年度から林地台帳による情報提供を開始できるよう、林地台帳システムの整備に取り組んでいるところでございます。森林組合などの事業者の皆様がこの林地台帳を活用することにより、県外の森林所有者等の情報を入手しやすくなり、間伐の必要性を記したパンフレットの送付先もふえてまいりますし、現在所有者や境界の特定にかかっている時間、労力を集約化の合意形成に振り向けることができるようになりますので、森の工場の拡大推進につなげていくことができると考えているところでございます。

○4番（今城誠司君） ありがとうございます。

次に、最後の項目、応急期機能配置計画についてに入らせていただきます。

全市町村の策定結果についてお伺いをいたします。昨年度末までに本県内の全ての市町村において、震災後の応急期の対応を円滑な復旧・復興につなげられますように、応急期機能配置計画が策定されました。不足する機能について、市町村域を越えて広域で確保できるようにブロック調整を行うとされ、今年度は高幡地域をモデル地域として、広域調整の検討会を進めているとされております。

甚大な浸水被害が想定される市町村においては、予想以上に大きく不足する結果が報告されているとお聞きをしておりますが、全市町村の策定結果を踏まえて、県内の状況について危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 応急期の機能を

みずからの市町村で確保できているのが12市町村であります。一方、応急仮設住宅の建設用地、災害廃棄物の仮置き場については多くの市町村で不足しておりまして、特に避難所につきましては、沿岸部にある12市町村で不足しており、高知市を含む中央部において大幅に不足しております。こうした不足する機能には、市町村域

を越えた広域調整が必要と考えております。

○4番（今城誠司君） 次に、広域調整についてお伺いをいたします。市町村によっては、不足する避難所、医療救護所について、将来的に施設の新設によって新たに確保する計画を立て、不足分について隣接市町村に連携を要請する配置計画としている自治体もあります。

応急仮設住宅建設用地等については、コミュニティの維持及び人口流出抑制のために、市内で必要戸数を賄う方針とし、将来的に防災公園の新設・建設用地の確保に取り組む計画とされております。

今後の市町村の新たな整備計画は、膨大な事業費となり、長期計画での取り組みとなりますが、今回の広域ブロックでの調整については、市町村の今後の整備計画も考慮して調整していくのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 広域での調整は、各市町村の現状での施設や用地を配置した計画をもとに実施いたします。

市町村におきまして、新たに施設や用地が確保されれば、その都度、市町村の配置計画に反映していただいた上で、広域の調整内容を見直していきたいと考えております。

○4番（今城誠司君） 最後に、民有地利用調査についてお伺いをいたします。市町村によっては、応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置き場等について、用地が大量に不足している状況があります。

不足する用地には民有地を利用することが有効であり、その候補地について事前に調査することが必要と思われませんが、大幅に不足する用地に対して今後どのように取り組んでいけるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 用地の不足につきましては、まずは公共用地を前提として広域での調整を行い、それでも確保ができない場合

には民有地の活用を検討する必要があると考えております。

現在、各市町村におきまして、活用可能な民有地の洗い出しを進めていただいているところです。実際に民有地を活用する場合には、所有者だけでなく、地域の皆様の理解もいただかなければならないとも考えております。

○4番（今城誠司君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。ことは時間内にかちり終わることができました。また次回、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、今城誠司君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩



午後1時再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

石井孝君の持ち時間は40分です。

25番石井孝君。

○25番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井でございます。副議長のお許しをいただきましたので、早速通告に従いまして質問をしてみたいと思います。知事初め執行部の皆様、よろしくお願い申し上げます。

まず、食肉センターについてお伺いをします。

現在、高知県内の食肉センターは、本県の畜産振興における必要不可欠な施設として、高知市にある高知県広域食肉センターと四万十市営食肉センターの2つの施設があります。高知県広域食肉センターは、築年数38年となり施設の老朽化が進んできたことなどから、新たな施設

整備の方向性に向けて、現在高知県新食肉センター整備検討会にて議論を重ねている最中です。今議会の知事提案説明にて、これまでの5回の検討会の議論を通じて、新センターは、経営安定化と収益増加を図るため、現在の施設で行っている屠畜機能に加えて、競り、部分肉加工、集荷、販売といった新たな機能を持つ施設とすること、そして屠畜は牛を中心とすること、現在地での建てかえによる整備とすることなどの基本的な方向性についての合意が得られたとの説明がありました。今後は関係者からの幅広い意見をもとに成案を取りまとめていくことも示されました。

まず、この新センターの施設整備の規模は、平成36年度の土佐あかうしの予定屠畜頭数を基本に検討を進めております。そこで、土佐あかうしの増頭計画の現状と課題について農業振興部長にお伺いします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 土佐あかうしにつきましては、需要の高まりに対応いたしますため、雌の子牛の保留を支援し母牛をふやす生産基盤の強化と、乳牛への受精卵移植により子牛をふやす取り組みによって増頭を行っております。その結果、土佐あかうしの飼育頭数は、平成25年度の1,595頭を底といたしまして、28年度には369頭増の1,964頭と大幅に増加しておりますところでございます。

一方、昨年度に行いました経営意識調査におきまして、中規模から大規模農家では、後継者を確保しながら増頭の意向がございますため、将来的には担い手の育成が課題になると思われまます。このため、今後は後継者や新規就農希望者に対しまして、就農前の研修を充実させることを取り組んでまいります。

あわせまして、畜舎の増設や新設につきましても引き続き支援いたしますことで、増頭のペースを加速化してまいります。

これらの取り組みによりまして、36年度には土佐あかうしは約4,000頭にまで増頭すると見込んでおります。

○**25番（石井孝君）** まず、新センターの平成36年度目標による整備ということについては、屠畜の頭数の確保というものが大前提になるのかなと思いますので、繁殖雌牛と肥育牛の増頭計画、これが順調に進んでいくこと、さまざまなリスクもあると思いますけれども、ぜひともさまざまな形で対応していただければというふうに思います。

次に、新センターの施設整備予定時期について、今後の検討会の議論を受けてのこととは思いますが、平成36年度の土佐あかうしの増頭計画に合わせた規模の施設とするならば、平成36年度には新センターが本格稼働できるよう、整備スケジュールについても検討会で具体的な議論が必要になってきます。早期稼働に向けて検討会での合意形成が図られることを期待しております。

また、第5回までの検討会の議論の中に、加工肉の販路拡大に向けて海外を見据えている議論もなされております。今後、畜産物の海外への輸出をどのように考えているのか、農業振興部長に御所見をお伺いします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 県内畜産物につきましては、現在は土佐あかうしを初め、国内の需要に供給が追いついていないという状況でございます。そこで、まずは国内の需要を満たし、さらに国内の需要を高める取り組みに傾注したいというように考えております。その上で、将来的には海外へ輸出することも検討してまいります。

○**25番（石井孝君）** まずは国内ということでございますけれども、一応海外への輸出についても考えておられるということでございます。先ほど今城議員の国際衛生規格の質問について、

海外の販路拡大というのは国別で施設の認定が必要になるというようなこともございますので、土佐あかうしのブランド化ということについて、どの国にどういったふうに売っていくのか、戦略性が問われるのかなというふうに思いますので、ここも十分な検討が必要なところだというふうに思います。

次に、新センターの設置主体や運営主体については今後県として案を示すということになっておりますが、これまでの赤字経営の状況を鑑みれば、食肉センターの運営は意外に困難であると思います。経営が厳しい状況へ追い込まれた理由としては、主に屠畜頭数の伸び悩みにより開設当初の計画を大幅に下回っていることや、光熱水費の増加、人件費の増加、施設・設備改修に要する費用増加などが挙げられると思います。さらには、機械装置の修繕や設備の更新など予期せぬ費用負担が発生するなど、解決すべき課題を多く抱えてきました。それでも、食肉センターは県内に必要不可欠な施設として、設置主体の市町村が赤字補填をしてきた経過があります。

そこで、新食肉センターにおいても赤字経営が続き運営が厳しい状況とならないように、しっかりとした検討をしておく必要があると思いますが、農業振興部長の御所見をお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 新食肉センターの運営に当たりましては、経営の安定化は極めて重要であるというように考えております。新センターでは、屠畜に加えまして、現在民間団体が担っております、競り、部分肉加工、内臓販売といった機能を取り込むことによりまして、収益増を図り、経常的な黒字を見込んでいくところでございます。

今後、専門家の御意見もお伺いしながら、JAなどの関係者と協議いたしまして、計画の精度をさらに高めてまいります。

○25番（石井孝君） 当然、現在検討しているということであり、新たな機能も付加されるということでございますので、慎重かつ十分な検討が必要だというふうにも思いますし、いろいろと状況が変わって不測の事態ということが起きないわけでもありませんので、そういったことから十分な検討が本当に必要だと思います。だからこそ新センターの運営というのは、絶えず経営改善に努めながら、ガバナンスの強化と経営改善に積極的にかかわる行政の姿勢が必要だというふうに思います。

多くの県民にとって最良の施設となるためにも、県内外からの集畜努力、競り取引の活性化と収益性の向上、恒常的な業務の効率化、輸出拡大の検討など、戦略的な経営性が求められ続けてまいります。経営健全化に向けては、知事がよく言われますP D C Aサイクルによる検証と外部審査などの提言機能を取り入れるなど、県、市町村、畜産関係者が長期的視点に立って着実な経営改善に取り組んでいく協力・連携体制が重要になります。

新センターの設置・運営主体については、今議会、久保議員の一般質問でも、県としての立場について質問されておりました。知事からの答弁では、次回の検討会にて設置・運営主体についての案を示していくとのことですが、新センターの設置・運営主体に関しては、経営という観点からも、県は長期的にしっかりとかわる必要があることを私からも申し添えておきたいと思います。

次に、県内もう一つの四万十市営食肉センターについても、県内の畜産業の発展にとって重要な施設であるとの認識で位置づけていただいているかどうか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 食肉センターは、生産地や消費地に近いところにあることが求められる、必要不可欠な施設でございます。西部

地域における畜産振興を図りますためにも、生産地の近くにある四万十市の食肉センターは重要な施設であるというふうに認識しております。中央部のセンターとともに、県内2つの食肉センターが共存共栄できるようにすることが重要であるというふうに考えております。

○25番（石井孝君） 現状の四万十市営食肉センターについて、県からの許可頭数は豚換算で日に430頭、雇用は140人余り、収支は平成26年度から3年連続の黒字、施設は築年数50年と老朽化が著しく、衛生管理の高度化が難しい状態にあり、耐震診断も未実施で、設備や備品の劣化等も激しく、屠畜頭数の処理能力は限界に近い状態で運営している状況とのことでございます。黒字経営とはいえ、県の畜産振興にとって重要な施設もこのままでは厳しい環境下にあると言わざるを得ません。

四万十市においても食肉センターの建てかえに関する基本計画を検討しているところであり、新施設の概要は、現在地の敷地内に整備し、豚換算で日に700頭、衛生管理基準の一つであるHACCP手法を導入した施設として整備予定、建設スケジュールは来年度に基本設計、平成31年度は実施設計、平成32年度には建設工事から試運転、新食肉センターの本格稼働は平成33年4月からの予定としております。建てかえに係る概算の工事費は、建築工事一式で約46億円、既存施設の解体撤去に約1億円、設計及び管理費に約1億円の、合計で約48億円の試算をしております。

この四万十市営食肉センターの建てかえに関する費用については、国の交付金を利用して整備できるように取り組んでいます。そこで、国の交付金事業の採択に向けては、四万十市と一緒に県としても協力していただきたいと思いますが、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 四万十市は、国

の強い農業づくり交付金を活用しまして、新施設を整備することを検討しているというふうにお伺いをいたしております。県としましては、四万十市と情報共有しながら、事業採択に向け協力してまいります。

○25番（石井孝君） 四万十市のほうも勇気づけられることと思います。

また、建てかえに関する費用につきましては、県にも四万十市から補助金等の要望も想定されます。四万十市営の新たな食肉センターについても、県内畜産業に必要不可欠な施設として、補助金等の要望にしっかり対応していただきたいと思いますが、知事の御所見をお願いします。

○知事（尾崎正直君） 四万十市の食肉センターは、現在県が主体となって整備に向けて検討しております中央部の新食肉センターと同様に、本県の畜産振興、また県民への安全・安心な食肉の提供といった観点からも、極めて重要な役割を担う施設であると認識をしているところでございます。こうした基本認識のもとで、県としましてもできる限りの支援を行っていききたいと、そのように考えております。

○25番（石井孝君） ありがとうございます。本当に四万十市も、48億円といえば大きな事業になります。県のほうの支援、しっかりといただければありがたいことだというふうに思います。

交付金や補助金などの新センター整備に関する費用面の課題が解決され、さきに述べたスケジュールにて整備がなされていくこととなれば、新センターが想定する屠畜頭数は現在よりも増頭となるため、現在の高知県食肉衛生検査所の体制強化、具体的には検査員の増員も必要になってくると思います。

今後も、高知県食肉衛生検査所の継続と必要な人員を確保していただくことについて健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（山本治君） 四万十市の新食肉センターの稼働に向けましては、HACCP導入を見据えた食肉処理のあり方や屠畜頭数の増加に伴う検査体制の課題などについて、関係機関と協議しながら、その必要な人員の確保に努めていきます。

○25番（石井孝君） こういった県のほうの支援についてしっかりとしていただきましたら、四万十市の食肉センターも新たな規模で開設ができるというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

近い将来、高知市の新センターは牛の屠畜を中心として、四万十市の新センターは豚の屠畜を中心として、県全体の畜産業のさらなる振興、発展に向けて、両施設の健全経営について県のリーダーシップと戦略性に期待をしております。

次に、観光振興についてお伺いをします。

平成22年に放送された大河ドラマ龍馬伝を受けて、県外観光客入り込み数は過去最多の435万人となりました。その後、「志国高知 龍馬ふるさと博」、「楽しまん！はた博」、「高知家・まるごと東部博」、「2016奥四万十博」と博覧会を重ね、400万人観光が定着したと言えます。ことしから来年にかけて開催されている「志国高知 幕末維新博」は、新たにオープンした高知城歴史博物館も既に年間目標を超えた来場者数となるなど、大政奉還150年となることしに開幕した第1幕「新国家」編は、順風満帆といった状況でしょうか。今年度の観光客の入り込み数がどうなるか楽しみであります。また、本年7月20日に開催された第6回志国高知幕末維新博推進協議会にて、来年からの、明治維新150年の第2幕「新国家の夢は自由の国へ」の展開案も示され、フィナーレに向けた準備が着々と進んでおります。来年放送予定の「西郷どん」にも期待が高まります。

そこで、昨日加藤議員から広域観光について、

地域への経済波及効果に関する質問がございましたが、この第2幕では、各地域会場への集客がさらに促され、県内全域で経済効果を享受できるような仕掛けが必要だと感じますが、観光振興部長に展望をお伺いします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 各地域への集客は、来年4月からの第2幕でも、龍馬パスポートやスタンプラリーなどの周遊促進策を初め、広域エリアをめぐる二次交通の充実などに引き続き取り組みますとともに、特別巡回展など集客力の高い企画の検討も行ってまいります。

一方で、この2年間の博覧会を通じて、博覧会終了後も持続可能な、歴史資源を核とした観光地づくりを進めるため、各地域が、県内外からの誘客に取り組むなど、自立的に経済効果を享受できるような地力をつけていただくことを目指しております。このため地域会場では、集客力のある魅力的な企画展などを開催し、情報発信を行うとともに、周辺の歴史資源と地域の食、自然を結びつけた観光クラスターの形成を、PDCAサイクルを回しながら現在進めているところでございます。第2幕では、地域みずからがさらに集客し、経済効果が得られるよう取り組んでいただきたいと思いますと考えておりまして、県といたしましても、そうした取り組みのサポートに注力をしてまいりたいというふうに考えております。

○25番（石井孝君） ぜひよろしくお願ひします。まさに終了後のことも含めて、地域に地力をつけるというような取り組みをしていただけるということで、これがまたいろんな観光振興について、各地域地域で頑張れる原動力になればというふうに思ひますので、ぜひとも御支援のほどよろしくお願ひ申し上げます。

今議会の知事提案説明では、幕末維新博後の観光振興策についても、これから具体的な検討を進めていくことが示されました。昨日の大野

議員からは、仁淀川の博覧会の提案もございました。知事からは、次の観光振興には、歴史、自然、食の中でも、自然と各種のアクティビティを生かした振興も一案というふうを示唆されております。

これまでの歴史、自然、食の磨き上げにより、魅力的な企画を発信し続けてまいりました。あわせて、今仕込みと磨き上げをしている高知県の強みを生かした取り組みと今後の博覧会などによって、これからも400万人観光の定着は図られ、徐々に伸びていくと期待をしております。現在の観光分野での目標は、県外観光客入り込み数を、平成31年度に435万人以上、その2年後には450万人以上、その4年後の平成37年度には470万人以上、観光総消費額を1,410億円以上としております。この大きな目標を達成するためには、磨き上げや博覧会、地域の特性を生かしたアイデアとの相乗効果などの、観光資源の強化と検討に加え、ターゲット層の拡大に向けた取り組みも必要だというふうに思います。

現在の観光分野の展開イメージの中では、海外クルーズ客船の寄港がふえていることなどを受けて、外国人旅行者向けの商品販売を促進する、国際観光の推進に対する取り組みが強力に押し出されております。

今後の観光客入り込み数の目標達成に向けての主力は、外国人観光客の増加を見込んだものと考えているのか、観光振興部長にお伺いします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 平成32年の訪日外国人旅行者数の政府目標は、従来の2,000万人から倍増の4,000万人を目指している一方で、今後の国内の延べ旅行者数は、人口減少に伴い減少することが予想されております。このため、県外観光客入り込み数を伸ばすためには、外国人観光客をふやしていく必要があるというふうに考えております。県ではこのため、第3期の

産業振興計画の中では、観光庁の宿泊旅行統計調査の外国人延べ宿泊者数を指標に用いまして、目標基準年の平成26年の3万人泊を、ことしは9.2万人泊、平成31年には14.8万人泊、平成33年には22万人泊、平成37年には30万人泊とする目標を設定しております。

○25番（石井孝君） やはり大きな主力の一つであるというふうにも言えると思います。インバウンドに対する振興策というのは、これまでも既に一定の成果としてあらわれてきているのかなというふうに思います。これからも目標の集客に向けた取り組みに期待したいというふうに思いますが、さらなる県外観光客入り込み数と観光総消費額の増加を見込むためには、本年2月の定例会で坂本茂雄議員が質問されたバリアフリーツアーセンターの開設も大きな戦力になると考えます。観光振興部長からは、バリアフリーツアーセンターの整備については、高齢者、障害者を含め全ての人々が安心して快適に高知県観光を楽しんでいただけるための有効な手段の一つだという答弁がございました。まさにこれからの観光振興にとって、高齢者や障害者へのアプローチは重要な施策になると思います。

人口動態から見ても、65歳以上の高齢者人口は現在約3,500万人、30年後には4,000万人を超えるとも言われ、その約半数は75歳以上であるとの試算が出ております。また、身体障害者の人口は約350万人と推計されております。

旅行に行くことをためらいがちな体の不自由な高齢者や障害者に高知県観光を楽しんでいただけるように、これまで取り組んできた施策について観光振興部長にお伺いします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 本県ではこれまで、障害者や高齢者、外国人観光客の方々に高知県観光を楽しんでいただける環境整備としまして、市町村等が実施するトイレの洋式化の財政的な支援や洋式トイレがあることなどを要件

としますおもてなしトイレの認定、また国の助成事業を活用した宿泊施設の客室の和洋室化やトイレの洋式化などの支援のほか、観光庁に対しまして、宿泊施設のバリアフリー化のための予算の確保について政策提言を行ってまいりました。

また、ソフト面の取り組みとしましては、平成24年度から地域福祉部において、観光施設や宿泊施設などを対象に、障害者サポート研修を毎年開催しております。平成28年度には観光振興部が主催して、観光事業者などを対象にバリアフリーツーリズムをテーマにした講習会を2回開催しております。

本年度、観光振興部では、宿泊施設を対象としましたバリアフリーに関する自己点検シートを作成いたしました。年度内には、観光施設を対象とした自己点検シートも作成する予定となっております。今後、このシートを活用し、バリアフリーツーリズムへの理解を深めることにあわせまして、バリア情報、バリアフリー情報を収集、蓄積していくこととしております。

○25番（石井孝君） 環境整備から、研修も含めていろいろと勉強もされているということでございます。実践的な取り組みもあると思えますけれども、これをさらに進んだものにしていくには、やはりバリアフリーツアーセンターが必要なんじゃないかなというふうに私は思っております。

観光振興部長、2月定例会での答弁でも、バリアフリーツアーセンターの開設、機能の付加については、膨大な情報収集が必要となりますので、今年度についてはその準備をしながら、今後段階的に進めてまいりたいと考えておりますとのことでございました。

旅行というのは、本来行きたいところに行く、食べたいものを食べに行く、見たいものを見て行って体験したいことをする。旅行の計画とい

うのは人によってまちまちでございます。また、体の不自由さや身体障害の状態も人によって違います。よって、個人個人が希望する旅行を個人個人に合った内容で提供していくことが求められてきました。そんな中から生まれたのが、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが開発し、日本バリアフリー観光推進機構が全国統一の基準に育てた、パーソナルバリアフリー基準です。バリアを明らかにする調査と相談システムによって、あらゆる人々のそれぞれの旅を実現するもので、旅のユニバーサルデザイン化はこの基準によって達成されたと言われております。

バリアに関する膨大な情報を調査、収集し、バリアフリーツーリズムに対する事業者の理解を深めながらツアーセンターを開設できるように準備するよりも、小規模ながらもツアーセンターを開設して実際に旅行者の相談に応じることで、さまざまな情報を収集することとなり、人材育成やバリアフリーツーリズムへの理解が深まると考えますが、観光振興部長の御所見をお伺いします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 昨年度、バリアフリーツアーセンターに関する国のモデル事業を実施しました5つの団体のうち、窓口ができております4つの団体に対し聞き取りを行ったところ、それぞれ実施体制や形態は異なりますが、事業開始に当たり収集された、観光施設、宿泊施設、交通機関などの施設情報は、観光地までの移動経路や観光周遊コースなどが考慮されて収集されたものの、1地域当たり数十から100施設程度となっております。このため情報収集した施設以外については、対象エリア内にあっても不十分な情報提供となったり、エリア外の施設については利用者への相談に十分対応できなかったということでございました。また、追加の情報を収集しようとした際も、事業者の理解がまだまだ進んでいない施設があり、苦勞

があるとお聞きしております。

このような事例からも、まずは県内の一定エリアを対象としてあらかじめ相当量の施設情報の収集、蓄積を行うこととあわせて、関係者の理解を深めていくことが必要であるというふうに考えております。こうしたことから、本年度は自己点検シートを作成しまして、これを活用して宿泊など事業者のバリアフリーツーリズムに関する理解の推進に取り組みながら、施設の情報収集、蓄積を行っていきたいというふうに考えております。

○25番(石井孝君) 四国にもバリアフリーツアーセンターがございまして、四国に唯一ある四国バリアフリーツアーセンターは、愛媛県新居浜市を拠点に、四国全域のバリアフリー情報を調査し発信するとして取り組まれておりますが、現在のホームページに掲載されている調査施設等は、新居浜市と隣の西条市を中心としてのバリアフリー情報に限られております。

高知には、これまで磨き上げてきた魅力あるさまざまな観光企画があります。高知に行きたくてもためらっている高齢者や障害者へ、小規模でも、まずは窓口をつくるべきではないかと私は思います。先ほどのモデルのところの調査ということもございましょうけれども、まず観光に来ていただける皆さんに、一体どういったところを見たいのか、何がしたいのか——そういった聞き取り調査の中から、そのしたいところの施設、事業者なりに相談しに行く、どうしたらそれが実現するかということを考えることが必要んじゃないかなというふうに思っております。そうしていかないと、なかなか事業者のバリアフリーツーリズムへの理解というのは深まっていかないし、個人個人の思いに応えた旅行プランを企画するというのは難しいと思います。全部をバリアフリーにしてから、はい、どうぞというのはなかなか難しいのではないかと

なというふうに思っております。

そういった意味でも、小規模で、まずは窓口をつくるべきではないかというふうに思っております。先ほど部長も言われましたように、県は、バリアフリーツアーセンターやパーソナルバリアフリー基準といった取り組みについては何度か研修もされておりますので、その重要性や経済波及効果の可能性が高いことなど、十分な認識があるというふうに思います。

そしてさらに、既に全国のバリアフリーツアーセンターは、ネットワークで結ばれ、情報交換しています。障害のタイプや程度、旅の希望など、個人の旅のカルテとして管理し、どこのツアーセンターでも個人個人の要望に応じていけるシステムが構築されております。

また、バリアフリーツアーセンターの開設に関しては、災害弱者と言われる高齢者や障害者に対する防災への取り組みや、パラリンピックなどの合宿誘致に向けた取り組みなどと連動していくことも期待できます。既に観光振興を超えた取り組みに発展している地域もございます。

ぜひとも高知にも、バリアフリーツアーセンターを設置し、全国ネットワークに参加することに観光振興策の一つとして取り組んでもらうよう強く要請したいと思いますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事(尾崎正直君) 御指摘のとおり、このバリアフリーツアーセンターについては、基本的には設置をしていく方向だろうと思っておりますし、また設置していく際には、全国ネットワークに参加していくということが一つの方向だろうというふうに思います。これは、おいでいただいた観光客の皆さんをしっかりとおもてなしするという観点からも大事だろうと思っておりますし、さらに言えば、これから高齢化が進んでいく、高齢者の方々の絶対数が急激に増加していくということを考えましたときに、やはりターゲット層

をより拡大していくという観点からも、もっと言いますと、先々の観光振興をにらんでも非常に大事なポイントだろうと。一言で言うと、これから拡大していくターゲット層について、しっかり皆様にフィットしたサービスを提供するという観点からも大事な施策であるだろうと、そのように考えているところです。

そしてまた、こういう取り組みを進めることによって、県全域においてバリアフリー化が推進されていくと、ユニバーサルデザイン化というのが推進されていくということが、社会の福祉の向上ということにもまたつながっていくと、そういう意味においても有意義なんだろうと、そのように思っております。

しかしながら、そういう方向性だと思っておりますが、実際センターを設置しても十分な情報提供ができないということであっては、むしろ期待を裏切るということになってしまう、そういうことでもいけないのだろうと考えておまして、まずはバリアフリーツアーセンター、この設置をしていくためのやはり核心となるのは、情報をしっかり収集して蓄積すること、さらに言えば、そういう過程を通じて観光施設の皆様方にバリアフリー化の重要性というのをしっかり——認識しておられる方がほとんどでしょうけれども、それに伴う整備をしていただくことが大事ということになってくるんだろうと、そういうふうに思います。

ですから、センター設置の前段の取り組みというのをスピード感を持ってしっかり進めていくということが、まず今求められていることではないかと、そのように考えておまして、こういう観点から、今年度主要な観光施設や宿泊施設などを対象にしまして、自己点検シートを活用した啓発等、実態調査を行うということなどをさせていただいております。これによってバリアフリーへの理解を深めるとともに、情報

の収集と蓄積に取り組んでいると、そういう状況でございます。

○25番（石井孝君） ありがとうございます。

設置していく方向であるということで、非常にありがたく思いますが、確かにいろんな情報をしっかり収集してから提供したいという思いもよくわかるんですけども、その提供した情報が来る旅行者にマッチしていなきゃ、余り意味がないとは言いませんけれども、本当にしたいところの施設じゃなければ有効活用されないという情報もたくさん出てくるかというふうに思います。やはり設置して、実際に調べていくことで蓄積がされていくんだというふうに思っております。私自身は、センターを開設して、実際に相談員の方や、それから調査員が事業者とかかわりを持つことで、バリアフリーツーリズムへの理解が深まって、集客率も高まって、消費額もふえていくんだというふうに思っています。体の不自由な高齢者や障害者に対して何かできることはないかという機運が高まり、事業者や個人みずからがバリアを取り除いていこうとする、こうして初めてバリアフリーが進んでいくのだということを勉強させていただきました。

ぜひとも、いつになるかちょっとわからないとは思いますが、できれば情報収集と同時に、小規模ながらも開設しながら、実際の相談というのはこういうもんがあるんだと、こういったところの高知県観光をしたいんだなというようなことの評価にもつながるというふうにも思いますので、なるだけ早急な、小規模でもいいので、開設に向けて動いていただければと思います。

本当に観光振興、いろいろ見ておられても、これまで磨き上げてきた高知の観光資源というのは、あらゆる人に高知にお越しをいただきまして、そのすばらしさをぜひ皆さんお手にとつ

てお確かめくださいというふうに言いたいなと思います。

そして、何よりも、先ほど言いました大目標であります県外観光客入り込み数の達成を目指していくためには、あらゆる方面に対して手当てをしていかなければいけない。そして、民間力を最大限に引き出そうとする行政が、バリアフリーな姿勢で臨むということが大切かなと思います。観光振興を中心とした経済の好循環を生むためにも、ある意味ターゲット層を絞り込んで、そういったことを一つ一つ小規模からでもつくっていくということ、バリアフリースターセンターの早期開設に向けて、ぜひとも前向きな検討をしていただきたいというふうに思います。

少し時間が余りましたが、私から通告した質問、これで一切終わりでございます。ありがとうございます。(拍手)

○副議長(明神健夫君) 以上をもって、石井孝君の質問は終わりました。

ここで午後1時40分まで休憩といたします。

午後1時36分休憩



午後1時40分再開

○副議長(明神健夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

浜田豪太君の持ち時間は55分です。

8番浜田豪太君。

○8番(浜田豪太君) 自由民主党の浜田豪太でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1問目は、教育政策についてお聞きいたし

ます。

8月28日に公表されました今年度の全国学力・学習状況調査において、本県では、小学校の算数Aが全国3位、中学校の数学についても過去最高の順位になりました。残念ながら、国語については小中ともに前年度を下回る結果になりました。知事はこの結果につきまして、提案説明の中で、現状分析と課題解決についての方針を述べられたところであります。ちょうど昨年の9月定例会での知事の提案説明の中で、全国学力・学習状況調査の結果に対して、数学の学力問題に関しては、引き続き危機感を持って取り組んでいかなければならないと受けとめておりますと述べられており、しっかりと結果を出されたのではないかと、私は強く感じております。

私は、子供を取り巻く環境の改善と学力の向上が本県の最重要事項であり、本県が取り組んでいる移住促進や人材確保におきましても、大切な要素だと考えます。

その中で、学力の向上については、チーム学校の構築などによる成果の証左とも言えるのではないのでしょうか。

また、子供を取り巻く環境については、特に厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を、教育によって断ち切ることに取り組んでおられます。その一例として、地域全体で子供を見守る体制づくりとして、学校支援地域本部等事業に6,766万4,000円が本年度も予算化されております。

私は、母校であり、地元の香南市立野市東小学校の支援ボランティアをしております。この支援ボランティアは、年3回の運動場整備、各学期初めの下校指導、学校行事の支援などの活動を行うのですが、本年度は朝学習の丸つけをメインの活動としております。私も支援ボランティアとして丸つけ活動をいたしましたが、朝

8時25分から15分間、支援ボランティアである民生・児童委員や保護者の方々が、子供たちが考えた答えに丸をつけて、時には間違った問題を教えてあげたりします。子供たちもいつもの先生とは違う、近所の大人に丸つけをしてもらえるので、張り切って頑張ります。

現在の子育て世帯の多くが共働きであり、核家族化しております。かつてのような密接な地域とのつながりが持ちにくい中で、学校と地域が連携して、一体となって子供たちを見守り、支え、育んでいく上において、この学校支援地域本部事業は、子供たちにはよい刺激であり、保護者の安心にもつながるといった点で非常に有効であるのではないかと、私は実感しました。

そこで、学校支援地域活動を円滑に行うための役割を担う、地域コーディネーターの確保が重要であると考えます。地元の小学校や中学校を応援するという気持ちは、地域の住民の多くは持っていると思いますが、実際にそのために何をすればよいのか、どのようにかわることができるのかわからないという方が多いのではないかと思います。そのときに、地域の方々の窓口として、学校とのやりとりをしてくれるのが、地域コーディネーターであります。地域の人を知り、学校の先生方を知り、そして子供たちを知る人は、そうそういるものではありませんが、それに近いような民生・児童委員や主任児童委員に協力をしていただくというように、地域コーディネーターの確保がこの事業の鍵ではないかと考えます。

また、この学校支援地域本部事業は、小学校だけでなく中学校でも行われておりますが、小学校区と中学校区では、広さも違いますし、役割と活動内容も違います。その違いをはっきりさせていないと、結局各小学校の支援ボランティアが、中学校の支援ボランティアとして集まるだけになるのではないかとという声もお聞き

します。

学校支援地域本部から高知県版地域学校協働本部への展開を目指す上で、現在の学校支援地域本部事業を通じた地域の見守り体制の構築につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） まずは、地元の野市東小学校におきまして、学校支援地域本部でボランティアをしていただいております、私からも感謝を申し上げたいと思います。

この学校支援地域本部事業は、地域との協働を進めていこうとする取り組みの柱となる事業でありまして、これはチーム学校を構築していくという観点からも、また厳しい環境にある子供たちを支えていくという観点からも、その両者の基礎となる大変重要な取り組みだと、そのように考えているところでございます。そして、地域のさまざまな厳しい環境にある子供たちをチームとして支えていくという観点からも、さらなる機能強化、特に見守り機能などなどの強化が求められているというところかと考えております。

既に学校支援地域本部は、県内公立小中学校の6割を超える学校で設置をされているところであります。今後、民生委員・児童委員の皆さんに参加をいただくとか、さらにはいじめや児童虐待など厳しい環境にある子供たちを学校と連携して見守っていただく体制の強化を図るとか、そういう形で地域学校協働本部化をしていきたいと、そのように考えているところであります。

この高知県版の地域学校協働本部は、現在県内7つのモデル校において展開をさせていただいております。そして、ここでは先ほど申し上げた民生委員・児童委員の皆様方の参画も得ているわけでありまして。モデル校での知見を得て、これを県内全域に広げていけるように今後取り組んでいかなければならないと、そのように考

えています。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。
お褒めの言葉をいただきまして、本当に精いっぱい取り組んでいきたいと思えます。

さて、学校内ではチーム学校、地域には学校支援地域本部、そしてもう一つ残っているのが家庭への教育支援であります。ここで言う家庭への教育支援とは、親が子供に家庭内で言葉や生活習慣、コミュニケーションスキルなど、生きていく上で必要なソーシャルスキルを身につけるための援助をすることであり、家庭教育と家庭学習とは違います。家庭教育は、全ての教育の基礎となるのではないかと、私は考えます。

さきの質問で述べましたが、近年の子育て世帯を取り巻く課題として、孤立化し、誰にも頼れず、悩み、戸惑いながら子育てをしている保護者が数多く存在しております。そこで、保護者に家庭教育の学習機会や情報を提供し、サポートするのが家庭教育支援であります。

UFJ総合研究所の子育て支援策等に関する調査及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングの子育て支援策等に関する調査2014によりますと、子育ての悩みを相談できる人がいると答えた母親は、平成14年度で73.8%、平成26年度には43.8%でした。また、子供を預けられる人がいるのは、平成14年度で57.1%、平成26年度では27.8%とのことでした。これは地域の中での子供を通じたつき合いの減少をあらわしております。

全ての教育のベースとなる家庭教育を支援することで、学校・地域・家庭それぞれの教育力が再興されるのではないのでしょうか。そして、家庭教育が充実すると、集団生活に必要な自立心や社会性を家庭で伸ばした子供がふえ、教師が学科指導等に集中できるようになり、学力向上の効果もあらわれるのではないのでしょうか。

家庭教育に対する不安感や危機意識は当事者

である保護者も感じており、行政に対する要望も高まっております。その中で、教育基本法の改正により家庭教育の位置づけが定義されました。

このような状況に対応するために、自治体における家庭教育支援の規範として、家庭教育支援条例が施行され始めています。その先駆けとなったのが、平成25年4月1日に施行されました熊本県のくまもと家庭教育支援条例です。また、基礎自治体としては、石川県加賀市において、平成27年6月22日に施行されました。今後、基礎自治体においても、家庭教育支援条例の施行が進んでいくことが予想されます。平成29年3月時点での施行状況は、熊本県、鹿児島県、静岡県、岐阜県、群馬県、宮崎県、徳島県、茨城県、石川県加賀市、長野県千曲市、和歌山県和歌山市です。熊本県の家庭教育支援条例の取り組みとしては、「親の学び」プログラムトレーナーを活用した学びの機会の提供、支援ネットワークの構築、アウトリーチ活動の支援、「親の学び」指定校事業、「親の学び」状況調査事業、くまもと家庭教育10か条リーフレットの配布などとのことあります。

本県におきましても、日本一の健康長寿県構想の中で、厳しい環境にある子供たちへの支援、また教育大綱及び第2期教育振興基本計画の推進の中で、同様の取り組みをしております。

私は、ここで取り上げました他県のように、家庭教育支援条例をつくるべきだということではありません。むしろ条例化をするとすると、家庭の問題に行政が介入するなどといった、その趣旨とは違う反対の声が上がるリスクがありますので、現状の取り組みをさらに強化していただくほうがより効果的であると考えますし、本県のやり方が得策だと考えております。

そこで、この家庭教育支援の重要性につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この家庭教育は極めて重要だと考えておまして、その点は教育基本法の改正におきましても、この教育についての第一義的な責任は保護者にあるとされているところにもあらわれていると、そのように考えているところでもあります。

しかしながら、核家族化とか、地域コミュニティの希薄化とか、さらには経済状況などを背景にして、この家庭教育において大変御苦労しておられる御家族もおいでになるわけでありまして、そして、特に幼少期においては、この家庭教育というものの重要性が極めて高い。しかしながら、そういう幼少期のお子さんを持っておられる御家庭において、家庭教育に御苦労しておられる家庭もおいでになるということでもあります。でありますので、特に就学前の子供の保護者を対象とした、いわゆる親育ち支援策、これを引き続きしっかり講じていくことが大事だと思っています。

大きく言うと3つありまして、保育所、幼稚園等を通じて保護者の学習の機会を設ける取り組み、さらには地域ぐるみでの子育て交流の場づくり、例えば地域子育て支援センターとか、こういうものを普及させていく取り組み、そしてもう一つは、特に厳しい環境にある保護者に対する助言・指導などを直接的に行っていくような取り組み、家庭支援推進保育士を配置するとか、保育所、幼稚園にもこのスクールソーシャルワーカーを配置するとか、そういう取り組みなどを通じて対策をとろうとしているところがあります。引き続き、こういう対策をしっかり進めていきたいと、そう思います。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。

近年は、共働きや核家族化など家庭環境の変化に伴い、これまでのような参加型の家庭教育支援では対応できないケースが急増しております。このような状況に対応するべく、行政から

提供する学びの場だけでなく、保護者のニーズに応えられる訪問型を含めたさまざまな支援を包括的に行っていくために、家庭教育支援チームを中心とした新しい支援モデルを構築していく必要があるのではないかと、私は考えます。

平成29年度文部科学省、家庭教育支援チームリーフレットによりますと、平成28年度の家庭教育支援チーム数は、全国で507チームあり、本県では3市町4チームとのことであります。

保護者への情報や学びの場の提供、家庭と地域とのつながりの場の提供、そして私はこれが今後最も効果的ではないかと考えますが、訪問型家庭教育支援、つまりアウトリーチ型の支援体制であります。訪問型家庭教育支援とは、地域の子育て経験者を初めとする人材を中心に、教員OBやスクールソーシャルワーカー、民生・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して、個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりする活動のことであります。

そこで、本県の家庭教育支援チームの現状と課題について教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 本県では、本年度は5市町で6つの家庭教育支援チームが組織をされておりまして、家庭教育に関する講座や講演会、子育て相談の取り組みが行われておりますけれども、お話にありました訪問型の家庭教育支援の実施には至っておりません。

昨年、市町村にお聞きしたところでは、訪問型の家庭教育支援の実施を進めるに当たっては、構成員となる保健師や臨床心理士、民生・児童委員などの地域人材の確保に加えて、市町村の保健や福祉部門などで先行して実施している訪問型の支援策との重複などが課題となっているということでした。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。

やはり最近の傾向として、私もいろいろな場で子育て関係のシンポジウムや勉強会などに顔を出す機会が多いのですが、そのときにやはりいろんな会場で同じ方を見る、そしてまた全体としての数が少ない。その現状は、やはり共働きであったり、仕事が忙しくて、本来最も来ていただきたい方になかなか来ていただきにくい状況があるのではないかと考えます。そういった意味でも、本当に手間もお金もかかる中で、訪問型というのは非常にこれから有効であると考えますので、ぜひともお力をかしていただきたく、要望いたします。

次に、福祉政策、特に介護事業所を取り巻く問題についてお聞きいたします。

厚生労働省は、本年3月10日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の場で、平成27年度に、指定取り消し、指定効力全部停止、指定効力一部停止の処分を受けた介護保険サービス事業所は227件で、前年度より12件増加し、過去最多を記録したと発表しました。内訳は、指定取り消しが119件、指定効力全部停止が42件、指定効力一部停止が66件とのことであります。幸いにして、本県は指定取り消し及び指定効力全部停止・一部停止はゼロでした。平成18年度から27年度の10年間でも本県は、指定取り消しが20件、指定効力全部停止・一部停止は9件とのことでした。指定取り消し件数が最も多いのが大阪府で、平成18年度から27年度で91件であります。しかし、大阪府と本県では人口の規模が違いますので、本県の20件というのは多いのではないのでしょうか。

また、これらの指定取り消し処分に至った主な事由としては、不正請求が最も多く、虚偽報告、運営基準違反がそれに続くものであるそうです。例えば和歌山県では、介護老人保健施設の3億675万円にも上る不正請求が発覚しました。同様に広島県でも、グループホームの1億

5,810万円の不正請求が発覚しております。本県においても、本年8月21日高知市が、介護給付費などを不正受給したとしてデイサービス事業所の事業者指定を取り消し、加算金も含め約600万円を返還するよう請求したと発表されたのが、記憶に新しいところであります。

厚生労働省総務課介護保険指導室では、自治体に対し、運営基準違反や介護報酬の不正請求は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度の信頼を損なうものである、不正が確認された場合には厳正な対応をお願いすると要請しているとのことであります。

そこで、本県における運営基準違反や介護報酬の不正請求問題について、現状と対策について地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 県が所管をいたします介護事業所に対しましては、年次計画等に沿って介護保険法に基づく実地指導を平成28年度は126件実施いたしました。また、人員基準違反など著しい運営基準違反が疑われる9つの事業所に対しては監査を行いました。

実地指導や監査の結果、平成28年度に行政指導として改善勧告を3件、文書指導を95件行っております。その後、いずれの事業所も改善されていることを確認しており、その指導内容、改善状況などについては、県のホームページでも公表しております。

今後も個別の実地指導や、毎年3月に開催をしております全事業者向けの集団指導、日常的な事業所からの質問や相談などに対し適切に対応を行いますとともに、保険者であります市町村や広域連合との連携を図り、介護事業所におけるサービスの質の確保及び保険給付の適正化を徹底してまいります。

○8番（浜田豪太君） よろしくお願ひします。

次に、養介護施設従事者等による虐待の増加についてお聞きします。厚生労働省の「平成27

年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」によりますと、養介護施設従事者等による虐待判断件数は408件であり、前年比36%増加、相談・通報件数は1,640件で、前年比46.4%増加しております。本県では、平成27年度養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数は5件であります。

介護施設での虐待事例は、毎年過去最高を更新し、増加の一途をたどっております。その多くは、認知症の高齢者が対象となっており、身体的虐待が61.4%を占め、そのうち3割は違法な身体拘束の実施が含まれているとのこと。このような虐待が発生する原因として、最も多いのは、職員の教育・知識不足、次いで職員のストレス・感情コントロールの問題が挙げられております。

そこで、これら養介護施設従事者等による虐待問題に本県として、どのように取り組んでおられるのか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 養介護施設従事者等による虐待を防止するため、県では、施設の職員などを対象といたしました高齢者虐待防止研修を開催しております。平成28年度には、虐待につながるおそれのある不適切なケアの防止やストレスケアなどをテーマに、延べ311名の方に参加をいただいたところです。また、虐待を受けた高齢者は、お話にもありましたように、認知症の方が多くなっておりますので、施設の職員などを対象とした認知症介護に関する研修においても、虐待の防止について啓発を行うなど、施設の職員の資質向上を図っております。

施設内の虐待を含め、高齢者虐待への対応は、市町村が行うことになっておりますが、県としても所管の施設に対しましては、老人福祉法や介護保険法による改善指導を行っています。加えて、市町村が虐待に関する専門的なアドバイ

スを受けられるよう、弁護士と社会福祉士による専門家チームを派遣する体制も今年度整備したところでございます。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。これなんかも最近では本当に報道でよく取り上げられたりしております。やはり御高齢者本人、そして御家族を含めて不安があると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、介護事業者の倒産についてお聞きします。東京商工リサーチによりますと、平成28年の老人福祉・介護事業倒産は、平成12年の調査開始以来、これまで最多だった平成27年、76件の1.4倍増の108件へと急増しました。倒産した事業者は、従業員5人未満が全体の73.1%、設立5年以内が50%を占め、小規模で設立間もない事業者が倒産を押し上げる構図が鮮明になっているとのこと。また、倒産の増加要因としての介護業界の人手不足について、国内景気が悪いときの採用は順調で、好況になると人材が他業種へ流出するなどといった、景気と逆向きの傾向になっております。また、介護職員の大幅な人手不足に加えまして、介護報酬改定による報酬の引き下げによる経営状況の悪化や、ノウハウを持たないままの異業種からの参入による経営不振なども倒産件数増加の理由となっております。

幸いにも、平成28年の本県における老人福祉・介護事業倒産件数はゼロであります。しかしながら、全国的に高齢化時代を迎え、団塊の世代の方々が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上になるという超高齢化時代を迎える、いわゆる2025年問題を目の前にしまして、今後さらに老人福祉・介護事業の市場規模が拡大する中で、老人福祉・介護事業の選別と淘汰が進んでいくことが予想されます。

総務省統計局による平成28年10月1日現在の人口推計によりますと、本県の平成28年の65歳

以上人口の割合は、トップである秋田県の34.7%に次ぐ33.6%であります。

このように、まさに高齢化の先進県であり、さらに人手不足問題も深刻化している本県にとりまして、老人福祉・介護事業の維持とさらなる充実、身体介護や生活援助が必要な御高齢者のみならず、私たち団塊ジュニア世代にとりましても、深刻なテーマであると考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 介護事業の充実には人材の確保が欠かせず、今回新たに導入しようとしております介護事業所認証評価制度の普及と認証取得のための事業所への支援などを通じまして、人材が確保、定着できるよう取り組みを強化していきたいと考えております。また、人材が定着することでサービスの質の向上も図られると考えております。また、福祉研修センターにおいては、体系的な研修を実施することにより、介護従事者の資質の向上を図り、介護サービスの充実を図ってまいります。

他方、採算性などの面で特に厳しい状況にある中山間地域などにおいて、サービスの維持を図るため、遠距離の利用者に在宅介護サービスを提供する事業者に対し、介護報酬に上乘せの補助も行っているところでございます。

こうした取り組みを通じまして、老人福祉・介護サービスの維持とさらなる充実につなげてまいりたいと考えております。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

この項目の最後に、厚生労働省が進めております、地域包括ケア「見える化」システムについてお聞きいたします。私は先月、所属する危機管理文化厚生委員会の県外調査出張にて、新潟県に行つてまいりました。その中で、佐渡地域医療連携推進協議会のさどひまわりネットの取り組みや、社会福祉法人長岡福祉協会こぶし

園の地域包括ケアシステムへ向けた取り組み事例を視察調査させていただきました。

最初に述べました、さどひまわりネットとは、佐渡島内の病院、医科診療所、歯科診療所、調剤薬局、介護福祉施設をネットワークで双方向に結び、患者さんの情報を互いに共有することで、受けている治療内容、飲んでいるお薬を把握して、安全な医療・介護を提供し、状態に合わせて利便性の高い施設で医療・介護を受けることができる環境を目指すものであります。御説明くださいました佐渡総合病院の佐藤院長の、地域を守るという強い信念とリーダーシップによりネットワークの完成に向けて取り組まれておりました。

また、長岡福祉協会こぶし園では、小地域での医療、介護、予防、生活支援、住まいの一体的な提供を、法人主導から官民協働を目指して取り組んでおられます。こちらも、こぶし園の施設長より、これまでの経緯と取り組みの効果、そして今後の展望について丁寧に御説明いただきました。

両施設、システムともに、過疎化と少子高齢化が進む地方にとりまして、非常に有効で、まさに理想的な地域包括ケアシステムなのではないかと思いましたが、本県としても大いに見習い、目指すものであると感じました。

さて、その地域包括ケアシステムをつくり上げていく上において、先ほどの2つの例のみならず、ほかの成功例などを勉強させていただくと、成功に向けた鍵として、情報共有というのが一つの大きなキーワードになるのではないかと考えます。

そこで、現在厚生労働省が推進しております、地域包括ケア「見える化」システムを活用することが重要ではないかと考えます。厚生労働省のホームページによりますと、地域包括ケア「見える化」システムとは、都道府県及び市町村に

おける介護保険事業支援計画等の策定、実行を総合的に支援するための情報システムであり、介護保険に関する情報を初め、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されるシステムとのことであります。

これは、地域間比較等による現状分析から自治体の課題抽出をより容易に実施可能とすること、同様の課題を抱える自治体の取り組み事例等を参照することで、各自治体がみずからに適した施策を検討しやすくすること、そして都道府県、市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間、関係部署間の連携が容易になることを主な目的として利用することができるということです。また、平成27年7月の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用することができるようになっております。

地域包括ケア「見える化」システムを活用することによって、これまでそれぞれの組織や団体が個別に把握していたデータを共有し、地域の課題と介護資源を把握するために、見える化することで、当該自治体のみならず、医療・介護事業者、そして最も重要である福祉を受ける側の方々にも同じ情報を提供することが可能になります。

この地域包括ケア「見える化」システムを本県の地域包括ケアシステム構築にどのように活用しているのか、そして現在の利用状況について地域福祉部長にお伺いします。

○**地域福祉部長(門田純一君)** 地域包括ケア「見える化」システムによりまして、介護保険事業におけます現状分析から課題の抽出や他の団体との比較が容易にできるようになり、現在市町村においては、これを活用して要介護認定率や

介護サービスの給付率などの分析、今後の介護サービス量の推計作業を行うなど、平成30年度からの第7期介護保険事業計画の策定が進められているところです。

一方で、本県におきまして、制度サービスでカバーできない福祉サービスなどを提供し、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担っている、あつたかふれあいセンターについては、介護保険の制度外の取り組みであるがゆえに、「見える化」システムのデータには反映されていないなど、本県が検討するに当たっての課題もございます。

今後、「見える化」システムを効果的に活用しつつ、介護保険外の取り組みもあわせて検討しまして、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援を包括的に確保いたします地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**8番(浜田豪太君)** ありがとうございます。本当に難しい問題ではありますが、「見える化」システムで、先ほど申しましたとおり、本当にどなたでも見えることによって、介護を受ける御高齢者の方、そして家族なんかもいろんなことを知ること、今特に言われております透明化であるとか、いかにいろんなことを情報共有するかということが大切だと思います。また、今議会の初日に弘田兼一議員の質問でも取り上げられましたが、介護現場へのICTの導入等ともあわせまして、この「見える化」システムを有効活用することによって、超高齢化社会が目前に迫る本県の対策の柱となることを強く要望させていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、水産振興政策における宝石サンゴを取り巻く環境についてお聞きします。

宝石サンゴにつきましては、本年2月定例会におきまして、桑名龍吾議員が宝石サンゴ製品の輸出や加工技術の伝承などへの本県の支援状

況について質問されました。知事からは、宝石サンゴ資源を将来にわたって持続的に利用していけるよう取り組んでいくとの前向きな御答弁を、そして商工労働部長からも、今後の展開について関係業界の方々にもお話をお聞きした上で、サンゴ産業の維持・発展を図っていくための方策を協議する場を設けることなども検討していきたいとの御答弁をいただきました。この質問と答弁に対しまして、宝石サンゴ業界の方とお話をしますと、大変心強く、本当に励みになっているとのことでございます。

そこで、私は2019年にスリランカで開催されます、希少生物の国際取引にかかわるワシントン条約締約国会議の件、及び環境省のレッドデータリスト等について質問したいと思っております。

昨年、南アフリカで開催されましたワシントン条約、いわゆるCITES、締約国会議におきまして、アメリカの提案による、宝石サンゴ類の保全と貿易に関する質問票が決議されました。これにより我が国では、水産庁がこれに対する返答をし、その集計データに基づく議論を踏まえ、最終的な報告書がCITES事務局に提出されることとなっております。そして、次回2019年スリランカでのワシントン条約締約国会議におきまして、附属書に掲載するかどうか、参加国より提案があれば審議されることとなっております。附属書は、厳しいほうからⅠ、Ⅱ、Ⅲとなっており、最も厳しい附属書Ⅰは、絶滅のおそれのある種であって、取引による影響を受けており、または受けることのあるもの、商業目的の国際的な輸出入を禁止であります。これに掲載されてしまいますと、宝石サンゴ業界自体が存続できなくなってしまいます。

このように国際的に注目される宝石サンゴですが、高知県内の状況についてお話をさせていただきます。本年6月25日の高知新聞の報道によりますと、高知県漁協の2016年度決算で当期

剰余金が1億3,300万円となり、2008年に合併したときから続いておりました累積赤字状態が初めて解消されたそうです。この赤字解消の最大の要因は、2008年に25漁協が合併し、そのときには5億3,000万円にも上る累積赤字を抱えておられました高知県漁協に携わる全ての関係者の皆様のまさに血のにじむような御努力のたまものであることは間違いありません。その御努力により、2012年度策定の経営改善計画で、赤字解消を2018年度決算としていた目標を、2年も前倒しでなし遂げられました。また、その一因としまして、近年の宝石サンゴの高騰も追い風になったのではないかと思います。

実際に宝石サンゴの原木入札結果を比べますと、2005年には約4億7,000万円でしたが、2015年には約58億円に上がっております。10年間で12倍以上に上がっております。この宝石サンゴの高騰の最大の要因は、中国経済の高成長であると考えられております。元来中国では、宝石サンゴが縁起がよい、幸福を呼ぶなどと言われて珍重されており、特に日本産のアカサンゴの人气が高く、1つで数千万円や1億円するものもあるとのことであります。この日本産のアカサンゴですが、現時点で東京都、和歌山県、長崎県、鹿児島県、沖縄県、そして本県の6都県で許可され、その中の漁獲の約8割を本県が占めております。つまり、現在の宝石サンゴ特需の恩恵を受けているのがほぼ本県であります。

このような宝石サンゴを取り巻く環境が非常に好調な中で、2014年から翌年にかけて東京都小笠原諸島周辺海域におきまして、中国船籍による宝石サンゴ密漁事件が起きました。この問題は、ワシントン条約締約国会議におきまして、宝石サンゴを附属書Ⅰに掲載し、国際的な商取引を規制しようと考えている相手側に対して、有利な状況を生み出しております。

外交官を御経験されている尾崎知事には、釈

迦に説法であることは承知しておりますが、ワシントン条約締約国会議とは、いわば国益をかけた武器を使わない戦いのようなものであり、各国はロビー活動を展開し、それぞれの国益のために全力を使います。だからこそ、全国でも、宝石サンゴ特需の恩恵を一手に受けている本県の喫緊の課題として、くどいようですが、政府に向けてワシントン条約締約国会議への対策を訴えていただきたいと、私は強く思います。

そして、さらに重要かつ深刻な問題が発生しております。本年3月に宝石サンゴ3種が、環境省のレッドリストに準絶滅危惧種として記載されました。これは、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧種に移行する可能性のある種です。今回、準絶滅危惧種に宝石サンゴが掲載されましたが、これがさらにランクアップして絶滅危惧種になった場合、商取引に種の保存法が深くかかわることになります。その上で、国内希少野生動植物の指定を受けますと、捕獲、採取、販売、輸出入が原則として禁止されます。

ここで問題になるのが、これを評価した2つの理由です。1つ目の理由は、さきに取り上げました小笠原で起こった中国船による密漁事件が指摘されております。これにつきましては、水産庁が、小笠原諸島と沖縄で違反操業の行われた海域において、中国サンゴ船の違法操業が小笠原諸島周辺海域の宝石サンゴの生息状況や海底環境に与えた影響を確認するとの目的を持って調査を行い、その結果、両海域において宝石サンゴ資源が壊滅的な被害を受けたわけではないとの調査結果を発表しています。

また、2つ目の理由は、近年操業許可を持つ漁船数が増加していることが指摘されております。これにつきましても、現在宝石サンゴ漁は、県の漁業調整規則に基づく知事許可漁業で、県東部と西部の海域で操業しており、許可件数は

2005年度の170件から2017年度で364件になっております。許可内容も、許可枠、操業位置の把握、操業区域、禁漁期、操業時間、漁獲量、許可期間など、随時見直しながら実施されております。これらは、漁師、漁協、原木輸出業者の皆様が国際的な状況を鑑みて、宝石サンゴ資源を守り、持続的な利用を可能とするためであります。その一環として、一昨年10月と昨年1月、そしてことし6月には、世界で初めて宝石サンゴの保護育成のために魚礁を設置し、そしてその成長まで確認をして良好な結果を得ております。宝石サンゴ増殖への期待も高まり、増殖へ向けた取り組みが今後さらに進められていくことでしょう。

本県にとりまして、明治時代に端を発し、100年を超える伝統産業であり、今最も勢いのある産業が失われる事態とならないように、これまでの質問をお聞きいただきまして、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 宝石サンゴ漁業は、年間の水揚げ額が50億円を超えるということでありまして、重要な沿岸漁業であります。また、これに加工業を含めたサンゴ産業は本県が誇るべき産業だと、そのように考えているところであります。しかしながら、御指摘のようにワシントン条約締約国会議をめぐる状況は予断を許さないと考えているところであります。

県では、これまでも禁漁区の拡大や禁漁期間の延長など、厳しい規制を大変多くの皆様方の御理解を得て進めてきたところでありますけれども、こちらにつきましても、今後さらなる規制の強化も含めて、漁業者の皆様と協議も重ねさせていただき、御理解も得ながら、引き続き適切な管理を進めていく、例えばそういうことも考えていかなければならないと、そのように考えております。

他方、宝石サンゴ漁業者、加工流通業者の方々

におかれては、宝石サンゴの移植試験などの保護育成に取り組んでおられまして、こちらも大変発信力のある取り組みをしておられるわけがあります。ぜひこうした取り組みとともに、それぞれ進めてさせていただければと、そのように考えます。

ただ、御指摘のように本年3月に環境省のレッドリストの準絶滅危惧種に指定されたことによりまして、今後定量的な評価というのがより重要になってくるということが想定されることは、何としても念頭に置いておかなければならないものと、そのように考えております。このため、国に対しまして、引き続き外国船による違法操業への取り締まりの強化をしっかりとやってもらいたいということを強く訴えていきますとともに、あわせまして宝石サンゴの資源状況を調査するよう訴えていくことも行っていきたいと考えております。

こういうことを通じまして、平成31年に予定されておりますワシントン条約締約国会議に向けまして、関係団体と一体となって取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。

本当に、これは非常に難しい問題であると思えます。外交の問題でもありますし、そしてまた漁師、漁協、原木輸出業者の皆様のそれぞれの利益、利害関係などもある。しかし、それをこれまで乗り越えて、ここまで何とか積み上げてきたという、先ほど申しましたとおり、本当に御努力のおかげで、こうして順調に産業として伸びてきておるのが現実であります。何とぞ知事にはお力をかしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、最後の項目として、交通政策、LCC定期便誘致についてお聞きいたします。

法務省出入国管理統計によりまして、平成27年の全国の空港における訪日外国人受け入れ割

合は、主要7空港である成田、関西、羽田、福岡、那覇、中部、新千歳を除いた地方空港では、全体の約6%とまだまだ割合は高くありません。しかしながら、平成24年の約45万人から平成27年には約106万人と、3年間で約2.4倍に増加しておるとのことです。

現在、国土交通省では、明日の日本を支える観光ビジョンで定める訪日外国人旅行者数を平成32年、2020年、4,000万人、平成42年、2030年には6,000万人の目標達成に向けて、地方への誘客促進のために、自治体が誘客・就航促進の取り組みを行う地方空港を訪日誘客支援空港と認定した上で、総合的な支援措置を講じることとしております。それに向けて、訪日誘客支援空港の認定等に関する懇談会を設置して、会議の評価を踏まえ、当初の予定では、全国で100近くある空港の中から、おおむね15の空港を想定して募集が開始されたそうでありました。結果、予定を大幅に上回る27の空港を、3つのカテゴリーに区分した上で訪日誘客支援空港に認定し、各地域における国際線就航を通じた訪日客誘致の取り組みの拡大に向け、国による必要な支援が開始されるそうでありました。

残念ながら、四国4県の中で本県は、この訪日誘客支援空港に認定されておられません。松山空港、高松空港、徳島阿波おどり空港は、拡大支援型の訪日誘客支援空港に認定されております。この拡大支援型とは、訪日誘客に一定の実績を上げている上、拡大に向けた着実な計画、体制を有しており、国の支援を拡大することにより、訪日旅客数のさらなる増加が期待される空港という区分であります。

このことをお聞きしますと、現在LCCが国際線、国内線ともに就航しております松山空港と高松空港については驚かないわけですが、徳島阿波おどり空港については、私、正直驚いたところでもあります。

しかし、徳島阿波おどり空港は、昨年度より国際線の誘致を見据え、総事業費18億円をかけてターミナルビルの拡張工事が行われているそうです。ビルを拡張して3基目のボーディングブリッジ、いわゆる搭乗橋を設けるほか、搭乗待合室や税関、出入国審査、検疫などの設備を整えているそうでもあります。このように国際線の誘致に向けた多額の予算を投入して、今回の訪日誘客支援空港の認定もされたということは、なるほどと納得するところでございます。

そして、この訪日誘客支援空港につきまして、もちろん本県も認定を受けて国際線をとりたいところではございますが、現状として国際線の誘致をするために、徳島と同様の空港などのインフラ整備を今から始めることがどんなに厳しいことであるか、私も重々承知しております。

そこで、この認定を前向きに捉えまして、徳島阿波おどり空港の訪日誘客支援空港の認定を受け、四国の空の玄関口が3つにふえると捉え、そこに訪れられた外国人旅行者をいかに本県に誘客するか、観光振興部長に御所見をお伺いします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 四国を訪れた外国人旅行者宿泊数のこれまでの動向を見ますと、高松空港や松山空港の国際航空便の新規就航や増便に連動する形で四国4県を初め本県への外国人旅行者宿泊数が増加しております。特に高松空港では、本県を訪れる観光客が多い、台湾や香港などからの定期便が就航し、順に増便されてきておりますので、高松空港に到着する外国人旅行者をしっかりと本県へ呼び込むための取り組みが重要であると考えております。

このため、今年度から香川県と連携し、台湾での旅行会社との商談会や、香港での観光フェアの共同開催のほか、台湾で有名な日本情報サイトを活用した共同プロモーションなどを実施することとしております。

今後、徳島空港に国際航空便が新規就航することになれば、就航路線の相手国や航空会社の形態、就航便数などを踏まえ、徳島県との連携も検討してまいります。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。

次に、国内線についてお聞きします。私は以前から国際線よりも、むしろ国内線の誘致が重要だと考えております。国際線というのは、文字どおり国際情勢が誘客にダイレクトに影響いたします。だからこそ、言葉も通じて、そして何といても安心・安全なおもてなし旅行先として本県に来ていただき、そしてまた一方で、本県からも地産外商などのビジネスチャンスの拡大に向けて、国内線の誘致は有効だと考えます。

今議会の知事の提案説明でも述べられましたが、本年3月より開幕しました「志国高知 幕末維新博」には、メイン会場の高知城歴史博物館で既に1年間の目標である12万人を超える方々が来館され、サブ会場と地域会場を合わせた全会場の来場者数は約98万人に達しており、先月中には100万人を達成する見込みとのことでありました。

そこで、昨年度の高知龍馬空港の羽田線及び空港全体の利用者数について中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） 昨年度の高知龍馬空港の羽田線利用者数は、過去最高の99万9,576人となっており、ほぼ100万人というところまで来ております。対前年比では、プラス4.2%の伸びとなっています。

空港全体の利用者数は、およそ140万人となっており、10年ぶりに140万人台を回復しました。対前年比ではプラス5.6%の伸びで、羽田、伊丹、名古屋、福岡の各路線とも好調に推移しております。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。

また、「志国高知 幕末維新博」が始まりました、ことし4月以降の羽田線及び空港全体の利用者数を中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） ことしの4月から8月までの5カ月間の実績は、羽田線は43万人で、対前年同期比プラス6.5%、空港全体では60万4,000人で、対前年同期比プラス6.7%となっており、幕末維新博の開催のよい影響などもあり、引き続き順調に推移しております。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。今年度の中山間振興・交通部、交通運輸政策課の当初予算の中で、新規事業として航空需要調査委託料が入っております。これはLCC等に関する航空需要調査だと2月定例会の委員会で、私はお聞きをしたところであります。

先ほどお聞きしたとおり、今年度の空港利用者数は羽田線を中心に好調であります。さらに、本県への誘客の原動力として、来年4月の幕末維新博第2幕では、目玉である坂本龍馬記念館のリニューアルが控えております。

このような追い風に乗りまして、今がLCC誘致に向け、最大のチャンスと言っても過言ではないと私は考えておりますが、現在の状況と展望につきまして中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） 国内のLCCは、成田空港か関西空港のいずれかを主要拠点としていますが、現在県では、本県との間の移動手段として航空機の優位性が高く、マーケットも大きい首都圏とのアクセス向上に着目し、ターゲットとして成田線のウエートを高め、ほぼ毎月のように訪問を重ねるなど、誘致活動を進めているところです。

これまで成田線のLCCが就航している地域を見ますと、一部を除きLCC就航前年の羽田線の利用者数が、最低でも年間110万人を超えて

おります。先ほど申し上げましたとおり、高知龍馬空港の昨年度の羽田線利用者数が100万人となり、本年度もこれまで好調に推移していますことから、本県の観光振興施策を初めとしたさまざまな取り組みやポテンシャルに加えまして、具体的な実績も持って誘致活動に臨むことができるようになったのではないかと考えております。

まだまだ道のりは平たんではないと思いますが、現在実施しております需要調査の結果など、説得材料を充実させながら、LCC就航の実現に向けて、今後も粘り強く誘致活動を重ねてまいります。

○8番（浜田豪太君） ありがとうございます。心強いお言葉だと受けとめました。あと10万人、知事初め、中山間振興・交通部長、そして観光振興部長には本当にお力をおかりして、あと10万人、今年度に上げまして110万人を突破、そしてLCCをとということで、私も引き続きしつこいようですが、取り組んでいきたいなと思っております。

今議会で久保議員が質問されていまして新幹線を四国にということは、本当に夢もあります。それと四国新幹線はすぐにできないものですから、LCCを、何とか110万人を突破して、いち早く就航していただきたいことをお願い申し上げまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、浜田豪太君の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時35分休憩



午後3時再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田中徹君の持ち時間は55分です。

6 番田中徹君。

○6番（田中徹君） 自由民主党の田中徹でございます。今定例会の質問も私で19番目となりましたので、重複する項目もあろうかと思っておりますけれども、思いを込めて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは初めに、スポーツの振興に関して順次お伺いをいたします。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催決定を契機にスポーツへの関心が高まり、今日に至っては一層盛り上がりを見せているように感じます。本年7月にはシンガポールのホストタウンとして国に登録されたことを受け、南国市では8月18日に「異文化教室 シンガポールを学ぼう！」を開催し、同国の文化を学ぶなど、市民の機運も高まってきています。本県では本年度より、スポーツ行政の一元化を図り、スポーツの振興を強力に進めるため、庁内の本部会議や県内の産学官民の有識者から成る県民会議を立ち上げ、議論が進められています。とりわけ生涯スポーツの推進は、競技力の向上、スポーツツーリズムの振興と並び、本年度のスポーツ振興施策の3本柱に位置づけられています。また、県民の皆様が日常的に運動を行うことは、健康増進や生きがいがいづくりにつながるものであり、とても重要であると考えます。

そこでまず、県民の皆様が日常からスポーツに親しみ、参加しやすい環境は整っているのか、生涯スポーツの現状について文化生活スポーツ部長にお伺いします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 生涯スポーツの推進は、心身ともに健康で豊かな生

活を営む上で大変重要でありますので、誰もが身近な地域で気軽にスポーツに親しむ環境を整備することが必要です。これまで県では、高知龍馬マラソンや県民スポーツフェスティバルの開催など、スポーツ機会の拡充を図る取り組みや、各地域におけるスポーツ活動の受け皿として、総合型地域スポーツクラブの育成などに取り組んでまいりました。しかしながら、昨年度実施しました、県民の健康・スポーツに関する意識調査によると、本県における成人の週1回以上のスポーツ実施率は、4割程度にとどまっております。

各年代別のスポーツの実施率をしてみると、特に働き盛りの年代や子育て世代のスポーツ実施率が他の年代に比べて低い傾向にありますため、職場でのレクリエーション活動の促進や子育て中でもスポーツに参加しやすい環境づくりなど、ライフスタイルに応じたスポーツ機会の拡充を図ることが課題となっております。

地域によっては、指導者の不足や地域のスポーツに関する情報が関係者間で共有されていないことなどから、スポーツ活動が広がりにくいといった課題も見られます。

こうした現状を踏まえ、生涯スポーツの推進に当たっては、各地域のスポーツ活動の受け入れ体制の充実や関係者の連携強化を重要な視点と捉え、県民の多様なライフスタイルや地域の実情に応じた取り組みの検討を進めているところでございます。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。

次に、障害者スポーツの現状についてお伺いします。当議会において、障害者スポーツセンター管理棟の空調設備改修について補正予算案が上程されておりますが、御案内のとおり県内では、障害者のスポーツ拠点施設は春野の障害者スポーツセンター1カ所のみであります。参加機会の拡充を図る上でも、せめて県内で3カ

所程度の拠点となる施設が必要ではないかと私は考えています。

そこで、各地域に障害者が参加しやすい拠点をつくる必要があるのではないかと考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 障害のある方が身近な地域で安心してスポーツ活動を行うためには、県内の各地域で障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに参加しやすい環境を整えることが必要と考えます。

そのため、県では平成28年度より、国の委託事業である、地域における障害者スポーツ普及促進事業を活用し、学校、競技団体、福祉関係者、総合型地域スポーツクラブなどが連携する仕組みづくりに取り組んでまいりました。その結果、南国市と土佐市では、総合型地域スポーツクラブが特別支援学校と連携し、学校の施設を利用して、健常者と障害者が一緒に参加できる交流バドミントン大会が開催されるなど、卒業生や地域住民を巻き込んだ取り組みが進んでまいりました。さらに、県西部においては、競技団体と障害者スポーツ団体、スポーツ推進員などが連携して、障害種別にかかわらず参加できる新たな障害者陸上競技大会が開催されております。また、この大会出場に向けた陸上教室が複数回実施されるなど、広がりも見られるようになってまいりました。

こうした動きの中で、少しずつではありますが、関係者間で新たな連携が生まれてきておりますし、指導者の障害者スポーツに対する理解も深まってきております。

今後は、こうした取り組みの成果を県内に広め、地域における障害者スポーツの普及のための仕組みづくりを引き続き進め、まずは県内で3カ所程度の障害者スポーツの拠点づくりを目指していきたいと考えております。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。

先ほどの御答弁の中で、総合型地域スポーツクラブのお話が出ましたが、総合型地域スポーツクラブは、平成12年に国のスポーツ振興基本計画が策定され、各市区町村に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成することが目標に掲げられたことから、県内でも平成14年から順次設立をされました。現在では、活動休止中のクラブも含め、県内23市町村で31クラブが存在すると認識をしています。多様目、多世代、多様な技術や技能を持った方々で構成される総合型地域スポーツクラブは、クラブを構成する一人一人が、スポーツサービスの受け手であると同時に作り手であるという主体性を前提とし、これによって地域におけるスポーツ文化の確立を目指すものです。

先ほどもお話がございましたように、私の地元南国市のNPO法人まほろばクラブ南国は、会員数が1,000人を超え、子供から高齢の方まで楽しめる多様な活動を展開し、スポーツ活動だけでなく文化的な活動も行われていますが、このようなクラブの存在は県内でもごく一部とお聞きしております。

そこで、県内の総合型地域スポーツクラブの実情について文化生活スポーツ部長にお伺いします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 総合型地域スポーツクラブは、地域住民の主体的な運営によりまして、子供から高齢者まで、幅広い世代がスポーツに親しむことができる場づくりを目的としまして、全国各地で設立されてきております。

本県でも、お話のありましたように、平成14年度以降23市町村で31の総合型地域スポーツクラブが設立され、活動の広がりが見られるようになっております。しかしながら、県内の総合型地域スポーツクラブの会員数は平成23年度以降8,000人程度で推移をしており、ほとんどの総

合型地域スポーツクラブが会費や教室への参加費を主な財源としていることから、運営体制や財政状況が厳しく、地域の多様なニーズ等に十分に対応できていないという課題も見受けられます。

議員のお話にありました南国市の総合型地域スポーツクラブは、指定管理を受けたスポーツ施設等を基盤として、各種事業を広く展開されており、またスポーツを通して、子供の放課後対策や福祉活動も展開するなど、地域コミュニティの核として活動をされています。しかしながら、県内一の会員数を誇る同クラブでも、会費収入だけでは、地域住民のスポーツに対する多様なニーズに応えることに課題があるとお聞きをしております。

今後は、既存の総合型地域スポーツクラブの質的向上を図っていくことはもとより、地域のスポーツ関係団体など関係者が連携・協働して、地域スポーツを推進していく体制づくりが必要だと考えております。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。これまでも御答弁いただきましたように、総合型地域スポーツクラブの役割が非常に重要であると、私も認識をしております。

では、この生涯スポーツを推進するに当たり、総合型地域スポーツクラブだけでは担い切れないというような現状があるとすれば、今後どのように進めていけるのか。

議会初日には提案説明で知事から、総合型地域スポーツクラブ等による持続可能な地域スポーツを推進するためのネットワークづくりについてのお話でしたが、具体的にどのように推進するのか、今後の方向性について知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 生涯スポーツの推進を図ることは、それぞれの皆様の日々の生活の充実を図るとともに、健康長寿を実現するという観

点からも極めて重要だと、そういうふう考えております。

総合型地域スポーツクラブに加えて、地域の体育会の皆様でありますとか、スポーツ関係団体の皆様とかで、ぜひコンソーシアムをつくっていただいて、いわば地域スポーツハブのようなものを構築していただくことで、例えば地域でのスポーツイベントの企画でありますとか、さらにはさまざまな機会のお互いのマッチング——人材面も含めてでありますけれども、そういうことを行っていくことができれば、地域地域に一定、生涯スポーツを行っていくための機会というものを創出していくことができるのではないかと、そのように考えております。

ぜひ、そういうような地域のハブをつくらせていけるように、関係者の皆様方のネットワークをつくり上げていきたいと、そのように考えています。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。先ほどの御答弁では、総合型地域スポーツクラブが地域のハブと、核となるというようなお話だったと思います。これから、本会議であったり、また県民会議を通じてさまざまな議論があるかと思いますが、本年度に予定されております新たな計画の策定に向けて、よりよいものが策定されますように願っております。

では次に、農業の振興についてお伺いをいたします。

まず、ことしをもって、国による米の生産調整の数量配分の廃止、10アール当たり7,500円の直接支払交付金を廃止する、いわゆる30年問題に関してお伺いしたいと思います。

先週金曜日には同僚議員の土居央議員の質問に対して、県として来年度は生産数量目標を独自に設定すると答弁されていたと思います。この生産数量目標は、これまでも県において設定されてきましたが、本来目標数値を設定する際

には、系統出荷されていない農家の方の状況も把握した上で行うのが適当ではないかと思えます。昨年度は、県の農業再生協議会が中心となり、系統に出荷されていない農家の方々を戸別訪問されたとお聞きしておりますが、この実態把握こそが、飼料用米への転作のみならず、将来の高知県の農業戦略を考える上で極めて重要であると考えています。

平野部の少ない本県農業は、野菜を主力とした園芸農業が中心であり、ナスやニラなどの強みを生かす作物の取り組みを進めるとともに、今以上に農地の有効活用を考えなければ、稼げる農業の実現は難しいのではないかと考えます。加えて、本県の水稲は、作付面積が少ないことや縁故米が多いこと、そして系統出荷率が低いことを鑑みれば、実態把握を行い、データを蓄積することが大事だと考えます。

この水田活用の実態把握について農業振興部長の御所見をお伺いします。

○農業振興部長(笹岡貴文君) 米の生産数量目標を達成いたしますため、県では昨年5月から1年間をかけて、地域農業再生協議会やJAと協力いたしまして、系統外の米の大規模農家を中心に戸別訪問を行いました。その際には、主食用米から飼料用米への転換を促しますとともに、出荷先や栽培形態などの実態把握も行ったところです。

米の系統出荷率の低い本県にとりまして、系統外農家の実態を把握することは、需要に応じた米の生産だけではなく、収益性の高い園芸作物への転換を進める上で大変重要でございまして、今後も引き続き戸別訪問などにより実態把握に努めてまいります。

○6番(田中徹君) ありがとうございます。

また、本県では、飼料用米を中心に転作が推進されていますが、さきに述べましたように、将来の本県農業を考えれば、補助金誘導型の施

策ではなく、本当の意味で水田をフルに活用する、長期的な視野に立った戦略づくりを行うことが重要で、その上で水田フル活用ビジョンを考えていく必要があると思えます。

この将来を見据えた水田フル活用ビジョンの策定について農業振興部長の御所見をお伺いします。

○農業振興部長(笹岡貴文君) 毎年見直しを行っております、県の水田フル活用ビジョンにつきましては、主食用米や飼料用米、野菜、果樹など、作物ごとの取り組み方針と、平成30年度までの作付予定面積を定めております。

平野部の少ない本県にとりまして、稼げる農業の実現に向けましては、水田をさらに有効に活用していくことが重要となってまいりますため、今後長期的な視点に立った有効活用の方策について検討していきたいというように考えております。

○6番(田中徹君) ぜひ長期的な視野に立った水田の活用を考えていただきたいというふうに、重ねてお願いを申し上げます。

もちろん、米を考えたときに、需要と供給のバランスをとって米価を安定させるということは何よりも重要なことだと思いますけれども、一方で昨今のダイエットブーム、とりわけ炭水化物を抜くダイエット、またパンや麺類の摂取により米の消費量が低下する、こういう現状を考えれば、米の消費量をふやすということについても、取り組みは重要であり、進めていかなければならないと考えております。そのためには、私自身、この体を見ていただけたらわかるとおり、お米が大好きなんですけれども、子供のころからおいしいお米を日常的に食べるということが大事だというふうに思っております。一つ例を挙げますと、学校給食における米飯給食の回数をふやすとか、そういった取り組みも含めて、1人当たりの消費量をふやすという取

り組みをぜひ進めていただきたいというふう
にお願いを申し上げます。

少し質問が移りますけれども、次に農作物へ
の温暖化による影響と適応策についてお伺いを
します。近年、温暖化による農作物の生育障害
や品質低下などの影響が顕在化しており、全国
的な課題として適応策が求められています。本
県でも、水稲や梨、ミカンなどの果樹に影響が
出ているとお聞きしています。

そこでまず、本県においての温暖化による農
作物への影響について、現状をどのように捉え
られているのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） まず、水稲につ
いてでございますが、穂が出てからの高温によ
りまして、玄米の一部が白濁します白未熟粒が
発生し、1等米比率を大きく低下させる要因の
一つとなっております。

次に、新高梨では、夏から秋の高温干ばつに
よりまして、みつ症が発生し、品質低下を招い
ておる状態でございます。また、暖冬による開
花のふぞろいや新芽の発芽不良も見られるとこ
ろでございます。

かんきつ類におきましては、夏の高温、強い
日射による果実の日やけや、秋の高温、長雨に
よりまして、皮が浮くなどの品質低下が見られ
るところでございます。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。

これまでの御答弁ありましたように、水稲に
ついては、にこまるに加えて、新たに極わせの
新品種、高育76号が開発されまして、来年度か
ら本格的に作付も開始されるということをお聞
きしておりますので、一定の適応策が講じられ
ていると思いますが、果樹への適応策というも
のはどのように取り組まれているのか、果樹試
験場での研究や開発といった取り組み状況も踏
まえた現状について農業振興部長にお伺いしま
す。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 新高梨のみつ症
対策といたしましては、スプリンクラーの整備
と、暑さに強い品種のあきづきや果樹試験場が
育成しました龍水などの導入を進めております。

かんきつ類では日やけ対策といたしまして、
果樹試験場が果実の被覆技術を開発しておりま
して、ユズでは広く普及しておるところござ
います。また、浮き皮対策といたしましては、
圃場の排水性の改善や、防止効果のあるカルシ
ウム剤を散布する技術を普及しております。

今後も果樹試験場では、温暖化に対応した栽
培技術の開発や有望品目の探索、育成に取り組
んでまいります。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。私
は果樹という聞き方をしましたので、果樹の適
応策を御答弁いただいたんですけども、これ
ほど温暖化が進みますと、高温による障害とい
うものはさまざまな作物に出てくることが予想
されますので、将来を見据えた新品種の導入で
あったり、そういったことも研究を進めていた
だきたいというふうに思います。

次に、果樹の担い手の育成についてお伺いを
します。本県のみならず、全国的に農業の担い
手不足は顕著であり、農業分野における担い手
の育成・確保は喫緊の課題です。特に果樹にお
ける新たな担い手の育成は、繁忙期が収穫の一
時期になることや園地の確保が難しいことから、
野菜類と違い、年間を通じた研修が行えないと
いった課題があります。

そこで、果樹や畜産などの担い手の育成・確
保のために、新たな担い手育成センターの設置
も必要ではないかと私は考えますが、新たな担
い手育成センターの設置も含め、果樹の担い手
を今後どのように育成・確保していこうとされ
ているのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 果樹の担い手の
確保・育成につきましては、現在担い手育成セ

ンターで基礎研修を実施しまして、ユズやブントンの果樹産地の指導農業士の圃場で、栽培管理のポイントとなる時期に現地研修を実施しておるところでございます。こうした取り組みによりまして、これまでに担い手育成センターの研修生4名が果樹で就農し、現在3名が就農を目指して産地で研修しておりまして、担い手の確保・育成に一定の成果を上げているところでございます。

今後も、産地の指導農業士や関係機関と連携しまして、産地提案型の取り組みを推進し、果樹の新規就農者の確保・育成に努めてまいります。

○6番（田中徹君） いろいろなやり方はあろうかと思えますけれども、果樹の担い手の育成というものは非常に喫緊の課題であると思えますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この農業分野の最後に、長年地域で育まれた農林水産物等の名称を守る、G I保護制度についてお伺いをいたします。新聞報道にもありましたように、先月15日には木頭ゆずを初め、新たに3品目が登録され、現在42品目が登録されています。農水省は、2020年までに各都道府県で最低1品目の登録を目指していますが、残念ながら本県ではまだ登録されていません。

ユズやミカン、ブントンのかんきつ類など、農作物の輸出振興を図る上でも登録すべきではないかと考えますが、本県で登録が進まない要因について農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 県ではこれまで、26品目の農畜産物、加工品につきまして、G Iの専門家にも相談しながら、産地の方々とともにG Iへの申請の可能性を検討してまいりました。その検討の中で、申請に至らない主な要因といたしまして、土佐ブントンを例に挙げますと、全ての生産者が統一基準で栽培すること、土佐ブントンの品質基準を定めること、栽培か

ら販売までを管理し、状況を毎年国に報告しなければならないことといった要件がございまして、こだわりを持った生産者の多い品目では、生産者の合意が得られず、申請に至っていない状況にございます。

○6番（田中徹君） 先ほども申し上げましたとおり、このG Iについて、農林水産省は2020年までに各都道府県で最低1品目の登録を目指していますが、本県は登録に向けて今後どのように取り組みを進めていかれるのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 現在、本県では、制度上具体的な品目名を明らかにすることはできませんけれども、1品目がG Iに申請しているということでございます。また、一部の産地では、G Iの勉強を重ね、申請に向けた検討も行っております。引き続き、可能性のあるものにつきましては、品質基準の統一など、どういった枠組みであれば実現可能なかを産地の方々と一緒になって考え、登録に向けて取り組んでまいります。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。1品目が申請中であるというふうなお話も伺いましたし、産地でいろんな考えなければならないことがあると思うんですけれども、本来の趣旨であるG Iの保護は、これから輸出を考える上でも非常に有効であると思えますので、ぜひ取り組みが進みますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、土木行政について。

まず、土砂災害対策についてお伺いします。土砂災害は、過去10年で全国では年平均約1,000件発生しており、発生しますと、平成26年の広島市での土砂災害、九州の豪雨災害のように、多数の死者を伴う甚大な被害となります。被害を未然に防止するためには、ハード対策とともに、警戒避難体制の整備等ソフト対策も重要となり

ます。このため、土木部においては、本年度イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域の調査を完了させるとともに、レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域の調査を平成31年度までに完了させる目的で、土砂災害危険箇所の基礎調査の実施など、鋭意取り組みが進められています。

特別警戒区域については、指定を受けると建築物の構造規制や建築物の移転勧告を受ける場合があるなど、私権に対して厳しい制限が加わることになります。高齢者世帯の多い中山間地域では、一旦指定を受けると、増改築を実施する場合には、建築物の所有者による外壁などの設置が条件となります。

全国的には、土砂災害危険箇所の基礎調査が終わった後に行う特別警戒区域の指定が、地価の下落や過疎化の進行につながりかねないとの地域住民の懸念もあり、指定がおくれるケースもあると聞いています。

そこで、特別警戒区域の区域指定について、現在の指定状況を踏まえ、今後どのように進めていかれるのか、土木部長にお伺いします。

○土木部長（福田敬大君） 県ではまず第1に、土砂災害のおそれのある箇所を広く県民の皆様へ周知するとともに、市町村における警戒避難体制の整備を支援するため、イエローゾーンの調査と指定を優先して実施してきております。この結果、現在イエローゾーンは1万2,670カ所の指定がなされ、レッドゾーンについては111カ所の指定がなされております。

今後の見通しにつきましては、今年度の予算をもってイエローゾーンの調査が完了する見込みとなったことから、レッドゾーンについても、今年度より区域指定の前提となります調査を加速したところでございます。レッドゾーンの区域指定に当たりましては、その必要性や意義を理解いただけるよう、市町村と連携し、住民の

皆様への丁寧な説明に努めてまいります。

土砂災害から県民の命を守るため、調査完了後できるだけ早期に指定できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○6番（田中徹君） 先ほど申し上げましたように、一旦指定を受けると、危険な箇所がより明確となり、現在の家屋を増改築する場合には、所有者による外壁などの設置が必要となるわけですが、中山間地域における高齢者世帯では、財政的に非常に厳しく、ハード整備による対策の実施は難しい面があると考えます。

南海トラフ地震対策の中で、海からの津波対策については、津波避難タワーの設置等により、逃げる場所は一定確保されています。また、住宅の耐震化により、地震の揺れから命を守る対策についても、市町村と連携した手厚い助成制度もあり、加速しています。津波避難タワー等のハード整備が一定進捗したことを鑑みれば、基礎調査の実施を契機として、中山間地域の命を守る対策にも本腰を入れる時期であると考えています。特別警戒区域を指定すれば、危険度の把握や周知はできますが、対策を実施しなければ、区域内の住民の命を守ることはできません。

特別警戒区域の指定は急がねばなりません、私権を制限することとなる指定は、対策の実施のみならず、地価への影響や地元の合意形成などの課題もあります。特に、所有者による外壁などの設置に必要な資金が調達できない中山間地域の住民は、危険度を承知しながらも住み続けることになり、諦めの意識が出てくる可能性もあります。

そこで、円滑に区域指定を進めるために、所有者による外壁などの設置への助成制度も検討するべきだと考えますが、この点について土木部長の御所見をお伺いします。

○土木部長（福田敬大君） レッドゾーンの指定

につきましては、土砂災害の危険性の周知を図ることに加えまして、区域内の建築物に対して土砂災害への安全対策が施されるよう誘導することも、目的の一つとなっております。

県といたしましては、レッドゾーン内の所有者が外壁などを設置する際、その経済的負担を軽減するため、市町村と連携し、国の補助金を活用した助成制度について検討を進めてまいりたいと考えております。

○6番（田中徹君） 検討を進めていただきたいと思えます。まずこの制度を創設していただき、区域指定に至るまでに地価の下落への対応も必要になってくると思えますし、そのために、先ほど御答弁ありましたように、市町村との連携・協調ということも非常に重要になってくると思えます。

また、現在の国の制度では補助率が低いということもありますので、まずは制度の創設をしていただけることが第一でございますけれども、今後は補助率のかさ上げ等についてもお願いをしたいと強く要請をしておきます。

では次に、トンネルの照明についてお伺いをいたします。過日、県民の方から私に、県内中西部のトンネルを車で通行した際、トンネル内が暗く、運転しづかったといった御意見が寄せられました。それ以後、私も、さまざまなトンネルを通行する際には、明るさや照明灯具などに関心を持ってきましたが、確かに建設が古く長いトンネルでは、中心部が暗いと感じるトンネルもありました。現在、四国横断自動車道や東部自動車道の延伸により、高規格道路を日常的に通行される機会がふえたことが、一般道路のトンネル内が暗いと感じる一因とも考えられます。

また先日、私の所属する産業振興土木委員会は、台湾で視察研修を行いました。その視察先のG I A N T社では、元C E Oが本年7月に自

転車で四国一周した際に、本県のトンネル内が暗いことや、歩道がなく道路幅が狭いことが気になったと話されていたことが今でも印象深く残っています。

そこで、この県内のトンネルの中が暗いということについて、L E D化など一定の改善策が必要ではないかと考えますが、土木部長の御所見をお伺いします。

○土木部長（福田敬大君） トンネル照明の明るさにつきましては、道路の設計速度や交通量に応じて定めることとなっており、通行の安全性が確保できる明るさに設定をしております。一方で、トンネルの照明には、延長100メートル当たり年間14万円程度の電気料金がかかっている状況でございます。このため、県が管理いたします、中山間部等の交通量の少ない道路と高規格の道路では明るさに差がございます。さらに、古いトンネルにつきましては、消費電力の少ないオレンジ色の低圧ナトリウムランプを使用しているため、より暗く感じられる傾向もございます。

県では、トンネルの点検や診断を進めており、老朽化等によりまして更新が必要となった照明施設につきましては、より経済的で体感的に明るく感じられるL E D照明に順次更新しているところでございます。なお、新たに整備いたしますトンネルにつきましては、最初からL E D照明を採用しているところでございます。

○6番（田中徹君） 鋭意改善をされているという御答弁でございました。先ほど申し上げましたとおり、これからサイクリングによる四国一周というようなことも計画をされているようでございますので、例えばその一周の中に入る道路については優先的に改善が図られるとか、悪いところがありましたら、優先順位をつけてしっかり改善に取り組んでいただきたいことを要請しておきます。

次に、教育についてお伺いをします。

先月末に、本年度で10回目の実施となる全国学力・学習状況調査の結果が公表されています。私も、本県の教育の充実、向上に期待し、応援する者として、大きな関心を持ってこの調査を見続けてまいりました。

皆様御存じのことと思いますが、少しその概要を述べますと、本県の児童生徒の学力の定着状況について、小学校においては、調査が始まった平成19年度当初、主に知識を問うA問題は、国語、算数ともに全国平均と同等のレベルであったものが、本年度の結果、特に算数A問題では全国3位相当となっています。

また、中学校においては、平成19年度当初、国語、数学ともにB問題は全国平均から大きく下回っていましたが、本年度の結果、全ての教科でマイナス4ポイント以内におさめています。文部科学省が示す、全国平均正答率の上下5ポイント以内を全国平均と同程度と見るという基準で見ますと、国語、算数ともに一定の改善が進んだものと述べられると思います。

こういった学力の定着状況の改善は、平成19年度の全国学力・学習状況調査の厳しい結果を真摯に受けとめ、高知県教育委員会を初め、市町村教育委員会や学校が一丸となり対策を実施してきたたまものだと考えます。

そこで、本年度の全国学力・学習状況調査の結果について、これまでの10年間の学力向上対策と照らし合わせ、どのように受けとめているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） お話にありました平成19年度の全国学力・学習状況調査の非常に厳しい結果を受けまして、県教育委員会では、まず学校の授業のありようや家庭学習の状況などについての研修を行いました。そして、取り組みの方向性を、学校の組織力向上や授業改善の促進、学習習慣の確立と定め、さまざまな取り組

みを進めてまいりました。さらに、昨年度からは、総合教育会議を経て策定いたしました教育大綱や第2期教育振興基本計画に基づき、チーム学校の構築を柱として、各学校の組織的な教育力の向上に取り組んでまいりました。

こうした結果、各学校におきましては、学校全体が落ちつきを見せるようになってきたことをベースに、組織的な授業改善が進み、また厳しい環境にある子供たちへの支援としての放課後学習の取り組みも充実してまいりました。

これらのことが、平成19年度以降、この10年の学力の着実な伸びにつながっていると思います。とはいいながら、小中学校とも目標としているところには達しているわけではありませんので、力を緩めることなく、教育大綱などに沿った取り組みをさらに充実させていかなければならないというふうに考えております。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。ぜひ今後も引き続き、教育の充実を図っていただきたいというふうに思います。

また、児童・生徒質問紙に目を向けてみますと、こちらのほうでも自尊感情を問う、自分にはよいところがあるかといった設問や、規範意識を問う、学校の決まりを守っているか、いじめはどんな理由があってもいけないと思うかという設問に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合は、平成19年度当初と比較するとどれも増加傾向にあり、本県の子供たちの内面が豊かになるとともに、規範意識も高まってきていることが見てとれます。これは道徳教育の充実などによるものと考えられます。

しかし一方で、残念ながら、この子供たちの道徳性の高まりが、行動の変化とイコールであると捉えることはできません。それは最新のデータ、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果、小学校において問題行動が増加傾向にあることが示されてい

るからです。実際、本県小学校の暴力事件の発生件数は、平成27年度は230件、前年度から106件も増加していることとなります。

全国学力・学習状況調査の質問紙の結果などからは、道徳性が高まっている一方で、小学校における暴力行為が増加していることについて、この要因をどのように捉えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 小学校におきます暴力行為の増加の要因には、感情のコントロールや自己表現がうまくできずに人間関係が築けないといった児童が、その不安や悩みを暴力的な行動を繰り返すという形で訴える場合や、背景に家庭的な厳しさのある児童が、その不満のはけ口として暴力行為を繰り返すケースがふえていることが要因となっておりまして、学校でその対応に十分なことが行えていないという状況があるのではないかというふうに思っております。

こうしたことへの対応としては、暴力行為を何度も繰り返す子供の心理面や家庭状況を理解し、その上に立って適切な指導・支援を組織的に行っていくことが求められます。このため各学校においては、定期的開催される校内支援会などで課題のある児童について情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、外部専門家の助言も得て、見立てに基づく手だてを策定し、組織的に実践することで、暴力行為などの改善を図っていくことが必要でございまして、県教育委員会としては、そのことに向けての指導やスクールカウンセラーの派遣などの支援も行っていきたいというふうに考えております。

○6番（田中徹君） また、私は、県内の保護者から、小学校の低学年、中学年で、授業中に勝手に教室から出ていく児童がいるといった話や、感情的になって物に当たってしまう子供の話、高学年では、授業中に先生一人だけがしゃべっ

ていて、ほとんどの児童が先生の話聞いていないということを耳にすることがあります。そして、そういった子供たちに自分の今の行動をどう思うか尋ねると、よくないということは知っているのです。しかし、その行動にブレーキをかけることができていないのです。

道徳教育は、児童生徒の内面を豊かにし、規範意識などを育てていくものであります。同時に、よりよい方向に人生を転換させていく力を身につけていくことも目的としています。さらに、こういった意識や心情、力がよりよい行動となってあらわれることによって、社会的な自立が図られ、社会に貢献をすることができると思います。今後、道徳が教科化されるに当たり、ますますその充実を図っていく必要があると考えます。

特別の教科、道徳の実施において、道徳性の育成はもちろんのこと、主体的な行動につなげていくという視点で、カリキュラムマネジメントをしっかりと図る必要があると思っておりますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 道徳教育で目指すものは、主体的な判断に基づいて道徳的に行動し、また自立した人間として、他者とともによりよく生きる上での基盤となる道徳性を養うことにございます。この道徳性は、例えば勤労の大切さという道徳的価値を知識として学ぶ道徳科と、職場体験活動とをつなげて実施することで効果的に高めることができます。さらに、生徒会活動やボランティア活動など、関連する学習の中で実際に活動したことを適切に評価することで、一層強化することもできます。

このように道徳科の学習は、特別活動や総合的な学習の時間、あるいは各教科と密接に関連して行うことが重要であり、ここに、議員が言われるように、カリキュラムマネジメントの必要性があるというふうに言えると思っております。

このため、県教育委員会では、各市町村の指導事務担当者や小中学校の教員を対象とした研修を実施し、新学習指導要領の趣旨に沿った道徳教育について、カリキュラムマネジメントも含めて協議、演習を行い、理解を深めることにしております。

○6番（田中徹君） ぜひカリキュラムマネジメントをしっかりと図っていただき、取り組んでいただきたいと思いますし、本県の将来を担う子供たちの健全な育成に向けては、やはり学校・地域・家庭、このそれぞれが役割分担をして、お互いにそれぞれの役割を担いながら連携していくことが非常に重要であると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後の項目になりますが、人権施策の推進についてお伺いをいたします。

この項目は、昨日坂本茂雄議員も質問されていましたが、私のほうからも触れさせていただきたいと思います。

平成14年に地域改善対策特別措置法が失効された後、同和行政に関する根拠法が存在しない状態が続いていましたが、昨年12月16日に部落差別の解消の推進に関する法律が公布、施行され、新たな根拠法が制定されました。この部落差別解消推進法は、現在もなお部落差別が存在すること、インターネット等の発達による情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化が生じていることを根拠に制定されたものと認識をしております。また、国とともに地方公共団体は、相談体制の充実や教育及び啓発を行うよう努めることが責務として明記をされております。

そこで、この法律の制定に伴い、今年の施行以後今日まで、本県の取り組みはどのように変化したのか、文化スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化スポーツ部長（門田登志和君） 県で

は、これまで同和問題の解決に向けて、高知県人権施策基本方針に基づいて、教育や普及啓発、相談などの事業に、関係機関や市町村などとも連携して取り組みを進めています。こうした取り組みに加えて、法律が施行されて以降、この法律の内容を県のホームページや人権啓発広報紙に掲載したり、「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業において紹介するなど、県民への周知に努めてまいりました。加えて、市町村に対しても、人権教育啓発担当者会において法律の周知を図るとともに、市町村のホームページへの掲載を要請したところでございます。

一方、この法律においては、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を講ずるように努めることとされているものの、現時点ではその内容等が明確にされていないことから、本年8月に全国知事会を通じて早急に明らかにするよう、国に対して要望を行ったところでございます。

今後は、こうした内容が明らかになりましたら、現在取り組んでおります高知県人権施策基本方針に基づく施策等に必要な見直しを行ってまいります。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。

これまで学校教育や社会教育、人権啓発において、さまざまな取り組みが行われてきたと承知しておりますが、特に若い世代には、同和問題そのものを知らない、またわからないといった傾向が強まっているように感じます。例えばインターネット上で結婚差別の相談に誤った回答をするなど、明らかに正しい教育を受けず、誤った認識を持っていると感じる事例も見受けられます。

そこで、同和問題に対しての県民の意識を、県はどのように捉えられているのか、文化スポーツ部長にお伺いします。

○文化スポーツ部長（門田登志和君） 県で

は、人権施策を推進していく上での基礎資料とするため、人権に関する県民意識調査を行ってきております。平成24年度に実施した調査では、同和地区や同和地区の人ということに気がしたり意識することはないとする回答が53%と、平成14年度調査と比較すると、7.3ポイント増加していることなどから、県民の人権意識は高まってきたものを受けとめています。しかし一方で、お話にもありました、結婚するときや不動産を購入したり借りたりするときなどに気にしたり、意識するとした回答もありますことから、差別意識が依然として残っているものと考えております。

こうしたことから、今後も同和問題の解決に向けて、正しい認識や理解を深めるための教育や、正しい知識の普及啓発などにしっかりと取り組んでまいります。

○6番（田中徹君） 今後は、部落差別解消推進法の趣旨にのっとり、相談体制の充実や教育、啓発を進めていく中で、国との連携はもとより、市町村との連携も重要になってくると考えます。

これまでの県内市町村の取り組みは地域の実情により温度差もあると感じていますが、県として部落差別のない社会の実現に向けて、今後市町村とどのような連携を図っていられるのか、文化生活スポーツ部長にお伺いをします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 県では、これまで地域などにおける人権に関する、啓発、教育、相談事業などについて、市町村と連携して取り組みを行ってきております。今回施行された法律では、地方公共団体は連携して地域の実情に応じた相談体制の充実や教育、啓発に努めるよう定められておりますので、今後はこの法律の趣旨も踏まえ、法律の周知はもとより、人権啓発事業や研修会、さらには差別情報の把握などについて、市町村との一層の連携に努めて、差別のない人権が尊重される社会の

実現に向けて、一層の取り組みを行ってまいります。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。

次に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律についてお伺いします。このいわゆるヘイトスピーチ解消法は、適法に居住する本邦外出身者に対しての、不当な差別的言動の解消を図るため、昨年6月3日に公布、施行されました。都市部で行われたようなヘイトスピーチのデモといったようなものは、本県では行われていないと承知しています。しかしながら、人種的な差別は、今も少なからず存在していると思います。

本県においても、これまで学校教育や社会教育、人権啓発において、異文化理解や本邦外出身者に対する教育や啓発に取り組んでこられたとは思いますが、この人種的な差別の現状についてどのように捉えられているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 県内には、平成28年12月31日現在、中国やフィリピン、韓国、朝鮮など67の国と地域から、3,997人の外国人が暮らしております。また、平成28年度に、国内で生活している外国人を対象に、国が実施した外国人住民調査報告書においては、住む家を探した経験のある人のうち、外国人であることを理由に入居を断られたとする方が約40%、仕事を探したり働いたりしたことがある人のうち、外国人であることを理由に就職を断られたとする方が25%となっております。

県においては、近年いわゆる人種差別に当たるような具体的な事象は把握できておりませんが、県内には、相当数の外国人が暮らしておりますので、先ほどの国の調査結果から見れば、外国人に対する差別が潜在的にあるのではないかと考えております。

○6番（田中徹君） では、このヘイトスピーチ

解消法が制定された意義も踏まえ、さまざまな人種的な差別の解消に向けて、今後県はどのように取り組まれるのか、文化スポーツ部長にお伺いをいたします。

○文化スポーツ部長（門田登志和君） いわゆるヘイトスピーチ解消法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進することを目的として施行されたものでございます。県では、この法律の趣旨も踏まえながら、異文化理解講座や国際ふれあい広場in高知のイベント、さらには人権週間における啓発事業などの実施により、県民に、外国人に対する正しい理解と認識を深めていただきますとともに、外国人の生活相談に対応することなどによって、外国人にも暮らしやすい地域社会づくりに向けて取り組んでまいります。

○6番（田中徹君） 今回、私は、人権施策の推進ということで、部落差別解消推進法とヘイトスピーチ解消法というものを取り上げさせていただきました。これら2つの答弁を含めても、やはり少なからず、差別というものが存在しているというようなことであると思いますので、高知県でぜひこういったことがないように、全ての方々の人権が保障されるような社会づくりを実現されたいと心から思います。

これで、私の予定している質問は全て終わったところでございますけれども、少し時間がありますので、少し思いを述べさせていただきたいと思います。尾崎知事が就任されて以来、これまでさまざまな課題に取り組んでこられたことによって、先日の議会答弁でもありましたように、県民の皆様の意識が前向きになってきたと、私自身感じています。この前向きになったということが、これまでの取り組みの最大の成果ではないかというふうにも、私は考えております。

今後も、高知家の誰もが生きがいを持ち、前

向きな気持ちで生活できる、そんな高知県になりますことを御期待申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、田中徹君の質問は終わりました。

ここで午後4時まで休憩といたします。

午後3時54分休憩



午後4時再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は55分です。

18番武石利彦君。

○18番（武石利彦君） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私が20人目になるということ、先ほど田中議員の質問の冒頭で知りました。19人がこれまで登壇したわけでありますが、高知県のいろいろな課題に対して、それぞれの議員の視点から幅広い議論が展開されてきた9月議会だなどというふうに思っております。私も人のことを論評するぐらいの立場でありませぬので、一生懸命これから質問させていただきます。

やはり中山間地域の対策は、非常に喫緊の課題だなどというふうに感じております。高齢化が進み、過疎化が進み、日本一の森林率を誇るこの高知県といたしましては、やはり中山間地域の生活をいかに安心して持続的なものにしていくかというのが非常に大事なことだろうと、私も思っております。そうした観点から、本日は私の身近な——私も中山間地域で生活しており、また選挙区も中山間地域でございますので、身

近な事例を挙げながら、限られた時間ではありますが、質問をさせていただきたいと思えます。そうした意味で、まずは持続性のある農業づくりというテーマ、それから畜産の問題について、それから文字どおり中山間対策、まずこの大きく3つのテーマについて、前半質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、中山間地域の農業をこれからどう持続性のあるものにするのかということから質問させていただきたいと思えます。

四万十町では、おかげさまで、いわゆる環境制御システムを用いた、オランダに倣った大規模なトマトのハウスが稼働を始めました。私が個人的に感じる所によりますと、当初の見込みよりも安定した経営ができていいるなあという気がいたしております。やはり技術革新の恩恵というものを感じておるわけでございます。尾崎県政としても、中山間地域の農業にオランダ式の最先端の農法をいかに細やかに広げていくのかということに取り組んでいただいておりますし、シシトウとかオクラ、ニラ、ミョウガ、そういった園芸作物についても、そういった技術が応用されるようになって、非常に成果も上げているというふうに感じております。

一つの例として、JA四万十にもニラ部会という部会がありまして、そのニラ部会で先日お祝いがありました。売り上げが10億円を突破したというお祝いであります。ここで注目すべきは、売り上げは伸びているんですよ、10億円を突破した。ところが、生産農家戸数は減っているんですね。農家戸数が減っているのに、10億円と、売り上げは右肩上がり、この理由は何なんだというふうに聞きますと、まさに環境制御システムの効果ということになります。それから、苗を独自の技術でつくった、これも県の農業分野の御指導によるものでもあります。それから、文字どおり機械化ですね、ニラそぐり機

の普及で労力を軽減できたと。もろもろのそういった要素が重なって、先ほどのような祝賀会をするという状況になったわけでもあります。

そこで、まず知事にお聞きしたいと思うんですが、こういった新しい技術の県内への浸透について、その状況と課題について御所見をお聞きしたいと思えます。

○知事（尾崎正直君） この環境制御システムでありますけれども、データ的に言えば、まず主要野菜7品目について、昨年度の21%から今年度は35%へと大幅に増加をする見込みであります。ただ本年度、本来は50%というのが目標でありますから、それには届きませんが、1年おくれぐらいで大体目標に到達するようなペースで進んできているということかと思えます。

そういう中において、いろいろとそれぞれ収量をふやしておられるところがあります。例えば収量が20%以上増加した農家は、9%から34%にふえてきていると、そういう中で、炭酸ガス施用だけじゃなくて、かん水管理とか湿度管理とか、さまざまな複合機を導入された農家がふえてきていると、そういう状況です。結果、トータルで言えば、農業産出額全体についても、平成25年度までは減少傾向が続いておりましたけれども、平成27年には7年ぶりに1,000億円台の大台に戻ってきたということでございます。

ただ、やはり課題はあります。導入効果の周知は大分広がってききましたが、まだまだもっと広めていかななくてはなりません。さらには、機械操作に対する苦手意識とか、そういう課題もあるというふうに伺っているところでございます。もう一段、新規に導入する農家の皆様方を掘り起こさせていただくような取り組みというのを広げていく、そこが今後大きな課題だろうと、そういうふうに思っています。

○18番（武石利彦君） それから、今知事が言わ

れた以外の課題として、品目によって、CO₂の施用なんかが非常に効果のある品目といまいちそうでもないなという品目もあるようで、この辺をどうしていくのかということも課題だと思いますので、これまた農業振興部にも頑張ってくださいたいというふうに思っております。

それから次に、省力化に向けた取り組みについてお聞きしたいと思います。先ほども事例で挙げましたニラそぐり機ですね、これも結構普及を県内でもしてきたというふうに思います。

先日、ニラ部会のメンバーと一緒に北海道——驚くことに函館のほうでも大規模にニラをつくっているという事例がありまして、知内町というんですけれど、そのニラハウス、それから集出荷場も見えていったところです。あんな寒いところでニラを大規模に生産している、それからまたニラそぐり機も各農家に入れて、ある一定普及をしている。ただ、高知県内のニラそぐり機は水で飛ばして選別をするという方式ですけど、向こうは風を送って要らないものを飛ばすというような方式。方式の違いはありますが、そぐり機が日本国内でも普及しているんだなというふうに感じたところです。

そこで、農業振興部長に機械化についての現状、成果と課題、これについてお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 本県の主要品目の中では、特にお話のあったニラの出荷調製作業、ショウガの収穫作業等に課題がございます。

ニラにつきましては、そぐり機が大規模農家を中心に本年9月までに72台導入されまして、それにより処理量が2割から4割増加し、規模拡大にもつながっております。さらなる省力化と効率化に向けまして、そぐり機や計量結束機、自動包装機を備えた集出荷施設の各産地への整備について支援を行ってまいります。

ショウガにつきましては、掘りとり機の導入

が進みましたが、掘りとり後の茎の除去などに手作業が多いため、さらなる省力化に向けて新たな機械を開発中のごさいます。平成31年度の完成を目指しております。

○18番（武石利彦君） そうやって生産性を上げる一方で、集出荷の体制が整わないと、つくっても流通に乗らなければ、それは何をか言わんやということになります。

集出荷場のマンパワーも不足しているというふうにお聞きしますが、その辺の現状について農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） JAからは、安芸のナス、土佐市のブantan、土佐くろしおのシントウなどで集出荷場の荷づくり作業員が不足しているというように聞いております。各集出荷場では、JA職員や生産者の動員によりまして対応しているというふうにお伺いしているところでございます。

○18番（武石利彦君） そのあたりにつきまして、これからどうしていくか、これが雇用の場にもなるわけなんで、逆にピンチをチャンスに生かすという発想で取り組んでいく方法がないかなと私も思っておりますし、それをこれから模索もしていきたいというふうに思っております。

次に、県内のハウス農家の話を聞きますと、40代、それから50代ぐらいになりますと、だんだん親の世代が引退をする年齢を迎えているということになるわけなんです。そこで、親御さんがつくっておられたハウスがあくかもしれない。じゃあ、そこを放棄するのか、自分でやるのか、あるいは何らかの手でやるのかと、こういうふうになるわけです。その場合に、やはり機械化をして省力化をすることによって、耕作放棄しなくてやっていくという方法も一つ考えられると思います。それからつくっても出荷できない、例えば、ニラを刈ってもそぐりできない、結束できないとなったら、なかなかそれ

も規模拡大ができないということになるわけです。

その方法は後にまた議論するとして、まずここでお聞きしたいのは、生産量を落とさないという意味で、そういったハウスを耕作放棄させないための御所見を農業振興部長にお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 新規就農者の就農時のハウスの確保につきましては、農業者や関係機関が地域の情報を収集し、活用可能な中古物件がある場合には、就農希望者に情報提供をしております。これにより新規就農の際に、耕作予定のない中古ハウスを有効活用するという事例も出てきておるところでございます。また、過去5カ年間の園芸用ハウス整備事業では、中古ハウスを修繕し活用しているのは新規就農者が約6割となっております、お話のございましたような活用方法は非常に有効であると考えております。

今後とも、産地提案型の担い手確保対策の取り組みの核といたしまして、中古ハウスの有効活用を図ってまいります。

○18番（武石利彦君） レンタルハウス事業も随分効果を上げていますけれど、やはり新規参入するとなると、レンタルハウスというのは初期投資がかかるんでハードルが高いという向きもあるかと思いますが、その点、中古ハウスの活用によってハードルを下げあげると新規参入もしやすい、そんな状況もあるのではないかと思いますので、ぜひ推進をしていただきたいと思っております。

次に、高知県農業労働力確保対策協議会が設立されたと聞いていますが、担い手を確保するという意味から今の活動状況がどうなっているか、お聞きをします、農業振興部長。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 昨年度、地域の労働力確保対策プロジェクトチームを県内11地

域で設置いたしました。各プロジェクトチームでは、集出荷場や主要な品目の農家労働力の確保状況を調査しまして、JA無料職業紹介所によるマッチングを行うなど、地域の実態に応じた取り組みを実施中でございます。

県域の協議会は、県のほか農業会議、JA高知中央会、高知労働局に参画いただきまして、6月に設立をいたしました。協議会では、7月末に開設いたしましたポータルサイトに、JAの無料職業紹介所の持つ求人・求職情報を登録しまして、地域を超えた労働力のマッチングを行います。現在、ショウガとユズの収穫作業に約20人の求人情報が登録されております。

今後は、各JAの協力をいただきながら、求人・求職情報の登録促進や新たな労働力の掘り起こしなどに取り組んでまいります。

○18番（武石利彦君） ぜひマッチングをきちっと進めていただきますようお願いをしたいと思います。

それから次に、水田をさらに活用するという質問が、我が会派の土居議員、そして先ほどは田中議員からなされたところであります。私も全く同感でありまして、水田をつくって、稲作をやって、それで1年、もうその田んぼは終わりということじゃなくて、水田、稲をつくって、その裏作で有望品目をつくることによって生産量を上げていくと、それに応じて所得も上がると、こういった農業を目指すべきだと思うんですけれどね。それについての有望品目の導入について農業振興部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 県内で水田を活用しまして、ショウガやオクラ、水田裏作ではブロッコリー、ナバナ、新たな品目としましてカイランサイなどが栽培されております。また、国内の野菜需要の6割を占めます業務・加工用ニーズに対応しますため、昨年度から県内の関

係団体や企業によるプロジェクトチームを組織しまして、キャベツなどの産地化に取り組んでおります。四万十市や四万十町では、集落営農組織等によるジャガイモや里芋等の栽培も進んでおります。

水田活用の取り組みは本県の農業振興において非常に重要であると認識しておりまして、今後は他の地域も含めて、複合経営拠点や集落営農組織などで取り組みを強化してまいります。

○18番（武石利彦君） ぜひ有望品目についての営農指導もまたしっかりとしていただきたいというふうに思います。

既にそういった取り組みをしている農家の話なんかを聞きますと、圃場整備も県内じゃかなり進んできていまして、これは本当にありがたいことなんですけど、圃場整備された水田で畑作をやる場合に、やはり排水が問題ですよ、基本的に水をためるような構造になっていますので。排水がよくないとなかなか育ちにくい作物もあると、こういう話も聞きます。

例えば基盤を掘り起こして、そこに暗渠排水を入れて、排水性のいい圃場にしないとなかなか有望作物ができにくいという話も聞きます。その辺の御所見を農業振興部長にお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 水田の畑地利用を図るために必要な土地改良の支援策といたしまして、国の事業でもさまざまなメニューが用意されております。例えば、米から野菜などに転換する際に暗渠排水などによる排水改良だけを実施したい場合でも、中山間地域では、受益面積が10ヘクタール以上あれば、県営事業として実施できる事業が本年度創設されました。また、小規模でございまして、関係者が2名以上いれば実施できる事業もございまして、四万十町では、ショウガなどへ転換を図るためのモデルとして、本年度約1ヘクタールの農地で暗

渠排水を整備する予定でございます。

今後も、こうした事業を地域の実情に沿ってうまく適用しながら、きめ細かく支援してまいります。

○18番（武石利彦君） ぜひよろしく申し上げます。

高知県内でというより、うちの地域かもわかりませんが、クリの栽培が結構盛んになってきてまして、桃栗三年とかという言葉もありますが、クリがだいぶ本格的にとれるようになってきてまして、今週はクリの加工場の落成も行われるというぐらい、クリの産地としてやっていこうという機運も高まってきたんですけれどね。その中で、水田だったところにクリを植えて生産拡大をしたいというような声も上がってきています。先日、農業振興部の技術屋さんに、クリとかユズは、斜面に大体生えているように、排水がよくないとなかなか実がならないとお聞きしまして、それをどうやって克服するのかなあということも思っているんですけれど、排水が問題であれば、先ほど部長が言ってくださったように、新しくまた圃場整備し、手を入れることによって可能になるんじゃないかなと思っております。今の御答弁を聞いて力強く感じたところでございます。

それから、そぐり機の話も出しましたけれども、ものづくりの地産地消ということで、県工業会も積極的に取り組んでいただいておりますが、工業会の皆さんの、農業を発展させようという思い、そのためにものづくりをしていこうというような意欲といったものについて商工労働部長にお聞きしたいと思っております。

○商工労働部長（中澤一眞君） 農業分野の機械化を進めていくために、産業振興センターのほうに、ものづくり地産地消推進会議というのを設置しております。これには工業会も参加して

いただいております、積極的に御協力をいただいているという状況がまずございます。

この推進会議で、ニーズとのマッチング、あるいは県の補助事業を活用して試作、改良ということを行いまして、合計で現在41件の機械の開発につながっております。そのうち、先ほどお話のありましたニラのそぐり機を含めまして、41件のうち26件が工業会の会員企業によるものでございます。そしてまた、現在も3社が連携して、シシトウパック詰め装置、この開発に意欲的に取り組んでいただいているところでございますので、私どもとして、今後とも工業会の皆さんには積極的に牽引をしていただきたいなと思っております。

○18番（武石利彦君） 次に、尾崎県政ですけれど、I o Tの技術を進めていくと、こういうことにアクセルも踏んでいただいていると思えます。農業分野におけるI o Tの活用について、いろいろ課題抽出をしていただいている時期だとは認識していますが、現在どういった状況なのか、これも商工労働部長にお聞きしたいと思います。

○商工労働部長（中澤一真君） 農業分野におけるボトルネックとなるニーズの抽出の作業ですけれども、現在農業振興部I o T推進プロジェクトチームがI o T技術のニーズ、そしてJA高知中央会の省力化・機械化推進検討プロジェクト会議が機械化のニーズをそれぞれ抽出する取り組みを、並行して行っているという状況でございます。抽出の実際の方法としましては、これらのメンバーであります農業振興センター、あるいは農業技術センターの職員が、生産現場、あるいは集出荷場、そういったところに直接お伺いをして、現場の具体的な作業内容であるとか設備、機械の状況などをそれぞれ確認する、そして個々の生産者などからつぶさに御意見、お困り事というものをお聞きする、そしてI T

事業者と生産者の意見交換を実施するといったようなことを組み合わせて、抽出の作業を行っているところでございます。

○18番（武石利彦君） それでは、農業振興部長に、農業分野ではI o T技術について今どのような情報収集をされているのか、お聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 現場からの声でございますが、作物の生育データをセンサーやカメラで自動的に取得し、グラフ化して栽培管理にフィードバックすることや、画像解析による出荷予測につなげること、また農作業の内容や時間のデータを蓄積して効率的な労務管理につなげること、出荷コンテナにI Cタグを装着して集出荷場の作業効率を高めることなど、生産性の向上や有利販売につながる技術開発を望む声が寄せられておるところでございます。

○18番（武石利彦君） ある大手メーカーのI o Tの研究者の話を聞くと、今のI o Tの技術をもってすれば、かなりな課題がI o Tで解決はできる。しかし、コストがかかるんで、コストをどこでどう吸収するのが難しい。例えば水田の水管理をI o Tでやる、センサーをつけて見ることはできるが、水が減ったら自動的に供給するような設備までやった場合に、それ相応のコストがかかる。それやったら、農家のAさんが、いやいや、もうそれはわしが見に行ったら済むことやき、それで構わんというようなことで済ませてしまったら、I o Tのほうには行かないわけで、そういったコストをどう導入しやすいようにしていくかというのも課題だなというふうに思っていますので、その辺もボトルネックの一つとして研究を進めていただきたいというふうに思っております。

それから次に、外国人技能実習生の件についても、これまでもこの議会で随分議論もされてまいりました。私も、この日本のすぐれた農業

技術を外国人技能実習生の皆さんに研修していただいて、いずれ彼らの国へ帰って日本の農業を彼らの国で実践する、そして生産量、意欲が高まっていくこともいいし、あるいは高知の野菜はなかなかすばらしいよという、品質を彼らが理解してくれることによって、輸出をする突破口にもなるんじゃないかなという期待もできるのではないかと思います。

外国人技能実習生の活動状況について農業振興部長にお聞きしたいと思います。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 県内で研修中の外国人技能実習生の数でございますが、農業関係で約400名おられるというふうに聞いております。その出身国は、フィリピン、ベトナム、中国、カンボジアなどがございます。実習生の多くは、JAとさかみ、JA土佐くろしおなど、施設園芸の盛んな地域で研修されておられるというふうに伺っております。

○**18番（武石利彦君）** 外国人技能実習生の方々に活躍してもらうにも、いろいろ国の法律の制約なんかもあって、はい、きょうはニラ農家、はい、あしたはショウガ農家ということではできないと、ニラ農家のAさんのところで研修することしかできないということもあって、なかなかいろんなことを幅広く一定期間で研修するというのができにくい。ちょっと今の法律も変わってくれたらいいのになと思うところもありますが、できるだけ、そういった趣旨に従って、高知県をフィールドに彼らが勉強できるような場が提供できればいいなというふうに思うところであります。

時間の都合もあって、次の畜産振興についてに移りたいというふうに思います。

食肉センターについても、この議会でいろいろと議論もされてまいりました。非常に重要な課題であると思いますし、その食肉センターを持続性のある安定したものにするためにも、県

内の畜産の生産基盤をしっかりと構築しなければならない、そういった時期も迎えているんだろうなというふうに思っております。

そこで、知事に、県内の畜産の生産基盤の強化、増頭対策とか畜産物の6次産業化など、安定して畜産業が持続する方策についての御所見をお聞きしたいと思います。

○**知事（尾崎正直君）** 本県の畜産業について言えば、本当に多くの皆様の御尽力によって、例えば土佐あかうしにしても、大変クオリティーが高いと、ゆえに大変よく売れるといたしますか、消費者の皆様が支持がされていると。豚についても、四万十ポークの取り組みなどもありますけれども、こちらとも言えるということじゃないかと思います。引き続き、販路開拓について努力を重ねていかなければなりません。

そういう状況の中で今課題となっておりますのは、やはり地産の強化の方向ということではないかなと、そういうふうに思っております。いかに増頭していくのか、そして増頭していくためにも、技術を持った担い手をいかに確保していくのか、そしてそのための施設をどう確保していくか、ここらが1つの課題と思います。

そしてもう一つ、畜産の大変すばらしいところは、いろんな広がりを持つ可能性というのがあって、御指摘の6次産業化の取り組みは非常に大きい仕事を地域にもたらせてくれる可能性がある。やはりクラスター化をしていこうとする際に、非常に有望な案件なんだろうと、そういうふうに思っているところです。例えば四万十町でも四万十ポークブランド推進プロジェクトに取り組まれています。大変楽しみなプロジェクトだと思っております。ですから、この2点目としては、やはりいかにクラスター化を図っていくような方向での産業創生を図っていく、そういう方向に誘導していけるかどうか、ここらももう一つの課題だろうと。非常に楽し

みな分、そういうところについて努力を重ねていきたいという思いは強いと、そういう感じかと思えます。

○18番（武石利彦君） 今知事がおっしゃったのは、まさにそのとおりだと思います。

四万十町も畜産が盛んなエリアですけど、担い手の顔も見えるようになってきましたし、それがゆえにまた新たな課題も見えてきた。新たな課題と申しますか、例えばおいの問題とか、排水の問題とか、騒音の問題とか、いろんな環境への負荷が高いということは否めなかったもので、担い手が後を継ごうとしても、じゃあ施設をどうやって新しくするのか、あるいは規模拡大をしたいと思っても、それをどうやってやるのか、地元の住民の皆さんとの合意形成も要ると、こういう中でなかなか苦労してやっているんですね。

その中で、新しい技術をもってすれば、今さっき私が申し上げたにおいの問題だとか、排水の問題だとか、騒音の問題をかなりクリアできる、そういった先進事例もあるというふうに聞くわけですけども、そのあたりについて農業振興部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 今後、畜産農家の皆さんが規模拡大を図るため、畜舎等を増築する際には、地元の住民に配慮した環境対策をしっかり行うことが重要だというふうに認識しております。そのため県では、市町村や生産者団体と連携しまして、先進的な取り組みを行う愛媛県内の農場や神奈川県内の大学の研究施設の視察などを行ってまいりました。その結果、微生物などをフィルターとして利用した脱臭システムや、排水を浄化し再利用する無排水システム、騒音や臭気の流出を抑える畜舎など、さまざまな環境対策の事例を確認したところでございます。

今後は、有効性や導入コストなどの面から、

地域の実情に合った対策を選択しまして、必要な支援を行うことによりまして、導入の促進を図ってまいります。

○18番（武石利彦君） ぜひ、非常に重要なポイントだと思いますので、その辺、またいろんなアドバイスをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほど知事が挙げられた土佐あかうし、土佐ジロー、非常に全国的にも人気が高まって、期待をされるところであります。

一方で、豚肉は、世界中でつくられていますし、日本中どこでも結構つくられているということがあって、なかなか特徴が生かせない。四万十ポークというブランドは随分浸透してきましたけれど、じゃあ、それで世界に売っていいのか、大きな首都圏とか、そういうところへ行けるのかということ、なかなか競争も厳しいところがあるんです。ブランド化を推進する上で、それに向けての努力も、6次産業化も含めて、今取り組んでおるところなんです。

さはさりながら、外に出ていくのが難しかったら、高知県内で県産の豚肉の消費を拡大するということがやはりまずやらないかんことだと思うんですけど、その点についての取り組みを農業振興部長にお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 県産豚肉の消費拡大のためには、産地から消費者までの距離の近さでございますとか、生産者の顔が見える安心感などを購買層にしっかりとPRする必要がありますというふうに考えております。このため昨年度から、県内量販店におきまして、生産者のこだわりを伝えながら試食販売を行う、地産地消キャンペーンを実施しまして、1店舗当たりで最大約11倍の売り上げを得たところでございます。また、試食後のアンケート調査でも、地元産に対する関心の高さや購買意欲を確認できました。

本年度は、さらなる認知度向上を目指し

て、地元シェフ考案の料理の試食や地元情報誌によるキャンペーンの紹介、道の駅などへ県産畜産物の食べ歩きマップの配布などを行っていかうと考えております。

○18番（武石利彦君） 以前、土森議員が、県内の量販店の野菜売り場で売られている野菜を見たときに、いかに県外から入ってきている野菜が多いか、園芸県の高知の産品が余りにも少な過ぎるじゃないかという指摘をされたことがありますけれど、豚肉もまさに同じで、牛肉もそうだと思うんです。やはり豚肉の県内での消費拡大、知名度を上げていくということに、県も一体となって取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それから、畜産の場合、やっぱり家畜ふんをどう処理するかという課題が重くのしかかっています。これなんかでも堆肥化し、有効活用することによって、いわゆる耕畜連携とかということにもつながると思うし、ひょっとすると、そういったものが水畜連携、魚を寄せたり、昆布を生やしたりということにつながるかもわからない。そういった事例も四国内でもあると聞きますので、このあたりについて、また農業振興部、そして水産振興部も情報収集していただいて、畜産のそういった負の面について、ピンチをチャンスに変えるようにお取り組みをいただきたいというふうに要請をさせていただきたいと思います。

次に、中山間対策についてお聞きしたいと思うんです。

高齢者の見守りとか、買い物弱者対策、これが、中山間対策と聞いてすぐ頭に思い浮かぶんですけれども、中山間振興・交通部長、この点についての現状ですね、御所見をお聞きしたいと思います。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） 県では、生活用品の確保対策など、中山間地域において

暮らし続けることができる生活環境づくりのための補助制度を設けております。この補助制度では、買い物弱者対策として、住民が食料品や日用品などを確保できるための店舗整備に加え、高齢者の見守り活動等とあわせて行う移動販売のための車両購入や更新などに支援を行っております。

また、移動手段確保対策としても、買い物や通院アクセスの向上につながるコミュニティーバスの導入などに対しても支援を行っております。

○18番（武石利彦君） 最近、県内でも移動販売の車がよく走っているという光景も見聞きます。私の町、四万十町でも、商店の経営者の若い青年がみずからハンドルを握って山間部に入って、物資を販売しに行く。それが、買い物弱者対策にももちろんなっているし、いい話し相手になることによってお年寄りが楽しみな時間もできるし、ひいては見守りにもつながっておるといような状況が生まれていると、大変うれしく思うんです。

県内での移動販売の普及状況、空白地帯もあるんじゃないかなと思うんですけれど、その概要について中山間振興・交通部長にお聞きしたいと思います。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） 移動販売は県内かなり多くの地域にありまして、去年調査しましたところ、2町村ぐらい入っていないところがありましたけれども、ほとんどの市町村で移動販売があるという調査結果でございました。

○18番（武石利彦君） その成果ですね、これは質問にしませんけれど、恐らく私が先ほど申し上げた、話し相手になっていたたり、それが見守りにつながっているんだろうというふうに思います。やはり移動販売をやっている方の善意とか熱意に乗っかかっている面も否めないんで、

何かそういったことをしてくれていることに対する評価を、インセンティブみたいな形であらわせないかなというふうにも私、思っています。地元の商工会なんかとも話しして、何かそういうインセンティブが設けられないかなという検討もしているところなんですけれど、この点についてまた何かよいアドバイスでもあれば、今後いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、先ほどからI o Tの話をしていいますが、中山間地域におけるI o Tの課題抽出もされていると思うんですけれど、そのことについて商工労働部長にお聞きしたいと思います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 先ほどもお話ししました、I o T技術を活用するという取り組みを始めておりますが、そのうち中山間対策としましては、鳥獣被害防止のための巡回作業の負担を軽減するために、わなにかかったときに自動でメールが届くといったようなシステムの実証研究が、この8月からスタートをしております。

そして、今年度は福祉、あるいは教育をテーマに新たに加えて、現在現場を訪問しての、市町村の職員の方々であるとか、地元の関係者の方などから具体的なニーズをお聞きするという作業を続けているところでございます。

こうした作業を通じて、先ほどお話にありました、高齢者の方の見守りでありますとか、買い物弱者にいかにか適切に対応していくかというのが、重要なニーズとして浮かび上がっているというのが一つございます。

教育に関しましては、小規模校での児童生徒に対して多様な意見に触れる機会を提供することでありまして、教員の事務負担を軽減する仕組みの構築、こういったところがニーズとして今挙がっているところでございます。

○18番（武石利彦君） いろんな課題が今抽出さ

れていると思うんで、ぜひとも課題解決に向けて御努力をいただきたいと思います。見守りについて言いますと、例えば湯沸かしポットをお年寄りが家で使っているのかどうかセンサーでわかる、だから元気であるんだな、無事なんだなといったやり方もある。それから、人感センサーで動きがあるのかというようなこと、あるいはドアの開閉がされておるかどうとか、いろんなことが考えられておるようなんです。いずれごく近いうちにそういった方法が編み出されるんだろうと思うんですけれど、そこで異常を察知した場合に、どういう連絡システムで確認し、救出に行くのかということになっていくだろうと思うんですね。そのあたりについても、ソフトの面が、I o Tの研究とともに必要になるのではないかと思いますので、また研究も深めていただきたいというふうに思っております。

それから、貨客混載については、この本会議でも質問が出ましたし、これからどういう方でやるかというのを模索されていくんだろうと思いますので、これについてはきょうは質問にはしませんが、また動きがあれば、それも議会のほうにお知らせもいただきたいというふうに思います。

それでは、中山間対策の課題から外れまして、次は高知港の整備についてお聞きをしたいと思います。

高知新港についても、随分議論がされてまいりましたが、外国からのクルーズ船が来るとか、あるいは石灰を積み出すバルクも大変量がふえた、そしてコンテナもふえておると、こういうふうに関心して、非常に効果が出てきたなあというふうに思いますが、まず知事に、これまで高知新港を整備してきたことに対する率直な実感をお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 高知新港については柱が

3つあって、コンテナとバルク、そしてまたクルーズ客船対応と、この3つが大きな柱ということだと思います。そういう中において、このコンテナについては、例えば釜山航路が中国に延伸されたりとか、さらには国際フィーダー航路の就航などによって、だんだんだんだん取扱量もふえてきている。またさらに、バルクについても、生産者の皆様方のいろいろな御尽力によりまして、少しずつ取扱量がふえてきている。さらなるハード整備が必要という状況になってきているかと思えます。ある意味、ハードを整備していくに従って、一つ一つ伸びてきているという状況かと思えます。

他方で、外国クルーズ客船対応ということでは、全国に先駆けて2つの大水深岸壁を連続バースとして整備をいただいたということ、あれを非常にタイミングよく整備していただいたおかげで、現在のクルーズ客船のブームに乗ることができて、非常にある意味よかったのかなど。コンテナとかバルクについて一つ一つ着実に積み上げてきていることと、クルーズ客船について、ある意味これは本当に大ヒットということだったんじゃないかと思えますけれども、うまい形でタイミングにも合うことができた、そういう点はよかったと思えます。

ただ、今後さらに伸びていくためにどうすべきなのかということを考える時期に来ていて、コンテナも伸びてきている、バルクももっと伸ばしたいという中において、どう後背地を整備していくべきなのか、さらにクルーズ客船なんかについても、ライバルもふえてきている中において、ソフト施策の組み合わせも含めてどう対応していくべきなのか、もう一段戦略を練っていくべきときだと、そのように考えております。そういうことで、新しい振興プランをつくらうとしていると、そういう状況であります。

○18番（武石利彦君） これから、さらに使い勝

手のいい港にしていけないといけないと思うんですね。ですから、ガントリークレーンも今の老朽化した小さいのが1基だけ、これでもいかんと思えますので、積極的に整備もする必要があると思えます。

それから、当初は高知新港の西工区にフェリーが発着するというような計画をされておりましたが、フェリーがなくなったというようなこともあって、計画が今中止をされておると思うんです。今、高知新港を見た場合に、知事もおっしゃったように、コンテナ船も入る、バルク船も入る、それから客船も入るというようなことで、なかなかひしめき合っている状況になってきたというふうに思いますね。

土木部からお聞きすると、バルク船が入ったときは当然トラックが出入りしますので、それと外国船が来た場合に、やっぱり安全面から見ても非常に危険だということで、ちょっとバルクのほうの作業をとめておったりとか、そういうふうなことも聞くので、西工区はやはり整備をして、使い勝手のいい安全性の高い港にする必要があると思うんですけれど、西工区の整備について御所見を土木部長にお聞きしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 今御指摘のありましたとおり、客船、バルク船、コンテナ船が寄港することによりまして、さまざまな弊害も起きておるところでございます。ただ、これらの解決に向けて、まずは今現在の施設を効率的に使うということが大事かと考えております。例えば岸壁の利用面におきましては、客船のターミナルの整備に伴って客船と貨物船の利用する岸壁を区分するといったこと、また背後ヤードにおきましては、港の中の道路を整備しましてツアーバスとダンプトラックとの経路を分離するといったことが考えられます。

しかしながら、貨物量や客船寄港数が大幅に

増加すれば、さらなる混雑や過密化などが想定されるわけでごさいます、新たな港湾施設整備の必要性も生じてくると考えられます。そういったことから、今後の港の利用状況や社会情勢も踏まえながら、西工区も含めて、高知港全体をどのように整備し、活用していくのかということを検討していく時期に来ていると考えております。

○18番（武石利彦君） ぜひその方向で取り組んでいただきたいと思ひますし、また先ほど質問の中で、フェリーが来なくなったのでという事例も挙げましたけれど、これだけ全国的にトラック運転手が不足してきたということは、やはり今の陸送主体の物流から、船も使った物流に回帰というんですかね、シフトしていく可能性も十分あるんじゃないかなというふうに思ひますので、フェリーもまた高知新港に来れるような、そういった意味でも、西工区の整備に踏み出していただきたいという気持ちをここでお伝えしたいと思ひます。

それから、客船についてですけど、今ターミナルの整備が進んでおるといふふうにお聞きをしておりますが、このターミナルを整備されますとホスピタリティーも高まって、さらに使い勝手のよい港になるのではないかと大変期待をしておりますが、今の整備状況はどうなっていますか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） ターミナルの整備につきましては現在設計をやっておるところでございまして、これが上がり次第、工事に入っていくたいというふうに考えております。これらのターミナルを整備することによりまして、入国の審査にかかる時間が短縮されることによつて、お客様の滞在時間が延びるとか、周遊の範囲が拡大するとか、今仮設テントで受け入れをしておるわけでごさいますけれども、天候に左右されない快適な受け入れ環境が確保されるこ

と、また寄港地としての魅力度がアップするというを、我々は期待しているところでごさいます。

○18番（武石利彦君） ターミナル整備、期待もしておりますし、それとできれば景観ですよ。高知新港に近づいてきた客船に乗っている皆さんが、ああ何かわくわくするなというような景観には今なっていないような気がします。これなんかも造園業協会の皆さんとか専門家に聞くと、いや、余りお金をかけなくても、造園の技術を生かせれば、それなりの見せ方ってできますよというお話も伺ひますので、そのあたりもまた御検討いただければというふうに思ひます。これを要請しておきます。

次に、国の浦戸湾三重防護事業の予算確保に向けての取り組み、事業の進捗状況とか、それから予算確保に向けた御所見を土木部長にお聞きしたいと思ひます。

○土木部長（福田敬大君） 三重防護の事業につきましては、直轄事業におきまして、本年5月に、種崎地区で海岸堤防の耐震補強等の工事に着手をしたところでごさいます。また、燃料供給の拠点でありますタナスカ地区におきましても、早期の工事着手に向けまして、調査や設計を今進めておるといふふうにお聞きしております。

県の事業につきましては、引き続き若松町地区で海岸堤防の耐震補強等の工事を進めるとともに、今年度新たに潮江の新田町地区で工事に着手する予定としております。

三重防護の事業費はトータルで600億円でごさいます。事業を着実に進めていくためには予算の確保が最重要課題であると認識をしております。このため補正予算も有効に活用するとともに、予算の重点配分などの政策提言を行っており、今後も引き続き予算の確保に努めてまいりたいと思ひます。

○18番（武石利彦君） ぜひ、よろしくお願ひし

ます。

それから、高知新港、浦戸湾の高知港も含めてなんですけれども、これから30年後、50年後に向けての長期ビジョンを策定しなくてはならないと思います。坂本孝幸議員への答弁で第2期の考え方についての詳細な御説明がありましたが、その次のビジョンも持たなくてははいけないと思います。土木部長、その点について簡潔に御所見をお聞きしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 5年後をイメージいたしました第2期高知新港振興プランを今策定中でございますけれども、御指摘のとおり、その先を見据えた中長期的な港湾計画を策定する時期に来ておると、我々としても考えておるところでございます。このため高知港の強みと、そしてまたニーズの多様化を適切に分析し、有識者、それから港湾利用者などの御意見もお聞きしながら、中長期的な視点での高知港のあり方について検討を始めてまいりたいと考えます。

○18番（武石利彦君） ぜひよろしくお願ひします。

日本国内でも、例えば横浜もそうだし、先ほど事例に挙げた函館もそうだし、いろんな港がありますが、やはり新しい外洋港ができた内港、前から使われていた内港がほとんど船が来なくなって、そこを観光スポットとして整備しているというのが結構あるんですよ。

高知港——高知新港じゃなくて浦戸湾の奥の高知港のほうも、いろいろスポット的には観光で使っているところがあると思うんです。まだ点がぽつぽつとあるぐらいだと思うんで、点をふやして線にし、面にするという捉まえ方も、先ほど土木部長におっしゃっていただいた長期的な視野に立てれば必要なことじゃないかなというふうに思うんですけれども、この点についての知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 御指摘のとおりだと、そ

のように思います。浦戸湾は、自然、歴史、食、それぞれ本県の強みを体現したようなスポットをしっかりと内包している地域でありますから、それぞれの点をしっかりとネットワークにして、ここを一体として、観光を振興していくということは非常に有意義なことだと、そのように思っています。しかも、周辺の桂浜とか竹林寺とか、牧野植物園とか、さまざまな観光資源とも組み合わせることができる、非常に都市部に近いところで、いい形での自然、歴史、食、観光を展開できる、すばらしいエリアじゃないかと思います。ここは大変力を入れていくべきではないかなと、そのように思います。

○18番（武石利彦君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

それから、高知新港とか物流ということ言えば、県の産業振興計画が県内あちらこちらですごく育ってきていると思うんですけど、いろんな商品が開発されて流通の利用がふえればふえるほど、高知県内の流通の脆弱さというのか、コストがかかり過ぎるとというのが、ネックとして浮かび上がってくるんですよ。

いろんな人から、県内の何カ所かにそういった商品、製品をストックしておいて、それを一気に大きな動脈に乗せて持っていけば、コストダウンにもなるんじゃないかというような話も聞きます。そのために何が必要なのかというと、冷凍庫でも温度帯の違うものが2つぐらいと、それからチルド、それから常温で保管をしていく、そういった機能が要るでしょうねというようなこともお聞きします。県内に幾つかそういったものが整備できればいいんですけど、なかなか課題もあろうかと思います。例えば高知新港の周辺に今高知ファズもありますけれども、それから背後地なんかも活用して、そういった機能を持たせられれば、高速道路もすぐ近くまで来ていますので、おもしろい、有効に活用でき

る場所になるんじゃないかなというふうに思います。

また、高知新港の活用の視野にもそういった面も入れていただいて、それからこれも繰り返しになりますが、海上輸送も視野に入れた取り組みをしていただきたいというようなことも御提案させていただきまして、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。
(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



決算特別委員会の設置

○議長（浜田英宏君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成28年度の決算を審査するため、この際、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第17号及び第18号並びに報第1号から報第22号まで、以上24件の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第17号及び第18号並びに報第1号から報第22号まで、以上24件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、2番野町雅樹君、7番土居央君、10番加藤漠君、11番坂本孝

幸君、19番三石文隆君、21番土森正典君、22番西森雅和君、28番前田強君、31番坂本茂雄君、35番吉良富彦君、以上の諸君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（浜田英宏君） ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第16号まで、以上16件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末361ページに掲載〕



議員派遣に関する件、採決（議発第3号）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第3号 巻末365ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） 日程第4、議発第3号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長(浜田英宏君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明4日から10月11日までの8日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月12日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月12日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時59分散会

平成29年10月12日（木曜日） 開議第7日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

29番 高橋徹君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君



議 事 日 程 (第 7 号)

平成29年10月12日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案
- 第 8 号 高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 県有財産(無線機)の取得に関する議案
- 第 11 号 国道195号防災・安全交付金(大栃橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 12 号 国道493号道路災害関連(小島トン

ネル) 工事請負契約の締結に関する議案

第 13 号 高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 15 号 県道の路線の認定に関する議案

第 16 号 県道の路線の変更に関する議案

追加

議発第 4 号 軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案

議発第 5 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第 2 条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書議案

議発第 6 号 住宅の耐震化推進施策の抜本的強化を求める意見書議案

議発第 7 号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長(浜田英宏君) これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

さきに設置されました決算特別委員会から、委員長に土森正典君、副委員長に西森雅和君をそれぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末379ページ
に掲載〕



委員長報告

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第16号まで、以上16件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長弘田兼一君。

（危機管理文化厚生委員長弘田兼一君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（弘田兼一君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、地域福祉部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、福祉・介護人材確保事業費について、執行部から、介護事業所の離職要因の解消に対して直接的に作用すると考えられる項目につい

て、県が一定の基準を定め、その基準を満たしている事業所を認証する制度を導入し、多くの事業所が認証を取得できるよう、国の交付金を活用して支援していくための経費であるとの説明がありました。

委員から、対象となる介護事業所は県内にどれだけあるのか、また認証を受けるとどのようなメリットがあるのかとの質疑がありました。執行部からは、県内全ての事業所、法人を対象としている。また、認証を取得するメリットとしては、良好な職場環境であることを広くアピールでき、人材確保で有利になるほか、事業所へのインセンティブの付与についても検討しているとの答弁がありました。

別の委員から、事業所をサポートするのはどのような専門家なのか、また事業所ごとに条件が異なるが、個々の事業所の実情に対応したサポートが行えるのかとの質疑がありました。執行部からは、事業所のサポートについては、県が委託を予定している、他の府県において認証制度の導入に実績のあるコンサルタント会社に、個別にサポートしてもらうことを考えている。そのコンサルタント会社には、これまでの準備段階からアドバイスをいただいております、個々の事業所に対応したサポートができると考えているとの答弁がありました。

次に、第3号「高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、スマートフォン等の急速な普及による、青少年のインターネット利用環境の変化を考慮し、保護者の責務として、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、適切にインターネットによる情報発信を行う能力を青少年に習得させること、また青少年の状況に応じ、利用時間の制限など必要な措置をとることを加える等の改正をしようとするものであるとの説明がありました。

委員から、保護者に啓発することも必要だが、一般的に、有害なインターネットの利用をなくしていくことや、授業などを通じて安全で適正な利用方法を身につけていくことが必要であると考えますがどうかとの質疑がありました。執行部からは、今回の改正では、学校や関係団体においても青少年が適切なインターネット活用能力を習得できるよう努める旨の条項を加えることとしており、保護者だけでなく、関係者全体で取り組んでいくこととしているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、美術館改修事業費について、執行部から、東日本大震災を受け、天井の脱落対策に係る基準が新たに設けられたことから、基準に不適合である施設については速やかに対策に着手することとしており、実施設計が完了した美術館ホールのつり天井改修工事に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、平成27年度に基本設計を実施している歴史民俗資料館、文学館について、対応が数年後になる理由は何か、また基本設計から期間をあけて工事を行うのは問題がないのかとの質疑がありました。執行部からは、現地調査、基本設計の結果も踏まえた検討を昨年度行った。その上で、現在対策に必要な美術館を含めた4施設は、全て指定管理で業務を委託しており、指定管理期間の平成30年度まで企画展などが計画されていることから、それらを考慮して、指定管理期間終了後に順次工事を実施することとした。ただし、美術館ホールについては、予約を受け付けていないことから、先に工事を行うこととしたとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。
健康政策部についてであります。

国民健康保険制度改革について、執行部から、来年度から、県が国保財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担っていくこととなることから、国保運営方針の策定や県特別会計の設置、各市町村に負担を求める事業費納付金の算定方法の決定などを行っていくとの説明がありました。

委員から、将来的に高齢化が進んでいく中で制度を維持していくため、県としての方向性はどのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、地域包括ケアを推進していくとともに、健康長寿県構想などに基づいて、市町村にも健康づくりに今以上に取り組んでいただくことで、医療費を抑えていく必要がある。また、今回の制度改革において国は、国保の基盤強化について、平成30年度以降の状況を検証し、地方と協議を行うとしており、不足する部分があれば必要に応じ、全国知事会を通じて要望していくとの答弁がありました。

別の委員から、保険料が変わるのであれば、保険料を負担する住民に制度を理解してもらうことが重要であり、県も市町村とともに住民への説明に取り組んでいく必要があると考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、制度が変わることにより保険料が変わることについては、制度改革の目的や趣旨が住民に理解される必要がある。そのためには、市町村だけに任せるのではなく、県も一緒になって取り組んでいく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

土佐町における、水源のさと石原「北郷」発電所建設計画について、執行部から、平成24年9月議会で基本設計の補正予算について承認され、本議会での工事費予算の計上に向けて、土佐町と連携して事業に取り組んできたが、結果として、発電所用地の取得には至らず、計画期

間内での資金回収ができなくなるリスクも大きいことから、現時点で事業化を断念せざるを得ないと総合的に判断したとの説明がありました。

委員から、これまでにどれだけの予算がかかったのかとの質問がありました。執行部からは、合計で約8,200万円であるとの答弁がありました。

別の委員から、土地の取得は大事業を行う場合、重要な点である。これまでにかけた経費も大きいことから、土地が取得できなかった経緯の詳細について質問がありました。執行部からは、各段階での必要な手順を踏んだ上で地権者との交渉を行っていたが、登記名義人に不幸もあり、改めて関係者と交渉していたが、土地の取得期限となる本議会までに取得できなかったものであるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、期待していた事業であり、残念だ。今後、同じようなことのないよう、反省点を含め、記録を残しておくよう要請がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 商工農林水産委員長梶原大介君。

(商工農林水産委員長梶原大介君登壇)

○商工農林水産委員長(梶原大介君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、就職情報発信等委託料について、執行

部から、大学生の県内就職に向けた取り組みを強化するため、県内企業の経営者などが参加して企業の魅力を紹介するなどの、大学生向け就職セミナーの開催回数をふやすための経費であるとの説明がありました。

委員から、県内の人手不足が深刻化する中で、大学生の県内就職を促進するこの取り組みには期待しているが、委託先をプロポーザル方式で選定するに当たり、選定基準をどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、より多くの学生に県内企業の魅力を知ってもらうため、学生を多く集めるための斬新な工夫や、参加企業の募集に関しては、特に熱意を持った企業に多数参加していただけるような企画提案を求めているとの答弁がありました。

別の委員から、大学生の県内就職率を平成31年度の目標値にまで上げていくためには、企業側の受け入れ体制の充実も重要になると思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、企業の人材確保について、いわゆる買い手市場であったころとは違った、採用側の努力による余地はあると考えている。どういう人材が必要なのかというビジョンを持ち、学生にはいかにアピールしていくか、必要な人材を確保するために企業はどうあるべきかといった、企業向けのセミナーを本年度からスタートさせている。企業における人材確保の努力を促していくことと、学生に県内の企業で働く意識を持ってもらう機会をつくることの両輪で、取り組みを強化していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、燃料低コスト化技術実証事業委託料について、執行部から、持続可能な次世代型こうち新施設園芸システムの確立のために、燃料用おが粉を1キログラム当たり36円未満で安定供給できることを目指し、低コスト製造技術に係

る実証を、来年度にわたって委託するものであるとの説明がありました。

委員から、これまでの実証において、燃料用おが粉の単価はどれくらいと試算されているのかとの質疑がありました。執行部からは、四万十町森林組合による実証では、1,100トンをつかった場合で、1キログラム当たり42円という結果が出ている。今回計画している実証の委託においては、製材所でできる生おが粉を原料とすることを初め、生産効率の向上、製造量の増大、輸送方法と貯蔵などの検討と実証を行うことで、目標とするところまでコスト低減ができるのではないかと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、生産性の差によって、今後従来のハウス栽培から次世代型ハウスへの転換がふえると考えられ、それを支える低価格の燃料の供給体制をしっかりとつくってもらいたいとの要請がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、漁業生産基盤維持向上事業費補助金について、執行部から、カツオ資源の減少に危機感を抱く有志の方々により、本年2月に設立された高知カツオ県民会議の活動を支援するため、シンポジウムの開催や中西部太平洋まぐろ類委員会の年次会合への参加に係る経費について、補助を行うものであるとの説明がありました。

委員から、カツオ資源確保の取り組みは本県にとって重要で、また国においては、マグロ資源の問題ほどに課題意識が持たれていない状況の中で、高知カツオ県民会議が立ち上がり、活動が始まったことは大きいと思われる。年次会合での直接的な発言権はなくても、外交交渉を行う関係省庁に対して、県も一緒になって要望活動を行うなど、力を入れてもらいたい、その意気込みはどうかとの質疑がありました。執

行部からは、参加を計画している年次会合では、水産庁と協議する機会が毎日のように設けられており、高知カツオ県民会議からの参加者にはそうした場で思いを伝えてもらうことで、国際的にも意気込みが伝わっていくと考えている。民間発の非常によい動きであり、県としてしっかりと支援していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、高知カツオ県民会議が、外国での年次会合にも参加して頑張っていることを広く県民に周知すれば、機運の醸成につながると思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、高知カツオ県民会議には、地元新聞社の方も主要メンバーとして参画されており、これまでもその活動等について、県内のみならず、全国のマスコミと連携した情報発信もなされており、非常にありがたく思っている。県としてもしっかりとPRしていくとの答弁がありました。

別の委員から、島嶼国には、カツオ資源の保護に関し、同じ方向性を持ち、日本に協力してくれる国があるが、年次会合に参加した際には、そうした国の方々と協力関係を築く機会を設けることはできないかとの質疑がありました。執行部からは、年次会合の場で交渉に当たるのは水産庁であり、現地においてそうした機会が得られるかは定かでないが、実現できればいい動きにつながるかと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

商工労働部についてであります。

執行部から、須崎商工会議所の定期監査を実施した結果、不適切な取り扱いにより、事務局長の件費に係る補助金を県に申請し、受領していたことが判明した。平成24年度から28年度分について確認作業を行い、いずれの年度も補助要件を満たしていなかったため、これに係る補助金の返還を求める。今後、さらに平成23年度以前についても調査を行い、必要があれば適

切に対応するとの報告がありました。

委員から、商工会議所は、商工業者に対して経営指導を行う社会的に責任のある団体で、曖昧にさせてはならない事案であり、今後の確認調査においても厳格な対応を求めるとの要請がありました。

別の委員から、税金を投入するに際して基礎となる会員数などについて、これまで県の定期監査では確認していなかったのかとの質問がありました。執行部からは、これまでの定期監査は、補助事業の執行状況に重きを置いた観点で行っており、今回のように、会員数などの確認を全ての帳簿類と突合して行うことまではしていなかったとの答弁がありました。

さらに委員から、須崎商工会議所だけでなく、県の定期監査がしっかりできていなかったことにも問題がある。補助金を出す立場として、しっかりとした対応をしてもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、この補助制度を国から引き継いで以降、さまざまな面で事業者の経営環境は変化してきており、地域の商工業者にとって必要不可欠な商工会議所、商工会のあり方といったことも含めて検討を行い、制度を見直すことが必要な時期に来ているのではないかと思うとの意見がありました。

最後になりますが、林業振興・環境部から、先月入札を行った排水路整備工事において、予定価格の積算誤りがあったとの報告がありました。

商工農林水産委員会として、このようなミスが事業者にも非常に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、今後再発防止にしっかり取り組むよう要請しました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 産業振興土木委員長依光

晃一郎君。

(産業振興土木委員長依光晃一郎君登壇)

○産業振興土木委員長（依光晃一郎君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第5号議案、第11号議案、第12号議案、第15号議案、第16号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、貨客混載推進検討委託料について、執行部から、本年9月から乗り合いバスの貨物重量制限の撤廃や、過疎地域限定での貸し切りバス及びタクシーの貨物輸送並びに貨物自動車による旅客運送が可能となるなど、貨客混載に対する規制緩和が行われた。これを中山間地域における効果的な取り組みにつなげるため、地域の実情を踏まえた、複数の事業スキームの構築を検討する検討会の運営支援などの業務を委託する経費であるとの説明がありました。

委員から、集落活動センターが集落内での貨物及び旅客運送を自家用車で実施することは可能か、またその際にソフト対策も必要だが、それに対する補助制度はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、既存の制度である自家用車の有償運送の登録及び許可を受ければ可能である。また、ソフト面についても、移動手段の確保対策となる仕組みづくりに係る調査費等に対する県の補助制度が利用できるとの答弁がありました。

別の委員から、現在地域内で営業している事

業者の経営面で非常に有効な手段であるが、人材確保センターなどの外部とのつながりや観光への活用なども含めて、10年程度ではなく、もっと長期的なスパンで利益を出していきけるようなスキームを検討していく必要があると考えるが、今回の予算は少ないのではないかとの質疑がありました。執行部からは、これから検討するサービスは維持、持続性が最も重要と考えているが、今回計上した委託料は検討会の補助的な経費であるので、計上した金額で十分な検討が可能であるとの答弁がありました。

次に、中山間地域所得向上支援事業費補助金について、執行部から、この事業は、中山間地域において収益性の高い農産物の生産・販売等により所得向上を図るために、市町村が策定する計画に基づいて取り組む、基盤整備や施設整備等を総合的に支援するものである。今回の補正予算は、鳥獣被害防止施設の整備についての補助であり、補助率は資材費のみの定額補助で、財源は全て国費であるとの説明がありました。

委員から、この事業は非常に有効であるのは間違いないが、鳥獣は、ある地域に防護柵をつくって防いでも、柵のない別の集落に移動して、また被害を受けるという状況になっているが、どういう対策をしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、各市町村に鳥獣被害対策協議会があるので、集落間の連携をとりながら、順次必要な集落で対策を実施するなど、協議会において調整していくとの答弁がありました。

別の委員から、県は鳥獣被害に対して、現在どのような戦略を立ててやっているのかとの質疑がありました。執行部からは、調査によって被害が深刻であるとされた県内約1,000集落のうち、平成27年度から3年計画で約500集落の防除に重点的に取り組んでいる。具体的には、各JAに現在16名の鳥獣被害対策専門員を配置し、各支援集落に応じた対策について、集落会など

を開いて合意を得ながら、集落単位で被害対策に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、国際観光推進事業費について、執行部から、台湾をターゲットとした本県の取り組みについては、個人旅行者向けの事業展開が必要と考え、台湾個人旅行者周遊促進キャンペーン及びマーケティング調査として、二次交通の割引特典のついた周遊優待カードの発行、配布とアンケート調査を行うほか、認知度向上のため、台湾のテレビや月刊旅行雑誌にて観光情報の発信とキャンペーンの告知を実施するなど、台湾個人旅行者の誘客促進を強化するための経費であるとの説明がありました。

委員から、外国に行くときには関西空港や成田空港を使用しているが、高知龍馬空港とは直接つながっていない。高知を売り込んだ後に、外国の方が高知に来たいと思ったときにゲートはどうするのか。また、高知龍馬空港は年間140万人ぐらいが利用しているが、その中で台湾の方はどれくらい利用しているのかとの質疑がありました。執行部からは、台湾からの入国方法については、正確な把握が必要であるが、現在旅行会社を通じた団体旅行で高知に来ている方が多数である。また、その旅行の日程は4泊5日での四国周遊コースが定番であり、四国では高松空港と台湾との間で直行便が就航していることから、同空港発着の便を利用している方が多いとの答弁がありました。

別の委員から、空港からスムーズに目的地に向かえる案内をしたり、交通機関を紹介するなど、何らかの対策が必要だと思うが、現状と対策はどうかとの質疑がありました。執行部からは、目的地へスムーズに動けるような情報提供は必要であると考えている。今、JR四国では四国内の鉄道が利用できるオール四国レールパ

スを販売しており、個人客はそれを利用している方が多く、四国4県が一緒になって取り組んでいる。しかし、高松空港から高速バス等を利用して高知に来る場合は、乗りかえの案内等が課題だと認識しているとの答弁がありました。

別の委員から、現状として、高知への台湾旅行者は団体旅行が多いということだが、これらの誘客事業の成果をどのように推しはかろうとしているのかとの質疑がありました。執行部からは、事業効果については、観光庁の宿泊旅行統計調査を基準としている。高知県への台湾からの平成28年の延べ宿泊者数は、従業員10人以上の宿泊施設では1万7,350人泊となっている。また、同年の外国人全体の宿泊者数は、従業員10人未満の宿泊施設も含めて7万5,400人泊であり、平成29年は9万2,000人泊を目標としているとの答弁がありました。

委員から、観光も貿易もウイン・ウインの関係でお互いが利益にもなり、交流もできるというのがベストであるが、現状では日本から2016年に約190万人しか台湾へ行ってない。人口が約2,300万人の台湾からは約417万人が日本に来ている状況で、他県では、海外への修学旅行生にパスポート取得費用相当の補助をしている事例もあり、そういう思い切った手段を含めた検討をすべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、こっちから来てくださるばかりではなく、交流という視点も持ちながら、外商や国際交流の部門とも連携しながら事業を展開し、本県からも外国に人が行って、それ以上にまた来てもらうという視点を持って取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第2号「平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算」のうち、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター管理運営委託料の債務負担行為について、執行部から、平成21年度から包

括的民間委託を導入し、現在3期目となっている高須浄化センターの運営管理について、今年度末で契約期間が満了となるため、4期目となる平成30年度から32年度までの3年間の業務委託を行うものである。あわせて、この期間内に下水汚泥を減量化できる消化処理施設を導入し、消化の過程で発生する消化ガスは、平成32年度から同センター内で発電事業を実施する予定の民間事業者に売却して、経費節減を図るとの説明がありました。

委員から、同センターは津波浸水想定区域内であるが、津波で浸水した際には、今回新たに整備する消化処理施設を含めた同センターの機能はどうなるのかとの質疑がありました。執行部からは、同センターは約1.7メートルの浸水が想定されているが、津波と地震に対する対策工事が来年度には完了予定であり、水が引いた後には施設は稼働できると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、消化ガスによる発電事業は20年間の再生エネルギー固定価格買取制度を活用するとの説明であったが、期間満了後、消化ガスをどのように処理する計画なのかとの質疑がありました。執行部からは、その場合、消化ガスを焼却処分するという方法もあるが、その時点での買い取り価格等を踏まえ、発電事業の継続についても検討を行うことになると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、平成21年度以降、包括的民間委託を実施しているが、県職員の技術継承は計画的に行われているのかとの質疑がありました。執行部からは、同センターに技術職の職員を継続して配置し、技術の継承に努めているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

建設工事の入札・契約手続の誤りへの対応と

再発防止の取り組みについて、執行部から、平成29年9月5日に開札した、国道493号（北川道路）道路改築工事において、予定価格調書作成に当たり、調査基準価格の算定を誤って入札を実施し、この誤りがなかった場合の落札候補者とは別の事業者を落札者として契約を締結していた。正しい算定では、今回契約を締結した事業者は調査基準価格を下回ることであり、次点である事業者が落札候補者となることになり、今回落札した業者からの問い合わせにより判明した。この契約については、締結済みであることから、現行の契約を継続し工事の完成を目指すとともに、本来落札者となり得た事業者には事情を説明し、謝罪した。今後の再発防止については、作成者による単純な入力ミス及びそれを決裁権者までもが見逃したことが原因であることから、予定価格調書作成者と決裁権者による読み合わせやチェックシートの使用を徹底し、チェックを確実なものとするなど、常に緊張感を持って、ミスを見逃さないようにしていくとの説明がありました。

委員から、土木事業者は落札しようと一生懸命積算し、努力しており、こんな単純なミスで努力が無駄になったことを大いに反省してもらいたい。これまでも、同じような単純な積算ミスがあり、今後このようなことがないように努めるとの表明もした中で、また同様のミスが出ており、本当にしっかり真面目にやってもらいたいと指摘しておく。その上で、今後県としてどのように工事の品質を確保していくのかとの質問がありました。執行部からは、少額であるとはいえ、調査基準価格を下回った工事なので、現場への立ち入り頻度をふやすなど、高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督を実施していくとの答弁がありました。

報告を受け、産業振興土木委員会として、入札・契約の手続の誤りは、民間事業者にとって

は非常に大きな影響があることを十分認識し、今後再発防止にしっかりと取り組むよう要請しました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 総務委員長坂本孝幸君。
（総務委員長坂本孝幸君登壇）

○総務委員長（坂本孝幸君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第6号議案から第10号議案、第13号議案、第14号議案、以上8件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、高知みらい科学館運営費負担金について、執行部から、本県唯一の科学館として、県内全域を対象として事業を実施することから、その運営費についても、県として応分の負担を行うための負担金であるとの説明がありました。

委員から、学校利用を促進するために、各市町村教育委員会との連携はどのように行っているかとの質疑がありました。執行部からは、ことし4月に各教育長が集まった場で説明を行った。また、各市町村教育委員会に向けた、利用に関する意向調査を行う予定であるとの答弁がありました。

さらに委員から、プラネタリウム等のメンテナンスや企画展には多額の費用を要するが、高知市としっかり打ち合わせを行っているかとの質疑がありました。執行部からは、科学館で行う事業の内容や予算については、毎年協議の上決定していくという協定書を、高知市と結ぼう

としている。また、事務レベルにおいても、毎月話し合いの場を持つように考えているとの答弁がありました。

別の委員から、県も半分負担するのであれば、県の考えも反映されていかなければならない。全県下の科学館として活用してもらいたいとの意見がありました。

次に、第6号「高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案」、第7号「高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案」及び第8号「高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案」について、執行部から説明がありました。

委員から、新図書館等複合施設オーテピアの駐車場については、しっかり県と高知市で連携をとってもらいたい。例えば、施設内に整備する駐車場以外に、中央公園の地下駐車場や周辺の民間駐車場の補完的な活用、また、現在有効活用のための公募を行っている、オーテピアに隣接した市有地の活用も、できるのであれば検討するなど、利便性と費用面の両にらみでさまざまな方策を練ってほしいとの意見がありました。

別の委員から、オーテピアにおける駐車場利用において、学校利用での子供たちのためのバスが駐車できるよう配慮してもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、公共交通機関を利用される方の利便性の向上を図るため、オーテピアの開館に向けて、公共交通機関との連携についても今後検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

公文書館及び歴史的公文書制度の仕組みづくりに向けた対応状況について、執行部から説明がありました。

委員から、公文書に関して、職員全体に広くあまねく研修すると同時に、公文書に関する専門的な人材をどのように確保し、育てていくのかとの質問がありました。執行部からは、本年7月から非常勤職員を1名雇用しており、9月に行われた国立公文書館が主催する研修に参加をさせている。また、1名では十分でないとの認識は持っており、複数の人材を確保し、国立公文書館の研修や他県の公文書館での実務研修といったものを通じて、スキルアップを図っていきたいとの答弁がありました。

次に、高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成について、執行部から、これまでの経緯、連携事業の内容、今後のスケジュールについて説明がありました。

委員から、生活者目線から見ると、高知市から遠い地域は、日ごろ余り接点もない中、高知市を中心に全市町村が連携と言われたときに、少し乖離を感じるころもあるのではないかと質問がありました。執行部からは、連携事業の中には、距離的な制約があるものもあると思うが、一方で、距離の制約が少ないもの、限りなくゼロのものもあるはずで、そうした事業について、高知市から離れている地域では実施しないとしてしまうと、高知市周辺地域とそれ以外の地域とで格差を生じさせる原因となるのではないかと考えている。全ての事業について、全市町村が同じ形の連携をしなければならないわけではなく、ウイン・ウインの関係になれる連携事業を選んでいただくことになるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

平成29年度全国学力・学習状況調査結果の概要について、執行部から、各教科に関する学力の状況や質問紙調査の、高知県の状況と全国の状況を比較した結果について説明がありました。

委員から、学校現場では、春休みの宿題で過

去問の練習をする等の状況があるように聞いている。文部科学省からの本調査の趣旨に関する通知を再度徹底する考えはないかとの質問がありました。執行部からは、本調査の趣旨については、文部科学省からの通知等も含めて周知徹底していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、新たに政令指定都市別の結果が公表されることになり、当初の目的とは違う方向に向かっているのではないかと懸念している。学校現場も子供たちも多忙感がふえており、教育の原点に立ち返った取り組みをしてほしいとの意見がありました。

また、別の委員から、9月26日に、高知県と高知市、知事・市長及び教育長連携会議が開催された。学力の状況について高知市と認識を共有するためにも、こういう会議が大事であるが、今回の会議はどのような状況であったかとの質問がありました。執行部からは、本年度の全国学力・学習状況調査の結果についての受けとめを、県市で共有した。高知市が学力を向上させていくためには、授業改善をしていかないとはいけない。そのためには、教員の指導力向上が必要である。高知市には教員を指導するスタッフの人数が少ないので、強化していきたいという話があり、県として協力していくこととお話したとの答弁がありました。

さらに委員から、子供たちのため、将来の高知県のため、県市が一緒になって力を合わせる事が大事である。情報交換は無駄にならないので、連携会議は年に1回では少なく、年に3回は開催することを求める。教育長の会合もさらにふやし、継続して行うようにとの要請がありました。

次に、高知市学校給食センターから県立高知南中学校への給食配送について、執行部から、6月定例会の総務委員会において、高知南中学校と高知国際中学校の生徒間の給食格差が出な

いよう要請があったことから、高知市教育委員会に対し、改めて高知南中学校への給食配送の検討を文書で依頼したところ、高知市教育委員会から、学校給食衛生管理基準で定められている時間内に、決められた業務工程を安全かつ確実に実施する必要があること、調理や配送等の業務を受託する民間の事業者は現段階で未定であることなどの理由により、高知南中学校への配送は難しいとの回答があった。高知市教育委員会の回答や、新たに設備投資をすることの費用対効果、さらには高知南中学校では併設の高等学校の食堂が利用できることもあわせて検討した結果、給食配送は見送ることとし、代替措置について検討する方針であるとの説明がありました。

委員から、県立高知南中学校の給食をきちんと保障するためにも、高知市教育委員会に、県教育委員会がスケジュール、予算も含めて再度提案することはできないかとの質問がありました。執行部からは、県立高知南中学校の給食については、高知市学校給食センターからの配送を受けるという形で実現できないかという話である。高知市からは、安全かつ時間内に給食配送することはなかなか難しいという回答があり、それは尊重せざるを得ないと思っている。また、高知市に対し、県として、こういったことに費用負担ができないと言っているわけではないとの答弁がありました。

また、別の委員から、配送が困難だという高知市からの回答があり、仕方がないという一方で、費用対効果という言葉が出てきて、あわせて考えるとできないという結論になっているのではないかとの質問がありました。執行部からは、今回の件については、給食に関する格差をどのように埋めるのかという話である。まず、経済的な格差については、議会での承認は必要となるが、例えば、給食と高知南中学校の食堂

の弁当との差額について費用負担することも検討したい。また、食育の面についても、食堂で購入した弁当や持参した弁当をクラス全員そろって食事しているので、その時間を活用し、食の重要性や食の喜び、楽しさを理解させるなど、学校全体でさらに食育を推進していこうと考えている。100%給食と同じとまではいかないかもしれないが、経済的な面、食育の面と、両面でしっかりと手当てを講ずるという方向であれば、給食センターからの配送が受けられなくても、保護者等にも理解をいただけるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、県立安芸中学校と県立中村中学校の給食についてはどのような状況かとの質問がありました。執行部からは、この2校については、安芸市と四万十市にそれぞれ給食センターができたので、安芸市教育委員会と四万十市教育委員会にそれぞれ配送ができるか照会を行ったが、現時点では調理する余裕がないため難しいとのことである。しかしながら、県としても、両市の給食センターの稼働に余裕ができれば、給食配送の依頼を検討していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、県立中村中学校は、宿毛市から通っている生徒も多く、御両親も早朝から弁当をつくって頑張っている。ぜひ、給食を食べられる状況を実現してほしい。また、県立高知南中学校においても、給食配送ができれば一番よいと思うが、現在の状況から悪くなるということではないので、今後もさまざまな状況を勘案して、検討してほしいとの意見がありました。

また、別の委員から、今回の件については、さまざま意見が出たので、執行部としてしっかりと委員の思いを受けとめ、給食格差の是正、食育面の配慮をしてもらいたいとの意見がありました。

次に、県立学校統合校の校歌、校章、制服について、執行部から、高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の校歌、校章、制服の決定方法について、県教育委員会の方針の説明がありました。

委員から、なぜ高知国際中学校・高等学校の校歌だけ、県立学校統合校校章等選考委員会で検討せず、校歌だけを先に決めないといけなかったのかとの質問がありました。執行部からは、校名問題では、随分いろいろ学校関係者の御意見を直接お聞きしてきたが、校歌等については、県教育委員会で責任を持って決めてもらいたいとの意見があった。選考委員会を設けているが、これは、あくまで県教育委員会の内部組織であるので、選考委員会に委ねるものと委ねないものをまず判断したとの答弁がありました。

さらに委員から、高知南高等学校の関係者は納得していないのではないかと、執行部の答弁とは異なる意見もあるのではないかと指摘がありました。

さらに委員から、高知国際中学校・高等学校の校歌を平成35年度中に決めるということでは、平成35年度の入学式には間に合わない。遅くとも平成34年度中に新たな校歌をつくるべきではないかととの質問がありました。執行部からは、高知西高等学校の生徒と同居する、平成30年度から平成34年度の間は、一体感を育むために高知西高等学校の校歌を使うこととしており、改めて平成35年度の段階で、新たな校歌をつくるか、どういう校歌で卒業したいかということ、生徒みずから判断してもらいたいとの答弁がありました。

別の委員から、平成35年度中に校歌を決定するに当たっては、生徒の自主性を尊重した決定方法をとってほしいとの意見がありました。

さらに、別の委員から、新しい学校には新しい校歌をつくるのが一般的であるので、平成35

年度に校歌を決定するときには、新たな校歌を決定するというを明示するようにとの要請がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第16号議案まで、以上15件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上15件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第4号—議発第6号 意

見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第4号から議発第6号 巻末367～
372ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案」から議発第6号「住宅の耐震化推進施策の抜本的強化を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第4号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案」から議発第6号「住宅の耐震化推進施策の抜本的強化を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり

可決されました。



議案の上程、採決（議発第7号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第7号 巻末374ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第7号「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



継続審査の件

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末377ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（浜田英宏君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（浜田英宏君） 閉会に当たりまして、一

言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成29年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出をされました。特に補正予算では、第3期産業振興計画に基づく、地産の強化をさらに進めるとともに、人手不足対策にも資する取り組みのための予算などが提案され、議員各位におかれましては、終始熱心な御審議をいただきました。

おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

日に日に秋の深まりを感じる季節となつてまいりました。先日は衆議院の総選挙も公示されましたが、議員各位を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましては、どうか健康に十分留意をされまして、県勢発展のために引き続き御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成29年9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成29年度一般会計補正予算を初め、高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、産

業振興やインフラの充実と有効活用を初め、教育振興などに関して数多くの貴重な御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言などを十分肝に銘じ、私自身も、一層気持ちを引き締めて、今後の県政の運営に努めてまいります。

議員の皆様方からは、第3期産業振興計画につきましても、さまざまな御意見をいただきました。この7月に設立いたしました一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターも、いよいよ来週開所の運びとなりました。地産外商をさらに拡大し、持続的な拡大再生産の好循環を実現できるよう、地域や産業の担い手の一層の確保を初め、地産の強化に全力で取り組んでまいります。

また、県民の皆様、関係者の皆様のお力添えのもと進めております「志国高知 幕末維新博」につきましても、この9月末に、メイン会場である高知城歴史博物館を初め、全ての地域会場を合わせまして、来場者100万人を達成いたしました。今後、さらなる誘客促進を図りますとともに、第2幕の開幕に向け、しっかりと準備を重ねてまいります。

議員の皆様方には、県民を代表するお立場から、さまざまな場面におきまして、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから少しずつ秋が深まってまいります。議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長(浜田英宏君) これをもちまして、平成

29年9月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時2分閉会